

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 03148 7556



昭和十年五月十五日印刷
昭和十年五月二十日發行

國譯一切經毗曇部廿四

不許複製

編輯者兼

岩野眞雄
東京市芝區芝公園七號地十番

印刷者

長尾文雄
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

印刷所

日進合
東京市芝區芝浦町二丁目三番地

發行所

東京市芝區芝公園地七號地十番

大東出版社

振替東京一九四七一
電話芝三〇一四〇六番番

所本製角兩

所本製

索 引

(頁は通頁を表はす)

—ア—		慧波羅蜜	68	苦遲通行	279
阿世耶	1,416	緣現觀	216	苦法智	215
阿素洛	97	厭愚對治	156	苦類智忍	215
阿那	188	—オ—		具尸羅	2
阿泥律陀	187	應作用	49	具縛	218
阿笈摩	388	應時施	70	俱解脫	273
阿波那	188	應習	83	空々	407
阿賴耶	34	越界	166	空三摩地	405
惡業	6	越次	161	空無邊處等	378
惡執惡	89	愚圓德	352	—ケ—	
薩羅筏拳大龍王	97	遠性	156	解脫	421
安隱	6	遠分對治	156	解脫道	159, 278
安住法	259	—カ—		決擇分	208
頰部曇	12	加行道	278	結等	135
—イ—		迦濕彌羅	430	結界	2
已離欲食	70	迦栗沙鉢拏	52	健駄梨	368
位	121	戒波羅蜜	57	鍵南	12
伊利尼	368	竭地羅	308	顯色食	184
意牟尼	22	羯尼迦花	425	見至	220, 273
威勢圓經の四種	352	羯刺藍	12	見現觀	216
異熟順受	9	羯磨	2	見趣	110
異熟障	53	覺天	121	現觀	172
異處	57	—キ—		現前順受	10
異門	46, 85	記心示導	467	現法	410
一間	221	希天施	73	—ク—	
一礙	191	姫膝	121	故捨	1
一來果	219	義無礙解	356	五法	92
一來果向	226	敬重施	71	後法	410
因明	360	教試示導	367	語牟尼	22
—ウ—		喬答摩	350	護法	259
有愛	96	行	85	迦處	32
有行般涅槃	228	行捨	383	香象	345
有罪	83	形色食	184	廣嚴城	355
有事の惑	354	—ケ—		業異熟智力	341
有隨眠	125	九種の結	155	業障	53
有覆	83	九種の遍知	164	極七返生	222
烏沙斯星	425	共相	114	根上下智力	341
烏莫迦花	425	求報施	73	金剛座	68
—エ—		供奉食	184	近分	404
衣袋母	114	苦々性	172	—サ—	
慧解脫	273	苦遲通行	279	三藏	81

三徳の圓徳	350	須菩提	14	勝觀	67
三漏	130	趣	72	勝義諦	173
算計	360	習	43	勝處	424
薩	88	習先施	73	勝進道	278
		習修	339	聲明	360
尸羅	177	臭蘇	89	證淨	295
四支	384	修	34	上流般涅槃	228
四事	78	修等持	409	定波羅蜜	68
四取	130	十業道	24	淨定の四種	399
四種の因圓徳	351	十智	307	定靜慮	376
四種の果圓徳	351	十八不共法	340	靜慮	375
四種の無礙解	356	十力	341	靜慮解脫等持等至智力	341
四聖種	180	十六行相	322	心狂	16
四善根の體	206	宿生智證明	366	心受	15
四通行	279	宿住隨念智證通	362	心亂	17
四顛倒	93	宿住隨念智力	342	信解	220, 273
四道	278	順苦受業	8	身證	273, 237
四無量	413	順解脫分の業	81	身受	15
四瀑流	130	順決擇分	208, 400	身牟尼	22
思法	259	順決擇分の善	81	神境智證通	362
死生智力	343	順現、順生、順次生	10	神變示導	367
死生智證明	366	順受	9	盡智	68
始欠持	60	順住分	399		
詞無礙解	356	順勝進分	339	—ス—	
示導	367	順退分	399	隨至施	73
自手施	70	順不苦不受業	8	隨信行	218, 273
自性順受	9	順福分の善	81	隨法行	218, 273
自相	114	順馬處	9		
事現觀	216	順浴散	9	—セ—	
孳産	322	順樂受業	8	世友	121
治遠性	158	所緣順受	9	世俗諦	173
持息念	183	所緣隨增	108	世俗智等	307
持對治	156	處遠性	158	世第一法	206
時遠性	158	處非處智力	341	制多	4, 32
時解脫	260	除遣修	339	刹帝利	350
七種の聖人	273	生靜慮	375	説出道無畏	349
七處善	223	生般涅槃	228	説障法無畏	349
七善士趣	233	正決定	168	殺生・偷盜・妄語	11
色身圓徳	352	正性決定	215	扇搥	5
沙門	252	正性離生	215	施茶羅	290
遮怒羅	345	正勝	284	善業	6
邪清淨	23	正等覺無畏	346	善法欲	106
邪牟尼	23	清淨	22		
種々界智力	342	聖諦	172	—リ—	
種々勝解智力	242	聖諦現觀	215	相	120
				相應順受	9
				相應隨增	108
				相應の無明	98

相遠性	158
雜穢語	33
俗道	165
—タ—	
多所作	43
他心智證通	362
駄都	78
待	121
退法	259
對治修	339
大悲	349
大母	34, 115
達法	259
斷善根捨	2
斷對治	156
—チ—	
知圓經の四種	351
中間靜定	404
中般涅槃	228
賃婆	76
頂法	201
—テ—	
底沙	68
天眼智證通	362
天耳智證通	362
天授	56, 92
—ト—	
窳堵波	62
等起	26
等持	376, 404
得修	339
—ナ—	
那羅延	345
內等淨	383
煖法	200
—ニ—	
二解脱	259
二形捨	1
尼延衣	34
忍	163
忍波羅蜜	67
忍法	202
—ネ—	
念住	348
然燈	67

—ハ—	
波刺斯	26
波羅蜜多	68
婆私	17
婆羅痾斯	425
婆羅門	254
婆羅門の性	254
薄貪瞋癡	226
縛	140
縛矩羅	182
伐浪伽	345
鉢羅奢住	12
鉢羅塞建提	345
八支	92
八地	166
半擇迦	5
槃豆時縛迦花	425
—ヒ—	
非處	32
非福行	6
毘婆沙師	430
—フ—	
不共の意義	340
不共の無明	98
不遯果	219
不時解脱	261
不生	187
不靜觀	183
不退生	12
不動解脱	261
不動行	6
不動法	259
布施波羅蜜	67
怖畏施	73
福行	6
—ヘ—	
閉戸	12
別解脱律儀	224
遍知	163
遍趣行智力	342
遍處	426
辯無碍解	356
—ホ—	
菩提分法	282
本母	140

法救	120
法師	74
法智	165
法無礙解	356
法密部	2
法輪	254
寶髻	67
北俱盧	97, 187
報恩施	73
凡象	345
犯戒者	2
煩惱障	53
梵輪	255
—マ—	
摩訶諾健那	345
曼歇多王	373
慢の種類	95
—ミ—	
未度迦	76
未離飲食	70
妙	83
妙行	22
妙智	120
妙觸貪	184
命壽捨	1
眠	142
—ム—	
無有愛	96
無願三摩地	405
無願無願	407
無行般涅槃	228
無間道	159, 278
無事の惑	354
無色	377
無上	83
無靜	14
無相三摩地	405
無相無相	407
無想天	97
無損施	71
無滅	51
無漏定	382
—メ—	
馬勝	146
—ヤ—	

軌	130	樂遲通行	279	漏盡智證通	362
夜盡捨	2	樂通行	354	漏盡智證明	366
				漏盡智力	343
預流果	219	類	120	六隨眠	84
		類智	165	六相	191
羅怛羅	355	類同分	12	六瘡門	134
邏刹利	387				
樂速通行	279	漏永盡無畏	346		



親近し、眞智の資糧を修習し、方に智境に於て一切の惑無し。麟喩獨覺すら尙法相に於て決判すること能はず、況んや諸の聲聞をや。彼れの所證の法は一他教に隨ふが故に、此れに由りて諸法の正理を決判するは、唯眞實大牟尼尊に在り。是の故に定んで知る、阿毘達磨は眞に是れ佛説なり。應に隨つて信受すべし。無倒に修行して解脱を勤求せよ。

大覺の所行、眞の妙義、

諸の善逝子能く證知す。

諸の眞の妙義を證知せんと欲するものは、

唯教を執するもの、堪能する所に非ず。

故に佛言と正理の論に順へ、

能く妙義を證する依と爲るに足る。

智者但能く此の教に依りて

故に法義の眞不眞を判するは、

唯對法の正理の鈎に隨ふ。

定んで自ら迷ふ所に執する者に非ず。

要す正理了義の經に依れ。

應に亦心を正理に標すべし。

及び正理と阿笈摩に順うて

何ぞ固く邪難の論を求むるを用ひん。

捐墮なかるべし。餘に由らざれ。

唯大覺尊を定量と爲す。

阿毘達磨藏顯宗論終

隱没す。北方は證法猶増盛するが故に。世尊の正教流布すること尙多し。此れに由りて如來の無上智の境、衆聖の栖宅、阿毘達磨無倒の實義此の國に盛に行はる。東方等の能く傳習する所に非ず。此の二の正法は持者に依つて住す。持者とは何を謂ふぞ。謂はく、説と行者なり。若し教の正法ならば説者に依つて住す。證の正法の住は唯行者に依る。然も行者は唯證法のみ依に非ず。教法も亦應に行者に依るべし。故に謂はく、無倒の修行法者有り能く證法をして久しく世間に住せ令むと。證法住する時教法も亦住す。故に教法の住するは、持と説と行とに由るなり。但行者に由りて證法を住せ令む。故に佛の正法は此の説行人に隨ひ、爾所の時に住し、便ち世に住するなり。

第二節 造論の主旨

阿毘達磨は此の論の所依なり。此れ彼の中の眞實の要義を攝す。彼の論の中の義釋多途有り。今此の論の中に何なる理に依りて釋するや。頌に曰はく、

迦濕彌羅の義理成ぜり

我れ多く彼れに依りて對法を釋す

少しく貶量有るは我が失と爲す

法の正理を判ずることは牟尼に在り

論じて曰はく、迦濕彌羅國〔三〕の毘婆沙師〔四〕の阿毘達磨を議する理は善く成立せり。我れ多く彼れに依りて對法宗を釋す。故に頌の中に自ら本意を述ぶ。謂はく、此の國の諸の善逝子の對法の理を議する大毘婆沙に依り、正勤を發起し、理の如く觀察して正法をして世間に久住せしめ、有情を饒益せんが爲めの故に斯の論を造る。唯、言は更に異途無きことを顯はさんが爲めなり。一切皆毘婆沙に依るが故に。然るに諸法の性は廣大甚深なり。如實に説く者甚だ遇ひ難しと爲す。自ら惟へらく、覺慧極めて微劣なり。又情にして漏ねく如實の説を求むるものなり。故に廣論所立の理の中に於て、少しく貶量有るは我が過失と爲す。諸法の正理は廣大甚深にして、要す苦會て無量の佛所に於て、

【三】迦濕彌羅(Kashmira)は北印度健陀羅國の東北、雪山山麓の山間にありし大國。
【四】毘婆沙師(Vibhāsika)とは論を遡率するもの。

力、能く進みて彼の定を起さ令む。若し未だ下地の煩惱を離れざれば、必定して上地に生ず容き無きを以ての故なり。三には法爾力なり。謂はく、器世界將に壞せんと欲する時、下地の有情法爾として能く上地の靜慮を起す。此の位に於ては、所有の善法法爾の力に由りて、皆増盛なるを以ての故なり。

諸有の上二界の中に生死して、無色定を起すは、因と業との力に由る。法爾の力に非ず、無雲等の天は三災の爲めに壞せられざるが故なり。

色界に生在して、靜慮を起す時、上の二縁と及び法爾力とに由る。若し欲界に生じて上定を起す時は、一一應に知るべし、教力に由るを加ふ。教力に由るとは、謂はく、人三洲なり、天亦教を聞くこと微なるが故に説かざるなり。

第二章 辯定品結語

第一節 正法の住世

前來に諸の勝法門を分別せるは、皆世尊の正法を弘持せんが爲めなり。何をか正法と謂ふや。當に幾くの時に住すべきや。頌に曰はく、

佛の正法に二有り

謂はく、教と證とを體と爲す

持と説と行との者有れば

此れ便ち世間に住す

論じて曰はく、世尊の正法の體に二種有り。一には教、二には證なり。教とは、謂はく、契經と調伏と對法となり。弘とは、謂はく、三乘の諸の無漏道なり。若し正法を證せば世間に住在せん。此の弘持する所の教法も亦住すること、理必ず應に爾るべし。現に東方を見るに證法衰微し、教多く

【二三】 上二界中色無色定を起す。

【二九】 色界にて靜慮を起す。

【三〇】 即ち下の三定中にて上地の靜慮を起すをいふ。

【三一】 欲界に生じて上定を起す。

【二三】 契經と調伏と對法とは經・律・論の三藏のこと。

ぜり。解脱無きが故に、勝處も亦無し。解脱を門と爲して勝處に入るが故に。勝處無きが故に遍處も亦無し。勝處を門と爲して遍處に入るが故に。又第三定は妙樂に耽著し、生死の中に於て此の樂勝ぐるゝが故に解脱等の三を發起すること能はず、此の三は皆生死に背かんと欲するが故に。通と無量等は樂に隨順す。故に此の定に依りて亦能く修起す。此の解脱等の三門の功德、若し隨つて一を得せば、一切を得するや不や。此れ皆爾らず。其の義云何、後必ず前を得し、前は必ず後に非ざればなり。謂はく、遍處を得するは必ず具さに三を得す。勝處を得する者は必ず解脱を得、遍處は不定にして、或は得し、或は無なり。若し解脱を得せば、餘の二は不定なり。遍處勝處に入るを以て門と於し、解脱を門と爲して勝處に入るが故に。

此の解脱等の差別は云何。唯能く棄背するを名けて解脱と爲し、兼ねて所縁を析するを名けて勝處と爲す。無邊の解を加へて遍處の名を得す。此の三善根は漸次に修するが故に。有餘師の説く。「此の三善根は下と中と上とに由るが故に差別有り。謂はく、能く所縁を棄捨し、勝伏し、行相無邊にして劣と勝と有るが故に」と。有餘師の説く、「解脱は唯因、遍處は唯果、勝處は二に通ず」と。

第六節 起定の因縁

今應に思擇すべし。上二界の中に説く者既に無し。何に緣りてか定を起すや。頌に曰はく、

二界は因と業とに由りて

能く無色定を起す

色界にして靜慮を起すは

亦法爾力に由る

論じて曰はく、上二界に生じて、總じて三縁に由りて、能く進みて色無色の定を引生ず。一には因力に由る。謂はく、先時に於て近と及び數との修を起因と爲るが故なり。二には業力に由る。謂はく、先に曾て上地の生を感ずる順後受業等を造りて、彼の業の異熟、將に起りて現前せんとする勢

【一〇】問。

【一一】答。

【一二】解脱と勝處と遍處の差別。

【一三】異説(一)。

【一四】異説(二)。

【一五】婆沙論一五三(六)・二七

779(一)問何故生色界中、能

初起靜慮無色而非滅定耶

答靜慮由三縁故初起二由

因力由業力二由法爾力一

由因力者參照。

【一六】進んで色無色の定を起す總説。

【一七】近修に由るとは人あり

無色定を起し、而して退して

直ちに色界に生れたりとせんに、

無色定の同因類の力強きを以て

色界に於ては、彼は能く無色定を起す。數修に由るとは、

人あり、無色定を數修して、夫より退して色界に由る

せんに、無色定の同因類の力強きを以て色界に於てよく無

色定を起す。かくの如く或は下地に生れ、或は上地に生る場合も知るべし。

説くを以ての故に。此れに由りて前の八が色を縁するの理成す。後の二遍處は次の如く空と識との二の淨無色を其の自性と爲す。各自地の四蘊を縁じて境と爲す。

第五節 解脱の方法及び順序

此の解脱等の^{二三}三門の功德は、何の得に由ると爲んや。何の身に依りて起すや。頌に曰はく、
滅定は先に辯ずるが如し
餘は皆二門に通ず

無色は三界に依る

餘は唯人趣にして起す

論じて曰はく、第八の解脱は先に已に辯ぜるが如し。即ち是れ前の滅盡定なるが故に餘の解脱等は通じて二の得に由る。謂はく、離染と及び加行得とに由る。曾習、未曾習有るを以ての故に。前の八遍處は初め^{二五}修習する時、皆眼識を以て其の加行と爲す。空處遍處の初修も亦爾り。初め必ず空界の色を縁するを以ての故に、勝解力に由りて後成滿する時、通じて自地の四蘊を縁じて境と爲す。識處遍處の初修の時、但意識を以て其の加行と爲す。初め必ず識を縁じて境と爲すを以ての故なり。勝解力に由りて後成滿する時も亦、自他の四蘊を縁じて境と爲す。四無色解脱と、二無色遍處とは、一一に通じて^{二六}三界の身に依りて起す、然も其の初起は多く下地に依る。自の下地に依りて皆後に起す容し。唯無所有も亦上地に依る。所餘の一切は欲界の身に依る。唯人中に在りては三洲にして北洲を除く。餘は慧力劣り、聖教無きが故に。欲貪を治するが故に上二界には無し。^{二七}有るは説く、「初起は唯人趣に依る。要す教力の引起する所に由るが故に」と。人中に教有り、天趣の中に無し。設し著樂有らば初起すること能はず、故に人の初起は退して欲天に生ず。宿習の力に由りて後起の義有り。

復何を以て第三靜慮を縁するに通と無量等有りて解脱等無き耶。^{二九}無解脱の縁は前に已に具さに辯

【二三】三門とは解脱・勝處・遍處の三をいふ。この三門の功德は離染得なりや、加行得なりや、又何の身に依りて起すやを問ふなり。

【二四】餘の解脱等とは七解脱と八勝處と十遍處とをいふ。

【二五】曾修とは曾て起したものは離染得にて得す。未だ起さざる者は加行得にて得す。

【二六】下地の身に依りて上地の定を起し得べきが故に。

【二七】異説。

【二八】問。

【二九】答。前第二節八解脱の下。

已に勝處を辯じつ、次に^{一〇五}遍處を辯ぜん。頌に曰はく、

遍處に十種有り

八は淨解脱の如し

後の二は淨の無色なり

自地の四蘊を緣す

論じて曰はく、遍處に十有り。謂はく、^{一〇六}周遍して地・水・火・風と青・黄・赤・白と。及び空と識との

二無邊處を觀ず。經は此の處に於て皆^{一〇七}一想、上下及び傍、無二、無量』と言ふ。一切處に於て無間空際にして、周遍して思惟するが故に遍處と名く、處に遍きが故に遍處の名を立つ。或は此の善根を即ち名けて處と爲す。行相遍きが故に遍處の名を立つ。

此の中地等は所緣を顯示す。説く所の遍の言は行相を顯示す。行相等しと雖も而も所緣別なり。

是の故に遍處を分ちて十種と爲す。經に一と言ふは此れ等至を顯はす。一類の境相現前するを思惟す、想の言は是れ勝解作意を顯はす。若し此れと異らば應に一知と言ふべし、上下と傍の言は意の流轉を顯はす、無二と言ふは間隙無きことを顯はす。無量の言は勝解の無邊なることを顯はす。勝等持の磨瑩の力に由るが故に。觀行者の心をして自在に生ぜ令む。

能く所緣に於て周遍觀察するに、何が故に唯十のみ遍處の名を得るや。此の上更に遍の行相無きが故に、唯第四定空識無邊のみ無邊の行相有りと説くことを得可し。

前の八遍處は淨解脱の如し。自性皆是れ無貪の善根なり。若し助伴を并すれば、皆五蘊の性なり、後の四勝處は加行引生ず、故に彼れと同じく淨解脱の如し。又淨解脱の如く第四靜慮に依り、及び、欲界の色處を緣じて境と爲す。

如何が地等も亦色處と名くるや。地と地界等差別有るが故に、顯形の名の地等先に已に説くが如し。故に地等を遍處と説き、地界等と言はず。故に前の八種は但色處を緣す。風と風界とは既に差別無きに、如何にして亦色處を緣すと言ふ可きや。此の難は理に非ず、諸の世間に亦黒風團風等を

【一〇五】遍處(Kṛtsnāyatanaḥ, Kasnāyatana)。

【一〇六】初句は遍處の數を出し、第二三句は其の體を明し、第四句は所緣を明す。

【一〇七】遍處の意義。

【一〇八】中阿含二二二例經(大、一 807 a)集異門足論一九(大、二六 447 a)婆沙論八五(大、一七 440 b)等に説く。

【一〇九】一に周遍して地、觀ず、此を觀ず時一切處に地が周遍してありと觀するなり。所觀の境一切處に遍じてあるが故に、能觀の行相も一切處に遍じて觀ず。故に周遍觀といふ、此の地は四大の中の地にあらざ、顯形色を體とする假の地大なり。

【一一〇】上の經文の語を解釋す。

【一一一】遍處を十に限る理由。

【一一二】遍處の體。

【一一三】地を色處と名くる所以。

觀す。譬へば^{九九} 烏尼迦花の如く、或は婆羅痲斯の深く染めたる黄衣の如し。廣説乃至、是れを第六と名く。内に色想無し、外色の赤・赤顯・赤現・赤光を觀す。譬へば^{一〇〇} 槃豆時縛迦花の如く、或は婆羅痲斯の深く染めたる赤衣の如し。廣説乃至、是れを第七と名く。内に色想無し、外色の白を觀す。白顯・白現・白光を觀す。譬へば^{一〇一} 烏沙斯星の如く、或は婆羅痲斯の極鮮白衣の如く、廣説乃至、是れを第八と名く。

能く境を制伏するが故に勝處と名く。謂はく、一切の所縁の色境、清淨光華美妙具足すと雖も、而も善根力悉く能く映蔽す。譬へば僕隸珍奇を服すと雖も、而も其の主の映蔽する所と爲るが如し。或は是の處に於て轉變自在にして、隨つて惑を起さざるが故に勝處と名く。處に於て勝るゝが故に勝處の名を立つ。或は此の善相を即ち名けて處處に能く勝ると爲すが故に勝處の名を立つ。

前の四勝處の自在、地等は、次の如く前の初の二解脱に同じ。謂はく、初の二勝處は是れ初解脱の果、次の二勝處は是れ第二の果なり。彼れ資糧と爲りて能く此れに入るが故に。

後の四勝處の自性、地等は應に知るべし、前の第三解脱の如し。淨解脱を以て此の四の因と爲す。彼れを資糧と爲して、能く此れに入るが故に、前の三解脱は諸の色の中に於て、但能く總じて不淨と淨相とを取る。今八勝處は諸の色の中に於て少多青等の異相を分別す。故に前の解脱は但色の中に於て欲貪及び不淨想を棄背す。今八勝處は能く所縁に於て、分析制伏して心に隨つて轉ぜ令む。此れに由りて第三解脱は、總じて淨相を取るが故に一名を立てゝ、八勝處の中後の四勝處は差別して取るが故に分ちて四種と爲すことを證知す。若し淨解脱も亦差別して緣じ、淨性を取りて、同じく立てゝ一と爲さば、後の四勝處は應に亦一と立つべし。差別の因縁得可からざるが故に。

第四節 十遍處

作して食をして起らざらしむ。

【九六】 内身に於て色想の貪なし、但心を策し、或は煩惱を滅せんがために外に青黃赤白を觀じて食を起らざらしむ。

【九七】 烏莫迦花 (Uttala B. Uppala) 青蓮華と譯す。

【九八】 婆羅痲斯 (Baranasi)。

【九九】 羯尼迦花 (Karnika) 花心。

【一〇〇】 槃豆時縛迦花 (Bandhu-jivaka)。

【一〇一】 烏沙斯星 (Ussunstaru)。

【一〇二】 勝處の釋名。

【一〇三】 四勝處は前の二解脱に同じ。

多因縁の故に解脱の名を得ず。謂はく、已に解脱して此れ方に生ずるが故に。或は此の力能く解脱を引くが故に。或は是れ種種の解脱の性なるが故に。或は解脱と勝解と俱なるが故に。

此の諸の解脱は男女身に依る。聖者と異生とは皆能く修起す。唯滅盡定のみ但聖身に依る。聖身の中に於て學無學に通ず。

此の八解脱は何なる有情起すや。若し所縁に於て恒に對治を求むるは、是れ貪愛の行のものにして多くの道を修することを樂ふ。是くの如き有情は能く解脱を起す。行者は、何の爲めに解脱等を修するや。煩惱の轉をして更に遠から令めんが爲めの故に。等至に於て自在を得んが爲めの故なり。既に自在を得れば、便ち能く無諍等の徳と、及び聖神通を煇發す。此れに由りて便ち能く諸の境を轉變し、留捨等の種種の事業を起すなり。

第三節 八勝處

已に解脱を辯ぜり。次に勝處を辯ぜん、頌に曰はく、

勝處に八種有り

次の二は第二の如し

二は初の解脱の如し

後の四は第三の如し

論じて曰はく、勝處に八有り。内に色想有り、外色少を觀ず。若しは好、若しは惡、此の諸の色の勝知勝見に於て、是くの如きの想有り、是れを名けて初と爲す。内に色想有り、外色多を觀ず。廣說乃至、是れを第二と名く。内に色想無し、外色少を觀ず。廣說乃至、是れを第三と名く。内に色想無し、外色多を觀ず、廣說乃至、是れを第四と名く。内に色想無し、外色の青・青顯・青現・青光を觀ず。譬へば、烏莫迦花の如く、或は婆羅痾斯の深く染めたる青衣の如し。此の諸の色の勝知勝見に於て、是くの如きの想有り、是れを第五と名く。内に色想無し、外色の黄・黄顯・黄現・黄光を

【八二】 二境可憎、一境可愛となす。

【八三】 自と上との苦集等を緣じて、下の苦集等を緣ぜざるは、下は劣にして、亦已に下に背けるが故なり。類智品の道に依地に由りて勝劣あるに非ず。又一切の類智品の道の非擇滅も依地によりて勝劣あるに非ず。故に一切のそれらを緣ず。又自と上との苦集と一切の類智品の道と非擇滅を緣ずるは、これ無相無三摩地を自性とすることあればなり。

【八四】 以下種種の異熟を舉げて八解脱を明す。

【八五】 八解脱の依身を明す。

【八六】 八解脱を得る有情を明す。

【八七】 修の意を明す。

【八八】 前に出づ。

【八九】 留壽行・捨・壽行をいふ。

【九〇】 勝處(Abhīhāryatnam)巴 Abhihāryatnam)。

【九一】 第一句は名を標して數をあげ、後の三句は解脱に同じきことを顯はす。

【九二】 勝處の名數を明す。

【九三】 内の色身に於て色想の貪あり、彼れを對治せんがために、外の少色を觀じて青癡等の想を爲す。

【九四】 内の色身に於て色想の貪なし、たゞ堅牢の爲めに外の少色を觀じて青癡等の相を

定に入る。滅定從り出でて、或は有頂の淨定の心を起し、或は即ち能く無所有處の無漏の心を起す。是くの如きの^{六〇}。入心は唯是れ有漏なり。通じて有漏無漏の心從り出づ。

^{六一}八の中の前の三は唯欲界の色處を以て境と爲す。差別有ることは、^{六二}二は不淨を取り、^{六三}一は淨相を取る。

欲貪に違するが故に。倒なりと雖も而も善なり。或は少しく境に稱ふ。顛倒の攝に非ず。少を緣じて多を思ふ。假の勝解と名く。聖道を引くが故に亦眞實と名く。

次の四解脫は各^{六四}自と上との苦集滅諦と、及び一切の類智品の道と、彼の非擇滅と、及び虚空とを所緣の境と爲す。無色の解脫は下地を棄背するが故に並びに下地の苦集を緣ぜず。行相の別とは初二は不淨、第三は唯淨にして俱に十六に非ず。無色の解脫は本定を攝するが故に、所作の行相は十六なり。或は念住と俱に非ずとは、初の三の解脫は身念住と俱なり。次の四解脫は四念住に通ず。智相應とは、初の三と第七とは唯世俗智のみ、第四・五・六に八智相應なり。根相應とは、初と二の解脫は喜と捨相應にして、次の五解脫は唯捨相應なり。世の差別とは、皆三世に通ず。世を緣ずるの別とは、初の三解脫は已生可生各自世を緣じ、不生は三を緣ず、次の四解脫は三と非世を緣ず。三性の別とは、皆唯善性なり。性を緣ずる別とは、初の三解脫は通じて三性を緣じ、次の四解脫は善と無記とを緣ず。學等の別とは、初めの三と後の二は唯是れ俱非、中の三解脫は皆三種に通ず。學等を緣ずとは、初の三解脫は但俱非を緣じ、四は三種を緣ず、見斷等とは、初の三と後の二は唯修所斷にして、中の三は有漏の修斷、餘は非なり。見斷等を緣ずとは、初の三に修斷を緣じ、次の四解脫は各通じて三を緣ず。自身等を緣ずとは、初は自と他身とを緣じ、次の二は他を緣じ、四は三種を緣ず。得の差別とは、第八、第三は唯未曾得、餘の六は通じて二なり。通じて二とは謂はく、

聖は内法、異生は外法なり。異生は唯是れ曾得なり。

得べし。故に第四定及びその近分に依る。

【六〇】 第四定は八災患を離れて、心澄淨なるを以ての故にこれによりて欲界初定の顯色食を對治す。

【六一】 次の四解脫の體。

【六二】 無色の散善。

【六三】 異說。

【六四】 餘時とは命終心の位を外を指す。この說にては異熟生の心心所を密意を以て説いて數となすなり。

【六五】 近分と解脫。

【六六】 異說、俱舍論二九・四左に出づ。

【六七】 單に根本に止まらざるが故に「亦」といふ。

【六八】 近分の中解脫道のみ解脫にして、無間道は解脫に非ず。

【六九】 第八解脫の體。

【七〇】 有所緣とは諸の心心所をいふ。

【七一】 無想定の入出心。

【七二】 入心とは滅盡定の寂靜を緣じて、方に能く此の定に入るが故に有漏なり。出心は必ずしも滅定を緣ぜず。故に有漏無漏に通ず。

【七三】 解脫の所緣（一）前三解脫の所緣。

【七四】 二とは初二の解脫。

【七五】 一とは第三の解脫をいふ。俱舍論（二九・五右）にて

立す。二三定中に眼識無きが故なり。亦所引は顯色の貪を緣すること無きが故に。三四定中に不淨解脱無し。初二の解脱相似の善根は、欲界の中にも亦有ることを得容しと雖も、而も欲界の貪の爲めに欸雜せらる。故に二解脱の名を建立せず。三四定中に亦有ることを得と雖も、所治を去ること遠く、勢力微劣なり。又樂淨伏するが故に名くることを得ず。第三の解脱は後の靜慮に依る。八災患を離れて、心澄淨なるが故なり。第四并びに近分に後の靜慮の名を立つ、相似の善根下地に有りと雖も、増上に非ざるが故に解脱と名けず。欲界の欲貪の欸雜する所なるが故に、初二定中不淨伏するが故に。第三定中の樂は迷ふ所なるが故に、又並びに八災の擾亂する所なるが故に。

次の四解脱は其の次第の如く、四無色の定善を以て性と爲す。無記と染とに非ず。(是れ)解脱に非ざるが故なり。亦散善に非ず、性羸劣なるが故なり。

彼れの散善とは命終の心の如し。有るは説く、「餘時にも亦散善有り、唯生得の善にして聞思無きが故に」と。

諸の近分地の九無間道、八解脱道は、亦解脱に非ず、下地に背かざるが故に、下を緣する道雜はるが故に、又未だ全く下地の染を脱せざるが故に、契經に「彼れは下を超過す」と説くが故に。有るは説く、「近分の諸の解脱道も亦解脱と名く、下地に背くが故なり。然るに餘處に於て、唯根本を説くは近分の中は、全く解脱に非ざるが故なり」と。

第八の解脱は即ち滅盡定なり、受想を厭背して此れを起すが故に。或は總じて有所緣を厭背するが故なり。

微微心の後に此の定現前す。前は想心に對して已に微細と名く。此れ更に微細なり。故に微細と曰ふ。是くの如きの心に次ぎて滅盡定に入る。謂はく、有頂地の心に三品有り。即ち想と微細と及び微微心となり、上中下の品類の別に由るが故に、要す下品の後滅定現前す。故に微微に次で滅盡

中に正得すれば、身作證と名く、具足圓滿にして、此の定に住することを得ば、具足位と名く。

【六二】四、無色定は各能く下地の貪を解脱す、故に次の四解脱となす。

【六三】滅受想定は受等を棄背す。第八解脱と名く。婆沙論八四(大・二七)に「解脱は何義、答棄背義、是解脱義、問若棄背故名解脱者何

等解脱棄背何心一答初二解脱棄背色貪心一第三解脱棄背不淨觀心一四無色處解脱各自棄背次下地心一想受滅解脱棄背一切有所緣心一故棄背義是解脱義」と。

【六四】前三解脱の體。

【六五】長阿含一〇十上經(大・一五〇)に、不淨想、食不淨想、一切世間不可樂想、無想、無常想、無常苦想、苦無能想」と。

【六六】その依地。

【六七】初一には亦近分と中間とを攝す、よく欲界の眼識所引の顯色貪を治するが故に、又能く初定の眼識所引の顯色貪を現するが故に、故に初二解脱は初二定に依る。

【六八】第三の解脱は唯淨色を觀じて貪をして起らざらしむ

これ極めて難となす。要は勝定に依りて方に成ずることを

きを以ての故なり。

第二節 八 解 脫

已に無量を辯じつ、次に解脫を辯ぜん。^{五六}頌に曰はく、

解脫に八種有り

二は二なり一は一の定なり

滅受想解脫は

自地の淨心と

三が境は欲の可見なり

自上の苦集滅と

前の三は無貪の性なり

四無色は定の善なり

微微の無間に生ず

及び下の無漏とに由りて出づ

四が境は類品の道に

非擇滅と虚空となり

^{五七}論じて曰はく、解脫に八有り。^{五八}一には内に色想有りて外色を觀する解脫、^{五九}二には内に色想無くして

外道を觀する解脫、^{六〇}三には淨解脫を身に作證し、具足して住す。^{六一}四には無色定を次の四解脫と爲す、

^{六二}滅受想定を第八の解脫と爲す。

^{六三}八の中前の三は無貪を性と爲す、近く貪を治するが故に。然るに ^{六四}契經の中に「想觀」と説くは、

想・觀の増するが故なり。宿住念の色想を除去するが如し。三の中に初の二は、不淨の相に轉ず。

青瘀等の諸の行相を作すが故なり。等三の解脫は清淨の相に轉ず。淨光鮮の行相を作して轉ずるが

故なり。(此の)三助伴を并すれば皆五蘊の性なり。

^{六五}初の二解脫は一一に通じて ^{六六}初二靜慮に依る。能く欲界と初靜慮との中に、顯色の貪を治するが

故なり。初二は通じて近分と中間とを攝す。五地皆能く初二を起すが故に。欲と及び初定に顯色の

貪有り、眼識身に由りて引起する所なるが故に、彼れを解脫と爲す。初二定中に初二不淨解脫を建

【五五】 初句は總じて標し、二三句は別して三解脫を明し、第四句は別して次の四解脫を、五―八句は別して第八解脫を明し、九―一二句は總じて所緣を明す。

【五七】 解脫(Vimokkha) 曰「Vi-mokkhan」。

【五八】 一、内の色身に於て色想の貪あり、想貪を除かんがために外の不淨の青瘀等の色を觀ず、而して方に内身に貪をして起さざらしむ。

【五九】 二、内の色身に於て色想の貪無し。已に貪を除くと雖も、堅牢ならしめんがため故に、外の不淨青瘀等の色を觀じて貪をして起さざらしむ。

【六〇】 三、清淨の色を觀じて貪をして起らざらしむ。淨解脫と名く。觀の轉勝を顯はずこの淨解脫はかの觀行者の身

離る。上の怨讎とは、謂はく、名譽・命・及び親を奪ふ。中の怨讎とは、謂はく、己身の命縁の資具を奪ふなり。下の怨讎とは謂はく、親友と命縁の資具を奪ふなり。諸の有情に於て品別を分ち已る。^{五〇}

初めに慈を修する者は、先づ上親に於て清淨與樂の勝解を發起す。若しは無始の數習の所成に由りて、惡阿世耶、心をして剛強ならしむ。少しく逼惱に遭へば便ち深恨を懷き、此れを縁じて還つて與樂の勝解を息む。復應に策勵して其の重恩を思ふべし。彼れに於て復與樂の意樂を生じ、數習力の故に恨意永く亡ぶ。與樂の勝解相續して替ること無く、此れ既に成じ已る。中と下親に於ても亦漸次に是くの如きの勝解を修す。親の三品に於て既に等心を得。次に總じて處中と下中上の怨の所に於て、漸次に與樂の意樂を修習し、乃至最後に上怨親に於て平等心を得、都て昇降無し。此れに齊りて名けて慈を修すること成滿すと曰ふなり。^{五一} 悲及び喜を修すること、此れに例して應に説くべし。謂はく、三苦の漏く有情に通るを觀じ、應に中に於て復加ふるに苦を以てすべからず。但應に己れの如く勤加濟拔すべし。漸次に濟拔を欲する心を修習し、乃至怨親等昇降無し。

此れに齊りて名けて悲を修すること成滿すと曰ふなり。諸の有情の樂を得、苦を離るゝことを想うて、深く欣慰を生じ己れの如く差なし。此れに齊りて名けて喜を修すること成滿すと曰ふなり。^{五二}

初め捨を修する者、先づ處中を捨す、先に怨親恚愛の捨し、難きを捨するに非ざるが故に、又處中品の捨に順する力増すこと、中に於て前の如し、先づ上品を捨し、次で中下と及び怨親とを捨し、下従り中に至り、中従り上に至る。先づ怨を捨すとは、親は捨し難きを以ての故に、契經に説くが如し、「貪は斷じ難し、瞋に非ず」と、是くの如く漸次に修習し、捨に於ての上の親取等、上の處中に至り、普く有情に於て差別の相を捨す。此れと齊しきを名けて捨を修すること成滿すと曰ふなり。^{五三} 有情に於て功德を樂求するに、彼れ慈等に於て能く速に修成す、有情に於て過を樂求する者^{五四}に非ず。斷善の者も徳の錄す可き有り、麟喩獨覺に失の取る可き有り。先の福罪の果^{五五} 現に見る可

【五〇】 (一) 初修の相の慈。

【五一】 (二) 悲 (三) 喜。

【五二】 (四) 捨。

【五三】 有情の性類に一に生來他人の徳を樂求するものと、二に他人の失を求むるものと二種あり。

【五四】 斷善根の者にも尙徳あり、故に徳を求むべきなり。有情の徳を求むべきなり。

【五五】 斷善根の者も徳あり、麟喩獨覺にも失あることは、その相貌等の上に於て現に見ることを得。

能はざるが故に、眞實の作意は方に能く惑を斷するなり。又此れは唯有情の境を緣するが故に、法を緣する作意は方に能く惑を斷す。又此れは唯現在の境を緣するが故に、通じて三世を緣じ、或は非世を緣じ、方に能く惑を斷す。又解脱道は方に得すべきが故に。要す無間道に方に能く惑を斷す。

有るは是の説を作す。「有漏の根本靜慮の攝なるが故に」と、此の因は失有り。應に三は六地に依ると説くべからざるが故に。未至と中間とは此れ應に無かるべきが故に。經に何が故に此れ瞋等を斷すと説くや四五。亦相違せず。斷に二有るが故に。或は此の力に由りて斷道を引くが故に。謂はく、瞋等を伏して、斷道の生を引く。是の故に經中に瞋等を斷すと説くなり。

若し爾らば何が故に契經の中に、「善く慈を修するに由りて不還果に住す」と説くや四七。此の中聖道は慈の名を以て説き餘處に於て想名等を説くが如し。或は聖者の先に慈心を得し、後數四八修行して離欲を得すと説く。或は修所成の慈を得と爲すに依り、精進修行して離欲を得すと説くなり。

有るは説く、「此の四は欲色の身に依る、無色は怨親等を緣せざるが故に。此れを修する必ず應に先づ彼れを緣すべきが故に。如實の義は唯欲の身に依り、欲界の中に於て唯人能く起す。若し喜は喜受到に非ずば、一を成ずれば必ず四を具す。若し喜は即ち喜受ならば一を成ずれば定んで三を成す。第三定等に生ずれば唯喜を成ぜざるが故に。

初めて四無量を引起せんと欲する時、先づ有情に於て分ちて三品と爲す。所謂親友と處中と怨讎となり。三各三を分つ。謂はく、上中下なり、上の親友とは謂はく、生法身なり。彼の重恩を頼り、捨つれば便ち住し難し。中の親友とは、謂はく、財との法との交り極めて相親愛す。下の親友とは、謂はく、唯財交り、亦相親愛す。上の處中とは、謂はく、自に於て昔會て見聞せず。中の處中とは、謂はく、見聞すと雖も而も交往せず。下の處中とは、謂はく、交往すと雖も、而も恩怨を

【四二】 異説。

【四三】 評破。

【四四】 三とは慈・悲・捨をいふ。

【四五】 問。

【四六】 難。

【四七】 通難。

【四八】 異説。

【四九】 處中とは親友に非ず、怨家にあらざるものをいふ。俱舍論二九・三右には處中の三を合して一品とす。

此の四無量は地の別に依るとは、若し喜は即ち喜受ならば、唯是れ修所成にして、彼れ應に、喜は唯初二足と説くべし。餘地に於ては喜根無きを以ての故に。若し喜は喜受と異ならば、亦思所成に通じ、彼れ應に喜は通じて七地に依ると説くべし。樂捨受と亦相應するが故に、有餘の説く喜は唯喜受に俱なり。彼れ則ち應に喜は三地に通ずと言ふべし。或は應に頌の如く唯二にして餘に非ざるべし。慈悲・捨の三は通じて六地に依る。謂はく、四靜慮と未至と中間となり」と、或は唯五地に依らしめんと欲する有り。謂はく、未至を除く。是れ容豫の徳にして、已離欲の者の方に能く起すが故なりと。有るは説く、「此の四は唯欲と及び初得の無量の名なり。餘地は爾らず。經に無量を梵住と名くと説くが故に。又『無量を修して梵世に生ずと説くが故に、又『梵釋輪王の果を招くと説くが故に。有るは説く、「應に隨ひて通じて十地に依る。謂はく、欲と四の本と近分と、中間となり」と。若し悲も亦下三靜慮に依らば、如何にして喜樂と相應するを得んや」。悲は苦の有情を緣じ、感の行相轉するが故に、此れ無漏の如く厭の作意生ず。是の故に通じて下三靜慮に依る。彼の眞實の作意能く欣を順生し、喜樂相應して過有ること無かるべし。此の勝解の作意は欣に順生せず、如何が彼れと相似すと言ふ可きや。疑は是れ感の性にして、欣を順生せず。如何が疑と喜樂と俱起すと許さんや」。勝解の作意は應に彼れと同じかるべし、然も此れ欣に於て極めて相隨順す。力能く眞の作意を引生するが故に。疑は則ち爾らず極めて眞に違するが故に。彼れ尙相應す、此れ寧ぞ許さざるや。此の勝解の作意は理應に欣に違すべし。歡感處中の行相の別有るが故に。悲は既に感の行相轉じて、應に喜樂相應に非ず、この行相俱時に轉ずること勿るべきが故に。若し爾らば、應に捨受と相應すと許さざるべし。捨受の處中の行相轉するが故に。既に捨受相應を許さざるに非ず、喜樂と俱なること、理定んで應に許すべし。全く受と相應せざること勿きが故に。

此の四は能く瞋等を治すと云ふと雖も、而も諸の煩惱を斷じて、勝解の作意相應の起を得ること

【三〇】 依地。

【三一】 異説(一)。

【三二】 異説(二)俱舍論二九・二左に出づ。

【三三】 この四無量は欲界九品の惑を離れ終りたる已離欲の者の起す定にして、容豫即ち餘裕ある時に起す功德なり。故に未至定にては起さず。

【三四】 異説(三)。

【三五】 異説(四)。

【三六】 難。

【三七】 通難。

【三八】 難。

【三九】 通難。

【四〇】 力用。

且らく慈無量は何なる樂を得んと願ふや。有るは説く、「第三定の樂を得んと願ふ。諸の受樂の中に此れは最勝なるが故に。若し自ら未だ證せざるも、聞に由るが故に知る」と。有るは説く、「涅槃の妙樂を得んと願ふ、諸の樂の中に於て此れ最勝なるが故に」と。有るは説く、「阿羅漢を得んと願ふ。此れ已に諸の煩惱を解脱するが故に」と。初めて修業する者、未だ此の樂を證せず、未だ現に證せざるが故に運心すること能はず。但己身を緣じ、所證に隨ふ樂と、及び他の所證の現一知る可き者を緣じ、諸の有情の同じく此の樂を證せんことを願ふ。故に但現に如理に生ずる所の無染汚の樂を緣じ、他の同じく受くることを願ふ。若し所受に於て已に捨する苾芻は設ひ未だ眞實の對治を獲得せずとも、亦空閑に處りて遠離の樂を受け、力能く天帝等の喜を映奪すること、五樂等の伽他の中に説くが如し。又遠離に住し、善を勤修する者は、定んで善有りて念念に恒流することを得ること、大海水の遍滿して相續するが如し。喜と輕安の樂は此れに由りて引生し、無悋の心を以て是くの如きの樂を緣す。願くば諸の含識一切間受し、有餘は勝れし學無學の樂を受けよと。

皆欲界の有情を緣じて境と爲し、能く彼れを緣する瞋等の障を治するが故に、中に於て怨親等の相を捨つること有れば、便ち能く瞋等の煩惱を伏除す。是の故に此の境は唯欲の有情なり。必ず色無色界を緣すること能はず。大悲の體は是れ無瞋の善根なれば、此の力に由りて能く通じて三界を緣す。

若し四無量は唯有情を緣せば、何が故に。經に「一方等を思ふ」と言ふや。此れ勝解に由りて總じて。器の中の一切の有情を緣するが故に失有ること無し。此の四は通じて欲色界繫に在り。契經に「無量は能く梵釋輪王の殊勝の果を招く」と説くを以ての故に。品類足論は「修所成に依りて、七智は色界の修斷と、及び彼の遍行隨眠の隨増を知る」と説くなり。有餘師の言はく、「此の四無量の加行は欲に通ずるも、本は唯色界なり」と。

【二】 慈無量は如何なる樂を得るや。

【三】 異説(一)。

【四】 異説(二)。

【五】 異説(三)。

【六】 所緣。

【七】 四無量心は唯有情を緣するに、何が故に經に「一方等を思ふ」と説くや。

【八】 中阿含八六說處經(大・一・533d)に「心與慈俱通滿一方成就遊如」是二三四方四維上下普周一切心與慈俱無結無怨無恚無諍極廣甚大無量善修遍滿一切世間成就遊」と。又雜阿含二・九(大・二149c)に「心與慈俱無怨無憎無恚寬弘心無量修習普緣一方充滿如」是三方四方上下一切世間心與慈俱……」とあり。

【九】 器とは器界のこと。器の中とは器界中の有情をいふ。

【一〇】 異説。

一六 此の四無量は他を損益するに非ざるに、何に緣りてか唯善にして無記性に非ざるや。能く貪瞋等を近對治するが故に。愛非愛の相を引くこと能はざるが故に、力能く心をして自在に轉ぜしむるが故に。

一七 慈等の體相を已に略して分別せり。此れと阿世耶と差別有りとは、有情の類を己れの如く觀するを慈と謂ひ、有情の類の苦を離るゝを樂しむを悲と謂ふ。他の興盛に於て欣慰するを喜と謂ひ、親怨の相に於て思はざるを捨と謂ふなり。又他の有損有益を觀ぜず、等しく一切を觀すること友の如きを慈と謂ひ苦に遭ふ者に於て哀愍するを悲と謂ひ、勝解力に由りて有情の類を想ひ、益を得し、損を離れて欣慰するを喜と謂ひ、有情の相に於て等しく觀するを捨と謂ふ。

一八 此の四の行相に差別有らば、云何が當に諸の有情の類をして是くの如きの樂を得令むべきと。是くの如く思惟して慈等至に入る。云何が當に諸の有情類をして、是くの如きの苦を離れ令むべきと。是くの如く思惟して悲等至に入る。諸の有情の類樂を得、苦を離るれば、豈に快からずやと。是くの如く思惟して喜等至に入る。諸の有情類平等平等にして、親怨有ること無しと。是くの如く思惟して捨等至に入る。「是くの如きの所願は竟に成ずること有ること無し。豈に唐捐ならずや」。定を修する功力能く瞋等を伏す、寧ぞ唐捐と謂はん。「應に是れ顛倒なるべし。何ぞ能く惑を伏せん」。樂等を得んことを願する、寧ぞ顛倒と謂はんや。謂はく、此れを已得の樂等を言はず、但勝解に由りて諸の有情當得の樂等を願ひ、能く諸惑を伏するが故に此の四を修す、功唐捐ならず。

一九 定蘊の中に於て四の行相を説いて、云何が等しからしむるや。具さに前に説けるが如し。是くの如く思惟して其等至に入ると言ふは、此の言若し等無間緣に就かば、慈等の應に無間に生ずるの理無かるべし。別別に思惟して引起する所なるが故に。若し俱に生ぜば、入るの言相違せん。初業位の中に別の加行引き、成滿の位に至りて亦俱に生ずる有り。定蘊は初に就いて入を説くも過無し。

【一六】 四無量の無記性ならざる所以。

【一七】 阿世耶との差別。
阿世耶 (Asīya) 意
樂と譯す。

【一八】 行相。

【一九】 問。
答。

違せば、理は必ず壞す可し。應に隨意に輒ち論文を改むべからず。是の故に此の喜は定んで喜受に非ず。欣を以て體と爲す、或は即ち無貪なり。謂はく、別に貪有り、是れ惡の心所なり。有情の類に於て是の思惟を作す、「云何が當に諸の所有の樂をして、彼れをして得ること能はざらしめ、皆我れに屬せしむべきや」と。喜は能く彼れを治するが故に是れ無貪なり。此れは喜根と必ず俱行するが故に。三地の得可きこと、悔と憂と俱なるが如し。喜も亦無貪なる分明の相は、他の盛事に於て心貪著せず、他の獲得を知りて深く欣慰を生ず。心熱の對治を説いて名けて喜と爲す。故に知る、此の喜も亦無貪の性なり。

二 捨無量の體は唯是れ無貪なり。此れ第三と差別有りとは、愛と恚の想等を離れて有情を緣ずること、創めて林等に入り、樹の覺を生ずるが如し。平等の行因を説いて名けて捨と爲す。若し捨無量も亦能く瞋を治すれば、寧ろ唯無貪のみならんや。慈と何の異ぞ。又此の捨が正しく欲貪を治することを許さば、不淨觀と何の差別有りや。且らく捨と慈と差別有りとは、慈は能く瞋所引の瞋を對治し、無瞋を體と爲す。捨は能く貪所引の瞋を對治し、無貪を體と爲す。豈に捨が無貪を性と爲し、亦能く貪所引の瞋を對治するが如く、是くの如く慈も無瞋を性と爲すことを許さずや。亦應に能く瞋所引の貪を治すべし」と。此の難は然らず、行相違するが故に。謂はく、捨の行相は雙びて貪瞋に違し、觀と非親とを捨する差別の相の故に。此れ従り愛恚俱に生ぜざるが故に。即ち此れに由るが故に。捨は唯無貪なり。正しく能く貪を治し、兼ねて瞋を治するが故に。慈の行相は瞋と違し、貪に非ず。諸の有情に於て樂と與に轉ずるが故に。此れに由りて慈と捨とは俱に瞋に違すと雖も、而も慈は貪に順ひ、捨は能く違害す。是の故に此の二は極めて差別有り。或は捨を修する者は非處の瞋を治す。慈は處の瞋を治するが故に差別有り。不淨と捨とは次の如く、能く姪貪と餘貪を治するが故に差別有り。

【一〇】 喜の體に關する説(二)喜の體は欣なり。或は無貪なり。

【二】 捨無量の體を明す。

【三】 問。

【四】 答。

【五】 難。

【五】 通難。

慰を斷じ、捨は欲貪瞋を斷ずるが故に唯四有り、瞋は、謂はく心所なり、有情を殺さんと欲し、有情を惱まさんと欲する心所を害と名く。境界を耽著し、諸の善品に於て因に住するを樂はざるを不欣慰と名く妙欲の境に於て樂の欣樂を起し、情に厭足無きを名けて欲貪と爲す。此の中慈と悲は無瞋を性と爲す。

若し爾らば此の二は何なる差別有りや。性は別無しと雖も然も慈は能く有情を殺す瞋を治する行相轉ず、悲は能く有情を惱ます瞋と感ひとを對治する行相轉ず。是れを差別と謂ふなり。苦は樂と領納同じと雖も、而も損益殊るが故に體に別有り。苦樂の體の別なること、先きに已に辯ぜしが如し。慈と悲の二種の差別も亦然り。有るは是の言を作す、「悲は是れ不害なり、害を近治するが故にと。理實に是くの如し。但害は瞋に似たれば、瞋の名を以て説く。悲の行相も亦無瞋に似て、無瞋の名を立つ。實には是れ不害なり。」

諸の古師は説く、「喜は即ち喜受なり。何に緣りて觀行者は爾の時喜受生するや、若し與樂を緣すれば慈と異ること無し。若し拔苦を緣すれば應に悲と同じかるべし。又契經に言はく、「欣の故に喜生す」と。喜は即ち喜受なり。」

先に已に辯ぜしが如く、此の喜の行相は彼の欣と同じ。喜の故に喜を生ずとは、義に何の異り有るや。若し下と上と義に異り有りと言はゞ、輕安と樂との義も亦應に然るべし。差別の因緣得可からざるが故に。又本論に違するなり。

云何が喜と名くる。謂はく、喜は喜相應の受相行識等なり。此の中の意は喜と俱なる品法を顯はす。喜増上するが故に總じて喜の名を立つ。非受と受と俱なること其の理決定す。若し喜即ち喜受ならば、何ぞ受と俱なりと言ふや。若し對法は理を以て量と爲す、應に過無きが如く、本論の文を誦すべしと言はゞ、此れ亦然らず。理を量と爲す論は要す經證有りて方に定文たるべし。若し經と

【五】 慈と悲の體は無瞋なり。

【六】 慈と悲の差別。

【七】 異説。
俱舍論二九・一左の世親の説。

【八】 喜の體に關する説(一)
古師の説、古師は喜無量は喜受を體とす。喜受とは他の有情が苦を離れ樂を得たるを緣じて快く思ふて喜ぶを喜受といふ。

俱舍論二九・一左に出づ。
【九】 右の説を評破す。

卷の第四十

〔辯定品第九の三〕

第二章 諸禪定の實際的功用

第一節 四 無量

是くの如く已に所依止の定を辯じつ。當に定に依りて起す所の功德を辯すべし。諸の功德の中に先づ無量を辯ぜん。頌に曰はく、

無量に四種有り

慈と悲とは無瞋の性なり

此の行相は次の如く

有情を欣慰すると等なり

喜は初二靜慮なり

諸惑を斷すること能はず

瞋等を對治するが故なり

喜は喜なり捨は無貪なり

樂を與へ及び苦を抜くと

欲界の有情を緣す

餘は六或は五と十となり

人に起りて定んで三を成ず

論じて曰はく、無量に四有り、一には慈、二には悲、三には喜、四には捨なり。無量と言ふは無量の有情を所緣と爲すが故なり。此の四は能く無量の福を引くが故なり。無量の愛果此れを因と爲すが故なり。^一有るは説く、「此れは能く無量の戲論に違するが故に、貪等の諸惑を皆戲論と名く」と。

何に緣りて無量は四にして増減無きや。四種の多行の障を對治するが故なり。契經に説くが如し、「若しは習、若しは修、若しは多所作」と。慈は能く瞋を斷じ、悲は能く害を斷じ、喜は不欣

【一】 初句は名と數をあげ、第二句は唯四有るを顯はし、第三・四句は體を出す。第五—七句は行相を明す。第八句は所緣を明す。九—十句は所依を明す。十一句は慈を斷ぜざるを明し、第十二句は處及び成を明す。

【二】 四無量の名數を明す。無量(Apramāṇa) = Appamāṇa(n)。

一、慈無量 Mettā, Mithā.

二、悲無量 Karuṇā

三、喜無量 Muditā

四、捨無量 Upekkā, Upekka.

【三】 異説。

【四】 不欣慰(Avati), 不快のこと。

は習、若しは修、若しは多所作』の義の差別は、習修と所修と所治とを顯示せんと欲するが爲めなり。更に速きこと其の次第の如し。

ことを簡ばんが爲めに知を以て見を標す。或は即ち此の見は所縁を決斷す。故に名けて知と爲し、即ち亦見と名く。謂はく、本靜慮は是れ行道を樂しむ。多く劬勞せずして現前するが故に。劬勞せざるが故に其の體堅牢なり。體堅牢に由るが故に用決定す。用決定するが故に立つるに知の名を以てす。見の義は前の如きが故に知見と名く。知の爲め見の爲めに此の等持を修す。即ち是れ決定して照の義を求めんが爲めに、此れ亦善逝自に依りて説くなり。謂はく、佛天眼通を以て、諸の有情の死生の險難を觀じ、方に拔濟せんが爲めに、靜慮等を起すことを顯はさんが爲めなり。故に知見の爲めに天眼通を修するなり。有餘師は言はく、「諸の隨煩惱を勝伏せんと欲するが爲めに、勝知見を起す此の勝知見を起すも、光明の想を離れず。此の光明の想は天眼通を引く。天眼通に由りて勝知見を得す」と。

若し三界の諸の加行善及び無漏善を修すれば、分別の慧を得。謂はく、欲界従り乃至有頂の諸の聞思・修所成の善法と及び餘の一切の無漏有爲を、總じて説いて名けて加行の善法と爲す。此の善法を修して能く慧の生ずるを引く。諸の境中に於て差別して轉するが故に此れを修して分別の慧を得す。善逝は二尋思に住し、能く實の如くに諸受の起等を知ると説くが如く、此れ善を修して分別の慧を得ることを顯はす。「加行」の言を説くは生得を簡ばんが爲めなり。生得を修習して未曾得を得するに非ざるが故に。

若し金剛喻定を修すれば、便ち諸漏の永く盡くることを得、謂はく、若し第四靜慮を修習すれば、金剛喻定並びに隨轉の法は便ち能く諸漏の永盡を獲得す。第四靜慮は佛の自に依りて説く。無上菩提は此れに依りて得するが故に。金剛喻定は頃に漏盡を證し、盡智の生を引く。是の故に偏へに説くなり。

有は説く、「一切の有頂の斷と治とは、第四靜慮、皆此の所攝なり」と。此の經の説く所の、「若し

【七〇】異釋。

【七一】異説。

【七二】分別の慧とは諸法の性相を分別する有漏無漏の慧なり。

【七三】有頂の惑を斷ずる第九の無間道の定なり。この定最も勝れ、一切の惑を斷ずる功力金剛に似たるを以て金剛喻定とす。

【七四】金剛喻定は中間、四根本、下三無色に依りて得するものなるも、經に第四靜慮より得すといふは、他自身のことにて就て説くなり。

【七五】異説。

【六一】現法の樂に住することを得。而るに經に但初靜慮のみと説くことは、中に於て樂想最も増盛なるが故なり。謂はく、欲界の衆多の過失を超越るが故に、此の中に於て樂想増盛なること、砂磧に遊びて熱渴し疲勞し、創めて濁水を飲むも亦勝樂を生ずるが如し。或は聖道の樂は此に具に有るが故に。謂はく、一切の菩提分法を具し、四沙門果、九斷遍知三界對治なり。又諸の定の首は諸の定の樂因なり。是の故に偏へて説くなり。

【六二】豈に經に『是くの如く苾芻よ、此に住して、先づ離生喜樂を受け、後に梵衆に生じ、受樂此れに同じ』と説かざるや。何か故に。後法の樂に住すと言はざるや。【六三】此れを詳にするに、唯現法樂と説くは、現の欲樂を樂しむことを棄捨せ令めんが爲めに、現定樂を説いて其をして欣樂せしむるなり。或は現樂住は是れ後樂の依なり。但所依を説けば能依已に顯はる。契經に説くが如し。『先づ此の間に住して諸の等至に入り、後方に彼は生ず』と。或は現法樂は三乘皆住するも、後樂は不定なり、是の故に説かず。謂はく、或は退墮し、或は上に生を受け、或は般涅槃す。便ち住せざるが故なり。諸の靜慮は即ち現法樂なりと雖も、近分に依るが故に説いて得すと爲す。近分を修する力根本を得すと云ふが故に。或は即ち現樂に依りて説いて得の言を爲す。石子の體と言ふが如きが故に過有ること無し。

【六四】有るは説く、此の定は佛の自説に依る、説くが如し。菩薩。瞻部林に居りて、初め世間に無漏定に似たるを起し、能く一切の有情の共樂を引く。此れに由りて後法樂住を説かず。即ち此れに由るが故に亦但初と説く。菩薩爾の時唯初を得するが故に」と。

【六五】若し諸定に依りて天眼通を修すれば、便ち能く殊勝の知見を獲得す。此れ何の義に依りて知見の名を立つるや。本靜慮の中に遍く照らす智有り。此れ遍く照らすが故に立つるに見の名を以てす。見の體は即ち知るが故に知見と名く。眼根を見と名くるは世の極成する所なり。彼れと異なる

【六一】現法 (Dyuti dhama) Dīḥi dhama。現在世といふに同じ。

【六二】現法樂住と云ふて後法樂住と云はざる理由を問ふ。

【六三】後法 (Gāṇiparāya dhama)。現法に對して來世をさふ。

【六四】右の間に對する答。

【六五】後法の樂の不定なるは (一) 初定より退すると、(二) 第二定等に生ずると、(三) 涅槃に入るのと三の場合あり。

【六六】異説。

【六七】瞻部 (Jambū)。

【六八】殊勝の知見とは清淨の眼識と相應の慧なり。法蘊足論八(大・二六四〇)に「清淨眼識相應勝慧説名爲智亦名爲見謂天眼識相應勝慧領受觀察披彼諸色是名此中殊勝智見」と。

【六九】知見の名を立つる所以。

なり。此れ亦一切に非ず。唯一五五 不時解脫なり。一五六 時解脫は經道を愛するを以ての故に。

一五七 十一地に依る、上の一五八 七邊を除く、上の七邊は勝徳無きを以ての故に。若し欲界に在らば、未至の攝の聖道従り起る。若し有頂に在らば無所有の攝の聖道の後に生ず。餘は皆自地の聖道の後に起る。總の類に就いて説かば此れは法と類と苦と滅との四智従り、無間に生ず。若し別に就いて説かば、欲界の攝は類の後に生ずるに非ず。上界の攝ならば、法の後に起るに非ず。前の二は滅の後に起るに非ず。第三は苦の後に生ずるに非ず。餘の行相は後の定を起すが故に。應に此れを得すべくんば、皆盡智の時離染得に由る。後、加行に由りて方に起りて現前す。唯我世尊は加行に由らず、解脫に順趣して此の現前を起す。道に於て尙厭ふ、豈に諸有を欣ばんや。此の後亦聖道の現前を起す。然も道を厭ふが故に無間に起すに非ず。欲界の攝ならば是れ思の所成なり、餘は修の所成なり、定に依りて起るが故に。

第四項 四修等持

一五九 契經に復四の修等持を説く。一には現法樂に住せんが爲めに三摩地を修す。二には勝知見を得んが爲めに三摩地を修す。三には分別の慧を得んが爲めに三摩地を修す。四には諸漏を永く盡くさんが爲めに三摩地を修すと。是くの如きの四種の相の別は云何ぞ。頌に曰はく、

現法樂を得んが爲めに

諸の善靜慮を修す

勝れたる知見を得んが爲めに

淨天眼通を修す

分別の慧を得んが爲めに

諸の加行の善を修す

諸の漏盡を得んが爲めに

金剛喻定を修す

論じて曰はく、契經に説くが如し、『修等持有りて若しくは習、若しくは修、若しくは多所作、現の樂住を得、乃至廣説』と。(頌の善の言は通じて淨と及び無漏とを攝す。諸の善靜慮を修すれば、

【五五】不時解脫とは六阿羅漢の中に第六不動法阿羅漢のことにて、時を俟たず自在に定に入り、煩惱の縛を脱するが故に名く。
【五六】時解脫は不動法を除く他の五阿羅漢をいふ。
【五七】依地。
【五八】七近分をいふ。

【五九】大集法門經上(大・一 220)。

【六〇】修等持(Samādhi bhāvanā)。

の故に、但靜相を取り、滅、妙、離に非ず。謂はく、彼れ先づ無學の等持を起し、擇滅の中に於て靜相を思惟し、此れ從り後に殊勝の善現相應の等持を起し、即ち無學の無相三摩地の非擇滅を緣じて境と爲し、靜相を思惟し、無相滅に於て復觀じて無相と爲すを無相無相と名く。喩を擧げて顯示すること前の如く、應に知るべし、重無相等持は靜行相の後に起りて即ち復還りて、靜行相に相應す。唯此れは能く非擇滅を觀するが故に妙行相に非ず、境は無記なるが故に離行相に非ず。彼の非擇滅を證得すと雖も、猶縛隨ふを以ての故に滅行相に非ず。非擇滅は永く一切の苦を解脱するに非ざるを以ての故に。又若し滅を觀することは非常に濫するが故に。言ふ所の靜とは惟れ止息を顯はす。故に非擇滅の得は靜相有り、聖道を修し、久しき劬勞を経るを以て彼れの息む中に於て便ち樂想を生ず。故に重無相は靜を取りて餘には非ず。

重の三等持は唯是れ有漏なり。聖道に於て厭捨を生ずるを以ての故に。無漏定は聖道を厭捨するに非ず、^{一五〇}「一は聖道を緣じて空非常と取る、理として名けて聖道を厭捨すと爲す可し。無相無相は但無爲を緣じて靜の行相を作すに、何ぞ厭道を名くるや」、^{一五一}此れ無學の無相等持を欣ぶは、不轉の因の故に厭道と名く。謂はく、彼の定の起る義は是の言を作す。「無相等持の不生を善と爲す」と。此れ既に聖道の不生を欣讚するなり。如何ぞ聖道を厭捨すと名けざらんや。

「^{一五二}前の無相定は此れ所緣に非ず。如何が此れを無相無相と名くるや。或は應に、此の定は非擇滅を緣す但無學の無相の不生を緣すと許すべし」と。此れ亦然らず、前の釋に准するが故に。謂はく、無相定の非擇滅を緣す、此の非擇滅は亦諸相を離る。無相の無相を緣するが故に無相無相の名を得す。無相の境を緣じて靜行相を作す。是の故に此の定は境に從ひて名を立つるなり。

唯^{一五三}三洲の人は能く此の定を起し、通じて男女に依る。女身に依りても亦能く自在なるを以てなり。壽を延促するが故に唯無學位なり。有學の者は但聖道を欣び、未だ能く厭はざるを以ての故

【一四九】 難。

【一五〇】 通難。

【一五一】 無相無相を明す。

【一五二】 無學の無相三摩地の非擇滅を緣ずる所以は、無學の無相三摩地より出づる直後には、有漏の剎那又は他の有漏の剎那起るべし。この有漏及び他の有漏の諸剎那起るを以て、無學の無相の剎那は緣闕不生の非擇滅を得ず。この非擇滅を靜の相となして緣ずるなり。

【一四九】 三等持は有漏なり。この三等持は無漏の聖道を緣じて厭ふ。もし無漏なれば、無漏法を緣じて厭ふことなし。
【一五〇】 無相無相を厭道と名くる所以を問ふ。
【一五一】 答。

【一五二】 無相無相の名に關する問。

【一五三】 能修の人を明す。

【一五四】 北俱盧洲を除く他の三洲。北洲には聖道無きを以てこれを除く。

如く空に由りて煩惱を焼き已りて復空定を起して、前の空を厭捨するは、重空等持あり。空行相後に起りて、即ち復還りて空行相と相應す。唯此れ最も能く厭捨に順するが故に。非我の行相は則ち是くの如からず。非我を見る者は諸の有爲法に於て厭背の心を起すこと、空を見るが如からざるが故に。諸有に已に諸法非我を見、而も諸有に於て猶樂を生ずるは、諸行の中に於て審に空を見ざるを以ての故なり。此れに由りて空定には二の行相俱なりと雖も、而も但空と名け説いて非我と爲さず、空は厭捨に於て極めて隨順するが故に。

無願無願は前の無學なる無願等持を緣じて非常の相を取る。謂はく、彼れ先づ無學の等持を起し、五取蘊の中に於て、非常の相を思作し、此れ從り後殊勝の善根相應の等持を起し、前の無學の無願三摩を緣じて非常の相を思惟し、無願に於て願ぜざるを無願無願と名く。喩を擧げて顯示すること前の如し、應に知るべし、重無願等持は非常の行相の後に起り、即ち復還つて非常の行相と相應す。唯此れは能く厭道を緣ず可きが故に。苦の行相は能く聖道を緣するに非ず。聖道は苦に非ず、苦の滅に趣くが故に、苦法は苦の寂滅に趣くこと能はず、亦因等の四は能く聖道を緣するに非ず、聖道は苦をして續かしむること能はざるを以ての故に。道等の四は此れ道を厭捨するに非ざるが故に。欣行の相は能く厭捨を爲すに非ず。「豈に無願の如く聖道を願ぜず、而も道等の四を作すとは此れ亦應に然るべからざるや」。此の例は然らず。無願は正しく有を厭ひ、兼ねて聖道に於て不願心を起すが故に。謂はく、前の無願は正しく有を厭ふ。聖道は有に依るが故に不願を兼ね。意樂に望めて不願道と説くと雖も、而も聖道に於て正しく憎厭するに非ず。故に亦能く道等の四種を作す。無願無願は正しく道を憎厭するが故に非常を以て道の過失を觀ず。道等の行相は道を厭ふ容きこと無し。是の故に此に於て彼の四を作さず。

無相無相は即ち無學なる無相三摩地の非擇滅を緣じて境と爲す。無漏の法には擇滅無きを以て

通ず。

- 【二九】世間の等持を淨といひ、出世間の等持を無漏と名く。
- 【三〇】十一地とは欲と未至と八根本と中間とをいふ。
- 【三一】九地とは未至と四靜慮と下の三無色をいふ。
- 【三二】婆沙論一〇五(六・二七543 a)に出る。
- 【三四】空空(Sūnyatā-sūnyatā samādhi) E) Samvāta samvāta samādhi)。
- 【三五】無願無願 (Apraṇihita praṇihita s. E) Apraṇihita praṇihita s.)。
- 【三六】無相無相 (Animitramimta s.)。
- 【三七】初四句は三の重等持の體性を明し、第五句はその性類と能修の人とを明し、第六句は所依の地を明す。
- 【三八】重の二とは空空と無願無願の二をいふ。
- 【三九】三の重等持。
- 【四〇】空空等持を明す。
- 【四一】五蘊は非我なりと觀するよりも、五蘊は空なりと觀する方が五蘊を厭ふに力ありその厭心の勝れたる空の行相を取りて、この三摩地も亦空なりと觀す。
- 【四二】喩示。
- 【四三】無願無願を明す。
- 【四四】因・集・生・緣の四。
- 【四五】道・如・行・樂の四。

に道を縁する行相も亦無願の名を得ず。本期心は有爲を厭ふを以ての故に。空と非我との相は厭捨する所に非ず。涅槃の相と相似するを以ての故に。此の二の行相は厭ふ可き法を縁すと雖も、厭ふ可き相を取らざるに由りて無願の名を得せず。

此の三等持は淨と無漏とは通ず。世、出世間の等持の攝なるが故なり。世間の攝なるが故に。一地に通ず。出世の攝なる者は唯九地に通ず。上の七定の邊は勝徳無きが故に。中に於て無漏なる者は三解脱門と名く。能く涅槃の與めに入門と爲るが故なり。諸の有漏法は是れ眞の解脱門に非ず。性世間に住して解脱に違するが故なり。三三摩地の境を縁すること別なりとは、若しは有漏の空は一切の法を縁じ、若しは無漏の空は唯苦諦を縁じ、無願は能く苦・集・道諦を縁じ、無相は唯滅諦を縁じて境と爲す。三三摩地と念住との別とは、無相は唯法のみ、餘は皆四に通ず。

第三項 重 等 持

契經に復三の重等持を説く、一には空三摩地、二には無願無願三摩地、三には無相無相三摩地なり。是くの如く三種の相の別は云何ぞ。頌に曰はく、

重の二は無學を縁じて
空と非常との相を取る

後は無相定の
非擇滅を縁じて靜と爲す

有漏なり人の不時なり
上の七近分を離れたり

論じて曰はく、此の三等持は前の空等を縁じて、空等の相を取るが故に、空空等の名を立つ。

空空等持は前の無學なる空三摩地を縁じて、彼の空相を取る。空相は厭に順すること非我に勝るが故なり。謂はく、彼れ先づ無學の等持を起し、五取蘊に於て空想を思惟し、此れ従り後殊勝の善根相應の等持を起す。前の無願空三摩地を縁じて相を思惟し、空に於て空を取るが故に空空と名

く。死屍を燒くに杖を以て廻轉するに、屍既に盡き已りて、杖も亦應に燒くべきが如し。是くの

に淨と無漏との二あることを明す。

【二九】空三摩地を明す。
婆沙論一〇四(六・二七五b)に「空三摩地是有身見近對治故、間空三摩地有非我非我二行相一有身見有我我所二行相……答以非我行相對治我行相以空行相對治我所行相……」と。

【三〇】無相三摩地を明す。

【三一】滅・靜・妙・離の四なり。滅とは涅槃は一切の漏を滅盡すと觀すること、靜とは涅槃は煩惱永く息むと觀すること、妙とは涅槃は一切の患ひなしと觀すること、離とは涅槃は一切の禍ひを離ると觀することなり。

【三二】色・聲・香・味・觸の五境。

【三三】四相の中の住相を除く生・異・滅の三相。

【三四】異釋。

【三五】無願三摩地を明す。

【三六】十行相とは苦諦を觀じて起す非常、苦の二行相、集諦と道諦とを觀じて起す各の四行相なり。總じてこの十種の行相と相應する定を無願三摩地といふ。

【三七】聖道は涅槃を得る方便に過ぎず。故に目的を達して後に筏の如く捨つべきものなり。

【三八】三三昧は淨と無漏とに

り。是くの如き三種の相の別は云何ぞ。頌に曰はく、

空とは、謂はく、空非我なり

無相とは、謂はく、滅の四なり

無願とは、謂はく、餘の十なり

諦の行相と相應す

此れは淨と無漏とに通す

無漏は三脱門なり

論じて曰はく、空三摩地とは、謂はく、空と非我との二種の行相と相應する等持なり。故に空等持は有身見を近治すと説く。身見も亦二の行相有るが故に。謂はく、空行相は我所見を近治し、非

私の行相は我見を近治す。法を非我と觀するを非我の行相と名く。此の中無我を觀するを空行相と名く。此の空行相に由りて我所見を近治す。此の中都て無我なるを以てなり。故に此の法は我所に非ず。

無相三摩地とは、謂はく、滅諦を緣する 四種の行相と相應する等持なり、涅槃は諸相を離るゝが故に無相と名く。彼れを緣する三摩地は無相の名を得。相は略して十有り。謂はく、色等の五

と、男女の二種と、三有爲相となり。或は復相とは是れ因の異名なり。涅槃は無因の故に無相と名く。或は相とは、謂はく世蘊の上中下なり。涅槃は彼れと異なるが故に無相と名く。

無願三摩地とは、謂はく、餘の諦を緣する十種の行相と相應する等持なり。十行相とは、謂はく、苦と非常と因と集と生と緣と道と如と行と出となり。是くの如く空等の三三摩地は、三摩地の相に差別無しと雖も、而も對治と意樂と所緣とに依りて、其の次第の如く三種を建立す。意樂に由るが故に三有を願はず。理且らく然る可し、過患有るが故に。寧ぞ意樂に由りて聖道を願はざるや。

諸の聖道は有に依屬するを以ての故なり。若し兩らば何ぞ聖道を修習すること用ひん。是れ涅槃の能趣の因なるを以ての故に。聖道を離れて涅槃を得ること有るに非ず。涅槃を求めんが爲めの故に聖道を修するなり。道は船筏の如し。必ず應に捨つべきが故に。亦意樂に由りて聖道を願はず。故

第一 諸禪定の内容及び過程

八〇八

【一】増一阿含二四・一〇(大・一六三〇b)。婆沙論一〇四(大・二七五三8a)に三三昧の説明あり。

【二】空三摩地(Sūnyatā samādhi) Et(Samātā samādhi)。

【三】無願三摩地(Aprāgñhita samādhi) Et(Aprāgñhita samādhi)。

【四】無相三摩地(Animitta samādhi)。

【五】初四句は三等持の行相を明し、後の二句はこの等持

寛狭の相異あり、等至は唯定に周り欲界の散に通ぜず、等持は定散に通ず、欲界の定の心所は心一境性なれば、即ち等持なり。これは散心に通ず、故に寛なり。されど等持は唯有心に周りて無心定に通ぜず。然るに等至は有心定無心定に通ず、この點に於ては等至は寛、等持は狭なり。

【六】中阿含七二長壽王本起經(大・一五二8)等。

【七】婆沙論一四五(大・二七七四d)同五二(大・二七三99)同九十(大・二七4620)等に依るに、譬喩者は尋伺は有頂地に至りて皆ありとなし、然るに婆沙論一四五(大正二七・七四4b)には、「尋與伺非乃至有頂二若説尋伺至有頂二者應不説有三地差別」となせり。

を修習する者は、未來に當に大梵處に在りて生ずべし。故に亦具に三あること根本定の如し。根本地は愛を起して彼れを貪るには非ず。所味に別有るが如く、能味も亦別なるが故に。此れ勝徳の愛味す可き有るが故なり。無漏定の生も亦漸減するが故に、此れも亦一向に捨受相應なり。三識身無きが故に樂受無し。喜受無きは已に初と不共なればなり。然るに初に於て貪未だ離する能はざるが故に。又自が勉むるに由りて功用轉するが故に。此れに由りて説いて苦通行の攝なりと爲す。憂苦に非ざるは已に欲を出づるが故なり。此れに由りて一向に捨受相應なり。此の定は能く大梵處の果を招く、多く修習する者は大梵と爲るが故なり。

第四節 諸 等 持

第一項 等持の種類(一)

已に等至を辯じつ。云何が^{二二}等持なるや。經に等持を説くに總じて三種有り。一には有尋有伺三摩地、二には無尋唯伺三摩地、三には無尋無伺三摩地なり。是くの如きの三種の相の別は云何ぞ。頌に曰はく、

初と下とは尋伺有り

中は唯伺なり上は無し

論じて曰はく、前來事に因りて屢此の三を辯ぜり。今此の中に於て略して別相を顯はす。有尋有伺三摩地とは、謂はく、尋伺と相應する等持なり。此れ初靜慮及び未至の攝なり。無尋唯伺三摩地とは、謂はく、唯伺と相應する等持なり。此れ即ち中間靜慮地の攝なり。無尋無伺三摩地とは、謂はく、尋伺と相應するに非ざる等持なり。此れ第二靜慮の近分従り、乃至非相非非想の攝なり。

第二項 等持の種類(二)

契經に復三種の等持を説く、一には^{二五}空三摩地、二には^{二六}無願三摩地、三には^{二七}無相三摩地な

【九七】近分(Samantaka)。

【九八】受相應。

【九九】近分定は功用を爲して起すが故に喜樂と相應せず。

【一〇〇】近分定は下地の染を未だ離れざる前に起す。下の怖とは下染を離れざれば、情に怖を懷くが故に喜樂と相應せず。

【一〇一】淨と無漏。

【一〇二】初の近分は未至定なり。此れは無漏にも通ず。

【一〇三】異説。

【一〇四】三種とは味定と淨定と無漏定とをいふ。

【一〇五】中間靜定(Dhyanantara巴、Jhanantara)。

【一〇六】中間定は下染を離るるに非ず根本に入る因に非ず。

【一〇七】上の七あとと第二定以上有頂に至る七定をいふ。

【一〇八】彼れ中間定に初定に勝り、第二定に及ばず、その中間にあるを以て中間定に名く。

【一〇九】此の定は大梵の勝果を得る因となるが故に、この勝功徳を緣じて愛味の心を生ず。

【一一〇】功用をなして轉するが故に苦通行と名く、苦受あり

【一一一】に非らず。

【一一二】等持(Samādhi)とは心を平等に持して所緣の境を専ら緣せしむる義なり。即ち定のことなり。等持と等至とは等しく定の義なれどもなれど

中靜慮「尋無し

三を具す唯捨受なり

論じて曰はく、初の本と近分とは、尋伺と相應す。上の七定の中は皆尋伺無し。唯中靜慮のみ。同有りて尋無し。故に、彼は初に勝れ、未だ第二に及ばず。此の義に依るが故に中間の名を立つ。此れに由りて上に中間靜慮無し。一地の升降の此くの如きこと無きが故なり。謂はく、中間定は初靜慮の攝にして而も差別有り。謂はく、此れ尋を減じて上に中間を立つ、「何を減じ異を成するが故に中間定は初に有り上に無きや。豈に契經に七依の定を説かざるや。寧ぞ別に未至中間有るを知るや。契經と及び正理有るに由るが故に、且らく未至有り。契經に言ふが如し、「諸有の未だ初定等に入るに能はざるに、具足安住して聖慧に由り、現法の中に於て諸の漏盡を得ず」と。若し未至無くんば聖慧は何に依らんや。又蘇使摩契經中に説く、「慧解脱有る者は根本定を得ず」と。豈に定に依らずして慧解脱を成ぜんや。此れに由りて未至定有り、中間定有りと證知す。契經に説くが如し。「有尋有伺等の三三摩地」と。經に説く、初定は尋伺と俱なり。第二等の中には尋伺皆息む。若し中靜慮無くんば、誰か有伺無尋ならんや。心心所は漸次に息むを以ての故に、理應に定んで有伺無尋有るべし。又大梵王は是れ世界の主なり。中間定を離れて誰れか勝因と爲らん。此れに由りて中間定有ることを證知す。然るに佛は數未至中間有りと説かず。二は即ち初靜慮の攝なるを以ての故に。初靜慮を説いて即ち已に彼れを説く。唯初めの近分を未至と名くとは、餘の近分と簡別せんと欲するが爲めの故なり。此の近分は先きの定に乗じて起るに非ず、又此れに住し已りて愛味を起すに非ず。是くの如きの義に依りて未至の名を立つ。上定の邊をも亦未至と名くるに非ず。皆先きの定に乗ずを勢力引生すると、及び彼れに依する時已に味を起すが故に。毘婆沙者は是くの如きの説を作す。「未至の本地に未至の名を立つ。是れ本地の徳の未だ現前せざるの義なり」と。

此の中間定に具に味等の三あり、別に一の生處に繫屬するを以ての故に、謂はく、極めて中間定

が故なり。善の言は味相應を遮し、且つ淨と無漏との二善を取らんがためなり。無色の言は靜慮を遮す。根本靜慮は普く觀する性質のもの故に、有漏の下の事を緣ず。有漏の言は無漏を遮す。諸の無漏の下の法は根本善無色の所緣となる。

【一】 既に下地の有漏法を緣ぜざれば、その上の擇滅非擇滅を緣する理なし。

【二】 有漏の根本善定は惑を斷する力なし。

【三】 婆沙論一六二(大・二七〇)に「問何故有漏道不能斷自地及上地無漏道則能斷耶答以無漏道是不繫法、於有漏道作六行相、厭下地故自地故唯斷、下無漏道作十六行相、厭背一切地故能遍斷、問有漏道亦作十六行相、何故不能遍斷、答彼雖學作聖道行相、不明了故不斷煩惱如師子子未能害獸」と。

【四】 初定の近分は欲界の惑を斷じ、乃至有頂の近分定に無所有處の惑を斷ず。

【五】 中間には近分なければなり。

【六】 初句は前三問に答へ、後句の中初に未至定の特色をあげ、後に異説を出す。

り勝れたるを以ての故に。自を斷すること能はず、自地の惑と同一の縛の故に。又自は自に於て對治に非ざるが故に。若し淨の近分は亦能く惑を斷す。皆能く。次下の地を斷するを以ての故なり。中間に攝する淨も亦斷すること能はず。

(チ) 近分の種類

近分に幾く有りや。何の受と相應するや、味等の三に於て皆具と爲すや。不や。頌に曰はく、

近分に八あり捨と淨となり

初は亦聖或は三なり

論じて曰はく、諸の近分定に亦八種あり、八の根本の與めに入門と爲るが故なり。

一切は唯一の捨受と相應す。功用を作して轉するが故なり。未だ下の怖れを離れざるが故なり。

此の八の近分は皆淨定の攝なり。唯初の近分のみ亦無漏に通ず。皆味有ること無し。離染の道なるが故なり。上の七近分に無漏無きは、自地の法に於て厭背せざるが故に。唯初めの近分の無漏に通ずるは、自地の法に於て能く厭背するが故に。此の地は極めて多くの災患の界に隣近するが故に。諸の欲貪は尋伺に由りて起るを以て、此の地は猶尋伺の隨ふ有るが故なり。

若し爾らば何に緣りて毘婆沙に、諸の近分地に結生の心有りと説くや。染心無きに非ざれば、結生の理有り。故に應に近分に味相應有るべし。今此の中に於て定染有るを遮す、生染を遮せざるが故に相違せず。

或は有餘師は是くの如き説を作す。「初めの近分定には亦定染有り、未だ根本を起さざれば亦此れを貪するが故なり。此れに由りて未至には具に三種有り」と。

(リ) 中間靜慮と近分との不同

中間靜慮と諸の近分と別義無しと爲んや。亦殊り有りと爲んや。義亦殊り有り。謂はく、諸の近分は是れ離染の道にして、根本に入るの因なり。中間は然らず。復別義有り、頌に曰はく、

【八一】 等至の起る身を説くに就て、初二句は等至の依身を明し、後三句はその例外を示す。

【八二】 已に棄捨すとは有漏定に就ていふ。下地の有漏定は已に棄捨せるが故なり。

【八三】 例外。

【八四】 自地の所餘とは無漏道にて下八地の修惑を斷ずるも、未だ自地の惑を斷ぜざる時の惑、或は有漏道にて下八地の惑を斷ずるも、有頂の修惑は無漏道に非ざれば、斷じ得ず。故に聖者有頂に生ぜし時、この煩惱を斷ぜんために、自らの有頂には無漏道なきが故に下地の無漏道を起すなり。この理に依りて上地の身にして下地の道を起すは、有頂の聖者のみなり。

【八五】 第一句は味定の所縁を明し、第二句は淨定と無漏定の所縁を明し、終の二句は根本善の無色の特色を明す。

【八六】 味定。

【八七】 自地の有漏法とは前念の淨定なり。

【八八】 若し下地の定を染汚の定が緣ずれば離染とはならず。

【八九】 淨及び無漏定。

【九〇】 根本善の無色定。

根本の言は近分を遮す。無色の近分は下の有漏地を緣する

に彼の貪を離れたるが故に。

淨と及び無漏とは俱に能く遍く縁す。自と上と下との地の有爲無爲とを、皆境と爲すが故なり。差別有ることは、無記の無爲は無漏の境に非ず。唯有法に於て能く遍く縁すと説く。所縁に非ざるは無し、前に已に説きしが故に。

根本地の攝の善の無色定は、下地の諸の有漏の法を縁ぜず。下地の法は寂靜ならざるを以ての故に、根本の善の無色は極めて寂靜なるが故に。此の理に由るが故に經に無色に於て皆一切の下地を超越すと言ふなり。諸の靜慮に於て是くの如く説かず。本無色は下繫を縁ぜざるを以て、是の故に下に於て超越の言を説くなり。諸の靜慮の中遍く智を縁する有り。故に下地に於て超越を言はず。既に色想等を超越するの言を説く。故に知る、但所縁を超越るに依りて説く。若し此の超越は離繫を顯はさんが爲めならば、應に一切を超越と説くべし。唯色想等のみに非ざるなり。又靜慮の中に應に超越を言ふべし。自と上との地の法は、能く縁ぜざること無し。亦能く下地の無漏を縁すと雖も、而も但類を縁じて法(智)品を縁ぜず。但能縁を全治と目くるを以ての故に。法は全治に非ず、先きに已に説くが如し。又法品の道は無色界に於て能く對治すと雖も、是れ客にして主に非ず。亦下地の法の滅を縁すること能はず。既に無色の根本の下を縁するを遮す。近分に准じて下を縁する能有り。彼の無間道は必ず下を縁するが故なり。

(ト) 等至の惑を斷する作用

味と淨と無漏との三等至の中、何等の力か能く諸の煩惱を斷するや。頌に曰はく、
無漏は能く惑を斷す

及び諸の淨の近分なり

論じて曰はく、諸の無漏定は皆能く惑を斷す。本の淨すら尙能無し。況んや諸染能く斷ぜんや。謂はく、本の淨定は下を斷すること能はず。已に染を離るゝが故に。上を斷すること能はず。已よ

を生ずべからず。

【六九】同一状態を繼續するが故に唯順決擇分を生ず。

【七〇】初三句は超等至の相を明し、第四句は能修の人を明す。

【七一】超定の相を明す。

【七二】先づ初定を起し、その無間に第二定を起し、乃至有頂定を起す。

【七三】先づ有頂定を起し、次に無所有乃至初定を起す。

【七四】例せば有漏の初定の無間に有漏の第二定を起し、乃至第四定を起し、乃至第四定を起す。同じく有漏なれば均と名く。

【七五】有漏の初定の無間に無漏の二定を起し、その無間に第三定を起すが如し。

【七六】第二定の無間に初定を起し、又は第二定の無間に第三定を起すが如し。隣次に起るをいふ。

【七七】初定の無間に第二定を起して第三定を起すが如きをいふ。

婆沙論一六五(大・二七 863b)參照。

【七八】超定の加行と成滿を明す。

【七九】能修の人を明す。

【八〇】不時解脫の阿羅漢の無諍智妙願智等の邊際定を得せしもの能く超越す。

此の諸の等至は何なる身に依りて起るや。頌に曰はく、

諸定は自と下とに依る

唯有頂に生ぜる聖のみ

上に非ず用無きが故に

下を起して餘の惑を盡す

論じて曰はく、諸の等至の起ることは、自と下との身に依る。上地の身に依りて下を起す容きと無し。上地にして下を起すことは、所用無きが故なり。自に勝定有るが故なり。下は勢力劣なるが故なり。已に棄捨するが故なり。厭毀す可きが故なり。

總相は然りと雖も、若し委細に説かば、聖の有頂に生ずるは、必ず無漏の無所有處を起す。自地の所餘の煩惱を盡くさんが爲めなり。自に聖道無ければ、欣樂して起すが故なり。唯無所有のみ最も隣近なるが故に。彼れを起して現前して餘の煩惱を盡くす。無漏道を離れて必ず能有ること無し。彼の餘惑を斷じて阿羅漢を成す。是の故に有頂の無漏の無所有處は九地の身に依る。有漏の無所有處は八地の身に依る。有漏無漏の識無邊處は七地の身に依る。空無邊處は六地の身に依る。乃至初定は二地の身に依る。謂はく、自と及び欲となり。若し有漏に依るを成就することは、無漏を起すが如し。一切は九地の身に依る。

(ハ) 等至の對境

諸の等至の中、誰が何なる境を緣するや。頌に曰はく、

味定は自繫を緣す

淨と無漏とは遍く緣す

根本善の無色は

下の有漏を緣せず

論じて曰はく、味定は但自地の有漏法を緣す。有漏法は是れ所繫の事なるを以ての故に。所繫の言は是れ三有の攝なることを顯はす。無漏法を緣せず、愛の行相轉するが故に。若し無漏を愛すれば應に煩惱に非ざるべし。上地の法を緣せず、愛の界地別なるが故に。下地の法を緣せず、已

【四九】 願決擇分(Nirvetulla bhagya)

【五〇】 無漏を生ずる定。

【五一】 四定の釋名。

【五二】 自地の煩惱なり。願退分定の無間に自地の染汚の味定起りて、前念の願退分定を緣じて愛味す。

【五三】 自地に願ずとは自地の淨定のこと。

【五四】 願勝進分の定は上地の定に隨順す。例せば未至定を以て欲界九品の惑を離れ終りて初定の根本定の須住分定に隨順す。

【五五】 異説(一)。

【五六】 異説(二)。

【五七】 評取。

【五八】 異説(三)。

【五九】 無漏の無間に現前する分に就て問ふ。

【六〇】 右に對する有説。

【六一】 有部の正義。

【六二】 瑜伽師の説。

【六三】 勝進分の二種。

【六四】 難。

【六五】 通難。

【六六】 四定相生。

【六七】 同一狀態を繼續する時は願退分を生じ、勝進する時は願住分を生ず。

【六八】 願勝進分より退するものは、願住分を未だ捨せざるを以て、此れを越えて願退分

(三) 起等至

上と言ふ所の如きは、淨及び無漏皆能く上下を超えて第三に至る。行者如何が超等至を修するや。加行と成滿の差別云何。頌に曰はく、

二類の定を順と逆と

均と間と次と及び超と

間超とに至るを成と爲す

三洲の理の無學なり

論じて曰はく、本の善等至を分ちて二類と爲す。一には有漏、二には無漏なり。上に往くを順と名け、下に還るを逆と名く。同類を均と名け、異類を間と名く。相隣るを次と名け、一を越ゆるを超と名く。

謂はく、觀行者の超定を修する時、先づ有漏八地の等至に於て、順逆均次に現前して數習し、次に無漏の七地の等至に於て、順逆均次に現前して數習す。次に有漏と無漏との等至に於て順逆間次に現前して數習す。次に有漏に於て順逆均超に現前して數習す。次に無漏に於て順逆均超に現前して數習す。是れを超を修習する加行の滿と名く。後に有漏無漏の等至に於て、順逆間超に(至るを)超定の成と名く。此の中の超とは謂はく、頃に二を超ゆ。一には地を超え、二には法を超ゆ。唯能く一を超ゆるが故に第三に至る。遠きが故に能く超えて第四に入ることを無し。

超等至を修することは、唯欲の三洲なり。北俱盧を除く。然も男女に通じ。不時解脱の諸の阿羅漢なり。要す無諍妙願智等を得すればなり。邊際定の者は能く超ゆ、餘には非ず。定自在なるが故なり。煩惱無きが故なり。時解脱の者は煩惱無しと雖も、定自在ならず。諸の見至の者は定自在なりと雖も、餘の煩惱有り。故に皆超等至を修すること能はず。勝解と作意とは無間に超等至を修すること能はず。勢力劣るが故なり。

(ホ) 等至の依身

と無漏との四の六。
【三】 自地の三、上二地の淨、無漏の四。

【四】 自地の三と上地の淨の一と下地の三と無漏との四。

【五】 自地の三と上地の淨と無漏の四と下地の淨と無漏との二。

【六】 自地の三と、無所有處の淨と無漏と有頂の淨と上地の三と下地の淨と無漏との四。

【七】 自地の三と上地と下地とに各四。

【八】 染定より生ずるもの。

【九】 問。

【十】 答。

【十一】 相續とは身のこと。

【十二】 生靜慮より生ずるもの。

【十三】 彼の地に生じて得たる靜慮を、生靜を生靜慮と名く。

【十四】 その生じて得たる淨又は染を生淨、生染と名く。

【十五】 一切の染とは命終の位の自地、下地、上地の結生非定の染汚心をいふ。

【十六】 一切の種とは淨定には種類あり、一切種の淨定皆無漏定を生ずるやの問ひ。

【十七】 初四句は淨定の四種を明し、第五六句は地に望めてその定の相順することを明す。

【十八】 淨定の四種。

【十九】 順退分(Hana bhāgya)

【二十】 順住分(Shitbhāgya)

【二十一】 順勝進分(Viśeṣa bhāgya)

なり。謂はく、後の二種なり。諸有の超等至等を修習するは、唯順決擇のみ。最も堅勝なるが故に。
 諸の瑜伽師は是くの如きの説を作す、「若し觀行者、自地の定に於て善く通達せず、恒に安住せざれば。上地の定に於て欣求すること能はず、數數順下地の想を現行す。彼の等持を順退分と名く。或は自地の離染に由りて退し得するを、順退分と名く」と。此の定を成就する補特伽羅を名けて、退と爲すは牛行を成すを説いて名けて牛と爲すが如し。凶勃にして廻し難きを説いて牛行と名く。自地の定に於て耽著して捨てず。上地の定に於て欣求すること能はず。彼の等持を順住分と名く。自地の定に於て能く多く住すと雖も、而も耽著せず。上地の定に於て欣樂し、彼の等持を牽引するを順勝進分と名く。自上の定に於て皆耽著せず、多く厭想に住し、彼の等持を斷ぜしめんと欲するが爲めに順決擇分と名く。諸有の順退分に安住する者廣大の果に於て心多く繫縛す。諸有の順住分に安住する者は、數^{しはく}自定に住して上求すること能はず。諸有の順勝進に安住する者は、能く展轉して所餘の勝定を求む^{六三}。然るに勝進分に總じて二種有り、一には自地の殊勝の功德、二には上地の殊勝の功德なり。若し能く彼れを牽引するを順勝進分と名く。此れに二類有り、或は厭ひ、或は欣ぶ。諸有の順決擇に安住する者は、諸有の樂を斷ぜんと樂^{なが}ひ無漏を修す、是れを四分に安住する者の別と名く^{六四}。若し煩惱に順ずるを順退分と名くれば、諸の阿羅漢に寧ぞ退の理有らんや。彼れに猶順退分定有り、現行せしむべきに非ず。染を離れ捨するが故に。此の難有りと雖も而も實に違すること無し。謂はく、順住の中に順退有らば、亦順退分の名を建立することを得、彼れ従り退すること有ること、先きに已に説きしが如し。

此の四相望して互に相生すれば、初は能く二を生ず。謂はく、順の退と住となり。第二は三を生ず。順決擇を除く。第三は三を生ず^{六五}。順退分を除く、第四は一を生ず。謂はく、自なり餘に非ず。有るは説く、「亦順勝進分を生ず」と。

地の二と上二地の四と合して六。

【四】自と下との六とは、自地の二と、下二地の四となり。

【五】上地の三とは、上三地の淨なり。

【六】第三、四靜慮と空無邊處とは各無間に十を生ず。即ち上二地の四と下二地の四、自地の二となり。

【七】差別を辯ず。

靜慮は上地下地を緣するを以て、靜慮によりて生ずる法智類智はともに淨と無漏との無色を生ずべしと惟ふものあらんも然らず、類智のみ淨と無漏との無色を生じ、法智は生ぜず。所以は法智の所依身は欲界なり。その所緣は欲の苦等なり。かくして中間に界色四地を隔つるが故に法智の無間に無色を生ぜず。

【八】淨定より生ずるもの。

【九】各兼て自地の染汚を生ず」とは、淨等至は上は無漏に至り、下は染汚に緣するが故に、即ち無漏定の無間には染汚の定は起らざれど、淨定の無間に亦染汚の定を起す。

即ち淨定の中、順退分定起りて、その無間に貪煩惱起りて前念の淨定を愛味す。その所愛味の定は淨定なり。

【三〇】自の淨と染との二、及び下の無所有處と識處との淨

言ふ所の淨從り無漏を生ずとは、一切の種皆能く生ずと爲す耶。爾らず。云何。頌に曰はく、

淨定に四種有り

順住と順勝進と

次の如く煩惱と

互に相望して次の如く

謂はく、即ち順退分と

順決擇分との攝なり

自と上地と無漏とに順ず

二と三と三と一とを生ず

論じて曰はく、諸の淨等至は總じて四種有り。一には、順退分の攝、二には、順住分の攝、三には、順勝進分の攝、四には、順決擇分の攝なり。地ごとに各四有り。有頂に唯三あり、彼れは更に

上地に趣く可きこと無きに由るが故に、彼の地には順勝進分の攝有ること無し。

此の四の中に於て唯第四分のみ能く無漏を生ず。所以は何ん。此の四種に是くの如き相有るに由る。(謂はく)順退分は能く、煩惱に順じ、順住分は能く、自地に順じ、順勝進分は能く上地に順じ、

順決擇分は能く無漏に順ず。故に諸の無漏は唯此れ從り生ず。

有餘師の言はく、「順退分の者は彼に住して退す可し、順住分の者は彼に住して退せず、亦升進せず。順勝進分の者は彼に住して能く升進す。順決擇分の者は彼に住して聖道を起す」と。有るは言はく、彼に住し、諦に順通達す。此れに由りて無間に能く離生に入る」と。應に知るべし、此の中

決定の義は、謂はく、諸の聖道は必ず此の無間に生ず。此の無間に必ず能く聖道を生ずるに非ず。若し此れと異らば、是れ則ち應に説くべし、唯世第一法のみを順決擇分と名くと。

有餘師の言はく、「順退分の者は、諸の煩惱と下上相雜り、染と淨展轉して現在前するが故に。順住分の者は能く種種の龜等の行相を以て下地を棄背し、靜等の行相にて自地を攝受す。順勝進分の

者は自地に過ぐる上地の功徳を觀ず。順決擇分の者は、煖・頂・忍・世第一法の如し」と。

「無漏の無間に何なる分現前するや」と。有るは説く、「三に通ず。順退分を除く」と。理實に唯二

無漏定を得ず。

【五】 次第の者とは次第證のもの入見道の時、無漏の未至定を得ず。根本定は未だ得せず。今は定んで無漏の根本定を得るものを説く。

【六】 染定。

【七】 初二句は無漏等至より有漏善等至を生ずることを明し、第三四句は有漏善等至より無漏、有漏善、染の等至を生ずることを明し、第五六句は染等至より有漏善、染等至を生ずることを明し、最後の二句は生靜慮、有漏善、染等至より復それらの等至を生ずることを明す。

【八】 無漏定より生ずるもの。

【九】 無漏の等至は次第は自地の善の定と上地の善の定と下地の善の定と下地の善の定とを生ず。

【一〇】 第四定についていへば、無漏の第四定の無間に上は識處までの定を生じ、無所有處の定を生ぜず、下は第二定まで生じて初定を生ずることなきが如し。

【一一】 無漏の七等至とは四靜慮と下三無色との七根本無漏定なり。

【一二】 自と下との六とは、自地の淨と無漏の二と下二地の淨と無漏の四となり。

【一三】 自と上との六とは、自

處の無間に九を生ず。謂はく、自と下との六と、並びに上地の三となり。第三と四と空との無間に十を生ず。謂はく、上下の八と並びに自地の二となり。類智の無間に能く無色を生ず。法智は然らず。依と縁別なるが故に。

淨等至従り生ずる所も亦然なり。而るに各兼ねて自地の染汚を生ずるが故に。有頂の淨の無間に六を生ず。謂はく、自の淨と染と、下の淨と無漏となり。初靜慮従り無間に七を生ず。無所有は八なり。第二定は九なり。識處は十を生ず。餘は十一を生ず。

染等至従り自の淨と染とを生じ、並びに次下の一地の淨定を生ず。謂はく、自地の煩惱の爲めに逼まられて、下の淨定に於て亦尊重を生ず。故に染従り次下の淨を生ずること有り。極めて相違するが故に無漏を生ぜず。

若し染と淨とに於て能く正しく了知せば、能く染従り轉じて下淨を生ず可し。是れ則ち此の淨は還た淨従り生ず。正しく了知し、是れ淨の攝なるを以ての故に。諸の染汚は能く正しく了知するに非ず。如何ぞ彼れ能く染従り淨を生ずるや。

先きの願力の故なり。謂はく、先きに願じて言はく、「寧ろ下淨を得とも上染を須ひじ」と。先きの願の勢力相續に隨ひて轉ず。故に後に染従り下の淨定を生ず。先きに願を立て、方に睡眠に趣かば、所期の時に至りて便ち能く覺悟するが如し。

是くの如く説く所の淨と染と染を生ずることは、但在定の淨及び染に約して説く。若し生の淨と、染との染を生ずることは、然らず。謂はく、命終の時生得の淨の一一の無間従り、一切の染を生ず。若し生の染の一一の無間従り、能く自地と一切の下との染を生じ、上を生ぜざるは、未だ下を離れざるが故なり。

(八) 順四分定

二生三生を受くることあれども、これは一地の中に於て經生するものなれば、上地より下地に生ずること全くなし。

【九】全不成の者とは先に已に成就せしものが後に少分を得るをいふ。

【一〇】盡智の位とは無學界に至りて起る無漏智にして、有頂の第九品の修惑を斷じ終り一切の煩惱を斷盡して、我已に四諦を發得せりと知る智。

【一一】有學の練根なれば利根の有學道に攝する無漏の靜慮を得し、無學の練根なれば、利根の無學道に攝する無漏の靜慮を得ず。これらは皆先に無漏の靜慮を成就せるを今少分を得するなり。

【一二】餘の加行とは例せば先に無漏の第四定を成就せし者後に加行を起して第四定の雜修靜慮の無漏を得ず。雜修靜慮の無漏を得ず。雜修靜慮は離染得に非ず。必ず加行によりて得するが如し。

【一三】退とは無漏を退して有漏定を起す時、有學道に攝する無漏定を得ず。此等は皆先に成就せる上に、今尙少分を得ず。

【一四】正性離生とは邪性を捨てて正性を得、異生の性を離れて聖性を得る位にして、入見道の位なり。この時初めて

無漏は但離染に由るが故に得ず。謂はく、聖は下染を離れて上地の無漏を得ず。此れも亦但^九全不成の者に據る。若し先きに已に成ずるは、餘の時にも亦得ず。謂はく、^{一〇}盡智の位に無學道を得し、練根の時に於て學と無學とを得ず。餘の加行と及び^{一一}退と皆理の如く應に思ふべし。

正性離生に入るに由りて、根本無漏の等至を獲得すること有り^{一二}と雖も、而も決定に非ず。次第の者は爾の時未だ根本定を得せざるを以ての故なり。此の中には但決定して得ずる者を論ず。聖は下染を離るれば、必定して獲得す。上地は根本無漏定の故に。

染は受生及び退に由るが故に得ず。謂はく、上地より没して下地に生ずる時、下地の染を得し、及び此の地の離染に於て退する時、此の地の染を得ず。離染と及び加行に由りて得すること無し。是くの如く二時に能く染を捨するが故に。

(ロ) 等至の種類及び順序

何の等至の無間に、幾くの等至の生ずること有るや。頌に曰はく、

無漏の次に善を生ず

上下第三に至る

淨の次に生ずることを亦然なり

兼ねて自地の染を生ず

染は自の淨と染と

並びに下の一地の淨とを生ず

死の淨は一切を生ず

染は自下の染を生ず

論じて曰はく、無漏の次に自と上と下との善を生ず。善の言は具に淨及び無漏を攝す。極めて相違するが故に必ず染を生ぜず。然るに^{一三}上下に於て各第三に至る。遠きが故に、能く超えて第四を生ずること無し。故に^{一四}無漏の七等至の中に於て、初靜慮從り無間に六を生ず。謂はく、自と(第一二)と(第三)との各淨と無漏となり。無所有處の無間に七を生ず。謂はく、自と下との六と上地の唯淨となり。第二靜慮の無間に八を生ず。謂はく、自と上との六と、並びに下地の二となり。識無邊

て、初定の根本定の順住分順退分を得しもの、後に加行を起してその初定の根本定の勝進分と順決擇分を得るが如く先に初定の根本定を成就してその上に少分を得るなり。四分同じくの一の淨定なるを以て、この場合には得と名けず。【七】有染を離するを退するに由りて退分を得ず。先に住分勝進分或は決擇分を得るを以て、今更に退分を得ずと雖も、名けて得となさず。即ち初定の九品の惑を離れて第二定を得る時、初定の順退分の一は已に捨せり。初定の順住分、勝進分、決擇分定は未だ捨せず。然るに後に初定の惑を起して此初定の離染を退する時、先に捨せし初定の順退分を得ず。是れ先に順住分等の成就せるが故に、更に少分を得るなり。四分同じく一の淨定なるを以て、この場合には得と名けず。【八】無漏定。無漏定は唯離染によりて得ずるのみにして、受生にては得せず。聖者が下地の染を離れ終る位に上地の無漏の根本定を得ず。聖者が上地の無漏の根本定を得ず。聖者が上地より下地に生ずることなければ受生にて得せず。但し欲界經生の未離欲の聖者が欲界中に

卷の第三十九

〔辯定品第九の二〕

第三項 三等至の意義

(イ) 初得等至

是くの如く別に靜慮の事を釋し已りつ。淨等の等至を初めて得すること云何。頌に曰はく、

全く成ぜずして而も得るは

淨は離染と生とに由る

無漏は離染に由る

染は生及び退に由る

論じて曰はく、八の本の等至は、其の所應に隨ひて、若し全く成ぜずして、而も獲得する者は、諸の淨等至は二の因縁に由る。一には離染に由る。謂はく、下地に在りて下染を離るゝ時なり。二には受生に由る。謂はく、上地従り自地に生ずる時なり。下の七は皆然なり。有頂は爾らず、唯離染に由る。^三上地無きが故に、上地従り彼に於て受生すること無し。此の中但本の等至を説くは、諸の近分未だ染を離れざる時、全く成ぜざる有り、加行得に由るを以てなり。

何を遮するが故に(頌に)「全く成ぜず」の言を説くや。已に成じて^四更に少分を得るを遮せんが爲めなり。加行に由りて淨の本の等至を、及び^七退するに由るが故に、彼の順退分を得るが如し。即ち此の義に依りて是の問ひを作して言はく、「頗し淨定を離染に由りて得し、離染に由りて捨すること有りや。退に由りて得し、退に由りて捨し、生に由りて得し、生に由りて捨する耶」と。曰はく、有り。謂はく、順退分なり。且らく初靜慮の順退分に攝するもの、欲染を離るゝ時得し、自の染を離るゝ時捨す。自の染を離るを退して得し、欲染を離るを退して捨す。上従り自に生じて得し、自従り下に生じて捨す。餘地の所攝も應に理の如く思ふべし。

【一】淨定。

【二】四靜慮四無色の八の根本定をいふ。根本といふは近分定に簡ぶ。近分定は下地の染を離れずとも得すればなり。

【三】有頂の第四定非想非非想處に已に最上位なれば上地なく、故に上地より下生する場合なし。

【四】淨定の四分は得と名けざることあり。

【五】淨定に順退分定、順住分定、順勝進分定、順決擇分定の四あり。この中順住分定を除く三は、場合によりては得と名けざることあり。

【六】加行によりて順決擇分と順勝進分とを得。順住分順退分は既に先に得るが故なり。即ち先に欲界九品の惑を離れ

上三靜慮には、^{一三三}三識身無く、及び尋伺無し。如何が彼れに生じて能く見聞觸し、及び表業を起すや。^{一三四}彼の地に生じて眼識等無きに非ず。但彼の繫には非ざるなり。所以は何ん。^{一三五}頌に曰はく、

上三靜慮に生じて

三識を起すと表を(起す)心とは

皆初靜慮の攝なり

唯無覆無記なり

^{一三五}論じて曰はく、上の三地に生じて、三識身を起すと、及び表を發す心とは、皆初定の繫なり。上に生じて下を起すは、化心を起すが如くなるが故に、能く見聞觸し、及び表を發す。^{一三六}此の四は唯是れ無覆無記なり。下、染を起さず、已に染を離るゝが故なり。下善を起さず、下は劣なるを以ての故なり。

【一三三】眼・耳・身の三識もなく尋伺もなし。

【一三四】彼の二定以上に生じては三識並びに發表心生起せざるに非ず。されどこれらの二

定以上に繫屬するものに非ず。

【一三五】初めの三句は上三靜慮にて起す下心を明し、第四句

にて起す下心を明す。

【一三六】所起の下心。

【一三七】性類。

を出離す。故に此の得は初定と相應す。此の相應に由るも、未だ清淨と爲さざること、燈の目と俱に色を見る緣なるが如し。燈は細闇俱に照らすも明了ならず。日光は闇を離れて照用分明なり。是くの如く應に知るべし、初靜慮定は自事を作し、而も尋伺と俱なりと雖も、未だ照さずして而も無動なること、第四靜慮の如し。若し尋、定に在りて能く心を動亂せば、無漏定と俱に亦患災と爲す。^{二二三}何に緣りて建立して一道支と爲すや。已に説く、彼れ能く正見を策するが故に、行者定に於て未だ串習せざる時、此の災患爲ることを了知すること能はず。故に此の地に於て厭捨を欲せず。若し已に串習せば便ち能く覺知す。初靜慮の中に此の災患有ること、水の澄淨なれば、便ち池中潛下の蟲魚の能く濁亂を爲すを見るが如く、行者既に初靜慮の中に尋伺の二法の能く動亂を爲すを見ば、便ち一地に於て總じて厭捨を生ず。謂はく、此の麁淺なるは理として應に捨すべきが故に。初靜慮に於て尋伺既に然り、上地の中に於て喜等も亦爾り。

(ホ) 生受の意義

^{二二三}定靜慮の諸受の差別の如く。生も亦爾なりや、不や。爾らず。云何。頌に曰はく、

生靜慮は初め從り

喜と樂と捨受と

及び喜と捨と樂と捨と

唯捨受と有り次の如し

^{二二四}論じて曰はく、生靜慮の中に初めは三受有り、一には喜受、意識相應なり、二には樂受、^{二二五}三識相應なり。三には捨受、^{二二六}四識相應なり。

^{二二七}第二に二有り。謂はく、喜と捨とは意識相應なり。^{二二八}樂受有ること無し。餘識無きが故に、心悅麁なるが故に。^{二二九}第三に二有り。謂はく、樂と捨とは意識相應なり。^{二三〇}第四に一有り、謂はく、唯捨受の意識相應なり。^{二三一}是れを定と生との受に差別有りと謂ふ。

【二三】一道支と立つる所以。

【二三】初二に喜あり、第三に樂、第四に捨あるをいふ。

【二四】初靜慮。

【二五】三識とは眼・耳・身の三。

【二六】四識とは眼・耳・身・意の四。

【二七】第二靜慮。

【二八】第二定には樂受なし、五識なきが故に、身受の樂なし、心悅麁なるが故に心變の樂なし。

【二九】第三靜慮。

【三〇】第四靜慮。

【三一】結。

(ハ) 上三靜慮

「樂を斷じ、苦を斷じ、先きの喜と憂没し、具足して第四靜慮に安住す」と言ふを以てなり。又「彼の定には身行俱に滅す」と説く、入息出息を名けて身行と爲す。故に知る、此の定は唯獨り尋と伺と喜と樂の四動の災患を免がるゝのみに非ず。

二八 有餘師の説く、「第四靜慮は密室の燈の照らして動無きが如きが故に不動と名く」と。喩經に説くが故に尋伺に何の過(あらん)。而るに靜息を求むること、此れ能く心をして定境界に於て、恒に繋念すと雖も、而も寂靜ならざらしむ。樹の枝條の莖に依りて住するも、風と合するが故に動搖して息まざるが如し。諸の瑜伽師は願樂せずと雖も、境の行相に於て心速に易脱し、而も尋伺の力彼れをして馳流せ令む。故に定中に於て尋伺に過有り。喜樂は定に於て亦能く鼓動す。唯此の四種は定と相應し、而も能く心を動かすが故に經に偏へに説くなり。然るに實に二息と憂苦の二受も亦能く鼓動するが故に、論に八と説くなり。

二九 尋伺の二法は既に此の過有り、應に靜慮支の中に在りと説くべからず。經は但應に尋伺は寂靜なりと言ふべし。何ぞ亦有尋有伺を説いて尋伺を顯はすと爲す容けんや。定相應なりと雖も而も定中に於て能く災患を爲すこと、説かざれば了せず。故に定んで應に説くべし。或は此れは定に於て初め資糧を作す。欲惡の尋を作し遠分治なるが故に、後、勝定に於て方に災患を爲す。故に尋伺を説くもその功唐捐ならず。捨するに行儀方便の法として爾る有り。設ひ是れ捨する所なるも、初めは必ず應に依るべし。河を渡らんと欲して、先づ船筏に依りて、後、彼の岸に至り、理として應に總じて捨すべきが如し。故に契經に言はく、「色に依りて欲を出で、無色に依りて色を出で、道に依りて無色を出づ、若し涅槃を得るも亦聖道を出づ」と。

三〇 此の二は一心と俱なること有る容し。勝劣の風一枝と合するが如く。若し此の二の業は能く鼓動すと謂はゞ、如何ぞ此れ定と相應すと説くや。龜淺の定心は尋伺の策する所、方に能く欲界の龜染

【二八】異説。
俱舍論二八・一〇左に出づ。

【二九】尋伺に過有るに何故に靜慮の支と爲すやと問ふ。
【三〇】右の問に對する答。

【三一】尋伺の二は風の樹に於けるが如く定と不相應ならずといふ問なり。

故に初めの染支に唯三種有り。第二の染の中には内等淨無し。彼れ煩惱の爲めに擾濁せらるゝが故なり。諸の世間に染の信有りと言くと雖も、而も不信の攝なるが故に支を立てず。業は是れ輕安にして唯善性の攝なり。初定に例同するが故に重ねて遮せず。故に此の染支は唯二種有り。

第二の染定は喜支有りと許す。初染の中に無きに何を以て證と爲すや。初定の喜は離生従りと説くを以てなり。第二の中に離生の言無きが故に。第三の染の中には正念と慧と無し。彼れ染樂の爲めに迷亂せらるゝが故なり。染汚の定中、念と慧と有りと雖も、而も失念、不正慧の名を得ず。故に此の二支は染の中に有るに非ず。行捨は唯是れ大善法の攝なり。第四に例同するが故に此れ遮せず。故に此の染支は唯二種有り。第四の染の中には捨と念との淨無し。彼れ煩惱の爲めに染汚せらるゝが故なり。此れに由りて第四染は唯二支のみなり。

有餘師の説く、「初の二の染定には但、輕安無し。後の二の染の中には但行捨無し。大善の攝なるが故に」と。彼れは説く、染の中に喜と信と念と慧は皆是れ支の攝にして、皆染に通ずるが故に。

(三) 不動の意義

契經の中に「三定には動有り、第四は不動なり」と説く、何の義に依りて説けるや。頌に曰はく、
第四を不動と名くることは
八災患を離るゝが故なり

八とは謂はく尋と伺と

四受と入出息となり

論じて曰はく、下三靜慮を有動と名くることは、災患有るが故なり。第四靜慮を不動と名くることは、災患無きが故なり。災患に八有り。其の八とは何ぞや。尋と伺と四受と入息と出息となり。

此の八災患は第四に都て無し。故に佛世尊は説いて不動と爲す。然るに經には唯「第四靜慮は尋同喜樂の爲めに動せず」と説くは、經の密意の説にして論は法相に依る、薄伽梵は有る處に説いて

【一〇八】問。

【一〇九】答。

【一一〇】染汚の樂に迷亂せらるるが故に正念と慧なし。

【一一一】自地の煩惱のために染汚せらるるが故に、捨と念との清淨なし。

【一一二】異説。

俱舍論二八・一〇右に出づ。

【一一三】輕安と捨とは大善地法に攝するが故に染汚の定になし。その餘は染汚の定にも通ずといふ説なり。これによれば初染に四支あり、第二染に三支あり、第三染に四支、第四染に三支あり。

【一一四】中阿含一九二加樓鳥陀夷經(大・一)【一〇〇】「得初禪成就遊聖說是聖說不移動」と。

【一一五】不動と八災患と。

【一一六】經によりて釋す。

【一一七】初定は尋と伺とに動かされ、第二定は喜に、第三定は樂に動かさるるも、第四定は此等に動かさるることなし。

經の此の説は密意の説なり。論は盡理の説なり。故に論には第四定は災患を離るといふ。

是れ喜にして樂に非ず。

(ハ) 染靜慮と支との關係

先きの所説の如く、八等至の中、前の七に各三あり、第八に二有り。諸の染汚定は如何して有と知るや。此れ契經と及び論とが説くに由るが故に。謂はく、契經に淨無漏定を説き已りて猶世尊は未だ一切の定を説かずと言ふ。故に知る、餘の染定は未だ説かざる有り。本論も亦説く、「諸の靜慮に於て、自地の一切の隨眠隨増す」と、此等の文に由りて、染定有ることを知るなり。故に説く、靜慮に總じて二種有り、定と及び生との差別有るに由るが故に。定に復二有り、謂はく、染と不染となり。不染に復二種あり、謂はく、淨と及び無漏となり。無漏に復二あり、謂はく、學と無學となり。是くの如きの差別、理として衆多有り。

染靜慮の中に支と爲んや、不や。有なり。一切に非ずや。何れの定に無きや、何ん。頌に曰はく、

染は次の如く初め従り

正念と慧と捨と念と無し

喜と樂と内淨と

餘は安と捨と無しと説く

論じて曰はく、且らく一類有り、相に隨ひて説きて言はく、初めの染の中には離生喜樂無し。煩惱を離れて而も生ずることを得るに非ざるが故なり。染汚の定も亦喜相應なりと雖も、離生に因るに非ざるが故に支の攝に非ず。此れは唯離欲生喜を説かず。亦因は自地の染を離れて生ずることを説く。契經の中に先きに是の説を作すを以てなり。『諸の欲惡不善の法を離る』と。已に復是の言を作す、『離生喜樂』と。此の中に重ねて離生の言を説くは、亦喜有りて自地の惑を離れて生ずることを顯はさんが爲めなり。喜支は唯是れ善の性なることを顯はさんが爲めなり。故に薄伽梵は樂と合して説くなり。輕安と相應するは必ず是れ善なるが故に。此れに由りて染の定には必ず喜支無し。

【一〇二】 八等至と支。
【一〇三】 染汚定を明す。

【一〇四】 染汚定と支。
【一〇五】 初三句は十八支の中染靜慮に除くべきものを明し、第四句は異説を叙す。

【一〇六】 別して上の三句を釋す。
【一〇七】 「相に隨ひて説く」とは實には染汚の定には靜慮支はなし。然るに染汚の定には喜樂の二支なけれども、染汚の尋と何と定との三支の相あり故に尋・伺・定の三支ありと説くが隨相の説なり。
【一〇七】 自地の煩惱を離れざる

は爾らざるなり。又諸の已に第三靜慮を得するも、第四邊に於て皆自在に非ず。故に將に樂受の染を離れんとする時に於て、彼の慧を立て、支體と爲す容き無し。故に唯三定に慧を立て、支と爲す。然して正しく了する時と、及び初め已に離るゝと、皆應に防守すべく、須らく念支を立つべし。何が故に 輕安を立て、支體と爲すや。初二定に輕安の用増すを以てなり。前の無き所の殊勝の位に觸るゝが故に。此れに由りて勢用精勤にして捨せず、能く相續をして堪能する所有らしめ、能く等持を助けて勝徳を牽かしめ、殊勝の用有るが故に立て、支と爲すなり。

九四 内等淨の名は何なる法に目くと爲すや。尋伺の息むに目く。體は即ち信根なり。謂はく、若し第二靜慮を證得すれば、則ち定地の亦離る可き中に於て、深信生ずること有るを内等淨と名く。故に諸地に皆信根有りて支を立つ可しと雖も、唯第二定は今創めて諸の定地法を信じ、散地の法と俱に離る可きが故に。又初靜慮の尋伺と識身とは、熱游泥の如く、信明淨ならず。後の二靜慮は行捨の用増し、信根を映奪するが故に内淨無し。謂はく、警覺に由りて信力方に増す、捨は此れと相違するが故に能く映奪す。信は是れ淨相なるが故に淨の名を立つ。清水珠の如く、心をして淨ならしむるが故に。内心平等なるを緣と爲すが故に生ず。此の信根に由りて内等淨と名く。或は第二定所有の功徳は、平等にして緣と爲り、此の淨を引生ず。此れに由りて内等淨の名を建立す。唯尋伺のみに非ず。靜息を體と爲す。此れ等は皆心所の攝なるが故に。受と想と思と別に實體有るが如し。

九五 有餘部の説く、「喜は喜愛に非ず。喜は是れ行蘊の心所法の攝なり。三定中の樂は皆是れ喜愛なるが故に。喜と喜愛とは其の體各異ると」。三定の樂を喜愛と名く可きに非ず。二の 阿笈摩に分明に證するが故なり。辯顛倒契經の中に説くが如し。「漸く餘無く、憂等の五根を減す、第三定の中には餘無く、喜を減す。第四定に於ては、餘無く樂を減す」と。又 餘の經に「第四靜慮に樂を斷じ、苦を斷じ、先きに喜と憂とを没す」と説く。故に第三定には必ず喜根無し。此れに由りて喜愛は

【九三】 輕安を支と立つる所以。

【九四】 内等淨の名。

【九五】 異説。

【九六】 右の評破。

【九七】 阿笈摩 (Agama) は傳せし意義。佛弟子が次第に傳説す。

【九八】 舊譯は毘波利多經といふ。

【九九】 初定の中に於て餘り無く憂を減し、第二定に苦を、第三定に喜を、第四定に樂を減す。かくて次第に五根を減するの意。經に既に第二定にのみ喜あり、第三定にのみ樂あることを説き、此の二を別説するが故に樂は喜に非ず。【一〇〇】 中阿含一六四分別觀法經 (大・165b)、「比丘樂減苦減喜愛本已減不苦不樂捨念清淨得第四禪成就遊」と、即ち經に第三禪の染を離るる時樂を斷じ第二靜慮の染を離るる時喜没し、欲界の染を離るる時憂没すと説く、既に樂後に斷じ、喜先に没すと説くが故に、第三禪には喜なく、但樂のみあり。

九二 何に緣りて念慧は諸地に皆有り、而るに念は唯上の二靜慮に在るや。慧は第三定に在り、定んで方に立て、支と爲すことを得、其の所應に隨つて偏へに隨順するが故なり。謂はく、喜と樂とは三有の中に於て、是れ諸の有情の極めて耽味する所なり。第三靜慮の所味の中の極なり。生死の中に最勝の樂有るが故に、理として應に慧を立て、厭捨を觀察すべし。若し慧無くば自地の善根尙成すること能はず。況んや進みて勝を求むるをや。是くの如きの自地の過失を治せんが爲めに、第三靜慮に慧を立て支と爲す。餘地は然らざるが故に慧を立てず。第二靜慮に最勝の喜有り、輕躁嬾亂すること九三 遷利私の如し。第三定の中に最勝の樂有り、天の妙欲の如く極めて捨し難しと爲す。第三定は行捨支に由る。其の所應に隨ふ。已に棄捨すと雖も、而も退起することを恐れ念を立て、遮防す。餘地は然らざるが故に念を立てざるなり。然るに第三の念の勢用堅強にして、唯捨を助くるのみに非ず、亦能く慧を助く通じて能く自他地の失を防備す。第四は爾らず、自失無きが故に、此れに由りて第四に慧支を立てざるなり。

或は初二定には尋と喜隨動す、念と慧有りと雖も防照の用微なり。第四定の中は二捨の蔽ふ所に於て、無明に順ふが故に慧の用増さず。故に慧は唯三にして、念は上の二に通ず。或は第三定は樂の過甚だ微にして、慧支を立てざれば、能く觀察すること無し。若し觀察せずんば則ち自地の過患上地の功德を厭求すること無し。然るに下の尋と喜、上の色の過鹿にして、照すと雖も、厭求は未だ奇特と爲さず。故に餘の三地は慧を支と立てず。第三定の中の樂の過、覺り難きを以ての故に、佛説き、聖者も應に説くべし。應に知るべし。此れに由りて定中の慧の用最勝にして、能く細の過を知るが故に、立て、支と爲す。第四邊の慧も亦能く了すと雖も、而も但總相にして未だ奇特と爲さず。謂はく、彼れと樂と繫地同じからず。是れ離染の道にして總じて下の過を觀ず、自の慧の同一の繫縛の如きに非ず。能く別して失を觀するを、方に希奇なりと謂ふ、故に自ら支を立つ。上慧

【九二】 上の二靜慮に念慧有る所以。

【九三】 遷利私 (Bhāṅga) 普通に遷利と音譯す。鬼神の一種なり。

り」と。三四定中には喜の縁無きが故に、輕安微劣なれば立てゝ支と爲さず。行捨と輕安とは互に相覆蔽す。若し處に一有れば、第二は便ち無し。輕安は沈を治し、其の相屬擧す。行捨は掉を治し其の相寂止なり。故に安と捨とは互に相覆蔽するなり。

何の理を證と爲して三の樂支、二は是れ輕安、第三は是れ受なるを知るや。^{八九}已に彼に於て説けり。偏へに隨順するが故に。謂はく、第三定の樂は輕安に非ず。安は彼の支に非ず。次前に已に説けり。初二定の樂は必ず樂受に非ず。是れ身心の受俱に理に非ざるが故に。謂はく、初二の樂は必ず身受に非ず。正しく定中に在りては五識無きが故なり。亦心受に非ず。應に即ち喜なるべきが故に。要す喜愛を離る、餘地は心の悦ぶこと方に前と異なる可きを立てゝ樂受と爲す。喜は即ち喜受なり。一心の中に於て、二受の俱行すること、理に應ぜざるが故に、若し喜と樂と更互に現起す、斯の過無しと謂はゞ、理も亦然らず。五支及び四支を具すと説くが故なり。若し五四は有る容き説に約す、必ず俱行せずと謂はゞ、亦理に應ぜず。應に有尋無伺定有るべきが故に。然るに經には但「三等持有り、有尋有伺乃至廣説」と説く。若し靜慮支は必ず俱起するに非ずば、何に緣りてか有尋無伺定有りと説かざるや。又欲界初靜慮の中に於て亦應に具さに三の三摩地有るべし。是れ則ち契經に説く所に違害す。

今應に思擇すべし。^{九〇}第三定の中意地の悦受は既に喜相を得、應に名けて、喜と爲すべし。何が故に樂と名くるや。此の名けて樂と爲すも亦所因有り。諸の喜根は寂靜ならざるを以ての故に。謂はく、喜は動涌して定心を擾亂すること、水の波濤の涌泛漂激するが如く、初二靜慮の意地の悦受は、是くの如き相有るが故に喜の名を得。第三定の中此の心の悦受の相沈靜にして轉じ樂の名を得。故に此の定中の捨の用増上す。喜を棄捨するが故に行捨支の名を立つ。第四定の中復樂を棄捨するが故に彼の行捨を清淨と名くることを得。

【八九】問。
【九〇】答。

【九〇】第三定中意地の悦受を樂と名くる所以。

れは是れ初靜慮、乃至此れは是れ第四靜慮なりと顯成す。或は此の支の名は隨順の義に目く、拘攣等を名けて餘支と爲すが如し。謂はく、十八支各自地に順す。或は資具の義を説いて名けて支と爲す。祠祀支の即ち牛馬なるが如し。謂はく、尋伺等展轉して相資す。

^{八四}毘婆沙師は靜慮地の等至の最勝なることを顯はすが故に、是の説を作す。「三摩地は是れ靜慮にして亦靜慮支なり。尋伺等は是れ靜慮支にして靜慮に非ず」と。寧ぞ靜慮地に等持の最勝なることを知る耶。契經の中にはくの如きの説を作すを以てなり。「四靜慮に於ては應に知るべし、定根なり」と。然るに相成すると相防護するに於て、義相似するが故に是くの如きの言を作すなり。四支軍の如しと、亦失有ること無し。王と衆とは互に相資くと雖も、而も其の中に於て王を最も勝れたりと爲すが如し。

^{八五}「豈に三定の樂の體是れ同じからずや。則ち靜慮支は應に十一無かるべし」。第三定の樂は受を以て體と爲す、初二靜慮の樂は、即ち輕安なり。故に靜慮支は實に十一有り。輕安行捨は四靜慮に遍し。

^{八六}何に緣りて初二には唯輕安を立て、後の二地の中に唯行捨を立つるや。^{八七}此れ彼れに於て偏へに隨順するを以ての故なり。謂はく、欲界の中には諸の惡法有り。初靜慮地には尋伺の想有り、能く心を逼惱すること、猶し毒箭の如し。初二は彼れを離るゝが故に、輕安増すなり。第二靜慮は喜極めて動涌し、第三靜慮は樂受極めて増し、二俱に能く愛の勝生處と爲る。三四は彼れを棄つるが故に行捨増すなり。或は欲及び初の有色根の識の所引の鹿重は餘地よりも甚だし。初二は彼れを離るゝが故に、輕安増すなり。三四地の中鹿重を離るゝこと遠く、寂靜轉た勝るゝが故に行捨増す。謂はく、輕安の樂は初めて擔を捨つるが如く、若し更に地を易ゆれば、氣分微薄なるが故に、唯初二に輕安を建立す。三四地の中には任運にして轉じ、寂靜にして轉た勝るゝが故に行捨を立つ。或は初二定には輕安の緣有り。喜は輕ある與めに勝緣と爲るが故に。契經に説くが如し。『喜の故に輕安な

【八四】毘婆沙師の説、靜慮と靜慮支。

【八五】三定に樂苦通なるが故に靜慮支は十一に非ざるべしとの問なり。

【八六】問。

【八七】答。

靜慮支の名既に十八有り。中に於て實事は總じて幾種有りや。頌に曰はく、

此の實事は十一あり

初二の樂は輕安なり

内淨は即ち信根なり

喜は即ち是れ喜受なり

論じて曰はく、此の支の實事は唯十一有り。謂はく、初の五支は即ち五の實事なり。第二靜慮

の三支は前の如し、内淨支を増す、前に足して六と爲す。第三靜慮の等持は前の如し、餘は四

支を増す。前に足して十と爲す。第四靜慮の三支は前の如し、非苦樂支を増す、前に足して十

一と爲す。

何に緣りて心等は靜慮支に非ざるや。此れ應に前の菩提分に辯ぜしに准すべし。彼れに異なる者有

り、今略して分別せん。受の中に三を立て、憂苦に非ざるは、憂苦は唯是れ欲界の攝なるが故に。

三受は地に隨ひて利益を爲すの支たり。定に順する用強きが故に皆支の攝なり。

何に緣りて精進は靜慮支に非ざるや。諸の靜慮支は自地の勝れたるに順じ、精進は上に順するが

故に支を立てざるなり。或は靜慮支は分に適して安樂なり。精進は勝を求めて策勵疲苦す。尋伺の

二種は能く等持を助け、心を制策し、麁細を離れしめ、欲惡を對治するが故に並に支を立つるなり。

何に緣りて無表は靜慮支に非ざるや。諸の靜慮支は定の境に住するを助け、彼れは境を緣ぜざる

が故に支を立てず。故に靜慮支は地の差別に隨つて、十八有りと雖も、而も實事の種類の中に於て

求むれば、應に唯九種なるべし。然るに受の相異なるが故に十一に分つ。

此れに由るが故に説く、是れ初支にして第二支に非ざる有り。應に四句を作すべし。第一の句

は、謂はく、尋伺なり。第二の句は、謂はく、内淨なり。第三の句は、謂はく、喜樂等持なり。第

四の句は謂はく、前を除きて餘法なり。餘支は相對して理の如く應に思ふべし。

此の中の支の名は何の義に目くと爲すや。顯成の義に目く、何か顯成する所なるや、謂はく、此

【七一】 初句は總じて實事を明し、下の三句は正しく體を明す。

【七二】 實事。

【七三】 五支とは尋・伺・喜・樂・定。

【七四】 三支には喜・樂・定をいふ。

【七五】 四支とは捨・念・慧・樂。捨・念・定の三支。

【七六】 十一とは尋・伺・喜・樂・定・内淨・捨・念・慧・樂・非苦樂なり。若し種類によりて説

かば九種、即ち喜・樂・捨の三は受、念・慧・受・信・輕安・行捨・尋・伺・定なり。

【七七】 心等の靜慮支に非る所以。

【七八】 精進の靜慮支に非ざる所以。

【七九】 無表を靜慮支と立てざる理由。

【八〇】 四句分別。

【八一】 第一句は初支にして第二支に非らず、尋伺なり。第二句は第二支にして初支に非らず、内淨なり。第三句は初支にして亦第二支なり、喜樂・等持なり。第四句は初支にも非らず、第二支にもあらず、前の三の場合の法を除きて餘の法なり。

【八二】 支の名を釋す。

【八三】 支の名を釋す。

應に前の如く釋するを善しと爲すべし。

六五 四靜慮に於て各幾くの支有りや。頌に曰はく、

靜慮の初は五支あり

尋と伺と喜と樂と定となり

第二は四支有り

內淨と喜と樂と定となり

第三は五支を具す

捨と念と慧と樂と定となり

第四は四支有り

捨と念と中處と定となり

六六 論じて曰はく、唯淨と無漏との四靜慮の中にて、初に五支を具す、一には尋、二には伺、三には

喜、四には樂、五には心一境性なり。心一境性は是れ定の異名なり。定は等持と體同じくして名異なる。故に定と言ふは即ち勝れたる等持なり。此の中説いて心一境性と爲す。第二靜慮は唯四支のみ

有り。一には內等淨、二には喜、三には樂、四には心一境性なり。第三靜慮には具さに五支有り。

一には行捨、二には正念、三には正慧、四には受樂、五には心一境性なり。第四靜慮は唯四支有り。一には行捨清淨、二には念清淨、三には非苦樂受、四には心一境性なり。

六九 何に緣りて初と三とは支各五を具し、第二と第四は唯各四支なるや。各は唯爾所の支を立つるに

堪ふるが故に。或は欲界は諸の惡法及び妙の五欲多くして、斷じ難く、捨し難く、第二靜慮は動地の喜有り、其の相動踊して喜中の極にして、五部の愛を引きて捨し難く、斷じ難きに由る。彼れを

對治せんが爲めの故に、初と三は各五支なり。初と三は然らざるが故に餘は各四なり。或は超等至の法に隨順せんが爲めに。謂はく、最初に超等至を起す時、異類に入ること難く、同類に入ること

とは易し。然るに超等至の初起の位の中、或は初從り三に入り、或は二從り四に入る。故に二と第四は各唯四支なり。初と及び第三は各具さに五有り。後起は則ち易きが故に上は支無きなり。

(ロ) 支の體性

【六五】 四靜慮の支の數。

【六六】 初禪の五支。

【六七】 內等淨 (Aduyātana sa-
nīpāsada) 顯揚聖教論一九
(大、三一、B70) に「問內等
淨以何法爲體、答以念正知及
捨爲體」と。

【六八】 行捨 (Samskāra pakṣa
巴 Saṅkharā upēkha) 心所の
捨を行捨と云ふ。

【六九】 問。
【七〇】 答。

の刹那なり。後生の刹那を説いて能味と名く。此の能味の愛現在前する時、過去の境を縁じて現在を縁ぜず、自性相應と及び俱有の法は必ず自性等を觀ぜざるを以ての故に、未來の未だ會て領せざるを縁ぜざるが故なり。所縁の境に於て專注して移らざるを、方に名けて定と爲す。愛相應の定も亦専ら一境なるが故に定の名を得ず。餘惑の相應は則ち是くの如からず。謂はく、餘の煩惱は自の所縁に於て心專注すること愛の如くならしむること能はず。故に三摩地は若し愛と俱ならば、一の縁に專注すること善と相似たり。

無漏定とは、謂はく、出世定なり。愛縁ぜざるが故に所味著に非ず。

第二項 靜慮の意義

(イ) 靜慮 支

是くの如き所説の八等至の中、靜慮に支を攝す。諸の無色に非ず。諸の無色は極めて寂靜なるを以ての故に。謂はく、瑜伽師は善品を樂修す。若し廣大なる功德聚の中に於ては、別に支を建立して精勤するも、若し諸の無色は寂靜増するが故に、心心所の法は味劣にして轉ず、是の故は彼に於て支を建立せざるなり。或は彼の地の中の等持は偏へに勝る。一の偏勝に支の名を立つ可きに非ず。要す多法増するを方に支と名くるが故に、此れに由りて靜慮は獨り支を立つることを得、定慧均行にして多法増するが故に、此れに由りて近分も亦支を立てず。色の近分の中には唯慧増すが故なり。

有餘師の説く、「若し諸地の中に別の心所有らば、餘り無く斷滅し、方に此の地に於て支を立つ。餘には非ず。初靜慮の中に憂苦斷滅し、第二靜慮に尋と伺餘り無く、第三には喜を滅し、第四には樂を斷ず、無色地の中に總じて漸滅すと雖も、而も地に隨つて、餘り無く斷滅することなし」と。

此の釋は未だ他の疑問を遺ること能はず。何に緣りて唯此れにのみ方に支を建立するや。是の故に

【五九】 無漏定 (Anāraṃya samāpatti) 婆沙論一六二(大・二七 831c)に「問無漏等至是勝義淨、何故不名為淨、……有說無漏名淨、共所了知、有漏名淨、非所共知、是以偏說、有說立名依差別義、善有漏定初違染法、淨義爲勝故說名淨、聖道斷漏、無漏義勝故名無漏」と。
【六〇】 靜慮支を立つる所以。
【六一】 支 (Aṅga)とは支分、部分の義。
【六二】 婆沙論八〇(大・二七 831c)に問靜慮近分及無色定爲立支不若立支者此何不說、……評句應作是說、靜慮近分及無色定皆不立支、功德少故苦道攝故」と。
【六三】 異說。

【六四】 右の異説の評。

前の七に各具さに^{五〇}三有り。有頂の等至は唯二種有り^{五一}。此の地は味劣にして無漏無きが故なり。

初めの^{五二}味等至とは、謂はく、愛相應なり、愛は能く味著す、故に名けて味と爲す。彼れと相應するが故に此れ味の名を得す。愛相應の言は自性に依りて説く。此れ等持を以て自性と爲すが故に若しは助伴を并せて應に是の言を作すべし。愛と俱なる品法を味等至と名く、此れ但だ愛の一果、品法を取るなり。

^{五三}淨等至の名は世の善定に目く。惑垢を離るゝが故に、無貪等の諸の自淨の法と共に相應するが故に。此れは是れ善なるが故に味と殊り有り。是れ有漏なるが故に無漏と別なり。此れ即ち是れ前の所味著の境なり。此の無間に滅するるとき、彼の味定生ず。過去の淨を緣じて深く味著を生ず。爾の時に所味の定を出づと名くと雖も、能味の定に於て名けて入と爲すことを得。

^{五六}諸の定従り出づるに總じて五種有り。一には出地、二には出利那、三には出行相、四には出所緣、五には出種類なり。初靜慮従り第二等に入るを名けて出地と爲す。同一地の行相所緣に於て、相續して轉ずる位に、前念の無間に後念に入るを出利那と名く。無常行相従り苦行相等に入るを出行相と名く。色蘊を緣する従り、受等を緣するに入るを出所緣と名く。有漏従り無漏に入り、不染汚従り染汚等に入るを出種類と名く。出種類に依りて此の中に説いて、所味従り出で、能味定に入ると言ふ^{五七}。豈に二言更に相違反せずや。能味は是れ愛にして所入の定に非ず。所入は是れ定にして能味と名けず。如何ぞ能味定に入ると言ふ可きや^{五九}。相違の過無し。現見するに相應には隨つて一の名を擧げて俱品と説くが故に。長者に作意を勸め記別するが如し。互に相雜はるが故に俱に二名を得す。愛と相應するに由るが故に等持を味と名け、等持の力の故に、愛は定の名を得す。故に二言の更に相違の過無し。

有るは説く、「定の愛は相續して現前す。諸の後利那に前を緣じて境と爲す、所味は即ち是れ前滅

【五〇】 味定・淨定・無漏定の三をいふ。

【五一】 婆沙論一六二(大・二七 323c)に「有説欲界有頂是有根本故無聖道」と。

【五二】 味等至。

【五三】 味等至 (Āryadāna-samāpatti)とは食と相應する定にして前念の定に愛著す。この食初定の食にして、欲界の食にあらざれば、退失することなし。

【五四】 婆沙論一六二(大・二七 323c)に「味相應淨無漏、味相應者謂愛相應愛能持心於境流注其相順定故」と。

【五五】 愛相應に關しては婆沙論一六一(大・二七 315a)問何故但説與愛相應、非餘煩惱答有説此中說相似者謂愛與定相似非餘煩惱所以者何定於所緣流注相續愛亦如是」と。

【五六】 淨等至 (Suddha-samāpatti) 婆沙論一六一(大・二七 315c)に「淨謂善有漏 無漏謂聖道、問善有漏定、有垢有濁有毒有刺有漏有過失、云何名淨答雖非究竟淨而以少分淨故名淨、謂不雜煩惱故煩惱相違故、引登無漏勝義淨故、順聖道故、無漏眷屬故」と。

【五七】 難。

【五八】 通難。

故に非想の名を得。而も想全く無きに非ず。故に非非想と名く。此の地は猶四四昧劣の想有るが故に。此の言は有頂地の想を顯示す、下七地の如きに非ざるが故に非想の名を得。三無心の如きに非ざるが故に非非想と名く、豈に有頂の加行位の中諸の瑜伽師も亦是の念を作さずや四五。諸想は病の如く、箭の如く、癱の如し、無想天の中は、癡の如く、闇の如し、唯非想非非想天有り、上と相違して寂靜美妙なり。寧ぞ此れ加行に就て名を立てざるや。理實に應に然るべし。觀行者は必ず先づ厭想及び無想なるを以ての故に。然も或は有るは問ふ、行者は何に緣りてか加行を修する時、是くの如きの念を作すや。必ず應に此れを擧げて問ひに酬ゆる因と爲すべし。故に名を立つるは想の昧劣なるに由ると説くなり。

此の四空色を皆處と言ふは、是れ諸有の生長する處なるを以ての故なり。謂はく、此の四處は有無の有と爲す。種種の業煩惱を生長するが故に、彼れ是れ涅槃なりと妄計するを破せんが爲めの故に、佛説いて有を生長する處と爲すなり。

第三節 八等 至

第一項 總 說

已に無色を辯じつ。四六等至とは云何。四七頌に曰はく、

此の本の等至に四八八あり

謂はく味・淨と無漏となり

味は、謂はく、意と相應す

此れ即ち味著する所なり

前の七に各三有り

後は味と淨との二種なり

淨は、謂はく、世間の善なり

無漏は、謂はく、出世なり

四九論じて曰はく、此の上に辯ずる所の靜慮と、無色との根本の等至に、總じて八種有り、中に於て

【四四】二無心定の如く、心全く無きにあらず。昧劣の想あり。

【四五】諸想とは前七定の諸想なり。即ち初二定の喜想は病の如く、三定の樂想は箭の如く、四―七地の捨想は癱の如しとの意。

【四六】等至 (Samāpatti)。

【四七】根本等至を説くもの、第一句は等至の體を明し、次の三句は八等の中にて味・淨・無漏との三種の具と不具とを明し、次の四句は上の三種の義を釋す。

【四八】八とは四靜慮と四無色とをいふ。
【四九】根本等至。

心異なるが故に色の差別生ず。色根別有りて識の生便ち異なる。故に無色従り將に下に生ぜんとする時、色に順じて心の相續を生じて住す。彼の勢力に由りて下色の生を引く。然も唯彼れ従り起ると言ふ可からず。亦先きの世の色と俱行する心相續を以て縁と爲し、久しく已に滅せる色を自の種子と爲し、今色方に起る、同類因は過現に通ずることを許すが故に。「諸の阿羅漢般涅槃し已り、諸蘊の相續、餘り無く斷ずるが故に、現に少分の諸蘊の生ずる縁無し。無色従り没するに例同す可からず。

是くの如く已に無色の總名を釋せり。何が故に別して空無邊等と名くるや。且らく前の三種の名は、加行に従ふ。加行を修する位に、無邊の空と及び無邊の識と無所有處とを思ふが故に。若し勝解に由りて無邊の空を思惟し、加行の成ずる所を空無邊處と名く。謂はく、若し法有り、色と俱なりと雖も而も其の自體は色に依屬せずば、諸有の色に於て出離を求むる者は、必ず應に最初に彼の法を思惟すべし。謂はく、虚空の體は色と俱なりと雖も、而も色を待つて方に顯なるを得ることなく、外法の所攝は其の相無邊なり。彼れを思惟する時能く色を離れ易し、故に加行位に虚空を思惟す。成ずる時應に隨ひて亦餘法を緣す。但加行に従つて此の名を建立するなり。

若し勝解の思惟に由る無邊の識の加行を成ずる所を識空邊處と名く。謂はく、純淨の六種の識身に於て、能く了別する中、善く相を取り已つて勝解に安住し、假想の力に由りて無邊の識相を思惟し、觀察す、此の加行に由りて先きの所成を爲し、其の所應に隨つて亦餘法を緣す。但加行に従つて此の名を建立す。

若し勝解に由りて一切所有を捨する加行の所成を空所有處と名く。謂はく、無邊の行相の龜動を見、厭捨せんと欲するが爲に此の加行を起す。是の故に此處を最勝捨と名く。此の中に於て復た無邊の行相を樂作せざるを以てなり。心、所緣に於て諸の所有を捨し、寂然として住するが故なり。

想の味劣なるに由りて第四の名を立つ。謂はく、此の地の中の想は、明勝ならず。無想の如きが

【三八】 空無邊處等を釋す。
【三九】 三無色を釋す。

【四〇】 識無邊處を明す。

【四一】 無所有處を明す。

【四二】 非想非非想處を釋す。
【四三】 下の七地の如く想明勝ならず。

並びに上の三近分を

無色は謂はく色無し

空無邊等の三の名は

非想非非想は

總て色の想を除くと名く
後の色は心従り起る
加行に従へて立つ
昧劣なるが故に名を立つ

論じて曰はく、此れと靜慮とは數と自性と同じ。謂はく、四に各一なり。生は前に説くが如し。

即ち世品に生に由りて四有りと説く。定無色の體は總じて之を言はゞ、亦善の性に攝する心一境性なり。此れに依るが故に「亦是くの如し」の言を説く。

然るに助伴の中に此れは色蘊を除く。無色に隨轉の色有ること無きが故なり。

一境性并に伴は差無しと雖も、下地を離れて生ずるが故に四種を分つ。謂はく、若し已に第四靜慮を離れて生ずるときは、空無邊處を立つ。乃至已に無所有處を離れて生ずるとき、非想非々想處を立つ。

「離」は何の義に名くるや。謂はく、此の道に由りて下地の惑を解説す。是れ下染を離るゝ義なり。

即ち此の四の根本と、並びに上の三近分とを、總じて説いて名けて、色の想を除去すと爲す。空處の近分は未だ此の名を得ず。下地の色を縁じて色想を起すが故は。下の色想を縁じて除色の名を立つ可きに非ず。

若し爾らば何に縁りて大種の蘊を説くや。色想を除去するは是れ第四の定なり。彼れ欲界を縁じ自身の中に住する所有の諸色を漸く除去するが故に。無色界に此の想有る可きに非ず、是れ色想を除くは前の加行の故に、根本の名を立つるも亦失有ること無し。

何の義に依るが故に無色の名を立つるや。彼の界中都て無色なるに依る。後没して下に生ずるとき色は心従り生ず。世間の色非色法を現見するに亦展轉して相依りて起ること有るが故に。謂はく、

【二七】 無色の數と體。

【二八】 各二とは四無色の各に生無色と定無色の二あることをさす。

【二九】 四蘊。

【三〇】 離下地。

【三一】 空無邊處 (Akāśanantya-yukama) (Akāśanācāryatana) とは一切の色想を度し、障礙の想を滅し、空は無邊なりと空無邊のみを觀す。

【三二】 無邊處 (Vijñānānātyātana) (Vijñānācāryatana) 空無邊處を度して、識は無邊なりと、識の無邊のみを觀す。

【三三】 無所有處 (Akiñcaṇa yāyatana) (Akiñcaṇāyatana) 識無邊處の想念を度して、何もものなしと、何もものなしとのみ觀す。

【三四】 非相非非想處 (Nai-saṃbhūta-saṃjāyatana) (Nai-saṃbhūta-saṃjāyatana) 無所有處の想念を度して、想に非らず、非想に非ずと觀す。

【三五】 第二句の離の義を問ふ。

【三六】 四近分及び除色想を釋す。

【三七】 下地の色とは第四定を問。

【三八】 答。無色の名を立つる所以。

此の論の宗は審慮の定は、慧を以て體と爲す。訓釋の理に依るに此れは是れ凝寂にして、境處を思慮して靜慮の名を得ず。定んで慧をして生ぜしめ、濁亂無きが故なり。

有るは説く、「此の定は勝と遍の縁を持し、理の如く思惟するが故に靜慮と名く」と。勝の言は欲界を簡び、遍縁は無色を簡ぶ、理の如く思惟するは異の顛倒を簡ぶ。能く此の定を持するは、是れ妙等持なり。此の妙等持を名けて靜慮と爲す。此の言は止觀均行を顯示す。無倒の等持を方に靜慮と名く。

若し爾らば染汚は寧ぞ此の名を得んや。彼れ亦能く邪審慮するに由るが故なり。相似の處に於て亦此の名を立つ。世間の朽敗種等と言ふが如し。故に一切を靜慮と名くる失無し。

若し善性の攝の心一境性と並びに伴を立て、四靜慮と爲さば、何の相に依りて初・二・三・四を立つるや、伺と喜と樂とを具するを建立して初と爲す。謂はく、若し位の中の善の一境性が具さに尋と伺と喜と樂と相應すれば、是くの如き等持を初靜慮と名く。頌の中に「但だ伺と相應す」と説くは、已に尋と亦相應する義を顯はす。若し伺有れば喜と樂と俱なるを以て、必ず尋と相應せざることを無きが故に。第二が伺を除きて建立することを顯はさんが爲め、故に頌に但「伺を具す」と説き尋に非ず。此れと異ならば應に尋と喜と樂とを具すと言ふべし。尋を擧ぐれば有伺は説かざるも自ら成ず。漸く前の支を離するに、二三四を立つ。伺を離れて二有ると、二を離れて樂のみ有ると、具に三種を離るゝと、其の次第の如し、故に一境性を分ちて四種と爲す。

第二節 四 無色

已に靜慮を辯じつ。無色は云何。頌に曰はく、

無色も亦是くの如し

四蘊にして下地を離る

【八】 異説。

【九】 問。

【一〇】 答。

【二】 腐敗せし種子も、生種に似たるが故に種と名く。

【三】 問。

【四】 答。

結。

【五】 無色(Aruppa)は四禪を成就して色法の繫縛を脱せし境界。

【六】 初め二句は四蘊の體性を明す。下地を離るとは生に約して四に分つ、第三・四句は色想を除くことを明し、第五句は總名を釋す。第六句は妨を釋し、第七句以下は別名を釋す。

諸の定靜慮は總じて相に別無し。謂はく、此の四の體は總じて之を言はゞ、皆善性に攝する心一境性なり。善の^{一〇}等持を以て自性と爲すが故に、若し助伴を并すれば、五蘊を性と爲す。此の二は既に同じく、差別を知り難し。相別無しと雖も、而も地に異り有り、地の異りを顯はさんが爲めに數に就て名を標す。故に説いて初乃至第四と爲す。

此の中に^二經主自ら問答を興せり。「何をか^三一境性と名くる。謂はく、一の所縁を専らにす」と。彼の答へは理に非ず。眼と意との二識若し同じく一所縁ならば、應に一境性と名くべし。故に此の處に於て應に別の理を求むべし。謂はく、若し一所依の根に依止せば、一の所縁に専らなるを一境性と名く。豈に一念の所縁し易きこと無からざらんや。應に一切の心中に皆一境性有るべし。現實に皆有り、一一の刹那に心心所法一境に轉ずるが故に。然るに一切は皆定の名を得するには非ず。此の中に於て一境性を説くは、但勝れたる等持に由りて、善の心心所相續して轉ぜしむることを顯示せんが爲めなるを以ての故に。

一若し爾らば即ち心一境に依りて轉じ、自境を縁する餘の心の續生を引かん。此れを即ち名けて心一境性と爲す、應に心を離れて外に別の等持無かるべし^五と。此の難は然らず、前に已に説きしが故に。謂はく、先に廣く心所法の中に辯ぜり。已に等持は心を離れて別に有りと辯ぜり。謂はく、若し心の體即ち三摩地ならば、心作等をして亦應に別無かるべからしめん。差別の因縁は得可からざるが故に。是くの如き等の難は、具に顯はすこと前の如し。故に即ち心を三摩地と名くるに非ざるなり。

何の義に依るが故に靜慮の名を立つるや。此れ寂靜にして方に能く審慮するに由るが故なり。審慮は即ち是れ實に了知する義なり。(契經に)、「心、定に在りて能く實の如く了知す」と説くが如し、審慮の義の中に^七地界を置くが故なり。

【八】定靜慮(Karupa-dhyaṇa)。因定の義、各靜慮に各一あり、合して四あれど、今總じて體を出す時は、善の等持に攝む。

【九】全體としていへば善性なり、又は靜慮は五蘊より成るも、その中諸靜慮に至りて差別なき等持の一についていはじと解するも可。

【一〇】等持(Samādhi)。十大地法の中の三摩地の心所、心を平等に持して一境に轉ぜしむるをいふ。

【一一】俱舍論二・一左。

【一二】一境性。

【一三】評破。

【一四】難。

【一五】通難。

【一六】靜慮の名を釋す。

【一七】靜慮(Chyana)の義を釋するに就き、その語原(dhi)は審慮の義にて、ここに靜慮の地界を定むといふことなり。

卷の第三十八

〔辯定品第九の一〕

第一章 諸禪定の内容及び過程

第一節 四 靜 慮

一 是くの如く已に諸智の差別を辯ぜり。次に當に智の所依の定を分別すべし。唯諸の靜慮は能く具さに依と爲る、故に此の中に於て先きに靜慮を辯ぜり。或は先きに其の功德の中に於て、已に智所成の無諍等の功德を辯ぜり。餘(性)所成の徳を今次に當に辯すべし。中に於て先づ^二所依止の定を辯ぜん。且らく諸定の内に於て、靜慮とは云何。頌に曰はく、

靜慮に四あり各二あり

定は謂はく善の一境なり

初めは伺と喜と樂とを具す

中に於て生は已に説く

伴を并すれば五蘊の性なり

後に漸く前の支を離る

五 論じて曰はく、一切の功德は多く靜慮に依る。故に應に靜慮の差別を辯すべし。此れに總じて四

種有り。謂はく、初二と三と四となり。豈に諸の靜慮は慈等の如く不共の名想無からんや。而るに今は但初等の四數を説いて別名を建立す。此の中不共の名想無きに非ず。然るに唯遍く一地の名を攝すること無し。諸の靜慮は各に二種有るを以てなり。謂はく、定と及び生との差別有るが故に。

七 諸の生靜慮は先に已に説くが如し。謂はく、第四に八あり、初二には餘三あり。別の名有ること無し。總じて一地を詮す。

【一】 先に辯賢聖品に於て無漏の果を明し、辯智品に於てその因を明せしにより、本品に於て無漏の縁を明す。定によりて智を生じ、智の運用は諸の功德となる。故に智は因にして定は縁なり。又定それ自身も功德の隨一なり。

【二】 所依地の定とは、徳所成の定なり。諸の功德は定によりて起るものなるが故に、先づその根本なる定の内容を明にするにあり。この所依の定に四靜慮四無色定、八等至、諸等持の四あり。

【三】 靜慮(Dhyana Eṣṭhanu)に四ありて色界の攝なり。

【四】 第一句は四靜慮の二種の體を明し、第二句は生靜は已に説けるを示し、三四句は定靜慮の體を明し、五六句は四靜慮の次第を示す。

【五】 説意。

【六】 四靜慮。

【七】 生靜慮(Kārya Dhyana) (果定の善)とは色界の有情の異熟身なり。その體五蘊にして、第四禪に八あり、前三に各々三あるが故に合して十七天あり。

者無し、餘は皆有る容し。其の所應に隨ふ。^{一七五}本性の生の念は、業所成の攝なり。人は先業に由りて能く過去を憶す。

^{一七六}地獄趣に於て初めて受生する時は、唯生得の他の心と宿住とを以て、他の心等及び過去の生を知る。苦受に逼られ已らば、更に知る義無し。^{一七七}彼れの過去を憶すること何を以て證知するや。^{一七八}契經に言ふが如し、『彼れ自ら憶念すらく、我等過去に會て他の諸欲の過失を説けるを聞き、而も厭離せざりしが故に今時に於て斯の劇苦を受く』と、彼れは唯能く次前の一生を憶す。^{一七九}餘趣は應に隨ひて恒に知の義有り。傍生は過去を知ること、螺聲狗等の鬼の過去を知るが如し。有る頌に言ふが如し、

我れ昔衆財を集むるに

法或は非法を以てせり

他今富樂を受くるに

我れ獨り貧苦を受く

と。天の過去を知ること、有る頌に言ふが如し。

我れ逝多林を施して

大法王の住を蒙れり

賢聖の僧受用す

故に我れ心に歡喜す

と。又契經に説く、『諸の天に生ずる者は、初め生ずるに必ず三種の念言を起す。我れ何れ従り没し、今何處に生じ、何なる業に乗りしが故に、此の間に來生せしや』と。

【一七五】本性の念とは宿世の生を憶念する念のこと。

【一七六】地獄の初生と他心宿住等の智（第八句）。

【一七七】問。

【一七八】答。

【一七九】餘趣。

【一六三】修得の眼耳は過現當の生に、恒に是れ一六四同分なり。現在するに至りて必ず識と俱にして、能く見聞するを以ての故なり。處所は必ず具にして翳すること無く、缺すること無し。色界に生じたる一切有情の如し。一六六能く所應に隨ひて障隔せられたる極めて細遠等の諸方の色聲を取る。故に此の中に於て是くの如き頌有り。

肉眼は諸方の
能く見る功用無し

第七項 五通の種類

前に化心は修と餘との得に(由りて)異ありと説きたり。神境等の五も各異ること有り耶。亦有り。

云何。頌に曰はく、

神境に五あり修と生と

他心は修と生と呪とに

三は修と生と業との成なり

人は唯生得無し

論じて曰はく、神境智の類に總じて五種有り。一には修得、二には生得、三には呪成、四には業成、五には業成なり。一六九曼駄多王及び中有等の諸の神境智は、是れ業成の攝なり。一七〇有餘師の説く、「神境に四有り、即ち前行の三變化を一と爲す。變化と言ふは、契經に言ふが如し、「一を分ちて多と爲し、乃至廣説」と。

他心智の類に總じて四種有り、前の三は上の如し。(これに)占相成を加ふ。一七二餘の三は各三なり。

謂はく、修と生と業となり。

修所得を除きては、皆善等に通ず。定の果に非るが故に通の名を得ず。一七四人の中には都て生所得の

障へられたると細と遠との色に於て
天眼は見て遺す無し

又占相の成を加ふ
修を除いて皆三性なり
地獄は初めには能く知る

【一七三】初の二句は神境智の種類を明し、次の二句は他心智の種類を明し、第五句は天眼天耳宿住智の種類を明し、第六句は三性を分別し、第七句は人には生得なきことを明し、第八句は地獄には唯初生の時にのみ他心宿住の二智あることを明す。

【一七二】修得の眼耳の同分彼同分(第三句)。

【一七三】色を見る目的にて化作せられしを以て、三世何れにても必ず識と俱なり。即ち同分なり。

【一七四】處所とは扶塵根をいふ。

【一七五】天眼耳の功用(第四句)。

【一七六】初の二句は神境智の種類を明し、次の二句は他心智の種類を明し、第五句は天眼天耳宿住智の種類を明し、第六句は三性を分別し、第七句は人には生得なきことを明し、第八句は地獄には唯初生の時にのみ他心宿住の二智あることを明す。

【一七七】神境智の五種(初二句)。

【一七八】曼駄多王 (Mandhatā) 舊に頂生王と譯す。劫主の王なり。

【一七九】異説。

【一八〇】他心智の四種(三四句)。

【一八一】天眼耳宿住の三種(第五句)。

【一八二】三性分別(第六句)。

【一八三】人趣と五通(第七句)。

或は所宜に隨ひて別處に置在す。餘の化の飲食は所依に隨ひて住す。

^{一五四}修果の化心は唯無記性なり。餘は三性に通ず。謂はく、善惡等なり。天龍等の能變化の心の如し。

彼れも亦自他の身の化を爲す。

第六項 特に天眼通と天耳通に就いて

天眼耳の言は何の義に目くと爲んや。慧の體に目くと爲し、色根に目くと爲す。若し慧は應に天眼耳に名くべからず、若し色根ならば應に通と名くべからず。此れ前に已に説けり。前に何れの所に説きしや。謂はく、根本四靜慮の中に定相應の勝れたる無記の慧有り、名けて天眼及び天耳通と爲す。此の引生する所の勝れたる大種の果を天眼耳と名くと説けり。

^{一五五}其の體是れ何ん。頌に曰はく、

天眼耳は謂はく根なり

恒に同分にして缺くること無く

即ち定地の淨色なり

障の細遠等を取る

^{一五六}論じて曰はく、此の體は即ち是れ天眼耳の根なり。謂はく、聲と光とを緣じて加行を爲すが故に、四靜慮に依りて眼耳の邊に於て、彼の地の微妙の大種の所造と淨色の眼耳二根とを引起して、色を見、聲を聞く。(これを天眼耳と名く。^{一五七}是くの如きの眼耳を、何が故に天と名くるや、體即ち是れ天なり。定地に攝するが故に、極清淨なるが故に立つるに天の名を以てす。此れに由りて經に、『天眼耳とは皮肉筋纏血塗有ること無く、唯妙へなる大種所造の淨色なり』と言ふなり。

^{一五八}然るに天眼耳の種類に三有り、一には ^{一五九}修得の天、即ち前に説くが如し。二には ^{一六〇}生得、謂はく、

天中に生ぜるものなり。三には ^{一六一}似天、謂はく、餘の趣に生ずるものなり。勝業等の引生する所なるに由りて、能く遠く見聞すること、天眼天耳に似たればなり。^{一六二}藏臣寶と菩薩と輪王と諸の龍と鬼神と、及び中有と等の如し。

【五】變化心の性及び餘の能變化心(第十四・五)。

【五】長行は一に總説し、二に天と目くる理由を明し、三分彼同分を分ち、五に天眼の功用を説く。

【六】天眼耳(初二句)。

【七】天と名くる所以。

【八】天眼の三種。

【九】修得の天とは四根本定を修してその力にて得するもの。

【一〇】生得とは不動業を修して色界天に生じて得せるもの。

【一一】似天とは傍生鬼畜等に生じて勝れし業に引かれて生ぜるもの。

【一二】藏臣寶とは輪王の七寶の一にして、入趣に在りて勝れし業力のために遠處の色を見るといふ。(施設論上參照)。

一四三 一の化主の語る時は

一の化主若し黙すれば

諸の所化皆語る

諸の所化も亦然り

一四四 此れは但餘(の有情)を説く、佛は則ち爾らず。諸の佛の定力は最も自在なるが故に、所化の語と俱時ならざる容し。言音の詮す所も亦別有る容し。一四五 若し上三地の所化の語する時は、初定の表心現前す。發する者の此の心起る位に、已に化心を出づるときは、應に化身無かるべし。化は如何にして語するや。先づ願力に由りて所化の身を留めて、後に餘心を起して語表業を發す。故に化の語の所依を闕くの過無し。

一四六 唯化主の命現在する時、能く化身を留めて久時に住せしむるのみに非ず。亦住して命終の後に至らしむること有り。即ち 尊者大迦葉波の、骨鎖の身を留めて、慈尊の世に至るが如し。唯堅實の體のみ久しく留まることを得べし。此の 飲光に異りて應に肉等を留むべし。

一四五 有餘師の説く、「願力の身を留むること、必ず能く死後に至らしむること有ること無し。聖大迦葉の骨鎖の身を留むることは、諸の天神の持して久住せしむるに由りてなり」と。

一五〇 初習業者は、多くの化心に由る。要らず所依に附して一の化事を起す。習の成滿する者は、一の化心に由る。能く所依に附せずして衆多の仕事を起す。

一五二 總じて二種の能變化心有り。一には修所成、二には生得等なり。起す所の化果も亦彼の説の如し。

修所成の化の攝處は前の如し。化して有情身と爲ること能はざるが故に。生所得等は欲界の中に於て化して 九處と爲す。色界の化の七は根を離れざるに依る、九等を化すと言ふも理實には能く化

して根を作すこと有ること無し。果を修する無心に餘の化有る容し。修果の表(業)を起すは化主の心に由る。餘は自の心、身、語表を起す容し、修果の飲食は若し身に資せんが爲めならば、必ず化

主の身中に在りて消化す。若し餘事の爲めならば金石等を呑まん。或は即ち彼の化事の身中に住し。

【一四三】長阿含四、闍尼沙經

【一四四】(大・一・三〇)「彼梵童一化身語餘化亦語一化身默餘化亦默」參照。

【一四五】佛の化主たる場合。

【一五〇】發語心と化心(九・十句)。

【一四六】化主の留命(十一句)。

【一四七】增一阿含四八・一(大・一・七〇)參照。

【一四八】彌勒佛をいふ。

【一四九】飲光とは迦葉のこと。

【一五〇】異説(十二句)。

【一五二】初習と教習(第十三句)。

【一五三】二種の能變化心。

【一五四】九處とは五根四境の九。

三と四と五有り。上は下に依ること無し。下地は劣るが故に。上下の地は一靜慮の果を繫す。所依の行等の地に勝劣有り。一地は上下の靜慮の果を繫す。地は所以の行等しと雖も、勝劣あり、下は上果を繫し、下果は上繫すること、次の如く地の劣勝は所依の行の勝劣なり。

靜慮を得るが如く、化心も亦然り。果と所依と俱時に得するが故なり。然るに靜慮を得するに總じて三時有り、離染と受生とは加行異なるが故に。謂はく、下染を離れて上靜慮を得する時、亦此の定の引く所の化心の果を得す。上地従り没して色界に生ずる時、及び加行に由りて勝功德を起す。但新に所依の靜慮を得する有り。亦兼ねて彼の所引の化心を得す。欲界の身に依りて阿羅漢を得し、及び練根の位に應果を得する時、十四の化心一時に總じて得す。乃至身、第四靜慮に在りて阿羅漢を得し、五化心を得す。^{一三九}化心従り直ちに外觀するの義無し。此れ淨定と及び自類従り生ず。能く無間に自類と淨定とを生ず。故に唯二従り生じ、二心を生ず、餘に非ず。

^{一四〇}唯自地の化心は自地の化事を起す。^{一四一}(所)化の發する所の語は、自と下との心に由る。謂はく、欲と初定との(能)化は、唯自地の心の語なり。上の(所)化の語を起すは、初定の心に由る。彼の地は自ら表(業)を起す心無きが故なり。若し欲界第二定等を生ぜば、化事轉ずる時如何にして表(業)を起すや。威儀路と工巧處の心に非らず、異界の身に依りて而も現起す可し。彼れ必ず自界身に依止するが故に。此れ過有ること無し。彼の界の攝を引く大種は現前して所依と爲るが故に。謂はく、色界の大種の現前を引くなり。欲界の身と密と合して而も住す。之に依りて彼の能發の表心を起す。定地の表心を起す。定地の表心は散地の身に依る過無し。或は定に依りて能發の表心を起す。定に依りて天眼耳識を生ずるが如し。

^{一四二}若し一の化主が多くの化身を起さんには、要す化主の語る時、諸の化身も方に語り、言音の詮表は、一切皆(化主と)同じ。故に有る伽陀に是くの如き説を作す。

【一三九】得定と得化心との關係(第三句)。

【一四〇】所在る事と能化の心との關係(第五句)。

【一四一】所化の言と發語心(第六句)。例へば欲界の能變化が人物を化作せる時、その化人の起す語は欲界の發語心に依りて起し(自地)、又は初定の變化心が初定の化人を生ずる時、その化人の起す所の語は、初定の發語心に依る、然るに二定以上即ち上の變化心の起せる化人の發する語は、二定以上に發語心なきによりて、初定等の發語心に依る。

【一四二】能化主の語と所化の語との關係(七・八句)。

故に意勢行は唯世尊のみに有り。勝解は餘聖を兼ね、運身は并に異生にもあり。

【三三】化に復二種あり、謂はく、欲(界)色界なり。若し欲界の化ならば、外の四處なり、聲を除く。若し色界の化ならば、唯二あり、謂はく、色と觸となり。色界の中には香味無きを以ての故なり。

【三四】此の二界の化に各二種有り、謂はく、自身と他身とに屬するもの別なればなり。故に身欲界に在りて化するもの四種有り、色に在りても亦然り。故に總じて八と成る。生じて色(界)に在りて、欲界の化を作すと雖も、而も色界に香味を成ずるの失無し、化作は自身は唯二處なるが故に。有るは説く、「亦四を化す、衣等の成ぜざるが如し」と。

第五項 能化所化

神境通は能く仕事を起すに非ず、要す此の通の果は諸の能化心なり。此の能化心に幾何の相有りや。頌に曰はく、

能化の心に十四あり

所依の定の如く得ず

化地は自地に由る

化身と化主とは

先づ願を立て身を留めて

死して堅き體を留むること有り

初は多心にして一の化なり

修得は無記の攝なり

定の果は二より五に至る

淨と自とより二を生ず

語通は自と下とに由る

語必ず俱なり佛には非らず

後に餘の心を起して語す

餘は説く留むる義無しと

成滿は此れと相違す

餘の得は三性に通ず

【三五】論じて曰はく、能變化の心に總じて十四有り。謂はく、根本四靜慮に依りて生ず。初靜慮の生ずるに唯二種有り。一には欲界の攝、二には初靜(の攝)なり。第二、第三、第四靜慮は其の次第の如く

【三三】化の二種(第五・六句)。

【三四】欲色界化の二種(七・八句)。

【三五】神境の總計。

【三六】異説。

【三七】神境を明す中の第三段、神境通が化事を化作する他作の因として引起する能變化心及びその所化との關係を叙す、長行には能變化心を總説し、二に十四を列舉し、三に變化心の起る依を説き、四に得定と得心との關係、五に所化事と化心との關係、六に所化の語を發語心との關係、並に化主の佛なる場合、八に發語心と化心との關係、九に化主の留命、十に通を習ふことの初なると、數習すると、依る通の功用の差別、十一に十四變化心の得と三性分別等を明す。

【三八】能變化心の十四(初二句)。

神の體は謂はく、等持なり

行に三あり意勢は佛なり

化に二あり、謂はく、欲と色となり

此れに各二種有り

境は二あり、謂はく、行と化となり

運身と勝解とは通ず

四と二との外處の性なり

謂はく、自と他との身に似たり

論じて曰はく、神の名の目くる所は、唯勝れたる等持なり。此れに由りて能く神變の事を爲すが故に、而も契經に説く、『神果を神と名く』と。意は鹿を擧げて以て細を顯はさんが爲めの故に、又勝れたる等持は是れ彼れの近因なることを顯はすが故に。然るに神變の事の體は實に神に非ず。此れは諸の神變の事を説いて名けて境と爲す。

此れに二種有り、謂はく、行と及び化となり。行に復三種あり、一には運身、謂はく、空に乗りて行くこと、猶し飛鳥の如し。二には勝解、謂はく、極遠方に近の思惟を作せば、便ち能く速に至る。若し極速の色究竟天に於て、近の思惟を作せば、便ち能く至る。本來去無し。何をか速に行くと謂ふや。此れ實に亦行くに但近解して行くこと極速なるに由るが故に勝解の名を得ず。或は世尊の言はく、『靜慮の境界は不思議なるが故に唯佛のみ能く了す』と。三には意勢、謂はく、極遠の方を心を擧げて緣する時、身即ち能く至る。此の勢意の如くなれば、意勢の名を得ず。心の境を取る頃に、色究竟に至るが如きが故に。

此の三の中に於て意勢は唯佛のみなり。運身と勝解とは亦餘乘に通ず。謂はく、我が世尊は神通迅速にして、方の遠近に隨ひて心を擧ぐる時、即ち至る。此れに由りて、世尊は是くの如きの説を作す。『諸佛の境界は不可思議なり』と、日の光を舒ぶるが如く、蘊の流れも亦爾り、能く頓に遠に至るが故に説いて行と爲す。若し然らずと謂はく、此に没して彼れに出で、中間既に行を斷するの義應に無かるべし。或は佛の威神不思議なるが故に、心を擧ぐれば即ち至り、測量す可からず。

【二三】健駄梨(Gandhari)。

【二四】伊利尼(Moqha Iskapha) D. II に出づ。

【二五】第一句は神の義を明し、第二句は境を釋し、第三第四句は境の中の行を明し、第五句は境の中の化を明し、第六句はその體性を明し、第七第八句はその種類を明す。

【二九】神境の名(第一句)。

【三〇】神境の二種(第二句)。

【三一】三行と三乘(第三四句)。

【三二】增一阿含二六・九(大・I 600)。

と有りとも雖も、後還た蔽るれば明を立つ可からず、更に闇永く無きを方に明と名くるが故に。

第三項 三 示 道

【一七】契經の中に説く、『示導に三有り』と。彼は六通に於て何を以て性と爲すや。頌に曰はく、

第一と四と六とは導なり

教誠導を尊と爲す

定んで通に由りて成ずる所なり

利樂の果を引くが故なり

論じて曰はく、三の示導とは、一には 神變示導、二には 記心示導、三には 教誠示導なり。

其の次第の如く六通の中の第一と四と六とを以て其の自性と爲す。

唯此の三種は 所化の生を引き、初めて發心せしむること、最も勝と爲すが故に、能く示し、能く導く(を以て)示導の名を立つ。

三示導の中教誠は最勝なり。定んで通に由りて成ずる所なるが故に、定んで利樂の果を引くが故に、謂はく、前の二導は呪等も亦能くす。但通に由らざるが故に決定に非ず。(例へば)呪術有り、

健駄梨と名く、此れを持すれば、便ち能く空に騰ること自在なり。或は藥草有り、勝功德を具す、

若しは服し若しは持すれば飛行自在なり。復呪術有り、伊利尼と名く。此れを持すれば便ち能く他の

の心念を知る。或は觀相に由りて彼の言音を聽き、亦能く他心の所念を了知するが如し。教誠示導

は漏盡通を除きて、餘は爲すこと能はず。故に是れ決定なり、或は前の二導は外道も亦能くするも、

第三は然らず、故に決定と名く。又前の二導は但他をして暫時廻心せしむること有るも、畢竟利益を

得、及び安樂の果を引くこと能はず。教誠示導は亦定んで他をして當の利益及び安樂の果を引かし

む。能く如實の方便を以て説くが故に、此れに由りて教誠のみ最勝にして餘には非ず。

第四項 特に神境に就て

「神境」の二の言は何なる義に目くと爲んや。頌に曰はく、

【一七】示導 (Prati harya 巴、Pati harya)。

【一八】第一句は三示導の體を明し、第二句は教誠示導の勝れしことを明し、後の二句はその所以を示す。

【一九】三示導の名とその自性(第一句)。

【二〇】神變示導 (Kaddhi-prati harya 巴、Iddhi pāṭihārya)。

【二一】記心示導 (Adesaṅga-pra-ti harya 巴、Adesana patihārya)。

【二二】他心通を以て體とし、他の心をよく知る。

【二三】教誠示導 (Anussāsaṇa pāṭihārya 巴、Anussāsaṇa pāṭi harya)。

【二四】所化の有情を攝し、引きて發心せしむるに、一は神變の事を現じて他をして驚嘆せしめ、二は對手の心をよく洞見して深く信を起さしめ、三は漏盡といふ出離の要道を立て、處中の人を發心せしむ。

【二五】三示導の輕重及びその理由(第二四句)。

後は眞なり二は假説なり

學は闇有れば明に非ず

論じて曰はく、三明と言ふは一には、宿住智證明、二には死生智證明、三には、漏盡智證明なり。其の次第の如く無學の位に攝する第五と二と六との通を以て其の自性と爲す。六の中に三種を獨り明と名くるは、次の如く、三際100の愚を對治するが故なり。謂はく、宿住通は前際の愚を治し、死生智通は後際の愚を治し、漏盡智通は、中際の愚を治す。是の故に此の三は獨り明の號を増す。又宿住通は前際の自地の苦事を憶念し、死生智通は後際の他身の苦事を觀察す。此れに由りて生死の衆苦を厭背す。漏盡通を起して涅槃の樂を觀す。故に唯三種は偏へに立て、明と爲す。又此の三通は次の如く能く常と斷と有との見を捨するが故に立て、明と爲す。又此れは能く有情の法の三種の愚有ることを除くが故に、偏へに立て、明と爲すなり。

有餘師の言はく、宿住は能く過去の諸蘊の展轉相因りて、次第に傳來し、都て作者無しと見る。此れに由りて能く空解脱門を引く、死生は能く有情の生死の上下旋轉すること猶し灌輪の如しと觀す。故に三有の果報を希求せず、此れに由りて能く無願解脱門を引く。厭離を門と爲し、無相法を諦にするが故に漏盡無相解脱門を起す。是の故に三通は獨り明の號を標す」と。

此の三を皆無學明と名くることは、俱に無學の身中に在りて起るが故なり。中に於て、最後は是れ眞なること有る容し。無漏に通ずるが故に、餘の二は假説なり。體は唯非學非無學なるが故なり。此れに由りて最後に無學の名を得ず。自性相續皆無學なるが故に。前の二種は無學の名を得ず、但相續に由りて自性に由らざるなり。施設論の如きは是くの如きの言を作す。「等持相應の無覆無記の慧有り、善に由らざるが故に、及び無漏なるが故に聖の名を立つることを得。聖の身中に此れ得す可きに由るが故に説いて名けて聖と爲す」と。此れ亦應に爾るべきが故に無學と名く。

有學の身中には愚闇有るが故に、前の二有りと雖も、立て、明と爲さず。暫時愚闇を伏滅するこ

【一〇五】 三明及びその自性（第一句）。

【一〇六】 宿住智證明 (Pūve nī vasa jāna sākāṭ-kriyā vīdya) 宿世のことを知る智。

【一〇七】 死生智證明 (Dyuyuppe-jāda jāna sākāṭ-kriyā vi-
dya) 未來の有情の此處に死し彼處に生ずるの事を知る智。

【一〇八】 漏盡智證明 (Asavyakāṅgya-jāna-sāṅgā-kriyā) 漏の滅盡を知る智。

【一〇九】 六通の中にて唯三通を明と立つる所以（第二句）。

【一一〇】 三際の愚とは三世の苦事に迷へること。

【一一一】 中際とは現在をいふ。

【一一二】 異説。

【一一三】 無學明（第三句）。

【一一四】 最後の漏盡智證明は六通を體とし、又は十智を體として無漏に通じ、眞の無學法たるべしと雖も、餘の二を無學明といふは假説にして、その體は有漏の非學非無學法なり。唯無學の心中に起るが故に、無學法と假説するに過ぎず。

【一一五】 有學の宿住通と死生通。

【一一六】 前の二とは三明中の前二即ち宿住通及び死生通の二。

餘の四は皆是れ法念住の境なり」と説くなり。然るに實に六種は皆慧を性と爲す。經に説く、「皆能く境に了達するが故に」と。此れに由りて皆是れ法念住の境なり。若し體に約して辯ぜば、則ち六通の中の前の三は、唯身(念住)なり。但色を緣するが故に。謂はく、神境は通じて、外の四處を緣じ、天眼は色を緣じ、天耳は聲を緣す。

若し爾らば何に緣りて死生智は有情類の現身の中に身語意の諸惡行等を成ずるに由ることを知ると説くや。天眼通は能く此の事を知るに非ず。別の勝智有り、是れ通の眷屬にして、聖身に依りて起り、能く是くの如く知る。是れは天眼通の力の所引なるが故に、通と合して死生智の名を立つ。他心通は三念住の攝なり。謂はく、受と心と法となり。心等を緣するが故に。宿住智通は法念住の攝なり。契經に「曾て領受せし苦樂等の事を念す」と説くと雖も、是れ前生の苦樂等の受の所領の衆具を憶す、即ち是れ雜緣法念住の攝なり。漏盡は力の如く或は法、或は四なり。

若し善等に約して六通を分別せんに、有餘師の言はく、「六は皆是れ善なり」と。而も實には眼耳は唯無記の性なり。餘の四通は一向に是れ善なり。經主は此に於て是の釋を作して言はく、「天眼耳通は無記性の攝なり。是れ眼耳識と相應する慧の故なり」と。此の釋は然らず。六通は皆是れ解脱道の攝なり。眼耳の二識は是れ解脱道なること理成ぜざるが故に。應に是の說を作すべし。四靜慮の中定と相應する勝れたる無記の慧有り。能く、自地の勝れたる大種の果を引く。此の慧現前せば便ち自地の天眼天耳を引きて、現在前せしめて所依の根と爲し、眼耳識を發す。故に眼耳の二識相應の慧は通に非ず。但説いて言ふ可し、是れ通の引く所なりと。

第二項 三 明

一〇三 契經に説くが如くんば無學に三明ありと。彼れは六通に於て何を以て性と爲すや。頌に曰はく、第五と二と六とは明なり

第六章 他の凡聖と共通する功德

三際の惡を治するが故なり

七六八

【九五】 正説。

【九六】 外の四處とは色・香・味・觸をいふ。

【九七】 問。若し天眼通が色を緣すといは、契經(增一阿含四六・四)に死生智にて有情の身口意の惡行を成就し、命終の後に惡趣に生ずることを知ると説くかの意、即ち死生智は天眼通にして、口意の惡業を知るが故に、單に色を緣ずるとは限らず。

【九八】 邪見を等收す。

【九九】 釋答。

【一〇〇】 六通の三性分別。

【一〇一】 異説。

【一〇二】 俱舍論二七・二二左。

【一〇三】 雜阿含三一・二四(大・一一二五b)。

【一〇四】 第一句は三明を列ね、並びに自性を明し、第二句を六通の中唯三通を明と立つる所以を述べ、第三句は明の眞と假とを明し、第四句は無學のみ三明ありて有學に非るを明す。

分位の前前の差別を觀じて、結生の心に至り、乃至能く中有の前の一念を憶知するを、自の宿住の加行已に成すと名く。他を憶念せんが爲めの加行も亦爾なり。

此の通の初起は唯次第して知る。慣習して成ずる時には、亦能く超えて憶す。諸の所憶の事は要す會て領受せる所なり。淨居を憶する者は、昔會て聞か故なり。無色從り没して此に來至する者は、他の相續に依りて初めて此の通を起す。所餘は亦自相續に依りて起す。

是くの如き五通の境は唯自と下となり。

且らく神境の如きは隨ひて何の地に依るも、自と下との地に於て、行と化と自在なり。上に於ては然らず。勢力劣なるが故なり。餘の四も亦爾なり。其の所應に隨ふ。是の故に能く無色界の他心と宿住とを取つて二通の境と爲すこと無し。

即ち此の五通は世界の境に於て、作用の廣陟諸聖に不同(あり)。謂はく、大聲聞と麟喩と大覺との極めて作意せざるは、次の如く能く一と二と三との千の諸の世界の境に於て、行と化と等の自在の作用を起す。若し極めて作意すれば、次の如く能く二千と三千と無數の世界に於て、(行と化との自在の作用を起す)。

是くの如き五通にして、若し殊勝の勢用猛利なること有りて、無始從り來た、會て未だ得ざる者は、加行に由りて得ず。若し會て慣習して勝れたる勢用無きものと、及び彼れの種類とは、離染に由りて得ず。若し起して現前するには、皆加行に由る。佛は一切に於て皆離染得なり。欲に隨ひて現前して加行に由らず。三乗の聖者の後に異生有り、通じて會得と未會得とを得する者、所餘の異生は唯會得を得ず。

四念住に約して六通を辯ぜば、境に約すると、體に約するとの二義の殊り有り。有るは説く、「二通即ち天眼と耳との所餘の四種は慧を以て性と爲す」と。彼れは「眼耳通は是れ身念住の境にして、

【四】 次第順起と超起。

【五】 宿住は必ず會て受領せしことのある境を憶念す。然るに淨居天は聖者の生ぜし天にして、凡夫の會て生ぜしことなく、從つて受領せしことなき所、而もこれを憶念するは淨居天のことを聞くによるるの意。

【六】 無色從り云々とは、無色界より没して欲界に生ずるものが、靜慮によりて起せる宿住智は、無色は緣すること能はざるが故に、先づ他人の前滅の心を審に察し、乃至その宿住を憶念し、而して慣習して後、自の宿住を憶念す。

【七】 前五通の境。

【八】 通の行らく處の境界は唯自地と下地にして上地には通ぜず。

【九】 (一)地に約しての説明。行とは自地と下地とに行くこと。化とは自地と下地との物を化作すること。

【一〇】 (二)横的説明(九十句)。

【一一】 五通と四念住の關係。

【一二】 異説。

は定んで他心智を遮するが故に。阿羅漢は無間道を捨し、即ち亦漏盡通を捨すと名くることが勿きが故に。他心と漏盡とを除く餘の四は俗智の攝なり。他心通は五智の攝なり。謂はく、法と類と道と、世俗と他心となり。漏盡通は力の如く説く、謂はく、或は六、或は十の智なり。

此れに由りて已に漏盡智通は一切地に依りて、一切の境を緣することを顯はす。前の五通は四靜慮に依りて無色と近分と中間とに依らず。彼れには五通の所依の定無きが故に、要ず支を攝する定は是れ五通の依なり。漏盡通は亦彼れに依らざるに非ず。諸地皆能く漏盡を緣するが故に、色を觀するを待ちて加行と爲さざるが故なり。

前の三通は境は無色は緣すること能はず、此れに由りて三通は俱別に色を緣するが故に。他心通を修するには色を門と爲すが故に、宿住通を修するには、漸次に分位の差別を憶念して、方に成滿することを得、加行中に於て必ず色を觀するが故に。無色地に依りては、是くの如きの能無し。一若し爾らば中間及び五の近分も亦色を緣す容し、應に五通有るべし。爾らず、前の所説の因に由るが故に。謂はく、支を攝する定は是れ五通の依なり。若し支持を攝せざる等持は劣なるが故に。

又彼の止と觀と隨一を減するが故に。若し爾らば何に緣りてか漏盡通有るや。樂と苦との遲速の地皆漏を盡くすが故に。五は是れ別して殊勝の功德を修す。要ず殊勝の地は方に能く發起す。神境等の前の三通を修する時は、輕と光と聲とを思ひて、以て加行と爲す。成じ已つて自在に所欲に隨ひて爲す。

諸有の他心通を修せんと欲する者は、先づ審に己が身心の二相の前後變異し、展轉して相隨ふことを觀じ、後に復審に他の身心の相を觀ず。此の加行に由りて漸次に成ずることを得、成じ已りては自心の諸色を觀ぜず、他の心等に於て能く實の如く知るなり。

諸有の宿住通を修せんと欲する者は、先づ自ら審に次前に減する心を察し、漸く復逆に此の生の

【七三】 六通の中他心と漏盡を除く四は俗智なり。(五六句)。

【七四】 他心通と十智の關係

【七五】 漏盡通と十智の關係(第六句)。

【七六】 依地(第七句)。

【七七】 前五通の無色に依らざる所以。

【七八】 自己の胎内胎外の各五位を憶念し宿住通を起し、その成就する時彼此の方處、種性等を緣ず。無色定にてはこれらを緣ぜず。故に無色地の能なしといふ。

【七九】 通難。

【八〇】 各地に漏盡通ある所以を明す。

【八一】 前三通の加行、輕を思ふは神境通の、光を思ふは天眼通の、聲を思ふは天耳通の加行。

【八二】 他心通の加行。

【八三】 宿住通の加行。諸有の宿住を修せんとする者は、初めに前に減せる心を觀じ、それより漸次に分位の差別を觀じ、起りより少年と道觀し。遂に終りに生有の結生の心を觀じ、次に中有の五蘊を觀じ、宿住通の加行を成滿す。

離染に由るが故に、一切を頓に得ず。後時には欲に隨ひて能く引いて現前す。加行に由らず、佛世尊は一切法に於て、自在に轉ずるを以ての故なり。

第三節 異生とも共通する徳

第一項 八 通

已に前の三は唯餘の聖に共ずる徳なることを辯じつ。亦凡に共ずる徳に於て、且らく通を辯すべし。頌に曰はく、

通に六あり謂はく、神境と

宿住と漏盡通となり

四は俗他心は五なり

五は四靜慮に依る

聲聞と麟喩と佛とは

未曾は加行に由る

念住は初めの三身なり

天眼と耳は無記なり

天眼と耳と他心と

解脱道なり慧の擲なり

漏盡通は力の如し

自と下地とを境と爲す

二と三千と無數となり

會修は離染得なり

他心は三なり餘は四なり

餘の四通は唯なり

論じて曰はく、通に六種有り、一には神境智證通、二には天眼智證通、三には天耳智證通、

四には他心智證通、五には宿住隨念智證通、六には漏盡智證通なり。六通の中の第六は唯聖

なりと雖も、然も其の前の五は異生も亦得する(を以て)、總相に依りて説けば、亦異生にも共ず。

是くの如きの六通は、解脱道の攝なり。慧を自性と爲す。沙門果の如し。(頌の「解脱道」の言は、

出障の義を顯はす。勝進道の中にも亦有る容きが故に、是くの如く通慧に無間道には無し。此の位

【六二】 六通の名(初三句)。

【六三】 神境智證通 (Pādhīvis= nyan jāna sikkākeriyābhijñā

【六四】 天眼智證通 (Divyasa= kṣuḍh jāna sikkākeriyābhijñā

【六五】 天耳智證通 (Divya śro= tra jāna sikkākeriyābhijñā

【六六】 他心智證通 (Para cetah paryāya jāna sikkākeriyā= bhijñā) 【六七】 Para cetoparyayāti= na abhijñā)。

【六八】 宿住隨念智證通 (Pūrva= enīvas tnuṣmṛto jāna) 【六九】 Pūbhenīvasānuseṭṭhījāna)。

【七〇】 漏盡智證通 (Asavaḥ= savyajāna sikkākeriyābhijñā

【七一】 六通と凡聖。

【七二】 六通の所攝と自性(第四句)。

【七三】 無間道の位迄は通を障へる不染無智の障有り。その障を斷じ已りし位が解脱道なれば、解脱道といふは障を離脱する意を表はす。

遍く順ず究竟に至る

佛の餘は加行得なり

論じて曰はく、無諍と願智と四無礙解との六種は、皆邊際定に依りて得ず。邊際定力の引發する所なるが故に。

邊際靜慮の體に六種有り。前の六に詞を除きて、餘の五の少分と、及び此れを除くの外、復更に餘有り。加行の得する所の上品の靜慮を邊際定と名く。故に六種を成ず。詞無礙解は彼れに依りて得ずと雖も、而も體は彼の靜慮の所攝に非ず。邊際の名は但第四靜慮に依るが故なり。

此れは一切地の遍く隨順する所なるが故に、増して究竟に至るが故に邊際の名を得ず。此れに由りて應に亦餘地に通ずべからず。云何にして此れを遍く隨順する所と名くるや。謂はく、正しく此の靜慮を修學する時に、初靜慮従り次第に順入して乃ち有頂に至る。復有頂従り次第に逆入して初靜慮に至り、初靜慮従り次第に順入し、展轉して乃ち第四靜慮に至るを、一切地の遍く隨順する所と名く。

云何にして此れを増して究竟に至ると名くるや。謂はく、専ら第四靜慮を修習するとき、下従り中に至り、中従り上に至り、是くの如き三品に復各三を分ちて上上品の生ずるを、究竟に至ると名く。是くの如き靜慮に邊際の名を得ず。此の中三乘は無差別に非ず、而も各自に於て究竟の名を得ず。此の中の邊の名は越ゆるもの無きの義を顯はす。勝れたること此れに越ゆるもの無きが故に、名けて邊と爲す。實際の言は類の義、極の義を顯はさんが爲めなり。實際及び實際の言を説くが如し、是くの如き二の言は此の靜慮が是れ最勝の類、定中の最極なり。殊勝の功德は多く此れが引生ずることを顯はす。樂通行の中此れ最も勝るゝが故に。

是くの如き所説の無諍智等は、佛を除きて餘の聖に(ありては)、唯加行得にして離染得に非ず。皆得するに非ざるが故なり。唯佛のみ此れに於て亦離染得なり。諸佛の功德は初めの盡智の時に、

【五一】 邊際定の六種。

邊際(Pavāra Kojha) 定は無諍等の六を體とするが故に分つて六とす。前の六の中、詞無礙解は欲界初定に局る故に除きて、代りに留捨壽行等を體とする邊際定を加へて六とす。

【五二】 第四定を邊際と名くる理由を明す。欲界より有頂に至る十一地が因となりて第四定を引起すると、及びこれが増して究竟に至るが故に名く。

【五三】 一切地が因として第四定を引く理由の説明。

【五四】 第四靜慮が増して有頂に至る理由の説明。

【五五】 第四定を修するに初めは下々品の第四定起り、次に下中品の第四定起り、更に下上品に進みて最後に上々品の第四定に至る、この上々品の第四定を便ち究竟と名くる意。

【五六】 釋名。

【五七】 邊(anta)。

【五八】 際(Koṭṭi)。

【五九】 實際(Ottarakoṭṭi)。

【六〇】 實際(Bhūtakoti)。

【六一】 離染得とは誰にも離染の時自然に直ちに自在を得るをいひ、加行得とはそれを得んと努力して得するをいふ。この場合は離染しても直ちに自在を得るにあらず。

一切の地に依りて起る。謂はく、欲界乃至有頂に依る。辯無礙解は説と道との中に於て隨ひて一を縁するに皆起ることを得と許すが故なり。通じて諸地に依るも亦失有ること無し。然も其の中に於て但説を縁するは、唯二地に依ること第三と同じ。

^{四二}有るは説く、「盡と無生とは無礙解の攝に非ず、無礙解は是れ見の性なるを以ての故に」と。彼れ説く第二は或は四、或は八なり。第四は唯七なり。上に准じて應に知るべし、四聖種の如く、隨ひて一種を得するは、必ず具に四を得す。四を俱せざるを名けて得と爲す可きに非ず。欲に隨つて現起し、或は具不具なり。

^{四三}有餘師の言はく、「不具の得有り、理として一を得すること無し、必ず四を得せしむ」と。有るは説く、「此の四無礙解の生ずることは、次の如く、^{四五}算計と佛語と、^{四六}聲明と、^{四七}因明とを慣習するを、前の加行と爲す。若し四處に於て未だ善巧を得ざれば、必ず無礙解と生ずること能はざるが故なり」と。

^{四八}理實には一切無礙解の生ずることは、唯佛語を學し能く加行と爲し、要す前生の久習を待ち名等の四種を善巧に今乃ち能く修するなり。

^{四九}無礙解の名を釋するに多義有り。謂はく、彼彼の境に於て領悟し無礙なるを無礙解と名く。或は彼々の境に於て決斷して無礙なるを無礙解と名く。或は彼々の境に於て正しく説いて無礙なるを無礙解と名く。有餘師の説かく、境に於て無顛倒の智を現前するを無礙解と名く。此の四の依地と自性と所縁とは無諍と別なることは、前來已に辯ぜり。種性と依身とは、無諍に説くが如し。謂はく、不動種性は三洲の人の身に依るなり。

第四項 無諍等と邊際定

^{五〇}是くの如きの所説の無諍智等は頌に曰はく、

六は邊際に依りて得す

邊際に六あり後の定なり

【二】 異説(一)。

【三】 異説(二)。

【四】 異説(三)。

【五】 俱舍論二七・九右に「傳説此四……」。

【六】 算計(Gaṇita)。

【七】 聲明(Sabda vidyā) 文法學をいふ。

【八】 因明(Hetuvidyā) 論理及び辯論學。

【九】 正義。

【一〇】 無礙解の釋名。

【五〇】 無諍、願智、四無礙解の六の邊際定によりて得することを明す。

義の中に於て若し正しく了達せば、次に應に方便して其の名を尋究すべし。既に已に名を知らば他の爲に説かんと欲す。次に應に説くに於て巧便智を求むべし。是の故に此の四の次第は是くの如し。

辯無礙解は若し説を縁する時、何ぞ第三詞無礙解と異なるや。第三は訓釋の言詞に了達す。變礙有るが故に色等と名くるが如し。此れ應理に達する無滯礙説なり。有るは説く、詞は諸法の自性を證はし、辯は能く諸法の差別を顯示すと。有るは説く、「法に於て直ちに名詞を説く、展轉して滯すること無く、分析するを辯と名く。此の二種を縁じて三四の別有り」と。

四の中、法と詞とは俗智を性と爲す、無漏智に非ず。名身等と及び世の言詞の事の境界を縁するが故なり。

無礙解は通じて五地に依る。謂はく、欲界と四の本靜慮に依る。上地の中には名身等無きが故に彼れ別に下の名等を縁ぜざるが故なり。詞無礙解は唯二地に依る。謂はく、欲界と初本靜慮となり。

上の諸地の中には、尋詞無きが故なり。彼の地は必ず自の語言無きが故に。此の因は理に非ず。所以は何ん。發語の智を無礙解と名くるに非ず、無礙解は定中に無なること勿きが故に。此れに由りて應に是くの如きの説を作すべからず。尋伺無きが故に上地の中に無し」と。斯の過失無し。因の義異なるが故なり。何をか因の義と謂ふや。謂はく、此の意に言はく、尋伺の二法は能く發語するが故に、相寂靜ならず、自性魚動なり。上には此れ無きが故に寂靜微細なり。詞無礙解は外の言詞を縁じ、亦寂靜ならず、魚動の類の攝なり。是の故に此の解は上地の中に無し。初靜慮の中に亦尋伺有り、故に定の内に於ても亦此の解有り。此れに由りて但二地に依ることを極成す。

義無礙解は十と六との智の性なり。謂はく、若し諸の法を皆名けて義と爲さば、則ち十智の性なり。若し唯涅槃を名けて義と爲さば、則ち六智の性なり。謂はく、俗と法と類と滅と盡と無生となり。

辯無礙解は九智を性と爲す。謂はく、唯滅を除く、説と道とを縁するが故なり。此の二は通じて

【三五】 辯無礙解と詞無礙解の相異。

【三六】 異説(一)。

【三七】 異説(二)。

【三八】 法詞無礙解の體。

【三九】 依地及びその十智との關係。

【四〇】 俱舍論二十七・八左、「以於上地無尋伺故」とあり、この因故を破せんとするを救釋するなり。

【四一】 此の二とは義無礙解と辯無礙解。

名く。所樂の言説及び自在の道因に達するを、第四無礙解と名く。又色等の六の所知を義と謂ふ。即ち此の善等の有爲無爲色非色等の差別を法と謂ふ。即ち此の二を詮はすの言説を詞と謂ふなり。三智は即ち前の三無礙解なり。即ち三種の無罣礙智を縁するを第四無礙解と名く。又世俗と勝義との二諦に達するを初の二無礙解と名く。此れ即ち行者の自利の圓徳能く善く是くの如きの二諦を宣説するを第三無礙解と名く。此に於て、善巧に問答難通するを第四無礙解と名く。此れは即ち行者の利他の圓徳なり。

^{三三}有るは説く、「愚癡猶豫散亂は是れ宣辯するに於て滯礙の因有り。此の三を解脱するに由りて現法樂住を得、及び此れに由るが故に利他の行成ず、此の智を名けて辯無礙解と爲す。若し是くの如く定んで能く正理に符合する無滯の言詞を宣説することを得、及び現前の自在の功徳を得ると、又名等の昧義の言詞に於て、無滯の説中、各善巧を得るを、次の如く四無礙解を建立す。前の三の善巧説を名けて因と爲す。境の不同に由るが故に差別有り。第四を果と名く、能く説いて滯り無し。又四の分別に由りて他事成ず。謂はく、文に巧みにして、義に了達し、妙に聲韻を閑ひ、定と慧とに自在なる故に無礙解の建立に四有り。此れ即ち總じて無礙解の體を説き、兼ねて四種の所縁の差別を顯はす。

契經には略して此の數と及び名とを擧げ、諸の對法の中、廣く其の相を顯はす。又經には此れを列するに義を先とし法を後にす。諸の對法の中には、法を先にし、義を後にす。此れは二智の生ずる時或は義は名に因り、或は名は義に因ることを顯示せんが爲めなり。故に經と論と差別の説を作す。謂はく、法を聽く者は先づ名を分別し、既に正しく名を知り、次で其の義を尋ね正しく義を知り已つて、他の爲に説かんと欲す。次に必ず應に無滯説の智を求むべし。此の次第に依るが故に名は先に在り。然るに此の四の中、義智最も勝れ、餘は是れ助伴なるが故に義は先に在り。謂はく、

【三】異説、四無礙解の次第。

はく、親しく義に目くること能はず、但名句と與よに義を詮はず依と爲る。此の三は能く諸の所詮の義を持し、及び軌として解を生ず、故に名けて法と爲す。即ち三の自性、之を説いて身と爲す。

自性と體と身と各差別するが故に、三は聲の義に極めて相隣雜し、境と爲つて覺を生じ、別相知り難し、故に身の言を説ひて別體有ることを顯はす。^三若し無退智が、一切の法の所有の勝義を緣する

を立て、第二と爲す。義は即ち諸法の自相と共相となり。名身等も亦是れ義に攝むと雖も、而も勝義に非ず多の想なるが故に、謂はく、如義有り不如義有り、有義有り、無義有り、假に依りて轉ず

る有り、實に依りて轉ずる有り、此れを無間に了す。或は後時に於て諸の度量する所を名けて勝義と爲す。義無礙解を顯示せんと欲するが爲めなり。所緣の境は語及び名に非ず。故に此の所緣を説

いて勝義と爲すなり。謂はく、此れ但語に依りて名を起し、名の顯はず所の義を取りて、取るこ

と汎爾に非ず。心の所行を説いて名けて義と爲す。^三若し無退智が諸の方域の俗と聖との言詞を緣するを立て、第三と爲す。即ち能く世語典語を、諸の方域の種種の差別に於て了知するなり。^三若し無

退智が正理に應ずる無滯礙の説を緣じ、及び自在の定と慧との二道を緣するを立て、第四と爲す。即ち文義に於て能く正しく宣揚する無滯の言詞を説いて名けて辯と爲す、及び諸の所有の已得の功

徳、加行に由らずして任運に現前する自在の功能も亦名けて辯と爲す。此れは能く辯を起すを立て、辯の名を以てし、辯と及び因と了する智を辯無礙解と名く。即ち前に説く所の能く正しく宣揚し、

善く物の機に應じ、勝義に違せざる所有の言説を正理に應ずと名く。即ち前に説く所の無滯の言詞の、處と時と及び有情等を持たず、辯析自在なるを無滯礙と名く。即ち上に言ふ所の已得の功德の

加行に由らず、任運に現前するを名けて自在の定と慧との二道と爲す。又能所詮の相符會する智を初はじめの二無礙解と名く。謂はく、此の名の屬する是くの如き義に達すると、及び此の義の是くの如き名有るに達すると、能所詮の相符會する智と名く。時作等の加行の言詞に達するを第三無礙解と

【三】 義無礙解。

【三】 詞無礙解。

【三】 辯無礙解。

れを知りて後、邊際第四靜慮に入りて、以て加行を爲し、此れ従り無間に先きの願力の如く正智を引きて起して、所期の境に於て皆實の如く知らん」と。邊際定の言は後に當に釋すべきが如し、此の願智力は能く過去を知る。宿住智と差別云何、願智は通じて自相共相を知る。諸の宿住智は共を知りて餘に非ず。共相を知る中に亦差別有り。願智は明了なるも、宿住は然らず。現の所縁に於て他心智に對す。差別の相を辯すること理の如く應に思ふべし。

第三項 無礙解(四辯)

已に願智を辯じつ。無礙解とは云何。頌に曰はく、

無礙解に四有り

名と義と言説と道とに

法と詞とは唯俗智なり

義は十と六となり辯は九なり

但得すれば必ず四を具す

謂はく、法と義と相と辯となり

退無き智を性と爲す

五と二との地を依と爲す

皆一切の地に依る

餘は無諍に説くが如し

論じて曰はく、諸の無礙解に總じて説くに四有り。一には法無礙解、二には義無礙解、三には詞無礙解、四には辯無礙解なり。

此の四は總じて説くに其の次第の如く、名と義と言と及び説道とを緣じ、退轉す可からざる智を以て自性と爲す。謂はく、無退智が能詮の法の名句文身を緣するを立て第一と爲し、所詮の義に趣くを之を説いて名と爲す、即ち是れ法の自性を表召する義なり。所詮の義を辯する、之を説いて句と爲す。即ち是れ法の差別の義を辯了するなり。義の聲を待たず獨り能く覺の生の依託する所と爲る。之を説いて文と爲す。即ち是れ迦遮吒多波等なり。理として應に覺の聲の聲を待たざること有るべし、此の覺は應に所縁の境無かるべからず。此の所縁の境、之を説いて文と爲す。文とは謂

【三】 願智と宿住智との差別。

【四】 四種の無礙解。

【五】 法無礙解 (Dharma prajñāpāraṃsīdā) 法無礙解 (Dharma prajñāpāraṃsīdā) 法無礙解 (Dharma prajñāpāraṃsīdā) 法無礙解 (Dharma prajñāpāraṃsīdā)

【六】 義無礙解 (Arthaprājñāpāraṃsīdā) 義無礙解 (Arthaprājñāpāraṃsīdā) 義無礙解 (Arthaprājñāpāraṃsīdā) 義無礙解 (Arthaprājñāpāraṃsīdā)

【七】 詞無礙解 (Nirukti-prajñāpāraṃsīdā) 詞無礙解 (Nirukti-prajñāpāraṃsīdā) 詞無礙解 (Nirukti-prajñāpāraṃsīdā) 詞無礙解 (Nirukti-prajñāpāraṃsīdā)

【八】 辯無礙解 (Prajñāpāraṃsīdā) 辯無礙解 (Prajñāpāraṃsīdā) 辯無礙解 (Prajñāpāraṃsīdā) 辯無礙解 (Prajñāpāraṃsīdā)

【九】 一度得れば退轉することなき不動羅漢の智。

【一〇】 法無礙解。

【一一】 迦、遮、吒、多、波 (Ka, Ca, Ta, Pa)。

已に無諍を辯じつ。願智は云何。頌に曰はく、

願智は能く遍く緣す

餘は無諍に説くが如し

【四】 論じて曰はく、願を以て先きと爲し、妙智を引き起し、願の如く而も了するが故に願智と名く。此の智の自性と地と種性と身とは、無諍と同じ。但所緣のみ別なり。一切の法を以て所緣と爲すが故なり。

【五】 如何にして願智は能く未來を知るや、審に過現を觀じて而も比知するが故に。稼穡の盛有り、微有るを觀じて其の間に良有り、薄有るを比知するが如し。若し爾らば何が故に願智の名を立つるや。有學、異生も亦能く知るが故に。爾らずば知る所定んで不定なるが故なり。而るに傳説するを聞くに、諸の大聲聞は未來の事を記するに不定有るは、願智を起して此の謬知有るに非ず。餘の俗智の觀の記別する所なるが故に。或は彼れの記する所不定の失無し。但始めを觀じて終りを觀ぜざるが故に、先きに降雨未だ地に至らざる間に、羅怛羅の承くる所と爲り、先づ懷孕する所其の實に是れ男なるを棄て、彼れ後時に於て轉じて形女を成するが如し。王舍城の鬼神の戰ひて勝を得、後廣嚴(城)の諸鬼の爲めに摧伏せらる。人相伐たんと欲し、鬼先づ戰ふが如きが故に。或は實に願智は方に未來を見る。然も加行の時先づ比智を起す。過現世を觀じて准じて未來を度す。願智の生を引き、方に能く眞に見る。即ち此れに由るが故に能く無色を知るなり。謂はく、先きに彼の因行の等流を觀じて比智の生ずる有りて眞の願智を引く。或は欲色の死生の時の心を觀じ、比度して而も所生の從處を知り、願智を引生して方に能く實に知る。或は比智の知も亦失有ること無し。比智と所緣と必ず同じきを證するを以てなり。若し比して知らずば、如何が能く證せん。是れ則ち願智は應に力能く遍く三界三世を緣すと言ふ可からざるべし。

【六】 不時解脱の阿羅漢は、彼の境に於て正しく了知せんと欲する時、先づ要期を作す、願くば我れ彼

【四】 釋名。

【五】 俗智を性となし、第四靜慮に依り三洲の不動種性の聖者のみ起すことは無諍と同じとの意、無諍は他をして已に對して煩惱を起さしめざらんとするに反し、願智は如何なる對象に對するも、それを如實に了知せんと願求する點に於て無諍と異なる。

【六】 如何にして願智は未來を知るや。

【七】 願智の名を立つる理由。

【八】 羅怛羅(Rahula)。

【九】 廣嚴は毘舍離(Vishali)即ちVesaliのこと。

【一〇】 不時解脱と願智。

三洲なり未生の

欲界の有事の惑を縁す

論じて曰はく、阿羅漢有り、昔多生に雜類の身を受くるを憶ひ、自他の惑を發し、斯れの相續に由りて非愛の果を受けて是の念を作す、「煩惱身有り之を縁じて惑を起し、尙苦果を招く、況んや煩惱を離れて勝徳の身を具するをや」と、思ひ已つて是くの如きの相の智を發生す。「此の方便に由りて、他の有情をして正身を縁じて、貪瞋等を生ぜざらしめん」と、此の智は但俗智を以て性と爲す。他の未來修の斷惑縁するが故に、無漏智は此の行相轉するに非ず。

一若し無諍の體は是れ智の所攝ならば、如何が無諍等持を習ふと説くや六。此れは相違せず。一相應品にして多の功德有り、隨一を説くが故に。一の山中に種種の物有るに、隨つて一種を擧げて以て山の名を標するが如し。理應に無諍は是れ智の所攝なるべし。他の相續の當來の惑の生ずるを護り、巧便を先きと爲して、事方に成ずるが故に。

一切の諍に總じて三種の蘊有り、言はく、煩惱に差別有るが故に。蘊諍を死と謂ひ無諍を鬪と謂ひ、煩惱諍を百八煩惱といふ。此の俗智の力に由りて、能く煩惱の諍ひを止息するが故に無諍の名を得。七此の智は但第四靜慮に依る、苦因に違するが故なり。第四靜慮は樂通行の中に於て最も勝ると爲すが故に。

不動の應果のみ能く起して、餘には非ず、餘は尙自ら惑を起すことを防ぐこと能はず、況んや能く他身の煩惱を止息せんや。

此れは唯三洲の人の身に依止して、北及び餘に非ず、性猛利なるが故に、欲の未だ起らざる三有事の惑を縁じて生ず、他の惑をして我れを縁じて生ぜしむること勿きが故に。諸の三無事の惑を遮防す可からず。内に起りて應に隨つて總じて境を縁するが故なり。

第二項 願

智

【四】 釋名。

【五】 問。
【六】 答。

【七】 三種の諍。

【八】 所依。

【九】 樂通行とは四通行の中に於て四根本定は一般に止觀均等に於て發すに大なる勞苦を要せず。故に樂通行と名く。第四定は中に於て是れ勝なるが故に能く無諍の所依と爲る。

【一〇】 阿羅漢と無諍の關係。不動阿羅漢のみ起す。

【一一】 四洲に於ける依身及び所緣。

【一二】 有事の惑とは修惑をいふ。

【一三】 無事の惑とは見惑をいふ。

卷の第三十七

〔辯智品第八の三〕

第六章 他の凡聖と共通する功德

第一節 總 說

已に如來の不共の功德を説きつ。共の功德を今當に辯すべし。頌に曰はく、

餘の佛法有り

餘の聖と異生とに共す

謂はく、無諍と願智と

無礙解等の徳なり

論じて曰はく、世尊に復無量の功德有り。餘の聖者及び異生と共にす。謂はく、無諍と、願智と、無礙解と、通と、靜慮と、無色と、等至と、等持と、無量と、解脫と、勝處と、遍處等となり、其の所應に隨ふ。謂はく、前の三門は唯餘の聖と共にし、通と靜慮等は亦異生と共にす。佛の身中に一切の功德の行相清淨殊勝にして自在にして、聲聞等の功德と殊り有りと雖も、然も類同に依るを説いて名けて共と爲す。

第二節 衆聖と共通するもの

第一項 無諍 行

且らく餘の聖と共なる三功德の中の無諍とは云何。頌に曰はく、

無諍は世俗智なり

後の靜慮なり不動なり

【一】 前章には佛獨自の功德を説きしが今章には凡聖にも通ずる功德を明す。

【二】 これらの徳目を分類せば聖者のみに通ずるものと、凡夫にも通ずるものととの二種となる。無諍、願智、四無礙解の三は前者に屬し、他の九は後者に屬す。

【三】 第一句はその體を明にし、第二句は依地と種性とを明にし、第三の前半は依身を明にし、それ以後は功用を明にせしもの。

三十一 諸の愚夫有り、自ら衆徳に乏しきは、是くの如き佛の功德山と、及び所説の法とを聞くと雖も、信重すること能はず。(然るに)諸の有智の者は、斯の如く説くを聞きて、信重の心を生じ、骨髓に徹し、彼は一念の極信重の心に由りて、無邊の不定の悪業を轉滅し、殊勝なる人天の涅槃を攝受す。故に如來の世に出現するや。諸の智者に無上の福田と爲ると説く。之に依りて不空、可愛、速疾、究竟の果を引生するが故なり。^{三十二}薄伽梵の自ら頌を説いて言ふが如し。

若し佛の福田に於て

初めに勝善の趣を獲

能く少分の善を植れば

後には必ず涅槃を得。

住持とは長き間生存すること、或は壽の伸縮に於て自在なること。

【三四】威勢圓徳の四種(一)。

【三五】色身圓徳の四種。

【三六】衆相とは三十二大人相をいふ。

【三七】隨好とは八十隨形好をいふ。

【三八】大力とは那羅延力をいふ。

【三九】恩圓徳の四種。

【四〇】如來の圓徳の別説。

【四一】愚と智との失徳。

【四二】増一阿含三二・六(大・一一六)の參照。

【一〇一】初の因圓德に復四種有り、一には無餘修、福徳に智慧との二種の資糧を修して、遺無きが故なり。二には長時修、三大劫阿僧企耶を経て修するに、倦むこと無きが故なり。三には無間修、精勤勇猛にして、刹那刹那に修して廢すること無きが故なり。四には尊重修、所學(の法)を恭敬して、(身命を)顧惜する所無し。修するに慢無きが故なり。

【一〇二】次に果圓德に亦四種有り、一には智圓德、二には斷圓德、三には威勢圓德、四には色身圓德なり。智圓德に四種有り、一には無師智、二には一切智、三には一切種智、四には無功用智なり。斷圓德に四種有り、一には一切の煩惱斷、二には一切定障斷、三には畢竟斷、四には并習斷なり。威勢圓德に四種有り、一には外境の化と變と住持とに於ける自在の威勢なり。二には壽量を若しくは促め、若しくは延ばすことに於ける自在の威勢なり。三には空と障と極遠とに於て速に行じ、小大相入する自在の威勢なり。四には世間の種種の本性をして、法爾に轉じて勝なら令むる希奇の威勢なり。威勢圓德に復四種有り、一には化し難きを必ず能く化す。二には難に答へて必ず疑を決す。三には教を立つるとき必ず出離す。四には惡黨必ず能く伏す。色身圓德に四種有り、一には衆相を具し、二には隨時を具し、三には大力を具し、四には内に身骨堅くして金剛に越え、外に神光を發して百千の日に踰えたり。後の恩圓德にも亦四種有り、謂はく、永く三惡趣と生死とを解脱せしめ、或は能く善趣と三乘とに安置せしむ。

【一〇三】總じて如來の圓德を説けば是くの如し。若し別して分析せば、則ち無邊有り、唯佛世尊のみ能く知り、能く説くも、要す命行を留めて多くの大劫阿僧企耶を經、説きて乃し盡く可し、是くの如きは則ち佛世尊の身の、具に無邊の殊勝奇特の因果の恩徳有ること、大寶山の如くなることを顯はす。

【一〇一】四種の因圓德。

【一〇二】四種の果圓德。

【一〇三】智圓德の四種。

【一〇四】無師智 (Anupadisa jñāna) 三十四心の位に有漏無

漏の智を無師にして證すること。

【一〇五】一切智 (Sarvatra jñāna) 一切諸法の自相を知る智をいふ。

【一〇六】無功用智 (Aryatna jñāna) 佛の智の加行を發さずして任運に發することをおいふ。

【一〇七】斷圓德の四種。

【一〇八】一切煩惱斷 (Sarva kleśa prahāna)。

【一〇九】一切定障斷 (Sarva sa = mādi = samūpāty = āvaraṇa = prahāna)。

【一一〇】畢竟斷 (Aryanta prahāna)。

【一一一】并習斷 (Savīṣṇapra = hāna)。

【一一二】威勢圓德の四種(一)。

【一一三】外境の化とは會てあらざりし物を生ずること、變とは石等を黄金化せしむること、

證得することの異なるが故なり。又悲を先と爲し、離染の時得すると、唯離染得と差別有るが故なり。七には救済に由る。^{一九一}希望と事成と救済異なるが故なり。八には哀愍に由る。^{一九二}平等と不等と哀愍の異なるが故なり。

有餘師の説く、諸佛の大悲は遠細遍く、隨つて能く普く饒益するも、聲聞等の類の起す所の悲心は色無色界を悲愍すること能はず。佛は上界に於て極めて悲愍を起し、心二乘に過ぎて、無間獄をも悲愍すと。

第六節 諸佛の同異並びに佛の三徳に就いて

已に佛の徳の餘の有情に異なることを辯じつ。諸佛を相望するに法は皆等しきや、不や。^{一九三}頌に曰はく、

資糧と法身と

壽と種と姓と量と等は

利他とに由れば(諸)佛は相似せり
諸佛に差別有り

論じて曰はく、三事に由るが故に諸佛は皆等し。一には、資糧等しく圓滿するに由るが故に、二には、^{一九四}法身等しく成辨するに由るが故に、三には利他等しく究竟するに由るが故に。

^{一九七}壽と種と姓と身量等の殊るに由りて、諸佛を相望すれば、差別有る容し。壽異るとは謂はく、佛の壽に短長有ることなり。種異るとは、謂はく、佛は、^{一九九}刹帝利と婆羅門との種に生ず。姓異るとは、謂はく、佛の姓は、^{一九九}喬答摩、迦葉波等なり。量異るとは、謂はく、佛身は小大有ることなり。「等」の言は諸佛の法の住することの久近等を顯はず。是くの如く異なることは、出世の時の所化の有情の機宜の別なるに由るが故なり。

^{二〇〇}諸の有智の者は、如來の三種の圓徳を思惟して、深く愛敬を生ず。其の三とは何ん。一には因圓徳、二には果圓徳、三には恩圓徳なり。

【一九一】大悲は實際に於て實現せらるれど、悲は専ら希望を主とす。
【一九二】大悲は三界の苦を抜き、悲は唯欲界の苦を抜く。

【一九三】前二句は諸佛は三事によりて相等しきこと、後の二句は四事等によりて差別あることを明す。
【一九四】諸佛の等しきことの三因(前二句)。
【一九五】資糧とは大悲を引起する資糧の意。三無數劫の中に集めし福德と智慧とをいふ。
【一九六】法身(Dharmakāya)とは五分法身をいふ。
【一九七】佛の差別する四因(後二句)。
【一九八】刹帝利(Kṣatriya)巴、Khattiya)波羅門(Brahmana)。
【一九九】喬答摩(Gautama)巴、Gotama)迦葉波(Kāśyapa)巴、Kassapa)。
【二〇〇】三種の圓徳。

共の名を得。

第五節 大悲

諸佛の^{一七七}大悲は云何なる相の別(あり)や。^{一七八}頌に曰はく、

大悲は唯俗智なり

資糧と行相と境と

平等と上品との故なり

悲と異なることは八因に由る

論じて曰はく、如來の大悲は俗智を性と爲し、普く一切の有情を緣じて境と爲し、^{一八〇}苦苦等の三行相を作すが故に、無漏智は是くの如き理有るに非ず。

此の大悲の名は何の義に依りて立つるや。^{一八一}五義に依るが故に此れに大の名を立つ。一には資糧に由るが故に大なり。謂はく、大福德智慧の資糧の成辯する所有るが故なり、二には行相に由るが故に大なり。謂はく、此の力は能く三苦の境に於て行相を作すが故なり。三には所緣に由るが故に大なり。謂はく、此れは總じて三界の有情を以て所緣と爲すが故なり。四には平等に由るが故に大なり。謂はく、此れは等しく一切の有情に於て利樂を作すが故なり。五には上品に由るが故に大なり。謂はく、最上品にして、更に餘の悲の能く此れに齊しきもの無きが故なり。^{一八三}有餘師の説く、「大は加行證得する所に由るが故に、唯大士の身の成就する行なるが故に、大功徳の珍寶の數に入るが故に、能く有情の大苦惱を抜くが故に大悲の名を立つ」と。

悲と大悲と何の差別有るや、此の二の差別は八種の因に由る、一には自性に由る。^{一八五}無瞋と無癡と自性異なるが故なり。二には依身に由る、^{一八六}餘に通ずると唯佛の依身と異なるが故なり。三には行相に由る、^{一八七}一苦と三苦と行相異なるが故なり。四には所緣に由る、^{一八八}一界と三界と所緣異なるが故なり。五には依地に由る、^{一八九}餘に通ずると第四靜慮に異なるが故なり。六には證得に由る、^{一九〇}欲と有頂とを離れて、

【一七七】大悲 (Mahākaruṇā)。

【一七八】第一句は大悲の體を、

第二句は立名の根據を明し、

第三句は二乗共有の悲と大非との別を明す。

【一七九】大悲の體。

【一八〇】苦々等とは苦々、壞苦、行苦の三苦をいふ。

【一八一】立名の根據(二三句)。

【一八二】大と名くる義。

【一八三】異説。

【一八四】二乗共有の悲と大悲との差別(第四句)。

【一八五】大悲は俗智にして無癡を體とすれど、悲は無瞋を體とす。

【一八六】大悲は唯佛身により、悲は二乘身に由る。

【一八七】悲は欲界の有情を緣じて苦々の行相を爲すのみにして、壞苦行苦に及ばず。

【一八八】大悲は三界を緣じ、悲は一界を緣ず。

【一八九】大悲は第四禪により、悲は四靜慮全體に由る。

【一九〇】大悲は有頂を離するることによりて證得し、悲は欲界を離して證得す。

無畏と名く」と。^{一六九}是くの如く二種の義亦別有り。謂はく、事を成辯するの義は是れ力の義にして、不怯憚の義は是れ無畏の義なり。

第四節 三念住

佛の三念住の相の別は云何。^{一七〇}頌に曰はく、

三念住は念慧なり

順と違と俱との境を縁す

論じて曰はく、佛の三念住は經に廣く説くが如し。『諸の弟子衆一向に恭敬して、能く正しく受行すれども、如來は之を縁じて歡喜を生ぜず。捨て、而も正念正知に安住す。是れを如來の第一の念住と謂ふ。』^{一七一}諸の弟子衆唯恭敬せず、正しく受行せざれども、如來は之を縁じて憂感を生ぜず、捨て而も正念正知に安住す。是れを如來の第二念住と謂ふ。諸の弟子衆の第一類は恭敬して能く正受行し、一類は敬せず、正受行せざれども、如來は之を縁じて欣戚を生ぜず、捨て、而も正念正知に安住す、是れを如來の第三念住と謂ふ』と。所化の敬して受行せざるもの有りと雖も、而も佛世尊は亦法雨を雨らす。此の方便に由りて、彼れ餘時に於て、或は餘の有情正法に入るが故に。前に四を説き、今復三を説き、總じて説いて念住に七有りと言ふ可きに非ず。今の三は前の四の中に攝在するが故に。謂はく、外法を縁する念住に在りて攝す。^{一七四}然るに此の三種の體は念と慧とに通ず。謂はく、正念正知に安住するに由りて、三境の中に於て歡感を生ぜず。諸の大聲聞有りて、三境の中に於て歡感を生ぜざるを見る。便ち此の三種は佛のみの不共法に非すと謂ふべからず。^{一七五}唯佛のみ此れに於て、習を并せて斷するが故に。善く有情の種性の別に達するが故に。或は弟子衆は如來に隨屬す。(彼等の)順と違と俱と有る(とき)。應に甚だ歡感すべし。(而も)佛は能く起さず、希奇と謂ふべし。諸の(ものは)聲聞に屬するに非ざれば、起さずとも奇特に非ず。故に唯佛に在りてのみ不

【一六】詳取。

【一六九】念住(Smarṇa-nyasthāna
Ṭi-Sūtipattāna)。

【一七〇】初句は三念住の體を明し、第二句はその所縁を明す。

【一七一】第一念住。

【一七二】第二念住。

【一七三】第三念住。

【一七四】如來三念住の體。

【一七五】不共と名くる所以。

【一七六】諸の弟子は佛を師とし、佛は多くの弟子を有す。然るに此等の弟子の順違俱非のことあるも、歡感ともに無きは希奇といふべし。これに反して諸の聲聞は多くの弟子あるに非ざれば、隨つてこれらの順違等のことなし。故に聲聞に歡感なきは取て怪しむに足らず。

を出す。夫れ無畏とは、謂はく、怯懼せざるなり。智有るに由るが故に、他を怯懼せざるなり。故に智の得を無畏の因性と爲す。唯佛の四の妙智は是れ四無畏の因なり。謂はく、諸の如來は一切法、一切相に於て妙なり。智は是れ初無畏の因なり。若し諸の如來、一切の煩惱、并びに習氣斷するの妙智は、是れ第二の無畏の因なり。

若し諸の如來は弟子の衆の損有り、益有るを知るの妙智は是れ後の無畏の因なり。

或は無畏の體は即ち四の妙智なり。怯懼を畏と名く、此れ即ち法に於て了達する所無く、恐怖を懷くの義なり。智は此の畏に於て、近治の能有り、畏と相違するが故に無畏と名く。

一六二 豈に無智は即ち是れ畏の體に非ざるにあらずや。如何にして智の體は即ち是れ無畏と説くや」と。

一六三 此の責めは然らず。智は多法の與に近治と爲るが故に、即ち無疑の如し。謂はく、智は能く無智を近治するが如く、亦怖畏に於て近治の能有り、故に智の名を得、亦無畏と名く。無智を治するが如く、亦能く疑を治す。故に智の名を得、亦決定に名く、所治の無智は即ち疑ならずと雖も、而も智に疑無し。名は二なるも體は一なり。是くの如く無智は畏と殊ると雖も、而も無畏の名は即ち智の體に名く、一善が能く多の惡法を斷するが故に。

一六四 有るは説く、「無智も亦畏の體に攝す」と。故に此の中に於て應に難を爲すべからず。力と無畏と

何の差別有りや。此れ差別無し、體は俱に智なるが故に、然るに智の體に於て別義を力と名く、復別義に依りて無畏の名を立つ。謂はく、不屈の因を説いて名けて力と爲し、不怯懼の因を説いて名けて無畏と名く。或は初の安立を説いて名けて力と爲し、立し已つて不動なるを説いて無畏と名く、或は他の伏するに非ざるを説いて名けて力と爲し、能く他を摧伏するを説いて無畏と名くと。

一六六 有餘師の説く、「譬へば良醫、漏く醫方に達するが如きを説いて名けて力と爲し、善く衆疾を療すを説いて無畏と名くと。」有るは説く、「驍健と説いて名けて力と爲し、勇悍にして怯れざるを説いて

盡智力に同じ。

【一五】説障法無畏 (Antarāyika dharmakhyāna vaishāradhyn Ed. 'Anurāyādharmma vora=

じ)とは染法は必ず障をなすと説いて、他に非難せらるゝも恐るゝことなきをいふ。第二力の業異熟智力に同じ。

【一六】説出道無畏 (Nāryān= kapāpāna khyāna vaishāradhyn)とは道を修すれば必ず苦を出づと説いて畏るゝことなきをいふ。第七遍趣行智力と同じ。

【一七】四無所畏を立つる所以

【一八】無畏と智

【一九】異釋

【二〇】難

【二一】通難

【二二】異説

【二三】力と無畏との差別

是くの如き身力は觸處を性と爲す。此れ應に總じて是の諸觸を差別すべし。有るは説く、「唯是れ大種の差別なり」と。有るは説く、「是は造觸にして七を離れて外に有り」と。有は説く、「力は是れ重く、劣る者は是れ輕し」と。是くの如きを名けて、佛の生身の力と爲す。

第三節 四 無畏

佛の四無畏の相の別は云何。頌に曰はく、

四無畏は次の如く、

初と十と二と七との力なり。

論じて曰はく、佛の四無畏は經に廣く説くが如し。一には正等覺無畏、十智を性と爲す。猶

し初の力の如し。二には漏永盡無畏、六と十との智の性なり。第十の力の如し。三には説障法無畏、八智を性と爲す。第二の力の如し。四には説出道無畏、九と十との智の性なり。第七力の如し。

何に緣りて諸佛の無畏は唯四なりや。但此の量に由りて佛世尊の自他の圓徳、俱に究竟すること顯はすが故に、謂はく、初の無畏は佛世尊の自智の圓徳を顯はし、第二の無畏は佛世尊の自斷の圓徳を顯はす。此の二は佛の自利の徳の滿つることを顯す。世尊の利他の圓徳を顯はさんが爲めに、是の故に復後の二無畏を説くなり。第三の無畏は邪道を行するを遮し、第四の無畏は正道に趣かしむ。謂はく、佛は處處に諸の弟子の爲めに、障法を説いて斷除せしむ。即ち是れ斷徳を修せしめんとの方便なり。又處處に於て諸の弟子の爲めに、出道を説きて正しく行ぜしむ、即ち是れ智徳を修せしめんとの方便なり。此の二は佛の利他の徳の滿つることを顯はす。但此の四に由りて、其所應に隨ひて、佛の自他の智斷圓徳を顯はす。究竟に至るが故に唯四種を立つるなり。

如何にして無畏は即ち智なりと説く可きや。應に言ふべし、無畏は是れ智の所成なり。理實に應に然るべし。但無畏は智を以て親近因と爲すことを顯示せんが爲めに。是の故に智に就て無畏の體

遮怒羅の力は伐浪伽の力に十倍するも、尙那羅延の力に比しては、その半に過ぎずといふ意。

【四七】異説(一)。

【四八】滿羅婆努。

【四九】論主の評取。佛の身力に就て種々の異説あれど、と

に角これを多大に計算する方が眞なりとの意。

【五〇】佛の身力の體。

【五一】異説(一)。

【五二】異説(二)。

俱舍論二七・三右に出づ。こ

は身力は所造の觸にして、而

も普通の所造觸の七の外に別に

力能ありと。普通の所造觸

とは滑、澁、色、輕、冷、飢、

渴をいふ。

【五三】異説(三)。

【五四】增一・四六・四(大・二

76)。

【五五】正等覺無畏 (Samyakk

samphuddha vīśāradya) 我は

漏永盡無畏 (Asrava

ksaya vīśāradya) 我は漏盡

きたりとの自覺を有して畏る

ることなきをいふ。第十の漏

【五六】増一・四六・四(大・二

76)。

【五七】異説(一)。

【五八】異説(二)。

【五九】異説(三)。

【六〇】異説(四)。

【六一】異説(五)。

【六二】異説(六)。

【六三】異説(七)。

【六四】異説(八)。

【六五】異説(九)。

【六六】異説(十)。

【六七】異説(十一)。

【六八】異説(十二)。

【六九】異説(十三)。

【七〇】異説(十四)。

【七一】異説(十五)。

【七二】異説(十六)。

【七三】異説(十七)。

【七四】異説(十八)。

【七五】異説(十九)。

【七六】異説(二十)。

【七七】異説(二十一)。

【七八】異説(二十二)。

【七九】異説(二十三)。

【八〇】異説(二十四)。

も無量の品類の不同有り、佛は量の如く知ること都て無崖礙なればなり。故に世尊は種種界智力有ることを得、或は諸の如來の名稱は高遠にして、希有の智慧の妙用無邊なり。唯佛のみ能く知り。餘の測る所に非ず。餘の了する所の別相無き中に於て、何ぞ如來の能く別相を知るところを恠まんや。

第二項 佛の身力

已に諸佛の心力の方隅を辯じつ。當に菩薩の時も亦成する所の身力を辯すべし。頌に曰はく、
身是那羅延の力(あり)
或は節節皆然かなり

象等の七の十増す

此れは獨處を性と爲す

論じて曰はく、佛の生身の力は那羅延に等し。有餘師の言はく、「佛身の支節の一一に皆那羅延力を具す」と。理實に諸佛の身力の無邊なること、猶し心力の如し。能く無上正等菩提の大功德を持するが故に。大覺と獨覺と及び轉輪王との支節は、相連ること其の次第の如く、龍の蟠結すると、連鎖すると、相鉤とに似たり。故に三を相望むれば力に勝劣有るなり。

那羅延の力は其の量云何。十に象等の七の力を倍増す。謂はく、凡象と、香象と、摩訶諾健那と、鉢羅塞建提と、伐浪伽と、遮怒羅と、那羅延となり。後後の力は前前に増すこと十倍なり。有るは説く、「前の六は十に倍増して、那羅延の半身の力に敵す。此の力一倍して那羅延を成す」と。

有餘師の説く、「此の量は千。萬羅摩努天象王の力の如し。此の象王の力は其の量云何。三十三天將に戲苑に遊ばんとす。象王知り已りて、諸頭に種種の莊嚴を化作し、天宮の所に往く。諸天の眷屬の數、多千有り、乗り已つて空に騰ること、樺の葉を持するが如し。速に戲苑に至り、意に隨ひて歡娛す。天の大象王の力勢是くの如し。此の力の千倍是那羅延に等し」と。

諸説の中に於て、唯多なるが理に應ず。

【二三】佛の身力。

【三四】第一句は身力の量を叙し、第二句は異説を叙し、第三句是那羅延の力量を叙し、第四句は身力の體を叙す。

【三五】佛の生身の力。

【三六】那羅延 (Karatyōra) とは毘紐擊 (Vijaya) の一異名にして、世界觀的にはこれを宇宙の創造主と見る説もあれど、こゝにて大力神として説く。

【三七】異説。

【三八】大覺獨覺及び輪王等の力の喻。

【三九】那羅延の力量。

【四〇】凡象 (Prakṣya Hastin)。

【四一】香象 (Gandhastin) 一に醉象と云ふ。

【四二】摩訶諾健那 (Mahānaga) 神の名。

【四三】鉢羅塞建提 (Prakram) 神名。

【四四】伐浪伽 (Varāṅga) 神名。

【四五】遮怒羅 (Ganura) 神名。

【四六】異説 (一)。

前の六は次に十倍して増すこと前説と同じきも、最後の

の十智に於て若し随つて一を闕かば、便ち有情を化することを具足せず、多く復用無きが故に増減せず。

二五 已に自性を辯じつ。依地の別とは、第八、第九は四靜慮に依り、餘の八は通じて十一地に依りて起る。欲と四靜慮と未至と中間と、並びに四無色とを十一地と名く。諸の勝徳の地總じて爾所有り。

已に依地を辯じつ。依身の別とは、皆臆部の男子の佛身に依る。唯此れは力の所依と爲るに堪ふるが故に。

是くの如き 十智は、二乗も亦有り、何が故に佛に在りて方に力の名を受くるや。夫れ力の名を受くるは、無礙に轉ずるを謂ふなり。佛智は境に於て無礙に轉ずるが故に、名けて力と爲すことを得。餘は則ち然らず。諸の二乗は尙諸の有情の相續順解脱分の善を見ること能はざるを以てなり。

況んや復能く所餘の深細を知らんをや。舍利子の度を求むる人を捨し、鷹の逐ふ所の鴿の前後二際の生の多少等を觀知すること能はず。大目乾連は業風の引く所の諸鬼の差別を觀見すること能はざるが如し。是の故に二乗の天眼通等は、界の遠近を觀するに佛と殊り有り、無礙に非ざるが故に名けて力と爲さざるなり。

二乗は佛と漏盡既に同じきに、彼の智は何に緣りてか唯佛を力と名くるや。唯世尊は遍く有情の一切の漏盡の別相に達する智有るが故に。謂はく、薄伽梵は諸の有情の一切の漏盡の品類差別に於て、智瞿礙無きも、二乗は然らず。是の故に力の名は唯佛に屬するなり、又唯諸の佛智は猛利なるが故に。如何が猛利なる。佛の智力は能く速に煩惱並びに習氣を斷するが故に、強弱の力、補特伽羅が利鈍の刀を執りて草等を斬截するが如し。

諸の有情の類の蘊相に別無し。佛は如何にして種種の界有りと觀するや。諸の有情の類の蘊相は同じと雖も、而も其の中に於て差別無きに非ず。謂はく、彼の諸の蘊の體は異り無しと雖も、而

【二五】十力の依地(七八句)。
【二六】第八・第九とは宿命智、無生智をいふ。

【二六】十智は二乗にも存するも、佛にのみ力と名くる所以。

【二五】婆沙論八三(大正二七・四三〇下)賢愚經四(大正四・三七五上)參照。

【三〇】撰集百緣經(大正四・二二三以下)等。

【三】佛の漏盡のみに力と名くる所以。

【三】佛に種々界智力有る理由。

明と爲し、如來の身に在るを亦名けて力と爲す。神境・天耳は設ひ佛身に在りても、亦大用無きが故に力と名けず。且らく、天眼の如きは能く有情の善惡趣の中の異熟の差別を見、此れに由りて能く殊勝の智を引いて生じ、亦正しく能く彼の業を感じるを了知す。此れに由りて死生智の名を建立す。神境・天耳には此の大用無し。是の故に彼の二は立て、力と爲さざるなり。^{一一三}然し別に他心智を説かざるは、義已に根等の力の中に攝在す、他の根等の中に心心所有るを以ての故に。又薄伽梵は一切智を具し、工論等に於ても亦自在を得、而も佛事に於て此れに齊りて已に成ず。餘智は中に於て別の勝用無し。是の故に有りと雖も亦別に説かざるなり。唯偏へに十種の所知を覺するに依りて、佛の應に爲すべき所皆圓滿するが故なり。

^{一一三}何等をか名けて十種の所知と曰ふや、謂はく、諸法の中の因と非因の義、多分の散地の業果の差別、定地の功德の品類の不同、所化の有情の根・解界の異、所治能治の因果の差別、前際後際の經歷の不同、離染の不續と方便に異り有るとなり。但此れを覺するに由りて佛事已に成ず、餘は設ひ有無なるも益損を致さず、故に唯十種の得を名けて力と爲すなり。^{一一四}又佛は所化の有情を觀察して教を設け、機に應じて唯十智を須ふ。謂はく、初智に由りて所化の生の諸乘の中に於ける堪と無堪の異を觀じ、第二智に由りて所化の生の相續中に於ける業障の差別を觀じ、第三智に由りて所化の生の靜慮等に於ける有味・無味・煩惱を障と爲す輕重の差別を觀ず、此の二因を知るに由りて亦異熟障を知るなり。第四智に由りて所化の生の清淨に趣く品の功能の差別を觀じ、第五智に由りて、所化の生の證淨品の加行の差別を觀じ、第六智に由りて所化の生の證淨品に於ける稟志性の別を觀じ、第七智に由りて所化の生の諸の施爲する所の有益・無益・種種の差別、正しく觀じて止を修するを觀じ、第八智に由りて、所化の生の過去世の中に集むる所の差別を觀じ、第九智に由りて所化の生の當來世の中の結生の差別を觀じ、第十智に由りて、所化の生の所證解脱方便に異り有るを觀ず。此

【一一】(九)死生智力(Cūṭṭhaya-yapatti jhānabala)未來に死生する處趣を知る智力。

【一二】(十)漏盡智力(Araṇya-koṇya-jhānabala) Araṇya-jhānabala) 漏盡とは擇滅のこと。

【一三】漏盡そのものは滅なるを以て、道と苦と集と他心とは關係せず。たゞ位と法と類と滅と盡と無生智の六のみより成る。

【一四】三力を立つる所以。

【一五】他心智を説かざる所以。

【一六】十種を力と名くる所以。

【一七】十力の力用。

二〇 若し如實に諸の有情の類の能く、勝徳に逮る根品の差別を知る無罣礙智を、根上下智力と名く。

中根有りて勝劣に待すと雖も、是れ劣勝の攝の故に別に顯はさず。此の中根は名けて何なる法に目くと爲すや。謂はく、信等の斷善根の者の總相續の中に亦去來の信等の善法有るに名く。或は意等に目く。若し如實に諸の有情の類の喜樂の差別を知る無罣礙智を、種種勝解智力と名く。喜樂の勝解を差別と名くるが故に。

二三 若し如實に諸の有情の類の實際の無始より數習して成ずる所の志性隨眠、及び諸法の性の種種の差別を知る無罣礙智を、種種界智力と名く。應に知るべし、此の中の界は志性と、隨眠、法性の名の差別なり。是くの如く四力は並びに有爲を緣す。故に十智の中唯九智を攝するなり。

二五 七には「遍趣行智力なり。(頌の)「或は」の聲は此の義に二途有ることを顯はす。(謂はく)若し但諸の能趣道を緣すと謂はゞ九智なり、滅を除く。若し兼ねて道所趣の果を緣すと謂はゞ、十智を性と爲す。謂はく、如實に生死の因果を知り、及び盡道を知る無罣礙智を遍趣行智力と名く。

二七 八には宿住隨念智力、九には無生智力なり。是くの如きの二力は皆俗智の性なり。此の二力の相に差別有るが故に。謂はく、如實に自他の過去宿住の差別を知る無罣礙智を第八力と名く。若し如實に諸の有情の類の未來世の諸有の續生を知る無罣礙智を第九力と名く。廣く此の二を辯すること、六通の中の如し。

二九 十には漏盡智力なり。(頌の)「或は」の聲も亦、義に二途有ることを顯はす。若し「但漏盡を緣じて境と爲すと謂はゞ、六智なり、道と苦と集と他心とを除く。若し兼ねて漏盡の方便を緣すと謂はゞ、十智を性と爲す。理應に是くの如かるべし。相を辯する中、盡及び爲盡に於て、無罣礙智と言ふを以て、二種俱に漏盡智力と名く。

三三 此の後の三力は即ち是れ三通なり。六通の中、此の三殊勝にして無學位に在るを以て、立て、三

- 【一〇】 *ya parāpura jāna bala* 上
- 【一一】 *Indriya paropari yutta jāna bala* 信動念定慧の五根の上
- 【一二】 下の別あるを以てその根性のもの智の優劣を辯別する智。
- 【一三】 【一四】 (五)種々勝解智力 (*Nānādharmukhijāna bala*) (*Nānādhāri mutti jāna bala*) とは一切有情の種々の意樂、喜樂の差別を如實に知る智。
- 【一五】 【一六】 種種界智力 (*Nānādhātu jāna bala* 上) (*Nānādātū jāna bala*) 。
- 【一七】 【一八】 靜慮解脫等持等至智力。
- 【一九】 根上下智力。
- 【二〇】 中根。
- 【二一】 種種勝解智力。
- 【二二】 種種界智力。
- 【二三】 十智の中滅智を除くは、上の四力は有爲を緣じて無爲を緣せざるが故なり。
- 【二四】 【二五】 (七) 遍趣行智力 (*Sarvabhūta-gāminiprajñā-jāna bala* 上) (*Sarvabhūta-gāminiprajñā-jāna bala*) 。
- 【二六】 【二七】 宿住隨念智力 (*Pūrvānāsaṃsmṛti-jāna bala* 上) (*Pūrvānāsaṃsmṛti-jāna bala*) 。
- 【二八】 宿世のことを知る智力にして、念の心所強きが故に隨念といふ。

第一項 佛の心力

且らく佛の^九十力の差別云何。頌に曰はく、

力の處非處は十なり

業は八なり滅道を除く

定と根と解と界とは九なり

遍趣は九或は十なり

宿住と死生とは俗なり

盡は六或は十智なり

宿住と死生との智は

靜處に依る餘は通ぜり

贍部の男の佛身なり

境に於て礙無きが故に

論じて曰はく、佛の十力とは一には^{一〇}處非處智力、具さに如來の十智を以て性と爲す。一切の法の自性功能、理として定んで是れ有りと知るを名けて處智と爲し、一切の法の自性功能、理として定んで有るに非ずと知るを非處智と名く。此の智は通じて情と非情との境を緣じ、一切智を皆相違せず。略して説き、功を少くして、悟り難きを恐るるが故に、復此の中より、餘の九を析き出す。

二には^{一〇}業異熟智力、八智を性と爲し、滅・道智を除く。謂はく、善く是くの如きの類の業の是くの如きの諸の異熟果を感ずるを分別する無罣礙智を業異熟智力と名く。或は説いて名けて^{一〇}自業智力と爲す。謂はく、善く是くの如きの類の果は是れ自の所造の業力の招く所、妻子等の能く與奪する所に非ず。是くの如きの類の業は必ず自果を招き、貿易す可からざるを分別する無罣礙智を、^{一〇}自業智力と名く。

三には^{一〇}靜慮解脫等持等至智力、四には^{一〇}根上下智力、五には^{一〇}種種勝解智力、六には^{一〇}種種界智力、是くの如きの四力は皆九智の性なり、唯滅智を除く。謂はく、如實に諸の靜慮等の自性・名・得方便・攝持・味淨無漏・順退・住・進・決擇分等を知る無罣礙智を、靜慮等智力と名く。靜慮等の相は定品に當に辯すべし。

【九】十力 (Dasabalani) 巴 Dasabalani を明す。

【一〇】初め六句はその名と體とを明し、次の二句(七八句)は依地を明し、次の一句(第九句)は依身を明し、最後の一句は力の意義を明す。

【一〇一】十力の名と體(初六句)。

【一〇二】處非處智力 (Sthānānīśhāna jāna bala) 巴 sthāna jāna bala 巴 sthāna= aṭṭhāna jāna bala) とは是處非處を辨別する智力をいひ、有爲無爲有漏無漏の四に通ず。

【一〇三】(一)業異熟智力 (Kamma vipāka jāna bala) 巴 kamma vipāka jāna bala) 業の異熟を知る力をいふ。
【一〇四】異名。

【一〇五】(三)靜慮解脫等持等至智力 (Dhyāna vimokṣa samādhī samāpatti jāna bala) 巴 dhāna vimokṣa samādhī samāpatti jāna bala) とは靜慮等を如實に知る智力。

【一〇六】(四)根上下智力 (Indri-

一若し不生の法、身の中に住せず、但得に由るが故に即ち修と名くれば應に擇滅も亦名けて修と爲すことを許すべし。差別無きが故に」と。^{九五}此の難は理に非ず。彼の同類の法身中に位するが故に、謂はく、不生の法は身に住せずと雖も、同類の身に住するを、修と名くるも失無し。又彼れは得を果の住と爲すに由るが故に、謂はく、未來世の不生の善法は得をして生じ表に果の住と爲さしむる義に由りて我等縁を闕きて生ぜずと言ふ。今の時招引を蒙らずと謂ふに非ず。擇滅は此れと異なる。例と爲す可からず、又未來世の不生の善法は亦因力の現身を攝益する有り。擇滅は然らず、故に修の義無し。又擇滅は唯是れ果なるに由るが故に、謂はく、修は本勝果を獲得せんが爲めなり。滅は有果に非ず、故に應に修すべからず。又擇滅は増減無きに由るが故に、謂はく、修す可き法は下に依り中に至り、中に依り上に至る。擇滅は爾らず、修に於て用無きが故に修す可からず。

第五章 十八不共法

第一節 十八不共法とは何ぞや

是くの如く已に諸智の差別を辯じつ。智所成の徳を今當に顯示すべし。^{九六}中に於て先づ佛の不共の徳を辯ぜん。且らく^{九七}初めの成佛の盡智の位に、不共佛法を修するに、十八種有り、何をか十八と謂ふ。頌に曰はく、

十八不共法は

謂はく、佛の十力等なり

論じて曰はく、佛の十力と四無畏と三念住と及び大悲と、是くの如きを合して名けて十八不共法と爲す。唯諸佛の盡智の時に於て修す。^{九八}餘の聖の無き所なるが故に不共と名く。

第二節 十 力

【九四】 難。

【九五】 通難。

【九六】 十八不共法。

【九七】 菩薩が有頂の第九解脱道を修して初めて盡智を得したる位に修する徳にして、他の二乗の有せざるところなるが故に不共佛法と名く。

【九八】 不共の意義。聲聞獨覺の聖者になき故に不共といふ。

頌に曰はく、

得修修習を立つることは

善の有爲の法に依る

諸有漏の法に依りて

治修と遺修とを立つ

九一 論じて曰はく、諸の未曾得の功德現前すると、及び未來の所餘の功德とを得ず。新に得を修するが故に得修と名く。會得未曾の功德現起す、現に修習するが故に皆習修と名く。此の二は但善の有るに依りて立つ。未來は唯得(修)なり、現には二修を具す。

九二 身等の法に於て能治を得するが故に、所治の身等を對治修と名く。故に身等に於て對治を得する時、即ち説いて名けて身等を修すと名く。餘の有漏法の類も亦應に然るべし。身等の境を緣じて煩惱斷ずるが故に、身等の法を説いて除遣修と名く。故に身等を緣じて煩惱斷ずる時も亦説いて名けて身等を修すと爲す。餘の有漏法の例も亦應に然るべし。此の二は但有漏法に依りて立つ。故に有漏の善は四修を具足す。無漏の有爲と餘の有漏の法とは、次の如く 各前後の二修を具す。

有るは此の中に於て當修の義に約し、諸法の修の多少を具するを分別す。法有り四を具するを名けて當修と爲す。法有り三を具す、法有り二を具す、法有一を具す、法有り全く無し。謂はく、善の有漏未だ永斷せざる時、得す可く、生ず可きは四種具足す。此れ未だ永く斷ぜざるが故に、當に治遣修を具すべし。可得を以ての故に當に得修を具すべし。是れ可生の故に當に習修を具すべし。已得可生は三を具して得(修)を除く、可得不生は三を具して習(修)を除く、已得不生と及び不可得の已生とは二を具す。謂はく、治(修)と遺修となり。染及び無記の未だ斷ぜざるも亦爾り。若し善の有漏已に永く斷ずる時、可得、可生は得と習との二を具し、可得不生は一を具す。謂はく、得なり。已得可生は一を具す。謂はく、習なり。有爲の無漏は應に知るべし、亦爾り。前の所説を除きて皆是れ全く無し。謂はく、無漏法の中の已得不生等なり。

ものが、初めて得られたるをいふ。未來修の修とは實に左の二條件を具するをいふ。

【八六】 能修。

【八七】 得修 (Pratīhambhā bhāvaṃ)。

【八八】 習修 (Nigevanā bhāvaṃ)。

【八九】 對治修 (Pratīpaksā bhāvaṃ)。

【九〇】 除遣修 (Vihīdhaṃvāna bhāvaṃ)。

【九一】 得修習修の二修。

【九二】 治修遣修の二修。

【九三】 無漏の有爲法は得修習修の二、有漏の惡無記法は對治修除遣修の二あるをいふ。

所縛の氣通するが如し。又彼の心王自在位に登れば、一切の善法は得を起して來朝す。譬へば大王の祚に登り、灌頂すれば、一切の境上の(もの)皆來りて朝貢するが如し。然れども此れは上に生ずれば必ず下を修せず。謂はく、身、欲に在りて阿羅漢を得、通じて三界九地の善根を修し。有頂に生ずるに至りて唯一地を修するなり。

初めの靈智の言は、有頂を離るゝと、及び五の練根の意との、第九の解脱道を顯はす。皆前の道捨て、創めて果を得するが故なり。見道の位の三類智の邊に於て、亦能く自らの俗智を修すと雖も、先きに已に説きしが故に、此に復論せず。

諸の言ふ所の修とは、唯先きに未だ得ざるものを今起し、今得するをいふ。(即ち是れ能所修なり。謂はく、若し先時に未だ得ざるを、今得、功を用つて得する者は、方に是れ所修なり。若し法の先時に會て得せられたるものを棄捨したるを、今還つて得すと雖も、而も所修に非ず、劬勞を設けて而も證得するに非ざるが故なり。

若し先時に於て未だ得せざるを而も起すに極めて功を用つて起すは、勢力勝るゝが故なり。此れ方に能く未來の功德を修するなり。若し先きに已に得せしを、今起して現前す、彼れは未來の功德を修すること能はず、多くの功の起す(所に)非ずして、勢力劣なるが故に修の用止息するが故に未來を修すること能はざるなり。若し會て得して現前し、能く未來を修する者は、則ち薄伽梵は靈智を得する時、應に未だ具さに一切の功德を修せざるべし。具さに證得するが爲めに應に更に進んで修すべし。便ち二乗の功德に同じく満たざらん。

第六項 四 修

唯得に約して説いて名けて修と爲すと爲んや。爾らず。云何、修に四種有り、一には得修、二には習修、三には對治修、四には除遣修なり。是くの如き四修は、何の法に依りて立つるや。

【八〇】 初定の染を離れて第二定の根本定を得るときは、第二定の無漏と下地の無漏とを得ず。又第二定に攝する見道の起るときは、第二定の無漏と未至、中間、初定の無漏とを得修す。

【八一】 何れの地に隨ひ依りて下地の染を離るるや。

【八二】 初靈智の位の得修(五六句)。煩惱已に斷じ所作已に辯じたりと證悟せし時は、三界の閉塞一時に開けたるが如くなるを以て、その力能く九地の有漏の無量の功德を修し得。

【八三】 人を縛する繩が切れれば、その人の氣息初めて樂に通ずるが如し。

【八四】 靈智の初念に三界九地の一切の善法を得修すといふは、身が欲界に在りて初めて靈智を發する時のことにして、もし身が上地に生ずる時は、下地の法を得修することなし。

【八五】 初めの靈智といふ意義、有頂地を離るる第九解脱道と、前五同性の練根の時の位の第九解脱道とに、前道を捨てて初めて果を得ることを意味すことなり。

【八六】 修(第八句)。

【八七】 能所修とは能修とは未だ嘗て得ざりしものを功用を以て現前せしむるをいひ、所修とは嘗て未だ得られざりし

論じて曰はく、諸道の此の地に依ると、及び此の地を得るとの時、能く未來の此の地の有漏を修す。謂はく、此の地に依りて世俗の聖道現在前する時と、未來は唯此の地の有漏を修す、有漏法の地を繫すること堅牢にして餘を修し難きを以ての故なり。

何の地に隨ひ依りて、下地の染を離るゝや。第九の解脱現在前する時亦未來を修す、所得の上地の根本近分、有漏の功德は下地の縛を離れ、必ず上を得するが故に。

聖の此の地を離れんと爲ると、及び此の地を得るの時と、並びに此の地の中に諸道の現起すると、皆能く此れと及び下との無漏を修す。謂はく、何れの地に隨ひて有漏無漏、加行等の道正しく現在前するも、此の地の煩惱を斷除せんと欲するが爲めに、未來には此れと及び下の無漏とを修す。下は上染に於て同じく能治するが故に、下の聖道煩惱を斷ずる時と雖も、諸の上地の邊に能く同治有り。然れば有漏の繫地の堅牢なるに由りて、未だ下を離れざる時、未だ能く彼れを修すること能はず。

何れの地に隨ひ依りて、下地の染を離るゝや。第九の解脱現在前する時、未來を修す。所得の上地と及び諸の下地の無漏の功德隨起す。此の地の世俗の聖道現在前する時、未來皆此れと及び下地の無漏の功德隨起す。此の地の世俗の聖道現在前する時、未來皆此れと及び下地の無漏の功德を修す。

唯初めの盡智の現在前する時、(その)力能く遍く九地の有漏の、意地所攝、聞思修所成の不淨觀等の無量の勝功德を修す。謂はく、何の地に隨ひて盡智現前するも、通じて未來の自の上下地を修す。何に緣りて唯此の初めの盡智の時、(その)力能く遍く諸の有漏の徳を修するや。創め能く無始の時より來た、一切の善根煩惱の怨を殄滅するが故に。國の共に怨む所を摧伏すること有るに、一切俱に來りて慶頼して善と稱するが如し。又煩惱の縛斷じて、餘すこと無きが故に。能縛斷すれば

しものをいふこといふまでもなし。

〔六〕 所餘とは前の所説を除きし以後の一切の加行・無間・解脱・勝進をいふ。

〔六二〕 二の解脱道とは宿住と神境の二。

〔七〕 一の解脱道とは他心をいふ。

〔七二〕 諸の勝進道とは五通のそれをいふ。

〔七三〕 二とは他心智と俗智のこと。

〔七四〕 これに(一)未來修と依地との關係、(二)得と修との關係の二問あり。

〔七五〕 前七句は第一問に答へ、後の一句は第二問に答ふ。

〔七五〕 有漏智の得修(初二句)。

〔七六〕 諸道とは有漏無漏の二道。この中有漏道を修するに(一)ある地に依る時は其地の未來の有漏を得修す。(二)ある地を得る時は、その地の未來の有漏を得修す。

〔七七〕 下地の染は何なる地に依りて離るるや。

〔七八〕 無漏智を得修(第三四句)は聖者に局るが故に、ここに「聖の」といふ。此の聖者は何れの地に道を發すとも、第三定の染を離れんとするときは、未來の第三定の無漏と、下地の無漏とを得修し、又例へば

眼と天耳との二の解脱道は、無記性なるが故に名けて修と爲さず。

聖の所餘の四無量等の、修所成に攝むる有漏の徳を起す時は、現在に皆一を修す。世俗智なり。

(而して)有學は未來に未離欲は七なり。已離欲は八なり。無學は未來に、鈍は九にして利は十なり。微微心を除く、此れは未來に於て、唯俗を修するが故なり。若し所餘の無漏の功德の靜慮に攝むる者を起す(とき)は、四と法と類との智を、應に隨つて現修す。無色に攝むる者は、唯四と類との智を應に隨つて現修す。未來の所修は前の有漏に同じ。

異生の離染は現に俗智を修す。欲と三定とを斷する第九の解脱と、及び根本四靜慮定に依りて、勝進道と離染の加行とを起すとは、未來に二を修す。調はく、他心を加ふ。所餘は未來に唯世俗を修す。三通を修する時の諸の加行道と、二の解脱道とは、俗智を現修す。一の解脱道は現には俗と他心となり。

諸の勝進道は、二を應に隨つて現(修)す。未來は一切皆二種を修す。五の無間道は現と未とは唯俗なり。本靜慮に依りて餘の功德を修する(とき)は、皆俗を現修す。未來は二を修す。唯順擇分は必ず他心を修せず、是れ見道の近眷屬なるを以ての故なり。餘地の定に依りて、餘の功德を修する(とき)は皆唯世俗を現と未來とに修す。

第五項 依地

諸の未來修は幾ばくの地を修すと爲すや。諸の所起の得は皆是れ修なる耶。頌に曰はく、諸の道の此れに依ると得ると

此れを離れ得し起さんと爲るときは

唯初めのみ遍く

上に生じては下を修せず

此の地の有漏を修す

此れと下との無漏を修す

九地の有漏の徳を修す
會所得は修に非らず

道。

【六二】 同解脱道と加行道。

【六三】 同勝進道。

【六四】 通を修する解脱とは五通の中宿住神境他心の三通を修する場合のみを指す。天眼天耳は通果無記なれば、これを修といはず、從つて解脱道もなし。

【六五】 凡聖に約す(九一十二句)。以下は凡聖に約して修智の多少を明にす、聖の場合も、もし聖者が四靜慮四無量等の諸功德を起す際は、ただ世俗智の一を現修するのみ、別に障を除くにあらざれば、無間、解脱、加行、勝進の四道に約して説く能はず。而してその未來修となれば、その聖者が有學の未離欲者なれば七、已離欲者なれば他心智を加へて八を修し、そが無學なれば鈍根は九、利根は十とす。

【六六】 微微心とは滅定に入る心といふ。滅定に入らんとする時は、心微劣なるを以て、現に俗智を修するのみならず、未來修又然るを以て、四無量等の如く未來に無漏を得修すること能はず、故にこれを除く。

【六七】 異生。異生の位に四靜慮又は神通を修する場合に就いて述べしもの、異生の離染とは六行觀によりて惑を斷ぜ

し已離欲は俗と四と法と類と、及び他心智とを應に隨つて現修す。未來も亦八なり。

【四五】無學の練根の諸の無間道には、四と類との二の法とを應に隨つて現修す。未來に七を修す、四諦と法と類と盡となり。世俗を修せず、有頂を治するが如き故なり。

【四六】五の前の八解脫は、四と類と二の法とを、應に隨つて現修す。未來に八を修す、四諦と法と類と、他心と及び盡となり。四の第九の解脫は、苦と集と類と盡とを、應に隨つて現修す。未來に十を修す。

【四七】諸の加行道は現修は學の如く、未來に九を修す。

【四八】諸の勝進道に於て、鈍の者は九智を應に隨つて現修す。未來も亦九なり。利の者は十智を應に隨つて現修す。未來も亦十なり。

【四九】學位の雜修の諸の無間道は、四と法と類と俗とを、應に隨つて現修す。未來に七を修す。

【五〇】諸の解脫道は唯、四と法と類となり。加行には俗を増す、諸の勝進道は又他心を加ふ。應に隨つて現修す。未來は皆八なり。

【五一】無學の雜修の諸の無間道の現修は、學の如し、未來の所修は鈍は八にして、利は九なり。諸の解脫道は唯、四と法と類と、加行は俗を増して應に隨つて現修す。未來の所修は鈍は九にして利は十なり。諸の勝進道は練根と同じ。

【五二】學位に道に移する五の無間道は、俗智を現修す。未來は七を修す。宿住と神境との二の解脫道と、五の加行道とは俗智を現修す。他心の解脫は法と類と、道と俗と及び他心智となり。一切の勝進は苦集滅を并せて、應に隨つて現修す。此の上は未來に皆八智を修す。

【五三】無學の修する通の五の無間道は、現修は學の如し。未來の所修は鈍は八にして、利は九なり。解脫加行とは現修は學の如し。未來の所修は鈍は九にして利は十なり。諸の勝進道は練根と同じ。天

【四五】 無學位の無間道。

【四六】 無學位の解脫道。五の前の八解脫とは、六阿羅漢中の退法等の前五種が、九解脫の中の前八解脫を修する時をいふ。因みに第四句に應とは阿羅漢のことなり。

【四七】 無學位の加行道。

【四八】 無學位の勝進道。

【四九】 雜通修に約す。(五一八句)。學位の雜修の無間道、雜修とは靜慮を雜修するといふ。

【五〇】 同解脫道。

【五一】 同加行道。

【五二】 同勝進道。

【五三】 無學の雜修の無間道。

【五四】 同解脫道。

【五五】 同加行道。

【五六】 同勝進道。

【五七】 通を修する有學の無間道。通を修すとは六通の中の前五通をいふ。

【五八】 同解脫道。

【五九】 五の加行道とは五通を得べき加行道をいふ。

【六〇】 同勝進道。

【六一】 無學の修する通の無間

論じて曰はく、無學の初念、謂はく、有頂を斷する第九の解脱には、苦と集と類と盡とを、應に隨つて現修す。有頂を緣するが故なり。勝進には九と十と應に隨つて現修す。未來は應に隨つて九を修し、十を修す。謂はく、鈍根の者は唯無生を除き、利根は亦無生智をも修するが故なり。

第四項 餘位

次に餘位に智を修する多少を辯ぜん。頌に曰はく、

練根の無間道は

學は六なり無學は七なり

餘は學は六と七と八となり

應は八と九と一切となり

雜修と通との無間は

學は七なり應は八と九となり

餘道は學は八を修す

應は九或は一切なり

聖の餘の功德を起すと

及び異生の諸の位の

所修の智の多少は

皆理の如く應に思ふべし

論じて曰はく、學位の練根の諸の無間道は、四と法と類との智を、應に隨つて現修す。未來に六を修す。四諦と法と類となり。見道に似るが故に世俗を修せず。能く障を斷するが故に他心を修せず。

諸の解脱道には四と法と類との智を、應に隨つて現修す。未離欲の者は未來に六を修す。四諦と法と類となり。已離欲の者は未來に七を修す。謂はく、他心を加ふ。

諸の加行道には俗と四と法と類とを、應に隨つて現修す。未離欲の者は未來に七を修し、已離欲は八なり、謂はく、他心を加ふ。

諸の勝進道には若し未離欲には、俗と四と法と類とを、應に隨つて現修す。未來も亦七なり。若

【三八】 見修無學の三道に約して智修を説けるも、それは一般論にとどまるものなれば、右三道内に於ける特殊の場合をも含め、更に凡位にまで及ぼし、十智の得修を明にせんとせしもの。

【三九】 初めの四句は練根に約して修を明し、五―八句は雜通に約し、後の四句は聖凡に約して修を明にす。

【四〇】 練根に約す。學位の無間道。

【四一】 學位の解脱道。

【四二】 異説。

【四三】 學位の加行道。

【四四】 學位の勝進道。

欲の修斷を斷ずる第九の解脱には、俗と四と法との智を、應に隨つて現修す。上七地を斷ずる諸の解脱道は、四と類と世俗と滅と道の法智とを應に隨つて現修す。欲の修斷を斷ずる第九の勝進と、上の八地を斷ずる諸の加行道には、俗と四と法と類と、應に隨つて現修す。上の七地を斷ずると、有頂の八品との諸の勝進道とには、俗と四と法と類と、及び他心との智とを應に隨つて現修す。先きの所修の道現前す容きが故に。此の上は未來に皆八智を修す。謂はく、俗と法と類と四諦と他心となり。四類は欲界の染を斷ずること能はず、苦集の二法は上の對治に非ず、^{三六}何に緣りてか彼の治を起す此の智は未來修なるや。若し兼ねて修し、對治に非ずと許さば、有頂の染等を離れ、應に兼ねて世俗を修すべし」と。^{三七}此の難は理に非ず、唯同對治は未來修に於て許す所に非ざるが故に。謂はく、亦相屬有ることを許す故に修す。見道の中に世俗智を修するが如し。或は因の力に由りて相資するが故に修す。欲を斷ずる時兼ねて四類を修するが如し。上の染を斷ずる位に苦集法を修す。若し欲染を斷じて類智を修せず、上を斷じて苦集の二法を修せず、則ち漸次に不還果を得すれば、應に類智の現前を起す容きこと無かるべし。阿羅漢は應に苦集の法智を起すこと無かるべし。先きに得する所の者は、皆已に捨するが故に、先きに未だ得せざる者は行修に非ざるが故に。種類に約するに由り、若し先きに已に得するを同類因と爲し、力、等流の智を引き此の智を生ず。先きに彼の智の引くに由るが故に、彼の智の類に於て復能く因と爲るが故に此の智生ず。因力彼れを資し、同治に非ずと雖も、亦未來修なり。

第三項 無學位

次に離染得の無學の位を辯ぜん。頌に曰はく、

無學の初めの刹那は

九を修し或は十を修す

鈍と利との根別なるが故なり

勝進道も亦然り

【三】 餘道(第八句)。

【三六】 難。

【三七】 通難。

第二項 修道位

次に修道の離染の位の中に於ては、頌に曰はく、

修道の初刹那は

六と或は七との智を修す

八地を斷する無間と

及び有欲の餘の道と

有頂の八解脱とには

各七を修す

上の無間と餘の道とには

次の如く六と八とを修す

論じて曰はく、修道の初念は、謂はく、第十六の道類智の時には、二智を現修す。謂はく、道と

及び類とは名の異りにして、體に非ず。未離欲の者は未來に六を修す。法と及び類と苦と集と滅と

道となり。離欲の(者は)七を修す。謂はく、他心を加ふ。有頂の地なるが故に、世俗を修せず。先

きに已に欲を離れて聖道に入る者は、何に緣りて見道の中に他心智を修せざるや。他心智は遊觀の

徳の攝なるを以てなり、道に豫る容きに依つて、方に修の義有り。見道の位の中に諦理を觀する爲

め、加行極速なるが故に修すること能はざるなり。無間道の中の義も亦此れに同じ。今第十六道類

智の時、道に收むるに豫かる容きが故に此の智を修するなり。

欲の修斷を斷する九無間道と、八解脱道とは、俗と、四と法智と應よろしきに隨ひて現修す。上の七地

を斷する諸の無間道には、四の類と世俗と滅と道と法智とを應しきに隨つて現修す。欲を斷する加

行と、有欲の勝進とは、俗と四と法と類と、應に隨つて現修す。此の上は未來に皆七を修す。謂は

く、俗と法と類と苦と集と滅と道となり。有頂地を斷する前の八解脱には、四と類と二の法と、應

に隨つて現修す。此れは未來に於て亦唯七を修す。然るに世俗を除いて他心智を加ふ。

有頂地を斷する九無間道には、四と類と二の法と應に隨つて現修す。未來に法と類と苦と集と滅

と道との六を修す。

【二四】 道智類智の二智現修(初二句)。

【二五】 二智とは道智と類智をいふ。

【二六】 未離欲者。

【二七】 離欲者。

【二八】 道類智は有頂を治するもの、俗智は有頂を治するの

力なければなり。

【二九】 見道の中に他心智を修せざる理由。

【三〇】 八地を斷する無間道乃至有頂の八解脱(四一六句)。

【三一】 四とは四諦智のこと。

【三二】 上の七地とは四禪と下三無色をいふ。

【三三】 此の上とは前の欲の修斷を斷する九無間道八解脱と、

欲を斷する加行と、有欲の勝進道とを指す。即ちそれらの

場合に於ける未來の得修を明にするなり。

【三四】 有頂の無間道(第七句)。

二五 若し爾らば何に依りて、修の義有りと説くや。得修に依るが故に説いて名けて修と爲す。謂はく、

爾の時に於て得の自在を起す。餘縁障ふるが故に體現前せず。即ち此の因に由りて説いて名けて得

と爲す。彼の得の起ることの自在を證するを以ての故なり。諸法有れば得即ち現前するを以てなり。

盡智等の如し。或は諸法有り、先きに得し、後に現前す。無生智等の如し。或は諸法有り、得して

永く現前せず、此の智等の如し。或は諸法有り得せずして現前す、外色等の如し。有情數の法は得

せずして現前すること無きが故に。生ぜずと雖も而も修の義有り。

二七 隨つて何の地に依りて見道の現前するも、能く未來の自地と下地とを修す。謂はく、此の俗智は

七地を依と爲す。即ち未至と中間と四靜慮と欲界なり。若し未至に依りて見道現前する(時は)、能

く未來 一地の見道と、二地の俗智とを修す。(乃至第四(禪)に依りて見道現前するは、能く未來

六地の見道と七地の俗智とを修す。

二八 俗智の苦集の邊に修する(世俗智)は、四念住の攝なり。滅の邊に修するは、唯法念住なり。

二九 隨つて何れの諦の現觀邊に於て修するも、即ち此の行相を以て、此の諦を緣じて境と爲す。謂は

く、若し苦諦の現觀邊に修するは、即ち苦の四種の行相を以て緣するなり。若し欲界繫ならば欲界

の苦を緣じ、色界繫ならば、上の苦諦を緣す。若し集諦の現觀邊に於て修するは、即ち集の四種の

行相を以て緣するなり。若し欲界繫ならば欲界の集を緣じ、色界繫ならば上の集諦を緣す。若し滅

諦の現觀邊に於て修するは、即ち滅の四種の行相を以て緣するなり。若し欲界繫なれば欲界の滅を

緣じ、色界繫なれば上の滅諦を緣す。

三〇 此の世俗智は唯加行得なり。即ち見道の加行に由りて得するが故に、欲界の攝ならば是れ思の所

成なり。色界の攝ならば是れ修の所成にして、聞の所成に非ず。彼れ微劣の故なり。智の増すが故

に智の名を立つ。若し隨行を并すれば、欲の四蘊、色界の五蘊を以て其の自性と爲す。

【五】 問。

【六】 答。

【七】 見道の起る地と俗智の得修(第五句後半)。

【八】 一地の見道とは未至の一地をいひ、二地の俗智とは未至と欲界との二をいふ。

【九】 六地の見道とは未至中間四根本靜慮の六地をいひ、七地はこれに欲を加へしもの。

【一〇】 世俗智と四念住との關係(第六句)。苦集の二類智の位に得する俗智は四念住に通ず。苦集二諦は身受心法を具するが故なり。滅類智の位に得修する俗智は、法念住のみなり。滅諦には身受心の三無きが故なり。

【一一】 三類智の邊に修する俗智の行相(第七句)。苦類智の位に得修する世俗智は、苦諦下の四行相にて苦諦を觀ず。

【一二】 世俗智の得(第八句)。

【一三】 世俗智の體。

二 三位の所修は何れが勝り、何れが劣るや。若し相續に據らば、後は前に勝る。身を增長するに因りて彼の得を起すが故に。若し界に就いて説かば、上は皆下に勝る。故に前の所修の色界繫の者は、界勝り身劣る。後の位の所修の欲界繫の者は、界劣り身勝る。此れ四句有り、理の如く應に思ふべし。

三 道類智の時は何ぞ此れを修せざるや。此の智は唯是れ見道の眷屬なるも、彼れは修道の攝なるが故に修すること能はず。此の意に説いて言はく、七處善を修して種子と爲すが故に、見道の得生ず。故に見道の生ずる時、彼れを説いて眷屬と爲す。或は世俗智は無始従り來た、三諦の中に於て、曾て知り斷じ證するも、未だ曾て道を修せざるが故に、今修せざるなり。或は今の時眞道を見るに由るが故に、僞道差避す。故に所修に非ず。或は現觀邊に方に此の智を修し、道は邊無きが故に此の位に修せず。謂はく、三諦の中、事現觀に依り一行者總じて其の邊を得ず容し。必ず能く遍く道を修する者有ること無し。異の根性の道は修すること能はざるが故に、自の根性に於て修することを得容しと雖も、百千分中一を起さざるが故に。見道の位に未だ遍く集を斷ぜず、未だ遍く減を證せずと雖も、而も當位に於て斷集證滅、其の事已に周し、道類智の時、道諦に迷ふの惑の諸の對治道は亦遍く修せず。種性の根に多くの品有るを以ての故に、此れに由りて三諦に於て世尊は邊の聲を説けり。契經の中に説くが如し。『有身苦邊、有身集邊、有身滅邊』と。曾て經に有身の道邊を説くこと無し。能修の道は邊際に至ること無きが故に、

四 此の世俗智は是れ不生の法なり。一切の時に於て起る容きこと無きが故に、此の起ることは身に依つて定んで不生の故なり。謂はく、隨信行、隨法行の身は依と爲りて此の智を引いて起すこと有る容し。見道の位に在りては、此れは生ず容きこと無し。故に此れは身に依つて住して不生法なり。依不生なるが故に此れは必ず不生なり。

る力なし。

【八】 三類智の後邊の俗智兼修(三四句)。見道の未來修は同類修なれども、亦異類修の場合も存することを明にせしもの。

【九】 未來の三類智の後邊に生ずる俗智、即ち所現觀邊の俗智を兼修す、世俗智は無始以來苦を知り、集を斷じ、減を證し來り、今無漏の類智を以て苦を知り、集を斷じ、減を證するもこれと同じきが故に三類智の後邊に一一世俗智を兼修するなり。

【一〇】 異説。

【一一】 三位の所修の勝劣。

【一二】 道類智現觀に世俗を得修せざる理由。

【一三】 俱舍論二六・一五左に「三、有説」とす。此の智とは世俗智といふ。世俗智は見道の眷屬なるが故に兼修するも、道類智は修道の攝にして類の別なるが故に俗智を兼修すること能はずとの意。

【一四】 世俗智は不生の法なり。(第五句前半)。三類智の現觀邊に世俗智を得修すといふも、その世俗智は現起するものに非ず、即ち不生法なり。蓋し見道は無漏智、世俗智は有漏智なるが故に、三類智の邊に世俗智は非擇滅を得して畢竟不生の法となるなり。

卷の第三十六

(辯智品第八の二)

第一項 見道位

何の位の中に於て、頓に幾ばくの智を修するや。且らく應に思擇すべし。何をか謂ひて、修と爲すや。謂はく、善有爲を習ひ、圓滿自在ならしむるなり。染無記に非ざるは、勝愛の果なきが故に、善無爲に非ざるは、相續に在らざるが故に、又無爲は無果の故なり。

已に修の義を辯ぜり。本の問を應に答ふべし、且らく見道十五心の中に於ては、頌に曰はく、

見道の忍智起るときは

即ち彼れを未來に修す

三類智には兼ねて

現觀邊と俗智を修す

不生なり自下地なり

苦集は四なり滅は後なり

自體の行相と境となり

唯加行の所得なり

論じて曰はく、見道の位の中に、隨ひて忍智を起すときは、皆即ち彼の類を未來に於て修す。然

も且さに自諦の諸の行相、念住を修するなり。

何に緣りてか見道は唯同類修なるや。所作と所緣と俱に定んで別なるが故なり。有るは説く、此

の種性は先きに未だ會て得ざるが故に」と。

唯苦集滅の三類智の時、能く兼ねて未來の現觀邊の俗智を修す。一一の諦の現觀の後邊に於て、

方に能く兼ねて修するが故に、斯の號を立つ。此れに由りて餘の位には、未だ能く兼ねて修するこ

と能はず。自諦の所爲は未だ圓滿せざるが故なり。有るは言く、「若し此れ法智の位に於て、修する

を應に説いて名けて、現觀中の俗智と爲すべし。經に應に現觀邊の名を立つべからず」と。

【一】 諸位に約して十智の得修を明すに就き、見道修道以下六項に分ちて述べ、今は見道に約して述べ。
【二】 修の意義。

【三】 見道の同類修(初二句)。
【四】 見道の八忍智を起すときは、未來の各類を得修す。

然るに行相と念住は自諦の四行相と四念住とを得修す。これらを同類修といふ。

【五】 見道の同類修なる所以。
【六】 異説、俱舍論二六・十五右の説なり。

【七】 この種性の善業は無始已來未だ得せず、見道の位に初めて今得するが故に、同類のみを得修して異類を得修す

修道は定んで七を成ず

離欲は他心を増す

無學の鈍利の根は

定んで九を成じ十を成ず

論じて曰はく、諸の異生の位と、及び聖の見道の第一刹那とは、定んで一智を成ず。謂はく、世俗智なり。第二刹那には定んで三智を成ず。謂はく、法と苦とを加ふ。第四と六と十と十四との刹

那には、次の如く後後に類と集と滅と道との智を増す。諸の未増の位は數を成ずること、前の如

きが故なり。修位の中に亦定んで七を成ず。

是くの如き諸位の、若し已離欲は、各各に一を増す。謂はく、他心智なり。唯異生の無色に生ず

る者を除く。然るに異生位と及び見道の中、唯俗の他心智を成就す可し。道類智の時具に二種を成

ず。爾の時初めて不還果を得するが故に、兼ねて無漏を得し、異體を成ずるなり。餘の修位の中皆

具さに二を成ず、無色に生ずれば便ち世俗を捨つ。

諸の時解脫は定んで九智を成ず。謂はく、盡智を加ふ。不時解脫は定んで十を成就す。謂はく、

無生を増す。

【七六】見道位(初四句)。

【七五】未曾の位とは第三第五第七等の刹那。

【七四】修道にても未離欲の位には、見道の如く七智を成就す。七智とは俗智、法智、苦智、類智、集智、漏智、道智をいふ。

【七三】離欲者(第七句)。

一是くの如きの諸位とは異生位、見道位、修道位をいひ、この三位の離欲者、即ち異生位と見道位とにありては、豫じめ有漏の六行觀にて欲惑を滅せしもの、修道位にありては、不還果に達せしもの、この離欲者は、前の七智の外に他心智の一を加へて八智を成就す。

第二項 特に俗智の縁境に就いて

願し一念の智の一切の法を縁すること有りや、不や。爾らず、豈に非我觀の智は一切の法を皆非我と知るに非ず耶。此れも亦一切の法を縁すること能はず。何れの法を縁せざるや。此の體は是れ何ぞ、頌に曰はく、

俗智は自品を除いて

總じて一切の法を縁す

非我の行相と爲す

唯聞思所成なり

論じて曰はく、世俗智を以て一切の法を觀じて、非我と爲す時も、猶自品を除く。自品とは、謂はく、自體と相應俱有の法となり、何が故に自體を縁じて境と爲さざるや。諸の對法者は此の因を立て、言ふ。諸法は必ず自體を待つこと無きが故に」と、即ち此の理に由りて相應を縁せず。相應と一境に轉ずるを以ての故に。相應を縁すと許せば便ち自ら縁することを許すべし。亦俱有の法を縁すること能はずとは、俱有の法は極めて相近きを以ての故なり。眼は眼根を扶くる色を見ざるが如し。契經には一刹那の智は、頌に一切の法境を知ること能はずと説く。契經に説くが如し。沙門婆羅門等の一切の法に於て頌に見、頌に知ること有ること無しと、義准するに唯漸く此の智は唯是れ欲・色界の攝なり。無色界の中に此の類有りと雖も、而も法を縁すること少く此の所明に非ず。此れは聞・思・修所成の慧に通ず。皆能く自品を除き、一切の法を縁するが故に。

第五節 十智と修行相の成就

已に所縁を辯じつ、復た應に思擇すべし。誰は幾ばくの智を成就する耶。頌に曰はく、

異生と聖の見道の

初念とには定んで一を成す

二には定んで三智を成す

後の四は一一に増す

【七二】 世俗智の非我觀。

【七三】 自體を所縁の境となさざる理由。

【七四】 世俗智の界繫及び三慧の別。

【七五】 修行者の修行の道程に於て、十智の中幾何を得るかを明す。

【七六】 初四句は凡夫位と見道位について明し、第五六句は修道位に就て、その後半は無學位に就て明すもの。

論じて曰はく、法智は能く九智を縁じて境と爲す。類智を除く。類智は能く九智を縁じて境と爲す。法智を除く。道智は能く九智を縁じて境と爲す、世俗智を除く、(そは)道の攝に非らざるが故なり。苦・集の二智は一一は能く二智を縁じて境と爲す。謂はく、俗と他心となり。世俗と他心と盡と無生との智は、皆十智を縁す。滅智は諸智を縁じて境と爲さず。唯擇滅を以て所縁と爲すが故なり。

第四節 十智の境に就いて

第一項 十智の縁境

十智の所縁に總じて幾ばくの法有りや、何の智は幾ばくの法を行縁の境と爲すや、頌に曰はく、所縁に總じて十有り

無爲とに各二有り

謂はく、三界と無漏と

類は七なり苦集は六なり

俗は十を縁す法は五なり

他心智は三を縁す

滅は一を縁す道は二なり

論じて曰はく、十智の所縁に總じて十法有り。謂はく、有爲法を分ちて八種と爲す。(即ち)三界

の所繋と、無漏有爲とは、各相應と不相應と有るが故なり。無爲を二種に分つ。善と無記との別なるが故なり。

俗智は總じて十法を縁じて境と爲す。法智は五を縁す。謂はく、欲界の二と、無漏道の二と、及び善の無爲となり。類智は七を縁す。謂はく、色と無色と無漏道の六と、及び善の無爲となり。苦

と集との智は各三界の所繋の六を縁す。滅智は一を縁す。謂はく、善の無爲なり。道智は二を縁す、謂はく、無漏道なり。他心智は欲と色と無漏との三の相應の法を縁す。盡無生智は有爲の八と及び

善の無爲とを縁す。

【一五】 法智の境。

【一五】 類智を除くは法智と類智はその性を異にすればなり。

【一五四】 類智の境。

【一五】 道智。

【一五】 苦智集智。

【一五七】 世俗・他心・盡・無生智。

【一五六】 滅智。

【一五九】 (一)總じて十智の境に幾種ありや、(二)別して、各智は幾くの法を所縁の境となすや。

【一六〇】 初二句は第一問に答ぶ。後の五句は第二問に答ぶ。

【一六一】 總じて十(初三句)。

【一六二】 心心所を相應法といひ、色及び不相應法を不相應といふ。

【一六三】 俗智は十(第四句前半)。

【一六四】 法智は五(第四句後半)。

【一六五】 類智は七(第五句前半)。

【一六六】 苦智集は六(第五句後半)。

【一六七】 滅智は一(第六句前半)。

【一六八】 道智は二(第六句後半)。

【一六九】 他心智は三(第七句)。

【一七〇】 盡無生智は九(第八句)。

無色に依らず、此れは欲界を縁するが故に。所餘の七智は九地を依と爲す。謂はく、下三無色と及び前に説ける六地となり。總じて説くことはくの如し。然るに差別有り、謂はく、此の所説の七種の智の中、類智は決して九地に依りて起る、苦・集・滅・道・盡・無生智なり。若し法智は六地を攝して依と爲さば、類智の攝は通じて九地に依るなり。

^{一五〇} 依身の別とは、謂はく、他心智は欲色界に依りて、俱に現前す可し。無色に依らず。彼れ自ら無きが故なり。下地の他心智を起さざるは、此の智は色に隨轉し、彼れ起る容きこと無きが故に。法智は但欲界身に依りて起り、上二界に非ず。此の智に入出する諸の有漏心は唯欲のみ有るが故に。又法智は色に隨轉し、所依の大種は唯欲繫の故なり。又此れは能く破戒の惑を起すを治す。破戒は唯欲にして上界に非ざるが故に、餘の八智の現起は、通じて三界の身に依る。

第二節 十智と四念住との相攝

已に性と地と身とを辯じたり。當に念住の攝を辯ずべし。頌に曰はく、

諸智の念住の攝は

他心智は後の三なり

滅智は唯是れ最後なり
餘の八智は四に通ず

論じて曰はく、滅智は法念住の中に攝在す。他心智は^{一五一}後の三心攝す。所餘の八は皆四に通ず。

第三節 十智相互の認識關係

是くの如き十智は、展轉相望して、一一に當に幾くの智を境を爲すと云ふべきや。頌に曰はく、

諸智互に相縁すること

法と類と道とは各九なり

苦と集との智は各二なり

四は皆十なり滅は非なり

【一五〇】 依身門（第五一八句）。

【一五一】 受・心・法の三念住をいふ。

等は寧ぞ能行に非ざらんや。故に能行の名は通じて取境に目く。故に應に受等も亦是れ能行なるべし。所行の名一切の有法に通ず。若しは實、若しは假皆所行の故に。

此れに由りて三門の體に寬狹有り、慧は行相と能行と所行とに通じ。餘の心心所は唯能所行にして、諸の餘の有法は唯是れ所行のみなり。其の理善く成ず。傾動すべからず。

第四章 十智に關する諸門分別

第一節 性と依地と依身

已に十智の行相の差別を辯じたり。當に性の攝と依地に依身とを辯すべし。^{一四七}頌に曰はく、

性は俗は三なり九は善なり

依地は俗は一切なり

他心智は唯四なり

法は六なり餘の七は九なり

現起の所依身は

他心は欲色に依る

法智は但欲に依る

餘の八は三界に通ず

^{一四八}論じて曰はく、是くの如き十智を三性に攝せば、謂はく、世俗は三性に通ず。餘の九智は唯是れ善なり。

^{一四九}依地の別とは、謂はく、世俗智は通じて、欲界乃至有頂に依る。他心智は唯四根本靜慮に依り、

近分靜慮と中間に依らず。此の智の所縁は極めて微細なるが故に。彼の地の道力微劣にして、他の相續中の現在微細の心心所法を了達すること能はず。亦無色に依らず、此の加行無きが故に、又通の性なるが故に餘地は依に非ず。五は通じて正觀等を所依とするが故に、法智は通じて六地を以て依と爲す。謂はく、未至と中間と四根本靜慮となり。餘の近分に依らず彼は唯有漏なるが故に。亦

【一四七】初句は三性を明にし、二―四句は依地を明し、五句以下は依身を説明す。

【一四八】三性門(第一句)。

【一四九】界地門(第二―四句)。

所行の境相に別有るが故に、實に十六有り。

^{一四二}是くの如き行相は慧を以て體と爲す。謂はく、唯諸の慧は境相の中に於て簡擇して轉ずるを名けて行相と爲す。豈に心心所は皆行相有りと言はずや。是の如く慧と慧と相應すること無し。如何にして慧は行相有り、行相有るに非ずと言ふ可きや」^{一四三}唯慧相應の心等を皆行相有りと言くるは、是れ

心心所等は所縁の品類相中に於て、能取の義有り、若し唯慧のみ行相の名を得るに依れば、則ち慧の餘の心心所法は、行相と等しくして行相有りと言くるなり。漏と等しきが故に有漏の名を得るが如し。是れ漏の體と同對治の義なり。是くの如く所餘の心心所法は、等しく行相とにも所縁を行す。是れ俱時に行して前後の義無し、或は心心所に行相有りとは、多く已知根の如く總じて行相有りと言くる。或は無間に依つて亦有の聲を説く。有所依の如きが故に過有ること無し。謂はく、心の如く

心所も皆有所依と名く、意識相應の諸の心所法は、所依の識と與に亦俱時に識の所依を生ず。唯無間滅の有行相の理も應に知るべし亦然り。「無間に滅する慧は現に於て何の能ありや」。此れは現に於て能有り、無間に滅する意の如し。若し爾らば應に受等は有受等の名を得べし。許すも亦違すること無し、然も辯ずる所に非ず。

^{一四四}慧及び諸餘の心心所法は、有所縁なるが故に皆是れ能行なり。^{一四五}此の能行の名は應に唯慧の行相の體に自くべきが故に。餘の心心所は既に行相に非ず、寧ぞ是れ能行ならんや、若し所餘を能行と名

くと謂はゞ、行相と相應して起るを以ての故なり。是れ則ち慧等の受と相應するを、應に能受と名くべし」と。此の語有りと雖も而も理は然らず。謂はく、慧を異門に稱して行相と爲す。能行は即ち是れ取境の別名なり。能行の言は偏へに慧を詮さんが爲めに非ず。寧ぞ受等の體は行相に非ざるを以て、便ち是の難を作さんや、應に能行に非ざるべし」と。境の中に於て慧は能く簡擇す、便ち

慧を説いて名けて能行と爲すことを許すが如く、既に境の中に於て想能く像を取り、識能く了する

【一四三】行相とは何ぞや（第二句）。

【一四四】通難。

【一四四】能行及び所行（三四句）。

【一四五】難。

【一四六】通難。

ならざるを治せんが爲めの故に滅の行相を修し、涅槃は呪詛を被むるが如く、遂に殄滅を致す、是れの弊壞なりと執する論を治せんが爲めの故に、妙の行相を修し、解脱は還つて見を退すと執するを治せんが爲めの故に、離の行相を修し、解説道無しと執するを治せんが爲めの故に道の行相を修し、苦行は是れ眞の道なりとの見と、及び眞道を是れ邪なりと誇る論を治せんが爲めの故に、如の行相を修し、道を修せず、生死自ら淨く、及び世間の離染は是れ眞道(なりと執する)を治せんが爲めの故に行の行相を修し、嘗て永く染を離れざる道に遭ひ、誑惑せられ、眞の聖道に於て亦敬せざるを治せんが爲めの故に、出の行相を修するなり。

所行の境の相に別有りと言ふは、苦聖諦に四相有り、一には非常、二には苦、三には空、四には非我なり、生滅有るが故に非常なり。逼迫の性なるが故に、聖心に違するが故に苦なり。主宰無き故に空なり、我相に違するが故に非我なり。

集聖諦に四相有り、一には因、二には集、三には生、四には縁なり。能生の法なるが故に因なり。多種有るが故に集なり。恒に^二孳産するが故に生なり。各別に助くるが故に縁なり。

滅聖諦に四相有り、一には滅、二には靜、三には妙、四には離なり。衆苦を息むるが故に滅なり。

三有爲相、三火滅するが故に靜なり。有餘師の説く、「衆苦息むが故に靜なり」と、説くが如し。『苾芻は、諸行は皆苦なり。唯涅槃有りて最も寂靜と爲す』と。善なるが故に、常なるが故に、妙なり。一切の災患永く脱解するが故に、極めて安穩なるが故に離なり。

道聖諦に四相有り、一には道、二には如、三には行、四には出なり。能く通じて諸法の性相を尋求し、解脱に至るが故に道なり。倒轉すること無きが故に如なり。如實に趣くが故に行なり。有餘師の説く、「定んで能く趣くが故に行なり」。説くが如し、「此の道は能く清淨に至り、餘の見は必ず清淨に至る理無し」と。一向に趣くが故に」と。決して能く至るが故に出なり。是くの如く所治及び

【三】十六行相と所行の相。

【三】苦諦下の四行相。

非常(Anitya)苦(Duḥkha)空(Sūnyā)非我(Anātmanā)。

【三五】集諦下の四行相。

因(Hetu)集(samudaya)生(ṅrahaṅga)縁(Pratyaya)。

【三六】孳産(ṅrasavaṅga)とは増生すること。

【三七】滅諦下の四行相。

滅(Nirodha)靜(Santa)妙(Pragīta)離(Nirvāṅga)。

【三八】三有爲相とは生・異・滅の三相、三大とは貪瞋癡の三。

【三九】異説。

【四〇】道諦下の四行相。

道(Marga)如(Nyaya)行(ṅripada)出(Nairāṅga)。

【四一】異説。

故に、第一の故に、能く清淨なるが故に、能く解脱するが故に、能く出離するが故に、惑の故に、疑の故に、猶豫の故に、貪の故に、瞋の故に、慢の故に、癡の故にとは、不如理の所引の了別なり」と。此れを除きて餘の行相の有る容きこと無し。此れに由りて是の處有りとを言を説かず。皆顛倒して轉ずるに由りて、是の事有りと言はず。故に淨行の相は十六を越ゆること無し。理と教と違ふること無く、傾動す可からざるなり。

第三節 十六行相の實體、能所等に就いて（十六行相の説明）

言ふ所の行相に十六有りと、但だ名の別と爲んや。實に亦異り有りや。何を行相と謂ふや、能行なりや、所行なりや。頌に曰はく、

行相は實には十六有り

能行に所縁有り

此の體は唯是れ慧なり

所行は諸有の法なり

論じて曰はく、有るは説く、「行相の名は十六なり」と雖も、實事は唯七なり。苦諦の境を縁じて四倒を治するが故に、名實俱に四なり。（餘の）三諦の境を縁するは、名は四なれども、實は一なり」と。如是の説は實も亦十六なりといふ。所治と所行の相に別有るが故に。所對治の相に別有ると言ふは、常見を治せんが爲めの故に、非常の行相を修し、樂の諸行を治せんが爲めの故に、苦の行相を修し、我所見を治せんが爲めの故に空の行相を修し、我見を治せんが爲めの故に非我の行相を修し、無因論を治せんが爲めの故に因の行相を修し、自在等の一因論を治せんが爲めの故に集の行相を修し、轉變因常因論を治せんが爲めの故に生の行相を修し、知を先きと爲す能生論を治せんが爲めの故に縁の行相を修し、自在に歸するを涅槃と爲すの論を治し、諸蘊永く滅する是れ涅槃なることを顯はさんが爲めの故に、滅の行相を修し、自體を執して、所有の解脱は是れ雜染の惑苦にして正見

【二六】十六行相に就いて、(一)十六の實體、(二)行相とは何ぞや、(三)能行なりや、所行なりやと問ふもの。
【二七】第一句は初問に答へ、第二句は第二問に答へ、第三句は能行を明じ、第四句は所行を明す。
【二八】十六行相の實體（第一句）。
【二九】異説。
【三〇】苦諦の下の四行相は常樂我淨の四顛倒を對治するが故に、名、體俱に四あり。餘の三諦を縁するものは、各四なれど、體は唯一にして、その行相は集滅道に外ならざれば、總じて七となる。
【三一】正義。
【三二】十六行相と所對治の相。

「若し爾らば應に至教と相違すべし。説くが如し。『身に於て循身觀に住するを、應に法智と言ふべし、乃至廣説』と、又説く、『老死を觀するに、應に是の四智は俱に相違せずと言ふべし』と。且らく初めに説く所は、法智等は十六行相を離れて循身觀に住し、身を觀じて身と爲すことを顯はすに非ず。但だ如實に觀じて非常等と爲すは、我れ先きに已に共相の行相は亦一と實との自相を以て境と爲すことを許せり。故に彼の所説は我れに於て違すること無し。彼の老死の聲は總じて取蘊に目く。五取蘊を觀じて非常等と爲す。是れ四智の攝なり。何の相違する所ぞ。若し爾らば樂受を受くる時、如實に樂受を受くと了知すと説くが如く、如何が是れ法と類と世俗道の智に攝なるや。此れ應に思擇すべし。受の現在の時必ず了知せず。自ら緣ぜざるが故に。亦去來を了知すと説く可からず、去來は受樂の時と名けざるが故に、而も契經に説く、『樂受を受くる時、如實に樂受を受くと了知す』と。故に知る、此の説は別に密意有り。此の密意を釋すれば盡・無生の如し。謂はく、出觀の後の時に方に此の行相を起すなり。故に無漏の行相は十六を越えて外に無し。

【一〇】一類有りて言はく、「十六に越ゆる有り、本論に説くが故なり」、本論に言ふが如し、「頗し」不繫心の能く欲界繫の法を了別するもの有り耶、曰はく、能く了別す。謂はく、非常の故に、苦の故に、空の故に、非我の故に、因の故に、集の故に、生の故に、緣の故に、是の處り有り。是の事有り、(是れ)如理の(作意の)所引の了別なり」と。

【一一】此の證は成ぜず、論意に迷ふが故に。論は不繫の行相の衆多なることを顯はし、中に於て欲界繫を緣する者有り、有る容きに依り、「是の處の有り」の言を説き、「是の事有り」の言は、顛倒無きことを顯はす。即ち此れに由るが故に餘には此の言無し。謂はく、彼の論の中に復是の説を作す、頗し見斷の心の能く欲界繫の法を了別すること有り耶、曰はく、能く了別す。謂はく、我の故に、我所の故に、斷の故に、常の故に、無因の故に、無作の故に、損減の故に、尊の故に、勝の故に、上の

【一〇】一類の説。(第二句)、俱舍論二六・九右には外國師の説として引く。

【一一】識身足論六(大・二六 E.11)參照。

【一二】不繫心とは三界の繫を離れたる心の義にて、無漏心のことなり。一類の説に従へば、識身足論の中に、八行相の外に是の處有り、是の事有りの二行相を説くが故に、十六行相の外にも無漏の行相あるべきなりと。

【一三】是の處有りとは是の相有りの意。

【一四】是の事有りとは是れ因なりの義。

【一五】評破。

成するに非ざるが故に。十四を離れて有りと謂ふは密説に依るなり。我が生は盡きたり等を盡・無生智と爲すと計す。彼れを遮するが故に十四を離れて無しと説く。餘は極成せず、寧ぞ此れを對遮せんや。若し爾らば既に無漏の他心智有り、應に十六を越えて無漏の行相有るべし。謂はく、他心智は皆一と實との自相を以て境と爲し、道等の行相は皆聚集の共相を以て境と爲す。彼れと此れと既に殊りて十六を離れて決定して別に無漏の行相有ることを知る。定んで許すに非ざるが故に、「難する所は然らず。謂はく、我が所餘は決定して共相の行相は但だ聚集を緣すと許すに非ず。受と心との二念住有りと許すが故に、一受の體は是れ非常なりと觀するが如し。此の智生する時、共相の行相を以て一と實との自相を觀じて、境と爲すこと極成す。是くの如く寧ぞ無漏の他心智を、共相の行相を以て一と實との自相を緣すと許さざるや。謂はく、他心は是れ眞なりと知る。道等は即ち一と實とを緣す。是れ道等の相なり。若し「應に受と心念住の總じて三世所有の受心を緣じ、非常等の無相行相と爲すが如く、無漏の他心智も亦總じて三世を緣す。他の無漏心等は道等の行相と爲すべし。便ち自宗の他心智起り、唯現在の「一と實との自相を緣するに違す」と謂はく、此れ亦然らず。加行異なるが故なり。此の智の加行は他の現の能緣の心の有貪等の別を知らんと欲するが爲めなり。非常等を修する念住の加行は總じて諸の有漏法を厭背せんが爲めなり。前の加行の勢力の殊り有るに由りて、成滿するに至る時、現じて總じて別を緣す。是の故に相例すべき過有ること無し。若し非常は受の自體に非ず、故に應に受を觀じて非常と爲す時、一と實との自相を緣じて境と爲すに非ず」と謂はく、寧ぞ此れを引いて、他心智に喩るべけんや。則ち彼れは應に受は非常に非ずと許すべし。應に受に非常觀を起すべからず。受と心と其の體各別にして、必定して受を觀じて心と爲すこと有ること無きが如し。即ち受を觀じて以て非常と爲すと雖も、而も一物に多體有るの過無し。領納と非常と體別無きが故に、損益等は領納を離るゝに非ざるが如く、所餘の行相の餘法も亦然り。

しものなり。
 【二七】對法師の説。(第一句)俱舍論二六・九右には迦濕彌羅國の論師の説とす。即ち有部の正義なり。
 【二八】難。
 【二九】右の難を通ず。

る所なり。見道と無間道との中に在らず、餘は遮せざる所なり。應の如く有る容し。

【二】盡・無生智は空と非我とを除きて、各具さに餘の十四の行相有り。出觀の心と轉た相違するに由るが故に。觀中に在りて二の行相無し。謂はく、二智従り出觀の後の時に、必ず自ら我が生(已に)盡きたり等と了知するなり。此の中の意の説く、盡・無生智は是れ勝義なりと雖も、而も世俗に涉る。我が生盡きたり等とは、是れ世俗なるが故に、空・非我は是れ勝義にして必ず勝義に涉る。此の觀の後決了して空・非我を知るが故に。此れに由りて二智は空・非我を離るゝなり。

第二節 無漏智と十六行相

【二五】無漏は此の十六を越えて、更に是れ所餘の行相に攝むるもの有りと爲んや、不^二や。頌に曰はく、

淨は十六を越ゆること無し

餘は有と説く論に(あるが)故に

【二七】論じて曰はく、對法の諸師の類の説く有り。「十六の無漏の行相を越ゆること無し。此れを離れて所餘の得可からざるが故に」と。「豈に盡・無生智は必ず自ら我が生盡きたり等と了知すと説くことと有らずや」此れ相違せず、前に已に説きしが故に。謂はく、前に已に説けり。無漏觀の後世俗智の中に此の行相を作す、無漏智に非すと。此の行相轉じ、盡無生に由りて俗智を引起す。功を本に推して彼れ了知すと云ふなり。故に此の智は空・非我を離ると許す。本の意業の力は此の二智をして後に必ず、「我が生盡きたり」等を引生せしむ。觀に由りて内に此の行相轉ずるに非ず。後時に於て此の行相を起さしむるなり。我等の行相の觀内に無しと雖も、而も不遇に由りて自ら解脱を證す。義は此の位に必ず已に「應に我生盡きたり」等の行相の勢分有るべしと言ふなり。先づ世俗の行相の引生に由りて、能く後時の世俗の行相を引く。故に十四を離れて盡無生無し。若し此れは「應に十六を離れて無しと言ふべし」と謂はど、此れは理に應ぜず、十四を除いて餘に盡無生有ること極

【二】他心智は他心の對境を緣せず、若し緣すとせば、その對境には色等もある故に他心智といはれず。亦他心の能緣の行相を知るとせば、却て自ら自身の能緣の心を緣ずることとなる。自心は是れ他心の行相なればなり。

【三】他心智の一般的決定相

【三】他心智の制限をめぐ

(一)界繫よりせば三界中欲色の二界と無漏(非所繫)とのみにして無色には通せず、他心智は上地を知り得ざればなり。

(二)他身を緣じて自身を緣ぜず、(三)ただ同類心のみを緣じて、(四)唯他人の心所のみを緣じて他を緣ぜず、(五)唯一事のみを緣ぜず、(六)實法を緣じて假法を緣ぜず、(七)自相のみを緣じて共相を緣ぜず

(八)空・無相の三昧に相應せず、(九)他心智は見の性なれば、盡智無生智に攝せず。

(十)見道の中に他心智なし。

(十一)無間道は斷惑を司るものなれば、同じく他心智なし。

【二四】盡智無生智の行相(九一〇句)

【二五】十六行相の外に無漏智有りや否やを明す。

【二六】前句は有部の正義として、十六行相の外に無漏智なしと述べ、後句は異説としてその他にも無漏智ありと述べ

すべし。世智には此れ有り、及び更に餘有り、能く一切の法の自共相等を縁するが故なり。謂はく世俗智は或は具さに十六行相を作すこと有り。煖・頂・忍等の位の中に於けるが如し。或は具せざる有り、世第一の如し。重ねて三摩地と及び現觀邊世俗智等なり。或は別して非聖の行相を作すこと有り、不淨觀・息念慈等の如し。俗智は此等の行相無邊なり。

苦等の四智は一一各自諦の境の四種の行相を縁すること有り。他心智の中には、若し無漏ならば、唯道の四種の行相を縁すること有り。此れ即ち道智の一分の攝なるが故なり。若し有漏ならば、自の所縁の心心所の法の自相の境を取るが故に、境の自相の如く、行相も亦爾なり。故に此れは前の十六の所攝に非ず。

是の如き二種は一切時に於て、一念に但だ一事を縁じて境と爲す。謂はく、心を縁する時は、心行を縁せず、受等を縁する時は想等を縁せざるなり。

「若し爾らば何の故に 薄伽梵は『如實に有貪心等を了知す』と説けるや」。俱時に貪等及び心を取るに非ず。俱時に衣及び垢を取らざるが如し。有貪心等の三は、對心相心解脫處は已に差別を辯ぜり。

如何が他心智に行相所縁有るに、而も所縁行相を觀ぜざることを説くや、他心の所縁の所相を觀ぜざるを以ての故に。謂はく、但だ彼れの有染等の心を知りて、彼の心の所染の色等を知らず。亦彼れの能縁の行相を知らず、爾らずんば、他心智は亦應に色等をも縁すべく、又亦能く自ら縁する失有るべし。無漏の他心智は應に苦等の境を縁すべし。是れ則ち亦應に空と無相との相應を許すべし。既に然ることを許さず、二を觀ぜざるを知るなり。

諸の他心智は決定の相有り、謂はく、唯能く欲色界繫及び非所繫、他相續の中の現在の同類の心心所の法の一と實と自相とを(取りて)、所縁の境と爲す。空と無相と相應せず、盡・無生の攝せざ

【一〇】世俗智(第三句)。世俗智は煖・頂・忍位に於て十六行相あり、更に五停心別總念住等に於て、一切法の自共相を縁するが故に「此れあり、更に餘あり」と云ふ。

【一〇三】四諦智(第四句)。

【一〇四】他心智(五十八句)。

【一〇五】この有漏他心智は前の無漏の十六行相の所攝にあらず。

【一〇六】他心智の能縁。

【一〇七】難。

【一〇八】中阿含八〇迦絺那經

【一〇九】(大・一・533)參照。

難意は他心智は例せば唯一受を縁じ、而もその一受を縁する時は想等を縁すること無しといはば、今の中阿含の文に見るに「如實に有貪心等を了知す」と説けるは、これ貪と心と俱時に縁するの意に非らざるやと。

【一一〇】釋答。貪の心所と心所とを別々にとるも、ただその時間の極めて短きために同時の如く思はるのみ。

【一一一】他心智の所縁。

【一一二】答。

欲を縁じて苦集智生じ、唯能く心をして欲界の染を離れしむ、欲界の法を縁じて滅道智生じ、普ねく能く心をして三界の染を離れしむ、故に滅道法智品の増して、乃し、金剛喻定を成ずることを得るに至ることを許す。此れに由りて大聖は妙善に了知して、全治門に依りて法類智を立つ、法智は少分上を治するの能有り、類智は必ず能く欲界を治すること無し、要す自界に於て所作已に周く、方に兼ねて他界の所作を爲す可し。諸の類智は己が事成ずる時、他事未だ成ぜず、助を須ふるの義有るに非ず。故に類智は欲界の法を治すること無し。豈に第十六の道類智生じ、此れに乗じて便能く欲界の惑を治せずや。將に欲惑を斷ぜんとするに類智は行ぜず。設ひ現行を許すも自界の障に由りて拘礙せらるゝが故に、必らず勢力の能く他の法智の所作を助成すること無し。此れに由りて類智は能く欲を治すること無し。

第三章 十智の行相に就いて

第一節 行相の差別

^{九八}此の十智の中に於て、誰は何なる行相を有するや。^{九九}頌に曰はく、

法智及び類智は

世俗は此れと及び餘なり、

他心智の無漏なるは

有漏は自相縁なり

盡と無生とは十四あり

^{一〇〇}論じて曰はく、法智と類智とは、一一に具に非常苦等の十六行相有り、十六行相は後に當に廣く釋

行相俱に十六なり

四諦の智は各四あり

唯四あり謂はく道を縁するなり

俱に但だ一事を縁す

謂はく、空と非我とを離す

【九八】 十智の行相の差別を明す。

【九九】 初二句は法智、類智、第四句は四諦智、五―八句の四句は他心智、最後の二句は盡智無生智に就いて述ぶ。

【一〇〇】 法類智(初二句)。

はく、盡智は無生智を因と爲すが故に生ずるに非ざる有り。無生智は盡智を因と爲すを以ての故に起らざること無し。

第四節 法智類智の對治に就て

^{九五}上に既に言ふが如く、法智、類智は全く能く欲と上界との法を對治するや、少分の上と欲とを治すること有りと爲ん耶。頌に曰はく、

滅道を緣ずる法智は

修道の位の中に於て

兼ねて上の修斷を治す

類は能く欲を治すること無し

^{九六}論じて曰はく、修道所攝の滅道の法智は、兼ねて能く上界の修斷を對治す。欲界の法に望むれば、四諦の法智は全く能く欲を對治す。見斷の法智は亦對治を持するが爲めの故に、能治所治皆全の名を得、上に望めて俱に缺くるを、俱に少分と名く。

何に緣りてか唯滅道の法智有り、兼ねて上界を治して苦集に非ざる耶。所緣の寂靜出離同じきが故に、謂はく、欲と上との滅及び能治の道は、展轉相望するに、相別無きが故に。諸の擇滅は皆善にして皆常なるを以てなり。一切の聖道は皆能く出離す。所緣の苦集は欲と上と同じからず。少多・細麁・上下の別あるが故に。又苦集の智は所緣の境を緣じ、彼れを厭うて、此れに於て離貪す容きこと無し。理として此の地を厭ふ時に、此の地の煩惱を斷す。若し異厭異離貪を許さば、應に異離貪・異解脫なるべし、若し色・無色界を厭はずして、而も能く彼の界の貪を離れて厭を習ふことを許さば、貪を離るゝの理則ち應に壞すべし。滅道の二智は厭境を緣ぜず。下を緣じ、上を治するも亦過失無し。又不淨觀及び涅槃を欣ぶ欲の如し、謂はく、不淨觀は欲界の境を緣じ、唯能く心をして欲界を厭背せしむ、涅槃を欣ぶ欲現在前する時、普く能く心をして三界を厭背せしむ。是くの如く

【九五】 上説の如く、法智は欲惑を對治し、類智は上の惑を對治する智なるが、修道に屬する滅道法智は亦上欲をも治する力あるを明さんとするなり。

【九六】 修道位の滅道法智は欲界の法を治するのみならず、上界の修斷をも治す。

【九七】 何故に修道の滅道の法智は兼ねて上界を治するに苦集法然らざるかを問ふ。滅道は所緣の相同じく、苦集は所緣の相異なるが故なりと答ふ。

本修行の時、定んで斯くの如き要期意樂を起す、謂はく、「我れ當に阿羅漢を證すべき時、要す應に此の自ら審察する智を起すべし」と。故に今觀を出づれば此の智必ず生ず。此れをして生ぜしむる所起の智に、應に隨ひて盡と無生の名を建立せんが爲めなり。即ち後智の生の所依止の義なり。故に此の釋は理必ず應に然るべしと言ふなり。

是くの如きの十智互に相攝すとは、謂はく、世俗智には一の全と一の少分とを攝す。法類智には各一の全と七の少分とを攝す。苦集滅智には各一の全と四の少分とを攝す。道智には一の全と五の少分とを攝す、他心智には一の全と四の少分とを攝す。盡無生智には各一の全と六の少分とを攝す。

第二節 十智建立の理由

何に緣りて二智を建立して十と爲すや。頌に曰はく、

自性と對治と

行相と行相の境と

加行と辨と因圓とに由るが故に

十智を建立す。

論じて曰はく、七緣に由るが故に、二を立て、十と爲す。一には自性の故に、世俗智を立つ。世俗智を以て自性と爲すが故なり。二には對治の故に、法と類との智を立つ。全く能く欲と上界とを對治するが故なり。三には行相の故に苦と集との智を立つ、此の二智の境の體に別無きが故なり。

四に行相と境との故に滅と道との智を立つ。此の二は行相と境と俱に別有るが故なり。五には

加行の故に他心智を立つ。此れは他の心所法を知らざるには非ず、本加行を修するは、他の心を知らんが爲めなり。成滿の時亦心所を知ると雖も、而も加行に約するが故に他心智の名を立つ。加行

は前に已に具に分別せしが如し。六には事辦の故に盡智を建立す。事辦の身中に定んで初めに生ずるが故なり。七には因の圓かなるが故に無生智を立つ。一切の聖道を因と爲して生ずるが故に。謂

【八一】 十智の相攝。

【八二】 世俗智の全分と他心智の少分有漏の他心智を攝す。

【八三】 法類智は法智類智の各全分と苦集滅道盡無生他心の七智の少分とを攝し、四智は各の全分と法類盡無生の四の少分とを攝し、道智は自の全分と法類盡無生他心の五智の少分とを攝し、他心智は自の全分と法類道世俗四智の少分を攝し、盡無生二智は自の全分と苦等の四及び法類の六智の少分とを攝す。

【八四】 十智建立の理を明す。

【八五】 世俗智。

【八六】 法類智。

【八七】 苦集智。

【八八】 滅道智。

【八九】 「此の二」とは滅智と道智にて、滅智は滅諦を觀じて滅靜妙離の行相を作し、道智は道諦を觀じて道知行出の四行相を作す。境と行相と共に別なり。

【九〇】 他心智。

【九一】 盡智。

【九二】 事辦の身中所作の事の全く辯じ已れる無學の身中といふこと。

【九三】 無生智。

の智は眞實にして他心を照見すること、明珠の中の種々の色縷の如く、差別の相了然として得可し、是れを世俗の他心智の加行を修すと名く。若し無漏の他心智を修する時、非常等の苦智を觀するを以て加行と爲す。此の加行位は通じて色心を緣じ、成滿する時に至りて心を緣じて、色に非ず。又加行の位に自他の心を緣じ、成滿する時に至り、他を緣じて、自に非ず。

第二節 特に盡智無生智に就て並に十智の相攝

盡と無生智の二の相は何なる別ありや、頌に曰はく、

智の四聖諦に於て

我已に知る等と

應に更に知るべからず等と知るとは

次の如く盡と無生となり

論じて曰はく、本論に説くが如し、云何が盡智なるや。謂はく、無學の位に、若し正しく自ら我れ已に苦を知り、我れ已に集を斷じ、我れ已に滅を證し、我れ已に道を修すと知る。此れに由りて所有の智と見と明と覺と、解と慧と光と觀と、是れを盡智と名く。云何が無生智なるや。謂はく、正しく自ら我れ已に苦を知る、應に更に知るべからず。廣説乃至、我れ已に道を修す、應に更に修すべからずと知る。此れに由りて所有廣説乃至、是れを無生智と名くと。

本の意樂に由りて二智轉する時、力能く是くの如きの解智を引起す。無漏に於て二智轉する時には非ず。是くの如きの解を作すことを無分別の故に。謂はく、二智より出でて後得智の中に、方にはくの如き二類の分別を作す。此の二の分別は二智の後に生ず、是れ盡と無生との力の所引なるが故に。此の二の俗智は是れ彼の士用果なり。故に二の果を擧げて二智の差別を表はす。理として必ず應に然るべし、「此れに由りて」と説くが故に、此の義の爲に「此れに由る」の聲を説くに依り、即ち是れを此の所有の智の義と爲すなり。爾らずば應に「是くの如き所有」と言ふべし。諸の觀行者は

【七四】佛。他心智は心王心所を知る。

【七六】脇尊者の説。

【七五】他心智の加行を明す。

【七八】品類足論の敘述。

【七九】品類足論一(大・二六(四九))。

【八〇】盡智を明す。

【八一】無生智を明す。

【八二】解智生起の所以。

して第十六心に至る。此の心を知ると雖も、見道を知るには非ず。是の故に、彼は唯二念をのみ知ると説くなり。

麟喩の法分は加行若し満ずれば、彼の見道の初二念の心を知る、若し更に類分の心知らんが爲めの故に、別して加行を修す。加行の満するに至れば、彼の第八の集類智の心を知る。有餘師の言はく、「第十五を知る」と。有るは説く、「麟喩は四刹那を知る。謂はく、初二心と第八と十四となり」と、此の言は理に應ず。所以は何ん。初二念心を知り已りて従り、唯五念を隔て、第八心を知ることと許せばなり。若し復更に法分の加行を修し、五念の頃を經ば、加行應に成すべし、何ぞ第十四念を知ることと許さざるや。有餘亦説く、「四刹那を知る。謂はく、初二心と第十一と二となり」と、

佛は一切の殊勝の功德に於て、欲に隨ひて現前す、心自在なるが故なり。十五念に於て能く次第に知る、佛世尊は三無數劫に精勤し、無量の資糧を修習するを以てなり。故に難思殊勝の妙智を獲、大勢用を具し、欲に隨ひて能く知るなり。

此の智生じ、亦心所を知ると雖も、然も加行を修するは本心知らんが爲めなり。空處等を他心智と名くるが如し。脇尊者曰はく、此の智を引いて生ずるは、要す先づ心を知り、後に方に所を知る。初めに従つて但だ他心智の名を立つるなり。

此の智を引く時、何なる加行を修するや、先づ應に身の顯形、所樂の言音が心の差別を表はすことを觀察すべし。謂はく、彼の行者、初め業を修する時、審に他心の差別を知らんと欲するが爲めに、先づ審に自身の顯形、所樂の言音は何に因りて別有りやと觀察す、遂に顯等の差別は心に由ることを知る。次に復審に他身の顯(形)等も亦、心の異りに由りて差別の生ずる有ることを觀す。此れに由りて後の時、離欲の身意調柔清淨にして勝定を引いて生ず。定の發生に依りて威德智有り、此

【六六】 三乘の他心智(六一八句)。

【六七】 中下の二乘とは聲聞と獨覺。

【六八】 一有情の見道に入る時の心を知るためには、聲聞と獨覺とは加行を修す。されど聲聞は唯苦法智忍、苦法智の初二念を知るのみにして、それ以上と及ばず。第三念は類分にして法分と異るが故に、法分を知るだけの加行にては知ること能はず。更に類分をも知らんとして、新に加行を起しつづある中に、相手は更に觀智を進めて十三念を經、第十四念に加行を満するが故これを知らんとするも、相手は已に第十五心を終りて修道に進む故に二念以上は知ること能はざるなり。

【六九】 麟角喩獨覺。獨覺は聲聞の如く法分の初二念を知り、更にこの類分を知らんとして、新なる加行を起すに、聲聞よりも早く向ふの方に、第八集智まで進む間に、その加行満ずることを得、これによりて初二念と第八集類智の三念を知ることを得るなり。

【七〇】 異説。

【七一】 異説(二)。

【七二】 評釋。

【七三】 異説(三)。

の所應に隨つて能く下地の三根の心品と。自地の下根を知る。中品も亦自地の中品を知る。上品は總じて自の下地の三を了す。無漏の下根の他心智起り、唯自地と下地の下根を知る。中も亦中を知り、上は兼ねて上を知るなり。

何に緣りて有漏無漏智生じ、下地を知る心に多少異り有るや。有漏の三品は一身成す可し。無漏は根に隨つて聖者の別を立つ。尙一の三品の根を成ずること有ること無し。況んや三を成ずること有らんや、故に差別有り。

如何んが一補特伽羅が九品の道を成じて九品の惑を斷ずることを説くや。此の道の差別は根に異り有るに非ず。因漸く長するに由りて、後に道轉増し、次の如く能く多品の惑をして斷ぜしむ。或は諸の種性に各九品有り、一の九品を成じて、必ず餘を成ぜず、故に前後の言相違の失無し。故に上地に依りて下根の心を起し、上根の心下地に依りて起る有り。地と根互に勝れて、必ず相知らず。地位と位根を相對するも亦爾り。

此の他心智去來を知らず、本能縁の心心所法を知ると爲すが故に、法と類との二品は互に相知らず、此の二は次の如く、欲と上界との全分の對治のみを以て、所縁と爲すに由るが故なり。

此の他心智は見道の中には無し、總じて諦理を觀じて、極めて速に轉するが故なり。然も皆他心智の境と作る容し。

三乘の聖者が此の智を起す時、中下の二乗は必ず加行を須ふ。聲聞の加行は或は上、或は中なり。譬喩は但だ下品の加行を須ひ、佛は加行無く、欲に隨つて現前す。若し諸の有情の將に見道に入らんとするに、聲聞と獨覺は預じめ加行を修す。彼の見道の位の心を知らんと欲するが爲めなり。彼の諸の有情の見道の位に入るに、聲聞の法分の加行の若し滿すれば、彼の見道の初二念の心を知る。若し更に類分の心を知らんが爲めの故に。別して加行を修す、加行の滿するに至りて、彼は已に度

【六〇】 有漏無漏智の下地を知る多生の異有る理由。

【六一】 九品の道の九品の惑を斷ずる所以。

【六二】 他心智と三世。

【六三】 法類智。

【六四】 法智品の他心智は欲界の見惑修惑の對治を境とし、類智品の他心智は上二界のそれを境とするものにて、その性質異なるを以て互に知らず。

【六五】 他心智と見道位。見諦の觀は共相の理を總觀するものなるも、他心智は一有情の一到那の心を別縁するものなり。又見道は更に轉じて他心見道位にはなし。但し見道の心も他心智の所縁とはなるの

して、他の有漏の心心所を知ること能はざるが故に。

「他身の無漏の心心所法は、細の故に、勝の故に、己れの有漏は他心智の境に非ざること、其の理然る可し。何に緣りてか^{四九} 己身の無漏の他心智は、他の有漏の心心所を知ること能はざるや」有漏の境に於て無漏智生じ、行相所緣此の智と異なるが故に、謂はく、無漏智有漏を緣する時、必ず是れ總じて厭背の行相を緣す。是の故に決定して別に他の心心所を緣じて、他心智を成ずること能はず。諸の聖智を以て有漏を緣する時、必ず所緣に於て深く厭背を生じ、總じて棄捨を樂しみ、別して觀ずることを樂しまず。無漏を緣する時欣樂を生ずるが故、既に總じて觀じ已り、亦別して觀ずるを樂しむ。有るが非所愛の事を見聞して、總じて緣じて便ち捨て、別して緣ずることを樂しまざるが如く、所愛の中に於ては則ち是くの如からず。總じて見聞し已つて亦別して緣ずることを樂しむ。是の故に他の有漏心等に於て、必ず聖智の一一別に觀じ、有漏心を緣じて無漏の他心智を成ずることなし。他心智は決定して他の心心所法に於て、別別に知るを以ての故に。「豈に亦三念住有りて苦集の忍智に攝せずや。有りて雖も而も但だ一法を緣するに非ず、多體を緣するが故に。」

又他心智に^{五二} 決定の相有り、謂はく、勝と去來の二世を知らず、并に法類品互に相知らず。^{七一} 勝(心)に復三有り、謂はく、地と根と位となり。^{五三} 地とは、謂はく、^{五四} 下地の智は上地の心を知らず、義として唯能く自地の下地を知る、^{五五} 根とは、謂はく、^{五六} 信解と時解脫との根の智は、見至と不時解脫との心を知らず。^{五七} 位とは、謂はく、不還と聲聞の應果と獨覺と大覺となり。前前の位の智は、後々の勝位の者の心を知らず。義唯能く自の下根の位を知るなり。然るに他心智及び所知の境は根と地と既に殊なれば、知も亦異り有り。^{五九} 所知の有漏の心心法の、曾未會の得に各十五有り、謂はく、欲の四靜慮は各下中上根能く知る。但だ欲界の三品を除き、曾未會の得に各十二有り、所知の無漏及び彼の能知は皆欲の三を除き各十二有り。且らく諸の有漏の曾未會得は、下根の所攝の他心智生じ、其

【四九】 己身の無漏の他心智に他の有漏の心心所を知る能はざる所以。

【五〇】 他心智の境界(三一五句)。

【五一】 決定の相とは一定の制限ありの意。

【五二】 三勝心。

【五三】 (一)地。

【五四】 他心智は色界四根本定によりて起る、その初定發の他心智は二定已上の心を知らざるが如し。

【五五】 (一)根。

【五六】 信解の他心智は見至心を知らず、時解脫の他心智は不時解脫の心を知らざるの意。見道位には他心智起らざるが故に、隨信行隨法行の他心智なるものなし。

【五七】 (三)位。

【五八】 不還果の他心智は羅漢、獨覺、佛の心を知らざるが如し。聲聞の應果とは羅漢のこと。

【五九】 有漏の心心所法の曾未會の得。

を觀じ已り、後の時復苦等の境を觀じ、樂等と爲す容きに由るが故に。又是くの如き世俗智を得已つて後、諦を緣する疑現行す容きが故に。

是くの如き六智の、若し無學の攝にして、見の性に非ざるものを、盡無生と名く。此の二の初生は唯苦集の類(智)なり。苦集を緣する六種の行相を以て、有頂の蘊を觀じて境界と爲すが故なり。

金剛喩定は若し苦集を緣じ、此れと境同じきも、滅道を緣するは異なる。若し爾らば豈に至教と相違せずや、説くが如し。『盡に於て初智有りて生じ此れ從り無間に能く自ら了達す』と。教に違するの失無し。此れは盡の言に於て、是の第七の聲有り、境の第七に非ざるが故に。謂はく、煩惱有りて餘り無く盡くすが故に、初智有りて生ずるも、此の智の生は盡を緣じて、境と爲すに非ず。何の違害する所ぞ、彼の言の意は、有惑の身中に此の智生すること無く、要す惑盡くすること有るを顯はす。

第三項 九智より十智に(特に他心智に就いて)

前の所説の九種の智の中に於て、頌に曰はく、
法と類と道と世俗とは
勝れたる地と根と位と
法と類と相知らず
法と類と相知らず

他心智を成ずること有り
去來世とに於ては知らず
聲聞と隣喩と佛と
二と三との念と一切とを知る

論じて曰はく、法と類と道と及び世俗との智の、他心智を成ずること有り、餘は則ち然らず。豈に道智は法類を離ること無からずや。應に但だ三は他心智を成ずと言ふべし。理實に是くの如し。他心智の但だ同類の境を知るを顯はさんが爲めの故に是の言を作す。謂はく、此の法類智は他の無漏の心心所法を知ること顯成せんが爲めなり。是れ道智の攝にして苦集智に非ず。無漏智は決定す。

【四二】 盡智・無生智。
【四三】 盡智無生智は四諦に對する智なるが故に、自體は法智類智なり。而してこの盡無生智は有頂地の四諦を觀察する時に初め生じ、その初めは苦諦下の非常と苦との行相、集諦下の四行相の六にして、有頂の五蘊を觀じ終りて生ずる故に初生は唯苦集の類智なりと云ふ。

【四四】 金剛喩定の境。金剛喩定は苦集の類智にて、有頂の四蘊を緣することも有り、又滅道の法智類智にて九地の滅道諦を緣することもあり、その中有頂の苦集諦を緣する時は、初念の所觀は盡智無生智と同じく、若し九地の滅道諦を緣する時は異なる。盡無生智の初念はただ苦集の類智のみなればなり。

【四五】 通難。
【四六】 前の所説の九智より、更に他心智を開きて十智となす。
【四七】 八句の中前二句は他心智を立つるの條件、三、四、五句の三句は他心智の限界、後の三句は聲聞・緣覺・佛の有する他心智の範圍を述ぶ。
【四八】 他心智(前二句)。

俗智と名く」と、有るは説く、「此の智は無始の時より來た、生死の身中に顯現して而も轉ず、此れに由るが故に世俗智の名を立つ」と。或は「諸有の中、流れに隨ひて絶ゆること無きを世俗智と名く、一切の時諸有に隨順して相續して轉ずるを以ての故に」と。或は復た此の智は一切の境に於て能く遍く映發して世俗の名を得、獨り能く遍く一切の法を緣するが故に。

後の無漏智を分ちて二種と爲す。法と類との二名は目くる所別なるが故に、此の二の名義は前に已に釋せしが如し。是れを二智の相別にして三を成すと名く。定心相應にして聖の行相轉するなり。

有漏と無漏との二智は何なる別ありや。無漏は境に於て行相明利なり。彼の有漏智は此れと相違す。煬地羅と餘木との二炭、燒煉せらるゝに於て勢用同じからず。及び勝劣の香の能熏の用別にして(又)炎鐵草火の熱勢に殊り有るが如く、二智相望する差別も亦爾り。或は俗智は後に増上慢を起すも、無漏は然らざるが故に差別有り。又世俗智は法類智と境に寛陝有るが故に差別有り、謂はく世俗智は遍く一切の有爲無爲を以て所緣の境と爲す。契經に「世俗智は能く遍く苦を知ること有り、廣説乃至、虚空と非擇滅とを遍知す」と説くを以てなり。故に亦非我の行相を以て總じて一切の法を緣じて境と爲す有り。契經に「諸行非常・一切法非我・涅槃寂靜」と説くを以ての故に。法智は但欲界の四諦を緣じ、類智は能く通じて上二界の四諦を緣す。此れに由りて、三智の境に差別有り。

第二項 三智を開いて九智とす

即ち是くの如き三種の智の中に於て、頌に曰はく、

法と類とに境の別なるに由りて

苦等の四の名を立つ

皆盡と無生とに通ず

初めは唯苦と集との類なり。

論じて曰はく、法智類智は境の差別に由りて、分ちて苦・集・滅・道の四智と爲す、何に緣りてか俗智も亦苦等を緣じ、苦等の行相を作し、而も苦等の智に非ざるや。彼れは先づ苦等の行相を以て苦等

【四】 異説(二)。

【五】 異説(三)。

【六】 法智・類智。

【七】 有漏無漏二智の差別。

【八】 煬地羅(Khandin)、櫛木。

【九】 法智類智の二を開きて八智と爲すことを明す。法智類智は總稱にして、更にこれをその境の差別によりて苦等の四智となし、彼此合して六と成し、その中更に無學に攝して見に非ざるものを盡智無生智と名けて別立して合して八智と名く。これに世俗智を加へて九智と稱す。

【一〇】 六智。

第二章 十智の相に就きて

第一節 十智の開展

第一項 二智三智

^{一六} 智に幾種有りや、相の別云何。^{一七} 頌に曰はく、

智に十あり總じては二有り

有漏と無漏との別なり

有漏は世俗と稱し

無漏は法・類と名く

世俗は遍く境と爲す

法智と及び類智とは

次の如く欲と上界との

苦等の諦を境と爲す

^{一八} 論じて曰はく、智に十種有り、一切の智を攝す。一には ^{一九} 世俗智、二には ^{二〇} 法智、三には ^{二一} 類智、

四には ^{二二} 苦智、五には ^{二三} 集智、六には ^{二四} 滅智、七には ^{二五} 道智、八には ^{二六} 他心智、九には ^{二七} 盡智、十

には ^{二八} 無生智なり。是くの如き十智は總じて唯二種なり。有漏に無漏との性差別するが故なり。

^{二九} 是くの如き二智の相に別に三有り、謂はく、世俗智と法智と類智となり。前の有漏智を總じて世

俗と名く。瓶衣等の物の性は毀壞す可く、俗情に顯在するが故に世俗と名く。此の智は多く世俗の

境を取るが故に、多く世間の俗事に順ひて轉するが故に、多に従つて世俗智の名を建立す。勝義、

順勝義の事を取りて轉すること無きには非ず。然るに是れ愛の境にして勝れたる功能の、内の衆惑

を息むること無きが故に無漏に非ず。或は復出世が世間を引發して世俗の名を得、體は即ち無智、智

彼れに隨屬して彼の智の名を得。意は此の名は有漏智に目くることを顯はすなり。

^{三〇} 有るは説く、「諸趣を名けて世俗と爲す、此の智多く是れ諸趣に往く、因を果に従つて名と爲し。

【一六】 十智を明すに先立ちて、先づ有漏・無漏の二智を開きて、世俗智、法智、類智の三智とすることを明せしもの。
【一七】 前四句は二智三智の名をあげ、後四句は三智の作用を明にせしもの。

【一八】 十智。

【一九】 世俗智(Samvīryū-jñāna, ElSammuti jāṇa)。

【二〇】 法智(Dharmas jñāna ElDhamma jāṇa)。

【二一】 類智(Arāya jñāna)。

【二二】 苦智(Duḥkha jñāna ElDukkha jāṇa)。

【二三】 集智(Saṃudaya jñāna ElSaudaya jāṇa)。

【二四】 滅智(Nirodha jñāna ElNirodha jāṇa)。

【二五】 道智(Nārga jñāna ElMarga jāṇa)。

【二六】 他心智(Pamecitta jñāna ElParu citta jāṇa)。

【二七】 盡智(Kāṣya jñāna ElKāṣya jāṇa)。

【二八】 無生智(Amuttāda jñāna ElAnupāda jāṇa)。

【二九】 二智。

【三〇】 三智。

【三一】 世俗智。

【三二】 本文惑覆に造る。今他本に依り改む。

【三三】 異説(一)。

奢緩なるが故なり。而るに智と名くるは決斷の性なるが故なり。

所餘は皆智と見との二性に通ず。已に自の疑を斷じ、推度の性なるが故なり。謂はく、前の八忍は盡無生の餘なり、有學の八智、無學の正見、一一皆見に通じ智性の攝なり。豈に忍の餘の諸の無間道も亦自の所治の惑隨つて生ずることを得。正しく推度の意樂を起すに非ざるは無きにあらずや。加行の猛利なるは應に智の攝に非ざるべし。盡と無生と餘の解脫道等は、此れ相違するが故に、皆應に見に非ざるべし」と。此の難は然らず、餘の無間道は自品の疑、相續に隨ひて生ずること無きが故に、又彼れに唯會て見る所の境を見る、八忍の如く、極めて智に違するに非ざるが故に、餘の解脫等は全く求むることを息むるに非ず。所起の加行は極めて奢緩に非ず、皆後に於て所作有るを以ての故に、此れに由りて一切皆二種に通ず。並に推度と決斷との用を具するが故なり。

二 諸の有漏の慧は皆智の性に攝む。中に於て唯六は亦是れ見の性なり。謂はく、五の染汚の見と、世の正見とを六と爲するなり。有餘師の説く、「能發の身語の五識所引と、及び命終の時の意識相應の善の有漏慧も亦是の性に非ず。外門轉なるが故に、能引の如きが故に、勢力劣るが故に」と、此れ亦然らず、應に許すべからざるが故に、決定に非ざるが故に、契經に説くが故に。謂はく、應に唯内門轉は方に是れ見の性なりと許すべからず。聖慧の中の外身の念住は見の性の攝に非ざる勿し。然るに契經に説く、「外身に於ての循身觀は、是れ見の性の攝なり」と。亦決定して五識身の所引の意識は是くの如き性轉するに非ず。彼の善等の所引の意識は有る時は亦是れ不善等なるを以ての故に、此れに由りて應に所引の意識は能引の五識に同じく是れ無分別の性なるべからず。契經に説くが如し、「命終の時正見と俱なる善の心心所を得ること有り」と。故に所有の意地の善慧は、皆見の性の攝なりと説くこと、理に於て善しと爲す。是くの如く説く所の聖と有漏との慧は、皆擇法なるが故に並に、慧の性に攝む。

【八】 所餘の無漏慧（第三句の前半）所餘とは八忍と二智を除く餘の無漏慧をいふ。

【九】 難。

【一〇】 通難。

【一一】 有漏慧（第三句後半以下）。

【一二】 五の染汚の見とは身見等の五見をいふ。

【一三】 異説。

【一四】 評破。

【一五】 結釋。

卷の第三十五

〔辯智品第八の一〕

本論第七分別智品

第一章 忍と智と見との關係

是くの如く已に諸道の差別に依りて、賢聖補特伽羅を建立し、所依の道の中是くの如きの説を作せり、正見と正智とを無學支と名くと。故に此の中に於て應に審に思擇すべし。慧見にして智に非ざるもの有り、及び慧智にして見に非ざるもの有り、而も別に見と智との二支を建立すと爲んや。亦有り。云何ぞ。頌に曰はく、

聖慧の忍は智に非らず

餘は二なり有漏の慧は

盡と無生とは見に非らず
皆智にして六は見の性なり

論じて曰はく、慧に二種有り、有漏と無漏となり。唯無漏の慧に立つるに聖の名を以てす。
五 此の聖の慧の中にて、八忍は智の性に非ず。所以は何ん、決斷の性に非ざるが故に。唯決斷の義は是れ智の義なるが故なり。如何が八忍は決斷すること能はざるや。自らの所斷の疑、相續に隨つて生ずることを得るが故なり。或は境を見んと求むる意樂止息し、加行奢緩なるを説いて名けて智と爲す。諸の忍は正しく推度の意樂を起し、加行猛利なるが故に智の攝に非ず。而るに見と名くるは推度の性なるが故なり。

盡と及び無生との二智は見の性に非らず、推度の意樂一向に止息するが故に、所起の加行極めて

【一】上の辯賢聖品に於て證悟の果即ち賢聖を明し終りたるを以て、次下の二品に於てその得果の因縁を明す。この智品はその因ともいふべき聖智を解説するものなり。而して先づ初めに諸智の差別を明し、後に智所成の功德を明す。
【二】慧見は俱舍論二六・一右に忍となる。名異なるも體同じ、忍と智と見との別は、忍は忍可の意、大體に於てよしと認知すること、智は確かに相違なしと決斷する作用をいひ、見とは主として推求する作用をいふ。
【三】初二句と第三句の前半は無漏の慧を明せしもの、餘は有漏慧を明せしもの。
【四】慧の二種。
【五】八忍(第一句)。
【六】八忍はその所斷の疑と俱生して、これを斷ぜんとする位にして、未だ疑の得のため障へられて決斷すること能はざるなり。又忍は未だ嘗て見ざる四諦の理を今初めて見、未だ重觀せざるが故に智と名けず、而も忍は推考して起るものなるが故に見の性に攝す。
【七】盡智・無生智(第二句)。

論じて曰はく、唯苦集を縁じて起す所の忍と智とを、説いて名けて、^{一三九}厭と爲す。餘は則ち然らず。

四諦の境の中に起す所の忍と智との、能く惑を斷する者は皆、^{一四〇}離の名を得。(此の二は)廣陝の殊り有るが故に四句を成す。

^{一四一}厭にして離に非ざる有り、謂はく、^{一四二}苦集を縁じて惑をして斷ぜしめざる所有の忍と智となり。厭の境を縁するが故に、染を離るゝに非ざるが故に、^{一四三}應に知るべし、此の中先きに欲染を離れ、後に諦を見る者の、苦集法忍及び見道の中の苦智、集智を但だ名けて厭と爲す、厭の境を縁するが故に。忍を離と名けず、惑先きに斷するが故に。智を離と名けず、斷治に非ざるが故に。並びに修道の中の加行と解脫と勝進との道に攝むる苦智と集智は但だ名けて厭と爲す、厭の境を縁するが故に、名けて離と爲さざるは斷治に非ざるが故なり。

^{一四五}離にして厭に非ざる有り。謂はく、滅道を縁じて能く惑をして斷ぜしむる所有の忍と智となり。能く染を離るゝが故に、欣境を縁するが故に、應に知るべし、此の中未だ欲染を離れず、見諦に入る者の、滅道法忍と及び諸の所有の滅道の類忍と、並びに修道の中の無間道に攝むる滅智と道智とを但だ名けて離と爲す、是れ斷治の故に名けて厭と爲さず欣境を縁するが故なり。

^{一四六}厭にして亦離なる有り。謂はく、苦集を縁じて能く惑をして斷ぜしむる所有の忍と智となり。應に知るべし、此の中未だ欲染を離れず、見諦に入る者の、苦集法忍と及び諸の所有の苦集類忍と、並びに修道の中の無間道に攝むる苦智と集智となり。

^{一四七}厭離に非ざる有り。謂はく、滅道を縁じて惑をして斷ぜしめざる所有の忍と智となり。應に知るべし、此の先きに欲染を離れ、後に諦を見る者の、滅道法忍と、及び見道の中の滅智と道智と、並びに修道の中の加行と解脫と勝進との道に攝むる滅智と道智となり。

【一三九】 厭の體。

【一四〇】 厭 (Virya)。

【一四一】 離。

【一四二】 離 (Virga)。

【一四三】 厭と離との四句分別。

【一四四】 第一單句。

【一四五】 先に離欲し、後に見道に入り、もし苦集諦を縁するときは、厭にして離に非ず。故に第一句に攝す。

【一四六】 第二單句。

【一四七】 第三俱句。

【一四八】 第四俱非句。

等の諸結の所繋の事體を減するを名けて減界と爲すなり。

【二三四】 何に緣りてか三界は是くの如く差別するや。謂はく、有漏法は總じて略して三有り。一には能繫にして而も能染に非ず、二には能繫にして亦是れ能染なり。三には二に非ず繫染法に順するなり。

此の三法を斷じ、所證の無爲を次での如く名けて斷等の三界と爲すなり。

【二三五】 有餘師の説く、「唯能繫を斷するに、別に無爲有り、餘を斷するは爾らず」と。彼れは能繫は有るは八結を緣じ、有るは愛結を緣じ有るは餘の事を緣す。此の三種を斷する所證の無爲を、次での如く名けて斷等の三界と爲すと説く。【二三六】 有餘師の説く、「唯能染を斷するに別に無爲有り、餘を斷するに爾らず」と。彼の師は説く、愛は有るは八結を緣じ、有るは愛結を緣じ、有るは餘の事を緣す。此の三種を斷する所證の無爲を、次での如く、名けて斷等の三界と爲すと。所繋の事に隨ひ別に擇減を得するが故に、此れに准じて已に諸の契經の中に斷と離と滅想の三相の差別を釋せり。或は初業地に我れ當に斷すべしとの想を名けて斷想と爲す。若し離染地に我れ正しく斷すとの想を名けて離想と爲す。若し已辦地に我れ已に斷すとの想を名けて滅想と爲す。或は已に受蘊の重擔の中に於て、捨てざるの過を見、捨てんと欲する想を起すを名けて斷想と爲す。捨と斷とは名の差別なるを以ての故なり。若し餘蘊の復生ぜざる中に於て、勝功德を見て、欲求の想を起すを名けて滅想と爲し、不生と滅とは名の差別なるが故なり。既に離染清淨の相續を得て、諸蘊の法に於て願戀する所無く、般涅槃に於て靜妙を見るを名けて離想と爲す。無戀と離とは名の差別なるが故なり。

第五項 厭と離との關係

【二三七】 若し事の能く厭するは、必ず能く離する耶。爾らず。云何。頌に曰はく、

厭は苦集を緣する慧なり

離は四を緣じて能く斷す

相對して互に廣狹あり

故に應に四句を成すべし

【二三四】 三異差別の所以。

【二三五】 異説(一)。

【二三六】 異説(二)。

【二三七】 厭と離との廣狹を説く。

ば、應に染汚心も亦解脫を得べし。理應に貪相應の心を名けて解脫と爲すと説くべからず、又彼の貪の性若し此の心を縁せば、暫くも不縁及び餘縁の義無し。如何が心彼の貪を脱すと説く可けんや。若し得隨ふの故にとらば。應に有學心も亦有貪と名くべし。貪の得の隨ふ所の相續に依止して現起するが故に。

二八 正理論者は是くの如きの言を作す、唯離貪の心のみ今解脫を得、何等をか名けて有貪、離貪の二種の心相と曰ふや、謂はく、心若し貪と相應せば有貪心と名く、若し相應せず亦貪の同類因と爲さざれば離貪心と名く、乃至有癡、離癡も亦爾り。

既に離貪心が解脫を得ることを説けり。即ち解脫を唯不染心に立つ。然るに不染心に總じて四種有り、謂はく、有漏の中に善と無記とを分ち、及び無漏の中に學と無學とを分つ。離貪心今解脫すと言ふは、今解脫に二有り、謂はく、行世の相續は諸の有漏心あり、一切は皆相續解脫有り、加行得の者も亦兼ねて行世の解脫有ることを許す。諸の有漏心は一切皆行世の解脫有り。無學に攝する者も亦兼ねて相續解脫有ることを許す。

第四項 斷・離・滅の三界

二九 契經の中に三界有りと説く。謂はく、斷と離と滅となり。前の所説の二解脫の中に於けるが如し。此れ何を體と爲すや。是くの如き三界の差別は云何。頌に曰はく、

無爲を三界と説く

離界は唯貪を離るゝなり

斷界は餘結を斷じ

滅界は彼の事を滅するなり

論じて曰はく、斷等の三界は即ち、前に説ける無爲解脫を分ちて自體と爲す。然るに三界の體は假

に約して異り有り。若し實事に就かば則ち差別無し。云何が名けて假に約して異り有りと爲すや。

謂はく、貪結を離するを名けて離界と爲し、餘の八結を斷するを名けて斷界と爲し、餘の一切の貪

【二八】 正理論者の説。

【二九】 雜阿含十七卷。

【三〇】 (一)その三界の體と、(二)その差別を問ふなり。

【三一】 初句は第一問に答へ、後三句は第二問に答ふるもの。

【三二】 三界の體(初句)。

【三三】 三界の差別(後三句)。

は未だ解脫を得ず、道の已生の住に已に解脫を得、俱に正解脫の名を立つ可からず。若し道の正滅の時障を斷すること能はずんば、如何が位の生ずる位に正脫の名を得んや。故に正滅の時道能く障を斷ず、前後の道に於ては斷の用定んで無し。如何んが未生も亦解脫と名くるや。正生の者と生障とは同じきが故に。世に現前するに、水路を開く時、近水遠水皆障を離ると言ふが如し。是くの如く既に能く惑を斷ずる道の身中に已生せるを見る。亦應に近心遠心皆解脫を得と説く可し。

或は正に初無學心を起し正生を得すること有るを正解脫と名く。是くの如く彼の類の未來の所修の無漏心等が起を得すること有るが故に、定んで不生の法も尙名けて正しく解脫を得と爲すことを得、況んや當生の者をや。此の中の所説の「正解脫」の言は、已解脫の心が今正しく解脫を得ることとを顯はす。「是くの如きの所説は豈に相違せずや」。「已解脫」の言は自性解脫に據る、今「解脫」の言は從障解脫に據る、望むる所各異なる、何の義か相違せん。或は「已解脫」の言は本有の解脫に據り、在身行世に據りて今の解脫の言を説くなり。此れに由りて言ふ所の相違の失無し。

諸の行世の者は皆解脫する耶。爾らず。要す勤めて生障を破する者なり。有餘師の説く、「正解脫の時も亦名けて心已に解脫すと爲すことを得」と、性として是れ已に煩惱障を捨するが故に、理必ず應に然るべし。解脫道は煩惱無き相續に依つて轉ずるを以ての故に。已に障を出づるが故に已解脫と名く。今行世の故に今解脫と名く。此れに由りて説く所互に相違せざるなり。經に説く、「心は貪從り今解脫を得」と。此の言ふ所の解脫とは其の義云何。是れ心をして貪と相離れしむと爲んや。貪の性をして復心を緣ぜざらしむと爲んや。心を有貪と名くるは相應と爲すが故に、所緣と爲すが故に、得隨ふと爲すが故なり。若し相應の故にとならば、應に唯染心を解脫を得と名くべし。便ち自宗の離貪心を解脫を得と説くに違するが故に。又若し此の法と彼と相應せば、必定して此れをして彼れを離れしむ容きこと無し。心は應に畢竟じて貪を解脫せざるべし。若し所緣の故にとなら

【三〇】未生をも解脫と名くる所以。

【三一】正解脫の言を論ず。

【三二】難。

【三三】通難。

【三四】行世の者と解脫。

【三五】異説。

【三六】經説の解脫の意義。

【三七】難。

如く應に四句の差別を知るべし。此の中正生の刹那を擧ぐと雖も、而も實には未來に皆解脫を得、正生者と生障とは同じきが故に。此の勢力に依りて、修する所の未來の世俗の善根も亦解脫を得、淨相續に依りて彼れは生ずることを得るが故に。重ねて初無學の心の未來生の時、障従り解脫することを顯さんが爲めなり。是の故に本論に復是の言を作す。謂はく、「無間道現に已滅に趣き、解脫道現に已生に趣く。爾の時無學の心を障従り解脫すと名く」と。「無間道」とは、謂はく、金剛定と並びに定の眷屬なり。過去の位に臨めて立つるに「現」の名を以てし、次で後に過去の名を施設するが故に、「已滅に趣く」とは、正滅に在り、隣次に必ず已滅の位に入るを顯はすが故に。「解脫道」とは、謂はく、初盡智並びに智の眷屬なり。現在位に臨めて立つるに「現」の名を以てし、次後に現在の名を施設するが故に。「已生に趣く」とは正生に在りて、隣次に必ず已生の信に入るを顯はすが故なり。「爾の時」と言ふは、謂はく、正しく滅生する等あり。無學心とに初盡智と俱起す。障従り解脫す」とは、唯煩惱障のみに非ず、色、無色界の生果を感ずる業も亦是れ爾の時脱する所の障なるが故に、此の業も亦阿羅漢の得を障ゆ。此れに由りて古昔の諸の大論師は咸是の言を作す、「業は忍と不還と應果を得るに於て、極めて障礙を爲す」と、是くの如き釋を作すは、本論に言ふ所なり。則ち已に經の心解脫の義を釋せり。

第三項 斷障の時

【一七】道は何れの位に於て、生障をして斷ぜしむるや。頌に曰はく、

道は唯正滅の位に

能く彼の障をして斷ぜ令む

論じて曰はく、「唯」の言は正滅にして餘に非ざることを顯さんが爲めなり。生と未生との道は俱に解脫なるが如く、滅と已滅とは俱に障をして斷ぜしむるに非ず。寧ぞ正滅の位に能く障を斷じて、餘に非ざることを知るや。道の正生は正しく障従り脱すと説くを以ての故に。道の未生の位に

【一七】問ひの意味は無學心の生ずることを障ふるものを斷ずるは何れの位なりやとなり。道とは金剛喻定を指す。

【一八】頌の意は金剛喻定はその現在に於て障を破する力あり、過去未來に於てにあらざるの意なり。

【一九】正滅の位と斷障。

論じて曰はく、^{二五}本論に説くが如く、^{二六}初無學の心の、未來生の時、障従り解脱す」と。且らく應に本論の此の文を思擇すべし。未來の言を説かば、應に煩重を成すべし。「生ずる時」の言を説かば、我已に顯はるゝが故にと。此の責は然らず、問答に隨ふが故に、謂はく、先きに問ふは、無學の心は何れの世の中に於て、正しく解脱を得るやと問ふ。是の故に今答へて未來に在りと言ふ。恐らく彼れ未來の一切に通ずと謂ふ。復簡別を爲して是の「生ずる時」と言ふなり。或は但だ應に生ずる時解脱すと言ふべし。然るに或は有るは謂ふ。「生ずる時は是れ現在なり。彼れを遮せんが爲めの故に未來に生ずる時と言ふ、現は是れ已生にして生ずる時に非ざるが故に」と。或は相續に就いて解脱の名を立つ、則ち一切の未來は皆正解脱と名く。若し行世に就いて解脱の名を立つれば、則ち唯生ずる時を正解脱と名く。別に二義を顯さんが爲に「未來に生ずる時」と説くなり。諸の煩重の言は必ず別義を顯はず。理應に推究すべし。非撥す容きこと無し、是くの如きの義に依るが故に頗有り、曰はく、

文は義に於て已に足る

義無くして文有るに非ず

而も復餘の言を説くは

應に別義を思求すべし。

此の位に於て諸の所有の蘊、皆解脱を得と雖も、而も但だ心を説く。然るに缺減の失有りと言ふ可からず。心所等は心に隨從するを以ての故に、染淨の法の中、心を主と爲すが故に、我有ること無しと雖も、而も心に於て假に縛者脱者等を説く可きが故に、若し已に勝義を説き已らば餘を説く。或は此の中に於いて喩を擧ぐる法の如く、心の一法を擧げて餘を類思せしむ。諸の學の心も亦生位に於て、障従り解脱すと雖も、而も論に「但だ初無學の心の生ずる時脱す」と説くは、無餘の斷證解脱に據るが故なり。又此れは唯純解脱を説くが故に、此の中に心は是れ自性解脱にして、相續解脱に非ざる有り、應に四句を作すべし。有學の無漏、無學の世俗、無學の無漏、餘の世俗心。次の

【二四】發智論の説。

【二五】發智論一五(大・二六)。

【二六】初無學の心とは無學の初めの盡智なり。それが未來生相位にある時、障を解脱するを正解脱と名く。現在世を已解脱と名くるに簡ぶ。

正智は覺に説くが如し

謂はく、盡と無生との智なり

一〇七 論じて曰はく、有學の位の中には、尙餘縛の未だ解脱せざるもの有るが故に、解脱支無し。少縛のみを離るゝを脱者と名く可きに非ず、解脱の體無きに解脱の智を立つ可きに非ず。故に有學位に二支を立てざるなり。謂はく、支の名を立つるは勝助用に依る。有學位に在りては、既に餘縛有り、解脱有りと雖も勝助用無し。勝解脱無きが故に彼の勝智も亦無し。故に此の二支は有學に在るに非ず。

一〇八 無學は已に一切の縛を脱するが故に、内解脱に依りて脱智を生ずるが故に、勝助用有れば理として支を立つ可し。有學は然らず。故に唯八と成る。

一〇九 解脱の體に二有り、謂はく、有爲と無爲となり。有爲解脱は勝解を體と爲し、無爲解脱は惑の滅を體と爲す。前に復二有り。謂はく、學と無學となり。七聖身に依りて、説いて名けて學と爲し、第八聖に依りて無學の名を立つ。唯有爲の中無學解脱のみ建立して、解脱支と爲すことを得可し。惑の滅無爲は支の用無きが故なり」と。

一一〇 支に攝する解脱に復二種有り、謂はく、時と不時との差別有るが故に。有るが説く、「慧と心は差別有るが故に」と。應に知るべし、此の二は即ち解脱蘊なり。

一一一 是くの如く已に正解脱の體を説きつ。正智の體とは謂はく、正見を顯す。前の覺に説くが如し。即ち盡(智)無生(智)、前には菩提と名け、今は正智と名く。

第二項 正解脱の時

言ふ所の無學の心解脱とは、心は何れの位に於て正しく解脱する耶。未來、現在、過去に於て爲すや。頌に曰はく、

無學の心の生ずる時

正しく障従り解脱す

【一〇七】有學と解脱支及び正智支(前二句)。

【一〇八】無學と二支。

【一〇九】二種の解脱(第三一六句)。一に無爲解脱は擇滅を體とするものにして、不變不動なるが故にこれを無爲といふ。二に有爲解脱はその解脱を得る所以の勝解の名にして、動くが故にこれを有爲解脱といふ。

【一一〇】解脱支の二種。

【一一一】異説、俱舍論二五・七七左に出づ。

【一二】正智の體(第七八句)。

【一二三】正解脱は三世の何れの位にあやるを説く。

正信は是れ心清淨の相の攝なれば、名けて淨と爲す可し。尸羅は是れ清淨の相の攝ならざれば、寧ぞ淨の名を立つるや。此の四は皆是れ清淨の相の攝にして、不信の垢と破戒の垢とを離るゝが故なり。又此の四種は唯無漏なるが故に垢を離る。無漏なるが故に淨の名を立つ。

此の四は何に緣りてか次第することは是の如きや。餘の三は佛を以て根本と爲すが故に、佛は正しく説くに於て功能有るが故に、彼の證淨に於て立て、最初に在り。正しく説くのは法を悟るに由るが故に彼の證淨に於て立て、第二と爲す。法藏を現觀するは唯聖僧なるが故に、彼の證淨に於て立て第三と爲す。法藏を觀じ、能く聖戒に依るが故に聖戒證淨を立て、最後に在り。

有るが言はく、「佛は是れ正説の法師なり。是の故に最初に佛證淨を立て。佛の何なる所説も愛盡涅槃なり。是の故に第二に法證淨を立て。誰の爲めに説法するか、向果の僧の爲めなり。是の故に第三に僧證淨を立て。僧は聖戒に依りて建立を得。是の故に第四に戒證淨を立て」と。有るが説く、「此の四は猶し導師と道路と商侶と及び所乘の乗との如し。故に此の四の次第を説くことは是くの如し。

第五節 正智正解脱に就いて

第一項 正智正解脱と無學位

經に言はく、「學位は八支を成就し、無學位の中には具に十を成就す、學位も亦正脱・正智を成す」と。何に緣りて彼に於て支を建立せざるも正脱正智は何を以て體と爲すや。頌に曰はく、學には餘の縛有るが故に

解脱は爲と無爲となり

正脱と智との支無し
謂はく、勝解と惑の滅となり

有爲は無學の支なり

即ち二は解脱蘊なり

【九六】 四證淨の有漏無漏。

【九七】 四證淨の次第。

【一〇〇】 異説(一)。

【一〇一】 異説(一)俱舍論二五・一七右に出づ。

【一〇二】 中阿含一八九聖道經(大・一七三B)中阿含一七九五支物主經(大・一七三C)。

【一〇三】 八支とは八聖道支。

【一〇四】 十支とは八支に正脱支・正智支を加へしもの。

【一〇五】 (一)何故に有學位に正智・正脱なきや。(二)正智正脱とは何ぞや。

【一〇六】 初二句は第一問に答へ、後の六句は第二問に答ふ。

兼ねて佛僧を縁するを名けて雜縁と爲す。法に於ける證淨なるが故に三諦を見て唯二種を得ず。見道諦を見る時具足して四を得ず。

^{九四} 道諦を見る位に現前に於て佛法僧の三證淨を得すと爲すや不や。皆現に得するに非ざるなり。道諦を見る時現行して總じて諸の道諦を縁するが故に。應に知るべし、現在には唯雜縁の^{九四}一法證淨有り。此の勢力に乗じて未來多利那の信を修得し、中に於て別に佛法僧を縁する有り。或は總じて二三寶を縁する者有り。諸の別に縁する者を三證淨と名け、諸の總じて縁する者は法證淨の攝なり。道類智の時八智を修するが故に。亦三諦の法と戒との二種を得ず。道法忍等は三剎那の中、未來は唯道諦の四種を修す。

^{九五} 所信の別なるに由るが故に名に四有るも、應に知るべし、實事は唯二種有るのみ、謂はく、佛等の三種の證淨に於ては信を以て體と爲し、聖戒證淨は戒を以て體と爲す。故に唯二有るのみなり。

^{九六} 若し七支の戒は實に唯一ならば、如何にして覺分の中の實事に十一有りや。應に唯十種或は十六、或は多なるべし。覺分中の身語の二業に差別有ると、及び相に異有りと言説くを以てなり。正命の一種は別に説くこと有りと雖も、身語業を離れて別の體相無し。別相有るに依りて、前の覺分中に説いて實事は十一種有ると言ふ。身語業の一一多有りと雖も、然も種類同じきが故に、名一を立つること四念住の如し。前の三證淨は謂はく、慧と信と若し不雜縁ならば、所縁の別に隨ひて多種有りと雖も、而も類同じきが故に、各立てゝ一と爲す。此れ亦應に然るべし。今證淨中の身語業聖戒の相等に依り、及び契經の中に同じく不缺、不穿等と説くの故に總じて立てゝ一と爲す。身語業に隨ひ類別して二を分つ。聖戒の相同じく總じて立てゝ一と爲す。故に二と一と相違の過無きなり。

^{九七} 何の義に依りて證淨の名を立つと爲んや。實の如く四聖諦の理を覺知するが故に、名けて證と爲し、正しく七寶及び妙尸羅を信すると俱に名けて淨と爲す。淨を證得するに由りて證淨の名を立つ。

ど、區別して云へば苦・集・滅三諦の全部と、第四の道諦の中の菩薩法と獨覺法とのみにして、聲明法はこれに攝せず、その故は菩薩と獨覺とは一人あるのみなれば、僧證淨に攝せられざればなり。僧（四人以上）の意味を有するものは僧證淨に攝せらる。

【九四】 道諦を見る時と現前の三證淨の得不。

【九五】 四證淨の體（第七句）。

【九六】 覺分中の實事に十一有る所以。

【九七】 證淨の意義。

覺分を修する時、必ず證淨を獲。(一)此れに幾種有りや。(二)何れの位に依りて得るや。(三)實體は是れ何なる法なるや。(四)有漏なりや、無漏なり耶。頌に曰はく、

證淨に四種有り

謂はく佛と法と僧と戒となり

三を見るに法と戒とを得ず

道を見るに佛と僧とを兼ぬ

法は謂はく三諦の全と

菩薩と獨覺との道なり。

信と戒との二を體と爲す

四は皆唯無漏なり

論じて曰はく、經に證淨を説くに總じて四種有り。一には佛に於て證淨、二には法に於て證淨、三には僧に於て證淨、四には聖戒證淨なり。

且らく見道の位にて三諦を見る時は、一唯法と戒との證淨を得し、見道諦の位に兼ねて佛と僧とを得ず。謂はく、苦を見る時聖愛戒及び法證淨を得ず。何等の法に於て、如何にして法證淨を得する耶。謂はく、唯苦に於て唯法有り、實の有情無しと達し、決定の信を生ず。是くの如く次第に集諦を見る時も亦唯前の如く二證淨を得し、唯集法能く苦の因を爲す。内の士夫無しと達し決定の信を生ず。此れ従り無間に滅諦を見る時も亦以前の如く二の證淨を得ず。唯滅法は是れ眞の涅槃なり。誠に遵求すべしと達して決定の信を生ず。此れ従り以後道諦を見る時、兼て佛と僧とに於て二證淨を得ず。佛に於て諸の無學の法を相續し、佛證淨を得し、僧に於て學無學の法を相續して僧證淨を得ず。「兼ぬ」の言は見道諦の時亦聖戒及び法證淨を得することを顯さんが爲めなり。唯道法は是れ滅を證する因なり。誠に遵求して決定の信を生ず可しと達す。

然るに所信の法に略して二種有り、一には別に於て二には總なり。總じては四諦に通じ、別しては唯三諦なり。全の菩薩と獨覺との道なり。菩薩の道とは唯有學の法なり。獨覺の道とは學無學に通ず。若し無漏の信は別法を緣じて生じ、不雜緣と名く、法に於ける證淨は若し無漏の信ならば、

【八〇】 覺分を修する時佛・法・僧戒の四に於て證淨を得ず。

ここに(一)その種類、(二)これを證する位、(三)その實體、(四)漏無漏の問ひに涉る四問を提示す。

【八一】 初二句は第一問に、次の四句は第二問に、第七句は第三問に、第八句は第四問に答へしもの。

【八二】 四證淨(初二句)。

【八三】 經とは雜阿含三〇・二七(六・二18a)。

【八四】 證淨(Aveta-prajñā)。

【八五】 證淨の理を證するによつて三寶並びに戒に於て無漏の位を發すこと。

【八六】 見道位と證淨(第三一六句)。見道位に苦集滅の三諦を證るときは、無漏の心俱起して三諦の理を信す。その信を法證淨といひ、その無漏道には必ず隨心轉の道俱戒あり、故にそれを戒證淨といふ。

【八七】 更に第四の道を見る時、その無漏慧は佛身中の無漏法を觀じて無漏の信を起し、又僧中の有學無學の法を觀じてこれを篤信し、前の二證淨に加へて佛證淨と法證淨とを得ず。

【八八】 法の二種(五六句)。

【八九】 法證淨に於ける法とは概括的にいへば四諦全體なれば、

相違有り、並びに能く心をして安隱に住せしむるが故なり。

^A何に緣りて道に於て尋と戒支を立て、覺支の中に於て亦彼れを立つるに非ざるや。彼れは偏へに道に順じ、覺に順ぜざるが故なり。云何が道に順するや、且らく見道の中にては尋は正見を策し、上下八諦の境中に於て、速疾に觀察せしむ。戒は能く轂と爲り、見道の輪を成じ、諦の中に於て速疾に廻轉せしむ。故に尋と及び戒とは俱に道支と立つるなり。此れ復云何が覺に順ぜざるや。且らく尋は諦に於て寂靜に轉ぜず、聖諦の理に於ける尋求の相なるが故に、覺は已に見諦して亦靜にして轉するが故に尋は覺に於て少しく相違有り、覺は是れ相應にして所緣の境、所依の行相有り。戒は此れと相違するが故に覺支に於て彼れを建立せず、通運を道と名く、例と爲す可からず。

^A何に緣りて覺分は聖種を攝せざるや。分別論者は「覺分に攝すと許す」、故に彼の宗は四十一覺分を建立す。我れは念住等の中に攝在するを許して、而も立て、別の覺分と爲さざるは、諸の覺分は在家出家俱に能く受行し、及び欣樂有り、聖種は唯諸の出家人にのみ受行・欣樂有り、在家は樂有りて、必ず受行無きを以ての故に別に立てず。

^{A二}有餘師の説く、「若し聖種は總じて是れ無貪と許さば、前に已に釋するが如く、若し第四の體を許さば即ち是れ勤なり。覺分の中に在り。勞して徵難すること無し。

^{A三}何に緣りて證淨は覺分の攝に非ざるや、實は亦念住等の中に攝在す。而も立て、別の覺分と爲さざるは、諸の覺分は進修の義増するを以て、數習して方に能く菩提を證するが故なり。^{A四}四種の證淨は證得の義増す。聖諦を見る時漸く頓に得するが故に、此れに由りて證淨は覺分の攝に非ざるなり。^{A五}有餘師の説く、「此れ即ち信と戒とは應に隨つて亦覺分の中の攝に在り」と。

【八〇】 道尋と戒支とを立つる所以。

【八一】 覺分、聖種を攝せざる理由。

【八二】 異説。

【八三】 證淨の覺分の攝に非ざる理由。

【八四】 四種證淨とは三寶と戒證淨。次節を見よ。

【八五】 異説。

第四節 四種の證淨

を立て、覺分と爲すや。勤は正見を策するも、尋と異り有り、故に道支の中に應に並びに建立すべし。謂はく、勤は彼れを策して速に進修せしむ、尋の力の策は速に聖諦を觀ぜ令むればなり。

^{七二} 何に緣りて表業を覺分と立てざるや。覺分は唯是れ定善の法に順じ、心俱の無表は勝順の能有り。表業は然らず、是の故に立てざるなり。

^{七三} 何に緣りて不相應行を立て、以て覺分と爲さざるや。彼れは覺を助くるに於て別に勝能無し。相應せざるが故に、無表の不相應なりと雖も、而も道輪に於て轂と爲るの用有るが如きに非ず。故に覺分に於て別に建立せざるなり。

^{七四} 有餘師の説く、^{七五} 二無心定是能く心を滅するが故に覺と相違す。^{七六} 四相及び得は所相の成するに於て遷成の用有り。此れは染淨に於て起用平等なり。菩提分の法は順淨の用増すが故に別に立てざるなり。

^{七七} 何に緣りてか信を立て、覺及び道支と爲さざるや。初發趣の時、信の用増上し、已に聖位に入るを覺道支と立つ。信は爾の時に於て勢用微劣なり。故に立て、覺道支の中に在らざるなり。

^{七八} 何に緣りてか覺支に於て喜と輕安の捨とを立つるや。亦彼れを立て、道支の中に在るに非ず。彼れ偏へに覺に順じて道に順ぜざるが故に。云何が覺に順ずるや。且らく修道の中、地地各九品の勝覺を修し、如如、諦に於て數數覺悟す。是くの如く是くの如く勝喜を發生す、勝喜を生ずるに由りて復諦を觀するを樂しむ。人の地を掘りて室を獲て喜びを生ずるが如く、喜を生ずるに由るが故に復樂しみて更に掘る。故に喜は覺に於て隨順する力増し、要す輕安に由りて諸の事務を息め及び捨の力に由りて心をして平等ならしめ、方に能く境に於て審諦に覺察す。故に安と捨とを立て、覺支の中に在り。

^{七九} 云何が此の三は道に順ぜざるや。速疾に運轉するは、是れ聖道の義なり、此れ速運に於て少しく

【七二】 表業を覺分と立てざる理由。

【七三】 不相應行を覺分と立てざる理由。

【七四】 異説。

【七五】 二無心定とは無想定と滅盡定とをいふ。

【七六】 四相とは生・住・異・滅の四をいふ。

【七七】 信を覺及び道支となさざる理由。

【七八】 覺支の中に喜・輕安・捨を立てる理由。

【七九】 喜・輕安・捨の三、道に順ぜざる理由。

用強しと雖も、定善の中に助くる勢用微劣なり。菩提分の法は定善に順じ、諦理を覺するを助くるを取るが故に彼れを立てざるなり。

^{六五} 若し爾らば不害は應に覺分と立つべし。害は能く無量の有情を逼惱し、三惡道に墮す。彼れ能く治するが故に。亦立つべからず。害は事を緣じて生じ、諸の有情を惱まし、散善を修するを障ふ。不害は此れに翻じ、定を助くるの力微なるが故に亦應に立て、覺分と爲すべからず。

^{六六} 有餘師の説く、「大善法の中若し治する所強く、自性勝ぐるゝ者を立て、覺分と爲し、餘は則ち然らず」と。治する所強きとは、謂はく、一切の染心と相應するなり。自性勝ぐるとは、謂はく、見諦を助くること先に説く所の如し。信と勤と安と捨とは二義を具足し、慚愧等の六は二を具する者無し、謂はく、慚等の五は二義並びに無し。不放逸の一種は唯自性の勝ぐるを闕く。

^{六七} 何に緣りて欣厭は覺分に非ざる耶、理實に亦是れ念住等の攝なり。彼れ實に總じて加行善に攝するが故に、然も別に立て、覺分と爲さざるは、此の二種の行相相違するに由る。俱に漏く四聖諦の境を緣ぜず、一地の位に恒に現前す容きこと無く、心品陞少なり。是の故に立てず。

^{六八} 有餘師の説く、「夫れ欣厭とは慧の境を觀する勢力に由りて覺分を引生す。謂はく、能く覺慧を生ずると義相違するが故に應に別に立つべからず」と。

^{六九} 何に緣りて尋伺の二種は皆加行善と及び有無漏有る容し、而も覺分に於て一は是、一は非なるや。實は亦俱に通ず、義前に説くが如し。然も別に尋を立て、伺を立てざるは、尋は聖道に於て正見を策すること強く、彼れの起る時、行相猛利にして、諦理を尋求し、見を助くる能有るに由りて立て、道支と爲す。伺は則ち爾らず。行相起るも極めて微劣なるを以ての故なり。

^{七〇} 有餘師の説く、「二俱行する時、尋の行相麁にして伺を映蔽す。唯伺の起る位の行相轉すること微なり。故に覺分の中別に伺を立てざるなり」と。正見を策發するに、自ら正勤有り、何ぞ更に尋

【六五】 不害を立てざる理由。

【六六】 異説。

【六七】 欣厭の覺分に非ざる理由。

【六八】 異説。

【六九】 尋を覺分と立て、伺を立てざる理由。

【七〇】 異説。

【七一】 尋を覺分と立つる理由。

すべし」と。輕安息務は心をして調適なら令め、行捨は正直にして心をして平等なら令む。故に能く、諸の出世の行を増長し、其れをして速に三乗の菩提に趣か令む。故に安と捨とを立て、以て覺分と爲すなりと。有餘師の説く、「無始の時より來た、昏掉亂心して諦理を見ず、此れに由りて三乗の菩提を證せず、輕安は昏を捨し、行捨は掉を止む。斯れに由りて諦を見ること速にして、菩提に趣く。故に此れ亦應に立て、覺分と爲すべし」と。

若し爾らば慚愧は自性善に攝し、衆の善品に於て、白法の名を得、亦應に立て、菩提分法と爲すべし。彼れを立つべからず。無慚愧は、唯一切の惡心と相應し、散戒の中に於て勝障礙を爲すも、諦理を見るに於て障を爲す力微なり、彼れと相違するが故に名けて慚愧と爲す。自性善の攝にして白法の名を得、散戒に於て勝功力有りと雖も、而も定善に於て助力を爲すこと微なり、菩提分の中には、定善に順じ、諦理を覺するを助くるを取るが故に彼れを立てざるなり。

若し爾らば應に無貪・無瞋を立てつべし。彼れは是れ善根、自性善の故に。亦應に立つべからず。諸の貪瞋は六識相應なるを以て、遍く五部に通じ、是れ隨眠の性なり、龜惡の業を發すに勝加行と爲り、善根を斷滅し、散善を障ゆるに、強きも、諦を見るに違すること劣なり。彼れに翻するが故に無貪無瞋を立て、善根の名を得、自性善に攝す。散善の業に於て功力強しと雖も、定善を助くる中、勢用微劣なり。菩提分法は定善に順じ、諦理を覺するを助くるを取るが故に彼れを立てざるなり。

若し爾らば不放逸は應に立てて覺分と爲すべし。不放逸の故に衆行皆成ず。佛毎に勸めて不放逸を修せ令むるも、亦應に立つべからず。散位の中に於て、放逸は心をして五欲に馳散せ令め、能く施等の散善の用に違すること強きも定位の中此の障の用勝るゝに非ず。彼れに翻對するが故に不放逸を立て。但だ五欲に於て能く心を防護して馳散せざら令め、専ら施等を修す。故に散善に於て力

【五九】 第三第四の輕安と捨に就て。

【六〇】 輕安と捨に就ての異説。

【六一】 慚愧を菩提分法と立てざる所以。

【六二】 無貪無瞋を菩提分法と立てざる理由。

【六三】 五部とは四諦修道の五部。

【六四】 不放逸を菩提分法と立てざる理由。

五〇 有餘師の説く、「受は雜染に於て是れ増上なりと雖も、而も淨品の與に饒益の事を作し、亦功能有^{五二}り、旃荼羅の性鄙劣なりと雖も、能く豪族の與めに饒益の事を作すが如し。故に靜慮に於て饒益支と爲るを、菩提分の中に覺支の號を立つるなり^{五二}。何に緣りて三受皆無漏に通ずるに、覺分は唯喜のみにして、餘の二に非ざる耶。覺分の所爲は行相猛利にして、樂と捨との行相は遲鈍なるが故に非なり^{五三}。有餘師の言はく、「樂と捨との二受を輕安と爲す。樂と行捨の所覆の相明了ならず。是の故に立てざるなり」と。

五四 何に緣りて大善心所法の中、唯四法を立て、菩提分と爲し、實に亦總じて是れ念住等に攝するや。彼れは實に總じて加行善を攝するが故なり。然るに別に信と勤と安と捨とを立てつるは、此の四種は覺に順すること強きに由るが故なり。如何が此の四は覺に順するの用強きや。

五五 菩提を發趣するには信を上首と爲し、將に衆行を修せんとするには信を初基と爲し、清淨の果の因は信を以て本と爲せばなり。若し信無くば修趣成ぜず、故に信根を立て、以て覺分と爲すなり。

五六 有餘師の説かく、「清水の珠を濁水の中に置くに水便ち澄潔なれば、諸有の目をして衆の色像を鑿せしむるが如し。是くの如く信を以て心品の中に置けば、能く俱生の心品をして澄淨なら令む。

此れに由りて能く四聖諦の理を見、漸次に増長して三菩提を成ず。故に信は最も應に立て、覺分と爲すべし」と。

五七 勤は衆行に於て遍く能く策發し、其れをして速に三乘の菩提に趣か令む。若し正勤無くんば已に發趣すと雖も、中間に懈廢して終に成ずる所無けん。是の故に勤を立て、以て覺分と爲すなり^{五九}。有餘師の説く、「無始の時より來た、四聖諦を見ること能はざる所以は、都て懈怠に由りて、聽聞を樂しみ、理の如く四聖諦の理を思惟せざればなり。勤は能く彼れを治し、聽聞を樂しみ、理の如く四聖諦の理を思惟せ令むるが故に、能く四諦を見、速に菩提を證するが故に勤も亦應に立て、覺分と爲

【五〇】 異説(二)。

【五一】 旃荼羅 (Chandala) 首陀羅 (Siddha) の娘と婆羅門との間に生れしものをいふ。

【五二】 三受皆無漏なるに、覺分は唯喜のみなる所以。

【五三】 異説。

【五四】 大善地法の中、信・勤・輕安・捨の四のみを菩提分となす所以。

【五五】 第一信に就て。

【五六】 信に就ての異説。

【五七】 第二勤に就て。

【五八】 勤に就ての異説。

は生死を斷ぜんが爲めなり。此れに由りて心王を覺分と立てず」と。有餘師の説く、「無始の時より來た、心は衆多の煩惱の爲に雜染せられて諸境を馳散し、慳悞にして調ひ難く、心を調伏せんが爲に覺分を修習す、所調伏は即ち是れ能調(伏)に非ず。是の故に心王を覺分と立てざるなり」と。

四六 何に緣りてか諸の大神所法の中、唯四法を立て、菩提分と爲し、實に總じて性住等の中に攝在するや。彼れは實に諸の加行善を攝するが故なり。然るに別に念と定と慧とを建立するは、此の三種の順清淨品は勢用増強にして覺分と立つ可きに由るなり。想と思と觸と欲とは染分の中に於て、勢用増強なるが故に別に立てざるなり。假想觀に於て勝解は偏へに増す。覺分は唯眞實觀に順ずるを攝す。此れに由りて勝解は覺分の攝に非ざるなり。

四七 有餘師の説く、「無學位に至れば勝解方に増す、經に但だ立て、無學支と爲すが故に、菩提分の法は有學位に増す。此れを因力と爲して能く三菩提を引起するが故に。勝解は覺分の攝に非ざる所以なり。作意の勢力は能く心を發動し、所緣に於て脱し易く不定なら令む、覺分は境に於て審諦に觀察し、心をして專一ならしめ、彼れと相違す。是の故に作意は覺分の攝に非ざるなり。

四八 若し爾らば寧ぞ尋を立て、覺分と爲すや。尋は境界に於て心を策發すと雖も、而も心をして推求して理に至らしめんと欲す、境に於て浮腫して脱し易からしむるに非ず。諦に於て觀察し、策發する能有り、此の力能く正見を策すと説くが故に、此れに由りて作意は尋を例とす可からざるなり。

四九 有餘師の言はく、「若しは染、若しは淨、初めに境を取る位に、作意力増すを説いて非理如理の作意と爲す。境に至りて相續するも、彼の勢力微なるが故に、立て、煩惱覺分と爲さず。煩惱覺分は要す境に至り、相續する位の中に於て、方に増盛なるが故に。受は雜染清淨分の中に於て、勢用俱に増すが故に覺分と立つ。此れに由りて流轉緣起支の中に立て、受支と爲し、及び還滅菩提分の中に於て喜覺支を立つ」と。

【四五】 異説(五)。

【四六】 心所法の中唯四を立てて菩提分となす所以。

【四七】 異説。

【四八】 尋を立て、覺分となす所以。

【四九】 異説(一)。

三九 是くの如く諸地其の所應に隨ひて、覺分現前すること、少多定まること無し。謂はく、位の別に隨ひて後は必ず前を兼ねぬ。一體の上の義多種を分つ可し、故に多種の俱時に起る義なり。唯四念住は必ず俱生せず。所縁に約して分ちて四と爲すを以ての故に、尙二慧の俱時にして而も生ずること無し。況んや一時に五慧並び起ること有らんや、一慧は境に約して多を分つ可からず、若し總じて法念住を縁する攝なれば、必ず一慧は一刹那に於て四境を縁じて四の行相を生ずること無きを以ての故に、此の理趣に由りて初靜慮の中、總じて之を言へば三十七を具す。然も一念に頓に現在前するに於て、極多は但三十四有る容し。

是くの如く未至と第二靜慮は極多は但三十三有る容し。三と四と中間は極は三十二なり。前の三無色は極は二十九なり。欲界と有頂は極は唯十九なり。一切皆三念住を除くが故に。其中減ずるは位に隨ひて應に思ふべし。

何が故に心王に覺分を立てざるや。理も亦念住等の中に攝在す。彼れ實に諸の加行善を攝するが故なり。然も別に慧の如き等を立てざるは、心は雜染清淨分の中に於て、勢用均平にして偏黨する所無く、覺分は唯清淨分の中に在りて、勢用増強なり。是の故に立てざるなり。

四二 有餘師の説く、「覺分は多く諸法の共相を縁じ、心王に多分に自相を縁じて生ず。是の故に立てざるなり」と。有餘復説く、「覺分を修習するは、本一切の煩惱を對治せんが爲めなり。然るに諸の煩惱は心所にして心に非ず。故に能治の法は心に非ずして唯(心)所なり。障と治と相翻じて建立するが故なり」と。

三三 有るは説く、「覺分は覺を輔佐す、覺は是れ心所にして慧を體と爲すが故に、心王は心所を輔佐す可からず。王の臣を輔佐す可からざるが如く、心王を覺分と立てざる所以なり」と。

四四 有餘師の説く、「心は世間を導き、界と趣と生とに於て輪廻し、絶ゆること無し。覺分を修習する

【三九】 結釋。

【四〇】 心王に覺分を立てざる理由。

【四一】 異説(一)。

【四二】 異説(二)。

【四三】 異説(三)。

【四四】 異説(四)。

種に通ずと説く。既に覺支の後に方に道支と説く。故に八道支は一向に無漏なり。所餘の二に通ずる義は准じて已に成ず。謂はく、覺分の中前の位増さば、彼れは後の位に於ても勢用亦増す。後の位に増すは前位に於てに非ず。故に毘婆沙師は是くの如きの説を作す、「初業の位従り盡無生に至るまで、念住は常に増す、乃至廣説」と。

第六項 覺支と依地

此の三十七は何れの地に幾く有るや。頌に曰はく、

初靜慮には一切有り

未至には喜根を除く

二靜慮には尋を除く

三と四と中とは二を除く

前の三無色地には

戒と前の二種とを除く

欲界と有頂とに於ては

覺と及び道支とを除く

論じて曰はく、初靜慮の中には三十七を具す。未至地に於ては喜覺支を除く。下地の法に於ては猶疑慮を懷き、未だ保信すること能はず。故に喜を生ぜず。又未至定初めて現前する時、未だ能く下地の煩惱を斷除すること能はず。後に已に斷ずと雖も、而も前に類同す。故に彼れを起す時皆喜有ること無し。

有るは説く、「一切の近分地の道は、皆力勵まして轉するが故に喜の義無し」と。

第二靜慮には正思惟を除く、彼の靜慮の中には已に尋無きが故なり。契經に説くに由れば、彼の地には尋無し。彼れには上の等持轉じて寂靜なるが故に。此れに由りて二地に各三十六あり。

第三・第四の靜慮と中間(定)とはは變べて喜と尋とを除く。各三十五なり。前の三無色には戒の三支を除き、並びに喜と尋とを除く。各三十二なり。欲界と有頂とは、覺道支を除き、無漏無きが故に各二十一なり。

【二九】 初禪(初句)。
【三〇】 未至地(第二句)。

【三一】 異説。

【三二】 近分地は力を盡くして道を起すが故に喜受なし。

【三三】 第二禪(第三句)。

【三四】 三・四禪と中間定(第四句)。

【三五】 前三無色定(第五・六句)。

【三六】 戒の三支とは正語・正業・正命をいふ。無色界には色法なきが故にこの三支なし。

【三七】 欲及び有頂。

【三八】 覺道支とは七覺支と八聖道をいふ。

り。勝定を依と爲して、便ち信等をして、出世の法のために増上縁と爲ら令む。此れに由りて五根を説いて第四と爲す。根の義既に立ちて能く惡趣を招き、惡業煩惱屈伏すること能はず。此れに由りて五力を説いて第五と爲す。力の義既に成ず。能く如實に四聖諦の境を覺し、疑慮無きが故に、七覺支を説いて第六に在り、既に如實に四聖諦の境を覺し、生死を厭捨し、涅槃を欣趣するが故に、道支を説いて以て第七と爲す」と。中に於て一一其の次第を辯せば、經論を釋するが如く、應に正しく思求すべし。今此の論の中、法相を思擇す。次第の理に於ては勞煩して述ぶることなし。

第五項 覺支の有漏無漏分別

今此の中に於て應に覺分を辯すべし。幾くは無漏にして、幾くは有漏なる耶。頌に曰はく、

七覺と八道支とは

一向是れ無漏なり

・ 三の四と五の根と力とは

皆二種に通ず。

論じて曰はく、七覺と八聖道支とは、唯是れ無漏なり。唯修道と見道との位の中に於て、方に建立するが故なり。謂はく、修道位には七覺支増し、菩提に隣近す。謂はく、有頂を治するが故に覺支の體は一向に無漏なり。一切の覺分皆菩提を助くるに、唯此れ獨り覺支の名を標するは、最も菩提の果に隣近するを以ての故なり。此の理趣に由りて七覺支と證す。應に知るべし、但有頂を治するに依りて説くなり。此れを上首と爲し、下地を治するに類する唯無漏に於て覺支の名を立つ、若し然ることを許さずば、寧ぞ二に通ぜざらん、或は一切の菩提分の中に於て、菩提に近きに依りて覺支の號を立つ。道の中修道の位は菩提の性に近し。菩提に近きは唯是れ無漏なるが故に、無漏の修道に方に覺支の名を立つ。見道の位の中には、八道支勝るゝが故に、此れ一向に無漏性の攝なり。正見等も亦有漏に通ずと雖も、然も彼れ聖道支の名を得ず、聖道支の名は無漏に目くるが故に。又諸の論者は覺分の法を許す、覺支の後は定んで是れ無漏なりと説く。若し前に在るは、便ち二

【三六】 七覺支と八聖道。

く勇猛にして勤精進を發し、生死に墜ちず、速に涅槃に趣く、勤の用勝れたるが故なり。

頂法の位に於ては、神足増すと説く。謂はく、此の位の中には能く心識を制し、不退の位に趣き、終に信等の善根を置乏せず。定の用勝れたるが故なり。

忍法の位に於ては、五根増すと説く。謂はく、此の位の中には、永く惡趣を息め、遂に退墮せず、速に離生に入り、増上の義と成根の義勝れたるが故に。

世第一の位には五力増すと説く。謂はく、此の位の中には、煩惱の屈伏する所と爲らず、力の義勝るゝが故なり。忍位の中には亦是くの如かる容しと雖も、然も決定に非ず。是の故に説かざるなり。或は此の位の中には、一切の餘の異生の法の屈伏する所と爲らざるが故に、此の位に於て力の義偏へに増すなり。

修道の位の中には、菩提の位に近くして、覺を助くること勝るが故に、覺支増すと説く。或は此の位の中、九品の惑を斷じ、數數覺するが故に、覺支の義増すなり。

見道の位の中には、所有の道義皆具足するが故に、道支増すと説く。謂はく、尋求の依と及び通往趣の二義具するが故に説いて名けて道と爲す。見道の位の中、二義最も勝る。謂はく、見道の位に聖慧初めて生じ、如實に諦理を尋求すること勝るゝが故に、又此の位に於ては期心を起さず、能く速疾に行き、往趣勝るゝが故に、數の増に隨ふが故に。

契經の中に於て、先に七、後に八(と説く)、修の次第に非ず。有餘は此に於て次第を立て、言はく、「行者最初に慧の勢力に由り、身等の境に於て自相と共相を如實に了知して衆善を導起すること、有目の者の衆善を將導するが如し。是の故に最初に四念住を説く、四念住に由りて衆境を了し已つて斷惑修善に於て能く正勤を發起す。故に第二に於て四正斷を説く、正勤の力に由りて相續中過失損滅し、功德をして増盛せ令む。殊勝の定に於て方に能く修習す。是の故に神足は説いて第三に在

【七】 經の次第。契經の中とは雜阿含二四・三三(大・二四三)同二六・五三(大・二四三)これらの經には四念住・四正斷・五根……七覺支・八聖道と次第するも、若し修行の次第よりすれば見道には八正道を修し、後の修道にて七覺支を修する順序となるべきなりとの意。

何に緣りて信等に根と力との名を立つるや。増上を以ての故に、屈伏し難きが故なり。何に緣りて此の五を先に説いて根と爲し、後に名けて力と爲すや。此の五法は下と上との品に依りて、先後を分つに由るが故なり。又屈伏す可きと、屈伏す可からざるとに依るが故なり。下品の信等の勢用劣なるが故に、猶、所治と同類の屈伏と爲す。上品は此れに翻するが故に力の名を得。

説く所の覺支は何の義有りと爲すや。能く覺悟するの義を名けて覺支と爲す。若し、爾らば覺支は唯應に一のみ有るべし。爾らず念等は是れ擇法の分にして皆擇法に順ず。勝に従つて名を爲す。或は覺の支、是れ覺支の義なりと。若し、爾らば應に覺支は唯六のみを許すべし。爾らず、擇法は是れ覺にして亦覺支なり。所餘の六種は是れ覺支なるも覺に非ず。

説く所の道支は何の義有りと爲すや。尋求の義に依り、名けて道支と爲す。若し、爾らば道支は唯應に一のみ有るべし。爾らず餘の七は是れ正見の分にして皆正見に順ふ。勝に従つて名と爲す。或は道の支、是れ道支の義なり。若し、爾らば應に道支は唯七と許すべし。爾らず、正見は是れ道にして亦道支なり。所餘の七種は是れ道支にして道に非ず。

第四項 諸位と主なる覺分

當に何れの位に何れの覺分増すと言ふべきや。^{二五}頌に曰はく、

及び修と見との道の位に

應に知るべし、次第に増す

初業と順決擇と

念住等の七品は

論じて曰はく、^{二六}初修の業の位に念住増すと説く。謂はく、此の位の中には、顛倒を息むと爲す、念の勢力に由りて身等の境に於て、自相共相能く審に了知し、二種の愚を壊する慧の用勝るゝが故なり。

煖法の位に於ては、正斷増すと説く。謂はく、此の位の中に生死の過、涅槃の功德を見、遂に能

【一】 記故といふ。

【二】 斷修とは勉めて已生未生の二惡を斷じ、已生未生の二善を修するに際し、勤の心所勝力を有し、斷修を怠る懈怠を怠るが故に正斷と名くとの意。

【三】 正勝 (Samyak-purudha=na)。

【四】 持策とは邪を離れて身口意の三業を住持し、勵みて善を修するるとき、此の勤の心所最も勝るが故に名くとの意。

【五】 定は能變化心等を引き起して諸の神變不可思議の境界(神)と變作する所依止(足)となるが故に名くとの意。

【六】 信・勤・念・定・慧の五根を五根といひ、上品を五力と名く。屈伏し得べき程度の信等を根といひ、屈伏し得べからざるを力と名く。

【七】 順決擇分・修道・見道等の諸位と三十七覺分の顯現の關係を述べしもの。

【八】 初修業の位とは順決擇分の前の別相念住、總相念住の位にして、この位に於ては、身受心法の四を明に照らし、その自相共相を了知するが故に慧の用最も勝れ、念住顯現す。

精進力と、精進覺支と、正精進とは勤を以て體と爲す。四神足と、定根と、定力と、定覺支と、正定とは定を以て體と爲す。信根と信力とは信を以て體と爲す。念根と念力と念覺支と、正念とは念を以て體と爲す。喜覺支は喜を以て體と爲し、捨覺支は行蘊なるを以て捨を體と爲す。輕安覺支は輕安を以て體と爲す。正語と正業と正命とは戒を以て體と爲す。正思惟は尋を以て體と爲す。是くの如く覺分の實の事は、唯十なり。前の五即ち是れ信等の五根は境等の殊りに由りて分ちて三十と爲す、更に喜と捨と輕安と戒と尋とを加へしものなり。戒を分ちて三と爲す。復總じて七を成す、並びに前に合せて三十七種を成す。

毘婆沙師は説く、「十一有り、身業と語業と相雜はらざるが故に、戒を分ちて二と爲し、餘の九は前に同じ」と。

第三項 特に念住・正斷・神足に就いて並びに五根五力の區別

念住等の三の名は別の屬無し。如何にして獨り説いて、慧と勤と定と爲すか。頌に曰はく、

四念住と正斷と

神足とは増上なるに隨ひて

説いて慧と勤と定と爲す

實は諸の加行善なり

論じて曰はく、四念住等の三品の善法の體は、實には遍く諸の加行善を攝す。然るに同品の増上なる善根に隨ひて、次の如く説いて慧と勤と及び定と爲す。

何に緣りて慧に於て念住の名を立つるや。慧は念力に由りて持して、(境に)住せ令むるが故なり。

何が故に勤を説いて名けて正斷と爲すや。正しく、斷修を修習する位の中に於て、此の勤の力の

能く懈怠を斷するが故なり。或は、正勝と名く、正しく身語意を、持策する中に於て、此れ最勝なるが故なり。

何に緣りて定に於て神足の名を立つるや。諸の靈妙の徳の依止する所なるが故なり。

【八】 定。

【九】 信。

【一〇】 念。

【一一】 喜。

【一二】 捨。

【一三】 輕安。

【一四】 戒。

【一五】 尋。

【一六】 毘婆沙師の異説。

【一七】 四念住・四正斷・四神足の中には特に十實事に屬すべきものなし。何故に前に念住をば悉く慧に配當し、正斷を勤に、神足を定に配當せしやと問ふもの。

【一八】 四念住等の三は相應俱有をも含めて出體すれば、凡ての加行善を攝するも、分ちていへば念住は慧を主とし、正斷は勤を主とし、神足は定を主とするを以て三者に配せしなりと。

【一九】 俱舍論一五・一三左に毘婆沙師の説となし、同論に論主正義の説を示して、「理實由慧令念住境如實・見者能明

卷の第三十四

〔辯賢聖品第七の六〕

第三節 三十七菩提分法

第一項 名 數

道を亦名けて 菩提分法と爲す。此れに幾くの種有りや。名義は云何。頌に曰はく、

覺分に三十七あり

謂はく四念住等なり

覺は謂はく盡無生なり

此れに順ずるが故に分と名く

論じて曰はく、經に覺分を説くに三十七有り。謂はく、四念住と四正斷と四神足と、五根と五力

と七等覺支と八聖道支となり。盡と無生との智を説いて名けて覺と爲す。覺する者の別に隨ひて、

三菩提を立つ。一には聲聞の菩提、二には獨覺の菩提、三には無上菩提なり。

無智・睡眠皆永く斷するが故に、及び如實に已に己れの事を作し、復作さずと知るが故に此の二

を覺と名く。三十七の法は菩提に順趣す。是の故に皆菩提分法と名く。

第二項 菩提分法の體

此の三十七の體は各別なり耶。爾らず。云何。頌に曰はく、

此の實の事は唯十なり

謂はく慧と勤と定と信と

念と喜と捨と輕安と

及び戒と尋とを體と爲す

論じて曰はく、此の覺分の名は三十七なりと雖も、實の事は唯十なり。即ち慧と勤と等なり。謂

はく、四念住と、慧根と、慧力と、擇法覺支と正見とは慧を以て體と爲す。四正斷と、精進根と、

【一】菩提分法(Bodhi paksa dharma) 巴 Bodhi pakkhinya dhamma)

【二】經とは雜阿含二六・五四(大・二 188 b)・增一・二六・四(大・二 635 o)。

念住 (Smṛty upasthāna) 身・住・心・法の四。

正斷 (Samyak prahāna) 巴 Sammapradhana) 斷斷・律儀斷・隨護斷・修斷の四。

神足 (Adhipada) 欲・勤・心思惟の四。

根 (Indriya) 信・勤・念・定・慧の四。

力 (Bala) 同上。

覺支 (Bodhya āga) 巴 Bodhi āga) 擇法・精進・喜・輕安・念・定・捨の七。

聖道支 (Aryastāngika mārga) 正見・正思・正語・正業・正命・正精進・正念・正定の八。

【三】覺の意義。

【四】支は三十七に分るともその體は慧以下の十に過ぎざることを述べしもの。

【五】十體。

【六】慧。

【七】勤。

『現法に遲身壞速等の四句の差別有り』と。此れは加行の勤・不勤有るに約す。轉根及び有退に約して説かず。諸の聖者若し、已に經生ならば退せず、轉根せず、上界に生ぜざるを以ての故に。^{一七三}大覺と獨覺とは究竟に到る。聲聞は何の通行に依りて聖に入るや。極果大覺を證するは、唯樂速通行に依る。謂はく、第四靜慮を以て依と爲し極めて利根なるに由り、正しく決定に入り、無上正等菩提を證得す。獨覺の中に於て鱗角喩は大覺の如く説き、餘は則ち不定なり。究竟に到る二聲聞の中に於て、^{一七四}舍利子は苦速通行と及び樂速通行に依りて入聖して極果を證す。彼れ未至に依りて正しく決定に入り、第四定に依りて漏盡を得するが故に。目連は唯苦速通行に依る、謂はく、未至に依りて正しく決定に入り、無色定に依りて漏盡を得せしが故に、二聖は先來樂慧樂定なるが故に極果を證するに、色・無色に依りて究竟に到ると許す。諸大聲聞は法爾として唯應に漸次に得果すべし。故に彼れの聖道に入るは、皆未至地に依るなり。

【一七三】大覺獨覺聲聞と通行。

【一七四】舍利弗目連と通行。

を攝せずして成ずるが故なり。

一七〇 有餘師の説く、「未至地の道は成辦す可きこと難きが故に苦の名を立つ。謂はく、先來都て定を得せざる有り、多く功用を起して、方に現前を得ず。此れ既に現前するを勝加行と爲す。根本靜慮は起し易きが故に樂なり。靜慮・中間は同一地の攝なり。異心品滅して異心品生じ、極めて艱辛と爲すが故に亦苦と名く。譬へば木を以て木を析ること極めて難きが如し。謂はく、一地中に有尋有伺の龜心品滅して、無尋唯伺の細心品生ずるに功力を用ふること多し。諸の無色定も亦甚だ成じ難し。故に亦苦と名く、極めて微細の故なり。謂はく、無色定の行相眇然として測量すること易からず、修するに成辦し難し、又靜慮従り無色を起す時、五蘊定んで滅し、四蘊定んで起り、極めて辦じ難きが爲めの故に苦の名を立つるなり」と。

一七一 云何が根に依りて差別を建立するや。謂はく、即ち苦樂の二通行の中、鈍根を遲と名け、利根を速と名く。二行の境に於て通達するに、稽遲するを説いて遲通と名け、此れに翻するを速と名く。或は遲鈍の者の起す所の通行を遲通行と名け、速なるは此れと相違す。或は涅槃に趣くに遲有り、速有り、根の鈍利に由る。後當に辯ずるが如し。

一七二 此の行は五蘊・四蘊を性と爲す。色定と無色定との別に依り、而も通と名くるは慧の勝ぐるゝことを顯すが故に。見道の位の如く、五蘊を具すと雖も、慧勝ぐるゝを以ての故に見の名を立つ。見道の邊の諸の世俗智の如く、金剛喻定も亦五蘊・四蘊を體と爲すを以て、智定の名を立つ。然るに經中に四通行を説くこと有り、五根を性と爲す。亦勝に就て説き、慧勝中の勝なるが故に、通の名を立つ。

一七三 中根有りと雖も即ち利鈍に攝す。圓寂に趣くに於て速有り遲有り。此れは等しく加行を修勤するに據つて説く。若し等に據らざれば則ち鈍利根の涅槃に趣向するに遲速不定なり。又契經に説く、

【一七〇】異説。

【一七一】遲速の別。

【一七二】通行の性。

はく、無間と行と解脱とを除く所餘の諸道なり。

何なる義を道と名くるや。謂はく、尋求の依なり。此れに依りて涅槃の果を尋求するが故に、此れに由りて一切苦智等を修し、皆涅槃を尋求すと爲さざるは無し。或は此の道の名は涅槃の路に目く。三乗の賢聖此の夷途を涉りて、速に二種の涅槃界に達するが故なり。

第二節 四通行

道は餘處に於て通行の名を立つ。諦の中に於て能善く通達し、復速に涅槃の域に往くを以ての故なり。此れに幾くの種有り、何に依りて建立するや。頌に曰はく、

通行に四種有り

樂は本靜慮に依る

苦は所餘の地に依る

遲速は鈍利の根なり

論じて曰はく、經に通行を説くに總じて四種有り。一には苦遲通行、二には苦速通行、三には樂遲通行、四には樂速通行なり。此の四通行に差別有るは、地に依り、根に依りて建立すること異なるが故なり。云何が地に依りて差別を建立するや。謂はく、根本四靜慮の中に依り、生ずる所の聖道を樂通行と名く。任運に轉ずるが故に、船筏に乗ずるが如し。任運に轉ずとは、此の地の中に止觀雙び行じて増減無きに由るが故になり。又此の諸地所有の等持・五支・四支を攝受して成ずるが故なり。

餘の無色と未至と中間とに依りて生ずる所の聖道を苦通行と名く。道は苦に非ずと雖も、苦受相應にして艱辛にして轉ずるが故に、亦名けて苦と爲す、陸路を乘馬等に依りて行くが如し。艱辛にして轉ずとは、此の地の中の止觀俱なりと雖も、而も増減するに由るが故なり。謂はく、無色地(の定は)、觀減じ、止増す。未至と中間とは觀増し、止減す。又此の諸地所有の等持は五支・四支

【一五】道の意義。

【一〇】通行 (Pratipada, E' Prati-pada)。

【一六】四通行。

【一七】苦遲通行 (Duhkha pra-tipad dandhabhijā, E' Duhk-

khā patipeda dandhabhijā)。

【一八】苦速通行 (Duhkha Pra-tipad ksiprabhijā, E' Duk-

khā patipada)。

【一九】樂遲通行 (Sukha prati-pad dandhabhijā, E' Sukha

pratipeda dandhabhijā)。

【二〇】樂速通行 (Sukha prati-pad ksiprabhijā, E' Sukha=

patipada)。

【二一】樂通行。

【二二】樂通行とは努力することなくして任運に轉ずるをいふ。これ四根本靜慮には十八禪支を具し、觀智と定心平均すればなり。

【二六】苦通行。

【二七】苦通行とは努力を要するをいひ、これ未至・中間は觀勝りて止劣り、無色は止勝りて觀劣り、兩者の平均を缺くによる。

退す可き者有るを以てなり。是の故に契經に、不動の内に於て不退の法を立つ。

三明を具する者は一五三有るは言はく、「此れは慧解脱、俱解脱の中に攝在す」と。

未だ已に滅盡定を得せざるに通ずるが故に。有るが言はく、「唯俱解脱の攝に在り」と。宿住と死生と明かに本の靜慮に依るが故に。本の靜慮を起せば俱解脱と名くるが故に。

今經の意を詳にするに、慧と俱解脱と若し圓滿せば、其の體各異る。未だ根本を起さずして滅盡の位を得するに懸隔するが故なり。圓滿せざるは二體相雜る。随つて説いて皆通ず。然るに簡別して難ること無から令めんと欲せば、應に滅定に就いて不得と得とを説くべし。慧解脱に滅定の根本靜慮を得すること無く、現行せずと雖も、而も去來に於て必ず成就するを以ての故に、此れに由りて三明を具する者は理として通じて二解脱の中に攝在すと説くべし。

第八章 諸道論

第一節 四道

一五四廣く諸道を説くに差別無量なり。謂はく、世・出世・見・修道等なり。今應に思擇すべし。諸道の中に於て略して説くに幾く有りて能く遍く攝す可きや。頌に曰はく、

應に知るべし一切の道に

略説するに唯四有り

謂はく、加行と無間と

解脱と勝進道となり

一五五論じて曰はく、加行道とは、謂はく、此の無間に無間道生ずるなり。

一五六無間道とは謂はく、此れは能く應に斷すべき所の障を滅するなり。

一五七解脱道とは謂はく、已に應に斷すべき所の障を解脱して、最初に生ずる所なり、勝進道とは、謂

【一五三】異説。

【一五四】四種の道の差別。加行・無間・解脱・勝道の四道、加行道は斷惑の準備、無間道に正しく斷惑し、解脱道はその結果として得する勝道にして、正しく攝滅涅槃を得ず。勝進斷はこの三道に攝せざる諸の施設をいふ。

【一五五】加行道 (Pratyogya-mārga)。
 【一五六】無間道 (Anantarāya-mārga)。
 【一五七】解脱道 (Vimukti-mārga)。
 【一五八】勝進道 (Vishesamārga)。
 【一五九】勝進道 (Vishesamārga)。

諸の見至の未だ欲染を離れざるなり。有學の者有り、但果に由るが故に亦滿の名を得ず。謂はく、信解の不還の未だ滅盡定を得ざるなり。有學の者有り、根と果に由るが故に亦滿の名を得ず。謂はく、見至の不還未だ滅盡定を得ざるなり。有學の者有り、果と定とに由るが故に亦滿の名を得ず。謂はく、諸の信解の滅盡定を得るものなり。有學の者有り、具に三に由るが故に獨り滿の名を得ず。謂はく、諸の見至の滅盡定を得るなり。有學の者は但定に由るが故に、及び根と定との故に亦滿の名を得ること無し。

^{一四九}此れは依る可からず。如何が有學は諸の有學の勝功德の中に於て、猶未だ具に證せざるに、而も許して滿と名けんや。故に前の説の如きは理定んで依る可し。

^{一五〇}無學位の中、果滿に非ざること無きが故に、果に由りて滿の名を建立せず。自位相望するを獨り滿と名くるは、要す二種を具す。謂はく、根と定となり。故に唯不時と俱解脱の者とは、餘の無學に望むるに獨り滿の名を得ず。随つて一を闕く者は尙滿の無學に非ず。何に況んや雙べ闕くより滿の無學の名を得せんや。何等をか名けて隨つて一を闕く者と爲すや。謂はく、時解脱の滅盡定を得ると、或は不時解脱の滅盡定を得ざるとなり。何等をか名けて雙べ二を闕く者と爲すや。謂はく、時解脱の滅定を得ざるなり。有るは一を闕くも亦滿の名を得ずと許す。此れは依る可からざること、理前に説けるが如し。契經に説くが如し、『二の阿羅漢一は三明を具し、二は不退法なり』^{一五二}前に説く所の諸の應果の中に於て、二の阿羅漢は何の應果の攝なるや。且らく不退法は不動に攝在す。

然も此の不動差別して二有り、一は唯能く應果を退せず、二は一切の勝徳を退せざるなり。此の中第一を但不動と名く。思法等の如きは、練根に由りて得し、仍、阿羅漢果を退失すること有り。此れ彼と異なるが故に不動の名を得。然るに應果に於て一切の勝徳の猶退失す可きを不退と名けず。第二も亦諸の勝徳を退すること無し、故に經に彼れに於て不退の名を立つ。不動の中の勝功德に於て、

【一四九】批評。

【一五〇】無學の聖者(後二句)。

【一五二】批評。

【一五三】教證の中の二阿羅漢は何れの應果の攝なりや。

を解脱する時、方に在身及び行世を起すが故に。

【二三】阿羅漢は名同じき者有れば、根も亦同じき耶。應に四句を作すべし。第一句は、慧解脱の中に時解脱不時解脱有り、俱解脱の中に二有り、亦爾り。第二句は時解脱の中に慧解脱有り、俱解脱有り。不時解脱に二有り、亦爾り。第三句は慧解脱の中に二、時解脱は自ら互に相望するに二、不時解脱、俱解脱も亦爾り。第四句は慧解脱の中に時解脱を取り、俱解脱の中に不時解脱、展轉相望して此れと相違す。應に知るべし、亦爾り。

第三節 學無學の滿たる條件

【二四】世尊の説くが如し。『五煩惱を斷じて牽引す可からざるも、未だ滿の學と名けず』と。學・無學の位は各幾くの因に由りて、等しき位の中に於て、獨り稱して滿と爲すや。頌に曰はく、

有學を名けて滿と爲すは

根と果と定との三に由る

無學に滿の名を得るは

但根と定との二に由る。

【二五】論じて曰はく、學が學位に於て、獨り滿の名を得るは、要す三因を具す。謂はく、根と果と定となり。故に見至と身證とは獨り名けて滿と爲すことを得。少しく闕くる者有らば、尙學を滿するに非ず。況んや一切闕けて而も滿の名を得せんや。

【二六】何等をか名けて少しく闕くること有る者と爲すや。謂はく、信解の滅定を得るもの、或は見至の不還の未だ滅盡定を得せざるもの、或は見至の未だ欲を離れざるもの、或は信解の不還の滅盡定を得ざるものなり。

【二七】何等をか名けて一切闕くる者と爲すや。謂はく、信解の未だ欲を離れず少許しく闕くる有るも、亦滿の名を得ず。彼れ是の言を作す、「有學の者有り、但根に由るが故に亦滿の名を得ず、謂はく、

【二六】阿羅漢の名の四句分別。

【二七】雜阿含二九・二六(六)。

【二八】學・無學位それぞれの最高條件如何に問ひしもの。

【二九】前二句は有學位に於ける滿たるの條件を述べ、後の二句は無學位について述べしもの。

【三〇】有學の具滿、(初二句)。

【三一】有學位には、(一)その果を得ること、(二)利根なること、(三)滅盡定を得ること

の三條件を具すべきもの、然して見至と身證とは滿と名くることを得。三條件を具するものを圓滿といひ、その一二を具するものを分滿といふ。

【三二】分滿。

【三三】果と定との滿。

【三四】根果滿。

【三五】根滿。

【三六】果滿。

【三七】有學位の條件の一切を闕如するもの。

【三八】世親。俱舍論二五・一〇左に出づ。

るべきや。頌に曰はく、

俱は滅定を得るに由る

餘をば慧解脱と名く

論じて曰はく、諸の阿羅漢の滅(盡)定を得する者をば、俱解脱と名く。慧と定との力に由りて、雙べて煩惱と解脱との障を解脱するが故なり。所餘の未だ滅盡定を得ざる者をば、慧解脱と名く。但慧の力に由りて、煩惱の障に於て解脱を得るが故なり。

何等をか名けて解脱の障の體と爲すや。諸の阿羅漢、心已に解脱して、而も更に解脱を求むるを彼の障を解脱すと爲す。謂はく、所障の諸の解脱の中に於て、劣無知無覆無記性の能く解脱を障ふる有り。是れ解脱の障の體なり。彼彼の界に於て離染を得する時、已に餘り無く斷じて解脱を起すと雖も、彼れ行ぜざる時方に彼れを解脱すと名く。

有餘師の説く、「此の解脱の障は即ち諸の定に於て、自在ならざるを以て體と爲す」と。有餘師の説く、「此の解脱の障は、即ち諸の定の不得を以て體と爲す」と。有餘師の説く、「彼の加行に於て勤求せざるが故に、聽聞せざるが故に、數習せざるが故に、解脱生ぜず、即ち此れを名けて解脱の障の體と爲す」と。

初めの説は理に應ず、所以は何ん。必ず少法有りて力能く障を爲し、彼れをして定に於て自在に轉ぜざら令む。若し爾らずば彼れ何の緣有りて、諸の定中に於て自在を得ざるや。定を得ざるは必ず所因有り、説いて即ち不得を因とすと言ふ可からず。自體は應に還た自を因とすべからざるが故に。或は煩惱障も亦應に即ち應果の不得を以て性と爲すと言ふべからず。彼れ既に然らず。此れ云何が爾らんや。阿羅漢果も亦加行の不動求等に由るが故に體は生ずることを得ず。豈に便ち別の煩惱障の體無からんや。故に後の三説は皆理に應ぜざるなり。又無漏心も亦此れ従り解脱を得と名くこと有り。在身に約すると及び行世に約するとに由りて解脱を説くが故に。謂はく、要す解脱障

これに北俱盧洲を除く三洲を加ふるが故に九となる。

【二七】 俱解脱と慧解脱との二。

【二八】 第一句は俱解脱を明し、第二句は慧解脱を明す。

【二九】 俱解脱。

【三〇】 慧解脱。

【三一】 解脱障の體。

【三二】 異説(一)。

【三三】 異説(二)。

【三四】 異説(三)。

【三五】 評破。

けて信解、見至と爲す。

一〇〇 滅定を得るに依りて身證の名を立つ。身に由りて滅盡定を證得するが故なり。

一〇一 解脱の異に依りて後の二種を立つ。謂はく、唯慧に依りて煩惱障を離るゝ者は慧解脱を立つ、兼て定を得るに依りて解脱論を離るゝをば、俱解脱と立つ。

一〇二 此の名は七なりと雖も、事の別は唯六なり。謂はく、見道の中に二の聖者有り、一には隨信行、二には隨法行なり。此れは修道に至りて別ちて二の名を立つ。一には信解、二には見至なり。此れは無學に至りて復二の名を立つ。謂はく、時解脱と不時解脱なり、然も唯應に二の聖者有りと説くべし。隨信と隨法行との異り有るが故に、即ち此の二種、道に隨ひて差別し、異名を立つと雖も、別の體無し。

一〇三 是くの如く説く所の補特伽羅は、根と性と道と離染と依(身)との別を以て、諸門分析せば數多千を成ず、最初の一の隨信行の如きは、根の故に三と成る、謂はく、下・中・上なり。性の故に五と成る。謂はく、退法等なり。道の故に十五と成る。謂はく、八忍七智なり。離染の故に、七十三と成る。謂はく、具縛と八地の染を離るゝとなり。依身の故に九と成る。謂はく、三洲と欲天となり。若し根と性と道と離染と依身と相乗すれば、合して一億四萬七千八百二十五種と成る。

隨法行等は理の如く、應に思ふべし。是くの如き等の門の差別無量なり。若し委細に一一分別せんと欲せば功を施すこと甚だ多くして用ふる所極めて少し。故に我れ此に於て略して方隅を示すなり。有智の學徒應に廣く思擇すべし。

第二節 俱解脱と慧解脱

前に「解脱に依りて後の二種を立つ」と説けり。後の二種の相を立つること何に由りて應に知

【一〇五】(一)七聖建立の理由、(二)その實體の數につきての質問。

【一〇六】初めの二句は初問に答へ、次の二句は第二問に答へしもの。

【一〇七】隨信行・隨法行の根據。

【一〇八】見道に前に於て他の教へを信じて加行を修すると、自ら教法に隨ひて所求の利益を目的にして修するによりて、隨信・隨法の別あり。

【一〇九】信解及び見至。見道の隨信行の聖者即ち鈍根のもの修道に至り、信増上して無漏の正解顯はるに由り、信解といひ、見道隨法行の聖者、即ち利根者修道位に至り、慧増上して正見現はれ見至と呼ぶ。

【一一〇】身證。

【一一一】慧解脱及び俱解脱。

【一一二】七聖の體(後二句)。

【一一三】事の別は唯六とは。見・修・無學道の三道に涉りて利鈍の二あるを分ちて七聖とするをいふ。身證は信解、見至の外に體無きを以てなり。

【一一四】隨信行の聖者。

【一一五】七十三とは三界見修二惑を悉く具縛の聖者を一人とし、下八地の九品の修惑を斷ずる聖者が八九七十二人あるが故なり。

【一一六】欲天とは六欲天をいふ。

む時にして退する時に非ざるが故なり。

第八項 九 無學

諸の無學の位の補特伽羅に總じて幾種有りや。何の差別に由るや。頌に曰はく、

七は聲聞なり二は佛なり

差別は九根に由る

論じて曰はく、無學の位に居する聖者に九有り。謂はく、七の聲聞と及び二の覺者となり。退法智の五と不動に二を分つは、後と先との別なるが故にして、(合して)七の聲聞と名く。獨覺と大覺とを二を覺者と名く、下下等の九品の根の異なるに由り、無學の聖をして九の差別を成ぜ令む。

第七章 學無學位に涉る諸問題

第一節 七聖人

有學無學の補特伽羅は一切を總じて收むるに七種を過ぐる事無し。一には隨信行、二には隨法行、三には信解、四には見至、五には身證、六には慧解脫、七には俱解脫在り、何に依りて七を立つるや。事の別に幾く有るや。頌に曰はく、

加行と根と滅定と

解脫との故に七を成す

此の事の別は唯六あり

三道に各二あるが故なり

論じて曰はく、加行の異に依りて初めの二種を立つ。謂はく、先きの時に他語に隨信すると、及び自ら法に隨ひて、能く所求の一切の義の中に於て、加行を修するに依るが故に、隨信行、隨法行の名を立つ。

根の不動に依りて次の二種を立つ。謂はく、鈍と利と、信と慧と根増するに依りて、次の如く名

【105】 九無學を明す。
【106】 七聲聞即ち阿羅漢なり。
【107】 後とは練根不動、練根して不動になりたるもの、先とは先來不動、練根に依らず、元來不動なるもの。

【108】 七種の聖人。
【109】 隨信行 (Sradhānusārin) 曰 'Saddhānusāri'。
【110】 隨法行 (Dhammanusāsī) 曰 'Saddhānusāri'。
【111】 信解 (Sradhādhimukta) 曰 'Saddhādhimukta'。
【112】 見至 (Dṛṣṭipāpta) 曰 'Dīṭhipatta'。
【113】 身證 (Kāya-sākhi) 曰 'Kāya sākhi'。
【114】 慧解脫 (Prajñā vimuktā) 曰 'Prajñā vimuktā'。
【115】 俱解脫 (Ubhayaṅka vimuktā) 曰 'Ubhayaṅka vimuktā'。

中は勝種性を得せば、必ず前の劣を捨す。煖等の位の中は、練根を修する者は、但勝性を得し、劣性は行ぜざるを、名けて轉根と爲す。劣の得を捨するには非ざるなり。

一〇〇 無學の練根は通じて九地に依る。謂はく、四靜慮と未至と中間と及び(下)三無色となり。唯此の九地に無漏道有り、餘地には無きが故に。有學の練根は唯六地に依りて、三無色を除く。所以は何ん。轉根は果及び勝果道と捨すること有る容く、所得は唯果にして勝果道に非ず、心、果を欣ぶを以ての故に。有學の果は無色地に攝すること無きが故に、學の練根は但六地に依るなり。設ひ學位は、無色に依ると許すも練根は定んで是れ不還にして、勝果道の位に住す。不還果は無色の地に攝すること無し。故に無色に依らずして練根を修して得果す。初めの二果は唯未至の攝なるを以てなり。不還は唯通じて六地の攝なるが故に。

一〇一 有るは説く、「唯住果の練根有り。多を捨し、少を得する過有ること勿し、故に是くの如きの過無し。練根の者は心、勝果を期し、多を求めざるを以ての故に、此れに由りて學位に練根を修する者、若し果道に住せば、加行等の三は皆果道の攝なり。若し勝道に住せば、加行無間は勝果道の攝にして、解脫道は果道の攝なり。無間の位に住し、練根を修する者は、加行等の三唯果道の攝なり。諸の住果の位に練根を修する時、果を捨し、果を得して勝道の位に住す。練根を修する時二の得果を捨す」。

一〇二 又諸の聖位に練根を修する時、本の得果と地同じきや、或は異なるや。謂はく、初の二果は依地必ず同じ。彼此俱に未至地に依るが故なり。不還と應果は依地不定にして、或は本の地に依り、或は上、或は下なり。差別有るは若し諸の不還、下の練根に依らば上果を得せざるも、阿羅漢は爾らず、本の得果の如きが故に。有頂の結を分斷して練根得果する時、彼の斷を捨すと雖も、彼の結を成ぜず。異生の者の上七地に生ずるが如きは、應に隨つて下斷を捨し、而も下結を成ぜず。俱に是れ進

【一〇〇】練根の依地としての定(第五一八句)。

【一〇一】有學の轉根は下三無色を除くを明す。預流一來は唯未至の攝、不還は未至中間四根本の六地の攝なるが故に下三無色を除く。

【一〇二】異説。

【一〇三】練根と本の得果との依地の關係。

故に一と。

是くの如き無間と及び解脱との道は、一切唯是れ無漏の性の攝なり。聖者は必ず有漏道を用つて根を轉ずる理無し、世俗の法は體増上に非ず、堪能すること無きを以ての故に。一切の加行は皆二種に通ず、是くの如きの所説は但現行に據り、兼て未來の修に復差別有り。謂はく、無學の位に練根を修する時の加行は、未來も亦通じて二を修す。九の無間道と及び八解脱と未來の所修も亦唯無漏なり。第九の解脱の未來修は二なり。兼ねて三界所有の功德を修す。初盡智の所修と同じきが故なり。

若し有學の位に練根を修する時の加行は、未來も亦通じて二を修す。無間と解脱と、未來の所修も亦唯無漏にして、初果を得するが如し。

然るに無學の位に練根を修する時、道の數と所修は有頂を斷するが如し。若し有學の位に練根を修する時、道の數と所修は上界を斷するが如し。見道の所斷は彼れに由りて但與に隣る。得果の時の道と相似たるが故に學と無學との位に、練根を修する等の加行は皆會と未會得とに通ず。無間と解脱とは唯是れ未だ會て一切皆通ぜざるなり。

^{九八}法智類智の練根を修する者は、唯人の三洲のみ。唯此の身に依りて怖退有るが故に。

^{九八}何等を以ての故に名けて練根と爲すや。諸根を訓練し、増長せ令むるが故なり。謂はく、道力の故に根をして相續せしめ、下を捨て、中を得し、中を捨て、上を得し、漸漸に増勝するを名けて練根と爲す。故に練根の名は轉根の義に目く。

八解脱は漸く勝根を得すと雖も、而も本心の勝性を求むるに由るが故に、未だ勝性を得せず、前の劣を捨てず。後の果を得し一方に前の向を捨するが如く、聖位に在る種性は六有りて、能く練根を修するが如く、見道の前に於ける煖等の加行も應に知るべし、亦爾り、差別有るは、若し聖位の

【九七】無間解脱二道の性（第四句前半）。

【九八】練根の依身（第四句後半）。人の三洲には退失あるが故に、それを恐れて練根を修す。

【九八】練根と名くる所以。

久習なるが故なり學は一なり

無漏なり依は人の三なり

無學は九地に依る

有學は但六に依る

果と勝果との道を捨して

唯果道を得するが故なり

九二 論じて曰はく、勝種性を求めて、練根を修する者は、無學の位の中には、一一の性を轉ずるに、

各九の無間、九の解脫道あり、應果を得するが如し。所以は何ん、彼の鈍根の性は久しく慣習する

に由りて、少功力の能く轉ぜ令む可きに非ず。學と無學との道の所成は堅なるが故なり。

九四 有學位の中には、一一の性を轉ずるに、各一の無間、一の解脫道あり、初果を得るが如し。久習

するに非ざるが故に。

九五 彼の加行道の諸位は各一なり。學と無學位は練根を修する時、皆漸次に後後の種性を修す。勝種

性を得して、方に前の劣なるを捨す。故に諸の無學は練根を修する時、加行・無間の前の八解脫は

應に皆是れ退法等の收なるべきが如く、第九の解脫は是れ思法等なり。諸の有學の者練根を修する

時、加行と無間は是れ退等の攝なり。解脫道の時思法等と名く。我承稟する所の諸の大論師は咸言

はく、練根は皆遮遣せんが爲めに、見修斷惑の力の引發する所なり。無覆無記は無知にして現行す。

故に學位の中練根を修する者は、正しく見惑の發す所を遮遣すと爲す。無學位の中練根を修する者

は、正しく修惑の發す所を遮遣すと爲す。如如に彼の能く發す惑を斷する時、所起の無間と解脫の

多少は是くの如し。是くの如く彼の所發の無知の現行するを斷する道の數も亦爾り。是の故に無學

は練根を修する時、九無間、九解脫道を用ふるなり。學位の練根の二道は各一なり。然るに見修の

惑所發の無知は所障の殊なるに隨つて多くの品類有り。故に退等を轉じ、思等を成する時、諸道現

前するに各所遺有り。此れに由りて勝性を超得すること有ること無し。

九六 有餘師の説く、「一切の練根は皆一加行なり。無間と解脫は前に説くを善と爲す。理は前の如きが

【九二】無學の練根（初二句第三句前半）。

【九三】個々の種性を障る不染無知に九品有るが故に、これを斷ずる無間・解脫道にも各

九あり。

鈍根の無漏道は有學位、無學位の二位に俱に起して久しく慣習し、九品の不染無知は堅

牢にして少功力にて轉ずべきによりて初めて斷じて鈍根の道

を起し、利根の道を起し得べきが故なりの意。

【九四】有學の練根（第三句後半）。

【九五】加行道。加行道は有學も一加行を發し、無學も一加行を起す。有學ならば一無間

一解脫道なり、無學ならば九無間九解脫道あり。

【九六】異説。

纏を起して所得を退失す。諸有の退失は先の所得の時、若し上纏の現在前を起さば、退するも下善を失せず、下惑を成ぜず。若し下纏現在前を起して退すれば、定んで上善を失し、定んで上惑を成す。^{八四}復有るは要す先に退し已つて後の時境に對して惑方に現前せしめんと欲す。施設足論は當に云何が釋すべきや、彼の論に説くが如し、「無色の三纏一一現起して無色盡を退し、色盡の中に住す」と。^{八六}識身足論復云何が釋せん。彼の論に説くが如し、「無色界繫の染心現前して無學の善を捨し、有學の善を續く」と。無學の心を退すると、有學の心に住するとは、此れ俱に相違せず。覺時に依りて説くが故なり。謂はく、先に退すと雖も、而も未だ覺知せず。後惑を起す時方に自ら退を覺す。有るが先に四阿笈摩を誦し、中ごろ、廢すること多時にして忘れて覺えずと雖も、後に誦して得ず、方に自ら忘を知るが如し。此れ亦應に然るべきが故に違失無し。

^{八七}何れの心に住して後惑を起して退する耶、欲界の中無覆無記の威儀工巧異熟生の心に住し、退し已つて後時に方に能く惑を起すなり。然るに此の欲界繫の無覆無記心は或は總じて三界の煩惱に違する有り。此の心正しく起れば、退して三界の惑を得するの義有ること無し。或は但欲・色の煩惱に違する有り。此の心正しく起れば、退して無色の惑を得するの義有る容し。或は但欲界の煩惱に違する有り。此の心正しく起れば、退して二界の惑を得するの義有る容し。或は三界の煩惱に違せざる有り。此の心正しく起れば、退して三界の惑を得するの義有る容し。一切退し已つて其の所應に隨ひ、惑を起す前の心は皆上に説くが如し。此の二説に於て前説を善しと爲す。

第七項 練根の不同

^{八九}上に言ふ所の如くんば、練根の得有り、今應に思擇すべし。^{九〇}諸聖の練根は幾くの無間、幾くの解脱道有りや。有漏道を用ふるや、無漏と爲ん耶。何れの身に依り、何れの地に依るや。^{九一}頌に曰はく、

練根は無學の位には

九の無間解脱あり

【八四】 退を先とし、惑の起るを後とする説。

【八五】 施設足論文の通釋。

【八六】 識身足論文の通釋。

【八七】 何れの心に住して惑を起して退するやにつきて問答。

【八八】 批評前二説の中前説を取る。

【八九】 練根の差別。

【九〇】 これに三問あり。(一)練根と無間道解脱道との關係。(二)其の無間解脱道は有漏なりや。無漏なりや。(三)何の地によりて練根するやの三なり。

【九一】 初めの三句は初問に答ふ。第四句の無漏なりは第二問に答へしもの、五句に下は第三問に答へしもの。

の隨眠必ず還た成するが故なり。

^{A二} 何れの心の無間に惑を起して退する耶。且らく無學従り惑を起して退するは、若し色纏、無色纏を起して退するは、唯自地の順退分定相應の善心従り無間にして起る。欲界に住し上地の攝なる無覆無記心の現在前有るに非ず。唯通果の心を除く。然も彼れ従り退すること無し。豈に順退分は各自地に於て染を離るゝ時捨せずや。^{A三} 如何が無學の者は未だ退せずして惑を起すや。彼の心現前すること理實に是くの如し。然るに順住分の品類に三有り、一には少順退、二には少順進、三には守自位なり。前は自地の順退分定を言ふ、即ち順住分の中、少分順退する者なり。少しく順退するが故に順退の名を得。然るに此の定心は守自位と多く相渉るが故に順住分の攝なり。諸有の未だ順退分を失せざる者は、彼の心の無間に煩惱現前す。若し彼の心を捨すれば従つて順住の攝なり。少しく順退する者は、煩惱を起して退す。故に文義に於て相違する所無し。若し欲纏を起して退矢する者は、自地の善と無覆無記の二心従り、無間に皆現前す容し。

諸の學位従り惑を起して退する者は、色・無色の煩惱を起して退する時、若し先に全く此の地の染を離るゝ者は、唯此の地の順退分定、相應の善心従り無間にして起る。若し未だ全く此の地の染を離れざる者は、此の地の攝なる善及び染汚の二心従り、無間に皆現前す容し。欲界の纏を起して退失する者は、若し先に全く欲界繋の染を離るるは、自地の善と無覆無記の二心従り無間に皆現前す容し。若し未だ全く欲界の染を離れざる者は、欲の善と染と無覆無記との三心従り無間に皆現前す容し。若し未だ現前に清淨を獲得せずは、靜慮無色必ず能く色・無色の纏を起して所得を退失すること無し。彼の惑は彼れ従り無間に起るが故に。但欲纏を起して所得を退失す。若し現前に清淨の靜慮を得するも、猶未だ現前に淨無色を得せずば、必ず能く無色纏を起して退すること無く、欲色纏を起して所得を退失す。若し已に現前に清淨の靜慮無色を獲得せば、通じて欲・色・無色界の

【八二】何れの心の無間に惑を起して退するや。

【八三】無學の未退にして惑を起す理を問ふ。

又^{七四} 住果の位は、應に爲すべからざる所の、果に違する事業は、慚の増すに由るが故に、暫く失念し、煩惱現行すと雖も、住果の時の如く、必ず作すの理無し。高族の者の暫く位を失する時、凡庸と等しく鄙下の業を造らざるが如し。

又^{七五} 誰が退すること有り、誰か退すること無き耶。不淨觀を修して聖道に入る者は退失すること有る容し。持息念を修して聖道に入る者は必ず退失すること無し。止觀を尊重し、貪癡の増すこと無きものは、次の如く應に知るべし、退すること有り、退すること無し。

何れの界、何れの趣に退すること有る容き耶。唯欲界の人三洲にのみ退有り。六欲天處に聖果を得する者は、有るは説く、「利根の故に退有ること無し。勝智有るを以て能く心を制伏し、妙境に背いて聖道に入ら令むるが故なり」と。有るは説く、「退する者は資緣闕くるに由りてなり。或は所依の身平等ならざるが故なり。六欲天處に二事並びに無し。鈍根有りと雖も、隨信行の性は彼に生じて聖を得し、亦退するの理無し」と。

諸の有退の者は、惑を起して退すと爲んや。先に退し已つて惑方に現前すと爲んや。或は有るに惑を起すに由つて退せしめんと欲す。品類足論は當に云何が通すべきや。彼の論に説くが如し。「欲貪噴眠は三處に由りて起る。一には欲貪隨眠の未斷遍知の故に。二には彼の纏に順する法正しく現在前するが故に。三に彼れに於て正しく非理の作意を起すが故に、乃至廣説」と、相違の失無し。所以は何ん。煩惱の現前するに略して二種有り、已斷と未斷と差別有るが故に、此の中偏へに未斷起の者を説くなり。又煩惱の起るに略して二門有り。染と不染心の無間に起るが故に、此の中偏へに染の無間の者を説く。或は煩惱の起るに總じて三緣有り、然も煩惱の生ずるや、藉る所不定なり。或は唯境界力のみ藉りて生ずる有り。或は境と因を藉り、或は加行を兼ね。此れは具する者に約するが故に三に由ると説く。或は惑を起す時三緣必ず具す。非理の作意正しく起りて現前し、所斷

【七四】 住果位の不作の事業（後二句）。

【七五】 不淨觀を修して聖道に入るものは退失し、持息念を修して聖道に入るは退失することなし。

【七六】 界趣に於ける退。

【七七】 異説（一）。

【七八】 異説（二）。

【七九】 退に就て退を先とし起惑を後とする説と、起惑を先とし退を後とする説有り。

【八〇】 その中今は起惑を先とし退を後とする説。

【八一】 品類足論文の通釋。品類足論三（大・二六（232））、
【一】者欲貪隨眠未斷未遍知故。
【二】者順欲貪纏法現在前故。
【三】者於彼處有非理作意故」と。

六五 此の三退の中、世尊は唯一の受用退のみ有り。決定して所作の事業有りて、其の心を牽引するを以て、所餘の無量の希有の不共の佛法有りと雖も、起すに暇無きが故に。

六六 佛世尊を除く餘の不動法は、具に未得及び受用退有り。謂はく、殊勝の無評定等に於て、應に得べき功德、未だ得ること能はざるが故に未得退有り。餘の事業の有りて其の心を牽引し、已得の功德起るに暇無きが故に受用退有り。

六七 餘の五の種性は具に三有る容し。亦已得の徳を退失す容きが故なり。

六八 受用退に約して、不動法現法樂を退すと説くものなれば、相違の過無し。

第六項 羅漢は果退するも更生せず

六九 諸の阿羅漢は既に果を退すと許さば、更に生ずと爲んや不や。「彼れ退する位に於て、惑を帶し、命終して應に更に受生すべし。諸の果に住する時に、作さざる所の事を、退する時に作すや、不や、彼れ既に惑を起す、應に更に果の相違の事を爲すこと有るべし」。是くの如きの過無し。所以は何ん。

七〇 頌に曰はく、

一切の果従り退するは

必ず得して命終せず

果に住して爲さざる所は

暫の増するが故に作さす

七一 論じて曰はく、果従り退して中間に命終すること無し。退し已つて須臾にして必ず還た(之を)得するが故なり。若し壽量將に盡くるに臨まんとする者有り、必ず退するの理無し。失念無きが故なり。

要す餘壽有りて、方に退するの理有り。退し已つて久しからずして必ず還た證得せん。契經に説くが如し。「芻苴當に知るべし。是くの如き多聞の諸の聖弟子は、正念を退失して、速に復還つて能く退起する所のものをして、盡沒滅羅せ令む」と。若し然らずと謂はゞ、梵行を修するも果は應に

安隱にして、委信す可き處に非ざるべし。

【六五】 世尊と退。

【六六】 不動羅漢の退。

【六七】 餘、五羅漢と退。

【六八】 不動法の現法樂住の退。

【六九】 羅漢は退果するも更に生ずるに至らず。又羅漢位にてなさざることとは、退果しても爲さざることとを明せしもの。

【七〇】 前二句は第一問に答へ、後二句は第二問に答ふ。

【七一】 阿羅漢の退果と命終、(前二句)。

【七二】 雜阿含四三・九(大・二〇)參照。

【七三】 退果して煩惱を起すも、速に又得果して、所起の煩惱を盡沒せしむといふ義。

する所の種性の差別に由る。故に斷惑の後に生不生有り。定んで何れの時に於て、斷惑する所に於て不生の法を證するや。謂はく、能く此の類の煩惱を止め、殊勝の道を得する時なり。若し爾らば此の不生は應に是れ擇滅なるべきや、非擇滅に非ざるや。若し是れ非擇滅ならば、則ち非擇滅は應に是れ道果なるべし。是くの如くんば便ち聖教と相違す。説くが如し、「云何が非果法なるや。謂はく、非擇滅及び虚空、無」と。此の不生は擇滅の失を成す。勝道の轉ずるは、此れが爲めに非ざるを以ての故に。既に所爲に非ざるが故に道果に非ざるなり。

今道に由るの所證の不生を詳にせんに、定んで根に由らず、應に皆得すべきが故に。但殊勝の種性の力の得するに由るが故に。不動とは惑必ず生ぜざるなり。唯無學のみに増進根有るに非ず。五九有學も異生も亦此の義有り。唯見道能く練根を修するに非ず。此の位には加行を起す容きこと無きが故に。謂はく、見道の位は速に疾く運轉して、中に於て更に餘事を修するの暇無し。唯信解と異生との位の中に於て、能く練根を修すること、無學位の如し。

第五項 三種の道

説くが如くんば不動は現法樂を退するや。如何が、不動法にも亦退の義有りと許すや。相違の過無し。所以は何ぞや、頌に曰はく、

應に知るべし退に三有り

已と未との得と受用となり

佛は唯最後のみあり

利は中後なり鈍は三なり

論じて曰はく、應に知るべし。諸の退に總じて三種有り。一には、已得退、謂はく、已得の殊勝の功德を退することなり、二には、未得退、謂はく、未だ應に得べき功德を得すること能はざるなり。三には、受用退、謂はく、諸の已得の殊勝の功德の現在前せざることなり。三の中前二は非得を體と爲し。第三は唯彼れ現在前せざることなり。

【五】 斷惑の後の生不生。

【五】 見道の位と練根。

【六】 信解は修道位、異生は凡夫位。

【六二】 三種の退。

【六三】 (一)已得退。こは既に一度得ながら、何等かの因緣によりてこれを退失すること。

【六三】 (二)未得退。こは未だその位を得ざるに名けしもの。

【六四】 (三)受用退。こは假令その位を得るも、これを受用せざるをいふ。

果を得する時所得の學の思等の道を捨すと雖も、而も應果に住す。思等の種性も此れ亦應に然るべし。此の例は齊しからず、彼れは學道の攝なるを以てなり。彼の無學道を等流果と爲すが故に、無學位に捨する所の思等に非ず。此の學道と同類因と當り、能く學の思等の種性を引く可し。故に應に先の捨す所の者に退住すべきなり。

^{五二} 有餘は此に於て別に證因を立つ。謂はく、「若し所退の種性に住するより退して、勝れたる種性を得するが故に、應に是れ進みて退するに非ざるべし」と。^{五三} 此れは證因に非ず。若し二義無くば、是れ進にして退に非ざる過有る可きが故に。然るに勝性を得するは進と名く可しと雖も、而も惑を起すが故に亦名けて退と爲す。此れに由りて彼の難は理に於て失無し。

又彼の退は涅槃を障ふる法を起す、聖は涅槃を欣ぶこと聖道に過ぐ。設ひ勝性を得するも、涅槃を退するが故に、但應に退と名くべし。應に進と名くべからず。

^{五四} 復何の縁を以て、諸の阿羅漢等有頂の染を離れ、同じく後の生を受けざるや。然るに其の中に於て煩惱に於て不生の法を證する有り、而も一切に非ず。^{五五} 有るは説く、「根に差別有るに由るが故に」と、^{五六} 此の釋は理に非ず、契經に「退不退の法は根品同じ」と説くが故に。「五根増上猛利にして、極めて圓滿するが故に俱解脱と名く」と説くが如し。然るに俱解脱は是れ退の種性有るが故に、根勝るゝに非ざるが故に惑を證して生ぜざるなり。

第四項 學位と凡位の六種性

^{五七} 若し爾らば何なる種性の別に由るが故に、六種の種性のみ唯應果有りや、餘も亦有り耶。練根を修習するは唯無學位なりや、餘位も亦有りや。頌に曰はく、

學と異生とも亦あり

練根は見道に非ず

論じて曰はく、有學と異生とも種性に亦六(有り)。六種の應果は彼れを先と爲すが故に、安住

【五〇】 後後は一を増すと、護法羅漢ならば思法の四の上に、更に護法より退して思法に住するもの一を加ふるが如し。

【五一】 先果の退不退について。

【五二】 異説。

【五三】 評破。

【五四】 阿羅漢等有頂の染を離れ、後有を受けざる所以。

【五五】 異説。

【五六】 評破。

【五七】 學位に異生とも六種性あることを明せしもの。

ち預流等の前三の隨一、此の先きの果従り必ず退する義無し。是れ見惑を斷じて得する所の果なるが故に。聖の見惑を斷ずるは必ず退すること無きが故に。

何に緣りて思惑は、聖が斷じて退すること無きや。彼れは所執の事を緣ぜざるを以ての故に、謂はく、見所斷の煩惱の現行するは、皆我見の勢力に由らざるは無し。彼の煩惱は我見を根と爲して起るを以ての故に、此れに由りて見惑は所執を緣ぜず。所執の事は都て體無きを以ての故なり。然も所緣有り。諦を境と爲すが故に。彼の所執の事は都て種子無し。所緣の境に於て極めて乖違するが故に。聖者には相續して眞無我の解、恒に隨ふ所なるが故に、暫く失念すと雖も、而も必ず重ねて是の我を執す容きこと無し。見所斷は我事に依りて生ずるを以ての故に、聖斷じ已つて必ず退する義無し。修所斷の惑は顛倒して轉ずと雖も、而も無種に非ず。所執の事有り、謂はく、色等に染著と憎背と高擧と、不了との行相轉する時、色等の中に於て少分の淨妙と怨害との高下甚だ深きこと無きに非ず。故に境中極めて乖違して轉ずるに非ず。此れに由りて聖者は、時に失念有り。淨妙等の相を執じ、退して修斷の惑を起す。又見斷の惑は諦理に迷うて執じ、我等の相は諦理の中に無し。理定んで依る可く、聖見退すること無し。修所斷の惑は龜事に迷ふて生ず。事は變じて依り難く、失念して退すること有り。又見斷の惑は要す審慮して生ず。聖、審慮する時、必ず惑を起さず。修所斷の惑は審慮して生ずるに非ざれば、聖、失念する時退する義有る容し。此れに由りて先の所^{四五} 此の中無學の退法に三有り。一には^{四六} 根を増進す、二には^{四七} 退して學に住す。三には^{四八} 自位に住して般涅槃す。思法に四有り、三は前に説けるが如し。更に一種の退住退性を加ふるなり。餘の三は次ぎの如く五六七有り。應に知るべし^{五〇}。後後は一一を増するが故に。

何に緣りてか練根して思等を成する者、彼の應果を退し、學位に住する時、先の退性に住するや。所退に非ざる者は思等の道を得し、今已に捨するが故に、「豈に學位轉じて思等を成ぜざらんや。應

論ぜしもの。二の先位とは無學果よりは學位、學位よりは凡位を指せしもの、意は凡位にありて思法等の種性に住して學位に至るも、同じく思法等の性に住すとせば、それは世道出世道の二によりて養はれしものなるが故に、その有學果を退することなく、同じく學位にありて思等の性に住して無學住まで引續けるものは、同じくその無學果を退することなし。學無學の二道によりて堅められたればなり。但し退法のもの、たとひそれは凡位より學位に、學位より無學位に繼續したりとしても、餘の退失あることは、その名よりして明かなり。

- 【四三】 四果についての退果の義。
- 【四四】 聖者・見惑を斷じて退することなき所以。
- 【四五】 退法羅漢の三種。
- 【四六】 練根して思法となること。
- 【四七】 有學の聖者となるものこと。
- 【四八】 退法のまま涅槃すること。
- 【四九】 思法羅漢の四種。

や、果と爲んや。頌に曰はく、

四は種性従り退す

五は果従りす、先に非ず

論じて曰はく、不動種性は必ず退する理無し。故に唯前の五は退の義有る容し。

中に於て後の四は種性より退すること有るも、退位の一種は退性の理無し。此の種性は最も下に居るに由るが故なり。

五種は皆果従り退するの理有り。

俱に退有りと雖も、然も並びに先に非ず。謂はく、無學位の中、退法の種性従り、練根の行を修して思等を轉成す、此の四は皆性と果とを退する義有り。退法の種性は、必ず先に得すと雖も、而も是れ退法なるが故に、退果す容し。

諸の學位の中、退法の性従り練根の行を修し、思等を轉成すると及び學果を得するは皆退失す容し。

諸の無學の者の先きの學位の中に住する所の種性は、彼れ此の性従り必ず退する理無し。學無學道の成する所にして堅なるが故なり。

諸の有學の者の先きの凡位の中に住する所の種性は、彼は此の性従り亦退する理無し。世出世の道の成する所にして、堅なるが故なり。

二の先位の中より、思等の性に住するときは、必ず此の所得の果を退すること有る無し。此の性は二道の成する所にして、堅なるが故なり。彼れ思等従り練根の行を修し、轉じて護等を得ず。唯性を退す可し、所得の性を轉じて進みて學果を得するも亦退する義有り。此の種性は、二道の成するに非ず、堅牢ならざるに由るが故に。若し四果に就いて退果の義を辯すれば、五の種性皆退果す可しと雖も、而も先きの所得必ず退すること有ること無し。謂はく、四果の中先きの所得の者、即

【三三】頌の意は概して退法の一は果を退するのみにして、種性を退することなきも、他の四は種性と同時に果をも退失す、但し性果共に先きの學位より得來れるものは、退失せずといふにあり。

【三六】退法の有無。

【三七】退性。

【三八】此の退法は六種の中最低位に居るを以て、此の上に退し得ざればなり。

【三九】先性は退せず、これ第二句の「先にあらず」を解したるもの。而してこの「先にあらず」は先性は退せずと、先果は退せずの二義を含むものなれども、性と果とにありて先の義に些か相違あるを忘るべからず。

【四〇】無學。これ先性は退せずの義を明にせしもの。その意は、例へば學位にありて思法なりしもの、進みて無學位に至るも、思法を繼續せばその性は學無學に堅めらるるを以て、退失することなしと。

【四一】有學。學位より引き續ける無學位の種性を退することなきが如く、居住より引き續ける學位の種性は同じく退せずと。

【四二】先性の果の退不退。これ種性と連關して果の不退を

を得するが故に。依止する所の功德薄弱なるを以て、要す勝時を待ちて、方に解脱するが故なり。或は復一切の勝定現前するに、要す勝時を待つ。是れは此れ時の義なり。繫縛を離るゝが故に、名けて解脱と爲す。此れ即ち時を待つて、及び解脱するの義なり。^{二六}初の言を略するが故に、酥瓶と言ふが如し。

^{二七}不動法の性を(頌に)説いて、名けて「後」と爲す。即ち此れを名けて 不動心解脱と爲す。彼の心解脱は、惑の動かす所に非ざるが故に。亦説いて名けて 不時解脱と爲す。時を待たずして解脱を得るを以ての故なり。或は復勝定隨處隨時に、所遇の縁に隨ひ、欲に隨ひて便ち起り、繫縛を離るゝが故に名けて解脱と爲す、即ち時を待たず、及び解脱するの義なり。

^{二八}有餘は此の二の差別の言を釋して、「暫時に於て解脱を得るを以ての故に時解脱と名く、後に退す容きが故に。能く畢竟じて解脱を得るを以ての故に不時解脱と名く、後に退す容きこと無きが故に」となす。此れは前の位の見至の性従り生ずるなり。

第二項 六種性と先後天性

^{二九}是くの如く明す所の六阿羅漢の所有の種性は是れ先より有りて爲すや、後に方に得ると爲すや。不定なり。云何。頌に曰はく、

是れ先きよりの種性なるも有り、
後に練根して得するも有り

^{三〇}論じて曰はく、退法種性は必ず是れ先より有り。思法等の五は亦彼に得するも有り。謂はく、先來より是れ思法の性、乃至不動なる有り。先に退法なるも、練根して思と成り、不動等に至る多種の差別有り。理の如く應に思ふべし。

第三項 性果の過失に就いて並に有退論に關する諍ひ

是くの如き六種の阿羅漢の中に、唯前の五種に退の義有る容し。^{三一}誰は何従り退するや、性と爲ん

【二六】初の言とは待時解脱といふべきを、待の字を略して時解脱といふ意。

【二七】不動心解脱。(Akopya ceti vimukti) EJ, Akopya ceti vimutti) は利根のものにして、

煩惱に退動せられず、心も亦煩惱を解脱するが故に名く、

不時解脱のこと。

【二八】不時解脱。(Asamaya vimukti) EJ, Asamaya vimutti) 不時解脱

【二九】不時解脱 (Asamaya vimukti) EJ, Asamaya vimutti) 不時解脱

【三〇】阿羅漢の六種性は先天性的の差異によるや、又後天的修養の差異によるやと。

【三一】二解脱に對する異釋。

【三二】阿羅漢の六種性は先天性的の差異によるや、又後天的修養の差異によるやと。

【三三】六種の相異。

【三四】時解脱の羅漢はその位より退することあり、然らばその退とは如何なる義なりや。

種性より退するものにや、第四果より退するものにや、性果並びに退する義なりやを向ふもの。

く。

護法と言ふは、謂はく、一類有り、恒に^{二六}時愛心解脱の中に於て、繫念現前し、防護に専精し、放逸に住せず、故に護法と名く。

安住法とは、謂はく、勝れたる退縁を離れて、自ら防がずと雖も、而も亦能く退せず、勝れたる加行を離れても、亦練根せざるも、多く處中に住するが故に安住と名く。

堪達法とは、謂はく、性堪能にして好んで練根を修して、速に不動に達し、能く親しく利を證するが故に堪達と名く。

不動法とは、謂はく、一類有り、根性殊勝にして、志怯弱ならず、護る所の功德、勝退縁に遇ふも亦必ず退せざるが故に不動と名く。

有餘復此の六の異相を釋す。謂はく、「六種性は先きの學位の中にありて、初めの二は、恒時に及び尊重の加行を闕く。然るに無學に至れば、思法は少しく勤め、護法は唯恒時の加行のみ有り、安住は唯尊重の加行のみ有り、堪達は二を具するも、而も是れ鈍根なり、不動は二(の加行)を具し、而も是れ利根なり」と。

有るは是の言を作す、「退法は必ず退し、乃至堪達は必ず不動に達す、若し爾らずば名を立つること唐捐なり」と。彼れは「欲界は具して六有るもの、色・無色界の中には唯安住と不動とのみなり。彼れには退失と、自害と、自防と、及び練根を修するとの無きが故に唯二のみ有り」と執す。理實に定まること無し。然も應果を退するは、唯先來從り退し種性より退す、乃至不動に達するは唯堪達の能くする所なり。退等の名を立つるに容有の說に約す。故に六阿羅漢は三界に通じて皆有り。六の中前五は信解從り生ず、即ち此れを名けて時愛心解脱と爲す。一切の時愛心解脱以ての故に、亦說いて名けて時解脱と爲す。謂はく、時處を待ち、補特伽羅、資具等合する時、方に解脱

【一三】(三)護法。

【一四】時愛心解脱(Samayiki-kānti cetā vimukti)とは一に時解脱といひ、已得の功德を退失せざるがために、恒時に愛護し、心解脱するが故に名く。

【一五】(四)安住法。

【一六】(五)堪達法。

【一七】(六)不動法。

【一八】六種の差別と學位に於ける修行。

【一九】恒時とは恒時に加行を修すること、尊重とは加行を發すに際し、法を拿び重んずること。

【二〇】六種性と三界について異說。

【二一】六種性と三界。

【二二】時愛心解脱。

【二三】時解脱。

【二四】時解脱(Samayāya vimutti)とは

阿羅漢を得るも、時を待たざれば入涅槃する能はざるが故に名く。

【二五】婆沙論一〇一(六・二七

280c)に六勝縁を説く、(一)

時得^二好衣^一時、(二)得^二好食^一時、

(三)得^二好以具^一時、(四)得^二好處所^一時、(五)得^二好說法^一時、

(六)得^二好補特伽羅^一時と。

卷の第三十三

〔辯賢聖品第七の五〕

第五節 阿羅漢の六種性

第一項 六阿羅漢

已に學位の預流果等に多くの差別有ることを説きつ、阿羅漢も亦多種の差別の相有りと爲ん耶。亦有り。云何。頌に曰はく、

阿羅漢に六有り

前の五は信解より生じ

後は不時解脫なり

謂はく退より不動に至る

總じて時解脫と名く

此れ見至從り生ず

論じて曰はく、契經の中に於て、阿羅漢は種性の異りに由るが故に六種有りと説く。一には退法、二には^四 思法、三には^五 護法、四には^六 安住法、五には^七 堪達法、六には^八 不動法なり。

然るに餘經には無學に九有りと説く、謂はく、初め(不)退法、後は俱解脫なり。彼の不退の法は此れ不動の攝なり。彼の^{一〇} 二解脫は通じて此の六の攝なり。故に阿毘達磨には唯六種有りと説く。

退法と言ふは、謂はく、彼れ是くの如きの類の根を獲得し、此の根に安住し、退縁と貪せば便ち退の得する所となる。退縁無くんば便ち般涅槃す。或は精勤進して勝性を得する有り、縁に遇うて多く退するが故に退法と名く。

思法と言ふは、謂はく、是くの如きの類、根を獲得する有り、此の根に安住して、念力堅固多く厭觀に住し、勝徳を失はんことを恐れ、自勵の心を爲し、多く己れを害せんと思ふが故に思法と名

【一】前四句は六阿羅漢の中の前五阿羅漢即ち時解脫を明し、後の二句は第六不動法阿羅漢即ち不時解脫を明す。

【二】六阿羅漢の名。

【三】退法 (Pachāna dharman) は少縁に遇ふて阿羅漢果を退失するもの。

【四】思法 (Cetanāman) は退失を怖れて恒に自殺を思ふもの。

【五】護法 (Anuraksagāthā = rman) は所得の果をよく防ぎ護るもの。

【六】安住法 (Sthitakāmya dharmā) は勝れし加行をなせば進むべきも、さもなくばそのままに安住するものをいふ。

【七】堪達法 (Pativadhana dharmā) は機根を練ることに堪ふる性質を有するが故に速に不動に達すべきもの。

【八】不動法 (Akopyahar = man) は決して退失することなきものをいふ。

【九】九種阿羅漢は六阿羅漢に不退法・慧解脫・俱解脫の三を加ふ。

【一〇】二解脫とは慧解脫・俱解脫の二。

【一一】六阿羅漢の説明、(一)退法。

【一二】(二)思法。

^{二二九}有餘師の説く、「恐れて衰損を爲し、心損捨を欲す、是れを名けて怖と爲す。損捨を欲するが故に彼の境の中に於て心欣を生ぜず、是れを名けて厭と爲す」と。今此經の怖の言は壞を恐るゝ義なり。擲ち來れ、其の破を怖るゝこと勿れと説くが如し。此の理に由りて上界に見道無しと證するなり。
^{二三〇}教は復云何、契經に説くに由るが故なり。經に言はく、「^{二三一}五の補特伽羅有り、此の處に通達し、^{二三二}彼の處に究竟す。所謂中般、乃至上流なり」と。此の^{二三三}通達の言は、唯見道に名く、是れ圓寂を證する初めの方便なるが故なり。經に既に彼處の通達を言はず。故に知る、見道は上界には、定んで無し。

【二九】異説。

【三〇】教證。

【三一】五の補特伽羅とは五不還をいふ。

【三二】此の處とは欲界をいふ。

【三三】彼の處とは色界をいふ。

【三四】通達とは四諦に通達すること。

【二四】 已離欲の者も亦得す可きが故に、理と教とに由るが故なり。且らく理とは云何。上界の身には見道無きに依るが故なり。見道を離れて已離欲の者も、不還果を超證する義有る可きに非ず。

【二六】 何に緣りてか上界身には必ず見道を起さざるや。且らく無色には無我教を聽聞す容きこと無きに依るが故に。此の教を聞くを離れては、必定して見道に入る容きこと無きが故なり。又彼の界の生は下を緣ぜざるが故に、見道は先に欲界の苦を緣ずるが故に、此れに由りて無色は見道の依に非ず。色界の身は勝厭無きに依るが故に、勝厭を離れて能く見道に入るに非ず。謂はく、欲界の中には諸の苦受有り、少樂を生ぜんが爲めには多く劬勞を藉る。人天の中の生は壽量短促にして、財乏しく、病多く、親友乖離し、違境既に多く厭心増勝す。若し色界に生ずれば此れと相違す。謂はく、彼の異生は勝定の樂に耽り、長壽・無病・無貪・無離にして、違境既に無く、厭心微弱なり。厭微劣なれば、能く見道に入り能く見道を引くに非ず。勝厭無きが故に、色界の身に依りて見道を起さず。應に彼れは都て厭有ること無しと言ふべからず。彼に生ずる者は、現に厭有るを以ての故に、契經に説くが如し。『怖るゝこと勿れ、大仙、彼の焰は必ず此に來近するの理無し、梵宮を燒き已つて彼に於て當に滅すべし』と。此の中、怖の聲は唯厭の體に目く。又餘處に於て伽他有り、言はく、

聞くならく長壽天有り

妙色令譽を具し

而も心に怖厭を懷くこと

鹿の師子に對ふが如し

と。此の怖厭の言は、怖即ち厭を顯はすなり。實に怖と厭と、相、差別とは、謂はく、彼の相を觀て恐れて衰損を爲し、心驚き怯れを生ずるが故に名けて怖と爲す、若し彼の相を觀じて心欣欲せず、情棄捨を樂しむが故に名けて厭と爲す。欲界は二を具し、上界は唯一なり。

【二八】 又此の二の體の差別云何、審に察せずして、先づ心驚掉を爲すを怖と名く。若し審に察し、先づ心不樂を爲すを厭と名く、或は愚癡心の怯れを引くを怖と名け、棄捨心の背を引くを厭と名く。

【二四】 答。
【二五】 理證。

【二六】 上界に見道なき所以
(第三―四句)。

【二七】 無離は無乖離。

【二八】 怖と厭との體。

是れ法輪の初めなるが故に、法輪は唯是れ見道なりと説く。諸の天神の類は即ち最初に就いて轉法輪と言ひ、二道に依らざるなり。

然るに諸師の多くは見道を説いて法輪と名く、地空天神は唯此れに依りて説くを以ての故なり。曾て三道を皆法輪と名くと説くこと無きが故に、唯見道は前の所説の輪の義を具するが故に、諸の見道を皆法輪と名くと雖も、而も憍陳那の身中に先に轉するが故に、經に「彼れの見道生ずる時を轉法輪と名く」と説く。餘は轉ぜざるに非ず。憍陳那等見道生ずる時を説いて世尊の轉法輪と名くとは、意彼れ等の轉法輪を得することを顯す。本世尊に由るが故に推して佛に在り、所化の者をして尊重を生ぜ令むるが故に。是くの如く即ち説く。如來の法輪轉じて他身に至るが故に名けて轉と爲す。若し此れに異らば、天神應に菩提樹下に佛法輪を轉すと説くべし。應に唱へて「世尊は今婆羅尼斯國に在りて、無上の法輪を轉すと云ふべからず。故に轉じて他に授くる此の中を轉と名くるなり。

有るは説く、「此の教を名けて法輪と爲す。轉じて他身に至り、義を解せしむるが故に」と。此れ但方便にして、眞の法輪に非ず。餘の雜染の如く勝能無きが故に。

第五項 沙門果の依身

此の中四沙門果を思擇するに、何れの沙門の果は何の界に依りて得するや。頌に曰はく、

三は欲に依る後は三なり

上に見道無きに由る

聞無く下を緣することなく

厭ふこと無く及び經(あるが)故なり

論じて曰はく、前の三果は但欲界の身に依り、阿羅漢果を得するは三界の身に依る。

前の二果は未だ欲を離れざるが故に、上に依りて得するに非ざる理は、且らく然る可し。第三は云何にして上に依りて得するに非ざるや。

【二八】法輪の見道に局る根據。

【二九】異説。

【三〇】第一句は初三果は必ず欲界の身により、第四果は三界の身によりて得することを明にせしもの。第二句は上界にも見道なきを以て、第三果をも上界の身にては得し難きことを明にし、第三句は無色界に見道なき理由を、第四句は色界に見道なき理由を明にせしもの。

【三一】得果の身。

【三二】問。

【三三】第三果も次第證の人は初めて欲界の惑を離れて第三果を得れば、欲界の身なるも超越證の人は凡夫位に於て已に欲界の惑を斷盡するが故に色界の身に於て第三果を得す可きに非らずやとの意。

善の法を遺除し、廣説乃至、故に婆羅門と名く」と説くが如し。即ち婆羅門の性は亦名けて一〇八梵輪と爲す。是れ眞の梵王の力の轉ずる所なるが故なり。佛は無上の一〇九梵徳と相應す。是の故に世尊を獨り梵と名くべし。一一〇契經に佛を亦梵と名け、亦寂靜と名け、亦清涼と名く」と説くに由る。寂默沖虚蕭然たるを梵と名く。佛は此の徳を具するが故に梵の名を立つ。既に自ら覺悟し、他をして覺せ令めんが爲めに此れを轉じ、彼を授くるが故に梵輪と名く。

一一一即ち梵輪中唯見道に依りて、世尊は一一二有る處に説いて法輪と名く。阿若多憍陳那等の五苾芻衆の見道生ずる時を以て、地空の天神即ち傳へて世尊已に正法輪を轉ずと宣言せしが故なり。

一一三如何にか見道を説いて名けて輪と爲すや。速行等、世の輪に似たるを以ての故に、聖王の輪の旋環して息まざるが如く、速行捨取能く未伏を伏し、已伏を鎮壓し、上下に廻轉すること、見道も亦爾るが故に法輪と名く。謂はく、聖王輪は旋環して息まず、見道も亦爾り、中歇無きが故に。聖王輪は行用速疾なるが如く、見道も亦爾り、各一念の故に。聖王輪の前を取りて後を捨つるが如く、見道も亦爾り、苦等の境を捨て、集等を取るが故に。此れ則ち四聖諦を見ること必ず俱時ならざるを顯示す。聖王輪の未伏を降伏し、已伏を鎮壓するが如く、見道も亦爾り、能く未見を見、能く未斷を斷す。已に見斷する者は、迷退無きが故なり。聖王輪の上下に廻轉するが如く、見道も亦爾り、上苦等を觀じ已つて下苦等を觀するが故に。此れに由りて見道獨り法輪と名くるなり。

一一五尊者妙音は是くの如きの説を作す。「世間の輪の輻轂輞有るが如く、八支聖道の彼れに似たるを輪と名く。謂はく、正見・正思惟・正勤・正念は世輪の輻に似、正語・正業・正命は轂に似、正定は輞に似たり、故に法輪と名く」と。

一一六毘婆沙師の本意は、總じて一切の聖道は皆法輪と名くと説く。三轉は一一七三道の攝なりと説くを以ての故に、他の相續に於て見道の生ずる時、已に轉の初に至るが故に已轉と名く。然るに唯見道は

【一〇八】梵輪 Brahma-cakra

【一〇九】梵徳とは無漏道をいふ。

【一一〇】中阿含一八二馬邑經(大・172a)等。

【一一一】法輪(後の四句)。

【一一二】雜阿含一五・一六(大・1170a)。

【一一三】見道輪と世間の輪。

【一一四】本文速退とす、誤植なり。

【一一五】妙音の説。

【一一六】毘婆沙師の本意。

【一一七】三道は見道、修道、無學道なり。

又世俗道所得の擇滅は、無漏斷の得の任持する所なるが故に、此の力の所持に由りて、退すれば命終せざるが故に、無漏斷の得の印の印する所なるが故に、亦名けて沙門果の體と爲すことを得。故人の物に王の印の印する所にして、復名けて能く集むる者の物と爲さざるが如く、此れ亦應に爾るべきが故に亦沙門果と名く。

有餘師の説く、「此の滅を當に金剛喻定と爲すべし。眞の沙門果の故に亦沙門果の名を立つることを得。此の滅は彼の難繫果に非ずと雖も、是れ彼の土用果にて、彼の果と名くること失無し」と。
 有餘の復説く、「此の無爲は沙門の性の増上力に因つて得するに由り、是の故に亦應に沙門果と名くべし。世俗道を以て煩惱を斷する時も亦、彼の沙門の性を修治するが故に」と。

第四項 沙門の性の異名

是くの如く已に世俗道に依りて、修所斷を斷じて二果を得する時、所得の擇滅を沙門果と名くと説けり。然るに沙門果は沙門の性に酬ゆ、此の沙門の性は前に已に説けるが如し。即ち此れ復差別の名有り耶、亦有り、云何。頌に曰はく、

所説の沙門の性を

亦¹⁰¹ 婆羅門と名く

亦名けて¹⁰⁵ 梵輪と爲す

眞の梵の轉する所なるが故なり

中に於て唯見道を

説いて名けて¹⁰⁴ 法輪と爲す

速等は輪に似

或は輻等を具するに由るが故なり

論じて曰はく、世俗の理に依れば則ち諸の沙門は婆羅門と異なる。契經に説くが如し。『應に沙門・

婆羅門等に施すべし』と。勝義の理に依れば、則ち諸の沙門は即ち婆羅門なり。契經に説くが如し。

『此の初沙門乃至第四、正法に在り、外には眞の沙門及び婆羅門無し、乃至廣説』と。能く惡不善の法を遺除するを以て、勤止息の相と極めて相似す。故に、沙門の體は即ち婆羅門なり。『能く惡不

【101】異説(一)。

【102】異説(二)。

【103】沙門性を婆羅門性・梵輪・法輪等と名くすることを明す。

【104】婆羅門の性(Brahmanya-ya)。

【105】梵輪(Brahmaṇḍika)。

【106】法輪(Dharmacakra)。

【107】婆羅門(初二句)。

五因と言ふは、一には會道を捨す、謂はく、先に得せし果と、向との道を捨するが故なり。二には勝道を得す、謂はく、果に攝する殊勝の道を得するが故なり。三には總じて九三斷を集む。謂はく、一の果の得をもつて總じて先來所得の斷を得するが故なり。四には八智を得す、謂はく、一時の中總じて四の法と四の類との智を得するが故なり。五には能く頓に十六行相を修す。謂はく、能く頓に非常等を修するが故なり。

四果の位に住し、皆五因を具するも、餘の位は然らざるが故に、唯四を説くなり。

第三項 一來不還の二果に就きて

若し唯淨道のみ是れ沙門の性ならば、有漏道の力(を以て)得する所の二果は、如何にして亦是れ沙門果の攝なるや。頌に曰はく、

世道所得の斷と

聖の所得と雜するが故に

無漏の得(此れを)持するが故に

亦沙門果と名く

九六論じて曰はく、且らく無漏道所得の擇滅は、沙門果の攝なること、其の理極成す。二果を得する時諸の世俗道所得の擇滅の體は、數甚だ少し。多くの聖道所得の擇滅と總じて一得の得は共に一果を成す。是の故に此に於て少を以て多に従ひ、俱に説いて名けて沙門果の體と爲す。謂はく、世俗道(を以て)二果を得する時、此の果は唯世俗の道を以て得する所の擇滅のみを、斷果の性と爲すに非ず。兼て見道所得の擇滅を以て、中に於て相雜して、總じて一果を成す。同一の果道の得の得する所なるが故なり。此れに由りて九八契經に言はく、「云何が一來果なる、謂はく、三結を斷じ、薄貪瞋癡なり。云何が不還果なる、謂はく、五下結を斷ずるなり」と。

故に一〇〇世俗道所得の擇滅は、無漏道の所得と雜するが故に、少を以て多に従ひ沙門果と名くるなり。

【九三】斷とは擇滅をいふ。

【九四】有漏道にて得する二果とは、一來不還の二果をいふ。

【九五】頌意はこの二果は單に無漏道の所得に非ずして、其の間無漏道も交りて、これを得するのみならず、その所得の擇滅を持するに無漏道なれば、沙門の性たるを失はずと。

【九六】有漏無漏二道所得の擇滅の雜得(前二句)。

【九七】修道の斷果のみならず、見道の斷果も合して、一沙門果を得するが故に。

【九八】雜阿含二九・一(大・二 505)に、「何等爲須陀洹果謂三結斷、何等爲斯陀含果謂三結斷貪癡癡薄、何等爲阿那含果謂五下分結盡……」と。

【九九】三結は見所斷、貪・瞋・癡は修所斷なり。今此れを合して一來果の答へとし、又三結の見所斷と貪瞋の修所斷との五下分結を斷ぜるを合して不還果の答へとせしは、其の意五部合斷、即ち有漏道斷のものを指すや明なりとなり。

【一〇〇】有漏道所得と無漏道所得との關係。(第三句)。

脫道の力無間道の起るを引くに非ず。此れは彼れの起る障を斷すること能はざるが故に、此れの無間に彼れ必ず生ずるに非ざるが故に、謂はく、亦無間にして而も生ずること有りと雖も、而も皆然らず。及び此の力に非ず、謂はく、有餘時の餘の加行の力の引起する所なるが故なり。或は畢竟して復生ぜざること有るが故に相類の失無し。

何が故に契經に、沙門果は八十九に非ずと説き唯四と説く耶、豈に已に經に別意有りと言はずや。何の別意有りや。且らく有るが釋して言はく、唯四位の中、諸の觀行者は分明に歡悅し、覺慧生ずるが故なり。謂はく、唯四位は極めて信ず可し、餘には非ず。設ひ退失有るも、未だ死せずして還つて得するが故に」と。

有餘に復言はく、「唯此の四位は次の如く、能く惡趣と彼の因の人天趣の生の顯示する所を越ゆるが故に、唯上中品の貪等の勢力惡趣の生に往く、下品に非ざるが故なり。或は有の本に二有り。謂はく、欲界と有頂なり。一は有頂を越え、二は欲界を越ゆるが故に、唯四を立て、沙門果と爲す。或は諸の煩惱に總じて二類有り、一には無記、二には不善なり。初めは二種を越え、後に無記を越ゆ、一來と不還は唯不善を越ゆ。惡は越え難きを以ての故に唯四を立つ。

第二項 四果とする理由

有餘師の言はく、「薄伽梵は八十九に於て、現に證知せざるに非ず、然も唯四沙門果と説くは、頌に曰はく、

五因を(もて)四果を立つ

斷を集むると八智を得すると

會を捨すると勝道を得すると
頌に十六行を修するとなり。

論じて曰はく、若し斷道の位に、五因を具足するを、佛は經の中に於て彼の斷と、及び斷の得と俱時にして生ずる、淨解脫道を建立して沙門果と爲す。

【八八】經に沙門果を四と説く所以。

【八九】異説(一)。

【九〇】異説(二)。

【九二】異説(三)。

【九三】斷道の五因。

を斷す」と、應に知るべし。斷の言は前の斷の説を兼ね。

【八三】 彼に於ては但無爲と説くや。此の無爲は唯是れ果なるを以ての故に。

諸の擇滅は唯沙門果にして、道は沙門に通ずるが故に略して説かざるなり、或は無爲法は是れ果にして有果に非ず、道は二種に通ずるを以ての故に略して説かず。或は無爲法は有爲の過を離る、欣樂せしめんが爲めに、是の故に偏に説くなり。或は此れは唯無爲果を説く、經は是れ有餘の言なり。應に封執すべからず。謂はく、此れは唯三結の斷等を説いて、遍く餘の煩惱の斷を説かざるが故に。契經に説くが如し、「心速に廻轉し精進して能く無上菩提を證す。段食の想を超え、諸の色想を超え、有對の想を没す」と。餘は然らざるに非ず。應に知るべし、此の經も亦復是くの如し。別意に由りて唯無爲を沙門果と爲すと説くが如し。

【八四】 亦別意に由りて沙門果を説くに唯四種有り、若し別意を廢して直ちに法相を論ぜば、即ち沙門果は八十九有り、皆解脫道と擇滅とを性と爲す。謂はく、永く三界の煩惱を斷ぜんが爲めに、八十九の無間道の起る有り、見道の所攝は其の數八有り、法類智と忍に各四有るが故に。修道の所攝に八十一有り、九地は各九無間道なるが故なり。

【八五】 此の八十九は唯沙門の性なり。此の沙門の性は無間に生ずる所なり。八十九の解脫道も亦有爲の沙門果なり。是れは、彼の等流の士用果なるが故なり。即ち諸の無間所斷の惑の斷なり。【八七】 諸の擇滅は唯無爲の沙門果なり。是れは彼の離繫と士用との果なるが故に、彼れ能く此の障を得ずる得を斷するが故に、豈に沙門の性ならざらんや。亦解脫道と諸の無間道とを攝するも亦、彼の等流と士用との果なるが故に、應に無間道も亦是れ有爲の沙門果の攝なるべし。爾らずば且らく諸の無間道の一切は皆是れ解脫道の果に非ず。是の者有りと雖も、而も但言ふ可し、無間道の力解脫道を起すと。彼の力能く此れの起る障を斷するが故に、彼の道の無間に、此れ必ず生ずるが故に。解

【八三】 彼とは經を指す。

【八四】 沙門果の數。

【八五】 沙門の性と果との分別。八十九の解脫道はこれ沙門の性にして、亦これ沙門の果なり。無間道は煩惱を斷じて解脫道を引起するものなるが故に、單に因にして果に非ず。

【八六】 「彼の」とは無間道の沙門の性を指す。

【八七】 擇滅。

じて幾種有るや。頌に曰はく、

淨道は沙門の性なり

有爲と無爲との果なり

此れに八十九の

解脫道と及び滅とあり

論じて曰はく、沙門と言ふは能く永く、諸の界・越・生・生死の纏魅を息除し、或は能く勤勵して、諸の過失を息め、永く寂靜ならしむるが故に、沙門と名く。薄伽梵の自らは是の釋を作すが如し、『能く勤勞して種種の惡不善の法、雜染の過失を息除し、廣説乃至。故に沙門と名く』と。

沙門の所有を沙門の性と名く。此れ即ち沙門の修する所の重法なり。熏は是れ臭を生ずる惑を排遣するの義、即ち無漏の聖道を以て體と爲し、世俗の道に非ず。能く餘り無く究竟して諸の過失を靜息するを以ての故に。此れに由りて異生は能く已に無所有處の染を斷すと雖も、而も眞の沙門に非ず。諸の過失尙餘有るを以ての故に、暫時靜息するも、究竟に非ざるが故なり。

既に無漏道は是れ沙門の性にして、通じて、有爲と無爲とを以て果と爲す。故に沙門果の體は有爲と無爲に通ず。此の果は佛總じて四種有りと説く、謂はく、初めの預流、後の阿羅漢なり。道類智品、是れを有爲の預流果の體と謂ふ。見斷の法の斷、是れを無爲の預流果の體と謂ふ。道類智品或は欲界の第六を離るゝ無漏の解脫道品、是れを有爲の一來果の體と謂ふ。見斷の法の斷及び欲界繫の修所斷中の前六品斷、是れを無爲の一來果の體と謂ふ。道類智品或は欲界の第九を離るゝ無漏の解脫道品、是れを有爲の不還果の體と謂ふ。見斷の法の斷、欲の修斷の斷、是れを無爲の不還果の體と謂ふ。盡智と無生智、無學の正見品、是れを有爲の阿羅漢果の體と謂ふ。三界の見修所斷の法の斷、是れを無爲の阿羅漢果の體と謂ふ。

然るに薄伽梵は契經の中に於て、但無爲の沙門果の體を説けり。説くが如し、『云何が預流果と名くるや、謂はく、三結を斷じ、乃至、云何が阿羅漢果と(名くるや)。謂はく、已に永く貪・瞋・癡等

【七六】 第一句第二句はそれぞれ、第一・第二問に答へ、後の二句は第三問に答ふ。

【七七】 沙門の性(第一句)。

【七八】 沙門(Sramana, B'Sa-manu)。

【七九】 引證。

【八〇】 中阿含一八二馬色經(六・一 725c)。

【八一】 沙門果の體(第二句)。

【八二】 有爲とは有爲の無漏の五蘊、無爲とは擇滅無爲をいふ。

ことを求む。若し無ければ便ち入涅槃の障有り、諸の阿羅漢は、共に智を得する時、即ち亦無生智を得んことを志求す。然も其の盡智は理として應に先に起るべし。是れ因位の中に先きの所求なるが故に、先きの不動法は金剛定の後に無生智を得して、而も未だ現前せず、盡智の無間に方に現起することを得。

先きの不動を除いて、餘の阿羅漢は、盡智の無間に盡智の生ずる有り。或は即ち無學の正見を引生して、無生智に非ざること(あり)。後に退す容くきが故なり。謂はく、若し先には是の時解脱の性は、因位に於て二種を雙べ求むと雖も、而も極果に至れば退有る容くきが故に。金剛喻定の正しく滅する位の中、無生を得せず、唯盡智を得ず。故に、盡智の後に盡智現前するなり。或は即ち無學の正見を引生するなり十四。先きの不動法は無生智の後無生智起ること有り、或は無學の正見なり。此の無學の見は一切の應果の共有する所にして、猶し盡智の如し。故に金剛定の正しく滅する位の中、一切皆無學の正見を得するなり。

然るに此の正見は正しく所求に非ず、故に盡と無生の二智の無間に或は即ち起る有り、或は未だ現前せず。此の位の中に於て、總じて義を略せば、若し先に不動ならば初めに盡智を起す、唯一刹那なり。次に無生智も亦一刹那、或は相續有り。若し時解脱ならば初めに盡智を起し、或は一刹那、或は相續有り、此の二の起す所の無學の正見は皆、決定して刹那にして相續無きこと、前に説けるが如し。彼れの正しく求むるに非ざることが故に。

第四節 道 果

第一項 沙門の性果

説くが如く沙門及び沙門の果、何を沙門の性と謂ふや、此の果の體は是れ何ぞ、果位の差別に總

【七三】 餘の五阿羅漢。

【七三】 六阿羅漢中、不動法を除く五阿羅漢は、後に退轉することあるを以て、未だ「更に盡すべきなし」との六自覺心まで起し得ずして、盡智の後に前の如く盡智が無學の正見を起すに過ぎず。

【七四】 不動法の阿羅漢と正見。

【七五】 沙門果につきて三問あり。(一)沙門とは何ぞや。(二)四果と五果との關係如何。(三)果位の數如何。

を緣す。八解脫道の未來所修の龜等の三行は、初二定を緣じ、靜等の三行は第二定を緣す。後の解脫道の未來所修の龜等の三行は通じて三界を緣じ、靜等の三行は第二定、乃至有頂を緣す。二靜慮三靜慮の染を離るゝは、我の所應に隨うて、皆前の說に准す。四定の染を離るゝ九無間道の未來所修の龜等の三行は第四定を緣す。八解脫道の未來所修の龜等の三行は第四定を緣じ、及び空處を緣す。然も一念に非ず、界別なるを以ての故に、靜等の三行は唯空處を緣す。後の解脫道の未來所修の龜等の三行、靜等の三行は皆空處乃至有頂を緣す。空處の染を離るゝ九無間道の未來所修の龜等の三行は唯空處を緣す。八解脫道の未來所修の龜等の三行は、空識處を緣す。靜等の三行は唯識處を緣す。後の解脫道の未來所修の龜等の三行と靜等の三行は俱に識處乃至有頂を緣す。識處の染と無所有の染を離るゝは、其の所應に隨ひて皆前說に准す。

何に緣りてか、最後の解脫道の中、未來所修の龜等の三行の靜慮の攝なるは、通じて三界を緣じ、無色の攝なるは唯自上緣たるや。諸の靜慮の中、遍緣の智有り。無色の根本は必ず下緣ならず。故に二の所修、所緣に別有り。

第三節 盡智の後智

傍論已に了る。應に本義を辯すべし。本諸位の善根相の生ずることを説く。前に既に金剛喻定の無間に必ず盡智の續生すること有るを説けり。盡智の無間に何れの智起ること有りや。頌に曰はく、
不動は盡智の後に

餘は盡或は正見なり

此れは應果に皆有り

論じて曰はく、先に不動法の諸の阿羅漢は、盡智の無間に無生智を起す。此の智は是れ彼れの本の所求なるが故に、必ず盡智と俱時にして、而も得す。謂はく、彼れ諸の所解に順ふことを得ん

【六九】阿羅漢果を得、盡智を得たる後如何なる智を生ずるかを明にす、前二句は利根の阿羅漢を明し、後の二句は鈍根の阿羅漢を明す。

【七〇】不動法の羅漢と無生智(前二句)。

【七一】不動法阿羅漢は煩惱已に盡きたりとの盡智を生ずると俱に、更に煩惱の盡くすべきなし」との無生智とす。

等の三行の隨一現前し、各未來に鹿等の六行を修す。後の解脫道の現在未來の所修は前の如し。八解脫道の前と別なるは復未來の初靜慮の攝の無邊の行相を修す。是くの如く、乃至無所有の染を離るゝ無間解脫道の所修も應に知るべし。

若し諸の聖者、世俗道を以て、欲界の染を離るる九無間道も、鹿等の三行の隨一現前し、各未來に於て十九行を修す。謂はく、鹿等の三と有漏・無漏の十六聖行となり。八解脫には、靜等の三行の隨一現前し各未來修は二十二行なり。謂はく、前の十九に靜等の三を加ふるなり。後の解脫道の隨一現前し各未來修は前の如し。八解脫道の前と別なるは復、未來の初靜慮の攝の無邊行相を修む。初定の染を離るゝ九無間道には鹿等の三行の隨一現前し、各未來に於て十九行を修す。謂はく、鹿等の三及び唯無漏の十六聖行なり。此の十六行は是れ下地の攝なり。上地の邊は聖行無きを以ての故に後に聖行を修するも、此れに准じて應に知るべし。八解脫道には靜等の三行の隨一現前し、各未來に二十二行を修す。謂はく、前の十九に靜等の三を加ふるなり。後の解脫道の現在未來の所修は前の如し。八解脫道の前と別なるは復、未來の二靜慮の攝なる無邊の行相を修す。是くの如く乃至無所有の染と離るゝ無間解脫道の所修は應に知るべし。

有餘師の言はく、「異生聖者の離欲の無間解脫道の中亦不淨、息念、慈等を修す、餘の上地の所修を離ること前の如し。初靜慮の邊は善根廣きが故に是くの如きの行を修するなり。上の諸定の邊は善根少きが故に、修する所は前の如し。又欲界の中に多くの煩惱有り、彼を斷ぜんと欲するが爲に、多くの對治を修す。上地は然らざるが故に治を修すること少し。欲界の染を離るゝ九無間道の未來所修の鹿等の三行は、唯欲界を緣す。八解脫道の未來所修の鹿等の三行は通じて欲界及び初靜慮を緣す。靜等の三行は初靜慮を緣じ、後の解脫道の未來所修の鹿等の三行は、通じて三界を緣じ、靜等の三行は初靜慮乃至有頂を緣す。初定の染を離るゝ九無間道の未來所修の鹿等の三行は、初靜慮

世の無間と解脱とは

【五九】 鹿苦障の行と

次の如く下と上を縁じて
及び靜・妙・離の三を作す

論じて曰はく、世俗の無間と及び解脱との道は、次の如く能く下地と上地とを縁じて、鹿苦障と及び靜・妙・離とを爲す。

【六〇】 謂はく、諸の無間道は、自と次下との地の諸の有漏法を縁じて、鹿苦等の三の行相の中の、隨一の行相を作す。

【六一】 若し諸の解脱道ならば、彼の次上の地の諸の有漏法を縁じて、靜・妙等の三の行相の中の隨一の行相を作す。容有説に約するに、二道各三なり。諸の有情は離染の位に於て無間・解脱皆各三を具するに非ず。

【六二】 諸の下地の中、掉舉多きと、寂靜微劣なるに由るが故に、名けて鹿と爲す。大劬勞して暫く掉舉の勢用をして微劣ならしむと雖も、仍、美妙の樂の生を引くこと能はず。故に、名けて苦と爲す。

【六三】 極めて多種の災害拘礙有ると、及び能く覆障し、功能をして出離の方を見ること無から令むるが故に名けて障と爲す。諸の上地の中は功用を作さずして掉舉微劣なるが故に名けて靜と爲す。劬勞を設けずとも、掉舉微劣にして、勝樂を引生するが故に、名けて妙と爲す。下地の中に於ては、所有の災害能く決定して、心の欣を生ぜざるを見、及び能く彼を越ゆるが故に名けて離と爲す。

【六四】 應に知るべし。此の中に已に兼て 無間・解脱の行相各三相翻じて生ずること、其の次第の如きを顯示す。謂はく、無間道の下を縁するを鹿と爲し、解脱道の中、上を縁するを靜と爲し、餘の相の翻じて起ること次の如し、應に知るべし。然も離染の時起るは則ち不定なり。世俗の無間及び解脱道は、能く下等の九品の染を離るゝが故に。應に知るべし、亦九品の差別有り。此の中異生の欲界の染を離るゝ九無間道には鹿等の三行の隨一現前し、各未來に鹿等の三行を修す。八解脱道には靜

の染を離るゝ九無間道には鹿等の三行の隨一現前し、各未來に鹿等の三行を修す。八解脱道には靜

【五三】 近分定の離染上の近分、即ち第四定以上には第九の無間道は近分定なるも、解脱道には必ず根本定に入る。第四定以上にては近分、根本定ともに捨受にして、受の同じきによりて、近分より根本に入り易きを以てなり。

【五四】 理由。

【五五】 入ること能はざるものと下根のものをいふ。

【五六】 下三定の近分定は凡べて捨受にして、根本定は初二定は喜受、第三定は樂受なれば、受を異にするによりて、入ること難く、又上五近分定に關しては、下地の惑を離する時は必ず上地を欲求するが故に、受にして異らざんば、必ず根本定に入る。

【五七】 無漏道。

【五八】 有漏道。

【五九】 有漏の二道の功用。

【六〇】 無間道の所縁及び行相。

【六一】 解脱道の所縁及び行相。

【六二】 別離鹿行相。

【六三】 苦行相。

【六四】 障行相。

【六五】 靜行相。

【六六】 妙行相。

【六七】 離行相。

【六八】 無間解脱道の行相及び所縁の詳説。

諸の有漏道は、一切唯能く次下の地を離し、自地等に非ず。自地の煩惱の隨増する所なるが故なり。勢力劣なるが故なり。先に已に離るゝが故なり。

第四項 近分と離染

諸の近分に依るものは、下地の染を離る。無間道の皆近分の攝なるが如く、諸の解脫道も亦近分なり耶。不定なり。云何。頌に曰はく、

近分にして下の染を離するに

初の三の後の解脫は

根本或は近分なり

上地は唯根本なり

論じて曰はく、諸の道の所依の近分は八有り。謂はく、四靜慮と無色との下邊なり。離する所九有り。謂はく、欲と八定となり。

初の三の近分は下三の染を離る。第九の解脫の現在前する時は、或は根本に入り、或は即ち近分なり。

上の五近分は各下の染を離る。第九の解脫の現在前する時は、必ず根本に入る。即ち近分に非ず、近分と根本と等しく捨根なるが故なり。

下の三靜慮の近分と根本とは、受根異なるが故に、入ること能はざるもの有り。轉じて異受に入ることは、少しく艱難なるが故なり。下の染を離るゝ時は、必ず上を欣ぶが故に、若し受の異なること無きときは、必ず根本に入る。

第五項 道の所縁と行相

諸の出世道の無間と解脫とは、前に既に、已に四諦の境を縁する十六行相を説く(をもつて)、義准じて自ら成す。

世道は何を縁じて、何なる行相と作すや。頌に曰はく、

【四六】有漏道(第四句)。
【四七】自地の煩惱を斷ぜざるは、自地の煩惱の隨増する行なるが故にして、上地の惑を斷ぜざるは、勢力劣なるに依り、次下の他の下の諸惑を斷ぜざるは、已に離するが故なり。

【四八】近分による有漏道と離染との關係を述べしもの、次の意は下三禪の第九品の解脫道は、或は近分定によることあり、或は根本定によることあれど第四禪以上四無色に至る各地の第九の解脫は凡て根本によるといふにあり。

【四九】八近分定。
【五〇】無間道・解脫道・有漏道・無漏道を論道といふ。近分中には有漏道は勿論無漏の所依となるものあり、(未至定)無間道はもとより解脫道の所依となるものもあるを以て、諸道の所依といふ。

【五一】近分定の九所離。
【五二】初の三とは未至定と第二定の近分と第三定の近分とをいふ。即ち未至定にて欲界の染を離し、第二定の近分にて初定の染を離し、第三定の近分にて第二定の染を離す。但しこの時第九解脫道の現前する時は、或は根本定に入り、或は近分定に入る。

【四三】 有餘師の言はく、「無漏道を以て下八地の修斷の染を離るゝ時、何に緣りて亦有漏の離繫得を生ずと知ると(いはば)、無漏の得を捨するるときも、煩惱の成ぜざること有るが故なり。謂はく、有學の聖は無漏道を以て、彼の染を離るゝ時、若し同治の有漏の離繫得を引生せずんば、則ち聖道を以て具に八地を離れ、後靜慮に依つて轉根を得る時、頓に先來の諸の鈍の聖道を捨し、唯靜慮の利果の聖道を得するのみにして、上惑の離繫は、應に皆成ぜざるべし。是れ即ち還りて應に彼の煩惱を成すべし。然も許す所に非ず。具さに二得を具す」と。

此の證は然らず、決定せざるが故に。分に有頂地の染を離れて、轉根を得る時と、及び異生の上生して惑を成ぜざるとの如くなるが故なり。

此の二は煩惱斷の得無しと雖も、而も勝進するが故に惑の生ずることを得るを遮す。彼も亦應に然るべし。故に證は理に非ず。此れに由りて但是くの如きの言を作す可し。二道は中に於て所作同じきが故に、隨一現起して、二の得の生を引く。説ふて斷を成すと爲すと言ふ可からざるが故に。

第三項 道と離染との依地の關係

已に染を離るゝは道に由りて同じからざるを辯ぜり。今次に應に地に由るの差別を辯すべし。何れの地の道に由つて、何れの地の染を離するや。頌に曰はく、

無漏の未至道なるは

能く一切の地を離す

餘の八は自と上とを離す

有漏の次下を離す

【四四】 論じて曰はく、諸の無漏道は通じて九地に依る。謂はく、四靜慮と未至と中間と及び三無色となり。若し未至の攝なるは、能く欲界乃至有頂を離し、餘の八地に攝するものは、其の所應に隨ひて各能く自及び上地の染を離するも、下を離すること能はず。未だ下を離せざる時、上道は必ず現在前すること無きが故なり。

【四三】 異説、俱舍論二四・一三左に出づ。

【四四】 前二句は未至定による無漏道の一切地を治すること、第三句は中間、四根本、下三無色地によるものは、自地と上地とを治することを明し、第四句は有漏道の次下を治すると明したるもの。

【四五】 無漏道(前三句)。

第一項 道と地染離繫

修道は即ち有漏無漏に通ず。何の道か能く何の地の染を離るゝや。二道現前して諸地の染を離る。各幾種の離繫得を引くや。^{三七}頌に曰はく、

有頂は無漏に由り、

餘は二に由りて染を離る。

聖は二をもつて八の修を離る。

各二の離繫得なり。

論じて曰はく、有頂地の中の所有の煩惱は唯無漏道のみ能く永く離れしむ。此れは有漏に於て勢力増強、自土地等皆能く治するが故に。^{三八}唯次上の近分地の中、世俗道を起し、能く下(地)の惑を治す。有頂地の惑は既に土地無きが故に、有漏の能く彼の染を離るゝこと無し。^{四〇}諸の世俗道は自惑を治せず。^{四一}是れ自の睡眠の随増する所なるが故に。上の惑を治せず、勢力劣るが故に。餘の八地中所有の煩惱は、通じて二道に由つて能く永く離れしむ。皆上邊の世俗道有るが故に。皆自下の無漏道有るが故に。^{四二}聖は有漏無漏二道を用つて、下の八地の修所斷を離るゝ時、各具さに二の離繫得を引生ず。有漏無漏二種の斷道は、八地の中に於て所作同じきが故に。此れに由りて有學は八の修の斷を離るゝに、世・出世の道の隨一現前す。各未來修の世出世道なり。

此れは總相にて説く、無漏道を以て上の七地の前の八品を離るゝ時、上邊の世俗道を修せざるが故に、唯無漏の一離繫得有り。第九品を離れて方に二を具すべし。或は應に道を離れて而も修することを得と許すべし。或は應に染を斷する時、下に依つて上を修すと許すべし。

既に聖者は二をもつて八の修を離るゝに、各能く二の離繫得を引生すと説く。准じて知る、聖者は有頂の修と及び見斷を離るゝ時無漏道を用つて、唯無漏の離繫得の生を引く。亦未來修の世俗道と世俗道と同事ならざるが故なり。異生は八を離するに有漏道をつ用てし、唯有漏の離繫得の生を引く。亦未來修の無漏道は未だ聖に入らざるが故に、説かざるも自ら成す。

【三七】 地の染と有漏無漏との關係を明にせしもの。

【三八】 有頂の無漏道離染とその理由。

【三九】 有漏道の斷惑は六行觀により、土地は淨・妙・離、下地は粗若障の觀をなして、土地の近分定にて次の下地の煩惱を斷するものなるも、有頂地には上の定地なきが故に有漏道斷無し。又自地の有漏道は自地惑を治すること能はず、加之自地の有漏道は却て煩惱の隨増の資となることあるが故なり。

【四〇】 世俗道の自地の惑を治せざる所以。

【四一】 下地に世俗道を起し、土地の煩惱を對治すること能はざる所以。

【四二】 二の離繫得を引生する理由。二とは有漏と無漏との二。

一五 豈に無學も亦別果を希はざるや。無學の者も亦根を轉ずるを以ての故に」と。

二六 此の難は然らず。先に有學の、別果を求得するが如く、此れは然らざるが故に。

既に盡智已生の時に至りて、便ち無學の阿羅漢果を成ずることを説けり。義准じて、盡智の未だ已生せざる時の前の七聖者を皆有學と名く。別果を得んが爲に、勤めて學を修むるが故なり。

(聖者の) 本性の位に住するを、何ぞ有學と名くるや。學意未だ満たざるが故なり。學の得常に隨ふが故なり。

何故に無學を阿羅漢と名くるや。諸の自利の行、修學已に成じ、唯應に他の利益を事を作すべきが故に。契經に説くが如し。『自ら調伏せずして、能く他を調伏すること、是の處り有ること無し』

と。或は一切の有學異生の應に供養すべき所なるが故に應果と名く。

學法とは云何、謂はく、有學の者の無漏有爲の法なり。

無學の法とは云何、謂はく、無學の者の無漏有爲の法なり。諸の無爲法は是れ無漏なりと雖も、

名けて學・無學の法と爲さず。得有れば、異生等の身も亦成就するを以ての故に。若し得無ければ都て、學・無學に繫屬せざるが故なり。

是くの如く有學及び無學の者は、總じて八の聖の補特伽羅と成す。向を行じ、果に住するに各四有るが故なり。名に八有りと雖も、事は唯五有り、謂はく、四果に住すると、及び初果向となり、

後の三果向は、前の果を離れざるを以ての故なり。此れは漸次に果を得する者に依りて説く。若し倍離欲と全離欲との者の、見道の中に住するは、名けて一來と不還との果の向と爲す。前の果に攝するに非ず。

【三】 難。

【三六】 通難。

【三七】 難。本性 (Bhūti) とは有情の入定せざる場合をいふ。

【三八】 聖者の本性に住するものも、表面平靜なるも、更に進まんとの意に息むることなきが故に依然として有學たり。

【三九】 學の得には學ぶべき戒定慧の法の得の常に身に隨逐するによりて有學と名く。

【四〇】 無學を阿羅漢と名くる所以。

【三一】 學法。

【三二】 無學法。

【三三】 四向四果總釋。

【三四】 八聖の體。

【三五】 超越證の聖者。

【三六】 若し欲界の修惑の六品の超越證の人の見道に入るときは、預流果等を超越するが故に、その向道は前果に攝せらるべき筈なり。故にそれらの體には前果たる預流果又は預流果及び一來果を除く代りに、別に一來向 (倍離)、不還向 (全離) を認むとの意。

第二節 治道種々相

無邊處は前の十六を加へ、識無邊處は前の二十を加へ、無所有處は二十四を加ふ。是くの如く總じて、無色地に依り、金剛喻定は七十二種なり」と説く。或は復説く、「百三十二有り」と。

有餘師の説く、「道類智品は八地の道に於ても亦、各別に觀するが故に、前の六地に各八十有り。空無邊處は唯四十有り、識無邊處は三十二有り、無所有處は二十四有り」と。

復有るは「滅類智品は八地の滅に於て別總觀有ら令めんと欲するが故に、前の六地の中に各百六十四あり。空無邊處は唯五十二、識無邊處は三十六有り、無所有處は二十四有り」と。

彼れは俱に理に非ず。道は必ず總じて緣じ、滅は唯別して緣する固有無の故に。

尊者妙音は是くの如きの説を作す。「金剛喻定に總じて十三有り、謂はく、有頂の見修斷の惑を斷する無間道の攝の十三刹那なり」と。此れ亦然らず。四類忍の前の八の無間道は極上品に非ざるが故に、

此の定は既に能く有頂地の第九品の惑を斷じ能く此の惑の盡の得と俱行する。盡智を引き起らしむ。

金剛喻定は、是の斷惑の中にて、最後の無間道なり。所生の盡智は是れ斷惑の中の解脫道なり。故に説く、此の定所引の盡智は、第九品の盡の得と俱起すと。或は此の「盡」の言は一切の盡を顯す。謂はく、第九品及び所餘の惑は皆擇滅を得するが故に名けて盡と爲す。金剛喻定は能く諸の惑の盡の得と俱行する盡智を引き起らしむ。此れは一切の煩惱の盡の得と最初に俱生するが故に盡智と名く。

有餘師の説く、「惑盡きて身中に此れが最初に生ずるが故に盡智と名く」と。

是くの如く盡智已に生ずる時至りて、便ち無學の阿羅漢果を成ず。已に無學應果の法を得るが故なり。別果を得んが爲めに應に修すべき所の學の、此れは有ること無きが故に、無學の名を得ず。

【三】異説(二)。

【三】異説(三)。

【四】評破。

【五】妙音の説。

【六】妙音の説の評破。

【七】金剛喻定と盡智(第七句)。

【八】盡の得とは擇滅の得のこと。

【九】盡智とは煩惱已に滅し、生已に盡きたりと知る智、後の辯智品をみよ。

【一〇】盡智の釋名。

【一一】異説。
【一二】盡智と阿羅漢果と無學、(第八句)。
【一三】無學、應果とは無學即ち應果なり。
【一四】無學(Aśaikṣa, Bh' Aśaikṣa)とは學ぶべきものなき人の意。

金剛喻の名を立てず。

此の中明す所の金剛喻定は、能く一切の有事の惑の中、最後の微微にして極難斷の品を治す。故に能く、一切の隨眠を破するを知るなり。此れに由りて力能く一刹那の頃に、一切の惑の斷の無漏の離繫得を證するなり。

是くの如く説く所の金剛喻定は、唯六智の隨一と相應す。謂はく、四の類智と滅道の法智なり。四聖諦を緣する十六行相は通じて九地に依る義准じて已に成ずるが故に、此の差別を多種有りと説く。

且らく未至の攝に五十二有り、謂はく、苦集の類智は、有頂の苦集を觀じて、非常等、因等の行相を作し、彼れと相應して、差別して八を成ず。滅道の法智は欲の滅道を觀じ、滅靜等、道等の行相を作し、彼れと相應し、差別して亦八なり。滅類智は八地の滅に於て、一一別に觀じて四の行相を作し、彼れと相應して三十二を成ず。道類智は八地の道に於て、一切總じて觀じて四の行相を作し、彼れと相應し、差別して四を成ずと。八地を治する類智品の道は、同類に相因りて必ず總じて緣するを以ての故に、滅は唯別して緣じ、道は則ち爾らず。隨眠品に於て、已に具さに成立す。未至に攝むるもの五十二有るが如く、中と四靜慮とも應に知るべし、亦然なり。

空無邊處に二十八有り。謂はく、滅道の法智品八を除き、及び下の四地を觀する滅諦の各の四行相相應の十六を除く。無色に依るを以て、必ず法智及び下の滅を緣する類智品無きが故に。下地の(對治)道を緣するは、理に於て遮すること無く、道は必ず總じて緣すること、前に已に釋せしが故に。餘は前の如きが故に二十八有り。識無邊處に二十四有り、無所有處は唯二十有り。謂はく、彼れ前に於て復下の滅を觀する聖諦の境の四八行相を除く。其の次第に隨つて前に准じて應に釋すべし。

諸有の三無色地をして、下地の滅を緣する類智を有ら令めんと欲する者、彼れ是の説を作す。空

【六】未至定に攝する五十二、

俱舍論二四・一〇左に第一師の説として、「説此定智行緣別未至地攝有五十二」と。即ち法智類智の智の區別と、苦空等の行相の區別、四諦の緣の區別によりてのこと。

苦集の類智の有頂の苦集を緣するに、各四行相あれば八あり、滅道の法智は各四行相あれば八あり、滅道の法智は六四行相あれば八あり、滅類智は八地の滅を緣するに一一に各四行相あれば合して三十二となり、道類智は八地の道を緣するに總じて四行相あれば四あり。

【七】八地とは四諦と四無色

【八】上八地の能對治たる類智品の道は互に同類因となるが故に、八地の道諦を緣するに、これと總じて緣するを以てたい道如行出の四行相に過ぎず。

【九】中間定と四根定とに攝するもの。

【一〇】三等色定に攝するもの。
【一一】異説(一)。

卷の第三十二

〔辯賢聖品第七の四〕

第六章 無學道

第一節 無學果總說

已に第三の向果の差別を辯じつ。次に應に第四の向果を建立すべし。頌に曰はく、

上界の修惑の中に

初定の一品を斷するより

有頂の八品に至るまでは

皆阿羅漢向なり

第九の無間道を

金剛喻定と名く

盡の得と俱なる盡智は

無學の應果を成す。

論じて曰はく、即ち不還の者は、進みて色界及び無色界の修所斷の惑を斷するに、^三初定の一品を斷するを初めと爲して従り、有頂の八品を斷するに至るまでを後と爲す、應に知るべし、轉じて阿羅漢向と名く。

即ち此に説く所の阿羅漢向の中にて、有頂の惑を斷する第九の無間道を亦説きて、名けて金剛喻定と爲す。此の定は堅銳なること、喩へば金剛の若し。一隨眠の破すること能はざること無きが故なり。先に已に破せしが故に、一切を破せざるも、實に能く一切を破する功能有り。

見道の中にも亦能く有頂の煩惱を斷する無漏の對治有りと雖も、然も見斷の惑は一品爲る可し。九品の煩惱を顛斷する勢力微劣なるが故に。又無事の惑は斷すべきこと易きが故に、能く治するも

【一】 第四の羅漢果に關する一般相を述べしもの、前四句は阿羅漢向を述べ、第五句は金剛喻定、第六・七句に無學果を説きしもの。

【二】 阿羅漢向。

【三】 圖示せば。

上二界の修惑。

阿羅漢向 下七地各九品

有頂地八品斷

阿羅漢果 無間道—金剛喻定

有頂地第九品 解脫道

【四】 金剛喻定(Vajropama smadhi)。

【五】 下地の煩惱は先に已に破するが故に、今は破せざれども、その實は一切の惑を破する功能有り、諸の無間道の中にありて、この定と相應する無間道を最も勝れしものとなすが故に金剛に喩ふ。

何等をか名けて九種無學と爲すや、謂はく、退法・思法・護法・安住・堪達・不動法・不退法・慧解脫・俱解脫、是れを名けて九と爲す」と。理亦應に説くべし。而も説かざるは、佛は有學・無學の斷及び根に由りて殊勝有ることを觀見するを以ての故に、能く勝果を生ずるを名けて福田と爲す。然るに諸の不還の得する所の減定は、是れ有漏なるが故に説いて、自性解脫の故に清淨と名くと言ふべからず。彼の所依の身猶煩惱有りて、未だ永く斷ぜざるが故に、説いて相續解脫の故に清淨と名くと言ふべからず。故に彼れを成ずるに約して有學の福田を立てず。無學位の中、有漏の功德は自性解脫の所收に非ずと雖も、相續解脫の故に清淨と名く。此れに由りて亦能く殊勝の果を生ず是の故に定及び根の差別に約して九の應果を説いて皆福田と名く。

第九項 不還の種類に關する結辭

已に不還の龜相の差別を辯じつ。若し細かに分析せば、數多千と成る。此の中且く色界に行くに依りて、^{一七六}五を諸地等に約して五門分別す。謂はく、五を地の數に約して二十四と成り、定地の中各五種なるが故に五を種性の數に約して三十六を成ず。種性の中各五種なるが故に。五を生處の數に約して八十を成ず。十六處の中各五種なるが故に。五を種性と根に約して、數九十を成ず。謂はく、退法の種性に、下と中と上根の差別有るが故に、數十五を成ず。乃至不動種性も亦然り、五を地と種性に約して、數百二十を成ず。謂はく、四地の中に各三十の故に。五を地と種性と根とに約し、數三百六十を成ず。謂はく、四地の中各九十なるが故に。五を生處と種性に約して、數四百八十を成ず。謂はく、十六處に各三十なるが故に。五を生處と種性及び根に約し、數一千四百四十を成ず。謂はく、十六處各九十なるが故に。五を離染處と種性と根に約して、積數總じて一萬二千九百六十の不還の差別を成ず。謂はく、離染の九品の不同を以て、前の一千四百四十に乗ずればなり。

【去】中般、生般、有行般、無行般、上流の五なり。

是くの如く五品の雜修を因と爲し、次での如く能く五淨居の果を招く。是くの如く十五の有漏無漏心は皆、是れ先より來た未だ曾て得ざるを、今得るなり。

有餘師の説かく、「初の五無漏は是れ先従り來た未だ得ざるを今得、餘の十は皆是れ曾て得せし所の心なり。前の五現前する時、已に未來の修なるが故に、有るは定んで雜修の成滿を起さず。有るは要す數と起りて方に圓成を得す」と。

有餘師の言はく、「信等の五の次第に増上するに由りて、五淨居を感ず。諸の淨居を感ずるは雜修力に由る。亦業力の相資助するに由るが故に。然も唯有漏のみ彼の異熟を感ず。無漏力に非ず。有を棄背するが故なり。」

第八項 身 證

經に不還を説きて一六八 身證と名くること有り。何の勝徳に依りて身證の名を立つるや。頌に曰はく、

減定を得る不還を一六九 轉じて名けて身證と爲す。

論じて曰はく、減定の得有るを、減定を得すと名く。

即ち不還の者にして、若し身中に於て減定の得有らば、轉じて身證と名く。謂はく、不還の者は身に由りて涅槃に似たる法を證得するが故に、身證と名く。

如何が彼れを説いて但だ身證と名くるや。無心一七〇 なるを以ての故に、身に依りて生ずるが故に。身と俱生して勢力を得るを以ての故に。彼の已滅の位を猶彼を得すと名くるが如し。

何に緣りてか佛は有學の福田を説き、身證の不還は其數に預らざるや。謂はく、一七四 世尊、給孤獨に告げて言はく、「長者、當に知るべし、福田に二有り、一には有學、二には無學なり。有學は十八、無學は唯九なり。何等をか名けて十八有學と爲すや。謂はく、預流向・預流果・一來向・一來果・不還向・不還果・阿羅漢向・隨信行・隨法行・信解・見至・家家・一間・中・生・有行・無行・上流、是れを十八と名く。

【一六六】異説(一)

【一六七】異説(二)

【一六八】中阿合一九五阿濕具經(大・1751D)文に「若有比丘非俱解脫亦非慧解脫而有身證云何比丘而有身證。若有比丘八解脫身觸成就遊。不以慧見諸漏已盡已知如是比丘而有身證……」とあり。

【一六九】身證(Kāyasakṣin, じ、Kāyasakṣi)とは減盡定を修得せし不還に特に名けしもの、減盡定は無心なるが故に、身に依つて證得するの謂ひなり。

【一七〇】減定の種。

【一七一】身證。

【一七二】身證と名くる理由。

【一七三】減盡定なれば、心心所滅してなく、無識の身を所依として起るに由る。

【一七四】經説の有學と身證。

【一七五】中阿合一二七福田經(大・1619a)。

無間に復一念の無漏を生ず。是くの如く有漏の中間の刹那に、前後の刹那の無漏雜はるが故に、雜修定の根本圓成と名く。

是くの如く第四定を雜修し已つて、此の勢力に乗じて、其の所應に隨ひて、亦、能く下の三靜慮を雜修す。

雜修一六〇 靜慮は五蘊を體と爲す。然るに此の中に於て、諸の世俗智は、是の四法四類八智の雜修する所なり。

略して三緣有り靜慮を雜修す。一には受生の爲め、二には現樂の爲め、三には煩惱を起して退することを遮止せんが爲めなり。諸の不還の中、若し見至の性は、前の二緣の爲めなり。一には受生、二には現樂の爲めなり。若し信解の性は具に三緣の爲めなり。阿羅漢の中、不時解脫は但だ現樂の爲に「靜慮を雜修し、」時解脫は後の二緣の爲めなり。

第七項 五淨居 天

若し靜慮を雜修するは一六一 五淨居に生ぜんが爲めなりと、何に緣りてか淨居處に唯五有りや。頌に曰はく、

五品を雜修するに由りて

生に五淨居有り

論じて曰はく、雜して第四靜慮を熏修するに、五品有るに由るが故に、淨居に唯五あり一六三。何をか五品と謂ふや一六四。謂はく、下と中と、上と、勝上と、極上との品の差別あるが故なり。

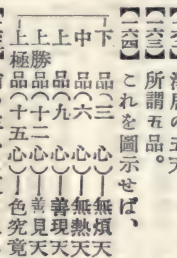
此の中初品は三心現前して、便ち成滿することを得、謂はく、初めは無漏にして、次には有漏を起し、後に無漏を起すなり。第二の中品は一六五 六心現前して方に成滿することを得、謂はく、二有漏は四無漏の雜修する所と爲る。是くの如く所餘は其の次第に隨つて九、十二、十五念心ありて、應の如く現前し、方に成滿することを得。

は有學無學に通ず。

【一六二】 雜修定の加行成滿。
【一六三】 雜修定の根本圓成。

【一六〇】 雜修靜慮の體。

【一六一】 五淨居天とは無煩・無熱・善現・善見・色究竟天のこと。不還・聖者の生ずる所なるが故に五那含天といふ。
【一六二】 淨居の五天。
【一六三】 所謂五品。
【一六四】 これを圖示せば、



【一六五】 前の三心に更に三心を加へしもの、後の九・十二・十五はいづれも三心づゝ加へしもの。

即ち此の已に欲界の生を經る者と、及び已に一五二此れ従り上界に往いて生ずる諸聖とは、必ず練根と並びに退と無し。曾て經生は自の相續に於て聖道を蘊積すること、極めて堅牢なるを以ての故に、及び殊勝の所依の身を得るが故に。

第六項 靜慮の雜修について

前に上流は靜慮を雜修するを因と爲して、能く色究竟天に往くことを説きつ。先づ應に何等の靜慮を雜修すべきや。何等の位に由りて雜修の成ずるを知るか。復何の縁の爲に靜慮を雜修するか。

頌に曰はく、

先づ第四を雜修す

受生と現樂と

成は一念の雜に由る
及び煩惱の退を遮せんが爲めなり

論じて曰はく、諸の四靜慮を雜修せんと欲する者は、必ず先づ第四靜慮を雜修す。彼れの等持の最も堪能なるを以ての故に。諸の五五六樂行の中に彼れは最勝なるが故なり。

誰か靜慮に於て能く雜熏修するや。唯、諸の聖者學無學に通ず。學位は唯信解の見至に通ず。無學の位に於ては時と非時とに通ず。必ず先きの三洲に靜慮を雜修するなり。退して色界に生ずるも亦能く雜修す。退し已つて根を修練し、見至の性を成じ、欲界従り没して色界の中に生じ、前に乘じて復能く靜慮を雜修す。故に六種の性皆上流有り。

雜修する時に於て、何の方便を作すや。彼れは必ず先づ第四靜慮に入りて、多念の無漏相續して現前し、此れ従り多念の有漏を引生し、後に復多念の無漏現前す。是くの如く旋還して後後は漸く減じて、乃至最後に二念の無漏、次に二念の有漏を引いて現前し、無間に復三念の無漏を生ずるを、雜修定の加行成滿と名く。

此れ従り以後は功力に由らずして、任運に唯一念の無漏従り、二念の有漏を引き起して現前し、

【四七】欲界の經生の聖者上生のことなし。(初二句)。

【四八】欲界のみの生を經るものは、欲界の劣惡のみと見るが故に、上界も亦然らんと思ひて上生せずして般涅槃す。

【四九】色界經生の聖者は上生す。

【五〇】欲界に經生して色究竟天に生ずるもの。

【五一】稱支の俱舍釋に依るに、帝釋曰はく、我れ此處に没して人間に生れ、阿羅漢果を得て般涅槃せずんば、我曾て色究竟天あるを聞けるを以て、死してその天衆の中に生るべし」と。この言の中、人中に生れて涅槃すとは經生の證。死して色究竟天に生るべしとは上生するの證。中阿含一三四大品釋問經(大・163)を見よ。

【五二】欲界經生の聖者と練根及び退墮(後の二句)。

【五三】色界より無色界に至るものをいふ。

【五四】第一二句はそれ、第一、第二間に答へ、後の二句は第三間に答へしもの。

【五五】雜修の初めとその理由(第一句)。

【五六】樂行とは止觀平等にして尋伺等の動亂なく、容易に目的を達し得べきをいふ。

【五七】靜慮に於て雜修する者

て差別するに多有り。此れに由りて上流の別相煩廣なり。若しは一一辯するも、周く悉す可きこと難し。故に等しき義に依りて總じて上流を立つ。中と生との位の中、差別の義少く、顯了し易きが故に之を分ちて六と爲す。彼の一一も同義有りと雖も、而も第三に等し。

上流の中に於て異義有りと雖も、而も前の二に等し。相影顯せんが爲めの故に唯七を立つ。唯此れ已に欲の貪瞋等、善士の法に非ざるを斷じ、及び無學の大善士果と、極めて相近きが故に、經に唯此れを説いて善士趣と名く。預流及び一來の者は都て善士趣と名くと説く可からずと謂ふに非ず。佛も亦彼れを説いて善士と名くるが故に。契經に言ふが如し。「云何が善士なる、謂はく、若し有學の正見を成就し、乃至有學の正定を成就す」と。上に往くを趣と名く。謂はく、上果に趣くと及び上生に趣くが故に唯七と説く。或は唯此の七は皆能く善を行じて不善を行ぜず。餘は則ち然らず。又唯此の七のみ上界の生に往きて、復還へり來らず。餘は則ち爾らず。故に但だ此れに依りて善士趣を立つ。

第五項 經生の聖者

諸の聖位に在りて、會て經生する者は、亦此等の差別の相有る耶。爾らず。云何。頌に曰はく、
一四五 欲界の生を經る聖は

此れと及び上に往いて生ずるとには

練根と并に退とは無し。

論じて曰はく、若し聖位に在りて、欲界の生を經るものは、必ず往いて色・無色界に生ぜず。

彼は不還果を證得し已れば、定んで現身に於て般涅槃するに由るが故なり。

若し色界に於て經生する聖者は、無色界に上生する義有る容し。

然るに「天帝釋は是くの如きの言を作す。會て聞く天有り。色究竟と名く。我れ後に退落せば、當に彼に生ずべし」とは、彼れは對法の相を了せざるに由るが故に。

【一四三】不還果とのみ善士趣を立つる理由。

【一四四】前所引の中阿含六善人往經參照。

【一四五】經生の聖者とは他界に往かずして常にある一界のみに生死するものをいふ。問の意は、この經生の聖者の不還果を得る時は、同じく前述の如く生・中・上流等の區別を來すやと。

【一四六】頌はこれに答へしもの初めの二句は欲界經生の聖者不還果を得るも、上界に生ぜざることを述べ、後の二句はこれと色界經生の聖者には練根と退となきことを示せしもの。

ち)此の三は一一其の所應の如く、亦業と惑と根とは差別有るが故に、各三の別有り。故に九種を成す。謂はく、初と二との三は、惑と根との別に由りて、各三種を成す。業の異なるに由るに非ず。後の三は亦順後受業にも差別有るに由るが故に、分ちて三種を成す。故に説く、是くの如く色に行く不還は、業と惑と根との殊なるによりて、三九の別を成すと。

第四項 七善士趣

若し爾らば何が故に諸の契經の中に、佛は唯七善士趣有りと言くや。頌に曰はく、

七善士趣を立つることは

上流の別無きに由る

善と惡とを行ずると行ぜざると

往くこと有りて還ること無きとの故なり。

論じて曰はく、中と生とに各三あり、上流を一と爲して、經には此れに依りて、七善士趣を立つ。

何が故に前の二は各分ちて三と爲し、第三上流は唯立て、一と爲すや。上に行くを以ての故に名

けて上流と爲し、此の義同じきに由りて、但立て、一と爲すなり。前の二種も亦義同じと雖も、然も其中別相了し難きが爲に、了し易から令めんと欲するが故に、各三を分つ。上流に三有り、相別して了し易し。彼に於て更に別に建立するの煩ひ無し。又前の二は別して唯爾所有りて、顯示し易きが故に、各分ちて三と爲す。第三の上流は別義多種なり。卒に顯示し難きが故に總じて一と立つ。謂はく、初めの中般は唯將生在り、根と惑との品殊なるが故に三種に分つ。第二の生般は唯已生在りて、亦根と惑殊なるが故に三種に分つ。上流には通じて、將生已生有り、將生の上流に復二種有り、謂はく、靜慮に於ける雜と不雜修となり。已生の上流は二に分つこと亦爾り。

復是くの如きの二の上流の中に於て、若し雜修無くば二界に生ず容し。若し雜修有らば、唯一界に生ぜん。一界に生ずる者を復分ちて三と爲す。全超と半超と遍沒異なるが故なり。半超内に於

【三】中般と生般との時間的に分たれし二種は下中上品の惑と根との差別によりて分ち、上流般の三種は惑根及び順後受業に更に差別有りて分つとの意。

【五】中阿含六善人往經(大・一・486)。

【六】七善士趣(Guṇa satpuṇṇa, gōṇa, gōṇyāṇi, sāta, nappuṇṇa, gōṇyā)。

【七】前二句は正しく問に答へ、後の二句は獨り不還果にのみ善士趣を立て、所餘の預流・一來果に然らざる理由を明す。

【八】七善士趣の別(前二句)。

【九】各三とは速と非速と經久との三。

【四】上流般を一とする所以。

【二】上流の二種。

【三】雜修上流と無雜修上流。

に行く、二には無色に行く。前の四に并せて八と爲す。轉生を足して九を成す。

轉生とは謂はく、前生に於て已に預流或は一來果を得し、今生の内に於て方に不還を得ず。現般の言は唯、現世に初めて聖に得入し、涅槃に至る者に目く。

或は不還とは、根の差別に由りて、其の所應に隨つて分ちて九種を成す。或は色界に行く五不還の中、復異門有り分ちて九種を成す。頌に曰はく、

色界に行くに九有り

謂はく、三に各三を分つ

業と惑と根とに殊り有り

故に三九の別を成す

論じて曰はく、即ち色界に行く五種不還を總じて立て、三と爲し、各三種に分つが故に九種と成る。

何等をか三と爲す。中と生と上流と差別有るが故なり。

云何が三種を各分ちて三と爲すや。中般涅槃を分ちて三と爲すとは、初起と遠近の當生の處に至りて般涅槃を得するに、差別有るが故なり。

生般涅槃を分ちて三と爲すとは、續生と有行と無行と異なるが故なり。此れ皆生じ已つて般涅槃を得す。是の故に並びに應に名けて生般と爲すべし。

上流の中に於て、分ちて三と爲すとは、全超と半超と漏没と異なるが故なり。

然るに諸の三種一切は皆、速と非速と經(久)とに由りて、般涅槃を得るに由るが故に、分ちて九種と爲し、相雜亂せず。是くの如き三種九種の不還は、業と惑と根と差別有るに由るが故に、速と非速と經久との差別有るなり。

且らく總じて三と成るは、先きの所集の順起と(順)生と(順)後との業に異り有るが故に、其次第の如く、下中上品の煩惱の現行するに、差別有るが故に、及び上中下根に異り有るが故に、(即

【二四】轉生。

【二五】色界に行く五不還を、中・生・上流の三に攝し、その三を更に業と惑と根との相違を基礎として九種となすことを述べしもの。

【二六】中・生・上流の三種涅槃。

【二七】中般の三種。俱舍論二四・五左に、速と非速と經久との三種とす。

【二八】生般の三種。

【二九】前註の如し。

【三〇】上流の三種。

【三一】三種總別と九種各別の根據。

【三二】三種九種とは總じて三種に分ち、更に九種に分つこと。

【三三】順起とは起は中有の異名順起業は、中般を順生業は、生般を順後業は上流般を引く。

劣にして、多くの事業に於て堪能無きが故なり。本有の位に住し、欲界の法に於て尙越度し難し。況んや中有の中に能く欲界を越えて、應果を得するに至らんや。多くの事業とは謂はく、三界を越ゆると及び永く二種の煩惱を斷除し、并に二三沙門果の證を得するなり。中有の位に住するものに、是くの如きの能無し。

又此の有の前に未だ會て、九品の差別の煩惱治を數習せざるが故に。又不還果等は中有身に得するに非ず。増上の惑を斷じ、證得する所なるが故に、三界の染を離るゝこと、極めて難しと爲すが故に。欲の中有は能く般涅槃すること無し。色界の中有は此れ皆異なる。故に中に於て涅槃を得する者有り。又此の中有は般涅槃を得す。唯此の地の中に所有の聖道を起す。初靜慮の地の中有の位の中に般涅槃する者は、唯自地の根本靜慮を起し、聖道現前す。未至、中間に非ず。現前せ令むること難きが故なり。

中有の位に在りては、依身微劣にして、要す起し易きは、方に能く現前す。此の五を名けて色界に行く者と爲す。

【二〇】 無色に行く者の差別に四有り、謂はく、欲界に在りて、色界の貪を離れ、此れ従り命終して、無色に生ずるに、此の中の差別に唯【二一】四種有り。謂はく、生般等に差別有るが故なり。此れを前の五に并せて六不還と成る。

【二二】 復色無色界に行かず、即ち此に住して能く般涅槃する有り、現般涅槃と名く。前の六に并せて七と爲す。

第三項 九種不還

【二三】 或は應に總じて九種不還を立つべし。謂はく、現涅槃を分ちて二種と爲す。一には先の位に於て善く聖旨を辯す。二には臨終の時方に能く、善く辯す。上流の内に於て亦二種を分つ。一には色界

【二八】 二種の上流の土地に於て般涅槃し得ることの可能と、色究竟有頂を極處と爲す理由。
【二九】 有學の欲貪を離れず、中有の中に般涅槃するものなき理由。

【三〇】 間無色界に行く四種。

【三一】 四種とは無色界には中有無きが故に、上の五の中に中般の一を除けばなり。此の無色に行く四種を凡て一と見做し、前の五に合せて六不還と數ふ。

【三二】 (七) 現般涅槃。

【三三】 九種不還。

て色究竟に至り、方に般涅槃するに由るが故に漏没と名く。此の義に由りて準ずるに、初靜慮の中、大梵の所居は是れ別の處に非ず。即ち是れ第二の梵輔天の攝なり。若し此れに異らば、大梵の所居は、僻見處なるが故に、一導師の故に、必ず聖者は中に於て受生すること無し。漏没と半超とは應に差別無かるべし。應に知るべし、此れを二上流の中にて、雜修靜慮の因有るに由るが故に、色究竟に往いて般涅槃する者と謂ふ。

【二四】餘の靜慮に於て雜修すること無き者は、能く有頂に往いて方に般涅槃す。謂はく、彼れは先に雜修靜慮無きも、諸定に於て愛味を緣と爲すに由りて、此に没して、遍く色界の諸處に生ず。唯五淨居天に往くこと能はず。色界に命終して、三無色に於て次第に生じ已りて後、有頂に生じ、方に般涅槃するなり。

【二五】二上流の中にて、前は是れ觀行にして、後は是れ止行なり。樂慧と樂定と差別有るが故に。

【二六】二の上流の者が、下地の中に於て般涅槃を得することも亦理に違せず。而も此れは色究竟天及び有頂天に往くと言ふは極處に依りて説く。不還の者は、已生の處に於て第二生を受くること無し。彼れは生に於て勝進を求む容く、等と劣とに非ざるに由るが故に、唯欲界に没して、色界に往いて生ず。中有の中に般涅槃する者有り。色界に没して、色界に生ずるには非ず。色界の中に災害無きを以ての故なり。若し本有の位に餘の障緣有らば、涅槃を得せず。中有も亦爾り。中有は薄劣にして本有に非ざるが故なり。

又彼れ若し應に上流に屬すべき有らば、中般と上流は應に差別無かるべし。謂はく、定んで差別の因緣有ること無し、是の言を作す可し。唯欲界に没して色の中有を受けて、便ち般涅槃すれば中般の名を得、色界に没するに非ず。

【二七】何に緣りて有學の未だ欲貪を離れざるは、中有の中に般涅槃する者無きや。欲界の中有は依身微

その因緣によりて色究竟天に生じ、最初の梵衆天に死して、最後の色究竟天に至るまで、凡べて中間の十四天を頓に超ゆるが故に全超といふ。

【二七】雜修靜慮の三種。

【二八】(イ)全超。

【二九】(ロ)半超。

【三〇】初天とは梵衆天、梵衆天より没して色究竟天に生ずるに、中間十四天ある中、或は一夭を超え、乃至十三天を超ゆるをいふ。

【三一】(ハ)漏没。

【三二】有部は十六天説をとる、大梵天を一處と認めず。

【三三】梵天處の主梵天は自ら是れ一切世間の因なりとの戒禁取見を起し、又一切世間の一導師との見を起すこと。

【三四】無雜修靜慮。

【三五】諸定と禪をいふ。

【三六】遍く色界の諸處とは十六天中第四禪の五淨居を除ける十一處をいふ。五淨天に往く能はざる所以は、こゝは雜修によつて生ずべき處なるが故に。

【三七】二種の上流の結語。二上流の中、雜修定ある者は觀行の人にして、觀に勝れ、無雜修のものは止行の人にして止に勝る。前者は樂慧の人に由りて、後者は樂定の人なるに由る。

は失無し。此れに由りて有るは説く、二の差別とは、有爲無爲を縁する聖道に由り、其の次第の如く涅槃を得るが故なり」と、應に知るべし、亦餘の此の失に同するなし。

然るに有る經には、無行先に在りと説き、立有る經の中には先に有行を説く、時に既に異無し。隨つて説くに違ふこと無し有行は尊ぶ可きが故に我れ先に説くなり。

上流と言ふは、謂はく、一類の補特伽羅有り、上流の行増し、初生の處に即ち圓寂を證するに非ず。謂はく、欲界に歿して色界に往いて生じ、未だ即ち中に於て能く圓寂を證せず、要す轉じて上に生じて方に般涅槃するものなり。

即ち此の上流の差別に二有り、因及び果に差別有るに由るが故なり。因の差別とは此れは靜慮に於て雜修と無雜修と有るに由るが故なり。果の差別とは色究竟天と及び有頂天とを極處と爲すが故なり。謂はく、若し靜慮に於て雜修有る者は、能く色究竟に往いて、方に般涅槃す。雜修は能く淨居の果を感ずるが故なり。即ち此れに復三種の差別有り、全超と半超と漏没と異なるが故なり。

全超と言ふは、謂はく、色界の中、一處從り没して色究竟に往く。彼れ先に欲界の身中に在りて、已に雜修の四種靜慮を具するに由り、緣に遇ひて上三靜慮を退失し。初靜慮の愛味を縁と爲すを以て、命終して梵衆天處に上生し、先世申習の勢力に由りて、復能く第四靜慮を雜修して、彼處從り没して色究竟に生ずるなり。色界十六處所に於て、最初の處に没して、最後の處に生じて、頓に中間を越ゆ是れ全超の義なり。

半超と言ふは、謂はく、色界の中、初天等從り漸次に没して、下中間に至り、能く一處を越えて方に能く色究竟天に往趣す。超ゆること全に非ず。是れ半超の義なり。

漏没と言ふは、謂はく、色界に於て愛味多きが故に、一切處に生ず。彼れ漏く、四靜慮地十六處所に於て、一一皆下等の愛味有り、生を感ずる緣と爲す。梵衆天の一一の處所從り、一生没し已つ

【九七】有餘依とは有餘依涅槃のこと。

【九八】無餘とは無餘依涅槃のこと。

【九九】色界にては自在に促壽する力を有せざれば、自由に捨壽して無餘涅槃に入る理無し。

【一〇〇】有行般・無行般。

【一〇一】(三)有行般。

【一〇二】(四)無行般。

【一〇三】異説。有爲法を縁する無漏道にて涅槃するは有行般、無爲法を縁する無漏道にて涅槃するは無行般とするなり。

俱舍二十四卷三左に出づ。俱舍にてはこの説を太過失ありとして難す。

【一〇四】(五)上流(第三一六句)。

【一〇五】上流の二種。これを圖示せば、

上流般

雜修(因) | 全超 | 色究竟(果)
漏没 | 竟天

【一〇六】雜修とは無漏を以て有漏に雜ふること。欲界にて四靜慮を修し、後退緣に逢ひて上三靜慮を退失し、唯初定のみを殘し、その定に貪愛を起して執著し、其緣に由りて死して梵衆天に生じ、更に欲界にて習へる慣習力に由りて、又第四定を雜修し、命終して

中般と言ふは、謂はく、一類の補特伽羅有り、已に生結に於て非擇滅を得ず。起結は爾らず。彼れ欲界に於て、逼惱縁の逼惱する所に遇ひ、便ち能く自ら勉めて餘の結を斷ずる殊勝の加行を修す。加行未だ満たざるに捨命の縁に遇ひ、遂に命終を致す。起結の力に由りて、色の中有を受け、多苦を厭ふが故に、前に起れる道に乗じ、進みて餘の結を斷じ、阿羅漢を成じて般涅槃を得るなり。

生般と言ふは、謂はく、一類の補特伽羅有り、先に具さに順起生業を造り、及び増長するに由るが故に、欲界に没し已つて色界の生を受け、勤修と速進の道とを具するに由るが故に、生じ已つて久しからずして阿羅漢を成じ、其の壽量を盡し、方に般涅槃す。有餘依に約して説いて生般と爲す。纔に生じ已れば便ち般し、無餘に非ず、彼れは壽を捨つる中に自在なること無きが故なり。

有行般、無行般と言ふは、謂はく、一類の補特伽羅有り、生じ已つて多時に方に無學を成じ、中に於て一の勇猛精進なつ有り、一の稟性慢慢懈怠なる有り、次での如く名けて有行、無行と爲す。謂はく、若し一類先に欲界の中に加行を息まざるに依り、三摩地の力五下分結を斷じ、不還果を成じ後色界に生じ、多時を経て還つて能く前の種類の道を進修して阿羅漢を成ずるを有行般と名く。無行般とは此れと相違す。或は色界に生じ、多時を経て苦行に依止し、餘の結を解脱するを有行般と名く。彼れは修習し、功用の道に依り般涅槃するを以ての故に。此れと相違するを無行般と名く。

「豈に中般も生般を現般ならずや。依止する所の行亦此れ有るが故に、應に有行、無行般の名を立つべし」と。是くの如きの失無し。此の義等しと雖も、而も彼れは各差別の位有るが故に、謂はく、中般等も亦、定んで苦行、樂行に依りて、餘の結を解脱すと雖も、而も彼れ各分位の不同有り、此れに對して名けて不共の差別と爲す。此れは是くの如きの分位の別無きが故に、道の不同に約して其の差別を顯すなり。如何が此れを以て彼れを例して同なら令めんや。故に此の中に於て辯する所

す。

【六三】 色界に往く五種。

【六四】 中般涅槃 (Antevāpatti = jhāyāya) 已 Antavajjā nāribhāyā)。

【六五】 生般涅槃 (Uppadāyapatti = nibbāyā) 已 Uppadāyapatti = nibbāyā)。

【六六】 有行般涅槃 (Sābhāsāya = ākāraṃ, 已 Sāsādikāṃparinibbāyā)。

【六七】 無行般涅槃 (Anāhāya = ākāraṃ, 已 Asādikāṃparinibbāyā)。

【六八】 上流般涅槃 (Urdhvas = roṇā, 已 Urdhvasāroṇāparinibbāyā)。

【六九】 釋名。「此れは云々。中有と生有との中間に於て般涅槃するを中般涅槃、色界に生じ已つて間もなく般涅槃するを生般涅槃、色界に生じ已りて長時の加行を経て般涅槃するを有行般涅槃、特に加行を修せずして般涅槃するを無行般涅槃、又欲界より梵衆天に梵衆天より梵輔天と、次第に上地に生じて般涅槃するを上流般涅槃と名く。

【七〇】 別釋。(細説)、第二句(一)中般。

【七一】 生般。

【七二】 勤修とは精進すること。

【七三】 「速進の道を具す」とは努力を要せざること。

八三 即ち修惑の七八品を斷ずる者を應に知るべし、亦不還果向と名く、先に三・四と七・八等の惑を斷じて、見諦に入る者は、後に果を得る時、即ち家家及一間と名くるや不や。此れ未だ名けて家家一間と曰はず。未だ彼を治する無漏根を得せざるが故なり。初めて果を得する位に、果道現前す。爾の時未だ勝果道を修せざるが故に、要す後の位に至りて勝果道を起して、方に名けて家家一間と曰ふを得るなり。彼れを治する無漏根爾の時方に得するが故なり。即ち先に一來果を成就する者は、欲界の惑を斷じ、九品盡くる時一來の名を捨て、不還果を得す。必ず還つて欲界の生を受けざるが故に。此れ或は名けて五下結斷と爲す。此れ集の斷に據り、密に是の説を作す。必ず五結を俱時に斷ずるの理無し、或は二、或は三先に已に斷ずるが故に。

第二項 七種不還

不還の位に依りて、諸の契經の中に、種々の門を以て差別を建立す。今次に應に彼の差別の相を辯すべし。頌に曰はく、

此れに中と生と有行と
上流の若し雜修するは
超と半超と遍歿となり
無色に行くに四有り

無行との般涅槃あり
能く色究竟に往く
餘は能く有頂に往く

此れに住して般涅槃するもあり

八六 論じて曰はく、此の不還の者は、總じて説くに七有り。且らく色界に行くに、差別五有り。一には
八七 中般涅槃、二には 生般涅槃、三には 有行般涅槃、四には 無行般涅槃、五には 上流なり。
八八 此れは中間に於て般涅槃するが故に、此れを説いて名けて中般涅槃と曰ふ。是くの如く應に知るべし。此れは生じ已るに於て、此れは有行に由りて、此れは無行に由りて般涅槃するが故に生般等と名く。此れは上流するが故に、名けて上流と爲す。

般涅槃すべく、現生に涅槃との間に一生の間隔あるがために、涅槃又は不還果を得ざるが故に一間に名く。即ち七八品斷のものは、下三品の中、餘すところ二品又は一品、從つて受生の數も人天のいづれかの一生残るのみなれば、その一生を隔つる意味にてこれを一間の聖者といふ。

【七九】 一間の釋名。

【八〇】 俱舍論二四・二左に出づ。

【八一】 第九品の惑が不還果を得することを障ふる理由。

【八二】 五とは五下分結。

【八三】 不還向。七・八品を斷ずる點に於て不還向も一間と同じきも、一間は三縁を具せざるべからざるに、不還向は斷惑に約して、縁に約せず。

【八四】 先きにとは異生の位に於て欲の三四品又は七八品を斷じて、第十六道にて得果するも、苟も勝果道を起さざる限り、これを家家とも一間ともいはず、勝果道を起すに至りて成根の條件を具備するを以て一間の主、家家と稱せらる。

【八五】 初めの六句は色界に於て般涅槃する五種の不還を説き、第七句は無色界に於て般涅槃する者を説き、第八句は欲界に於て般涅槃する者を明

等四節 不還果

第一項 不還果一般

^{七五} 已に一來の向と果との差別を辯ぜり。次に應に不還の向と果とを建立すべし。^{七六} 頌に曰はく、

七或は八品を斷じて

一生するを一問と名く。

爲れ即ち第三の向なり、

九を斷ずるは不還果なり。

^{七七} 論じて曰はく、即ち一來の者の進みて餘の惑を斷ずるに、若し三縁を具する(ときは)、轉じて ^{七八} 一

問と名く。一には斷惑に由る。欲界の中の修斷の七品、或は八品を斷ずるが故に。二には成根に由

る、能く彼れを治する無間解脫の無漏根を得するが故に、三には受生に由る。更に欲有の天を受け

或は人中に餘の一生を(受くる)が故に。

若し三縁の中、隨つて一種を闕き、二を闕き、全く闕くときは一問と名けず。無漏根を成ずること

と頌の中に説かず。及び應に、復一生の所因を説くべし。家家の中に準じて、應の如く當に釋すべ

し。

^{七九} 言ふ所の問とは、是れ隙の異名なり。謂はく、彼の位の中、一隙有りて一生す容きに由るが故に。

未だ涅槃を得せざるなり。或は此の間の名は、間隔の義に目く。謂はく、彼の位に於て餘の一生有

りて間隔を爲すが故に圓寂を證せず。一間有る者を説いて一間と名く。如何にして餘の一品の修惑

有りて、能く障礙を爲し、欲界の生を受け令むるを名けて一間と爲し、未だ不還果を得ざるや。若

し此の品を斷ずれば、便ち欲界所繫の諸の業煩惱・異熟・等流の二果の地を超越すと爲すが故に、彼

れ極りて礙を爲し、更に生を受けしむ容し。六品を斷ずる時、未だ彼の地を越えざるが故に、^{八〇} 五を

斷じて中間の受生すること無し。現身に一來果を證すること能はず。

天趣の中に於て二生又は三生して次に涅槃に入る。その二生三生を受くるには同一天處に於てするもあり、又は六欲天中にて、その度毎に上處を代るものあり。

^{八〇} 人家家とは天中に於て見道に入り、次で人中に於て涅槃に入るもの、天家家に準じて知るべし。

^{八一} 一來向。

^{八二} 一來果向 (Cakāragāmi phalāpattiṃpamāsa Eṣṣakādagāmiṃphala piṃṃamāko)。

^{八三} 一來果。

^{八四} 「此れを過ぎて」とはこの一往來を過ぎての意。

^{八五} 三生家家・二生家家。天家々の二生家家は、第一に天の一生、第二に人の一生、第三に天の一生、第四に人の一生、第五に天の一生、かくて天二人なり。

^{八六} 薄貪瞋癡。三毒の煩惱の下品のみを残し、三毒妙なるをいふ。

^{八七} 不還向果。

^{八八} 初めの二句は一問を明し、次の二句は不還向果を明す。

^{八九} 一間の三縁具。

^{九〇} 一間 (Ekaṃvāṇa) とは一

一來果と不還果との中間にある位。問とは人又は天に於て必ず一生を受け、その次生に

して餘は三生二生有り。故に家家の相は圓滿せずと説く。則ち應に頌に於て更に「等」の聲を説くべし。方に具に家家の三相を收む可し。或は應に三二生の言を説かざるべし。

然るに頌の中に、三二生と言ふは、増進有るを以て、所受の生に於て或は少く、或は無く、或は此に過ぐるが故なり。

應に知るべし、總じて二種の家家有り、一には^{六七}天家家なり、謂はく、欲の天趣に三二家に生じて、圓寂を證するものなり。或は一天處に、或は二、或は三なり。二には^{六八}人家家なり。謂はく、人趣に於て三二家に生じて、圓寂を證するものなり。或は一洲處に、或は二、或は三なり。

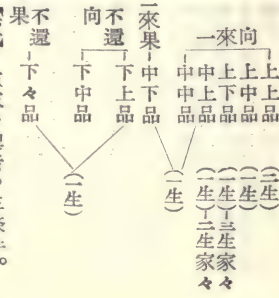
若し七生に必ずしも七を満たさざる有り、家家の位に中間に涅槃するに非ず。何の類の所攝か七生に攝屬するや。七の中「極」の聲は、極多を顯するが故に。此れに由りて已に生の未だ満たざる前に般涅槃を得するも亦是れ彼の攝なるを顯はす。根の最も鈍なる者は、具さに七生を經、諸の利根なるは生、定んで七を満たすに非ず、寧ろ五を斷すること無きも亦家家と名く。五を斷する時、必ず第六を斷するを以てなり。一品の惑は能く得果を障ふるに非ざること、猶し一間の未だ界を越えざるが如きが故に。

^{六九}即ち預流の者の進みて、欲界の一品の修惑、乃至五品と斷するを、應に知るべし。轉じて^{七〇}一來果向と名く。

若し第六を斷すれば、一來果を成ず、彼れは天上に往いて、一たび人間に來りて、而も般涅槃するを一來果と名く。^{七一}此れを過ぎて以後は、更に生無きが故なり。即ち此の義に由りて家家の中、

^{七二}若し天家家にして三生を受くる者は、人間に二を受け、天上に三を受く。二生を受くる者は、人一天二なるを證す。應の如く例して人中の家家を釋す。若し然らずと謂はゞ、彼の一來果は何ぞ彼の二生家家に異なること有らんや。彼の貪瞋癡は唯下品を餘すが故に即ち一來果を^{七三}薄貪瞋癡と名く。

みとなるべし。これ即ち家家(Kulakulika)「Kula-kula」の聖者にして、預流果と一來果の中間に位するもの。これを圖示せば



【六一】 家家の聖者の三條件。
 【六二】 欲の修惑云々、此の三、四品斷に二類あり。一は異生位に三・四品を斷じて見道に入るものと、二には預流果に往して後進みて三四品を斷ずるものとなり。
 【六三】 成根云々。異生位に三四品を斷ずる者初果に住し、未だ勝果道を起さずんば初緣ありと雖も此の緣を闕く。
 【六四】 然るに云々。成根を説かざるは義准によるといはず。
 【六五】 家々の聖者の種類。
 【六六】 天家家とは異生の位に於て見道に入り、次で命終して天に生れ、かくて人天に往來して最後に天中に於て般涅槃するものをいふ。即ち欲界

に非ず。相續成熟して涅槃の義を得、然も決定するに非ず、是の故に説かず。

第三節 一來果

已に修惑の都て未だ斷ぜざる者を、預流果の極七返生と名くることを辯ぜり。今次に應に斷位の衆聖を辯すべし。且らく應に一來向果を建立すべし。^{五九}頌に曰はく、

欲の三四品を斷じて

三二生なるは家家なり

斷すること五に至るは二向なり

六を斷すれば一來果なり

論じて曰はく、^{六〇}即ち預流の者の進みて、修惑を斷するに、若し三緣具するをば、轉じて家家と名く。一には斷惑に由る。欲の修惑の三・四品を斷するが故に、謂はく、^{六一}或は先きの異生の位に於て斷ずると、或は今の預流の進修する位に斷ずるとなり。二には、^{六二}成根に由る、能く彼れを治する無漏根を得するが故に。謂はく、已に彼の能治の道を成就す。三品・四品の無漏の諸根なり。三には受生に由る、更に欲有り三二生を受くるが故に、謂はく、三品を斷じて更に三生を受く。若し四品を斷ぜば、更に二生を受く。此の三二生は異生の位に由りて造作し、及び増長して、三二生の業を感ず。諸の聖者は、聖位の中に於て、更に能く新に後有を牽く業を作すに非ず、生死に背きて涅槃に向ふを以ての故なり。此れに由りて契經に説く、「諸の聖者は唯故業を受けて、更に新しきを造らず」と。若し三緣の中、隨つて一種を闕き、二を闕き、全く闕くを家家と名けざるに、何が故に根を成ずるや。

頌の中に預流果の後を説かずして、進みて惑を斷じ、能く彼れを治する無漏の諸根を成ずること説くは、義准じて已に成ず。故に具さに説かざるなり。若し爾らば應に三二生の言を説かざるべし。三四品を斷するを説くは、義已に成ずるが故に。謂はく、已に進みて三四品の惑を斷じ、決定

【五九】この七生は中途に聖無漏道の現前すること有りと雖も、業力がその人を持して涅槃に入らしめず、必ず七生を受けしむ。

【六〇】別解脱律儀 (Pratimokṣa saṃvara) とは一定の師につきて誓約して一定の戒法を受ける時、その一一の戒法に應じて無表を發得するをいふ。

【六一】第七有の滿相。

【六二】佛法に遇はずとは佛教の流通せざる時、この時には出家の儀式なく、在家のままにて阿羅漢を得ず。

【六三】餘位の不定を説く。

【六四】初の二句は家家を明し、後の二句は一來向果を明す。

【六五】(六) 欲界修惑の九品の中前六品を斷ぜしを一來果といふも、この六品は必ずしも現一世に於て斷ぜらるゝものに非ずして、時に前三品を斷じ、時に前四品を斷じて死するものもあり。然る時は前三品を斷ぜしものは已に四生を潤すだけの惑を斷ぜしものなれば、殘るは三生のみとなるべく、前四品を斷ぜしものは五生だけの惑を斷じて殘るは二生の

流と名く。

此の預流の名は、何の義に目くと爲すや。若し初めて道を得るを名けて預流と爲さば、則ち預流の名は應に四九第八に目くべし。若し初めて果を得るを名けて、預流と爲さば、則ち倍離欲と全離欲との者の道類智に至るを、應に預流と名くべし。

此の預流の名は、初めの得果に目く。然るに倍離欲と全離欲の者の、道類智に至るを預流と名けず。修惑斷に約して彼の果を立つるが故に、預流は必ず遍く果を得する者の、初めに得する所の果に依りて、名を立つるを以ての故に、一來と不還とは定んで初めに得するに非ず。唯此の果有り、必ず初めて得するが故に。

何に緣りて此の名を第八に目けざるや。未だ具さに向と果との無漏道を得せざるが故に。未だ具に見と修との無漏道を得せざるが故に、未だ遍く現觀の流を至得せざるが故に、八忍と八智とを現觀流と名け、道類智の時皆具に至得ず。是の故に第八を預流と名けず。此れに由りて預流は唯是れ初果なり。

彼れは此れ従り後に、欲の人天の中に各七生を受く。應に十四と言ふべし。何が故に彼れ極は七生を受くと説くや。此の責めは然らず。七の數等しきが故に、七葉樹及び五三七處善の如し。聖道の力の故に七有を過ぎず。

中間に聖道現前すること有りと雖も、餘の業力持して圓寂を證せず、唯佛の出世に依りて五五別解脱律儀有り。故に彼の第七有にして、若し五七佛法に遇はずば、便ち家に在りて阿羅漢果を得ず。既に得果し已りては、必ず家に住せず。苾芻の威儀法爾として成就す。前に佛の所説に會遇せずと雖も、而も餘命に於て極めて厭心を生じ、久しき時を經ずして、便ち圓寂に入る。

若し人趣に於て預流果を得ば、人中に七を滿す、天は準じて應に知るべし。五八聖も亦極七返生有る

【四六】 所因の意義。

【四七】 若し初めて無漏道を得るを預流と名くといはゞ、見道の初心より初めて無漏の聖道を得るが故に、此の預流向の位に名くべし。又若し初めて果を得るに約して名くとせば、欲界六品の道の修惑を斷じて道類智の位に、一來果を得せるものも、又九品の修惑を全斷せるものが道類智の位にて初めて不還果を得するものも、只に亦初めて得果するものなれば、預流果と名くべしとの意。

【四八】 問。

【四九】 第八とは四向四果を阿羅漢果より逆に數ふる時は預流は第八となる。

【五〇】 答。

【五一】 預流果を第八預向に目けざる所以。道類智の位を預流果と名くるは、(一)向道果道の無漏を得ず。(二)具さに見修二道の無漏を得ず。(三)八現觀の無漏道を得ずの三緣に依る。而るに第八預流向には未だこの義なし。

【五二】 極七返生。について問答。

【五三】 七處善 (Sapta-sāhan-kamusalā) (Sattatthānakuṣala)。

の道の勢力は、能く下下品の障を斷ず。上上品等の諸の能治の徳は、初め未だ有らざるが故に、此の徳有る時は、上上品等の失は、已に無きが故なり。應に知るべし、此の中の智勝ると雖も、惑未だ増盛せざるが故に、道を下品と名く、相續中惑極めて斷じ難しと雖も、細は隨行するが故に、障を下品と名く。是くの如きの理に依りて、應に譬喩を立つべし。衣を洗ふ位に、鹿垢先づ除き、後後の時に於て、漸く細垢を除くが如し。又鹿鬩は小明能く滅し、要す大明を以て、方に細鬩を滅するが如し。失と徳と相對する理も亦應に然るべし。此れに由りて、白は勝れ、黒は劣ると言ふべし。利那の頃に能治の道生じ、無始より來たの諸の惑の根を抜くが故に。

第二節 預流果

已に失と徳との差別の九品を辯ぜり。次に當に彼に依りて聖者の別を立つべし。

且らく諸の有學の修道の位の中、總じて亦名けて信解、見至と爲す。(而も)位に隨ひて復た多種の差別有り、先づ應に都て未斷の者を建立すべし。頌に曰はく、

未だ修斷の失を斷ぜず、
果に住するは極七返なり。

論じて曰はく、諸の住果の者の、一切の地に於ける修所斷の失を、全く未だ斷ぜざる時を名けて、預流と爲す。生ずること極にして七返なり。「七返」の言は、七たび生に往返することを顯す。是人天の中に各七生するの義なり。「極」の言は受生の最も多きを顯はさんが爲めなり。諸の預流は皆定んで七返するに非ず。故に、契經に「極七返生と説くは、是れ彼れの最も多きは七返生するの義なり。經に説くと此れとは、義に差別無し。

諸の無漏の道を總じて名けて流と爲す。此れを因と爲して、涅槃に趣くに由るが故に。

「預」の言は最初に至得することを顯はさんが爲めなり。(而して)彼れの流に預るが故に説いて預

【三八】 白は對治道に喩へ、黒は諸惑に喩ふ。

【三九】 修道位の聖者を總じて名くるときは、根の利鈍によりて信解・見至といふも、細別より時はその九品の惑を斷ずる數の多少によりて種種の別あり、その中欲界の修惑を未だ一品も斷ぜざるものを極七返生の聖者と名く。

【四〇】 欲界の修惑を却て未だ斷ぜずして見道に入り、第十六心修道の位に至りて果に住する者を預流の極七返生の聖者と名く、是れ人天の間を極多にして七返往來するの意。

【四一】 預流の生、極七返の聖者。

【四二】 生ずること極にして七返とは、欲界九品の修惑は七生を潤す力あり。即ち上々品の惑は二生を潤し、上中・上下・中上の三品は各一生を潤し、中中・中下の二品は合して一生を潤し、總じて七生を潤す。欲界修惑の一品をも斷ぜざる預流果のものが、最大限として、七返人天の間と往來するはこの理に基く。

【四三】 極七返生の釋名。

【四四】 極七返生(Saptakrtva = bhava-purima) 一に極七返(tuparavahava) 一に極七返

有ともいふ。

【四五】 預流の釋名。

に定んで勝果道を起す耶。理必ず應に然るべし。本論に「聖は第四靜慮以上に生じ、無漏の樂根定んで成就す」と説くを以ての故に。

彼の障已に斷ずれば、必ず彼を欣ぶが故に、障已に斷ずれば、道は現前し易きが故なり。

第五章 修道(有學道)

第一節 修惑と治道の數

是くの如く已に先具と、倍離と及び全離欲との見諦に入る者の、十六心の位に依りて、衆聖の別を立てたり。當に修惑に約して、漸次に能對治道を生ずる分位の差別を辯すべし。頌に曰はく、

地地の失徳に九あり

下・中・上各三なり

論じて曰はく、失とは、謂はく、過失なり、即ち所治の障なり。徳とは謂はく、功德なり、即ち能治の道なり。

先に已に欲の修斷の惑の九品の差別を辯するが如く、上の四靜慮及び四無色は、應に知るべし、亦然り。生死は九地の攝に非ざること無きが故に。

所治の障、一々の地の中に、各九品有るが如く、諸の能治の道も、無間と解脱と、九品(有るごと)亦然り。

失と徳とは如何にして、各九品に分つや。謂はく、根本の品に下・中・上有り、此の三に各下・中・上の別を分つ。此れに由りて失と徳とは各九品を分つ。謂はく、下の下と、下の中と、下の上と、中の下と、中の中と、中の上と、上の下と、上の中と上の上との品なり。

應に知るべし、此の中に、下々品の道の勢力は、能く上上品の障を斷ず。是くの如く乃至上上品

【二八】 現生に勝果道を起すもの。
【二九】 發智論六(大・二六・九四七上)。

【三〇】 對治道によりて修惑を全斷する分位の差別。

【三一】 先具とは所謂具縛にして、欲の修惑の全體を具するものをいふ。
位離欲とは九品の中一品(六・七・八品)を斷ぜしもの。
全離欲とは全九品を斷ぜしもの。

【三二】 修惑とその能對治道の品數をあげしもの。

【三三】 失と徳。

【三四】 上地の九品の惑。先には隨信行・隨法行者を明すことを指す。三界九地に八十一品の修惑あり。

【三五】 所治の障と對治道。修惑の九品あるが如く、これを治する無間道・解脱道にも九品有り、從つて總じて九九八十一となる。

【三六】 失と徳とを九に分つ所以。

【三七】 斷失と對治との關係。

阿羅漢果は必ず初めて得すること無し。異生は有頂を離る容き無きが故に。見道には修惑を斷ず容きこと無きが故なり。

住果の位に至りて、二名を捨得す、謂はく、復隨信・法行とは名けず。轉じて、信解・見至の二名を得す。此れ亦根の鈍利の差別に由る。諸の鈍根の者の先に、隨信行と名くるは、今は信解と名

く。信増上力に由りて、勝解顯るゝが故に。諸の利根の者の先に隨法行と名くるは、今は見至と名

く。慧増上力に由りて、正見顯るゝが故なり。

何に緣りて先時に、修所斷の欲の一より五に至る、或は七・八品、初定の一品、廣説乃至、無所有處第九品の惑を斷するを、第十六道類智の心に至りて、但だ預流・一來・不還果と名け、一來・不還・阿羅漢向に非ざるや。頌に曰はく、

諸の得果の位の中には
未だ勝果道を得ず
故に未だ勝道を起さざれば

論じて曰はく、聖道を得するに依つて、八聖を建立するが故に初得果の位には未だ勝果道を得せざるなり。得果の心は、勝果道に於て、所對治の惑は、對治に非ざるを以ての故に。彼の治に非ざる

が現在前する時、彼の治の道を得するに非ざること、其の理決定す。又得果の時、即ち勝果道有るに非ず。所斷の煩惱の離繫得生する道類忍は彼の繫の得を斷すること能はざるが故に。若し道力能

く彼の繫の得を斷すれば、此の道は彼の離繫得を引いて生ず、此の道は能く彼の滅を證すと説く可し。前の果を得する時、未だ勝果道を得せざるを以ての故に、果に住する者、乃至未だ勝果道を起

さざる時は、先に已に修所斷の惑の欲の一品等を斷すと雖も、但だ住果とのみ名けて、後の向とは名けず。後の何れの時に於て、先きの所斷の修惑の離繫の無漏得を得する耶。勝果道の現前する時に於て得し、諸の先に彼の修斷の惑を斷すと爲す。離生の位に入りて、前の果を得し已る。此の生

【二〇】阿羅漢果。阿羅漢果は直接に初めて得すること無く、必ず不還果を得して後、有頂の修惑を斷じ、その後阿羅漢を得す。

【二一】信解と見至。

【二二】信解(Sradhāchinnakā) 巴 Sradhāchinnakā。修道の鈍根のものにして、隨信行のものゝ信、此住に入りて増上し、初めて無漏の勝解開くるより、この名あり。

【二三】見至(Daṭṭhapaṇṇa, Daṭṭhapaṇṇa) 利根の行者にして前の隨法行のものゝ慧増上して、正見の慧顯現するが故にこの名あり。

【二四】第十六心位の向に非ざる理由。

【二五】凡位の斷惑者について、第十六心の道類智に至れる時、これを果位と名けて、上果の向と名けざる所以を明したるの。

【二六】第十六心位に初果等を得せる位には、唯此の果を得せしみにて、未だその果より勝れし道起らず。この故に唯今の得果にのみ約して住果と名け、向とは名けずとの意。

勝果道とは向道の義にして、前の果道に勝れし道といふ義。

【二七】前の所斷の修惑の離繫の無漏得を得する時期。

九 或は先に已に、欲界の一品乃至五品を斷じて、此の位の中に至るを、初果向と名く。初果に趣くが故なり。初果と言ふは、謂はく、預流果なり。此れは一切の沙門果の中に於て、必ず初めて得するが故なり。

二 若し先に已に欲界の六品、或は七・八品を斷じて、此の位の中に至るを、第二果向と名く。第二果に趣くが故なり。第二果とは謂はく、一來果なり。遍く果を得する中、此れは第二なるが故なり。若し先に已に欲界の九品を離れ、或は先に已に初定の一品を斷じ、乃至具に無所有處を離れて、此の位の中に至るを、第三果向と名く。第三果に趣くが故なり。第三果とは謂はく、不還果なり。數は前に準じて釋せよ。

二六 是くの如く隨信(行)、隨法行の者は、先に具縛、斷惑は殊り有るに由りて、數の別各七十三種を成す。謂はく、欲界に於ける具縛を初と爲し、九品斷じて、以て第十と爲すに至る。是くの如く乃ち無所有處に至る。地地各九にして七十三を爲す。諸の後の具縛は即ち、前に九を離るゝが故に後の七地に別の具縛なきなり。

第二項 第十六心(修道)と聖者の別

次に修道の道類智の時に依りて、衆聖の建立するに差別有り。頌に曰はく、

第十六心に至りて

信解、見至と名く

隨ひて三向の果に住するを、
亦鈍・利との別なるに由る

二八 論じて曰はく、即ち前の隨信と隨法との行者の、第十六の道類智の心に至るを、名けて果に住すと爲し、復向と名けず。

二九 隨つて前の三向は、今三果に住す。謂はく、前の預流向は、今は預流果に住し、前の一來向は、今は一來果に住し、前の不還向は、今は不還果に住するなり。

【九】 初果向。

【一〇】 預流果 (Sotāpanna) 聖道の流に預る位の故にこの名あり、須陀洹と音譯す。

【一一】 第二果向。

【一二】 一來果 (Sākhāgāminī) 巴、Sākhāgāminī) 天界に生れ、一度欲界に還來して般涅槃するが故にこの名あり。斯陀含と音寫す。

【一三】 第三果向。これに六十四人あり、欲界修惑の九品斷のものを一八として、上七地の九品の惑を斷ずるも六十三人あればなり。

【一四】 第三果。

【一五】 不還果 (Anāgāminī) 巴、Anāgāminī) この世に没して天界に於て般涅槃するもの、この世に還來せざるが故にこの名あり。阿那含と音寫す。

【一六】 總結。

【一七】 前二句は前の諸向の聖者が、第十六心に至りて、それ、果位に住することを明し、後の二句は前の隨信、隨法の二行者ここに來りて信解、見至と名けらるゝことを明せしもの。

【一八】 住果の意身。

【一九】 三向の住果。

卷の第三十二

〔辯賢聖品第七の三〕

第四節 聖諦現觀と聖者の區別

已に見修二道の生ずる異を辯ぜり。當に此の道の分位の差別に依りて、衆聖の補特伽羅を建立すべし。

第一項 見道位と聖者

且らく見道の十五心の位に依りて、衆聖を建立する差別有りとは、頌に曰はく、

隨信法行と名くるは

根の鈍利の別に由る

修惑を具すると一を斷するより

五に至るまでは初果に向たり

次の三を斷するは二に向たり

八地を離るゝは三に向たり

論じて曰はく、見道の位の中、聖者に二有り。一には隨信行、二には隨法行なり。根の鈍利に

由りて別ちて二の名を立つ。諸の鈍根を隨信行者と名く。先きに信敬の力に由りて、加行を修習するが故に。諸の利根を隨法行者と名く。先きに觀察を樂しみ、加行を修習するに由るが故に。

諸の有情の類種性差別す。法爾として先より來た是くの如く安住す。諸の事業に於て、有るは能と不能とを樂しみて觀ぜず、有るは樂しみて觀じて轉ず。即ち二聖者なり。修惑の具と斷とに殊の有るに由りて立て、三の向と爲す。

謂はく、彼の二聖にして、若し先きより來た、未だ世道を以て修斷の惑を斷ぜざるを名けて具縛と爲す。

【一】この十六心を修する上に於て、機根によりて智者に別あることを明せしもの。第一に前十五心の見道に就いて辯じ、第二には第十六心に就いて修道について述べしもの。

【二】初めの二句は見道の行者に根の鈍利によりて隨信行と隨法行の二類あることを示し、次の二句はこの行者の初果向たる條件を明し、第五句は二果向たる條件、第六句は三果向たる條件を明せしもの。

【三】隨信行と隨法行（前二句）。

【四】隨信行 (Sradhamsarin) 或、Saddhamasari。

【五】隨法行 (Dhammamsarin) 或、Dhammamsari。

【六】隨信行を明す。

【七】隨法行の名義。

【八】具縛。異生の位に於て欲界修惑の九品の中、その一をも斷ぜざるもの、即ち具縛の聖者と、一品斷のもの、乃至五品斷のものとの六人が見道に入るとき初果向に名くこの六人は第十六心に至りて初果を得するが故なり。

未だ見ざるを見る者を名けて見道と爲す。爾の時通じて會、未會の見を見るが故に此の失無し。或は此れは諦に約して、刹那に約せず、爾の時未會見の諦を觀るに非ず、一諦多刹那の中に於て、未だ見ざる一刹那を、未見諦と名く可きに非ず。畔稻（畔、稲）を刈るに、唯一科を餘して、名けて此の畦は未だ刈らずと爲す可からざるが如し。故に未見を見るを名けて見道と爲す。是れ見道の相の義善く成立す。故に我宗は現觀の後邊の道類智品は是れ修道の攝と説く。兼ね一異境の智の行相を修するが故なり。

【二五三】十六心が忍智、忍智と次第に行ずる理由を明にす。
 【二五四】忍は是れ無間道。
 【二五五】無間道の名の出據。
 【二五六】苦法智忍と苦法智。
 【二五七】智は是れ解脫道。
 【二五八】苦類智忍と苦類智。
 【二五九】十六心の中八忍を無間道、八智を解脫道と名く。

【二六〇】無間道解脫道と名くる所以。
 【二六一】無間道を釋す。
 【二六二】解脫道を釋す。
 【二六三】現觀の十六心を凡て見道位の攝とすべきや否やを明す。
 【二六四】頌の意は前十五心を見道の攝第十六心を修道の攝とするもの。

【二六五】見道の十五心。
 【二六六】第十六心は是れ修道。
 【二六七】難。第十六心に關して、第十六心が前念の道類智忍を初めて觀するもの故、その理によりて見道に攝すべからざるかとの意。
 【二六八】釋。

に見現觀なく、餘の三諦を緣ぜざるが故に緣現觀またなし。
 【四七】見現觀に約しての頓現觀は非理なり。
 【四八】諸の諦相とは十六行相をいふ。
 【四九】十六心の依止。
 【五〇】十六心の依と世第一の依。
 【五一】六地とは未至と中間と四根本とをいふ。

【二六八】難の如き道理あるも、それは刹那に約するもの、今は一諦全體にするが故に、道諦としては重見といふの外なく、従つて第十六心は見道の攝にあらずと、俱舍論二十三、十三左。

忍と智と次の如く、煩惱得を斷ずるを無間道と名け、離繫得と俱なるを解脱道と名く。前に准じて應に説くべし。餘の三諦に於ては、苦に准じて應に知るべし。故に前の八忍を無間道と名け、後の八智を解脱道と名く。

復何に縁るを以て斷對治を説いて無間道と名け、離繫得と俱時に起る智を説いて解脱道と名くるや。

間隔無きが故に名けて無間と爲す。無間即ち道なるを無間道と名く。是れ同類の道能く間隔を爲すこと無く、解脱道をして縁の義を爲さざら令むるなり。諸の無間道は唯一刹那なり。諸の解脱道は、或は相續するが故に、自が治する所の諸の煩惱の得に於て、已に解脱を得、彼の斷の得と俱時に起る道を解脱道と名く。

「自が治する所」との言は、何なる義を顯はさんと欲するや、苦類忍等の諸の無間道も亦、他の治する所の離繫得と俱生ず、彼れも亦解脱道と名くこと勿きが故に。

第三節 十六心と見修

此の十六心は皆諦理を見る。一切皆見道の攝なりと説く耶。頌に曰はく、

前の十五は見道なり

未曾見を見るが故なり

論じて曰はく、未曾見の四聖諦の理を見るを名けて見道と爲す。故に現觀の十六心の中に於て、前の十五心は是れ見道の攝なり。道類忍の位は、諸諦の中に於て、見圓滿するが故に。第十六の道類智の時に至りて、亦一の先きに未だ知らざる諦有りと雖も、而も一の諦の先きに未だ見ざる者無し。一切の忍は皆見の性なるを以ての故に。此れに由りて爾の時は見道と名けず。亦會て未だ見ざる諦を見るにあらすや。謂はく、道類智は道類忍相應俱有の一念道を見るが故に。諸有の唯會て

【一三】 光記二三・二九左、寶疏二三・二六左に俱れば大衆部を指す。稱友の俱舍釋論によれば法密部等の執とす。

【一四】 三種の現觀(十二・十二句)。

【一五】 見と縁と事の三現觀。

【一六】 見現觀(Dharsanabhāvanāya)とは無漏のみの觀察をいふ。

【一七】 縁現觀(Alambanābhāvanāya)とは無漏の慧と、その相應の心心所が同一に對境を對象とするをいふ。

【一八】 事現觀。

【一九】 事現觀(Karyābhīṣanāya)とは無漏慧を中心として、心心所、道戒四相等の一衆心の意が、同一の事業をなすといふ。事業には遍知と永斷と作證と修習の四あり。

【二〇】 三現觀と四諦。苦諦を觀する時、無漏慧が苦諦を推求するは見現觀、心心所が苦諦を換ずるは縁現觀、同一に苦を知る事業を成ずるは事現觀なり、餘の三諦には事現觀のみにして、苦の一の惑を斷ずるは集諦の上の斷集の事現觀、その苦諦の惑を斷じて擇滅を證するは滅諦の上の證滅の事現觀、無漏道の起るは道諦の上の修道の事現觀なり。此の三諦に於ては推求せざるが故

皆世第一と

同じく一地に依る

論じて曰はく、世第一の所依の請地に隨ひて、應に知るべし、即ち此の十六心の依なり。彼は六地に依る、前に已に説くが如し、謂はく、四靜慮と未至と中間となり。

第二節 忍智の次第

何に緣りて必ず是くの如きの忍智は、前後次第し、相雜して起ること有りや。頌に曰はく、

忍と智とは次第の如く

無間と解脫との道なり

論じて曰はく、十六心の中、四の法と類との忍を無間道と名け、四の法と類との智を解脫道と名く。名は前に説くが如く、能く先來未見の欲苦を忍可する初念の無漏慧を苦法忍と名く。契經の中に世尊自ら説くを以てなり。若し此法に於て、下劣慧を以て、或は増上慧の審察し、忍可するを、隨信行、隨法行と名くるが故に。應に知るべし、此の忍は即ち無間道なり。

何れの處に此の無間道の名を説くや。經に一法として通達す可きこと難きを、名けて無間心等持と爲すと説くが故に。

又世尊は説く、『苦法智有り、苦類智有り、乃至廣説』と。此の二智は同じく三界の苦等の境を緣じて起るに非ざること、先に已に辯ぜしが如し。故に苦法忍所見の欲苦の中に於て、決斷して解生ずるを苦法智と名く。前の忍は能く十煩惱の得を斷じ、後の智は能く彼の離繫得と俱生す。經には説く、『智の生ずるは、前の忍に隨ふ』と説くが故に、後の智を解脫道と名くと知る。

此れ従り無間に、色無色の未だ嘗て見ざる苦を忍むる第三刹那の無漏慧の生ずるを苦類忍と名く。是れ欲苦を見る忍の種類なるが故に。次に苦類忍の所觀の上の苦の中に於て、決斷の解の生ずるを苦類智と名く。

苦法智を冠して苦法智忍と名

智。因となりて、よく後の苦

法智を引生ずるが故なり。

【二二】 正性決定又は正性離生。

【二三】 正性決定 (Samyaktva-

nyāyasa E) Sammatthiyatā)。

【二四】 正性離生 (Samyaktva-

nyāyasa)。

【二五】 難。

【二六】 通難。

【二七】 生の解釋。

【二八】 離生の解釋。

【二九】 苦法智 (Dukkhe dham-

ma-jāna E) Dukkhedham =

mañāna)。

【三〇】 苦類智忍 (Dukkhe-an-

aya-jāna-ksanti E) Dukkhe

navayānānkhanti)。

【三一】 餘界とは上二界のこと。

【三二】 苦類智 Dukkhe navaya

jāna Dukkhe navaya jñāna。

【三三】 法智及び法類智。

【三四】 諸法の眞理とは苦諦を

非常・苦・空・非我と觀するこ

と。

【三五】 後とは上界、前とは欲

界をいふ。上界は境・行相と

るに前の欲界に似るが故に上

界の忍と智とを類智類忍と名

くとの意。

【三六】 異釋。

【三七】 餘の十二心。

【三七】 聖諦現觀 (Arya-satya =

Dhī-śānaya E) Ariyasaccāh-

īśānaya)。

一三九
諦現觀に總じて三種有るを以てなり。其の三とは何ん。謂はく、見と縁と事となり。一四〇
唯無漏の慧の、諸の諦境に於て、如實に覺了するを、見現觀と名く。是れ即ち見分明に現前するに由りて、如實に而も四諦の境を觀する義なり。

一四一
即ち無漏の慧と并に餘の相應との同一の所縁なるを、縁現觀と名く。是れ即ち見等の心心所法同なるに由りて、能く所縁の四諦の境を取るの義なり。

一四二
即ち諸の能縁と、并に餘の俱有との同一の事業なるを、事現觀と名く。是れ即ち見等の心心所法并に餘の俱有の戒と、及び生相等に由りて、諸の諦の中に於て、所作を同じうするの義なり。戒と生相等は是れ現觀の因なり。現觀の中に於て彼れ事の用有るが故に亦彼に於て現觀の名を立つ。是

くの如く應に知るべし、不相應法は唯一現觀なり。慧を除く所餘の心心所法は二現觀有り。唯無漏慧のみ具足して三有り。諸の説いて名けて頓現觀と爲すは、謂はく、一諦に於て現觀を得する時、餘諦の中に於ても亦現觀を得す。故に前に頓現觀を説く宗に於て應に審に何の現觀に依るかを推徴すべし。若し事に依ると言はゞ、應に讚じて善しと言ふべし。一四三
苦諦に於て現觀を得する時、苦に於て三を具し、餘に於ては唯事のみなるを以てなり。謂はく、初め苦聖諦を觀見する時、煩惱を盡すが故に即ち集を斷すと名く。擇滅を得するが故に即ち滅を證すと名く。對治を起すが故に即ち道を修すと名く。苦を見る位は、集等の三に於て、斷と證と修との事現觀有るを以ての故に、事現觀に約して頓と名くるは失無し。

一四四
若し見に依ると言はゞ、應に撥して非と言ふべし。此の現觀は必ず漸なり、諸の諦相別なるが故に、一たび見るに、理として多くの行相無きが故に、彼の自相に隨つて、一一の諦の中に、世尊は説いて各各見ると言ふが故に。

一四五
已に現觀に十六心を具することを辯ぜり。此の十六心は何れの地に依ると爲すや。頌に曰はく、

【一〇六】第四定。
【一〇七】これは前の三賢の順解脱分より、最少限度として幾千の時期を経ば、この四善根の順決擇分に到達し得べきかを明せしもの。
【一〇八】今生の決擇分と前生の解脱分。

【一〇九】順解脱分の得と、解脱との時間的關係。
【一一〇】第一説。
【一一一】第二説。俱舍論卷二三、九右。

【一一二】順解脱分の體を的す。
【一一三】その中心的のものについていはばの意。
【一一四】種之處、種の時を明す。
【一一五】俱舍論卷二三、九左。
【一一六】以上の三賢四善根の七方便位を終りて、正しく聖位に進む、以下聖位論。

【一一七】四諦に對する無漏の十六心を明せしもの。初めの十句は聖諦現觀即ち十六心登生の々第を述べしもの、後の二句は現觀の種類に三種あることを明せしもの。

【一一八】苦法智忍(Duḥkhe dharmasam-jāna-kāraṇi Ḍi Duḥkhe cāramodānānāḥ nṭi)。

【一一九】苦法智忍の無漏なる所以を明す。
【一二〇】釋名。この苦法智忍は四善根中の忍法と異なるが故に、その差別を詮さんがために、

【一七〇】初めて越ゆるが故に離生と名く。離生を得するに至るを説いて名けて入と爲す。

異生性を捨することは諸説同じからず。有るが言はく、世第一なりと。有るが言はく、苦法忍なりと。有るが言はく、共に捨すと。此の二種は無間道解脱道の如きに由るが故に。

此の忍の無間に即ち此の境を縁じて、法智の生ずることあり。苦法智と名く。唯是の苦法に於て決斷の慧を得るが故に。應に知るべし。此の智も亦無漏の攝なり。前の無漏の言は遍ねく後に流るるが故に。

【一七二】欲界の苦聖諦の境を縁じて、苦法忍、苦法智生ずること有るが如く、是くの如く復、法智の無間に於て、總じて 餘界の苦聖諦の境を縁じて、類智忍の生ずる有り、苦類智忍と名く。

【一七三】此の忍の無間は即ち此の境を縁じて、類智の生ずること有り、苦類智と名く。

【一七四】最初に 諸法の眞を理證知するが故に法智と名く。此の後の境智は、前と相似たるが故に類の名を得たり。是の後は前に隨ひて境の義を證するなり。或は前に從つて生ずるが故に後は前の類の名を得。世間に子は是れ父の類と言ふが如し。即ち是れ欲界の苦の決定覺に從つて生ずる所の餘界の苦の決定覺の義なり。

【一七五】苦諦の欲界及び餘(界)を縁じて、法と類との忍と、法と類との智との四を生ずるが如く、餘の三諦を縁する各の四も亦然なり。即ち一々を縁するに四心の義有り。

是くの如く次第に十六心有り、總じて説いて名けて 聖諦現觀と爲す。三界の四聖諦の境に於て、次第に現前し、如實に觀するを以ての故なり。

初習業の地は諸の諦境に於て、多く返つて旋環し、已に淳熟するが故に。今此の位に於て能く是くの如く觀察す。

【一七六】餘部の有るが言はく、唯頓現觀なりと。彼れの言は總じて理或は違ふること無し。

中品を轉向して佛果となし得るや否やにつき問答せしもの。【一七八】第一句と第二句の前半は聲聞たるべき煖頂の二を成佛に轉向し得べきことを述べしもの、第二句の後半は煖頂忍の三を轉じて獨覺に向はしめ得べきことを述べしもの、後の二句は佛と麟角とのそれは轉向し得べからざることを明せしもの。

【一七九】聲聞の煖・頂の可轉。【一八〇】煖頂の二位にありては、聲聞種性のそれと定まれるものと、途中に於て佛乘のそれと轉向し得。

【一八一】忍は不可轉。されど已に一旦聲聞種の忍位を得れば、最早轉向の餘地なし。その故は菩薩の時屢々惡趣に住いて下化衆生の修行を終らざるべからざるに、忍位を得れば、惡趣に往くべき力を失ふが故に。

【一八二】聲聞の煖・頂・忍の可轉。【一八三】頌の「餘」とは獨覺の義なりといふ。但しここにいふ獨覺は部行獨覺をいふ。

【一八四】麟角獨覺と及び佛との四善根の不可轉を明す。麟角喻とは麟の一角の如く、無佛世界に生れて、自ら修行し、佛の如くなる獨覺をいふ。

【一八五】一坐とは煖善根より乃至菩提まで座を起たざることといふ。

是くの如き十六心を

此れに總じて三種有り

聖諦現觀と名く
謂はく見と縁と事との別なり

論じて曰はく、世第一の善根従り無間は、即ち欲界の苦聖諦の境を縁じて、無漏に攝する法智忍の生ずることあり。此の忍を名けて苦法智忍と爲す。

寧ろ此の忍は是れ無漏の攝なることを知るや。世第一従り無間に而も生ず。契經の中に「世第一の無間に正性決定、或は正性離生に入る」と言ふを以てなり。爾の時異生地を超越と名くるが故に、此の忍既に是れ決定して離生の一分の所攝なり。定んで是れ無漏にして、世第一従り無間に而も生ず。無漏の言を説くは、世第一法と簡別せんと欲するが爲に、世の忍に従ふ所此れ無漏の忍なり。欲の苦法を以て其の所縁と爲すを、苦法忍と名く。謂はく、苦法に於て、無始の時より來た、身見我我所と迷執する所なり。今創めて彼れは唯苦法の性と見る。忍可現前するを苦法忍と名く。此れ能く後の苦法智の生を引くなり。是れ彼の智の生ずる障の對治なり。故に後名けて苦法智忍と曰ふ。即ち此れを正性決定に入ると名く。亦復正性離生に入るとも名く。此れは是れ初めて正性決定に入り、亦是れ初めて正性離生に入るに由るが故なり。

經に説く、「正性とは所謂涅槃なり」と、或は正性の言は諸の聖道に目く。能く決して涅槃に趣き、或は諦の相を決了するが故に、諸の聖道は決定の名を得、決定を得るに至るを、説いて名けて入と爲す。

若し爾らば何に縁つて無漏慧に於て、唯、初めて諦を見るに決定の名を得るや。爾時に於て、諸の諦理に於て、初めて毀り難き決定の見を得るを以ての故に。或は爾時に於て、餘位の道の一種の決定の相に非ざる有るに望むるが故なり。

煩惱を生と名く。契經に説くが如し。「何をか生臭と謂ふや。謂はく、諸の煩惱なり」と。見の位

【八八】 頂法に五夫二德あり、五失とは(一)退捨、(二)造無

間業(三)墮惡趣(四)命終の際頂法を捨す。(五)頂位は尙異生なり。二德とは(一)久しからずして入涅槃す。(二)畢竟し善根を斷ずることなし。

【八九】 提婆の頂位より退轉せしにつきての問答。

【九〇】 忍法(第三句)。

【九一】 忍法に二失五德あり、二失とは(一)命終捨、(二)異生に住す。五德とは(一)久しからずして入涅槃す。(二)畢竟して善根を斷ぜず。(三)退捨無し。(四)無間業を造らず。

(五)不墮惡趣。

【九二】 忍位と非攝滅の得。

【九三】 欲界經生の聖者は必ず第七有に必ず入涅槃し、第八有を受けざることをいふ。

【九四】 世第一法(第四句)。世

第一法は一失一德あり、尙異生の位に住するを失と、能く見道に入るの德とあり。

【九五】 世第一のみ能く離生に入る所以。

【九六】 無間道が煩惱を正しく斷ずるが如くに、これも正しく異生性を斷ずることをいふ。

【九七】 三乗の轉經。四善根に上中下の三品の別ありて、上品のものは佛と成り、加行にては中品は獨覺、下品は聲聞の加行なり。然らばこれら上

を許すべし。謂はく第二生は根本地に依りて煖等を起す者、彼れ現生に於て必ず聖道に入りて解脱を得するが故に。

順解脱分は聞思の所成にして、修所成に非らず。諸の有未だ順解脱分を植えざる者は、彼の植うるに能はざるが故に。順解脱分は三業を體と爲す。最勝二三に就きて云はゞ、唯是れ意地、意業なり。此れ思願力の攝りて起す身語をも亦、名けて順解脱分と爲すことを得、少分の施・戒・聞等によりて、便ち能く順解脱分を種植する有り。謂はく、勝れし意業至誠に相續して、生死を厭背し、涅槃を欣樂するは此れと相違す。多く善を修すと雖も、而も順解脱分を植うるに能はず、意業勝るに由りて此の善根を植う。故に唯人中三方に能く厭離と般若とを植う。餘處劣るが故に、佛の出世有り。若し無佛の時は、俱に能く順解脱分を種植するなり。

第四章 聖諦現觀(見道位)

第一節 十六心並びにその依地

已二五に便に因みて順解脱分を説きつ。入觀の次第こそ、是れ正しく論ずる所なれ。中に於て已に諸の加行道は、世第一法を其の後邊と爲すことを明せり。應に是れ従り復何の道を生ずるか説くべし。二七頌に曰はく、

世第一の無間に

無漏の法忍を生ず

次に欲界の苦を緣じて

集滅道諦を緣じて

即ち欲界の苦を緣じて

忍の次に法智を生ず

類忍類智を生ず

各各四を生ずることも亦然なり

の善根を生ずる程度を知れる善き説法者の誘導を受くるときは、今生に於て初めより頂者を得し得べし。若し善き説法者の誘導を蒙らずば、又本の煖法より始むとなり。

【八二】捨の體(第十二句)。頌に失地捨と退捨との言をなせるを以て、其の體と區別とを明す。

【八三】四善根と聖道との關係を述べしもの、四句の一一はそれぞれ四善根の功能を示す。

【八四】煖法(第一句)。煖法には六失一徳あり。六失とは(一)伏せる見惑を起して煖位を退捨す。(二)因果撥無の邪見を發して生得善を斷ず。(三)無間業を造る。

【八五】三惡趣に墮す。(五)命終の時煖位を退捨す。(六)尙異生の攝なり。今はその中四失をあげ、他は「惡趣等」の等の中に攝す。一徳とはかかる失に拘はず設ひ惡趣に墮すとも、久しく流轉することなくして、入涅槃せしむるをいふ。

【八六】順解脱分との差別を明す。

【八七】若し惡趣に墮する等の障礙なき限り、遠からずして見道に入ると、四諦を觀じ、十六行相を修して見道と行相同じの二點に於て相違す。

【八七】頂法(第二句)。

一〇二 聲聞の種性に依りて、煖と頂と忍との三を起すものは皆獨覺乘の道を轉生す可し。聲聞種性の忍法已に生じて、獨覺の菩提に於て、能障の義有るに非ず。故に、彼の忍を起すものも亦獨覺を成す。一〇三 此れ佛(乘)の外に在るが故に頌に「餘」と言ふなり。獨覺乘の種性の煖と頂とを起すは、餘乘に轉向するの理有りと爲すこと然らざるなり。

獨覺乘に總じて二種有り、一に鱗角喩、二に先きの聲聞なり、若し先きの聲聞ならば聲聞説の如し。一〇四 鱗角と及び佛は俱に轉す可からず。俱に一坐に菩提を成ずるを以ての故なり。第四靜慮は是れ傾動せず、最極明利の三摩地なるが故に。鱗角と大覺との所依と爲るに堪えたり。故に、彼れ俱に第四靜慮に依り、身念住従り盡無生に至る。唯一坐に於て能く次第に起す。故に鱗角喩と及び佛種性の煖等の善根は皆轉す可からず。

第十一節 四善根とその修行の期間

一〇五 頗し初めて順解脱分を植え、此の生に即ち能く順決擇分を起すこと(有り)耶。爾らず、云何。頌に曰はく、

前の順解脱分は

聞思の成なり三業なり

速なるは三生に解脱す

植えること人の三洲に在り

論じて曰はく、順決擇分を今生に起す者は、前生に必ず順解脱分を起せしものなり。一〇六 諸有の創めて順解脱分を殖うるものにして、極速なるは三生にして方に解脱を得、謂はく初生に順解脱分を殖え、次生に成熟し、第三生に順決擇分を起して即ち聖道に入るなり。若しくは謂はく、第二生に順決擇分を起し、第三生に聖に入りて、乃至解脱を得するなり。彼の言は便ち前説と相違す。謂はく、根本地に依りて煖等を起さば、彼れ必ず此の生に於て見諦に入ることを得ん。或は彼れ應に極速の二生

退捨の三緣ある中、今は失地捨を明し。

【七五】 聖の失地捨を明す。

【七六】 聖生の命終捨と退捨を明す。凡夫位にありては、死後地を變改すると否とに關せず、命終せばこれを失ふものとす。

【七七】 根本地に依りて四善根を明すもの(第十句)、四根本定は止觀均等にして任運に快く轉ず。故に樂通行と稱し、生死を厭ふ心盛にして、深く厭ふに依りて必定して此の生に見道に入る。未至中間は觀増上して止觀均等に轉せず、故に苦勞有り、これを苦通行といひ、厭心劣なるが故に、必ずしも此の生に見道に入ることなし。

【七八】 異説。

【七九】 四善根と重得。(第十一句)。一旦捨したる四善根を又得する時は、無始以來未だ曾て修習せざるが故に、恰も別解脱戒の一旦捨して後得するものは、未曾得の一段勝れたる律儀なるが如く、新なる四善根を得し、又大に努力して得するが故に、聖道に於て昇進せんことを欣ぶが故に、未曾得の勝れたるを得ず。

【八〇】 經生者の場合を明す。前生に四善根を得、命終して捨せる經生のもものは、若し彼

起らざるが故なり。^{九四}世第一法を得すれば、異生の位に住すと雖も、而も能く正性離生に趣入す。頌に「命終捨を離る」と言はずと雖も、既に無間に正性離性に入る。義准じて已に命終捨無きことを成す。

^{九五}何に緣りて唯此れのみ能く離生に入るや、已に異生の非擇滅を得するが故なり。^{九六}能く無間道の如く異生性を捨するが故なり。

第十節 三乗の轉根

^{九七}此の四善根に各三品有り、聲聞等の種性の別なるに由るが故なり。隨ひて何れの種性も、善根已に生ずるとき、彼れ移りて餘乘に轉向す可きや不や。^{九八}頌に曰はく、

聲聞の種性を轉じて

一は成佛す三は餘なり

麟角と佛とは轉することなし

一坐に覺を成するが故に

^{九九}論じて曰はく、未だ佛乘の順解脫分を殖えず、^{一〇〇}聲聞種性に依りて、煖と頂との善根を起すものは、轉じて佛乘の煖と頂とを生ず可し。是が長時を経て方に能く義を起す。^{一〇一}若し彼れ忍を起せば、佛乘に向ふこと無し。聲聞乘は加行最も久しきを以て、六十劫を経て自ら果必ず成ぜん。菩薩は専ら利他の事を求むるが故に、無邊の有情を救濟せんと欲するが爲めに、弘誓莊嚴に無量劫を經。故に惡趣に往くこと園苑に遊ぶが如し。若し爾らずば成佛の義無からん。忍を起して一切の惡趣の非擇滅を得するが故に、彼の忍を起して佛乘に向ひ、衆他の利多の事を斷絶すること無きが故なり。若し時に菩薩已に佛乘の順解脫分を殖うれば、惡趣を遮せんが爲に展轉して堅く施・戒・慧の三を攝す。爾時勞して餘乘の忍を起すこと無し。故に聲聞の煖と頂とは佛乘に轉向す可し。忍を起せば則ち佛に轉成するの義無し。

【六六】 因としての四善根。此の四善根は有漏なれば、色界五蘊の異熟を感ずるに際して、附帶的圓滿の原因となるも、本源的中心的原因とはならず、一種の聖道として三有に違背せざるもの無きが故なり。

【六七】 煖頂の二法の依地に關する異說。

【六八】 四善根の依身。(第四句)。

【六九】 人天の九處とは人の三洲と六欲天をいふ。

【七〇】 初起と續起とを明す。

【七一】 後に相續するものは、天(六欲天)にも續いて現前す。そは上に人天の九處といふ中に明かなり。

【七二】 異說。

【七三】 四善根に依身と男女の別。(五・六句)。四善根を得る資格ある者は具根者に限る。

煖頂忍の三は男女俱に當時の性の三善根のみならず、亦後に邪根して變性してそれを得ず、きやうに、別性のそれを得ず、されど世第一法となれば、女は男に轉根する場合もあるを以て、男性のそれを得ずれども、男はも早や女に轉ずることなきを以て、男性の世第一のみにて、女性のそれを得ずることなし。

【七四】 四善根の捨(七―九句)四善根の捨に失地捨・命終捨。

忍は惡趣に墮せず

第一は離生に入る

論じて曰はく、四善根の中、若し八三煖法を得るときは、退し、善根を斷じ、無間の業を造り、惡趣等に墮すること有り八四と雖も、而も久しく流轉すること無くして、必ず涅槃に至るが故に、(煖は必ず涅槃に至ると言へるなり)。

若し八五爾らば何ぞ順解脱分に殊ならん。若し障礙無くんば、見諦を去ること近し。此れに見道とは行相同じきが故に、是れ等は勝善根を引攝するが故なり。

若し八六頂法を得すれば、退等有りと雖も、而も畢竟して善根を斷ぜざることを増す。三寶の殊勝の功德を觀察するを門と爲し、淨信心を引生するが故に。若し頂を得し已つて善根を斷ぜずば、如何にして經に天授の頂を退するを説くや、彼れ會て頂善根に近きを起すに由つて、未だ未得退に依りて密に是の説を作すなり。

若し八七忍法を得する(ときは、命終に捨して異生の位に住すと雖も、而も退すること無きと、無間を造らざると、惡趣に墮せざること)を増す。

然るに頌に但「惡趣に墮せず」との言のみを説かん、義准じて已に知る、無間業を造せざること(そは)無間業を造する者は、必ず惡趣に墮するが故なり。忍位は退すること無きことは、前に已に辯ずるが如し。得忍の諸の惡趣に墮せずとは、已に彼れに趣く業煩惱に遠さかるが故なり。惡趣の生の非擇滅を得するが故に。下忍の力に由つて已に一切の惡趣の無生を得し、上忍の力に由りて復た少分の生等の無生を得す、少分の生とは謂はく、卵濕の生なり。此の二生に由るは多く愚昧なるが故に、「等」の言は處と身と有と惑とを顯さんが爲めなり。處とは謂はく、無想と大梵と北洲となり。無想と大梵は僻見處の故に、北俱盧洲には現觀無きが故なり。身とは謂はく、扇搥等、諸の煩惱多きが故に。有とは謂はく、第八等の聖を、必ず受けざるが故に、惑とは謂はく、見斷の惑は必ず復

を明し、第五・六の二句は男女と四善根を得するの關係を明し、第七・八・九の三句は四善根を捨する條件を明し、第十・十一の二句は得を明し、第十二句は捨の體を明すもの。

【五九】 順決擇分(第一句)。

【六〇】 順決擇分 Nirvāṇa-dharmas。

【六一】 決擇分。決斷簡單は即ち見修無學の三聖道の用なり。

かくて決擇分とは一切無漏道の一分にして、疑を斷じ、決斷の用有る見道の意にして、上の四の慧はかくの如き見道に順ずるものなるが故に、順決擇分と名くとの意。

俱舍論卷二三・六右

【六二】 四は是れ修慧なり。

(所屬門)。

【六三】 依地(第三句)。

【六四】 餘引は定の意。

【六五】 餘の上地とは、四善根は見道の眷屬なり、而してその見道は無色定に由りて起ること無し。故に無色定には無法。又無色界の定心は欲界の法を緣せず、故に無色定に依らず。

【六六】 「欲界は先に」云云とは。無色の心は欲を緣せず、欲界の苦諦は先に通知し、集諦は先に斷ずべきが故にして、從つて無色界には見道無く、見道無きが故に煖等亦無し。

惡趣に墮すること有ること無し。惡趣の生は非擇滅を得するが故に、身是れ忍法は、會て居する所なるが故に、能く惡趣の諸の業煩惱を感ず。又能く身中に在りて行ぜざるが故に、師子窟に、雜獸の居せざるが如し。

初めの二の善根も亦退捨に由る。是くの如く退捨は異生にして聖に非ず。後の二は、異生も亦退捨無し。

根本地に依りて、煖等の善根を起すは、彼れ此の生に於て、必定して見諦を得、根利なるを以ての故に厭ふこと深有るが故に。未來・中間に依りて煖等を起す者は、此の生に於て必ず見諦に入るを得ざるなり。有餘師の言はく、「根本定に依りて煖等を起す者は、此の生に必定して涅槃に至ることを得、厭ふこと深有るが故なり」と。

若し先に捨し已りて、後に重ねて得する時の所得は、必ず先の捨する所に非らず。先に捨し已るに由りて、後重ねて得する時も亦、大勦勞して方に起すことを得るが故に、先きの所捨に於て欽敬せざるが故なり。先に捨し已りて別解脱戒の後に重ねて受くる時、未だ會て得せざるを得するが如し。煖等も亦爾り。後に得して先に非らず。

若し先に已に煖等の善根を得て、經生するが故に、捨するは分位を了する善き説法師に遇はゞ、便ち頂等を生ず。若し遇はざれば還た本従り修するなり。

失と退との二の捨は、非得を性と爲す。退捨必ず過を起すに因りて得失捨す。

第九節 四善根の功能

或は徳の増進に由りて此の善根を得する有り、何なる勝利有るや、頌に曰はく、

煖は必ず涅槃に至る

頂は終に善を斷ぜず

安足の位に於て、現在の隨一行相がただ未來の四行相のみを得修して、十六行相全體に及ぶ能はざる所以は、この位にて初めて四諦を觀察するを以て觀察未だ弱く、所謂同分以上に及び得ざればなり。同分とは例へば現に欲の苦諦を非我行相にて緣じたりとせば、その欲の苦諦の四行相たる苦・空・非常・非我を指すものにして、他界又は他諦のそれを不同分といふに對するを異にし、已に初安足にて四諦の觀察に慣れをるを以て、未來修の範圍も廣くなる。即ち前三諦に於ても、後の一諦に於ても、現の一念住に對して、未來の四念住を得修するのみならず、其の隨一行相に對しては、單に同分の四行相のみならず、全體として十六行相を得修することを以て。以下の頂・忍・世第一法の場合もこれによりて解すべし。

【五三】(2)頂位の行修得修。
【五四】(3)忍位の行修得修。
【五五】(4)世第一法の行修得修。
【五六】異説を擧ぐ。
【五七】十二句の中、第一句は標示、第二句は四善根は修定の攝なることを明し、第三句はその依地を、第四句は依身

離生に入る容きが故に、増上忍と世第一法とを除く。

餘の三善根は三洲にのみ初起し、後は天處に生じても亦續いて現前す。所餘も亦天處に依りて初めて起る。有餘師の説かく、「若し先きの時に於て、曾て已に此の四の加行を修治せば、彼れ天處に於て皆初めて起ることを得」と。

此の四善根は唯男衣に依る。前の三は男女俱に通じて二を得す。第四は女身も亦二種を得す。後得の男身は煖等を成ぜざること勿きが故に。男に依るは唯男身の善根のみを得す。聖の轉じて餘生に至るも亦、女と爲らざるが故に、煖・頂・忍位は形を轉ずること有る容きが故に。二は善根に依りて展轉するを因性と爲す、世第一法の女身に依る者は、能く二因の爲めに女は聖を得已る、轉じて男身を得するの理有る容きが故に、男身に依る者は但一因を爲す。已に女身非擇滅を得するが故に。聖は此の地に依りて此の善根を得し、此の地を失する時は、善根をも方に捨す。失地の言は上地に遷り生ずることを顯す。

異生は地に於て若しは失するも、失せざるも、但衆同分を失せば、必ず此の善根を捨す。聖身見道力の資する所なるが故に。此の四善根に命終捨無し、寧ぞ命終の捨は。唯異生のみにして聖に非らざることを知らん。本論に卵胎中の異生は、唯身を成就して、身等を成ぜずと説くを以ての故に、豈異生は先に下地に依り、煖法等を起さざらんや。後に上地に生ずるも亦、必定して捨せん。煖等の善根には是くの知きの失無し。彼の異生の爾時善根を捨するは、同分を捨するに由るを以ての故に。謂はく、死有に住せば、聖道の資無く、諸の善根を捨するは、上地の中有等の起るに由るに非らず。若し諸の聖者の死有の中に住し、聖道の資に由りて煖等を捨せざるは、但上地の中有等の起るに由りて下の善根を捨す。捨する時同じと雖も、而も由る所別なり。是の故に異生には失地の捨無し。聖者は必ず命終に由りて捨すること無し。異生は命終に忍法を捨すと雖も、而も定んで諸の

苦諦下の隨一行相を以て二剎那に觀ずるも、この位に於てはこれを一剎那に觀じて世第一法に轉入す。

【四】世第一法(Totkgradhārima) (第十一句)。

【四七】世第一法の釋名。

【五〇】この世第一法の無間に見道の無漏智を引生ず。されど世第一法は有漏智なるを以て、無漏智の同類因たるに非ざるといふ。而もその無漏智は世第一法によりて引發せられしものなれば、世第一法の士用力によるといふ。

【五一】四善根の體(第十二句)。
【五二】(I)煖位の行修得修。煖位の初安足に就て、その行修得修を明にすれば、苦集道の三諦を緣するときは、現に法念住を修しつとあるも、未來の得修としては四念住の全體に及ぶ。即ち現在に於ける法念住の修行力は、未來に於て四念住を引發する力を養ふこととなる。次に行相の上よりせば、現在に於て十六行相の中の何れかの一行相を修する時、未來に於ける四行相を得修す。更に滅諦を緣する際は、現在の法念住に對して未來の法念住を得修し、現在の隨一行相に對して未來の四行相を得修す。然るにこの煖位の初

聖は失地に由りて捨す

初めの二は亦退捨あり

捨し已りて得するは先に非ず

異生は命終に由る

本に依るは必ず諦を見る

二の捨性は非得なり

論じて曰はく、此の煖と頂と忍と世第一法との四の殊勝の善根を、^{五九}順決擇分と名く。下中上及び上上品に由りて分ちて四種と爲す。前に已に説くが如し。決は、謂はく、決斷なり。擇は謂はく、簡擇なり。決斷簡擇は謂はく、諸の聖道なり。諸の聖道は能く疑ひを斷ずるを以ての故に、及び能く四諦の相を分別するが故なり。分は謂はく、分段なり。即ち是れ見道、是れ決擇中の一分の攝なるが故に、煖等の(四)縁と爲りて、決擇分を引き、彼れを順益するが故に、彼れに順ずとの名を得、故に此れを名けて順決擇分と爲す。

是くの如き^{六二}四種は皆修所成なり。聞・思の所成に非ず。

^{六三}遠く決擇分の故に、此の四の善根は皆六地に依る。謂はく、四靜慮と未至と中間となり。欲界の中には無し^{六三}等引を闕くが故なり。餘の土地にも亦無し。見道の眷屬なるが故に。又無色界の心は欲界を縁ぜざるが故に、^{六四}欲界は先に應に遍知し、斷すべきが故に。三界の中に於て彼れ最も麁なるが故なり。

^{六六}此の四善根は能く、色界の五蘊の異熟を感ずるに圓滿の因と爲るも、業同分を牽引すること能はざるが故に、極めて諸有を厭ひ、圓寂を欣ぶが故なり。

^{六七}「或は」の聲は二に異説有ることを顯はさんが爲めなり。謂はく、煖・頂の二なり。尊者妙音の説かく、前の六と、及び欲との七地に依ると。對法の諸師は彼の説を許さず。聞思所成の順決擇分に非ざるが故なり。

^{六八}此の四善根は欲の身に依りて起るも、^{六九}人天の九處のみなり。北俱盧を除く。唯欲の九身に依る。

下の一行相を修す。行相同じくして二剎那に渉るより、これを一行二剎那といふ。かくて一行相を殘すに至るまで減縁し、減行す。即ちこれを通計せば、一行づつ減じて三十一回目にその目的を完成するものにして、この間に減縁は七回あることとなる。(第四、八・十二・十六・二〇・二四・二十八周)故にこれを七周減縁即ち七周に縁を減ずといふ。減行の方は上下八諦に各三個の減行あるが故に二十四周減行即ち二十四周に行を減ずといふ。減縁の時も亦減行なるも、此の時は單に減縁といひ減行といはず。かくて最後に減されし欲界の苦諦下の一行相をして審慮と決定の二心以て觀するが即ち中忍の位なり。然らば最後に殘す苦諦下の二行相は何ぞやといふに、こは必ずしも苦の行相に限るものならず。機によりて異の中著我のものは非我の一行相を止め、著我所のものは空の一行相を止め、又鈍根のものは、我慢に執するものは、非常の一行相を止め、懈怠のものは苦の一行相を留む。故に最後の一行相を汎稱して苦諦の隨一行相といふ。

^{四七}上品忍。中忍の滿位は

性を得せざるが故に、諸の諦の中に於て、行未だ廣からざるが故なり。後の増進位は此れと相違するが故に、彼れは能く同分、異分を修するなり。

^{五三}頂の初安足は四諦の中に於て随つて何なる諦を縁するや、法念住の現在に未來の四を修す、隨一の行相は現在に未來の十六を修するなり。後の増進位は三諦の中に於て随つて何なる諦を縁するや、隨一の念住は現在に未來の四を修す。隨一の行相は現在に未來の十六を修す。滅諦を縁する法念住は、現在に未來の四を修す。隨一の行相は現在に未來の十六を修するなり。

^{五四}忍は初安足及び後の増進は、四諦の中に於て随つて何なる諦を縁するや。法念住は現在に未來の四を修す。隨一の行相は現在に未來の十六を修す。此れ忍類の總相に依りて説くなり。差別して説かば所縁を略する時は、彼の所縁を略するに隨ひて、彼の行相を修せざるなり。謂はく、具に四を縁じ、具に十六を修す。若し三・二・一を縁せば、十二・八・四を修するなり。

^{五五}世第一法は欲の苦諦を縁す。法念住の現在に未來の四を修す。隨一の行相は現在に未來の四を修す。唯同分修にして餘の諦を縁すること無し。世第一法は是の故に唯爾所の行相を修するなり。

^{五六}有餘師の説く、「見道に近きが故に、見道に似たるが故に、唯爾所を修す。謂はく、苦法忍は唯、欲の苦諦を縁じ、四の行相を修す。世第一も亦然なり」と。

第八節 四善根と諸門分別

已に所生の善根の相と體とを辯じつ。今次に應に彼の差別の義を辯すべし。^{五七}頌に曰はく、

此の順決擇分は

六地なり二は或は七なり

三は女も男も二を得ず

四とも皆修所成なり

欲界の身に依る九なり

第四は女は亦爾なり

するに當り、具觀に始まりて次第に略觀に趣くが即ち滅縁滅行にして、先づ初めの第一回(周)に欲界の苦諦を苦なり、空なり、非常なり、非我なりと觀じ、次で上界の苦諦も同じく四行相を以て觀じ、かくして欲界の集諦より上界の集諦に、欲界の滅諦より上界の滅諦に、欲界の滅諦より上界の道諦に進み、これを道なり、如なり、行なり、出なりと觀ずるに當りて、最後の出一行相のみを略す(滅)るが滅行の初めにして、これを第一周減行即ち一周して一行を減ずといふ。第二回目には前と同じ順序に進みつつ、最後に至りて更に行・出を略し、三回目に更に如・行・出の三を略し、第四回目に至りて道・如・行・出の四行相の全體を減ずることとなるが、即ちこれ第一回の減縁なり。(能縁よりいへば減行なるも、今は所縁に約して減縁といふ)。故に第四回目は減行にして而も減縁なり。かくして次に欲界の道諦に於て同じく三回に減行し、第四回目に減縁し、更に進みて上界の滅諦より欲界の滅諦に移り、第三十一周の時は欲界の苦諦下の一行相を修して第二の行相を減じ、遂に最後に第三十二周の時は、欲界の苦諦

るが故に名けて世間と爲し、是れ最勝なるが故に、名けて第一と爲す。^{五〇}士用力有りて同類因を離れて、聖道を引きて起すが故に最勝と名く。是の故に名けて世第一法と爲すなり。

此れは上忍が欲の苦諦を縁じ、一行相を修し、唯一刹那にして、如是に行相所縁を減じ略すが如く、是くの如く、是くの如く漸く見諦に近づくが故に、世第一は唯欲の苦を縁じ、一行相を修し、唯一刹那なり。無間に離生の位に入ると謂ふが故に此の位は決定して相續するの理無し。然るに、色界繫に九善根有り、下々と下中と下上とを煖と名け、中下と中々と中上とを頂と名け、上下と上中とを忍と名け、上々を世第一と名くるなり。

^{五一}煖等の四法何を以て體と爲すや。煖等の自性は皆慧を體と爲す。若し助伴を併すれば皆五蘊の攝なり。定んで俱に必ず隨轉の色有るが故に。然れども彼の得を除く。諸の聖者の煖等の善根は重ねて現前すること勿きが故に。然るに已に見諦は、煖等の重ねて現前することを許さず、已に見諦の者は加行現前すること、無用を成ずるが故に。

第七節 行修得修の行相

此の中^{五二}煖法の初安足の時、(苦・集・道の)三諦の中に於て、隨つて何なる諦を縁するや。法念住の現在に未來の四を修す。隨一の行相は現在に未來の四を修す。唯同分を修し、不同分に非らざるなり。滅諦を縁するは、法念住の現在に未來の一を修す。隨一の行相は現在に未來の四を修す。初め蘊の減を觀じて、能く蘊を縁する道を修するには非らざるなり。

後の増進の位は三諦の中に於て隨つて何なる諦を縁するや、隨一の念住は現在に未來の四を修す。隨一の行相は現在に未來の十六を修す。滅諦を縁するは、法念住の現在に未來の四を修す。隨一の行相 現在に未來の十六を修す。此の初安足 唯同分の者を修す。先きに未だ會て是くの如きの種

の忍可は忍法を以て最勝とす。
【四三】忍法の下中上三品の用を明す。三品の忍位の中、下中の二忍は頂位と同じく、四諦を觀じ十六行相を修するも、中忍の位にありては、所謂減縁減行の觀法をなし、上忍位に至れば、ただ苦諦下の隨一行相を觀じて、一刹那に遂に世第一法に轉入す。
俱舍論卷二三・四右。

【四四】前説よりして、煖頂二位の何れによりても、上下四諦の三十二行相を具さに縁すること言ふまでもなしの意。
【四五】忍の三種の差別。下品の忍。

【四六】中品の忍。この位に減縁減行の相を述べ、減縁減行とは七周に縁を減じ、二十四周に行を減ずるといふことにして、先づ觀慧の對象となるものに八あり。即ち欲界と上界との上下合しての八諦にして、これを縁といひ、これを觀察する慧に三十二ありてこれを性とす。上下界の苦諦の八行相(上下界の苦・空・非常・非我)と、同じく集諦の八行相(上下界の因・集・生・緣)と、同じく滅諦の八行相(上下界の滅・靜・妙・離)と同じく道諦の八行相(上下二界の道・如・行・出)これなり。この三十二相を以て上下八諦を觀察

なるが故に、又此の位には忍して、退墮すること無きが故に、名けて忍法と爲す。世第一法は聖諦に於て亦能く忍可すと雖も、無間に必ず能く見道に入るが故に、必ず退墮すること無く、而も具さに四聖諦の理を觀ぜず、此れは具さに觀するが故に偏に忍の名を得ず。故に偏に此れを説いて順諦忍と名く。此の忍善根は安足も増進も皆法念住なること、前と別なるもの有り。此れ見道と漸く相似するが故に。見道位の中、唯法念住なるを以ての故に。

然るに此の忍法に下中上有り、下中との二品は頂法と同じ、謂はく、具さに四聖諦の境を觀察し、及び能く具に十六行相を修するなり。上品は異なるもの有り。唯欲の苦を觀ず。世第一と相隣接するが故なり。

此の義に由りて准するに、煖等の善根は皆能く具に三界の苦等を緣する義、已に成立す。簡別無きが故なり。

忍の下と中と上とは如何が分別するや、且らく下品の忍は八類の心を具す。謂はく、瑜伽師は四の行相を以て欲界の苦を觀するを一類の心と名く、是くの如く次に色・無色の苦を觀ず。集・滅・道諦も亦是くの如く觀じ、八類の心を成ずるを下品の忍と名く。中忍・行相・所緣を減じ略す。謂はく、瑜伽師は四の行相を以て欲界の苦を觀じ、乃至具足し、四の行相を以て欲界の道を觀じ、上界の道に於て一行相を減ず。此れ従り名けて中品の忍の初めと曰ふなり。

是くの如く次第に行相・所緣を漸く減じ、漸く略す。乃至極少は唯二心を以て欲界の苦を觀じ、苦法忍・苦法智の位の如く、此れを齊るを名けて中品忍の滿と爲す。

上忍は唯、欲界の苦諦を觀じ、一行相を唯一刹那に修す。此の善根は起りて相續せざるが故なり。

上忍の無間に修所成有り、初めて聖道の門を開き、世の功德の中、勝る。是ノ總緣共相法念住の差別なり。順決擇分の攝にして、最上の善根生ず。此れを即ち説いて世第一法と名く。此れ有漏な

に下・中・上の三品有り。

【三四】釋名。

【三五】二とは煖・頂の二位。此の二を一に勸善根(Catāraṇa-sa-mūlha)ともいふ。退轉することあるが故にこの名あり。

【三六】二とは忍・世第一法の二位。この二位は進のみありて退することなし。

【三七】頂位の功用を明す。

【三八】煖頂の二の初安足の時(第五・六句)。

【三九】煖頂の二が初めて四諦の十六行相を觀じて、その位に安足する時は、法念住に止まるものにして、他の三念住に住することなし。

【四〇】煖位又は頂位より、その上位に進まんとして、觀行の功積む時を增進といひ、この時は稍容預なるを以て四念住を具するも、先の住の四念住よりも勝れたる善根のみ現前して、前生の非勝の善根現前することなし。

【四一】忍法(Kṣānti-krami) (第七—十句)。

【四二】忍り(Kṣāmasya) 'Kṣa-māna' とは、是れは苦、是れは集等と四諦の理を忍可し、自證すること。この位は煖法の忍可は煖法に比してその度

強く、世第一法の忍可の苦諦の一に局らるるに反し、四諦の同體に及ぶより、四諦の理

に四の行相を修す。一に^{一八}因、二に^{一九}集、三に^{二〇}生、四に^{二一}縁なり。^{二二}滅聖諦を觀するに、四の行相を修す。一に^{二三}滅、二に^{二四}靜、三に^{二五}妙、四に^{二六}離なり。道聖諦を觀するに、四の行相を修す。一に^{二七}道、二に^{二八}如、三に^{二九}行、四に^{三〇}出なり。此の相の差別は^{三一}後に當に辯するが如し。然るに諸の煖法は、四諦を緣すと雖も、而も多分に從つて厭行俱なりと説く。彼れを起す時蘊相多きを以ての故に、行者此の煖善根を修習して、下中上品と漸次に増進して、佛所説の苦・集・滅・道に於て、隨順の信を生じ、諸有を觀察して、恒に猛盛の焰に焚燒せらる。三寶の中に於て信を上首と爲す。修所成の順決擇分有り。次に善根起るを名けて頂法と爲す。是れ總緣共相法念住の差別なり。「頂」の聲は此れは是れ最勝處なることを顯す。吉祥事の成辨に至る時、世間の説いて此人頂に至ると爲すが如し。謂はく、色界の攝にして四善根の中、二は是れ動す可し、^{三六}二は動す可からず。動す可き二の中、下なる者を煖と名け、上なる者を頂と名く。動中の上なるが故に。不動の二の中、下なる者を忍と名く。四諦の境に於て、極めて堪忍するが故に、上なる者を名けて世第一法と爲す。世の中の勝なるが故に、猶し醍醐の如く、閑居する者、此の善品を修すと云ふ。其相、頂に至るが故に頂法と名く。此の境の行相は煖法と同じ。謂はく、四諦の境を觀じ、十六行相を修するなり。^{三九}是くの如き煖頂の二種の善根は、初安足の時は唯法念住なり。後の増進位(の時に)四(念住)は皆現前す。「初安足」の言は、行相を以て最初に四聖諦の迹を遊踐することを顯はす。後の「増進」の言は此れ從り後に、下中上品次第に數習することを顯はす。諸の先の所得は後は現前せず。彼に於て欽重の心を生ぜざるが故なり。勝加行を以て此の善根を引く。故に已得の中に、欽重を生ぜざるなり。然るに此の頂位は四諦を緣すと雖も、三寶の信を緣すること多分に現行す。^{四一}此の頂善根の下中上品と、漸次増長して成滿に至る時、修所成の順決擇分有り、勝善根の起るを名けて忍法と爲す。是れ總緣共相法念住の差別なり。四諦の理に於て能く^{四二}忍可する中、此れ最勝

- 【一八】 因とは煩惱と業とは、將來苦果を感ずる原因にして種子の如しと觀ず。
 - 【一九】 集とは惡業と等しく果を現ぜしむるものと觀ず。
 - 【二〇】 生とは惡業は三有の果を相續引生せしむと觀ず。
 - 【二一】 縁とは惡業は苦果に對して緣となると觀ず。
 - 【二二】 滅諦を觀する四行相。
 - 【二三】 滅とは涅槃は一切の漏を滅盡し、法淨なりと觀ず。
 - 【二四】 靜とは涅槃は三毒永く息むと觀ず。
 - 【二五】 妙とは涅槃は一切の内憂なしと觀ず。
 - 【二六】 離とは涅槃は一切の外患離ると觀ず。
 - 【二七】 道諦を觀する四行相。
 - 【二八】 道とは無漏智は凡夫より聖者に向ふ道なりと觀ず。
 - 【二九】 如とは無漏智は如實の理に契ふと觀ず。
 - 【三〇】 行とは無漏智は涅槃に趣くものと觀ず。
 - 【三一】 出とは無漏智によりて永く生死を超出すと觀ず。
 - 【三二】 後には辯智品をいふ。
 - 【三三】 頂法(頂善根)Murdhanを明す。
- 頂位は煖位と同じく、四諦を觀じて十六行相を修するものなるが、煖位より更に勝るものが故に特に頂位と名け、これ

絹を隔て、業色を覩見するが如し。此れと齊しきを名けて聞慧圓滿すと爲す。思所成の慧は此れに准じて應に説くべし。

次に生死に於て深く厭患を生じ、涅槃寂靜の功徳を欣樂す、此の後多く厭觀を引いて現前し、方便勤修して、漸く増し、漸く勝る。是くの如く能く順決擇を引起し、思所成最勝の善根を攝す。

第六節 四善根

^{一三} 即ち修する所の總縁共相の法念住は、此れ従り無間に何なる善根を生ずるや。頌に曰はく、

此れ従り煖法を生じ

十六行相を修す

是くの如きの二善根は

次に忍は唯法念なり

上は唯欲の苦を觀じて

世第一も亦然なり

具さに四聖諦を觀じて

次に頂を生ずることも亦然なり

皆初めは法後は四なり

下中品は頂に同じ

一行一刹那なり

皆慧なり五なり得を除く。

論じて曰く、順決擇従り勝思所成なり。^{一四} 總縁共相法念住の後、修所成の順決擇分の初めの善根起ること有り、名けて煖法と爲す。是れ總縁共相法念住の差別なり。是くの如きの所起は是れ當に所修なるべし。能く煩惱の薪を燒く聖道の火の前相なり。鑽火の位の如く初めに煖相生ず、法煖と異なるが故に煖法と名く。

^{一五} 此の善根は分位を起すこと長きが故に、能く具に四聖諦の境を觀察す。此れに由りて具さに十六行相を修す。

^{一六} 苦聖諦を觀するに四の行相を修す。一に無常、二に苦、三に空、四に非我なり。^{一七} 集聖諦を觀する

【一三】 前節の總相念住までの三賢住を外凡と名け、一にこれを順解脫分といふ。これより更に煖・頂・忍・世第一法の四善根に進む。三賢を外凡といふに對して、これを内凡といひ、一に順決擇分ともいふ。三頌十二句より成る中、初の三句は煖を明にし、第四句は頂を、第五・六句は煖・頂の二住を纏めしもの、第七句より第十一句は世第一法を明し、第十二句は全體に關してその體を明せしもの。

【一四】 煖法(第一句) Upasamāhāra 總縁共相法念住を修するには、初め下品より次第に上品に進み、觀智次第に成熟し、その上品の念住の次に順決擇分の初め、即四善根位の第一の煖善根を生ず。これを煖法と名く聖道の火の現れかけんとせしところ。

【一五】 煖善根の觀察と修相を明す(第一、第三句)

【一六】 苦諦を觀する四行相。
【一七】 集諦を觀する四行相。

身等の四念住を建立す。數は唯四有り、増さず減ぜず。

第五節 總相念住

二 是くの如く不淨觀と持息念とを熟修し、二の加行已に能く次第に、所緣不雜の身・受・心・法の念住を引いて現前し、復不雜緣の法念住の無間に於て、所緣雜の法念住を引いて生じ、次に應に總緣の共相の法念住を修すべし。此の法念住は其の相云何。頌に曰はく、

三 彼は法念住に居して

非常と及び苦と

總じて四の所緣を觀じて
空と非我との行相を修す。

論じて曰はく、雜緣法念住に總じて四種有り。二と三と四と五の蘊とを境と爲し、別なるが故に、唯總じて五を緣するを此の所修と名く。彼れ此の中に居して四の行相を修す。總じて一切の身・受・心・法を觀するなり。所謂非常と苦と空と非我となり。然るに此の念住を修習する時に於て、餘の善根有りて能く加行と爲る。彼れ應に次第に修して現前せ令むべし。謂はく、彼れ已に雜緣の法念住を熟修して、將に此の念住を修習せんと欲する時、先づ應に總じて緣じて非我の行を修すべし。次に生滅を觀じ、次に緣起を觀ず。觀行の者先づ諸行の因に従つて生滅するを觀ずれば、便ち因果相屬の觀門に於て趣入し易きを以ての故なり。

或は先づ緣起を觀ぜしめんと欲する有り。此れは後に緣の三義觀を引起す。此の觀の無間に七處善を修し、七處善に於て善巧を得するが故に、能く先來の諸の所見の境に於て、因果諦を立て、次第に觀察す。是くの如く智と及び定とを熟修し已つて便ち、能く順現觀諦を安立するなり。謂はく、欲(界)、上界の苦等、各別なり。是くの如き八に於て次第に隨つて觀じ、未だ曾て修せざる十六行相を修するなり。彼れ聞慧に由りて八諦の中に於て、初めて斯くの如きの十六行觀を起すこと、薄

【二】 四念住の次第は初めに不雜緣の身念住を發し、次に受・心・法念住の不雜緣念住を發し、最後に雜緣の法念住を發し、法念住の中にも、初めに簡單なる雜緣として二合緣の雜緣法念住を發し、以下次第して總相念住に移るもの。

【三】 種種合緣の雜緣法念住より遂に總雜法念住に入り、觀行者は身受心法の四を合して綜合的に觀じ、非常・苦・空・非我の行相を起し、四對境を總じて是くの如しと觀ず。

所謂總雜法念住とは、身・受・心・法の個別的の四法を、總雜的に緣する法念住をいふ。

ち能く總して伏す。人の已に糞の體の不淨を觀じて、亦糞より生ずる所を欣樂せざるが如し。是くの如く已に身體の不淨を觀じて、亦身より生ずる所を欣樂せず。此れに由りて身を觀じて不淨と爲す者は五取蘊に於て皆欣樂せず。身に淨想を爲して迷ふ者有り、彼れは方に身に依つて生ずる所を欣樂す。是の故に身を觀じて不淨と爲す者は、身の所起に於て亦欣樂せず。有るが不淨觀に於て安住する時、親しく聲等を觀じて境と爲さずと雖も、而も欲等に於て棄つること糞穢の如きが如し。是くの如く身念住に安住する時、親しく受等を觀じて境と爲さずと雖も、身の自體を觀じて不淨と爲すが故に、終に受等の三境を欣樂せず。又色無色の境を觀ぜずと雖も、以て不淨と爲して、彼の境に於て不樂の行相を引生ぜずんば非ず。是の故に淨倒は五蘊を緣すと雖も、身念住成じて便ち總して伏す。後の三念住は各別の觀なりと雖も、此れ例して應に總て伏する理を思ふべし。受は是れ苦なりと觀じて、能く苦を樂と謂ふ顛倒を治す。謂はく、若し法有りて眞に欣欲すべく、是れを樂の義と爲す。多過患の雜ふる所の行中、欣ぶべき殊勝の功德有るを見る。是れを苦を樂と謂ふ顛倒と名く。此の例は必ず受に耽るを用つて先と爲し、受の中に於て深く耽著し、著し^{一〇}。已つて、方に一切の逼惱の所依の有漏行中に於て妄りに樂想を生ず。是の故に受を觀じて苦性と爲す時、便ち能く總して樂と計する顛倒を伏す。心の非常を觀じて、能く非常を常と謂ふ顛倒を治す。謂はく、觀行者は受を憎怨するが故に、所依の心に於て、衆多の品類の差別有るを見、非常觀を引いて現在前せしむ。便ち有爲に於て常想を生ぜず、故に能く總して常と計する顛倒を伏す。法の非我を觀じて、能く非我を我と謂ふ顛倒を治す。謂はく、一類有り、我の非常を聞いて、心に喜びを生ぜず。遂に是の念を作す「誰か此の心をして多差別あらしむるや。彼れに即ち是れ我なり」と。彼の計を遮せんが爲めに、復應に諦觀すべし。三を除く所餘は亦唯是れ法なり。便ち一切に於て我想を起さず。故に能く總して我と計する顛倒を伏す。或は段、觸、識、思食を對治せんがために、次の如く

【一〇】本文已に作る。已の誤植なるべし。

離れて住するが故に具に二名を得。或は有情の現在を縁するを内と名け、外の非情の三世を縁するを外と名け、(有)情の去來を縁するを説いて内外と爲す。有情の類の故に、法數に墮するが故に。又彼の未來は當に(有)情數に墮すべし。正しく法數に墮するは彼れの過去の時なり。曾て情數に墮し、正しく法數に墮するが故に。彼の不生法は是れ生の類なるが故に。受等の三種も一一各三なり。其の所應に隨ひ前に准して釋すべし。

此の四念住の說次は生に隨ふ。生は復何に縁つて次第是くの如きや。生次是くの如く相隨順するが故に。有情の多分は諸色の中に於て好んで受用するが故に。勝法の好んで色を受用するに逮ばざるは、何を以て縁と爲すや。謂はく、受の中に於て情深く欣樂す。愛を欣樂するは心の不調に由る。心の不調は諸の煩惱に由る。心は信等によつて調伏せしむべし。此の理を隨觀して四念住生ず。或は所縁の麤細に隨つて生ずるが故に。然も此れに由りて心を最後に觀するに非ず。法中涅槃極めて微細なるが故に。

彼の想思等は受を循觀する時、義に准じて已に能く其の相を了知す。同じく心に依つて起り、安危を等しくするが故に。有餘師の説く、「色は聚散すべし。取るべし捨すべし。相似の相續の不淨苦等了知し易きが故に、多分身を縁じて貪等を生ずるが故に。男女は展轉して貪を起す處なるが故に、不淨觀、持息念、及び分別界、三入修門一切多く身を縁じて境と爲すが故に。念住を修する位に最初に觀すべし。此の觀を因と爲して輕安の觸を生ず。輕安の觸に由りて樂受の生を引く。經に身安は便ち樂を受くと説くが故に。是くの如き樂受は心に依りて生ず。淨心を因と爲して解脱の果を得。是れに由りて受等隨次にして觀す。故に念住の生は是くの如く次第す。

此の四念住は不増不減なり。能く淨等の四顛倒を治するが故に。身の不淨を觀して不淨に於て淨と謂ふ顛倒を治す。淨顛倒は通じて五蘊を縁すと雖も、然も但身の自性の淨に非ざるを觀じて便

【八】一念住が身住心法と次第するは觀の自然に従ふものなるを明す。

【九】四念住が常樂我淨の四顛倒を治するものなるを明す。

此の四は各三あり、謂はく、自性等なり。自性とは、謂はく、慧、唯聞等のなり。相雜とは、謂はく、餘の此の俱有法なり。所縁とは、謂はく、此の三の慧の所縁なり。何が故に此の三を皆念住と名くるや。念に由りて慧をして所縁に住することを得せしむ。念と慧と相資けて勝定と等しきが故に。此れに由りて慧に於て念住の名を立つ。此れは相雜と所縁の故に亦念住と名く。

何に縁るが故に三種の念住を説くや。行相と資糧と所縁とに愚なる三種の有情の爲めの故に三種を説く。或は根の勝解の分位に各三あり、機宜同じからざるが故に三種を説く。

三の中相雜は能く煩惱を斷ず。二は能斷に非ず。太減増の故に。然も相雜の言は亦慧の體を攝す。慧と俱有の法と互に相雜するが故に。若し自性と云へば、待する所無かるべし。待する所有るを顯はして相雜の言を説く。

唯修所成の法の念住の攝のみ能く煩惱を斷ず。要す定中に在りて能く惑を斷ずるが故に。四五蘊を縁じ、或は涅槃を縁じ能く惑を斷ずるが故に。法念住の中共相作意能く煩惱を斷ず。自相作意は少分の境を縁するが故に此の能無し。四念住の中前の三種は唯不雜縁なり。第四は二に通ず。然も三諦智は唯雜縁有りて能く煩惱を斷ず。唯滅諦智は不雜縁なりと雖も亦煩惱を斷ず。

身等の念住に各三種有り。内と外と俱とを縁するに差別有るが故に。且らく身念住に三種有る中、自の相續を縁するを説いて名けて内と爲す。他身等を縁するを説いて名けて外と爲す。雙して二種を縁するを説いて内外と爲す。我愛有りて而も慢緩なる者は、應に内身を觀じ猶外の如かるべきを以ての故に。或は内は前の如く、無執受を縁するを説いて名けて外と爲す。他の相續を縁するを説いて内外と爲す。無執受に對し、及び自身に對して二名を得るが故に。或は根と境と及び俱を縁するを三と名く。或は有情及び非情數を縁じ、通して二種を縁するを差別して三と爲す。或は有情と外の非情數と及び髮毛等を縁するを差別して三と爲す。彼れは皆内身従り生ずるが故に。根を

【六】四念住に更に三種念住を分ける理由を明す。

【七】念住に内、外、俱の三を縁する差別あるを説きその俱の意味を明かにす。

卷の第三十

〔辯賢聖品第七の二〕

第四節 別相念住

是くの如く、既に^一入修の二門を説きつ。此の二門に依りて、心は便ち定を得るなり。心は定を得已つて復何の所修かある。頌に曰はく、

已に止を修成するに依りて、

自相と共相とを以て、

自性は聞等の慧なり。

説の次第は生ずるに隨ふ。

論じて曰はく、已に^二止を修成して以て所依と爲し、觀の速成の爲めに四念住を修す。定を得ざる者は能く如實に見るに非ざるが故に。如何が四念住を修習するや。自相共相を以て身受心法を觀す。謂はく、修觀者、專心一趣、自共相を以て身等の境に於て、一一に別觀して四念住を修す。此の法と所餘の法とを分別するに差別の義有るを、自相を觀すと名く。此の法と所餘の法と分別して差別の義無きを共相を觀すと名く。

且らく身念住の自相を觀すと、謂はく、身の諸處の別相を觀察するなり。共相を觀すと、謂はく、諸處の同じく、是の身相或は色相の同じきを觀するなり。或は自相を觀すと、謂はく、身の別相を觀するなり。共相を觀すと、謂はく、身と餘の有爲と皆非常等なるを觀察するなり。受等の念住は此れに准じて應に知るべし。

餘は相雜と所緣となり。
倒を治するに唯四なり。

觀の念めに念住を修す。

身受心法を觀す。

【一】 以下別相念住を明す。三善の第二階段なり。身受心法を別別に觀するなり。
【二】 入修の二門、不淨觀と持息觀のこと。
【三】 已に不淨觀と持息念とに依りて止を修し、心の靜まれるを云ふ。
【四】 身受心法のそれぞれの自性、身は四大種及び所造色たること、受は領納隨能の義、心は六識の自性、法は身受心以外の法たることを自相と云ふ。一切皆無常苦空無我なるを共相といふ。俱舍論ではこの論釋を出し、此の書にてはこれを第二の解釋として出せり。
【五】 本文「成」に作る、今他本に依り「或」に改む。

行を説いて思と謂ふに非ず。應に知るべし。此の中、受を心行と名く。謂はく、樂受味を耽著するが故に、便ち彼々の境界に於て、或は思を生ず、造作の心を名けて心行と爲す。受は是れ思の因なるが故に失無し、或は但能く受の自體覺する者、義准するに亦思等の自體に於て、次第に能く生住壞の相を覺す。大海の一滴水の鹹を嘗めて、則ち亦大海水の味を遍知するが如し。故に唯覺受を覺心行と名く。廣く一一の相を解すること、經釋の中に辯するが如し。

觀なり。二三定心を起すも皆前に准じて應に説くべし。初靜慮に生じて三地の心を起す、二に生じて三に生じ、二を起し自を起すも、欲界に生ずるに准じて理の如く應に説くべし。若し上地に生じて下地の心を起す。彼の上地の身上地の息は、下地の心に依つて轉ず。彼の心の所觀に非ず。是くの如く欲界の息は四地の心の所觀なり。初、二、三定の息は其の次第の如く、三と二地と自地の心の所觀なり。有息地は四、無息地は五なり。有息地に住して無息地の心を起せば息必ず轉ぜず。無息地に住して有息地の心を起すも息亦轉ぜず。有息地に住して有息地の心を起せば、其の所應に隨つて入出息の轉ずる有り。

辯ずる所の^{七四}持息念の成滿の相は如何ぞ。應に是の言を作すべし。若し觀行者想を注ぎ、息の微細に徐流するを觀ず。謂はく、想、身に遍ねく、筒の一穴なるが如し、息風連續して末尼を貫くが如し。身を動かす能はず、身識を起さず。此れに齊つて應に持息念成すと説くべし。有餘師の言はく、「增長自在所作事辨、此れを念成すと名く。初めの增長の言は持息念の下中上品次第に成立するを顯はす。乃至若し時に其の所樂に隨つて能く入り能く出づるを名けて自在と爲す。若し此の位に於て能く身を攝益し、耽嗜依尋を遠ざくるを所作事辨と名く」と。有餘師の説く、「若し六相を具し三失を遠離し、或は若し具足して十六種の殊勝の行相を修すれば、此れに齊つて應に持息念成すと説くべし」と。經には息の念に十七種有りと説く。謂はく、入出の息を念じて、我れ已に入出の息を念ずと了知す。短入出息、長、覺遍身、止身行、覺喜、覺樂、覺心行、止心行、覺心、全心歡喜、全心攝持、全心解脫、隨觀無常、隨觀斷、隨觀離、隨觀滅、是くの如く一一皆自ら了知す。此の十七中初めは是れ總觀、後の十六種は是れ差別觀なり。四念住に約して次の如く應に知るべし。各四門有りて十六種を成す。

如何が覺心行は受念住の攝なるべきや。受の果に因つて名くるが故に過有ること無し。此の中心

【七三】有息地は欲界、初、二、三定の四地、無息地は第四定と四無色の五地なり。

【七四】持息念成滿の相を明す。

淨とは、謂はく、昇進して見道の中に入るなり。有餘師の説く、「念住を初めと爲し、金剛喻定を後と爲すを轉と名け、盡智等を方に淨と名く」と。

息の相の差別は云何が應に知るべきや。頌に曰はく、

入出息は身に隨ふ。

二の差別に依りて轉ず。

情數なり、非執受なり。

等流なり、下縁に非ず。

論じて曰はく、身の生ずる地に隨つて息は彼の地の攝なり。息は是れ身の一分の攝なるを以ての故に。此の入出息の轉ずるに身心の差別に依るが故に、本論に説く、「息は身に依つて轉ず亦心に依つて轉ず、其の所應に隨ふ」と。四縁を具するが故に息方に轉ずることを得。此の理に依つて、「所應に隨ふ」の言を説き、息は必ず身心の差別に依ることを顯はす。

四縁と言ふは、一には入出息の所依の身、二には毛孔開くなり。三には風道通するなり。四には入出息の地の龜心現前するなり。此の四の中に於て、缺く所有るに隨つて息便ち轉ぜず。

此の入出息は有情數の收なり。無覺の身中息有ること無きが故に。是れ外より來ると雖も而も内に繋屬する義なり。此の入出息は有執受に非ず。息は執受の相を缺減するを以ての故に。身中に有執受の風有りと雖も、而も此の息風は唯無執受なり。此の入出息の體は是れ等流なり。是れ同因類の所生の果なるが故なり。身中に長養異熟の風有りと雖も、而も此の息風は唯是れ等流性なり。身の増長する位に息便ち損減し、身損減する時に息増長するが故に。所長養斷し已つて、後に於て更に相續するに非ざるが故に。異熟生に非ず。餘の異熟色には此の相無きが故に。

唯自の土地の心の所觀なり、下地の心の所縁の境に非ざるが故に。謂はく、欲界に生じて欲界の心を起せば、彼の欲界の身、欲界の息は欲界の心に依りて轉ず。即ち彼の心の所觀なり。若し欲界に生じて初定の心を起せば、彼の欲界の身、欲界の息は初定の心に依つて轉ず。即ち彼の心の所

【六九】この入出息は有情數の攝なり。

【七〇】この入出息は有執受に非ず。

【七一】この入出息は等流性なり。

【七二】この入出息は自と土地の心の所觀なり。

六因を具するに由りて、此の相圓滿す。何等を六と爲す^{六七}。一には數、二には隨、三には止、四には觀、五には轉、六には淨なり。數とは、心を繋けて入出息を數へ、一より十に至りて減せず増さず。心の境に於て極めて聚散するを恐るゝが故なり。然も此の中に於て三失有る容し。一には數減する失、二には數増す失、三には雜亂の失なり。復三失有り。一には太だ緩なる失、二には太だ急なる失、三には散亂の失なり。若し十の中間に心散亂する者は、復應に一從り次第に之を數へ終つて、復始め乃し定を得るに至るべし。凡そ數息の時は、應に先づ入を數ふべし。初生の位に入息先きに在り、乃至、死時には出息最後なるを以てなり。是くの如く死生の位を覺察するが故に、無常の想に於て漸やく能く修習す。

隨とは、謂はく、心を繋けて、入出の息に隨つて入出の息を念じ、短とや爲ん。長とや爲ん。遠く何くに至るとや爲んと。復還^{またく}、旋返して且らく入息を念す。遍身に行すと爲んや、一分に行すと爲んや。彼の息入に隨つて、行いて喉、心、臍、臏、髀、脛、踝、足指に至り、念恒に隨逐す。有餘師の言はく、「此の入息を念じて足下より出て、金輪の下を突度し、風輪に至り復還旋返す」と。若し出息を念すれば、身を離れて^{六八}一磔一尋に至ると爲んや。所至に隨つて方に念恒に隨逐す。止とは、謂はく、念を繋けて唯鼻端に在り、或は眉間に在り、乃し足指に至る。所樂の處に隨つて、其の心を安止し、息の身に住すること、珠中の縷の如く、冷とや爲ん、煖とや爲ん、損とや爲ん、益とや爲んと觀するなり。

觀とは、謂はく、此の息風を觀察し已つて、兼ねて息と俱なる大種の造色と、及び色に依つて住する心及び心所を觀じ、具さに五蘊を觀じて以て境界と爲すなり。

轉とは、謂はく、息風を緣する覺を移轉して、後々の勝善根の中に安置す。謂はく、念住を初めを爲し、世第一法に至るなり。

【六七】 六相。

- 一、數 (Ganaṇā)
- 二、隨 (Anugama)
- 三、止 (Sama)
- 四、觀 (Upekṣanā)
- 五、轉 (Vartana)
- 六、淨 (Pariśuddhi)

【六八】 一磔 (Yānti)。手の指を廣げ、その拇指と小指の距離の長さ。

動身風とは、謂はく、別風有り、能く身を撃動して表業を引起す。應に知るべし。此の起は心を以て因と爲す。諸の身支に漏ねくして能く撃動の因と爲る。風の義を顯はし、乗じて六風を辯す。然るに此の中正しく二息を明す。此の中の意、持息念を辯するが故に。

此の念の自性は是れ慧にして餘に非ず。契經に了知の言を説くを以ての故に。此の品念勝るが故に念の名を得。念の力に由りて記して入出息の量を持するが故に。息を縁する定慧の成ずることを得るは、念の功能に由ることを顯はさんが爲めの故に説いて念と爲す。并びに隨行性は應に前門に准すべし。

此の念の所依は唯六二五地に通ず。謂はく、欲界と靜慮の中間と、及び初と二と三との靜慮の近分なり。此れに由りて但六三捨根と相應して、對治尋と爲る。此の念を修するが故に。樂苦等の受は能く順じて親里等の尋を引發するが故に。尋を對治するは要す任運に受の現在前の位なり。

有るが説く、「下の三根靜慮も正在定の位には亦捨受有り」と。彼れは此の念は通じて八地に依ると説く。六六上定現前せば息便ち無きが故に。

此の念は但息風を縁じて境と爲す。通じて上の所説の六風を縁するに非ず。

此の念の初めは欲界身に依つて起る。唯人天趣なり。北俱盧を除く。唯加行得にして離染得に非ず。未離染者の定にして加行に依りて現在前するが故に。離染得の地の所攝に非ざるが故に。已に皆是れ近分地の攝なることを説く。根本に非ざるが故に。又此の念は唯是れ勝加行引くが故に、此れは離染得有りと言ふべからず。此れは唯眞實作意相應なり。有るが説く、「亦勝解作意にも通ず」と。正法の有情の方に能く修習するところにして、外道には有ること無し。說者無きが故に。彼れは微細の法を覺すること能はざるが故に。此れは我執と極めて相違するが故に。彼れには我執有るが故に此の念無し。

【六二】この持息念は、欲界と靜慮の中間と、一、二、三の靜慮の近分との五地にあり。四禪には息風なきが故に持息念なく、又この持息念は捨受とのみ相應するものなるが故に下の三禪の根本にもなし。
【六三】持息念は只捨受とのみ相應して苦樂と相應せず。
【六四】持息念は尋を對治す。
【六五】この師の説は下の三根本も捨受あるが故に、持息念は八地即ち前の五地に下の三根本に依るとなすなり。
【六六】四禪以上の定現前すれば息なし、從つて持息念なし。

茲に乗じて、口鼻に餘風續いて入る。此の初と及び後を入息風と名く。此の入息風、適たまく身内に至り、風有り續いて出づるを出息風と名く。鍛金師、囊囊の口を開けば、自然に風入る。風性法爾として、但たゞ孔隙有れば必ず隨つて入るが故に。入り已つて之を按じ、其の風隨つて出づ。入息出息の次第も亦然り。理實に此の風入ること無ければ出づること無し。但是くの如く轉じて能く身を損益す。相續の道中を假りに入出と名く。入息の轉ずる位に、能く身中の腐敗汚垢の諸の臭穢の物を逐ひ、火界を増長して、身をして輕舉ならしむ。出息轉ずる時、能く鬱蒸を除き、火界を損滅して、身をして沈重ならしむ。

發語風は、謂はく、別風有り、是れ欲を先と爲し、展轉して、語を引發する所の心の起りて、増盛して生ぜしむる所なり。臍の處より流轉して、喉を衝き、異熟生の長養の大種を撃し、等流性の風大種生じて、齒唇舌腭を鼓動する差別を引き、此の勢力に由りて、未來の名句文を顯はす造色の自性を引起す。此れが口内に居るを語亦是と名け、外に流出する時、但たゞ名けて語と爲す。心生の大種なること其の理極成す。謂はく、貪瞋癡の心の起る者を見るに、面に潤燥亂色の異常有り。又亦傳へ聞く、瞋毒を懷く者には面門に焰を生ずと。慈心有るに非ず。貪の引く火生じて身等を焚くが故に。

餘棄風とは、謂はく、別風有り、便路に隨つて行き、能く二穢に觸る。穢の内に逼るに由りて、苦受の生ずる有り、苦受生ずるに由りて、除棄の欲を發し、除棄の欲に由りて、風を起す心を引き、此の心風を起して除棄の業を成す。又此の風力は身を安隱ならしむ。

隨轉風とは、謂はく、別風有り、遍ねく身支の諸の毛孔に隨つて轉ず。此れに由るが故に隨轉風の名を得。此れは心に依らず、但業力に依る。身の孔隙に隨つて、自然に流行し、此れに由りて能く孔隙に依つて住する腐敗汚垢の諸の臭穢の物を除く。

相は非常等の十六行の攝なるには非ず。故に唯有漏のみなり。加行得と及び離染得とに通ず。彼彼の地の染を離れて彼彼の定を得る時、亦即ち彼の地の此の觀を獲得す。離染もて得し已れば、最後の時に於て亦加行に由つて現起を得せしむ。未だ染を離れざる者は唯加行得のみなり。此の中一切の聖と、最後有の異生とは皆五三未と曾とに通ず。餘は唯曾得なり。

第三項 持息念

不淨觀の相の差別を説き已れり。次に五四持息念を辯すべし。此の差別の相は如何ぞ。頌に曰はく、
息念は慧なり、五地なり、
二得なり。實なり。外には無し。

六有り。謂はく、數等なり。

論じて曰はく、息念と言ふは、即ち五五契經の中に説く所の阿那阿波那念なり。阿那と言ふは、謂はく、息を持して入るなり。是れ外風を引いて身に入らしむる義なり。五六阿波那は、謂はく、息を持して出づるなり。是れ内風を引いて身より出ださしむるなり。五七契經に説くが如し。『苾芻、當に知るべし。息を持して入るとは、外氣を飲み吸うて、身の内に入らしむるなり。息を持して出づるとは、内風を驅擯して、身の外に出さしむるなり』と。慧は五九念の力に由りて。此れを觀じて境と爲す。故に阿那阿波那念と爲す。

有餘師の説く、「阿那と言ふは、謂はく、能く持ち來るなり。阿波那は、謂はく、能く持ち去るなり。此の言の意は、入息出息、能持の義有り。慧は念に由りて此れを觀するが故に、此の念の名を得」と。

身に屬する風を辯するに、略して六種有り。一には入息風、二には出息風、三には發語風、四に除棄風、五には隨轉風、六には動身風なり。謂はく、諸の有情、胎卵位に處して、先づ臍の處に於て、業生の風起り、身を穿ちて穴を生ず。藕根の莖の如し。最初に風有りて來つて身内に入り、

【五三】未と曾とは未曾得と曾得となり。未曾得の不淨觀は加行得にして曾得の不淨觀は離染得なり。

【五四】五停心觀の中の數息觀を明す。

【五五】雜阿含二九・五(大正二・二〇六上)。

【五六】阿那(Āna)、吸なり。入息なり。

【五七】阿波那(Apana)、呼なり。出息なり。

【五八】雜阿含二九・六(大正二・二〇六上)參照。

【五九】此の出入息を觀するは慧なれども、念の力に助けられて觀するが故に持息念と云ふ。

【六〇】異説を擧ぐ。阿那をĀnayaと見て持ち來る阿波那Apanayaを隨つて持ち去ると見たるなり。

【六一】身に屬する六風を擧ぐ。

不淨觀なるには非ず。唯能く顯色等の貪を伏治するを、方に説いて名けて此の觀の體を爲すが故なり。此れは自性に約するも、若しは隨行を兼ねるも、具さに四蘊と五蘊を以て性と爲す。通じて十地に依るとは、謂はく、四靜慮と及び四近分と中間の欲界となり。唯爾所の地にのみ此れ有る容きが故なり。此の觀は唯欲界の色處の境を緣す。欲界の顯と形とを此の觀の境と爲すが故なり。^{四九}若し爾らば何が故に契經中に、『耳根律儀に防護せらるゝ者は、不淨觀に住す。乃至廣説』と言ふや。此の言は、諸の色貪の爲めに摧伏せらるゝ者を説くと爲す。彼れは必ず聲等を緣する貪の爲めに摧伏せらるゝに由るが故なり。色を緣する貪を摧伏せんと欲せば、必ず先づ應に耳根律儀に住すべし。此れに由つて、方に能く不淨觀に住す。有るが説かく、「此の觀は唯意識に依つて能く、所餘の違逆の行相を引くが故に、若し耳根律儀に住するもの有れば、彼れは必ず應に先づ不淨觀に住すべし」と。此の不淨觀の力は能く遍ねく欲界所攝の一切の色處を緣す。若し爾らば、尊者^{五〇}阿泥律陀は天を觀じて以て不淨と爲す能はず。舍利子等は佛の色身に於て、亦觀じて以て不淨と爲す能はず。如何が此の觀は遍ねく欲の色を緣ぜんや。此の難は然らず。無滅に勝る者は能く天の色を觀じて不淨と爲すが故に。佛は能く佛の微妙の色身を觀じて不淨と爲すが故に。是れに由つて此の觀は定んで、能く、遍ねく欲の色を緣じて境と爲すなり。此れに由つて已に義を緣じて名に非ざること顯はし、亦已に通じて三性を緣することを顯成す。初習業の者は唯人趣に依つて能く此の觀を生ず。^{五一}北俱盧に非ず。天趣中には青瘀等無きが故に初めて起る能はず。先きに此に於て起さば、後に彼處に生じて亦現前することを得。此の觀の行相は唯不淨轉なり。是れ善性なるが故に體は應に是れ淨なるべきも、行相に約するが故に説いて不淨と爲すなり。是れは身念住の攝なり。加行にして根本に非ず。喜・樂・捨の三根と相應すと雖も、而も俱行を厭ふ。苦と集、忍と智との如し。隨つて何れの世に在りても自世の境を緣す。若し^{五二}不生の法ならば通じて三世を緣す。此の觀の行

【四九】 若し爾らば云云とは、契經の文よりする時は聲處をも緣する事になりはせぬかとの難なり。

【五〇】 阿泥律陀(Amudhita)無滅と譯す。佛陀の從弟なり、天眼第一と稱せらる。

【五一】 北俱盧(Uttarakuru)四大洲の一なり。

【五二】 不生とは畢竟不生法としての不淨觀なり。

爲めの故に、廣くしたる所の事に於て、漸く略して觀じ、乃至、唯、自身の骨鎖を觀す。此の漸く略する不淨觀を成ずるを齊りて、瑜伽師の初習業の位と名く。「略觀の勝解をして、轉た増さしめんが爲めに、自の骨中に於て復、足の骨を除きて、餘の骨を思惟し、心を繋けて住し、漸次に、乃至、頭の半骨を除いて、半骨を思惟し、心を繋けて住す。此の轉た略する不淨觀を成ずるを齊りて、瑜伽師の已熟修の位と名く。

略觀の勝解をして自在ならしめんが爲めに、半の頭骨を除いて、心を眉間に繋けて一緣に專注し、湛然として住す。此の極略の不淨觀を成ずるを齊りて、瑜伽師の超作意の位と名く。應に知るべし此の不淨觀成ずるに至つて、諸の爲すべき所皆究竟するが故に。所緣と自在とは若しは小、若しは大なり。應に四句を作るべし。理の如く思ふべし。欲するに隨つて觀じ、煩惱を伏するが故に顛倒と名けず、名けて善と爲すことを得。

此の不淨觀は何の性なりや。幾くの地なるや。何の境を緣するや。何處の生なりや。何の行相なりや。何れの世を緣するや。有漏と爲すや。無漏と爲すや。離染得と爲すや。加行得と爲すや。頌に曰はく、

無貪の性なり。十地なり。

欲の色を緣す。人生なり。

不淨なり。自世緣なり。

有漏なり。二得に通ず。

論じて曰はく、先きの所問の如く、今次第に答へん。謂はく、此の觀は無貪を以て性と爲す。違逆の作意を因と爲して引く所なり。厭惡棄背は貪と相翻す。應に知るべし、「此の中不淨觀と名づくるは應に是れ慧なるべし」とは、理亦然らず。觀の所順なるが故なり、謂はく、不淨觀は能く貪を近治するが故なり。應に正しく無貪を以て性と爲すべし。貪は淨相を因として、觀力に由つて除く。故に無貪を觀の所順となすと説けるなり。諸の不淨觀は皆是れ無貪なるも、諸の無貪は皆

【四六】以下不淨觀の諸門分別をなす。

べし。彼の相既に然り。此れ亦應に爾るべし。應に八想を修して四貪を伏治すべし。顯色貪を伏治せんと欲するが爲めの故に、青瘀想と及び異赤想とを修す。形色貪を伏治せんと欲するが爲めの故に、被食想と及び分離想とを修す。妙觸貪を伏治せんと欲するが爲めの故に、破壞想と及び骸骨想とを修す。供奉貪を伏治せんと欲するが爲めの故に、臍脹想と及び膿爛想とを修す。骨鎖を縁じて不淨觀を修するは、通じて能く是くの如きの四貪を伏治すと許す。一骨鎖中に四貪を離れたる境を具するを以ての故なり。

應に且しよらく、骨鎖觀を修することを辯すべし。然るに諸の善根を引發する時に於て、補特伽羅は所修の行に約するに三位有りと説く。一には初習業、二には已熟修、三には超作意なり。且しよらく觀行者、是くの如きの不淨觀を修せんと欲するの時は、應に先づ心を自らの身分に繋げ、或は足指に於て、或は眉間に於て、或は鼻額中、或は額等に於て、所樂の處に隨つて、專注して移さず。等持をして堅牢を得しむるが爲めの故なり。入より已去を初習業と名く。入の言は最初の繫心を顯はさるが爲めなり。自身の足指等の處を假想して、下は能く錢量の白骨を見るに至る。勝解の力に由つて漸く廣く漸く増して、乃至、且さに全身の骨鎖を見る。謂はく、此の位に於て諸の瑜伽師は、假想思惟して、皮肉爛墜し、漸く骨をして淨からしむ。初めは量、錢の如きも、乃至、遍身皆白骨を成す。彼れ此の位に於て多想轉する有り。想轉するの言は所縁を捨てざるを顯はす。數數轉た餘の勝解の想を生ず。有餘師の説かく、「觀行未だ成ぜざれば、作意は但、想力に由るが故に轉す」。此の中に言ふ所の作意とは、總じて一切の心心所法を顯はす。皆想力の相續に由つて轉す。全身を見已つて復方便して、外の白骨を縁する不淨觀門に入る。謂はく、漸く勝解をして増さしめんが爲めの故に、外の骨鎖の己れの身邊に在るを觀す。漸く一床、一房、一支、一園、一邑、一田、一國に遍じ、乃至、地に漏す。海を以て邊と爲して、其の中間に於て骨鎖充滿す。勝解をして漸く復増さしめんが

【四七】 下は云云とは最小限度を表はせるなり。

く、貪増する者は入るに初門に依る。尋増する者は入るに息念に依る。^{四二}一病にして一薬能く除くに非ざるが如し。近治の門に就いて説けば、不淨觀は能く貪病を治して、餘を治するに非ず。息念の尋を治するも應に知るべし、亦爾り。然るに持息念は無差別の微細の境を緣するが故に、所緣が自相續に繋屬するが故に、不淨觀が多くの外境を緣するが如くには非ざるが故に、能く亂尋を止むるなり。

第二項 不淨觀

既に已に總じて、「貪と尋と増する者は修に入るに次の如くなり」と説きたり。前の二門に由つて此の中先づ應に^{四三}不淨觀を辯すべし。是くの如きの觀相は云何ぞ。頌に曰はく、

通じて四の貪を治するが爲めに、
且らく骨鎖を觀することを辯す。

廣く海に至つて復略するを、
初習業の位と名く。

足を除きて頭半に至るを、
名けて已熟修と爲す。

心を繋けて眉間に在るを、
起作意の位と名く。

論じて曰はく、不淨觀を修するは正しく貪を治せんが爲めなり。然るに貪の差別に略して四種有り。一には^{四三}顯色貪、二には^{四四}形色貪、三には^{四五}妙觸貪、四には^{四六}供奉貪なり。四貪を對治するは二の思擇に依る。一には内屍を觀じ、二には外屍を觀ず。利根は初めに依り、鈍根は初め後に依る。謂はく、利根の者は先づ内身に於て、皮を邊際と爲して足より上、頂より下を、周遍觀察して、心をして厭患せしむ。

若し鈍根者は根鈍なるに由るが故に、煩惱猛利にして摧伏す可きこと難し、外緣の力を藉りて方能く伏治す。故に先づ明了に外屍を觀察して、漸く自心の煩惱をして摧伏せしむ。謂はく、彼れ初め外屍を觀ぜんと欲するの時、先づ慈心を起して施身處に行く。外屍の相を觀じ、以て内身に況ぶ

【四二】一病云とは病も薬も皆一樣なるに非ずとなり。

【四三】不淨觀には十種あるも、ここにはその中骨鎖觀のみを詳しく述べて餘は極めて略なり。

【四四】顯色貪。紅白黃等の色合に食著すること。

【四五】形色貪。委形に食著すること。

【四六】妙觸貪。肌觸りに食著すること。

【四七】供奉貪とは立居振舞の表業を緣じて起る貪なり。

さざるは、諸樂は能く梵行に順すること有るが故なり。謂はく、世現見するに、樂ふて戒を學する者の、藥に於ける喜足は、梵行を障ふるが故に。或は佛は我と我所との事の欲を暫らく息め、永く除かんと欲するが爲めの故に、四聖種を説きたまふ。謂はく、我所の事の欲を暫らく息めんが爲めの故に、前の三聖種を説きたまふ。(これと)及び我との事の欲を永く滅除せんが爲めの故に、第四の聖種を説きたまふ。我所と我との執に立つるに、欲の名を以てす。謂はく、我所の執を暫時息めんが爲めの故に、世尊は前の三聖種を説く。即ち衣等に於ける所生の喜足と、及び彼の増上所引の聖道となり。(これと)及び我との事執を永く滅除せんが爲めの故に、世尊は第四の聖種を説く。即ち樂斷修と及び彼の増上所引の聖道とを、皆聖種と名く。此の門の意は、有身見をして暫らく息め永く除かしむるに、四聖種を説くことを顯はすなり。

第三節 五 停 心

第一項 總 說

是くの如く已に、將に見諦に趣かんとするものの所應の修行と、及び修行し已つて、速かに身器淨治することを成ずることを修せんが爲めに、既に是くの如きの聖道の資糧を集むることを説きたり。正しく修に入らんと欲すれば、何れの門に由つて入るや。頌に曰はく、

修に入る要に二門あり。

不淨觀と息念となり。

貪と尋と増上なる者、

次第の如く應に修すべし。

論じて曰はく、諸の有情の類の行の別は衆多なり。故に修に入る門も亦多種有り。然れども彼れの多分は二門に依つて入る。一には^{三九}不淨觀、二には^{四〇}持息念なり。故に唯此の二のみ名けて要門と曰ふ。諸の有情は皆二に由つて入ると爲すや。爾らず。次の如く、貪と尋と増する者なり。謂は

【三八】 以下三賢四善根の加行なり。五停心は三賢位の最下なり。五停心とは不淨觀、悲觀、因緣觀、界分別觀、數息觀の五なれども、こゝにてはその中最初と最後の二のみを上げて説けるなり。

【三九】 不淨觀(Asubha-bhāvanā)
【四〇】 持息念(Ānāpāna-smṛti)

此れに異ならば、能く涅槃を證すること無きが故なり。

何に緣つてか唯四にして、不増不減なるや。此れに齊ひとづて、聖の生ずる因を満足するが故なり。

謂はく、聖の生ずる因には略して二種有り。一には過を棄捨す。二には徳を攝持す。次の如く即ち是れ前の三と第四となり。是の故に唯四にして、不増不減なり。或は聞と思と修との所成の諸善は、皆是れ聖種なり。解脱の依なるが故に。然るに四種の愛の生ずるを對治せんが爲めに、是の故に世尊は略して四種を説くなり。契經に、「四種の愛の生ずる有り」と説くを以てなり。故に契經に言はく、「苾芻よ。諦あきらかに聽け。愛は衣服を因として、應に生ずべき時は生じ、應に住すべき時は住し、應に執すべき時は執す。是くの如く、愛は飲食と臥具と及び有と無有とを因として、皆是くの如く説く」と。此の四を治せんが爲めの故に、唯四聖種を説きたまへるなり。

「藥に於ける喜足は何ぞ聖種に非ざるや」。彼れに於ては「愛生ずること有り」と説かさるが故なり。愛の生ずるを治せんが爲めに聖種を建立す。經は唯、「四種の愛生ずること有り」と説く。是の故に藥に於ては聖種を立てざるなり。或は即ち攝して前の三の中に在るが故なり。謂はく、藥は衣服の中に在りて攝する有り、飲食の中に在りて攝する有り、臥具の中に在りて攝する有り。故に藥に於ける喜足は別に聖種と立てざるなり。或は若し中に於て憍等の過を引けば、彼れを對治するが故に聖種を建立す。藥に於ては憍等の過を引いて生ずること無し。故に聖種には藥に於ける喜足無きなり。或は一切人の皆受用する者は、彼れに於ける喜足を聖種と立つ可し。(藥は)彼の尊者sth縛矩羅等には非なり。會つて病有つて藥を受用すること無きが故なり。或は一切の時應に受用すべき者は、彼れに於ける喜足を聖種と立つ可し。一切の時に藥を受用する非ざるが故に。或は醫方論には亦、藥に於ける喜足有りと説くを見る。毘奈耶の中、方に有りと説くを見る。衣等の喜足聖種は唯内法に在りて有なるが故に。有るが言はく、藥に於ける喜足は有りと雖も、而も建立して聖種と爲

【三】 行の四依の中これを缺くが故にこの難あり。

【註】 縛矩羅 Pakula, Pakkula, Vakkula M. 124. Pa. Inula S. 中阿含薄拘羅經(大正一・四七五上)等に出づ健康にして一生涯八十年藥を用ひたることなしといふ人なり。

めず、設ひ已に多くを得るも、求むること歇めざる容し。喜足者を見るに、少しく所得有れば、尙更に求めず。況んや復多く得るをや。故に唯喜足を聖種と建立せるなり。或は苦行者の欲を遮止せんが爲めに、少欲を説いて以て聖種と爲さざるなり。彼の外道の心は勝欲有るに非ず。恒に劣欲有つて熏じて相續するが故なり。或は所得に隨つて歡喜心を生じて、更に欣求せざるを、名けて喜足と爲す。欲樂を樂ふを斷ずるは、此れを最勝と爲す。欲界の有情は多く欲樂を樂ふ。此の欲樂を樂ふことは、出家の心に違ず。離惑の中に於て、心をして闇鈍ならしめて、能く梵行と靜慮との現前するを障ふ。過。最も深しと爲す。喜足は能く治するが故に、唯喜足のみ聖種と建立せるなり。未得の多くの衣等の中に於て、希求三三を起すの時、心歡喜を生ずるに非ず。何に況んや少なるに於てをや。是の故に少欲は、能く、欲樂を樂ふを對治する中に於て、最勝に非ざるが故に、聖種と立てざるなり。

衣服等を緣じて生ずる所の喜足は、如何にしてか是れ無漏なりと説く可き耶。誰れか、是くの如き喜足は是れ無漏なり、と言へるや。若し爾らば、聖種は寧ろ皆無漏に通ぜんや。彼れの増上に由つて生ずる所の聖道は、彼れの引く所なるが故に、彼れに従つて名を爲す。故に、聖種は皆無漏に通ずと言へるなり。是の言を作さず、「衣服等を緣する所有の喜足は皆無漏に通ず」と。少欲の無漏は此れに准じて應に釋すべし。謂はく、彼れの増上所生の聖道は、彼れの引く所なるが故に、彼れに従つて名を爲すも、聖道生じて衣等の境を緣するには非ず。

世尊は何が故に四聖種を説くや。諸の弟子が、俗の生具と及び俗の事業とを捨して、佛に歸して出家するを以て、彼れの爲めに、佛の聖法と毘奈耶の中に於て、能く道を助くる生具と事業と有ることを顯示するなり。謂はく、生死の居家を厭離して、出家して脱を求むる有り。何れの生具有るも、隨つて所得の衣服等の中に於て、深く喜足を生ず。何れの事業を作すも、深く斷修を樂ふ。

【三三】 希求を起すとは適度に希求するの意にして過量に希求するに非ず、これ少欲なればなり。

【三四】 彼れとは喜足のこと、彼れ云云は若し爾らば云云の外難に對する答なり。喜足、少欲、聖種、何れも三界繫と無漏とに通ずることは前に述べたり。

【三五】 四聖種の中前の三は助道の生具なり後の一は助道の事業なり。

已に、喜足と少欲との別相を説きたり。二種の通相は所謂無貪なり。二は俱に能く貪を對治するを以ての故なり。所治の通相は所謂欲貪なり。「聖種は應に知るべし、能治の如く説く。謂はく、亦三界と無漏とに通ず。是れ無貪なり。無色の中、怨境無しと雖も而も亦無瞋善根有り得るが如し。故に、無色の中、衣等無しと雖も而も亦無貪善根は有り得るなり。彼れ身を食らざるが如く、亦資具を食らず。故に無色界には、^{二七}四聖種を具す。受欲の聖者は聖種の中に於て阿世耶有り。而れども加行無し。衆聖の種なるが故に名けて、^{三〇}聖種と爲す。聖衆は皆此の四より生ずるが故に、展轉承嗣、次第して絶えず。前は後の種と爲るは世の極成する所なり。衆聖法身は皆、衣に於て喜足を生ずる等の力より引起する所なり。是れ聖の族姓なれば、聖種の名を得。四の中、前の三の體は唯喜足なり。謂はく、衣服と飲食と臥具とに於て、所得の中に隨つて、皆喜足を生ずることなればなり。此の三の喜足は即ち三聖種なり。無貪善根には多くの品類有り。中に於て若し不喜足なる貪を治すれば、此れ乃ち名けて前の三聖種と爲す。第四の聖種は、謂はく、樂斷修なり。斷とは謂はく、離繫なり。修とは謂はく、聖道なり。^{三一}樂とは謂はく、彼れに於て情深く欣慕せるなり。斷と及び修とを樂ふを以て樂斷修と名く。即ち是れ滅と及び道とを欣慕するの義なり。或は樂斷之修を樂斷修と名く。即ち是れ滅の道を欣慕するの義なり。惑の滅を證せんが爲めに、道を修するを樂^{ねが}ふが故なり。此の能治の有るに由つて、貪有ること無きが故に、此れ亦無貪を以て性と爲す。豈、第四は亦能く瞋等を治すれば、則ち應に亦無瞋等を以て、性と爲さずや。此の義無きに非ず。然れども前の三を以て資糧と爲すが故に、前の三は唯是れ無貪の性なるが故に、此れも亦自ら能く貪を對治するが故に、顯に従つて偏へに説けるなり。

^{三二} 何に緣つてか、唯喜足を立て、聖種と爲して、少欲に非ざる耶。少欲者は衣等の物に於て、希求すること有る容きを以ての故なり。謂はく、意樂の性下劣なる者有り。未得の境に於て敢て多く求

【五】 四聖種とは、

一、衣照喜足聖種

二、飲食喜足聖種

三、臥具喜足聖種

四、樂斷修

【六】 聖種 *Ārya-vaṁśa* 俱舍論二十二・十二左、「能生衆聖故名聖種」とせり。

【三】 樂斷修の語原的意義を述ぶ。要するに煩惱を斷じて聖道を修することを樂ふなり。

【三二】 少欲を聖種と爲さざる理由を述ぶ。

此の二は何に由つて、成ず可きこと易きやとならば、衣等に於て喜足少欲なるに由る。喜足と言ふは不喜足無きなり。少欲とは大欲無きなり。諸有の多く資生の具を求むる者は、晝は惡朋侶に狎れ、夜は惡尋思を起す。此れに由つて、心をして定を得せしむ容きこと無し。

所無の二種の差別は云何ぞ。謂はく、已得の妙なる多き衣等に於て、此の倍キキク妙にして倍多きを得ざるを恨む。即ち此の中に於て倍勝るゝを等つことを顯はす。更に欣欲するが故に不喜足と名く。若し未得の妙なる多くの衣等に於ては、得んことを求むるが故に大欲と名く。諸の所有の物、足れば能く苦を治す。若し更に多く求むれば、便ち善品を越す。是れ此の中の義は、契經に言ふが如し、『所得有るに隨つて、身安樂なる者は、心をして定まると及び能く法を説くとに易からしむ。故に有るが苦を治する物を希求するは、是れ助道たり。過失と爲すに非ず』と。故に已に能く苦を治する縁を得るに於て、更に妙多を求むるを不喜足と名け、全く未だ得ざるに於て、量を過ぎて希求するを名けて大欲と爲す。是れは二の別相なり。喜足と少欲は能く此れを治するが故に此れと相違す。應に相の別なるを知るべし。謂はく、不喜足を治し、不喜足と相違す、是れ喜足の相なり。能く大欲を治し、大欲と相違す、是れ少欲の相なり。是れ已に能く苦を治する物を得るに於て更に希求せざるを名けて喜足と爲し、未だ能く苦を治する物を得ざるに於て、量を過ぎて求めざるを少欲の義と名く。

喜足と少欲との界繫は三に通ず。亦三を越へて無漏の攝なる者有り。謂はく、善界欲の善心と相應する喜足少欲は是れ欲界繫なり。二界と無漏とは此れに例して應に説くべし。所治の二種は唯欲界繫のみなり。何を以て、色無色界にも亦、能治の喜足と少欲と有ることを證知するや。現見するに、生じて欲界に従つて、色無色の等引より起るの時、所治の二種の現行遠ざかるが故に、能治の二種の現行増すこと有るを以ての故なり。

【三八】所無の二とは不喜足無きと大欲無きとの二なり。

解を引生ず。此の引く所の慧を聞所成と名く。若し加行の時、義を思する力に由つて引いて名の解を念じ、此れに由つて後に決定の慧を生ずるを思所成と名く。若し名を待たず、唯義を觀じ、内證の慧を起すを修所成と名く。此の中の二慧を所成と名くるは、是れ聞と思の力に因つて生ずる所の義なり。第三の修慧を所成と名くるは、是れ即ち修を以て自性と爲すの義なり。「命器は食寶の所成なり」と言ふが如し。

第二節 身器清淨

諸有の修に於て精勤して學ばんと欲する者は、如何にか身器を淨めて、修をして速かに成ぜしむるや。頌に曰はく、

身心の遠離を具すると、

謂はく、已得と未得とに、

治は相違す。界は三なり。

四聖種も亦爾り。

三は生具なり。後は業なり。

我所と我との事の欲を、

不足と大欲と無し。

多求するを所無と名く。

無漏なり。無貪の性なり。

前の三は唯喜足なり。

四の愛生ずるを治せんが爲なり。

暫く息め、永く除くが故なり。

論じて曰はく、身器の清淨なるは略して三因に由る。何等をか三因と謂ふ。一には身心の遠離、二には喜足少欲、三には四聖種に住するなり。謂はく、若し修をして速かに成ぜしめんと欲すれば、要す先づ精勤して身器を清淨にせよ。身器をして清淨を得せしめんと欲する者は、要す先づ身心の遠離を修習せよ。身の遠離とは謂はく、^七惡朋を遠ざくるなり。心の遠離とは謂はく、惡尋を離るゝなり。身心、惡なる朋と尋とを離るゝに由るが故に、身器清淨にして心、定を得ること易し。

【二六】この段は加行道の最初に位する身器清淨を明かにしたるものなり。

【二七】俱舍論二十二・十二右には「離相雜住」となす。

論じて曰はく、諸有の發心して將に見諦に趣かんとするものは、應に先づ清淨の尸羅に安住して、然る後に聞所成等を勤修すべし。故に世尊は、「尸羅ニに住するに依つて、二法中ニに於て能く勤めて修習す」と説く。謂はく、先づ清淨の戒に安住し已つて、復シ數諸の瑜伽師に親近し、瑜伽師の教授誠勗に隨つて精勤す。見諦に順ずる聞を攝受し、聞き已つて所聞の法義を勤求し、師、教誠所生の慧をして増せしむ。漸く勝れ、漸く明かにして乃至純熟なり。唯此れに於て喜足心を生ずるのみに非ず、復法義に於て自ら専ら思擇す。是くの如く是くの如く、決定せる慧生ず。自らの思を因と爲して決慧生じ已つて、能く勤めて諸の煩惱等の自相と共相との二の對治修を修習す。今此の中に於て略して義を攝すれば、謂はく、修行者戒に住して勤修し、聞所成の慧に依つて思所成の慧を起し、思所成の慧に依つて修所成の慧を起す。

此の三慧の相は差別云何。謂はく、次の如く、名と俱と義とを緣する境なり。理實には三慧は、成滿する時に於ては、一切皆唯義を緣じて境と爲す。爾の時は三慧の相の別を辯じ難し。故に今且らく加行位に約して、聞と思と修とが名と俱と義とを緣することを辯説せん。唯名境を緣じてのみ決定の慧生ずること有るに非ざるが故に、聞所成の慧は、但、名境を緣するのみに非ず。然れども師の説なる名・句・文の力に隨ふが故に、義の差別に於て決定の慧生ずること有るなり。此の慧を名けて聞所成慧と爲す。入方便に約して、但、名を緣すと説けるなり。聞慧成じ已つて、別義を知らんが爲に復精勤を加へ、自ら審かに思擇す。思擇をして謬失無からしめんと欲するが故に、復、師教の名・句・文の身を念ず。此れに由つて、後の時、義の差別に於て決定の慧を生ずるを、思所成と名く。此れは加行の時義を思する力に由つて引いて名を念するが故に、俱境を緣すと説けるなり。思慧成じ已つて等引現前す。名言を待たずして義の差別を證す。此の決定の慧を修所成と名く。故に毘婆沙は三慧の相を辯す。謂はく、若し慧有りて、加行の時に於て、名を緣する力に由つて義の

【四】尸羅 Sīla 戒なり。
【五】止と觀の二法。

豈^三、二に於て、譬喩等の師は之を縁じて亦欲せざる疑謗を生ぜずや。寧ぞ彼れを縁じて煩惱生ぜずと説かんにや。彼れを縁じて、無智の疑と見の、苦滅と及び苦滅道とを證するを障ふるものを生ずるには非ず。苦等を縁じて染汚の性を成するが如きものなり。阿羅漢の如し。道路等に於て亦無智疑謗の現行することあるも、豈、説いて染汚の煩惱と爲す可けんや。是の故に皆是れ不染汚の性なり。此れに由つて、彼れを縁する煩惱無しと説く。有るが説かく、「空と非擇滅とを謗するに非ず。但、其の名を謗するのみ。其の體を縁ぜず。此の二は唯善にして俗智の境界なり」と。苦等の諦に於て何ぞ亦然らざる。是の故に應に知るべし。前説は失無し。

第三章 加行論(三賢四善根)

第一節 緒言

^三 今應に思擇すべし。聖諦中に於て眞見を求むる者は、初に何の行を修するや。聖諦を見ることを求むるもの、初業地の中の、所習の行儀は極めて繁廣たり。遍解を欲する者は、當に衆聖所集の觀行諸論の中に於て求むべし。要を以つて之を言へば、初めて修行する者は、應に解脫に於て深意樂を具して、涅槃の徳を觀じ、生死の過に背くべし。先づ應に方便して善友に親近すべし。善友は能く衆行の本たるが故なり。聞を具ふる等の力は善友の名を得。能く物の機を品し、應の如く法を授くるが故に、善友に近づくを全梵行と名く。行者既に爲に能く正法を説く。善友攝持して應に何の行を修むべきや。頌に曰はく、

將に見諦の道に趣かんとすれば、

聞・思・修の所成を勤修すべし。

應に戒に住して、

謂はく、名と俱と義との境なり。

【三】二に於てとは空と非擇滅との滅と滅道とに於てとの意なり。譬喩師はこの二を立てざるもの如し、(非擇滅を許さざることは婆沙三十一にあり)。故に譬喩師は此の二の體と集とに於ては疑謗を欲す。

【三】以下三賢四善根の加行を説く、中初めに觀行の大體を明す。

理に依つて立て、世俗と爲す。體、異なるに由るに非ず。爾る所以は、名は是れ言依なり。世俗の情に隨つて、流布する性なるが故に。此くの如きの義に依つて應に是の言を作すべし。諸の是れ世俗なるは必ず是れ勝義なり。是れ勝義にして而して世俗に非ざる有り。謂はく、但、名を除いて餘の實有の義なり。即ち勝義に依つて是れ有なる義の中、少分の理に約して世俗諦と名づく。少しく別なる理に約して勝義諦と名づく。謂はく、簡別無き總相所取の一合相の理を世俗諦と名づく。若しは簡別有る別相所取の或は類、或は物を勝義諦と名く。一體なる有漏の事の中に於て、所取の果の義を名けて苦諦と爲し、所取の因の義を名けて集諦と爲すが如し。或は一體なる心心所法に、具さに六因と及び四縁との性有り。

是くの如きの理に由つて、大仙尊所説の諦中に於て、違害有ること無し、説くが如し。『一諦にして更に第二なし、唯一道ありて更に餘道なし』と。

此の四聖諦の總體は云何。一切の有爲と及び諸の擇滅となり。是れは煩惱と聖道との境なるを以つての故にと。染淨の因果の性差別するが故にとなり(又)。空と非擇滅とは自體有るが故に、正見の境なるが故に、亦是れ諦の攝なれども、然も煩惱と聖道との境に非ざるが故に、亦染淨の因果の性に非ざるが故に、亦欣厭の行する所の境に非ざるが故に、彼れを覺悟するも聖を成ずることを得るに非ざるが故に、此の中の聖諦の所攝に預からざるなり。何に緣つてか煩惱は彼れを緣じて生ぜざる。彼の二法は是れ無漏なるを以つての故に、有漏法と違害する能はざるが故なり。謂はく、愛は但有漏を緣じて境と爲す。無漏法を欣べば諸有に違するが故に、名けて愛と爲さざるなり。是れは善法の欲なり。若し境、極めて能く順すれば、貪愛を生ず。此の境は漏ねく是れ煩惱の所緣なり。愛の所緣なるに由つて便ち彼の滅と及び彼の滅道とに於て疑謗を欲せず。空と非擇滅とは此れと相違す。故に定んで煩惱の境界と爲らす。

【一】 大仙尊とは佛陀のこと。

【二】 本文「擇」に作る。他本に依り攝に改む。

【三】 彼れとは二法のこと即ち空と非擇滅となり。

【四】 滅と道とに於て疑謗を欲せずとは逆に言へばそのものの體と集とに於ては疑謗を欲するなり。

多と爲すと雖も、彼の覺無に非ず。猶し水等の如し。若し勝慧を以つて餘法を析除するに、彼の覺方に無なるものは亦世俗諦なり。水等は慧もて色等を析除せらるゝの時、復、中に於て水等の覺を生ずるに非ざるが故に。彼の物の未だ破析せざる時に於て、世想の名を以つて施設す。彼れは施設有なるが爲の故に、名づけて世俗と爲す。世俗の理に依つて、瓶等有りと説くは、是れは實にして虚に非ざれば世俗諦と名づく。如し世俗の理よりすれば説いて有と爲すが故なり。若し物、此れに異なれば勝義諦と名づく。謂はく、彼の物の覺が、彼れ破するも無ならざると、及び慧もて餘を析くも、彼の覺仍ち有なるを勝義諦と名く。猶し色等の如し。色等の物の如きは、碎きて細分と爲し漸漸に破析して乃ち極微に至るも、或は勝慧を以つて味等を析除するも、彼の色等の覺は本の如く恒存す。受等も亦然なり。但に色法のみには非ず。(受等は)細分無きが故に彼れを碎きて以つて細分と爲し、乃ち極微に至る可からず。然れども慧を以つて析きて刹那に至る可し。或は餘の想等の法を析除す可し。(然るにその時)彼の受等の覺は本の如く恒存す。此れは眞實に有なるが故に勝義と名く。一切の時に體、恒有なるを以つての故に。勝義の理に依つて色等有りと説くは是れは實にして虚に非ざれば、勝義諦と名く。如し勝義の理よりすれば説いて有と爲すが故なり。此れに由りて四聖諦は皆勝義諦の攝なり。細分別する時、覺は捨せざるが故に。

諸の世俗諦は勝義の理に依る。世俗の自體は有と爲すや。無と爲すや。若し是れ、有なりと言はゞ、應に諦は唯一なるべし。若し是れ、無なりと言はゞ、諦は應に二無かるべし。此れは應に決定して判じて言ふべし、「是れ有なり」と。彼の尊者世友説いて言ふを以つてなり、「無倒にして義を顯はすの名、是れ世俗諦なり。此の名所顯の義、是れ勝義諦なり」と。名は是れ實物なること。先に已に辯ずるが如し。豈、已に「諦は應に唯一なるべし」と言ふに不ずや。理實に應に爾るべし。勝義の空を諦と名く可きに非ざるが故なり。何が故に二諦を立つる耶。即ち勝義中、少しく別なる

【六】水等とは假の水大等に於て、之等は色香味觸より成れるものなり従つて今勝慧を以つて水大の中より色の概念を除く時は隨つて水大の概念も無に歸するとなり。

【七】唯一なるべしとは勝義諦と世俗諦と同じものとならんとの意二無かるべしとは勝義諦のみとならんとの意。

苦なり。住する時も苦なり。壞する時は樂なり」と言へるを以つてなり。苦受に順ずる諸行は苦受の如し。應に知るべし。此れを除いて所餘の有漏の行法は、行苦と合するに由るが故に、名づけて苦と爲す。因縁の所造は皆是れ非常なり。有漏は非常なれば、是れ苦に非ざるもの無し。故に有漏の法は皆是れ苦の性なり。

豈、一切の有漏の行法は、此れに據つて皆是れ行苦の性なる容きに不ずや。應に但、非苦樂受と及び彼の資糧とのみを説いて、行苦の性と爲すべからず。此の理有りと雖も、然も此の中に於て、不共に依るが故に是くの如きの説を爲す。

此の三苦の性は其の體是れ何ぞ。應に定んで判じて言ふべし、「三受を體と爲す」と。三受到由るが故に、三受到順ずる法は、應の如く亦三苦の性の名を得るなり。道は無漏なるが故に苦性の攝に非ず。

第三節 二諦觀

上に辯ずる所の如き四聖諦の中、幾くか是れ世俗にして、幾くか是れ勝義なるや。是くの如き二諦は其の相云何ぞ。頌に曰はく、

彼の覺、破すれば、便ち無し。

慧もて餘を析くも亦爾り。

瓶水の如くなるは世俗なり。

此れに異なるを勝義と名く。

論じて曰はく、諸の和合物は其の所應に隨つて、總じて二種の性類の差別有り。一には物を以つて破して細分と爲す可し。二には慧を以つて、餘法を析除す可し。謂はく、且らく、色に於ける諸の和合の聚は破して細分と爲せば、彼の覺便ち無きを、世俗諦と名づく。猶し瓶等の如し。瓶等を破して瓦等と爲すの時、復、中に於て瓶等の覺を生ず可きに非ず。(次に又)和合の聚有り、破して

【四】此れとは行苦性なり。

【五】世俗諦 *Samyaktvāyā*,
勝義諦 *Paramārtha-satyā*,

先に誦する所の文を縦に心に誦するが如し。故に聖諦の名を列するは、現觀の次第に隨ふなり。現等覺の故に、現觀の名を立つ。正覺の所緣なるが故に唯無漏なり。此の覺は眞淨なるが故に正の名を得。

此の聖諦の名は何なる義に目くと爲すや。聖者の諦なるた故に聖諦の名を得。謂はく、唯聖者のみ、此の四諦に於て、能く聖行・聖智を以て實觀す。異生は然らざるが故に聖諦と名く。

第二節 特に苦諦に就いて

唯受の一分のみ是れ苦の自體なり。所餘は並びに非らず。如何が、諸の有漏の行は皆是れ苦諦なりと言ふ可きや。頌に曰はく、

苦は三苦と合するに由る。

所應の如く一切の、

可意と非可意と、

餘との有漏の行の法なり。

論じて曰はく、三苦の性あり。一には苦苦性、二には行苦性、三には壞苦性なり。諸の有漏の行は、その所應の如く、此の三種の苦性と合するが故に、皆是れ苦諦なり。亦失有ること無し。所以は何ぞや。諸の有漏の行は三有り。可意と非可意と餘となり。可意とは何ぞや。謂はく、諸の樂受と及び彼の資具となり。餘の二類も然り。此の中、可意の有漏の行法は、壞苦と合するに由るが故に、名づけて苦と爲す。未だ染を離れざる者は、彼れの壞する時に於て、必らず定んだ應に憂愁等を生ずべきが故に。薄伽梵、契經中に、『諸の樂受は生ずる時は樂なり。住する時も樂なり。壞する時は苦なり』と言へるを以つてなり。樂受に順する諸行は樂受の如し。應に知るべし。諸の非可意の有漏の行法は、苦苦に合するに由るが故に、名づけて苦と爲す。苦受の自體と及び苦に順する法と、現前すれば、必らず能く身心を惱ますが故なり。薄伽梵、契經中に、『諸の苦受は生ずる時も

【六】 先に誦するとは加行位のこと。
縦に心に誦するは現觀位のことなり。

【七】 現等覺とは現前に平等に覺するなり。

【八】 現觀 *Abhis mayya*。

【九】 苦諦 *Arya satya*, *Arya sacca*。

【一〇】 唯受の一分とは樂・苦・不苦不樂の三受の中にて苦受のみ苦の自體なり。

【一】 苦苦性 *Dukkha-dukkha*、*Khala*。諸の有漏法の非可意なるは苦なるが故に苦なり。
行苦性 *Samskara-dukkha*。非可意非非可意なるは無常の故に苦なり。
壞苦性 *Vijavajana-dukkha*。可意なるは壞滅するが故に苦なり。
【二】 契經とは法樂比丘尼經(中五十八大正一、七八九下)。

【三】 契經とは前に同じ。

此の所見の聖諦は其の相云何ぞ。頌に曰はく、

諦に四あり、名は已に説く。

謂はく、苦・集・滅・道なり。

彼れの自體も亦然り。

次第は現觀に隨ふ。

論じて曰はく、佛は經中に於て諦に四有りと説きたまへり。一には苦、二には集、三には滅、四には道なり。此の論の中に於ても亦先に已に説く。謂はく、有爲法なり。諸の聖道を除く、果性と爲る邊を皆苦諦と名く。因性と爲る邊を皆集諦と名く。物は異り無しと雖も、數は分る。失無し。彼の現觀を建立する位の中、諸の忍智等の行相別なるに依るが故に、四正斷出離尋等の如し。擧滅無爲を名けて滅諦と爲し、學と無學との法を皆道諦と名く。

因前果後は理數、必らず然り。此れに由れば、定んで、應に諦名を列する處に、苦は集の後に居し、道は滅の前に在るべし。何が故に此の中、果前因後なるや。現觀の位に隨つて次第して説く。謂はく、行者に隨ふ。現觀の位の中に前に觀するを前に説き、後に觀するを後に説く。然るに或は法あり。説の次は生に隨ふ。念住等の如し。或は復法有り。説の次は便に隨ふ。正勝等の如し。

何に緣つてか現觀の次第は必らず然るや。加行位中、是くの如く觀するが故なり。何に緣つてか加行は必らず是くの如く觀するや。謂はく、若し法有り、最も逼惱を爲せば、加行を修する位に、理として、應に先に觀すべし。次に彼の因を求め、次に彼の脱を求め、後に應に彼の解脱方便を求めべし。譬へば、良醫の先に病者患ふ所の病狀を觀じ、次にその因を尋ね、次に病の愈ゆるを思ひ、後に良藥を求むるが如し。故に 契經に言はく、『夫れ醫王とは、謂はく、四徳を具して能く毒箭を抜く。一には善く病狀を知り、二には善く病因を知り、三には善く病愈を知り、四には善く良藥を知る。如來も亦爾り。大醫王と爲つて、如實に苦・集・滅・道を「了知す」と。故に加行の位には、此の次(第)に依つて觀す。現觀位中の觀の次も亦爾り。加行力に由つて、引發する所なるが故なり。

【二】この節は四諦に就いての總論なり。

【三】正勝とは四正斷のことなり、即ち

一已生の惡を斷ず。

二未生の惡を生ぜざらしむ。

三未生の善を生ぜしむ。

四已生の善を増長せしむ。

【四】契經とは雜十五、(大正二、一〇五上中)。

【五】本文了如に作る。俱舍廿二、二左に依り了知と改む。

卷の第二十九

〔辯賢聖品第七の一〕

本論第六賢聖品

第一章 道の體性

已に煩惱の諸の品類無量有りと雖も、總じて立てて三界五部と爲す。諸煩惱の斷も所繫の事に隨つて亦無量なりと雖も、勝位に就いて九種の遍知を立つることを辯じたり。然るに斷は必らず道力に由るが故に得ず。此れの由る所の道は其の相云何。頌に曰はく、

已に煩惱の斷は、

見諦と修とに由るが故なりと説きたり。

見道は唯無漏なり。

修道は二種に通ず。

論じて曰はく、世尊は唯二煩惱有りと説けり。見修所斷差別有るが故に。然るに諸論中二を開いて五と爲す。即ち五所斷なり。前に已に説くが如し。今略に就いて攝するに唯二なり。經の如し。彼れを斷するは但見と修との道に由るが故なり。見道とは、謂はく、四聖諦の理を見るなり。修道とは、謂はく、九品の差別を修するなり。見は唯無漏なり。修は二に種に通ず。故に頌に説かず。

第二章 聖諦論

【一】この一段は斷惑の道なる見道と修道とに就いて有漏と無漏とを明にする段なり。

依つて見諦に入れば、欲界の斷に於て、無漏の離繫得を得ざるが故に、欲界の見斷の法の斷の三種の遍知を得ず。先に得ずして、今捨すと云ふ可きに非ず。六を捨すと云ふは、謂はく、未離欲の所有の聖者が、^{三一}不還を得する時なり。「得することも亦然り」とは、謂はく、一を得し、二を得し、六を得すること有り。一を得すと云ふは、謂はく、勝進位の集類忍等の九種の位の中と、及び^{三三}無學より色纏を起して退するるときとなり。二を得すと云ふは、謂はく、無學より無色界の諸纏を起して退する時なり。^{三四}六を得すと云ふは、謂はく、不還を退する時なり。五を得すること無きは、理、容るゝこと無きが故なり。謂はく、先に欲を離れて未至定に依つて見諦に入れる者は、道類忍の時、五の遍知を捨して不還果を得。此の果若し退すれば五の遍知を得べきも、^{三五}此の退既に無きが故に、五を得すべきこと無し。豈、勝進して聖果を得る時、諸の無爲に於て、更に勝得を起すを、乍ち得と名づく可からずや。寧ぞ遍知を捨せん。斷に約すれば實に然り。恒に成就するが故に。但、^{三六}今、且らく、九遍知の中、若し異名を得て、本名便ち失ふに據つて、説いて名づけて捨と爲す。亦過有ること無し。遍知を建立するは斷と別なるが故に。

結盡遍知を捨す。

- 【二六】二を捨すと、はじめのものは色愛盡遍知と五順下分結盡遍知とを捨す、次のものも同じ次の根本に依つて云云のものは俱舍に無し。このものは色無色界見苦集斷遍知と色無色界見滅斷遍知とを捨するなり。根本定に依るが故に欲の斷に於て無漏の離繫得を得ず、從つて前三の遍知を得する事なければ之を捨する事もなきなり。
- 【二七】五を捨すと、見斷の遍知の六種の中色無色界見道斷遍知を除くなり。
- 【二八】六を捨すと、見惑の斷なる六遍知なり。未離欲とは次第證のもの。
- 【二九】不還を得する時とは見道を越へて修道に入り欲界修惑の第九品を斷する時なり。
- 【三〇】無學より云云に五順下分結盡遍知を得するなり。
- 【三一】無學より云云は色愛盡遍知と五順下分結盡遍知を得るなり。
- 【三二】六を得すと、見惑の斷なる六遍知なり。
- 【三三】此の退云云とは異生の位に全離欲せるものゝ所得の果は有漏無漏二道の所成にして堅牢なれば退なし。

何^{二二四}が故に不還と阿羅漢との果には、諸の斷を總集して、一の遍知を立つるや。頌に曰はく、
越界と得果との故に、

二處に遍知を集む。

論じて曰はく、二縁を具するが故に所得の斷に於て、總集し建立して、一の遍知と爲す。一つには越界、二つには得果なり。言ふ所の集とは是れ合一の義なり。若し無色に於ては、分に染を離るるが故に預流果を得^{二二五}。全く染を離るゝが故に阿羅漢を得。若し欲界に於ては、分に染を離るゝが故に一來果を得。全く染を離るゝが故に不還果を得。若し色界に於ては、分に離るゝも全く離るるも俱に果を得ず。唯二處に於てのみ二縁を具足す。謂はく、得果の時亦ち越界するが故に。阿羅漢と及び不還との果は所得の斷を集めて一の遍知を立つ。爾の時、總じて一味の得を起すが故なり。餘の二果の時は、得は一味なりと雖も而も界を越へず。色愛盡の時は、是れ界を越ゆると雖も、一味の得無きが故に、彼の位に於て遍知を集めず。要らず二縁を具するに、方に總集するが故に。

第十節 遍知の得捨

幾種^{二二六}の遍知を誰れか捨し、誰れか得するや。頌に曰はく、

一と二と五と六を捨す。

得することも亦然り。五を除く。

論じて曰はく、一を捨すと言ふは、謂はく、無學^{二二七}と及び色愛盡と全離欲とより退するものなり。

二を捨すと言ふは、謂はく、諸の不還の色愛盡より欲の纏を起して退すると、及び彼れの阿羅漢を獲得する時と、諸の先に欲を離れて、根本定に依つて見諦に入れる者の道類忍の時となり。^{二二八} 五を捨すと言ふは、經主釋して言はく、謂はく、先に欲を離れたるものゝ道類智の位なり」と。此れ

は俱應に「道類忍の時なり」と説くべし。道類智の時、彼れ已に捨するが故に。夫れ、得捨を言ふは、將^{二二九}に據つて説くが故に。又應に簡んで「未至定に依つて見諦に入れる者」と言ふべし。若し根に本

四種ありとなり。
一、全く離欲云云は次第證のもの。
二、先に欲を云云は超越證のもの。

三、色受を斷盡せるものが色界の惑を起して退する時。

四、無學果より色界の惑を起して退する時。

【二〇】亦一とは五順下分結盡遍知なり。

【二一】色愛を云云、之は次第證のものなり。

【二二】先に色を云云之は超越證のものなり。

【二三】正決定 *Sattvaktva-ti* 'ti' とは正性離生とも言ひ入見道の位なり。

【二四】何が故に云云とは不還果にあつては三界見惑の擇滅と欲界修惑の擇滅とを總集して一の五順下分結盡遍知を立て又阿羅漢果にあつては三界の見惑の擇滅と欲界修惑の擇滅と色無色界の修惑の擇滅とを總集して一切結永盡遍知を立てるかとなり。

【二五】全く染を離るとは即ち越界なり。

【二六】この節は行者が遍知を得し又は捨する事を述ぶ。

【二七】無學云云とは無學より退する時には一切結永盡遍知を捨す。次のものは色愛盡遍知を捨し次のものは五順下分

修は六と一と二とを成じ、

無學は唯一を成す。

論じて曰はく、異生の位の中、能く染を離るゝこと乃至八地なりと雖も、遍知を成ぜず。聖位の中に於て、未至定に依つて見諦に入れる者は、初より乃至集法忍の位までは亦遍知無し。集法智、集類忍の位に至つて、唯一を成就す。集類智、滅法忍の位に至つて、便ち二を成就す。滅法智、滅類忍の位に至つて、便ち三を成就す。滅類智、道法忍の位に至つて、便ち四を成就す。道法智、道類忍の位に至つて、便ち五を成就す。根本定に依つて見諦に入れる者は、集類忍に至るも、亦遍知無し。後の位は應に隨つて、理の如く思擇せよ。修道の位に住して、未だ欲を離れざる者は、道類智を初と爲して乃至未だ全くは欲界の染を離るゝを得ざると、及び離欲退とは皆、六を成就す。全く離欲するに至れば、離欲の第九解脱道を以つて初と爲して乃至色界を離るゝ最後の無間道までと、先に欲を離れたる者は、道類智より乃至未だ色盡の道起さざる前とは、唯一の遍知を成す。謂はく、順下分盡なり。色愛盡と及び無學の位とより、色纏を起して退するときも、亦一なること前の如し。色愛を有する者は、色愛の永盡より、先に色を離れたる者は、色盡の道起してより、未だ全くは無色の愛を離れざる前に至るまでは、下分盡と色愛盡との二を成す。無學より退して無色の纏を起すは、二の遍知を成す。名は前に説くが如し。無學の位に住しては唯一のみ成就す。謂はく、一切結永盡遍知なり。若し根本に依つて正決定に入れば、道類智の時、彼の所有の斷も亦順下分斷遍知の名を得るとなれば、寧ぞ、根本の果は唯五遍知のみ有りと許さんや。唯色無色界の見斷法の斷のみ彼の遍知の名を得るが故に、失有ること無し。何に緣つてか唯此れのみ亦彼の名を得るや。漸次に不還果を得る者、此の斷の上に於て彼の名を立つるを以つての故なり。又先の俗道所斷の下分を、今の聖道力は永く生ぜざらしむるが故に、彼の所得の斷を假りに説いて此れの果と爲すも、今實に欲の斷遍知を得ず。

盡遍知とを得するなり。

【一八】 Ubhaya-samiroga-rāsaṁ
dhyogaṁ 五緣説を主張するは
對法論師なり。離俱繫とは例

へば欲界苦諦下の煩惱を斷ず
るも未だ集諦下の他部の遍行
の惑の繫縛するものあるが故
に苦諦下の惑が攝滅を得して
もそれを遍知とは言はず、俱
繫とは自部の繫と他部の繫と
なり。

【二五】この節は行者と遍知を
獲得する關係とを明にしたる
もの。

【二六】唯一とは欲界見苦集斷
遍知なり。

二とは更に色無色界見苦集斷
遍知を加ふ。

三とは更に欲界見滅斷遍知を
加ふ。

四とは更に色無色界見滅斷遍
知を加ふ。

五とは更に欲界見道斷遍知を
加ふ。

【二七】修道云云とは第十六心
の道類智より修道に入るが故
にこの位より欲界九品の修惑
を離れざる位、即ち欲界の第
九品の惑を斷ずる無間道まで
と一旦之を斷じ乍らも再び退
したるものと斷じたり。

【二八】六とは以上の五遍知に
色無色界見道斷遍知を加ふ。

【二九】全く離欲云云、以下一
の順下分盡遍知を得るものに

知を立つ可し。何をか縁を具すると謂ふ。頌に曰はく、

無漏の斷の得を得ると、及び、第一有を缺くと、

雙因を減ずると、界を越ゆるとの、故に、九遍知を立つ。

論じて曰はく、見斷の法の斷に三縁を具するが故に、便ち遍知を立つ。修斷の法の斷に四縁を具するが故に、方に遍知を立つ。見斷の法の斷に三縁を具するとは、謂はく、無漏の離繫得を得るが故にと、有頂を缺くが故にと、雙因を減ずるが故にとなり。此の中異生は、復亦八地の染を離るること有つて雙因を減すと名づくとも雖も、而も斷は遍知に非ず、餘の二縁を闕くが故なり。見聖諦の^{一〇}第二と三の刹那の諸の斷は、無漏の離繫得有りと雖も、餘の二縁を闕きて、未だ遍知を立てず。^{一一}第四と五の刹那は亦有頂を缺くと雖も、雙因未だ減せざれば、遍知を立てず。見集斷の因未だ減せざる有るが故なり。集法智の位は欲の二部斷じて三縁を具するが故に、遍知の名を得。^{一二}後の五刹那の法と類との智の位の斷は、三縁を具するが故に、皆遍知の名を得。修斷の法の斷は四縁を具すとは、三縁は上の如し。^{一三}越界は第四なり。謂はく、諸の界中、聖未だ地を越へざれば、彼の所得の斷は唯二縁を具す。若し已に地を越ゆるも、未だ界を越へざれば、彼の所得の斷は猶一縁を闕く。若し界を越ゆるの時は、四縁方に具す。應に隨つて彼の斷は遍知の名を得。有るに^{一四}五縁と説く。離繫を加ふるなり。義は前に異なるが故に。雙因の減を説けば俱繫の離は成ず。故に此に離を説かず。

第九節 機根と遍知の成就

誰れは^{一五}幾くの遍知を成就するや。頌に曰はく、
見諦の位に住するものは、無と、
或は一より五に至るを成ずるとなり。

契經とは S. 22, 23, S. 22, 106, S. 244 等に出づ。
【一〇六】彼れとは下八地を除く
第九地有頂地のことなり。

【一〇七】有頂を缺くとは有頂地の五部の煩惱を斷ずる事なり。
【一〇八】雙因を減ずるとは自部の同類因と他部の遍行因とを減すること。

【一〇九】八地とは三界九地の中有頂を除ける下八地なり。

【一一〇】第二の刹那とは苦法智の生ずる刹那にして第三の刹那とは苦類智忍の生ずる刹那なり。

【一二】第四の刹那とは苦類智の、第五の刹那とは集法智忍の生ずる刹那なり。

【一三】後の五刹那とは滅類智以後なり。

【一四】越界とは欲界の九品の惑を全部斷じて欲界を越へるか、第四定の九品の惑を全部斷じて色界を越えるか、有頂地の九品の惑を斷じて無色界を越えるかの何れかなり。その何れかを越える事によつて次第の如く五順下分結遍知と、色受盡遍地と、一切結永

は二なり。謂はく、類智の力は、色無色の修所斷を斷するが故に。法と類との品の與めに果と爲る別とは、法智品の果は六なり。謂はく、即ち是れ、前の法智法忍所得の六果なり。類智品の果は五なり。謂はく、即ち是れ、前の類智類忍所得の五果なり。品の言は通じて智と及び忍とを攝するが故に。法品の六の中、四は不共果なり。三は法忍に屬し、一は法智に屬す。二は是れ共果なり。謂はく、最後の二は雙びに法と類との二種の智に屬するが故に。類品の五の中、三は不共果なり。皆類忍に屬す。二は是れ共果なり。謂はく、最後の二なり。義は前に釋するが如し。

第八節 遍知の建立

何に緣つてか、一一の道所得の斷を、各々立て、一の遍知と爲さざるや。永斷の時を以つて、遍知を説くが故なり。契經に説くが如し、『吾れ今汝の爲に遍知を宣説せん。乃至廣説。此の中等等をか名づけて遍知と爲すや。謂はく、貪の永斷、瞋の永斷、癡の永斷なり。乃至廣説』と。永斷の言を説くは、所得の斷を顯はす。都て隨縛無きを方に遍知と名づく。云何が名づけて有隨縛斷と爲すや。云何んが名づけて無隨縛斷と爲すや。斷に三種或は四種の縁を具すれば、無隨縛と名づく。具せざれば有と名づく。謂はく、或は斷有り、離繫得を得すと雖も、而も餘の得を闕くが故に。還つて永く捨す容し。或は復斷有り、餘の得生ずと雖も、未だ堅牢なる生死の首を缺かず。八地の染、數會つて離ると雖も、未だ彼れを缺くこと能はざるを以つての故に、還つて惡趣越に墮つ。或は復斷有り。亦彼れを缺くと雖も、而も餘の煩惱の繫縛未だ除かず。永斷の義に於て未だ圓滿を得ず。或は復斷有り、餘縛も亦除く、而れども猶未だ所屬の界を越ゆる能はず。同類の惑未だ斷じて無餘ならざるを以つて、永斷の義に於て亦未だ圓滿せず。是くの如きの諸斷を有隨縛と名づく。是の故に彼れに於ては、遍知を立てず。唯九位の中の三と四との縁の具はる斷のみ、無隨縛にして遍

- 斷對治には非ず。唯色無色の惑を斷するものなり。故に欲界の見惑の擇滅の三つの遍知と欲界修惑の擇滅の一遍知とは根本定の果に非ず、餘の五を果となすなり。
- 【九七】 妙音の説では根本地の果に八遍知あり。四根本定は欲界の見惑の斷對治になると言ふなり。而るに修惑の斷對治にはならぬ故に、五顧下分結盡遍知を除く、修惑の斷對治は未至定に限るなり。
- 【九七】 無色の邊地とは空處の近分地のこと。
- 【九八】 俗道とは有漏道のことなり。
- 【九九】 三有頂、有頂に同じ。
- 【一〇〇】 共果とは此處にては聖道俗道何れにも通ずる果のこと。不共果とはその何れか一方のみのこと。
- 【一〇一】 法智とは欲界の修惑を斷ずる無漏道のことなり。
- 【一〇二】 類智とは上二界の修惑を斷ずる無漏道のことなり。
- 【一〇三】 法智品とは法智と法智忍とを總括したるものなり。
- 【一〇四】 類智品とは類智と類智忍とを總括したるものなり。
- 【一〇五】 この一段は何が故に遍知を唯九のみに限るかを明にするは有漏法の數文有りは擇滅の數は有漏法の數文有り立つるが故にこの問あり。

此れに由つて、己に、見と修との道の果を辯じたり。靜慮地の與めに果と爲る別とは、未至靜慮の果に、具さに九あり。謂はく、此れを依と爲して、一切を斷するが故に。根本靜慮の果に、五或は八有り。言ふ所の五とは、毘婆沙師の説かく、「根本靜慮は欲の斷治に非ざるが故に」と。言ふ所の八とは、尊者妙音の説かく、「^{九六}根本靜慮も亦欲の斷治なるが故に。色無色の見道斷の遍知を除く。道類智の時、總じて遍知を集むるが故に」と。中間靜慮は根本に説くが如し。

「豈、根本靜慮に依止して、見諦に入るの時、亦未來の未至地に依れる欲の斷治の道を修するに不^{九七}ずや。斷治を得るが故に、亦彼の欲の見斷法の斷の無漏の離繫得を證す應し。寧ぞ根本は唯五果のみ得すと説かんや」と。此の實は然らず。爾の時に修する所の未至地に依れる斷對治は、唯色無色の斷對治のみなるが故に。根本地の道は既に、欲の斷對治を爲すこと能はず。彼の現起の位、如何ぞ能く欲の斷對治の道を修せん。彼に由つて修する所の未至の斷治は、唯上界のみ治するが故に、果は唯、五なり。

無色地の與めに果と爲る別とは、^{九七}無色の邊地の果は唯一のみ有り。謂はく、空處の近分地の道に依つて、色愛盡遍知の果を得るが故なり。聖の、俗道に依つて、諸の染を離るゝ位に得る所の斷の果も亦遍知と名づく。無漏の離繫得を得るの以つての故に。前の三根本の果も亦唯一なり。謂はく無色の前の三根本に依つて、一切盡遍知の果を得るが故なり。此れに由つて己に、靜慮と無色との總じて遍知の果を得る多少の別を辯じたり。俗と聖との道の與めに、果と爲る別とは、^{九八}俗道の果は二なり。謂はく、俗道の力は唯能く順下分盡と及び色愛盡との遍知の果のみを獲得するが故なり。聖道の果は九なり。謂はく、聖道の力は乃至能く^{九九}三有頂を越ゆるが故なり。應に知るべし。九の中、二は是れ、共果にして、七は不共果なり。唯聖の果なるが故に。法と類との智、與めに果と爲る別とは、法智の果は三なり。謂はく、^{一〇〇}法智の力は、能く三界の修所斷を斷するが故に。類智の果

れにも非ず。見修に涉つて唯九遍知を立て、これより多にも非ず少にも非ざるなり。

【九八】九種の遍知とは

欲界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
五願下分結盡遍知
一切結永盡遍知

欲界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
五願下分結盡遍知
一切結永盡遍知

欲界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
五願下分結盡遍知
一切結永盡遍知

欲界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
五願下分結盡遍知
一切結永盡遍知

欲界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
五願下分結盡遍知
一切結永盡遍知

欲界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
五願下分結盡遍知
一切結永盡遍知

欲界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
五願下分結盡遍知
一切結永盡遍知

欲界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
五願下分結盡遍知
一切結永盡遍知

欲界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
五願下分結盡遍知
一切結永盡遍知

欲界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
五願下分結盡遍知
一切結永盡遍知

欲界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
五願下分結盡遍知
一切結永盡遍知

欲界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
五願下分結盡遍知
一切結永盡遍知

欲界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
色無色界見道斷遍知
五願下分結盡遍知
一切結永盡遍知

論じて曰はく、諸の斷に總じて九種の遍知を立つ。唯九のみ立つる縁は、後に當に辯するが如し。何等をか名づけて九種の遍知と言ふや。且らく三界繫の見諦所斷の煩惱等の斷に六遍知を立つ。謂はく、欲界繫の初の二部の斷に、一の遍知を立つ。次の二に各一、上界も亦然なり。故に合して六と成る。

餘の三界繫の修道所斷の煩惱等の斷に、三の遍知を立つ。謂はく、欲界繫の修道所斷の煩惱等の斷に、一の遍知を立つ。應に知るべし。即ち是れ、五順下分結盡遍知なり。前に並びて立つるが故なり。色界所繫の修道所斷の煩惱等の斷に、一の遍知を立つ。應に知るべし。此れは即ち是れ、色愛盡遍知なり。無色界繫の修道所斷の煩惱等の斷に、一の遍知を立つ。即ち一切結永盡遍知なり。此れも亦、前を併せて、合して一と立つるが故なり。

第七節 六 對 果

是くの如く立つる所の九種の遍知は、中に於て、幾何の道の果なるかを辯すべし。頌に曰はく、中に於て忍の果に六有り。

未至の果は一切なり。

無色の邊の果は、一なり。

俗の果は二なり、聖は九なり。

法智品の果は、六なり。

論じて曰はく、此の九の中に於て、且らく、應に、先づ忍と智との道の與めに果と爲る差別を辯すべし。忍の果に六有り。謂はく、三界繫の見斷法の斷の六種の遍知なり。智の果に三有り。謂はく、順下分と色愛と一切結との盡遍知なり。此の三遍知は、是れ、修道の果なるに由るが故なり。

【〇】 無漏の對治道生ずる時即ち阿羅漢果を得る故に阿羅漢果を得る時の一得なり。

【八一】 以上光記に引用せられたり。

【八二】 見道位に於て一旦得たる所の法智を阿羅漢果に到つて再び得るが故に離繫に重得ありとなり。

【八三】 註二五、二九、三十を指す。

【八四】 難に對する答へなるが如し、即ち欲界九品の惑の第六品と第九品とに對しては先きに無漏の離繫得を得してゐないから阿羅漢を證得しても之等に對して無漏の離繫得を得する事はないとなり。

【八五】 【註七一】にあたる。

【八六】 遍知 Parijñāna とは之に二種あり。無漏智は四諦の境を通なく知るが故に遍知と言はる。之は智遍知なり。斷遍知とは其の體擇滅なり。擇滅は斷に依つて顯はるゝが故に擇滅の事を斷と言ふ。

【八七】 忍 Isandi とは智の準備行爲にして大體に於て眞理の姿を認めてはゐるが未だ決斷に至らざるもの。

【八八】 見惑修惑合して九十八品あり、この九十八品の煩惱の一一の斷に各々の遍知を立つるか或は總じて唯一つの遍知のみ立つるかと言ふに何

六と九の離繫に無漏の得なし。永く得せずと爲すや。暫く得せざる耶。決定して言ふ應し。彼れ永く得せずと。豈、阿羅漢を證得するの時、必らず先の時の見修所斷の一切の離繫の諸の無漏の得を得るに不すや。若し彼れの先の時の所斷の離繫に、無漏の得有つて、今の時捨すれば、彼れに於て、今無漏の得を得ず應し。若し先きに無くんば、今の時亦無けん。離繫を得するの時は、唯自らの治起ると、及び劣道を捨して、勝を得るの時との故に。諸有の、先きに根本靜慮に依つて見諦に入れる者、無學を得るの時、寧ぞ欲漏より、心、解脱することを得んや。未至に依つて見諦に入れる者、及び次第者に就いて説くが故に、失無し。

第六節 九遍知

即ち諸の離繫は彼々の位の中に、遍知の名を得。勝に隨つて立つるが故に。遍知に二有り。一つには智遍知。二つには斷遍知なり。智遍知は體は即ち是れ慧なり。唯是れ無漏なり。斷遍知とは體は即ち離繫なり。是れ智果なるが故に、遍知の名を得。業と解との名が業と解との果を詮はすが如し。若し爾らば、忍の果は遍知に非ざるべし。是れ智の眷屬なるが故に、遍知と名くるも失なし。或は後時に於て轉じて智果と成る。

一一の斷道所得の離繫の爲めに、各、一遍知を立つ、(と言ふも)一切の斷道所得の離繫の爲めに、總じて一遍知を立つ、(と言ふも)二俱に然らず。極めて廣なると、極めて略なるとの過、有るを以つての故に。若し爾らば如何ぞ。頌に曰はく、

斷遍知に九有り。

二に各一と、合して三あり。

餘の五順下分と、

欲の初の二斷に一と、

上界の三も亦爾なり。

色と、一切の斷とに三あり。

六時の得あるなり。
 【六七】 預流果を除くなり。以下に準じて知るべし。
 ※ 之は無漏の對治道を引きぬ故に後の得果の時重得もなし。唯有漏の對治道生ずるの時一時得なり。

【六八】 有漏無漏の二つの對治道の生ずる時と第三果と第四果との二つの得果の時との四時得なり。

【六九】 初禪の近分定なり。

【七〇】 近分定に對す。

【七一】 根本定は欲の斷對治道に非ざるが故に欲の見惑の無漏の離繫得を起さず、故に之は前の異生の位の有漏道による一時得なり。

【七二】 不還に住せる人なるが故に不還果の向道の無漏は起さず、從つて有漏道による一時得のみ。

【七三】 有漏の對治生なり。

【七四】 不還果と阿羅漢果となり。

【七五】 有漏と無漏との二の對治生なり。

【七六】 阿羅漢果なり。

【七七】 不還と阿羅漢との二時なり、之は無漏の對治道の生ずる時は即ち不還果を得る時なるを以つて除く。

【七八】 無漏の對治道の生ずる時なり。

【七九】 不還果なり。

れる者、彼の見所斷の八品の離繫は、亦五時得なり。一を除いて前の如し。彼の修所斷の前の六の離繫は、唯一時得なり。前の如く、應に知るべし。七八の離繫は、唯四時得なり。謂はく、二の治生及び二の得果となり。先に九品を斷じて、未至地に依つて、見諦に入れる者、彼の見所斷の九品の離繫は、亦四時得なり。前の如く、應に知るべし。根本地に依つて、見諦に入れる者、彼の見所斷の九品の離繫は、亦一時得なり。前の如く、應に知るべし。根本は欲の斷對治に非ざるが故に。若しは未至に依るも、若しは根本に依るも、彼の修所斷の九品の離繫は、亦一時得なり。前の如く、應に知るべし、必ず彼の無漏の對治を起さず。是れ不還果回道の攝なるが故に。先に上七地を斷じて、見諦に入れる者、彼の見三諦斷の七地の離繫は、亦四時得なり。前の如く、應に知るべし。見道諦斷の七地の離繫は、唯三時得なり。謂はく、一の治生と、及び二の得果となり。無漏の治生は、即ち得果なるが故に。彼の修所斷の七地の離繫は、唯三時得なり。謂はく、二の治生と、及び一の得果となり。具さに八地を離れて、聖道に入れる者は、見修の位の中に、有頂の惑を斷ず。見三諦斷の離繫は三時なり。謂はく、一の治生と、及び二の得果となり。見道諦斷の離繫は、二時なり。治生の時即ち得果するに由るが故に。修斷の八品の離繫は二時なり。謂はく、一の治生と、及び一の得果となり。第九の離繫は、唯一時得なり。治生の時即ち得果するを以つての故に。諸の分離染の見修の位の中、進んで斷する所餘は、此に准じて、應に説くべし。

何の因を以つて、後の果を得するの時、重ねて先の時、斷ずる所の離繫を得する事を證するや。至教に由るが故なり。謂はく、契經中、正しく阿羅漢果を證得するに依つて、是くの如きの言を説く。「應に是くの如く知るべし。應に是くの如く見るべし。彼は欲漏より、心、解脱する事を得。乃至廣説」と。此の位の中、亦欲界の厭患對治等の無學の法智を得るに由るが故に、彼の離繫、亦重得す應きを知る。前に、欲の六品九品を斷じて、見諦に入れる者と言へり。彼は先に斷を修するも、

- 【五九】 第九品の惑を斷じたる解脱道は第三果なるが故に。
- 【六〇】 治道の生ずる時と、第四果を得する時と練根の時との三時なり。之は不還果の人が進んで上界の修惑を斷ずる故に前の三果を除くなり。
- 【六一】 有頂の第九品の惑を斷ずる解脱道は即ち第四果なり。故に對治道の起る時と得果の時とは同時なり。従つて第四果を得する時と練根の時との二時得なり。
- 【六二】 利根の者は練根の必要なきが故に之を除くなり。
- 【六三】 以上は世親の俱舍論と略同じ。以下外難なり。三界九地の中八地の修惑は、有漏道でも無漏道でも斷ずる事が出来る。従つて對治道に二あるべしとなり。有漏道で斷ずるとは異生の位に有漏の六行觀を以つて斷ずるなり。以下光記に引用す。答に、有縛の人が見道に入つて先づ見惑を斷じ次に修道に入つて修惑を斷ずると言ふ順序なり。
- 【六四】 越次とは超越證の事。
- 【六五】 正理では超越は唯利根のみとす。俱舍は然らず。
- 【六六】 有漏の對治道の生ずるは前の異生の位にあり。無漏の對治道の生ずるは見道四法智の位なり。この二つの治生の時と四つの得果の時とにて

を顯はさんが爲めの故なれば、得果の外に、練根を説くも失なし。

然るに、離繋を得するは、其の所應に隨つて、具さに六時、乃至、唯二有り。謂はく、^{五三}欲界繋の見四諦斷と、及び色無色の見^{五四}三諦斷との、所得の離繋得は六時を具す。色無色界の見道諦斷の所得の離繋得は唯五時なり。^{五五}治の生ずる時、即ち得果するに由るが故に。得果を説き已りて、治生を説かず。^{五六}欲界修斷の五品の離繋も、亦、五時得なり。預流果を除く。第六の離繋は唯^{五七}四時に得す。得果と治生と、時に別無きが故に。第七八品も亦、唯四時なり。得果の四の中にて、^{五八}前の二を除くが故なり。第九の離繋は、^{五九}唯三時に得す。亦治生の時、即ち得果するが故に。色無色界の修所斷の中、唯有頂の第九の離繋を除ける所餘の離繋も亦、^{六〇}唯三時なり。得果の四の中にて、前の三を除くが故に。^{六一}有頂の第九は唯二時に得す。得果と治生と、同一時なるが故に。此は鈍に約して説けるなり。若し利根に就けば、^{六二}前の諸位の中、練根の得を除く。

豈、八地の世俗道斷なる容^{六三}きは、二種の對治生ずる時の、得を分つ應きに不ずや。爾らず。此は漸次の得を説くが故に。或は此は唯無漏の得に約するが故に。若し^{六四}越次に依らば、有漏の得に通ず。則ち世俗道の八地の染の中、隨つて少多を離れて、聖道に入る者、彼れ離繋を得するに、其の所應に隨つて、六時を具するより、乃至、唯一なる有り。利根を以ての故に、^{六五}練根の時を除く。謂はく、欲界中、先に五品を斷じて、見諦に入れる者、彼の見所斷の五品の離繋は、六時の得を具す。謂はく、^{六六}二種の自らの治有つて生ずる時と、及び得果の時の、復四とにて六を成す。彼の修所斷の五品の離繋の得は、唯五時得なり。^{六七}預流果を除く。先に六品を斷じて、見諦に入れる者、彼の見所斷の六品の離繋も、亦五時得なり。一を除いて前の如し。彼の修所斷の六品の離繋は、^{六八}唯世俗道なれば治生の時の得は必ず起らず。彼の無漏對治は、是れ一來果向道に攝するが故に、住果の時、彼の向道を起すに非ず。勝果に住して、劣を起さざるを以ての故に。先に八品を斷じて、見諦に入

【五三】離繋得を重ねて得するに六つの場合あるも總てに通ずるに非ず、あるものは六乃至あるものは二なり。

【五四】離繋得を得する時の所得の煩惱は見道八品、修道を八十一品として計算す。見道の八品は欲界と色無色界とに就いて各々四諦下の煩惱を立て、八品とし、修所斷の煩惱は九地に九品あつて八十一品なり。

【五五】見苦、見集、見滅の三諦斷なり。

【五六】この對治道の生ずる位は道類智の生ずる位にして直ちに預流果を得するが故なり。

【五七】欲界修所斷の惑に九品ある中の前五品なり。この五品を斷するまでは預流果なり。然るに預流果は前の、見道十五心を終つて第十六心の時即ち對治道の生ずるとき已^{六八}得し已つて居れば預流果の一を除いて五時得なり。

【五八】更に一來果を除く。

【五九】預流果と一來果なり。之は第二果を得し已つて夫から進んで第七、八品の惑を斷じて其の解脫道の位に擇減を證するのであるが之は對治道に依るが故に對治道を除かず。

は遍ねく、二滅は遍ねく得す。故に契經の中に亦説いて近と爲す。等の聲は法を擧げて未だ盡さざるを明さんが爲めなり。

第五節 惑の再斷と離繫の重得

已に煩惱の對治の差別を辯ぜり。能對治を修するに、勝進位の中に、所斷の諸惑を再斷すと爲すや。否や。所得の離繫は重得する事ありや。頌に曰はく、

諸の惑には、再斷なし。

離繫には重得あり。

謂はく、治生と得果と。

練根との六時の中なり。

論じて曰はく、所斷の諸惑は、自分の無間道を得るに由るが故に、便ち頓に永斷す。離退して後の時再斷するの義なし。斷じ已つて、復斷すれば則ち、唐捐と爲らん。所得の離繫は、道に隨つて漸く勝進するの理なしと雖も、而も道進むの時、重ねて彼の勝れたる得を起すの理あるべし。離繫得は道の所攝なるを以ての故に、道を捨得するの時、彼れ亦捨得す。故に諸の離繫には重ねて得するの理あり。此れは容有に依るに、時に總じて、六あり。謂はく、治道の起ると、得果と、練根となり。

治生の言を説くは、通じて二義に目く。若し此に住して、能く離繫を證するに據らば、無間道に目くるなり。若し此に住して、正しく離繫を證するに據らば、解脱道に目くるなり。得果と言ふは、謂はく、預流・一來・不還・阿羅漢の果を得するなり。練根と言ふは、謂はく、根を増進するなり。此の六時に、未曾の道を得するに由つて、會道を捨する事あり。離繫を得するが故に。

得果を説くの言、既に差別無ければ、四果を攝するが如く、應に練根をも攝すべし。轉根の時、必ず得果するを以ての故に。何ぞ勞はしく長く此の練根の言を説かん。練根は斷惑得果に異なる事

【三】等の聲とは頌中に二世等と言へるを指す。

【四】惑を斷じ滅を得する事を明かにする一段なり。即ち惑は一度斷ずれば重ねて斷ずる事なきも、離繫得は重ねて得する事ありとなり。

【五】俱舍論二十五・十一左。

【六】唐捐とはむだなる事。

【七】無間道(Anantarya-mārga)正しく斷惑する位なり。

【八】解脱道(Vimukti-mārga)無間道の結果として得する勝道にして、茲に正しく擇滅涅槃を得す。

【九】練根とは鈍根のものが利根となる時の事なり。

【一〇】得果の外に練根を説く理由。

【一一】四果とは預流・一來・不還・阿羅漢の四沙門果の事。

が故に、一切の此の事を縁する惑と、及び餘を縁する惑とをして相續して轉ぜしむ。此の事の境を縁する諸の斷對治の等流起る時惑の得は便ち絶す。所得の諸惑は自の所縁に於て、體は猶有なりと雖も、而も因果が永絶を得るに由るが故に、説いて斷と名く可し。少境に於ても若し未だ遍知せざれば、此の境を縁する惑と、及び此の惑力を因として引起する所の餘境を縁する惑との、引く所の去來の惑の果因の得は、現の相續中に無間にして轉ず。若し少境に於ても遍知を得る時は、惑所引の得は便ち復轉ぜざるを以ての故に、惑の斷は定んで所縁に従ふことを知る。

第四節 遠性の四種

前に言ふ所の遠分對治の如き、一切の^{三六}遠性に總じて幾種有りや。頌に曰はく、
遠性に四種有り。

大種と尸羅と、

謂はく、相と治と處と時となり。

異方と二世等との如し。

論じて曰はく、一切の遠性に總じて四種有り。一には^{三七}相遠性、四大種は復俱に一聚の中に在つて生ずと雖も、相異なるを以ての故に、亦名けて遠と爲すが如し。二には^{三八}治遠性、持犯戒は復俱に一身の中に在つて行すと雖も、相治するを以ての故に、亦名けて遠と爲すが如し。三には^{三九}處遠性、海の兩岸は復俱に一大海の邊に在りと雖も、方處隔るが故に、亦名けて遠と爲すが如し。四には^{四〇}時遠性、去來世は復俱に一法の上に依つて立つと雖も、時分隔たるが故に、亦名けて遠と爲すが如し。

何に望めて遠と説くや。現在世に望めてなり。^{四一}無間の已滅と及び^{四二}正生の時とは、現と相隣る。如何んが遠と名けんや。

眼等の境に非ざるが故に、或は作用無きが故に。無爲は時に非ず、難を爲すべからず。虚空の體

【三六】 遠性 *Dūratā* 遠い事なり。

【三七】 相遠性 *Lakṣaṇa-dūratā*。

【三八】 治遠性 *Vipakṣa-dūratā*。

【三九】 處遠性 *Dāśa-dūratā*。

【四〇】 時遠性 *Kāla-dūratā*。

【四一】 無間の已滅とは今過去に滅して現在との中間に一法も障へるものなき位なり。
【四二】 正生とは即ち未來生相の位なり。

已に^{三三} 惑の對治を説けり。當に斷惑の理を辯すべし。諸惑の永斷は定んで何れに従ふと爲すや。所縁に従ふと爲すや。相應に従ふと爲すや。自性に従ふと爲すや。何が故に疑を生ずるか。此の三種に於て皆過を見るが故なり。且^{三八}らく斷は所縁に従ふと説くべからず。謂はく、若し此の法が是れ彼の所縁ならば、未だ會つて時有つて所縁に非ざることなきが故に。亦斷は相應に従ふと説くべからず。謂はく、相應の法は互ひに因と爲るが故に、此の法は時として因性に非ざることなきが故なり。又此の惑に由つて^{三九} 心をして染を成ぜしむ。此の心は時として不染を成ずることなきが故なり。亦斷は自性に従ふと説くべからず。謂はく、法は自性を捨す^{四〇} 容きこと無きが故に、斷惑の時、彼の所斷の諸法をして所斷の性を失はしむべからざるを以てなり。是の故に應に思ふべし、惑は何れに従つて斷するかと。頌に曰はく、

應に知るべし、所縁に従つて、

諸惑をして斷ぜしむ可し。

論じて曰はく、諸惑の永斷は定んで所縁に従ふ。所縁に於て遍知する力を以ての故に、惑をして永斷せしむること、前に已に説くが如し。然るに惑の所縁に總じて二種有り。謂はく、有繫事と及び無繫事となり。有繫事を縁じて境と爲す諸惑と、及び此の惑力より引生する所に於て、此の事を縁じて境と爲さざる諸惑と、是くの如きの二惑は一有情の現に相續する中に於て^{四五} 諸得を引起す設ひ無染汚心、現在前するも、此の得は恒に行じて間斷有ること無く、未來世の諸惑の果因と爲る。是くの如く應に知るべし、無繫事を縁じて境と爲す諸惑と、及び此の惑の勢力を因として、引く所にして、随つて後に現行する、此の事を縁じて境と爲さざる諸惑との、引起する所の得の類も亦前に同じ。未來の惑の果因と爲ると言ふは、謂はく、此の諸得が現世に在る時は、是れ過去の惑の等流の性なるが故に、之を説いて果と爲す。是れ未來の惑の生ずる縁の性なるが故に、之を説いて因と爲す。然るに此の諸得は、斷對治の等流の諸得の現行と相違す。能く未來の所得の諸惑を持する

【三三】 この一段は何の上に於て煩惱を斷じて離れさすかを明すなり。

【三四】 心は惑の相應法なり。

【三五】 諸得とは諸の惑の得なり。

斷の惑を斷するも、慧は此の惑の所縁を見るに非ざるが故に。此れと宗義と實に相ひ關せず。前の宗は唯、見所斷を辯ずるのみなるが故に。彼の總攝を設くるも亦相違せず。彼の惑の所縁を見ると、此の惑の治生するが故なり。

第二節 四種の對治

言ふ所の對治に總じて幾種有りや。頌に曰はく、

對治に四種有り。

謂はく、斷と持と遠と厭となり。

論じて曰はく、諸の對治門に總じて四種有り。一には斷對治、謂はく、道にして親しく能く諸惑の得を斷ず、即ち無間道なり。二には持對治、謂はく、道にして初めて斷の得と俱生す、即ち解脫道なり。是くの如きの道に由つて、斷の得を持するが故に、諸惑の得をして相續して生ぜざらむ。三には遠分對治、謂はく、道にして能く前の所斷の惑の得をして轉た更に遠ざくることを成ぜしむ。即ち勝進道なり。解脫道より後に起る所の道を名けて勝進と爲す。乃至彼の得と俱起する生等も亦道の名を得。惑の得と相違する諸得をして相續して増せしむるが故なり。四には厭患對治、謂はく、道にして隨つて何れの界何れの地中に於けるも、諸の過失を見て深く厭患を生ず。即ち是れ彼れに於て種種の門を以て、過失を見るの義なり。此れは唯諸の厭の作意の聚の攝なり。此の勢力に由つて、設ひ後時に於て妙境界に屬するも、亦貪著せず。應に知るべし多分は是れ加行道なり。決定に非ざるが故に、説いて初めに非ず。多分の言を説くに、應に知るべし。無間と解脫と勝進との道の中、苦集諦を緣する者も亦厭患對治なることを顯はさんが爲めなり。

第三節 斷惑の處

【二八】彼の總攝云は答へなり。彼の總攝とは先に掲げたる宗なり。

【二九】斷對治 Prāhāṇa-pratī-
yaksas.

【三〇】持對治 Adhāra-pratī-
yaksas.

【三一】遠分對治 Dūribhāva-
pratīyaksas.

【三二】厭患對治 Vidāyāna-pra-
tibhāṇa.

何に縁つてか彼の惑は偏へに勝の名を得るや。彼の所縁に於て無漏の慧起りて、専ら彼れに敵する爲に功用を發すが故なり。

若し惑の斷の方便に多有りと許す、能縁斷するに由るが故に隨つて斷するもの有り、所縁斷するに由るが故に隨つて斷するもの有りとならば、何が故に前には、慧に由つて彼の所縁を觀見するに由るが故に、隨眠等斷すと説けるや。但應に此に於て先に宗を立て、言ふべし。諸惑を永斷するは多の方便に由ると。先に宗を立つると、後に解釋すると、言義各異つて前後相違すること勿れ。先に宗を立つるが如く、後の釋は異なる無れ。先には必ず惑の所縁を觀するに據るが故に。後には中に於て差別有るに據るが故に。或は先には勝を擧げ、後には兼ねて劣を辯す。正しく敵對する者を説いて名けて勝と爲す。

已に三方便もと見所斷の惑を斷することを説きたり。修所斷の惑を斷するは第四の方便に由る。謂はく、彼れは但治起るに由るが故に斷するなり。若し此の品の對治道生ずれば、即ち此の品の中の諸惑は頓に斷するを以てなり。下下品の治道起る時上上品の惑は即ち皆頓に斷じ、(乃至)上上品の治道起る時下下品の惑は即ち皆頓に斷するが如し。是くの如きの理趣は、後に當に廣く辯すべし。豈、一切の見所斷の惑の斷する時も、亦對治道起るに由つてに不すや。若し此の部の對治道生ずれば、則ち此の部の中の諸惑は斷するを以ての故に。理實には應に爾るべし。然るに此の中に於ては、三界の修所斷の惑は、皆九品の道に由らざるもの無きことを顯はさんが爲なり。斷治道決定するが故に、此の言を説けるなり。見所斷の中には唯有頂の惑のみ對治の決定せること前に已に辯するが如し。或は見所斷の諸惑斷する時の方便は定んで三なるが故に、別に就いて説く。修所斷の惑の能斷の方便は、決定せざるが故に、總に就いて説けるなり。豈、明かす所の第四の方便は、前の宗の義と相ひ關せざること有るに不すや。謂はく、修位の中、滅道智を以て能く三界の修所

【二六】本文「惑」に作る。今他本に依り「或」に改む。

【二七】後にとは正理六十四卷を指す(大正藏廿九・六九二頁以下)。
顯宗論三一(大正藏廿九・九二六上)。

斷ず。謂はく、欲界繫の見苦集斷の自界縁の惑と、色無色界の見苦集斷の所有の諸惑、(此れの然る所以は)上二界の他界地縁も亦所縁を遍知するに由つて斷ずるを以ての故に、苦集諦を縁する類智忍生するとき、俱に能く頓に三界の境を觀するが故に。(之等と)及び通じて三界の見滅道斷の無漏縁の惑と、是くの如きの諸惑は、皆所縁を遍知するに由つて斷ずるが故なり。二には彼の能縁を斷ずるに由るが故に斷ず。謂はく、欲界繫の他界縁の惑なり。欲界繫の見苦集斷の自界縁の惑は能く彼れを縁するを以て、此の惑は彼れに於て能く依持と作る。依持斷ずる時彼れも隨つて斷ずるが故に。羸病者却き倚つて立つに、倚る所を去る時彼れ隨つて倒るゝが如きの故に。如何んが彼れに於て能く依持と作るや。此れは彼れに於て能く因と爲るに由るが故なり。豈、此れは即ち因を害するに由るが故に斷ずと説くに不ずや。實に爾り。此れと彼れとは但是れ異名のみ。然るに濫るゝを止めんが爲の故に是の説を作せるなり。謂はく、欲界の惑は自と他との界縁、皆此れと彼れと互ひに因と爲るの義有り。然るに此れと彼れと展轉して相縁すること無し。故に此の中に於て「能縁斷ず」と説けるなり。唯他界縁のみ此の因を斷ずるに由つて彼れ便ち隨つて斷ずることを、了し易から令めんと欲するなり。三には彼の所縁を斷ずるに由るが故に斷ず。謂はく、見滅道斷の諸の有漏縁の惑なり。無漏縁の惑は能く彼の所縁と爲るを以て、所縁斷ずる時彼れも隨つて斷ずるが故なり。羸病者杖策して行くに、彼れの杖を去る時、彼れ隨つて倒るゝが如きの故に。

何に縁つてか(是くの如くなるや。即ち)此の所斷の惑中に於て、能縁を斷ずるが故に所縁も斷ずと説けるもの有り、欲の苦集を縁じて現觀を起す時の如し。所縁を斷ずるが故に能縁も斷ずと説けるもの有り、諸の滅道を縁じて現觀を起す時の如し。實には爾の時此れと彼れと俱に斷ずと雖も、而も所斷に勝有り劣有るに由るが故に、勝斷ずる時、劣も隨つて斷ずと言ふなり。謂はく、若し彼の惑の所縁の中に於て、無漏の慧生じて能く對治を爲さば、彼の惑を勝と名け、所餘を劣と名く。

【三】 上二界の他界地縁と言ふは、色界の他界縁と無色界中非想非非想處を除く下三地の他地縁となり上二界は類智忍の位に色無色合して知るが故にこの言あるなり。(婆沙十八・大正藏廿七、九三中參照)。

【三】 此の意とは自界縁の方、彼れとは他界縁の方を指す。

【三】 此れと彼れとは、と言ふは依持と因のこと。

【四】 此れと彼れと言ふは自界縁と他界縁なり。

【五】 杖策とは鞭を杖につくこと。

勝法を修すること有るを以てなり。蓋の義、劣なるが爲に蓋の中に立てざるなり。有餘師の言はく、「夫れ蓋たる者は心をして下に趣かしむ。慢は則ち然らず。能く心をして上法に趣かしむるを以ての故なり。諸見は何が故に蓋中に立てざるや。諸の有情を見て、非我の見を闕く者は、我有りと執すと雖も而も能く染を離るゝが故に。有るが説かく、「諸見は慧を、性捷利なるが故に、蓋の義に順ぜず。蓋を爲すは必ず此の義と相違す」と。随煩惱の中餘は蓋と立てざることに、前の所説に准じて應に理の如く思ふべし。上二界の惑を蓋と立てざるは、三界の染を離るゝに初め障に非ざるが故なり。初め障を爲すが故に。又彼れは無記にして蓋は唯不善なり。

第五章 煩惱の斷滅

第一節 煩惱の滅と斷惑の四因

今應に思擇すべし、諸の隨眠等は何に由つて而も斷するや。慧に由つて彼の所縁を觀見するが故に、隨眠等斷するなり。若し爾らば欲界の^七他界の遍行と、及び三界中見滅道斷の有漏縁の惑とは應に斷の義無かるべし。苦集諦を縁する法智忍生するも、唯欲界の苦集諦を縁するのみなるが故なり。滅道諦を縁する諸智忍生するも、唯無漏を縁じて境と爲すが故なり。是くの如きの失無し。我れは、諸の惑の永斷の方便に多種有り^九と許すが故に。幾種有り^九と爲すや。總じて四種有り。何等をか四と爲す。頌に曰はく、

所縁を遍知するが故に、

彼の所縁を斷するが故に、

彼の能縁を斷するが故に、

對治起るが故に斷す。

論じて曰はく、見所斷の惑を斷するは前の三方便に由る。一には^{一〇}所縁を遍知するに由るが故に

【七】 他界の遍行とは九上縁の惑のことなり。

【八】 苦集諦を縁する法智忍の位に九上縁の惑を斷するもその時九上縁の惑の對象たる上界の苦集を知らず。

【九】 滅道諦を縁する法智忍と類智忍の位に見滅道斷の有漏縁の惑を斷するも、その時その惑の對象たる滅道諦下の邪見、疑、無明を知らず。

【一〇】 所縁とは四諦を言ふなり。

と。一一別に説くこと。雜事の中の如し。何が故に世尊は、蓋は唯五なりと説きたまふや。理實には應に爾るべし。然るに佛世尊が立蓋門に於て唯五を説きたまふは、唯此れのみ一五五蘊に於て能く勝障と爲るが故なり。謂はく、貪と恚との蓋は能く戒蘊を障ふ。次の如く欲と惡とを離るゝを遠ざからしむるが故なり。昏沈と隨眠とは能く慧蘊を障ふ。此の二は俱に毘鉢舍那を遠ざからしむるが故なり。掉擧と惡作とは能く定蘊を障ふ。此れは俱に奢摩他を遠ざからしむるが故なり。是くの如く四蓋は漸次に出離の白法を超へしむ。此れに由つて後に於て、業果に於て四諦に疑を生ぜしむ。疑ふが故に能く乃至解脫と解脫智見とをして、皆起ることを得ざらしむ。故に唯此の五のみ建立して蓋と爲せるなり。若し爾らば掉悔蓋は應に昏眠の前に説くべし。戒と定と慧との蘊の次第に順じて説くが故に。爾らず。此の中次第を壞するは、世尊の意欲、別義を顯はすが故なり。謂はく、契經中、佛は正理に依つて、昏眠蓋は毘鉢舍那のみ能く治して止に非すと説きたまふ。掉悔蓋は唯奢摩他のみ能く治して觀に非すと説きたまふ。此れは伏斷に依つて、觀止の門が別に昏眠と掉悔の二蓋を治することを説けるなり。若し永斷に依らば、此の觀止の門の對治の一切の用は差別無し。此の理を顯はさんが爲の故に次第を壞する位に、昏眠掉悔何ぞ現前す容けんや。若し現前せざれば寧ぞ止觀を障へん。如何が彼れの説は經の理と相違するや。謂はく、彼れの言ふ所なる、昏眠と掉悔とは其の次第の如く、奢摩他と毘鉢舍那とを障ふとは前の教理に違す。故に彼の所説なる、唯五因を立つるは、蓋が唯五なることを證するに功能有ること無し。此れに由つて前説は、理として善く依る可し。

何が故に無明は、立てゝ蓋と爲さざるや。説成ぜざるが故なり。契經に説くが如き、「無明に覆はる」とは覆は即ち是れ蓋なり。有餘師の説かく、「等しく持擔する者は諸の蓋の中に立つ。無明は中に於て所荷偏に重し。是の故に説かず。慢は復何に緣つて立てゝ蓋と爲さざるや。慢に由つて能く

【一四】雜事とは法蘊足論九の雜事品なり。(大正二六・四九四下)。

【一五】五蘊とは無漏の五蘊のこと、即ち戒、定、慧、解脫、解脫智見なり。

【一六】惡作とは追悔なり。

は唯是れ染汚の性なるが故なり。疑は前の四に准ずるに、欲に在ること知る可し。

何に縁つてか欲貪と瞋恚と疑との蓋は、各一體に於て別に蓋の名を立つるに、而も彼の惛眠と掉悔との二蓋は、各二體に於て合して蓋の名を立つるや。欲貪と瞋と疑とは、食と治と各別なり。是の故に一一別に蓋の名を立つ。惛と眠と及び掉と悔とは、所食と能治と事用と皆同じきに由るが故に、體は殊りと雖も俱に合して一と立つ。欲貪蓋の食とは、謂はく、可愛の相なり。此の蓋の對治とは、謂はく、不淨想なり。瞋恚蓋の食とは、謂はく、可憎の相なり。此の蓋の對治とは、謂はく、慈善根なり。疑蓋の食とは、謂はく、三世なり。契經に説くが如し、『過去世に於て是くの如きの疑を生ず。乃至廣説』と。此の蓋の對治とは、謂はく、若しは能有つて如實に緣性と緣起とを觀察することなり。惛眠蓋の食とは、謂はく、五種の法なり。一には 憂セウ、二には 不悅フエツ、三には 頻申ヒンシ、四には 食不平等シクフドウ、五には 心味劣性シンミセウなり。此の蓋の對治とは、謂はく、光明想なり。此の蓋の事用とは、謂はく、俱に能く能く心性をして沈味シンミならしむ。掉悔蓋の食とは、謂はく、四種の法なり。一には 親里シンリの尋ソ、二には 國土クニツチの尋ソ、三には 不死フシの尋ソ、四には 昔の種種コノシヨウシヨウの更る所の戲笑キウシヤウ、歡娛カンゴ、承奉ジュウホウ等の事を念隨ニエンズイす。此の蓋の對治とは、謂はく、奢摩他セマタなり。此の蓋の事用とは、謂はく、俱に能く心をして寂靜シヤクジヤウならざらしむ。此れに由つて、食と治と用と同じきが故に惛眠と掉悔と二を合して一と爲すと説けるなり。或は貪と瞋と疑とは是れ滿煩惱マンボウなり。一一に能く、一の覆蓋フキの用を荷ふ。惛眠掉悔は滿煩惱に非ず。二合して方に、一の覆蓋フキの用を荷ふ。

此の五を蓋と名づくる其の義は云何んぞ。謂はく、決定して能く聖道と聖道の加行とを覆障するが故に、蓋の名を立つ。若し爾らば則ち應に諸の煩惱等も、皆蓋と名づくることを得べし。一切は皆能く聖道と及び加行とを覆障するが故に。世尊の諸の苾芻に告げて言ふが如し『若し一法の爲に覆障せらるれば、則ち、眼は是れ無常なりと了する能はず。一法とは謂はく、貪なり。乃至廣説』

【五】 欲貪蓋云云以下は雜阿含廿七(大正藏二・一九二頁中)に出づ。

【六】 契經とは雜廿七(大正藏二・一九二頁中)。

【七】 憂セウとは眼の明かならぬこと。

【八】 不悅フエツとは心がうきうきしないこと。

【九】 頻申ヒンシとは疲れて起る惡心のこと。

【一〇】 食不平等シクフドウとは飲食が過ぎたること。

【一一】 心味劣性シンミセウとは明らかなる感知のないこと。

【一二】 親里シンリの尋ソとは親屬の里のことを尋伺するなり、以下準じて思ふべし。

【一三】 不死フシの尋ソとは若し我れ死なずば是くの如きことを爲さん等と尋伺するなり。

擧との四は皆遍ねく五受と相應す。前の二は是れ大不善地法の攝なるが故なり。後の二は是れ大煩惱地法の攝なるが故なり。二の「及」の聲を説いて難と及び釋とを顯はす。謂はく、惱と誑とに於て難を設けたることは前の如し。理應に釋して、果と因との相別なりと言ふべし。無慚と掉との如きも、貪の等流なりと雖も、而も憂と苦とに相應するの義有り。故に知る、所説の受と相應するとは、唯因を同じくするのみならず、但相の別なるに據る。憂感にして誑を行ずる者有りと許すは、情に憂ふる所有つて誑を行ずるが故なり。

第五節 五 蓋

所説の煩惱と隨煩惱との中、異門に依つて佛は説いて蓋と爲すこと有り。今次に應に辯すべし。蓋の相は云何。頌に曰はく、

蓋に五あり。唯欲に在り。

二なりと雖も一蓋と立つ。

食と治と用と同じきが故に、
蘊を障ふるが故に唯五あり。

論じて曰はく、契經に言ふが如し、「若し五蓋を説いて不善聚と爲さば、是れを正説と爲す。所以は何ぞや。是くの如きの五種は、純ら是れ圓滿せる不善聚なるが故なり。其の五とは何ぞや。一には欲貪蓋、二には瞋恚蓋、三には昏眠蓋、四には掉悔蓋、五には疑蓋なり」と。契經に既に蓋は唯不善なりと説く。故に知る、唯欲にのみ在つて色と無色との界には非ず。此れを證と爲すに由つて、昏と掉と疑とは體は皆欲と色と無色とに通ずと雖も、而も但欲界のみ蓋の名を得ること有るを知る。昏沈と掉擧との二種は唯欲界なる者のみ立て、蓋と爲すこと有るを顯はさんが爲の故に眠、悔と和合して立てたるなり。眠と悔とは唯是れ欲界繫なるが故なり。眠と悔とは唯染汚なるもののみ、蓋の名を得ること有るを顯はさんが爲の故に、昏沈、掉擧の二種と和合して立てたるなり。昏と掉と

【四】契經とは雜阿含二十七
(大正二・一九五中)。

卷の第二十八

〔辯隨眠品第六の四〕

已に煩惱と諸受と相應することを辯じたり。今次に應に隨煩惱を辯すべし。頌に曰はく、

諸の隨煩惱の中、

嫉と悔と忿と及び惱と

害と恨とは憂と俱起す。

憂は喜受と相應す。

詔と誑と及び眠と覆とは、

憂と喜とに通じて俱起す。

憍は喜と樂と皆捨となり。

餘の四は遍ねく相應す。

論じて曰はく、隨煩惱の中、嫉等の六種は一切皆憂根と相應す。感行に轉じて唯意地なるを以ての故なり。有餘師の説かく、「惱は喜と相應す。見取の等流なれば應に歡行なるべきが故なり」と。

慳は喜と相應す。歡行に轉じて唯意地なるを以ての故なり。歡行に轉ずとは、慳の相は貪と極めて相似せるが故なり。詔と誑と眠と覆とは憂と喜とに相應す。歡と感との行に轉じて唯意地なるが故なり。歡と感との行とは、謂はく、或は時有つて歡喜心を以て詔等を行じ、或は時に憂感の心を以て行すること有るなり。有餘師の言はく、「既に誑は是れ貪の等流なりと説くが故に、但應に歡行なるべし。憂根と相應すと説くべからず。是れ歡の等流にして感なるべからざるが故なり。又

正に誑する時は感なるべからざるが故なり。或は應に誑は是れ癡の等流なりと説く應し」と。憍は喜と樂とに相應す。歡行にして唯意なるが故なり。第三靜慮に在つては樂と相應し、若し下の諸地に在つては喜と相應す。此の上の所説の諸の隨煩惱は、一切皆捨受と相應す。相續の斷する時には皆捨に住するが故なり。(又) 通行にして唯捨地に在るもの有るが故に、捨は一切に於て相應すること遮すること無し。譬へば無明の遍ねく相應するが如くなるが故なり。餘の無慚愧と昏沈と掉

【一】受相應門の第二、隨煩惱と五受根との相應を明す一段なり。

【二】癡は歡と感との行に轉ずるが故なり。

【三】通行とは歡と感との行に通ずること、憍は第四定以上の捨地にも通ずる故にこの言あり。

諸の煩惱は離欲地に在つては決定せずと雖も、亦憂感ならず。疑網を懐くと雖も、^{一七}情怡を^{一八}廢すること無きを以てなり。人間に在りて求めて所愛を得るが如し。勞倦多しと雖も而も樂想を生ず。有るが説かく、「色界は亦疑を懐くと雖も。而も疑の中に於て善品の想を生ず。故に彼れは喜樂と相應することを得」と。

【一七】怡とは喜び楽しむことなり。

【一八】本文癡に作る、他本に依り廢に改む。

上地は皆、應に隨つて、

自識の諸受に遍す。

論じて曰はく、欲界所繋の諸の煩惱中、貪は喜と樂とに相應す。歡行に轉じて、六識に遍するを以ての故なり。瞋は憂と苦とに相應す。感行に轉じて、六識に遍するを以ての故なり。無明は遍ねく前の四と相應す。歡と感との行に轉じて、六識に遍するが故なり。餘の煩惱と遍ねく相應するが故なり。邪見は通じて憂と喜とに相應す。歡と感との行に轉じて、唯意地なるが故なり。次の如く先に罪と福との業を造るが故なり。疑は憂と相應す。感行轉にして、唯意地なるを以つての故なり。猶豫を懷ける者は決定して知らん事を求めて心に愁感するが故なり。餘の四見と慢とは喜と相應す。歡行轉にして、唯意地なるを以ての故なり。通じて説かば皆捨受と相應す。捨受は癡隨増すと説くを以ての故なり。癡は諸惑と相應するが故に。煩惱相續して究竟に至るの時、境を取ること奢緩にして處中の欲を起す。漸漸に衰微して相續便ち斷ず。爾の時煩惱は捨と相順す。是の故に皆捨受と相應するなり。豈、捨根は非歡非感に不ずや。如何が歡感の煩惱と相應せんや。處中の人の如し。俱に違無きが故に。

欲界は既に兩り。上地は云何。皆所應に隨つて、遍ねく自地の自識と俱起する諸受と相應す。謂はく、若し地の中に具さに^{二四}四識有るときは、彼の一一の識の起す所の煩惱は、各遍ねく自識の諸受と相應す。若し諸地の中に、唯意識のみ有るときは、即ち彼の意識の起す所の煩惱は、遍ねく意識の諸受と相應す。上の諸地の中、識に多少有り。謂はく、初靜慮に四を具す。餘は^{二五}一なり。受到多少有り。謂はく、初と二と三と四等とは、次の如く、喜樂捨と、喜捨と、樂捨と、唯捨のみとを具するなり。應に知るべし。

隨つて諸地の中の所有の煩惱は、應の如く彼の識の受と相應す。何に緣つてか、^{二六}二疑は俱に決定せざるものなるに、而も上は喜樂と相應することを得て、欲界の疑は喜受と俱起するに非ざるや。

【二】歡行に轉ずるとは一の意の境に對して喜びを相として起る事なり。六識に遍ずるとは前五識に關係する所より樂受と相應し、意識に關係する所より喜受と相應す。

【二三】次の如く云云とは罪業を造つて後邪見に墮せるものは歡行轉にして、福業を造つて後邪見に墮せる者は感行轉なり。それ、自己の造れる業に對する果報なしとの邪見に陥れるが故なり。

【二四】四識とは眼耳心意なり。香味なきが故に二識を除く。

【二五】一なりとは意識なり。

【二六】二疑とは上界の疑と欲界の疑なり。

は已情の事を匿し、相を現じて、馬勝^{一〇六}苾芻を誑惑せしを以てなり。傳へ聞く、此れは唯異生の起す所にして、諸の聖者の亦現前すべきに非ずと。悟と掉と憍との三は通じて三界繫なり。所餘の一切は皆唯欲に在り。謂はく、十六の中の^{一〇七}五は前に辯ぜしが如し。所餘の十一に唯欲界繫なり。

第四項 六識相應門

一〇八 説く所の隨眠と及び隨煩惱とは、中に於て幾く有つてか唯意地に依つて(起り)、幾く有つてか通じて六識地に依つて起るや。

見所斷と慢と眠と、

自在の隨煩惱とは、

皆唯意地に起る。

餘は通じて六識に依る。

論じて曰はく、一切の見所斷と修所斷の慢と眠と、隨煩惱の中の自在起の者と、是くの如き三種は皆意識に依(つて起る)。五識身に依つては起る容きこと無きが故なり。所餘の一切は通じて六識に依る。謂はく、修所斷の貪と瞋と無明と、及び彼の相應の諸の隨煩惱、即ち無慚と(無)愧と憍と掉と及び餘の大煩惱地法所攝の隨煩惱、即ち是れ放逸と懈怠と不信とは、六識身に依つて皆起る容きが故なり。理、應に通じて諸の隨煩惱を説くべきも、今此れは且らく^{一〇九}鹿顯なる者に依つて説けるなり。

第五項 受相應門

一一〇 復應に思擇すべし。先に辯ずる所の樂等の五受根の如きは、今此の中辯ずる所の一切の煩惱、隨煩惱に對して、何れの煩惱等は何れの根と相應するや。此に於て、先づ應に諸の煩惱を辯すべし。頌に曰はく、

欲界の諸の煩惱は、

貪と喜と樂とに相應し、

瞋は憂と苦となり。癡は遍す。

邪見は憂と及び喜なり。

疑は憂なり。餘の五は喜なり。

一切は捨と相應す。

【一〇六】馬勝 *Asvajit, Aśvajit* 説示とも寫す。前註の經にはこの比丘の名を出す。
【一〇七】五とは諂、誑、憍、憍、憍、掉。

【一〇八】前の續きの諸門分別門の第四なり。

【一〇九】隨煩惱云々とは十纏の中、嫉、忿、覆、悔の纏と及び大垢なり。

【一一〇】諸門分別の第五なり。
【一二】先づ應に云云とは始めに根本感と五受根との相應を辯じ次に隨感と五受根との相應を辯ずるなり。

第一項 三斷門

101 已に諸の纏と及び煩惱の垢を説けり。今次に彼の斷對治を辯すべし。諸の纏と垢の中、誰か何の所斷なりや。頌に曰はく、

纏の無慚愧と眠と、

惛と掉とは見と修との斷なり。

餘と及び煩惱の垢とは、

自在なるが故に唯修なり。

論じて曰はく、且らく、一纏の中無慚愧とは、通じて一切の不善心と俱なり。眠は欲界中通じて、一切の意識と俱に起る。惛沈と掉擧は通じて、一切の染汚心と俱なり。故に五は皆見修所斷に通ず。餘の嫉と慳と悔と忿と覆と並びに垢とは、自在に起るが故に唯修所斷なり。唯修斷の¹⁰¹他力の無明と共に相應するが故に自在起と名く。自在起の纏と垢と相應する所有の無明は唯修斷なるが故に。

第二項 三性門

102 此の諸の纏と垢とは、誰か何の性に通ずるや。頌に曰はく、

欲の三は二なり。餘は惡なり。

上界は皆無記なり。

論じて曰はく、欲界の所繫の眠と惛と掉との三は皆不善と無記の二性に通ず。所餘の一切は皆唯不善なり。即ち欲界繫の七纏と六垢なり。上二界の中には應に隨つて所有の一切は唯是れ無記性の攝なり。即ち詔と誑と憍と惛沈と掉擧となり。

第三項 界繫門

103 此の諸の纏と垢とは誰が何の界の繫なるや。頌に曰はく、

詔と誑とは、欲と初定とにあり、

三は三界なり。餘は欲なり。

論じて曰はく、詔と誑とは唯欲界と初定とにあり。寧ぞ梵世に詔と誑と有ることを知るや。¹⁰⁵大梵王

【101】以下隨煩惱の十纏と六垢に就て五段の諸門分別をなす。今はその第一の三斷門なり。

【102】他力の無明とは不共の無明に非ざる無明。忿覆等に引き起されたる無明の謂なり。

【103】諸門分別の第二の三性門なり。

【104】諸門分別の中の第三の界繫門なり。

【105】長阿含二四堅固經(大正一・一〇三)D. 11. Kevatta 一比丘四大種の滅する所を知らんとて大梵天に來る。大梵天これを知らず、誑惑せんとす。

誑と憍とは貪より生ず。

害と恨とは瞋より起る。

憍は見取より起る。

詔は諸見より生ず。

論じて曰はく、毀つべき事に於て決定して堅く執じ、捨てしめ難き因を説いて名けて^{九五}憍と爲す。此れ有るに由るが故に、世間は説いて導引すべからず。惡の執する所を執すと爲す。他の有情に於て全く顧みざるに非ず。重ねて攝受するに擬して損惱の因を爲し、悲障して心を惱ますを説いて名けて^{九六}害と爲す。非愛の相に於て、隨念分別し、忿に續いて後起の心を生じて怨を結ぶを^{九七}恨と名く。己情の事に於て方便して隱匿し、矯^{九八}げて謀略を以てし、他情を誘惑し、實智と相違し、心の曲れるを^{九九}詔と名く。名利等に於て、貪を先と爲すが故に、他をして惑はしめんと欲して、邪に示現し、正定と相違するに因り、心の險しきを^{九九}誑と名く。心の險と心の曲の相の差別は道の如く、杖の如し。他に於て、自に於て貪に因り見に因るが故に差別有り。矯の相は前に已に具に分別せしが如し。有餘師は説く、「貪より生ずる所の、己れの少年なると無病なると壽等の興盛の事を持ち、心傲るを憍と名く」と。有餘師は言はく、自の相續の興盛の諸行に於て、耽染するを先と爲し、他を顧みず、己を謂つて勝と爲し、心自ら擧持するを説いて名けて憍と爲す。他を顧みざるに由りて慢と異有り。

是くの如き六種は煩惱より生じ、穢汚の相麁なるを煩惱の垢と生ず。此の六種の煩惱の垢の中に於て、誑と憍とは是れ貪の等流なり。害と恨とは是れ瞋の等流なり。惱は是れ見取の等流なり。詔は是れ諸見の等流なり。阿曲は、謂はく、諸の惡見なりと言ふが如きの故に、詔は定んで是れ諸見の等流なり。此の六は亦煩惱より生ずるが故に、纏の如く亦隨煩惱の名を得。

第四節 隨煩惱の諸門分別

【九五】 憍 (Pundāra, Palāsa)

【九六】 害 (Vihāsa)

【九七】 恨 (Upādāna)

【九八】 詔 (Māya)

【九九】 誑 (Sāhya, Sātheya)

【一〇〇】 矯 (Māda)

と相順するが故なり。

自と友との損と怨の益とに因りて生じ、瞋恚を先と爲して心憤るをカ忿と名く。有餘師は説く、「處非處違逆に因りて生じ、力能く心をして顧みること無くして轉ぜしめ、乃至九一子上、心をして憤發せしむるを説いて名けて忿と爲す。自の罪を隠藏するを説いて名けて九二覆と爲す。罪とは謂はく、訶すべきなり。即ち是れ尸羅軌則及び諸の淨命を毀犯するなり。隠藏とは即ち是れ罪を匿す欲因なり。有餘は釋して言はく、「捫拭を覆と爲す。謂はく、内に惡を懷き、外邊を捫拭す。是れ他をして覺察せざらしめんと欲する義なり」と。

前には、若しは法、煩惱より起るを、方に建立して隨煩惱と名くべしと説けり。此の中何の法か何の煩惱より起るや。無慚と慳と掉擧とは是れ貪の等流なり。要らず貪を近因と爲して、方に生ずることを得るが故に。無愧と眠と惛沈とは是れ無明の等流なり。此れは無明と相極めて相隣近するが故に。嫉と忿とは是れ瞋の等流なり。此の相は瞋に同じきに由るが故に。悔は是れ疑の等流なり。猶豫に因つて生ずるが故に。覆は有るは是れ貪の等流なりと説き、有るは是れ無明の等流なりと説き、有るは是れ俱の等流なりと説く。諸の有九三知は愛に因つて生ずるが故に、諸の無知は癡に因つて生ずるが故に、即ち此の相に由るが故に、有るが説いて言はく、「心が稱譽利養恭敬に著し、惡行の招く所の當果を了せず、是れは自罪に於て隱匿する欲因を愛と無明の二の等流果と爲し、隨つて心を惱ます法を名けて覆と爲す。是くの如き十種は煩惱より生ず。

第三節 煩惱の垢

九四 餘の煩惱の垢は其の相云何ぞ。頌に曰はく、

煩惱の垢に六あり。

惱と害と恨と詔と誑と憍となり。

【八九】 本文反に作る。友の誤植なり。

【九〇】 忿(Krodha, Koṭha)

【九一】 意味不明。

【九二】 覆(Mātsya, Māksya)

【九三】 有知とは世に知られたる人をいふ有名な人は名利の貪より罪を覆はんとし、無知即ち無名の人は罪を懺悔するを知らずして無知より覆す。

【九四】 この節は纏に次いで煩惱の垢 Mala を明す。六種あり、皆根本煩惱の等流なり。

得。煩惱と名くることを得ず。圓滿なる煩惱の相を缺くを以ての故に。

隨煩惱の名は幾くの法に目くと爲んや。經に種々に説くが故に、衆多有り。謂はく、憤發、不忍、起惡言の類なり。世尊の婆羅門に告げて言ふが如し。『二十一の諸の隨煩惱有りて能く心を惱亂す。乃至廣説』と。後當に略して辯すべし。

第二節 纏

^{A1}纏と煩惱垢との攝なるものを、且らく應に先に辯すべし。纏の相は云何ぞ。頌に曰はく、

纏に八あり、無慚慳と、

及び掉擧と昏沈となり。

無慚と慳と掉擧とは、

無愧と眠と昏沈とは、

嫉と忿とは瞋より起る。

嫉と慳と並びに悔と眠と、

或は十なり。忿と覆とを加ふ。

皆貪より生ずる所なり。

無明より起る所なり。

悔は疑よりす。覆は諍なり。

論じて曰はく、^{A2}根本煩惱をも亦名けて纏と爲す。經に「欲貪纏を縁と爲す」と説くが故なり。若し此れに異ならば貪等は、云何が名けて圓滿煩惱と爲すことを得べけんや。然るに諸の論者は、諸

の隨眠を離れて、勝に就て纏は或は八或は十と説く。謂はく、品類足は八纏有りと説き、毘婆沙宗は纏に十有りと説く。即ち前の八に於て更に忿と覆を加ふ。是くの如き十種は含識を繫縛して、生

死の獄に置くが故に、名けて纏と爲す。或は十は因と爲りて、諸の惡行を起し、惡趣に拘せしむるが故に名けて纏と爲す。無慚、無愧、嫉、慳、並びに悔、掉擧、昏沈は、前に已に辯ぜしが如し。心

をして昧略ならしめ、昏沈と相應し、身を持つ能はず。是れを眠相と爲す。眠は亦昏と不相應有りと雖も、此れは唯纏を辯するが故に是の説を爲す。此に頓に眠の三相を説くは、此の三は眠の義

【八〇】法蘊足論九(大正二六・四九四以下)にこの三の名出づ。

【八一】隨煩惱の中、先づ纏を明し、次に六垢を明す中、茲には第一 Paṇyavasthāna, Paṇi vūṭhāna 纏を明す。

【八二】纏は元來煩惱の異名あるを以て根本煩惱をも纏と名くることを當然なり。

【八三】雜阿含三五・八(大正二二・五三三上)、S. 6.31

【八四】品類足論(一大正二六・六九三下)。

【八五】婆沙論四七(大正二七・二四三下)同五〇(大正二七・二五八下二五九上)。

【八六】八纏の中眠を釋し、眠の三相を出す。

【八七】眠(Middhantā)

【八八】三相とは(一)心をして昧略ならしむること、(二)昏沈と相應すること、(三)身を持つ能はざることこれなり。

不苦不樂に於て、自他の樂と及び他の苦捨に於て、唯一種の所縁隨増有り、癡も亦多分は、自の捨受に於て、所縁相應の二種の隨増有り、少分は亦樂受苦受に於て、他の一切の受に於て唯所縁隨増す。是の故に世尊は多分の理に依つて、三受到隨つて三縛を建立すと説く。

何の類の貪等か、離染に趣くを遮して説いて名けて縛と爲すや。謂はく、唯現行なり。若し此れに異ならば皆三を成するが故に、則に應に畢竟して離染に趣くを遮すべし。

第十五節 隨眠の分類

七七

已に縛を分別せり。隨眠は云何ぞ。頌に曰はく、

隨眠は前に已に説けり。

論じて曰はく、隨眠に六、或は七、或は十、或は九十八有ることは、前に已に説くが如し。

第四章 隨煩惱

第一節 總 說

隨眠は既に已に説けり。^{七九}隨煩惱は云何ぞ。頌に曰はく、

論じて曰はく、能く擾亂を爲すが故に煩惱と名く。諸の煩惱に隨つて轉じ、隨煩惱の名を得。

有る古師は言はく、「若し法の滿の煩惱の相を具せざれば隨煩惱と名く。月の滿たざるが隨月の名を得るが如し」と。然るに諸の^{七九}隨眠は名けて煩惱と爲す。即ち此れも亦隨煩惱の名を得。是れ圓滿なる煩惱の品なるを以ての故に。此れに由るが故に説く、即ち諸の煩惱は、結、縛、隨眠、隨煩惱、纏の義有り。所餘の染汚の心所の行蘊の隨煩惱は起りて隨つて心を惱ますが故に隨煩惱の名を

【七七】 順序として隨眠を出したるまでにて隨眠のことは已に前に詳説せり。

【七九】 已に隨眠を説き已れるを以て次にそれに從ふ隨煩惱 Dharma を説かんとするなり。

【七九】 前に明した根本煩惱たる六種の隨眠も亦隨煩惱の名を得ることを明す。但し、この場合は心に隨つて惱亂する義なり。他の隨煩惱の場合は根本煩惱に隨ふ義なり。

掉擧等も亦色無色にして欲界繫に非ざるを知る。品類足論に既に是の言を作す。「結法とは云何ぞ。謂はく九結なり。非結法とは云何ぞ。謂はく、九結を除いて所餘の法なり」と。此れに由りて證成す。掉擧の一種の少分は是れ結、謂はく、二界繫なり。少分は非結、謂はく、欲界繫なり。少に於て是れ結、謂はく、聖者なり、少に於て非結、謂はく、異生なり。有位は是れ結、謂はく、已に離欲貪なり。有位は非結、謂はく、未離欲貪なり。是くの如き等の差別の不定に由りて、品類足論は説いて結と爲さず。掉擧は三摩地を擾惱するが故に、順上分に於て建立して結と爲す。即ち此の理に由りて、順上分の中に、昏沈を説かず。等持に順するが故なり。

第十四節 縛の分類

已に結を辯ぜり。縛は云何ぞ。頌に曰はく、

縛に三有り、

三受に由る。

論じて曰はく、能く繫縛するを以ての故に縛の名を立つ。即ち是れ能く離染に趣くを遮するの義なり。結と縛との二の相は差別無しと雖も、而も本母に依りて縛に三有りと説く。一には、貪縛二には瞋縛、三には癡縛なり。所餘の諸結は品類同じきが故に三の中に攝在す。謂はく、五見と疑は癡の品類に同じ。慢慳の二結は貪の品類に同じ。嫉結は瞋に同じ。故に皆三に攝す。又已に諦を見たる者は餘の作すべき所なるを顯示せんが爲めに、三縛を説く。通じて六識身を縛して生死の獄に置くが故に。又佛は偏に覺慧の劣る者の爲めに、麁相の煩惱を顯はすが故に但、三縛を説く。

有餘師は説く。「三受の勢力に隨つて引く所なるに由りて縛に三有りと説く。謂はく、貪は多分、自の樂受に於て、所緣と相應と二種隨増し、少分は亦不苦不樂に於て、自他の苦、及び他の樂捨に於て、唯一種の所緣隨増有り。瞋も亦多分、自の苦受に於て自緣と、相應と二種隨増し、少分は亦

【六七】 品類足論六(大正二六・七一五下)

【七〇】 九結の中に掉擧はなく、而も今上分結と云はるる故、欲界繫の掉擧は非結にして色無色界繫の掉擧は結なりとの義なり。

【七一】 掉擧は三摩地を擾亂するが故に順上分に入るれども、昏沈は三摩地を擾亂せざる故に入れずとなり。

【七二】 已に結を説き終れる故に次に縛(Bandhanam)を説く。

【七三】 本母(Mātr-ka, Matika)摩低迦なり。

【七四】 貪縛(Rāgo Bandhanam)瞋縛(Dveṣo Bandhanam)癡縛(Moho Bandhanam)

【七五】 以下は縛をただ貪瞋癡の三として他を縛とせざる理由を説く。

【七六】 俱舍論二十一・三左一四右に此の説を簡單に説く。

謂はく、此れと餘方との功德と過失とを見るが故に、息心して往かず。二には正道に迷ふ。謂はく、發越すと雖も而も邪路に依つて彼方に至らず。三には正道を疑ふ。謂はく、諳悉せず、二路有りて人の皆數遊ぶを見、便ち正道に於て、心に猶豫を懷く。此れは彼れに趣くに於て是と爲んや非と爲んやと。是くの如く應に知るべし。解脫に趣く者も亦是くの如き相似の三障有り。謂はく身見に由りて、蘊と涅槃に於て、執我と斷の功德と過失とを見るが故に。解脫に於て發越せんことを欲せず。戒禁取に由りて、解脫を求むと雖も、而も正路に迷うて、世間道に依り、徒らに辛苦を経て涅槃に至らず。疑に由りて、能く自ら觀察すること能はず。諸の邪道に多人の修するを見、便ち正道に於て心に猶豫を懷く。解脫に趣くに於て是と爲んや、非と爲んやと。佛は豫流が永く是くの如く解脫に趣く障を斷するを顯はすが故に、三を斷すと説く。行の常を見ると雖も解脫に趣かず。世道の勝りを見て亦正道を迷失し、聖道を撥無する者も亦正道を信ぜず。而も前の三種は是れ後の三の根なり。後の三は必ず前の三に隨つて轉するが故に、本を擧げ末を攝して、但、前の三を説く。

第十三節 五上分結

佛は餘經に於て、順下分の如く、順上分にも亦五種有りと説く。頌に曰はく、

順上分にも亦五有り。

色と無色との二食と、

掉擧と慢と無明となり、

上を超えざらしむるが故に。

論じて曰はく、是くの如き五種は體に八物有り。掉擧等の三も亦界別なるが故に。唯修所斷なるを順上分と名く。上分を順益するが故に順上分結と名く。要らず見所斷を斷じて、彼方に現行するが故に。見所斷の惑は未だ永斷せざる時、亦能く彼れを資して下分に順ぜしむるが故に、要らず見所斷の惑を永斷して方に現行する者を順上分と名く。此の中既に色無色の食及び順上の言を説く

【六】 身見、戒取、疑の三なり。

【三】 邊執見を指す。

【三】 見取を指す。

【六】 邪見を指す。

【六】 前の身見、戒取、疑の三見。

【六】 邊執、見取、邪の三見。

【七】 此の節にては、前の五下分結に對して五上分結を説く。

【六】 五種とは色無色の二食と掉擧と慢と無明にして掉擧と慢と無明も色無色の界に依りて別なるが故に體は八種となる。

或は發趣せんと欲せず、
能く解脫に趣くことを障ゆ。

道に迷ひ及び道を疑ふことは、
故に唯三を斷ずと説く。

論じて曰はく、何等をか五と爲す。謂はく、有身見、戒禁取、疑、欲貪、瞋恚なり。是くの如き五種は^{五三}下分の法に於て能く順益を爲すが故に下分と名く。然るに下分の法に二種あり、一は下界、謂はく、欲界なり。二は下の有情、謂はく、諸の異生なり。聖法を得と雖も、而も下の分界を越ゆる能はざる者は、欲貪と瞋恚の二結の爲めに繫縛せらるゝに由るが故に。欲貪を離ると雖も、而も下の有情を越ゆる能はざるは、身見と戒取と疑の爲めに繫縛せらるゝに由るが故なり。諸の有情が欲界の獄の中に住するに、欲貪と及び瞋とは猶^{五四}獄卒の如し。彼れの禁約に由つて獄を越えざるが故に。身見等の三は防邏者の如し。設ひ方便有りて欲界の獄を越ゆるも、彼の三は執つて還獄中に置くが故に。順下分結は此れに由りて唯五なり已に諦を見る者も、欲貪と瞋とに由りて下界を超えず、其の義爾るべし。唯此れは但^{五五}欲界繫なるが故に。欲貪と離るゝ者も、見斷の一切皆下分の有情を超えざらしむ。何が故に世尊は唯三種を説くや。此の責有りと雖も、而も佛世尊は^{五六}門根を略攝して、且らく三種を説く。攝門と言ふは、見所斷の惑の類に總じて三有り。唯一と二に通ずると四部に通ずるとなり。故に此の^{五七}三種を説けば、彼の三門類を攝し、彼れを顯はすが故に。攝根と言ふは、身見等の三は是れ餘の三根なり。邊執見、見取、邪見は其の次第の如く、有身見、戒禁取、疑の三種の勝根に隨つて轉ずることを得るが故に。此の三種を以て彼の三根に攝す。故に順下分は唯此の五有り。諸の預流を得するものは六煩惱を斷ず。何に緣つて但、三結を斷ずと説くや。此れも亦前の攝門根の如きが故に。但、一有り^{五八}と雖も二部に通ず。即ち彼の相を擧げて以て彼の體を顯はす。此れに由るが故に彼の三門を攝すと説く。

或は有餘師は是くの如き釋を作す。^{六〇}異方に趣く者は三種の障あり。一には發することを欲せず。

【五三】 上二界を上分界と云ふに對し欲界を下分界と稱す。
【五四】 獄卒は門の番人にて出づることを得ざらしむ。欲貪と瞋恚に喩ふ、防邏者は外を護るものにて逃亡者を引き戻す身見と戒取と疑とに喩ふ。
【五五】 俱舍論二十一・三右には「諸得預流六煩惱斷、何緣但說斷三結耶」とせり。六煩惱とは五見と疑なり。この問難は正理はこの後に出す。
【五六】 門根の攝し方に依り三種を斷ずと説くの意なり。即ち上記の六煩惱は斷門より、三種となる。身邊二は苦諦下一種の煩惱、戒禁取は苦道の二に通じ、身見邪見疑は四諦に通じ三種となる。故に三種と説けば六煩惱のすべてを攝することとなる。
【五七】 本文二に作る。他本に依り三に改む。俱舍論二十一・三右にも三となす。
【五八】 邊根は身見を根とし、見取は戒禁取を根とし、邪見は疑を根とす、故に勝根たる三を擧げてそれより生ずる三を攝すとの意なり。
【五九】 前の註【五五】を見よ。
【六〇】 他の地方のこと。

何が故に纏の中、嫉慳の二種を建立して結と爲し、餘の纏に非ざるや。若し八纏を立つれば應に是の釋を作すべし。二は唯不善にして自在に起るが故に。謂はく、唯此の二のみ兩義具足して、餘の六は一も兩義を具するものなし。無慚無愧は唯不善なりと雖も、自在に起るに非ず。悔は自在に起るも唯不善に非ず。餘は兩つながら皆無し。若し十纏を立つれば應に是の釋を作すべし。唯嫉慳の二のみ過失尤も重きが故に、十纏中二を立て、結と爲す。此の二は數々現行するに由るが故に、謂はく、欲界人天趣の中に生れて、此の嫉と慳と數々現行す。又二は能く賤と貧との因と爲るが故に。謂はく、欲界の人天趣の中に生れて、多く賤と貧との重苦の轉る所と爲る。卑賤にして及び諸の乏財、乃至極親も亦敬愛せざるを現見す。又二は遍ねく隨煩惱を顯はすが故に。謂はく、隨煩惱に總じて二種有り。一は感しんと俱行すると、二は歡くわんと俱行するとなり。嫉と慳とは遍ねく是くの如き二相を顯はす。又此の二は能く二部を惱ますが故に。謂はく、在家衆は財位の中に於て、嫉と及び慳とに由りて極めて惱亂と爲す。若し出家衆は教行の中に於て、嫉と及び慳に由りて極めて惱亂と爲す。或は能く天と阿素洛衆とを惱ます。謂はく、色味に因つて極めて相惱亂す。或は此れは能く人天二衆を惱ます。世尊の憍尸迦に告げて言ふが如し。『嫉と慳の結に由つて人天惱亂す』と。或は此の二は能く自他衆を惱ます。謂はく、嫉に由るが故に他の朋に惱亂す。内に慳を懷くに由つて自侶を惱亂す。故に十纏の内に二を立て、結と爲す。

第十二節 五下分結

佛は餘處に於て、差別門に依りて、即ち結の聲を以て五種有りと説く。頌に曰はく、
五二 又五順下分といふあり、
 三に由りて復下に還へる。
 二に由りて欲を超えず。
 門と根とを攝するが故に三なり。

【五】 纏を立つるに八纏説と十纏説とあり。
 八纏とは慳・嫉・惱・害恨・誚・誑・憍にして、十纏とはこれに忿と覆を加ふ。

【五二】 隨煩惱に感と俱行する有り、觀と俱行するあり。嫉慳はこの二相を顯はすなり。

【五三】 この節に於ては五下分結を明す。中阿含二〇五經五下分結經(大正一・七七八下以下)、長阿含九經衆集經(六一・五〇)、雜阿含十八・一(大正二・二二七)等に出づ。

欲に於て、攝受する所の行中、心をして憎背せしむるを名けて恚結と爲す。慢とは謂はく、七慢なり。前に已に説くが如し。無明結と言ふは、謂はく、三界の無知なり。此れは所依に約す。所縁に非ざるが故に。諸の無漏の法は界に墮せざるを以ての故に。無明は亦彼れを以て所縁と爲すが故に。見結とは、謂はく、三結なり。取結とは、謂はく、二取なり。

何に緣りて三見を別に見結と立て、二取を別立てて取結と爲すや。三見と二取とは物と取と等しきが故に。謂はく、彼の三見四八に十八物あり、二取も亦然なり。故に物等しと名く。此の物等しと説くは義に於て何の益ありや。結の義の中に於て、益あるを見るが故に。此の言の意は説く。貪瞋等の如きは、一一獨り能く一の結の事を成す。三見二取は各十八物、和合して各一結の事を成ずるが故に。若し此れに異ならば、應に五見各一結を爲すと説くべし。貪瞋の如く等しきが故に。見と及び取は各十八物にて、共に一結と立て、方に貪等に敵するなり。若し爾らば、身見邊見見取十八物有り。戒取邪見十八も亦然なり。豈物等しきに非ずや。爾らず、本の釋其の理決定す。所以は何ぞ。取等しきを以ての故に。三見は等しく所取二取は等しく能取にして、所取能取差別有るが故に。謂はく、諸行に於て、我と斷と常を計し、或は撥して無と爲し、後に二取を起し、見を第一と執じ、或は執じて淨と爲す。雜亂せざるが故に、本釋を善と爲す。

有るが説く、「物と及び聲と等しきに由るが故に」と。有るが説く、「有と及び財とに貪著すれば見結、彼れに於て繫の用増上す。若し涅槃の樂に貪著すること有れば、取結、彼れに於て繫の用増上す」と。

疑結は謂はく、四諦に於て猶豫するなり。此れは慧に異なりて、別の法の體有り。

心をして喜ばざらしむるを、説いて名けて嫉と爲す。此れは瞋に異なりて、別の法の體有り。故に有るが釋す。「嫉は他の榮に耐えざるなり」と。心をして憎著せしむるを説いて名けて慳と爲す。

【四八】身見邊見の二は唯見苦斷、邪見は四諦に通ずるが故に合せて六、この六が三界各にあるが故に十八となる。
【四九】戒禁取は唯苦道所斷、見取は四諦に通ずるが故に合せて六、三界各六なるが故に十八となる。

【四四】 已に十種の隨眠と並びに纏とを、世尊説いて漏・流・軛・取と爲すことを辯ぜり。唯爾所と爲んや。更に餘有りと爲んや。頌に曰はく、
 結等の差別に由りて、
 復五種有りと説く。

論じて曰はく、即ち諸の煩惱は、結と縛と隨眠と隨煩惱と纏と義に別有るが故に五種を説く。

第十一節 結

且らく、結とは云何ぞ。頌に曰はく、

結に九あり、物と取と等しければ、

二は唯不善と及び、

纏の中に唯嫉と慳とを、

或は二は數行なるが故に、

遍ねく隨惑を顯はすが故に、

論じて曰はく、結に九種あり、一には愛結、二には悲結、三には慢結、四には無明結、五には見結、六には取結、七には疑結、八には嫉結、九には慳結なり。此の九種は境に於て、生に於て、繫縛の能有るが故に名けて結と爲す。契經に説くが如し、『苾芻、當に知るべし。眼、色を繫するに非ず。色、眼を繫するに非ず。繫とは謂はく、此の中の所有の欲貪なり』と。又契經に説く『諸の愚夫の類、無聞の異生は結縛の故に生ず、結縛の故に死す。結縛に由るが故に、此の世間より彼の世間に往く』と。或は此れ有るが故に、諸の有情をして、衆多の苦に合せしむるが故に名けて結と爲す。是れ衆の苦惱の安足處なるが故に。

此の中愛結は謂はく、三界の貪なり。此れは所依と及び所縁に約するが故に。若し違相及び別離

【四四】 猶前に引きついでて煩惱の種々の分類を示し、結等に就いて細釋す。

【E1】 結 (Samyojana)

縛 (Bandhana)

隨眠 (Anusaya)

隨煩惱 (Upaklesa)

纏 (Paryā vashthana)

【E2】 五種の分類中、先づ結を明す。

【E3】 九種の結。

一、愛結 (Amuṣya Saṃyojana)

二、悲結 (Preṭigha Saṃyojana)

三、慢結 (Māna Saṃyojana)

四、無明結 (Avidyā Saṃyojana)

五、見結 (Diṣṭi Saṃyojana)

六、取結 (Paṇamaṣa Saṃyojana)

七、疑結 (Vicikīṣā Saṃyojana)

八、嫉結 (Irīṣyā Saṃyojana)

九、慳結 (Mātsaryā Saṃyojana)

爾るべし。有るが釋す。「一刹那の極微に於ても隨増有るが故に微細と名く」と。

二に隨増とは、謂はく、所縁及び所相應に於て、皆隨増するが故に。如何が煩惱は所縁と相應に於て隨増有るや。前に已に辯ずるが如し。或は怨害の瑕隙を伺求し、及び毒を見るが如し。應に知るべし。煩惱は自の所縁に於て隨増の義有り。熱鐵丸の能く水を熱せしめ、及び毒に觸るゝが如く、應に知るべし。煩惱は自の相應に於て隨増の義有り。二は皆乳母の嬰兒をして隨増せしめ、乳母の能く嬰兒をして增長せしめ、及び伎藝をして漸次積集せしむるに同じく、所縁と相應と諸の煩惱の相續をして增長せしめ、及び積集を得せしむ。隨逐と言ふは、謂はく、無始より來、相續の中に起りて隨逐を得。隨縛と言ふは、極めて難し難きが故なり。四日瘡と及び鼠毒等の如し。有るが説く、隨縛は謂はく、恒隨を得るなり。海水の行くに空の行く影に隨ふが如し。此の所説の諸の因縁に由るが故に、十種の煩惱に隨眠の名を立つ。訓詞門に依つて此の名を釋すれば、謂はく、隨流とは相續中眠るが故に隨眠と名く。即ち順流とは身中に安住して昏滯を増す義なり。或は隨勝とは相續中眠るが故に隨眠と名く。即ち是れ如實の解に趣入する位に昏迷を爲す義なり。或は獄中に有り長時隨逐し、有情の類を覆ふが故に隨眠と名く。

何に緣つて隨眠は唯貪等の十にして、餘の忿等に非ざるや。唯此の十種の智氣堅牢にして、忿等に非ざるが故に。

有情を稽留し、生死に久住せしめ、或は生死の中に流轉せしめ、有頂天より無間獄に至る。彼の相續は六瘡門に於て、泄るゝ過窮り無きに由るが故に名けて漏と爲す。極めて善品を漂はずが故に瀑流と名く。界趣生に於て和合するを軛と名く。彼々の自體を執取するを取と名く。

第十節 結等の五種

【E0】漏 *Āsrava* は *Āsu* と いふ字原より來れるをそれに似たる *Asuyati* (住せしむ) より來れるものとしてこの解釋をなす。

【E1】これは洩るゝ *Āsu* の使役法 *Asvavāyati* より來れる形と見て解したるもの。

【E2】六瘡門。六根をいふ。

【E3】此れは正しく漏の字義を解釋したるものなり。

見瀑流と名く。謂はく、三界の中に各十二見あり、十五物を無明瀑流と名く。謂はく、三界の無明に各五あり。應に知るべし。四輓と瀑流と同じ。四取は應に知るべし。體は四輓と同じ、然るに三六欲と我語と各無明を併せると、見を分ちて二と爲すは、前の輓と別なり。即ち前の欲輓並びに欲の無明の三十四物を總じて欲取と名く。謂はく、貪瞋慢無明の各の五、疑に四有り。並びに十纏なり。即ち前の有輓と並びに二界の無明三十八物を總じて我語取と名く。謂はく、貪慢無明に各十、疑に八有り。若し惜掉を足せば四十二と成る。見輓の中に於て戒禁取を除いて、餘の三十物を總じて見取と名け、除く所の六物を戒禁取と名く。此れは獨り聖道の怨と爲るに由るが故に。雙べて在家出家の衆を誑ろかすが故に。

何が故に無明は別に取と立てざるや。能取の義に依つて取の名を建立す。然るに諸の無明は能取に非ざるが故に。謂はく、不了の相を説いて無明と名く。彼れは能取に非ず。猛利ならざるが故に。但餘と合せて立て、取と爲す。

第九節 隨眠等の名義

三九已に十種の隨眠並びに纏を、經に説いて漏・瀑流・輓・取と爲すを辯ぜり。此の隨眠等の名は何の義有るや。頌に曰はく、

微細と二隨増と、

隨逐と隨縛と、

住と流と漂と合と執と、

是れ隨眠等の義なり。

論じて曰はく。根本煩惱の現在前する時、行相知り難きが故に三九微細と名く。是の故に聖者阿難陀は言はく、「我れ今同梵行に於て、慢心を起すや不やを知らず」と。全く無しと説かず、慢隨眠の行相は微細なるを以てなり。彼れにして尙慢心の有無を知らず、況んや諸の異生をや。餘例は應に

【三六】四取と四輓は體同じきも、立て方異なりて、欲取は欲輓の二十九に欲界の五の無明を加へて三十四、我語取は有輓の二十八に十の無明を加へて三十八となる。又見輓を分ちて見取と戒禁取の二となす。

【三七】「若し惜掉成四十二」この八字順正論になし。

【三八】この下は煩惱の異名を釋す。

【三九】隨眠の原語 *Anu-sayna* の *Anu* を微細の義。 *Anu* に見て解釋したるなり。

然も其の中に於て見は亦別立す。謂はく、前の欲瀑流は即ち欲瀑流及び欲輓なり。是くの如く有漏は即ち有瀑流及び有輓なり。諸見を析出して、見瀑流及見輓と爲すは、猛利なるを以ての故なり。謂はく、漂^三と合と執との義に瀑流と輓と取を立つ。餘の煩惱の如きは、但、無明を除いて總じて互に能く漂・合・執するを相資く。諸見も亦爾なり。猛利なるに由るが故に、餘相を離れて、能く漂・合・執するを助く。故に亦、瀑流と輓と取とを別立す。又諸の煩惱は皆衆生をして染法に漂淪し、諸の善品を離れしむ。無解と邪解とは、波濤を涌泛し、衆生を漂激し、善に於て更に遠きが故に、無明と見とを此に別立するなり。

若し爾らば何ぞ見漏を立てざるや。住せしむるを漏と名く。後に當に説くべきが如し。見は彼れに順ぜず、義に別有るが故に。謂はく、異生と及び諸の聖者をして、等しく生死に住せしむるが故に名けて漏と爲す。諸見は聖をして住せしむる能有ることなし。漏の義全たからざるが故に別立せず。漂と合と執との義は聖と異生と殊なるが故に、後の三門に皆見を別立す。謂はく、此の諸惑は能く異生を漂はし、一切の善品を離れしむること有るべし。諸の聖者を漂はすことは則ち然るべからず。漂はし已つて能く諸の異生の類をして、非愛の界と趣と生と合せしむ。聖者を合せしむることは則ち然るべからず。合し已つて能く諸の異生の類をして依執せざること無からしむ。聖をして然らしめず。此の三門に由りて、異生は聖に異なる。中に於て見勝る。是の故に別立す。

有餘師は説く、「見は躁利なるが故に、住せしむる義に於て、獨り辯すること能はず。故に漏門に於ては餘と合立す。若し餘と合立すれば便ち住の能有り。象王を調するに於て、生象子を繫縛するが如し」と。

是くの如く已に二十九物を欲瀑流と名くることを顯はず。謂はく、貪瞋慢に各五種有り。疑に四纏に十有ればなり。二十八物を有瀑流と名く。謂はく、貪と慢と各十。疑に八有り。三十六物を

【三】瀑流に漂溺、輓に結合、取に取執の義を當つるものなり。以下の頌に出づ。

【三】無解は無明、邪解は見を云ふ。

【三】四十一の欲漏の中より十二の見を析出するが故に殘りの二十九が欲瀑流なり。

【四】見修五部にわたるが故に三五の十五種となる。疑の四とは修道になきが故に四なり。

【五】上界には瞋なきが故に除く。

欲と有との輓に癡を并す。

無明を別に立てざることは、

見を二に分ちて取と名く。能取に非ざるを以ての故なり。

論じて曰はく、欲界の煩惱と並びに纏に、癡を除いて、四十一物を總じて欲漏と名く。謂はく、

欲界繋の根本煩惱の三十一と並びに十纏なり、色無色界の煩惱の癡を除いて五十二物を、總じて三有漏と名く。謂はく、上二界の根本煩惱に各二十六あるなり。色無色界にも復亦悟沈掉擧有り」と

雖も、而も纏は界に依つて分別すべからず。上界の纏は少なくして自在ならざるが故に、是れに由

りて有漏は唯煩惱を説く。若し纏も亦界に依つて分別すれば、則ち有漏の體は五十六有り。故に

品類足には是くの如き言を作す。「云何が有漏なるや。謂はく、無明を除いて、餘の色無色二界の所繋の結と、縛と、隨眠と、隨煩惱と、纏となり」と。

何に緣りて二界の煩惱を合説して、一有漏と爲すや。同じく無記の性にして、同一對治同定地な

るが故に。亦色聲觸を緣じて境と爲すが故に。唯内門に於て轉ずと説くべからず。義准じて三界の十五の無明を無明漏の體と爲すが故に、頌に別に説かず。

何に緣りて唯此れに別して漏の名を立つるや。無明の過患勝ることを顯はさんが爲めの故なり。

謂はく、獨り能く生死の根本と作る。契經に説くが如し。「無明を因と爲して貪染を生ず。乃至廣説」と。又頌に曰ふが如し。

諸の所有の業趣、

此れと及び他の世間と、

皆無明を根と爲し、

貪欲の等しく起す所なり。

今此の中に於て、唯勝に據つて一百八の諸惑を顯説して漏と爲す。謂はく、非染汚の思等恨等は漏の所攝に非ず。唯此の諸惑は有情を稽留して、生死に久住せしめ、或は生死の中に流轉し、有頂天より無間獄に至らしむる用強く了し易し。是の故に偏に説く。瀑流と及び輓との體は漏と同じ。

【二】 欲界見所斷の惑に三十二ある中、四諦の各の下の無明四を去りて二十八、これに修所斷の四より無明を除きたる三を加へて三十一。これに纏の十を加へて四十一よなす。

【三】 この有漏は有の漏(Sāra-pāpaka)にして普通有漏(Sāra-pāpaka)と云はれるものと異なる。

【四】 上二界の見修惑より無明を除きて各二十六となる。合計五十二なり。

【五】 上記の五十二に色無色二界の各の悟沈掉擧の四纏を加ふ。

【六】 品類品論六(大正二六・七一七中)。

【七】 結。九結の中無明を除き、八結中、上界になき恚・嫉・慳を除きたる愛・慢・疑・見・取の五結。

【八】 縛。三縛の中、無明縛を除き、上二界になき瞋縛を除き、殘りの貪縛。

【九】 十隨眠の中瞋と無明を除きたる八。

【一〇】 隨煩惱。放逸・懈怠・不信・惛沈・掉擧・誑・誑・憍の八にして、根本煩惱に附隨する煩惱。

【一一】 纏。惛沈、掉擧の二なり。

【一二】 纏。惛沈、掉擧の二なり。

だ斷ぜざるに非ず。且らく、定んで煩惱の現前して、方に名けて阿羅漢の退と爲すことを得と許すに非ず。或は此れは且らく、從前の煩惱の無間に引生ずるに據るが故に説くも過無し。煩惱の生ずるに總じて二種有るを以てなり。一は煩惱より無間に引生ず。二は次の所餘にして煩惱より起るに非ず。若し此れに異ならば、善無記心の無間に煩惱の起ること有るべからず。此の中次の所餘の生に據らず、是の故に退を擧げて難と爲すべからず。或は此れは且らく、^{二三}因縁を具ふるに據つて説く。實には唯境界の力にのみ托して生ずる有り。因力と加行の力有ること無き者なり。

第八節 隨眠の異名

第一項 漏瀑流輓取等

^{二五}即ち上の所説の隨眠と并に^{二六}伴とを、佛は説いて漏・瀑流・輓・取と爲す。漏とは謂はく、三漏なり。一には欲漏、二には有漏、三には無明漏なり。瀑流と言ふは、謂はく、四瀑流なり。一には欲瀑流、二には有瀑流、三には見瀑流、四には無明瀑流なり。輓とは謂はく、四輓なり。瀑流に説くが如し。取とは謂はく、四取なり。一には欲取、二には見取、三には戒禁取、四には我語取なり。

第二項 漏等の體

欲の煩惱と並びに纏とに、
 有漏は上二界の、
 同じく無記にして内門なり。
 無明は諸の有の本なり。
 瀑流と輓とも亦然なり。
 見は住に順ぜざるが故に、
 癢を除きて欲漏と名く。
 唯煩惱にして癢を除く。
 定地なるが故に合して一とす。
 故に別に一漏と爲す。
 別に見を立つることは利なるが故なり。
 漏に於て獨り立つるに非ず。

【二三】 因縁を具せずして隨眠の生ずるもあるも、これは因縁を具する場合をいふと通ず。
 【二四】 阿羅漢の退は煩惱を已斷已遍知し非理の作意なければども、只境界に引かれて煩惱を起すことあり。
 【二五】 以下上説の隨眠煩惱の異名と分類を明す。
 【二六】 俱舍論二十・十三左は纏とす無慚・無愧・嫉・慳・悔・眠・掉舉・惛沈・忿・覆の十なり。下に出づ。

【二七】 漏 (Āsrava, Āsravā)
 欲漏 (Kāma-āsravā)
 有漏 (Bhava-āsravā)
 無明漏 (Avijjā-āsravā)
 【二八】 瀑流 (Ogha)
 欲瀑流 (Kāma-ogha)
 有瀑流 (Bhava-ogha)
 見瀑流 (Dyāyogha)
 無明瀑流 (Avijjā-ogha)
 【二九】 輓 (Yoga)
 【三〇】 取 (Upādāna)
 欲取 (Kāmapādāna)
 見取 (Dyāyopādāna)
 戒禁取 (Sīlavopādāna)
 我語取 (Ātma vado padāna)

第七節 煩惱生起の因縁

諸の煩惱の起ることは幾くの因縁に由るか。此の起の因縁に乃し多種有り。龜に隨ひ勝に就けば要は唯三あり。頌に曰はく、

未だ隨眠を斷ぜず、

非理の作意に由りて起る。

及び隨應の境現すると、

惑に因縁を具するを説く。

論じて曰はく、三の因縁に由りて、諸の煩惱起る。且らく、欲貪隨眠を起さんとするが如きは、欲貪隨眠を未だ斷ぜず、未だ遍知せざるが故に、欲貪に順する境現在前するが故に、彼れを縁する非理の作意起るが故なり。餘の隨眠の起るも、此れに類して應に知るべし。欲貪隨眠を未斷未遍知とは、三縁の故に未斷遍知と説く。謂はく、未斷を得するが故に、對治未生の故に、未遍知境の故に。又斷に二有り、一は有分斷、二は無分斷なり。故に未斷未遍知の言を説く。此れは隨眠が因力に由りて起ることを説く。

欲貪に順する境現在前するとは、謂はく、實の境有りて欲貪纏に順す。此れが若し現前すれば欲貪便ち起る。此れは則ち隨眠が境界の力に依つて起ることを説くなり。

彼れを縁する非理の作意起るとは、謂はく、木の如き境界の現前すること有り。及び鑽燧の如き非理の作意の起ること有り。境界の木を鑽りて欲貪の火生ず。此の中何をか非理の作意と名くるや。謂はく、上妙の衣服、花鬘の嚴具、塗香彫粧師彩飾の嬌姿顯はす所の女想糞聚に於て、有情の想を起し、住持する所の心と俱なる顛倒の警覺を非理の作意と名く。此れは則ち隨眠が加行の力に由りて起ることを説くなり。

若し諸の隨眠の起るに皆三因縁を具すれば、云何が阿羅漢の退有りと許すや。阿羅漢は隨眠未

【八】この段は起惑の因縁を明す。

【九】以下煩惱の生起する原因を種種擧ぐ。俱舍論二十、十三右に三縁を擧ぐ。正理論五十三は先づ多種の縁を擧げて後にその三縁を説く。

【一〇】未斷とは無間道にて未だ斷ぜざるをいふ。
【一一】未遍知とは解脫道にて未だ擇滅を得せざるをいふ。

【一二】三因縁を具して隨眠生ずといふに就き、阿羅漢の退を以て難じ、後に之を會通す。

卷の第二十七

〔辯隨眠品第六の三〕

第六節 十隨眠生起の次第

上に辯する所の如き十種の隨眠の次第に生ずる時、誰か前にして誰か後なるや。諸の隨眠の起るには定まれる次第無し。一切の後に一切生すべきが故に。然れども一類の煩惱の現行有り。前後相牽き次第無きに非ず。此の一類に就いて次第を辯すれば、頌に曰はく、

無明と疑と邪と身と、
 貪と慢と瞋と次の如く、

邊見と戒と見取と、

前に由りて後を引いて主す。

論じて曰はく、諸の煩惱の次第生を謂ふ時には、先づ無明が諦に於て了ぜざるに由り、苦乃至道諦を觀することを欲せず。了ぜざるに由るが故に觀察の能無く、既に二途を聞いて便ち猶豫を懷く。苦と爲んや、非苦とせんやと、乃至廣説。若し邪説に遇へば便ち邪見を生じ、苦諦を撥無す。乃至廣説。取蘊の中に於て既に苦を撥無し、此れに因りて便ち薩伽耶見を起し、此れより復我に斷常有りと執し、隨つて一邊を執じ計して能淨と爲す。是くの如き計に於て、執じて第一と爲し、己が見の德を見、之を緣じて貪を起し、此れは他に勝ると謂ひ、恃んで慢を生ず。他の起す所の邊見に於て瞋を生ず。我を執する徒の無我見を憎むが如し。或は己が見に於て、取捨の位の中に、必ず應に瞋を起し、所捨を憎嫌すべし。

此れは一類に依つて、十隨眠の相牽いて現行する前後の次第を辯するなり。現實には煩惱の行相は無邊なり。所待の緣に差別有るを以ての故なり。

【一】十種隨眠の次第を明す一證なり。

【二】俱舍論二十・十三左には十隨眠の生起の前後次第を明す後に「説越次起者前後定無し」とあり、今その一二を茲に説く。

【三】この下十隨眠生起の順序は左の如しとなす。
 身見—邊見—斷見—邪見—見取—常見—戒取—疑—貪—慢—瞋—

【四】十種の隨眠の起る前後次第の一として出す。
 無明—疑—邪見—身見—邊見—

戒禁取見—見取—貪—慢—瞋—

【五】戒禁取見なり。
 【六】見取見なり。
 【七】本文已に作る己と改む。

相應の心は、所相應の無明と身見の隨増と(助)伴の性と由つて有隨眠と名く。自部の餘の見集斷の遍の、唯隨増の性に由つて有隨眠と名く。所餘は俱非の故に有彼に非ず。其の餘の見苦見集斷の遍不遍の心は理の如く應に思ふべし。見滅所斷の邪見と俱なる心は、所相應の無明と邪見の隨増と(助)伴の性に由りて有隨眠と名く。自部の攝の有漏縁の遍の唯隨増性に由りて有隨眠と名く。所餘は俱有の故に有彼に非ず。其の餘の見滅見道所斷、若しは無漏を縁じ有漏を縁する心は、其の所應の例の如く、應に思擇すべし。修道所斷の貪相應の心は、所相應の無明及び愛の隨増と(助)伴との性に由りて有隨眠と名く。自部の餘及び諸の遍行との唯隨増の性に由りて有隨眠と名く。所餘は俱非の故に有彼に非ず。餘の修所斷の煩惱と俱なる心は、其の所應の例の如く應に思擇すべし。諸の修所斷の不染汚心は、自部の攝の隨眠と及び遍との唯隨増法に由つて有隨眠と名く。是くの如き所論は皆未斷に約す。彼れ若し斷じ已つて(助)伴の性有る者は、唯(助)伴の性に由りて有隨眠と名く。此の義門に依つて、應に是の説を作すべし。頌に曰はく、

有隨眠の心に二あり、
謂はく、有染と無染となり。
有染心は二に通ず。
無染は隨増に局る。

論じて曰はく、有隨眠の心に總じて二種有り。^{一七}有染と無染との心に差別あるが故なり。中に於て有染の所有の隨眠は、若し未斷の時は、^{一八}相應は二を具し、所縁は唯一なり。若し已斷の時は相應は一有り、所縁は都て無し。彼の無染心の所有の煩惱は唯未斷の位を有隨眠と名く。斷じ已れば都て無し。助伴に非ざるが故に。此の無染を縁する所有の隨眠は有心の前に在り、或は俱時に斷ず。染を縁するを斷するは前と後と俱に通ず。相應は心と必ず俱時に斷ず。故に染は二に通じて有隨眠と名け、無染は一に局りて隨増の性有り。

【一七】この頌は前に説く所を總結するなり。

【一七】有染は不善と有覆無記にして、無染は善と無覆無記なり。

【一八】既に前にこの義を出せり。

に非ざるが故に。^{一一}本論に説くが如し。彼れは此の心に於て或は隨増すること有り。或は隨増せず。云何が隨増するや。謂はく、彼の隨眠、此の心と相應すると、及び心を縁するものとの未だ斷ぜざるとなり。云何が隨増せざるや。謂はく、彼の隨眠、此の心と相應し、已に永斷を得るなりと。

^{一二}何等をか名けて有隨眠の心と問ふや。有隨眠の名は何の義に依つて立つるや。復何等に由りて有隨眠と名くるや。且らく前に言ふ所の三界の各五部の十五種の識を有隨眠心と名く。是くの如き諸心は各二種有り。謂はく、遍と非遍行、有漏と無漏となり。染と不染を縁する心に差別有るが故なり。^{一三}二義に依りて有隨眠の名を立つ。一は是れ隨眠の隨増する所なるが故に、二は隨眠を以て助伴

と爲すが故に。隨眠に由るが故に有隨眠と名く。相應隨眠は斷と未斷とに通ず。所縁は唯未斷の心を有隨眠と名く。云何が心と相應する煩惱、乃し未斷に至るまで心に於て隨増するや。謂はく、彼の隨眠能く得を引起し、心の相續に於て、能く拘礙を爲す。又來世の與めに同類因と爲り、相續の中の心の等流起を引くが故に。乃し未斷に至るまで心に於て隨増す。斷すれば則ち然らず。隨増の義なし。斷に由るが故に、彼れをして心を離れしむるに非ず。故に已斷なりと雖も而も有彼と名く。助伴の性は不可壞なるを以ての故に。謂はく、對治の力は相續の中に於て、能く隨眠を遮して、現起せざらしめ、及び能く彼れの引起する所の得を遮し、心の相續に於て拘礙を爲さず。故に已斷の相應の隨眠は隨増の理なし、對治の力が能く隨眠の俱行伴の性を壞するに非ざるが故に、彼れは已斷なりと雖も、心を有隨眠と名くと説く。若し諸の隨眠の心を縁するもの未だ斷せず、心の斷未斷に隨つて、心に於て隨増するが故に、恒に心をして有隨眠の名を得せしむ。若し彼の心を縁する隨眠已に斷すれば、心は彼れに由つて有隨眠と名けず。道力が心をして隨眠を離れしむるが故に、^{一四}助伴と及び能所縁と爲ると雖も、俱に道力の能く相離れしむるに非ず。而も^{一五}助伴に對して能所縁は疎なるが故に。此の有は唯未斷に據つて名く。助伴の性は親しく、斷も亦有と名く。此の中身見

【一二】發智論一(大正二六・九二一上)、婆沙論二(大正二七・一一〇上)。

【一三】此の處は有隨眠心の體を明し、三界五部十五種の心となす。

【一四】有隨眠の名は隨増と助伴との二義に依ることを説き、從つて以下に相應隨眠は斷未斷に通してその心を有隨眠と名け、所縁隨眠は未斷の場合のみ有隨眠と名くことを明す。婆沙二二(大正二七・一一一下)。

【一五】相應隨眠は已斷の場合隨増の義なしと雖も、助伴の義あるが故にその心と有隨眠と云ふとならば、所縁隨眠も已斷の場合猶能所縁の關係あり、その心と有隨眠と名くべきに非ずやとの難を含んで説くなり。婆沙論二二(大正二七・一一下)。

【一六】助伴の關係は親、能所縁の關係は疎なるが故に、上の難に對して答ふるなり。

く第四靜慮の眼根を緣す。無色の修斷及び彼の遍行の隨眠隨増す。

若し復有るが問うて曰はく、¹⁰⁹眼根を緣する識を緣じて、復幾くの種の隨眠隨増すること有りや。應に觀すべし。此の識に十三種有り。謂はく、三界に於て各四識有り。見滅斷を除く。合して十二を成す。并に諸の無漏の識能く眼根を緣するを緣す。此れは所應に隨つて、三界の四部、見滅斷を除き、隨眠隨増す。謂はく、欲界繫の見苦所斷の遍行と俱なる識能く眼根を緣す。此の識は欲の見苦斷たる容く、見集斷の遍、修道所斷の善と無記の識、及び色界繫の修斷の善識、並びに法智品の無漏識此れを緣す。諸の能く眼根を緣する(識)を緣する識に、應に隨つて、欲界の見苦・見集・修道所斷・色の修所斷と、及び彼の遍行の隨眠隨増す。餘は所應に隨つて、當に理の如く釋すべし。乃至無漏の、眼根を緣する識、此の識は三界の所繫たる容く、見道所斷の無漏緣の識、修所斷の善と無の識と此れを緣す。諸の能く眼根を緣する(識)を緣する識は、漏應に隨つて三界の見道所斷と修所斷と修所斷の遍の隨眠隨増す。若し別に疎條せば、十二種、各爾所の隨眠隨増すること有り。應に言ふべし。欲界の見苦所斷の諸の緣するを緣する識には、欲の見苦斷、見集斷の遍の隨眠隨増す。此れに翻じて應に知るべし。見集斷の識、修所斷の識には、欲の修所斷及び諸の遍行の隨眠隨増す。見道斷の識には欲の見道斷及び諸の遍行の隨眠隨増す。然るに無漏緣は唯相應縛のみにして、所餘は所緣隨増を作す。此れに准じて色無色界の差別有る者を知るべし。見道斷の識は欲界上界次の如く、應に知るべし。法類品の眼根を緣する識を緣す。餘の所繫の事は眼に例して應に思ふべし。

第五節 有隨眠心

今此の中に於て復應に思擇すべし。若し¹¹⁰心が彼れに由るを有隨眠と名く。彼れは此の¹¹⁰心に於て、定んで隨増するや、不や。此れは決定せず。謂はく、彼の隨眠の未だ斷ぜざるは隨増す。已斷

【一〇四】 これまでに見苦見集所斷の法を云ひしを以て次に見滅見道所斷に就て語るなり。

【一〇五】 色界の時は前の見苦集及び修の三部法の場合の八に見滅見道の各一を加へて九。

無色界の時は前所説の十に見滅見道の各一を加へて十一となる。

【一〇六】 眼根は眼識相應なるを以て修所斷にして見所斷の四部に通ぜず。

【一〇七】 眼根を緣する識を隨増する隨眠を説く。發智論六(大正二六・九四四上)。

【一〇八】 重緣隨増と云ひ、眼根を緣する識を緣じて識を隨増する隨眠なり。發智論六(大正二六・九四四上)。

【一〇九】 有隨眠(Sarūpīya)とは隨眠に由る心のこと。

【一一〇】 隨眠は此の有隨眠の心に於て隨増するかと問ふなり。

若し無漏識に唯類智品なり。見集所斷は應の如く當に知るべし。

若し無色繫の即ち前の所説の三部の諸法ならば、各十識の縁なり。謂はく、三界の(各)三は皆前に説くが如く、無漏は第十なり。皆緣す容きが故なり。色界繫に准じて應の如く當に知るべし。

見滅見道の所斷の諸法は、應に知るべし。一一に自識の縁を増す。斷れば復云何ぞ。謂はく、欲

界繫の見滅所斷は六識の縁と爲る。五識は即ち前の如く、欲の見滅斷を増す。見道所斷の義は准じて知るべし。色無色繫の見滅道斷は應に隨つて、九と十一との識の縁と爲る。八十は前の如く各自識を増す。若し無漏法ならば十識の縁と爲る。謂はく、三界中の各後の三部、即ち見滅道修所斷の識、無漏は第十なり。皆緣すべきが故に。委しく釋せざれば應の如く應に思ふべし。

應に前に略して建立する所の十六法の識を以て、蘊んで心中に在き、隨眠の隨増する所の事を思擇すべし。文の煩廣なることを恐れて、略して方隅を示す。

且らく、有るが問うて曰はく、所繫の事内の眼根に幾くの隨眠隨増すること有りやと。應に眼根に總じて唯二有りと觀すべし。謂はく、欲と色の界の各修所斷なり。此れは所應に隨つて、欲色の修斷と及び彼の遍行の隨眠隨増す。

若し有るが問うて曰はく、眼根を縁する識に、復幾種の隨眠隨増有りや。應に此の識に總じて八種有りと觀すべし。謂はく、欲色界に各三識有り。即ち見苦集所斷の遍と俱なると、及び修所斷と合して六を成す。無色界は一、即ち修所斷の空處の近分所攝の善識なり。無漏は第八なり。皆眼根を縁す。且らく、應に一分の無漏は決定して隨眠隨増を爲さずと了知すべし。前の七は應に隨つて、欲色の各三部と無色の修斷の遍の隨眠隨増す。謂はく、欲界繫の見苦所斷の遍行と俱なる識に、欲の見苦斷、見集斷の遍の隨眠隨増す。此れに翻して應に知るべし。見集斷の識、修所斷の識に欲の修所斷と及び諸の遍行の隨眠隨増す。此れに准じて應に知るべし。色界の三識、無色の善識は能

一は欲界苦諦下の遍行の惑と相應する識。
二は欲界集諦下の遍行の惑と相應する識。
三は欲界修所斷の善の識と無覆無記の識。

【九八】色界修所斷の善の識、無覆無記の識は欲界苦諦下の煩惱を縁す。

【九九】無漏とは苦集法智品の無漏識即ち苦法智忍苦法智、集法智忍集法智は見道位に於て、滅道法智品の無漏の識は修道位に於て各能く欲を治す。
【一〇〇】自と下の三とは、自とは色界、下は欲界なり。合せて六となる。

【一〇一】欲界苦諦下の上界を縁する識。此れは他界縁の煩惱と相應する識なり。

【一〇二】欲界の集諦下の上界縁の惑と相應する識。
【一〇三】欲界の修所斷の善の識。

【一〇四】色界苦諦下の一切の識。
【一〇五】色界集諦下の遍行の惑と相應する識。

【一〇六】色界修所斷の善の識と、無覆無記の識。
【一〇七】無色界の空處の近分定の善の識。

【一〇八】類智品の無漏識。即ち苦類智忍と苦類智、集類智忍と集類智。

【一〇九】三界の三とは三界の苦集、修の各三をいふ。

九三 何の事に、幾くの隨眠有りて隨増するや。此の中、但、應に所縁の相を辯すべし。謂はく、何の法が何の識の所縁なるかを辯すれば、則ち此の所繋の事に、定んで爾所の隨眠隨増有るかを了知し易し。且らく法と識と數各幾く有りや。九四 諸法は多しと雖も略して十六と爲す。三界の五部と及び諸の無漏となり。能く彼れを縁する識の名數も亦然なり。此の中、何の法か幾くの識の境と爲るや。頌に曰はく、

見若と集と修との斷にして、

自界の三と色の一と、

色は自と下との各の三と、

無色は通じて三界の、

見滅道の所斷は、

無漏は三界の中の、

若し欲界の所繋ならば

無漏と識との所行なり。

上の一と淨識との境なり。

各三と淨識縁す。

皆自識の行を増す。

後の三と淨識との境なり。

論じて曰はく、欲界繋の見苦と見集と修所斷の法は各五識縁なり。謂はく、自界の三は即ち前に説くが如し。及び色界の一は即ち修所斷にして無漏は第五なり。皆縁す容きが故なり。

且らく、欲界繋の見苦斷の法が、自界の三識の所縁と爲るとは、謂はく、欲の見苦所斷の一切と、及び欲の見集所斷の遍行と、欲の修所斷の善と無記の識となり。色は修所斷の善の識にして餘に非ず。無漏の識の中、唯法智品なり。見集所斷は應の如く當に知るべし。

若し色界繋の即ち前に説く所の三部の諸法ならば、各八識の縁なり。謂はく、自と下との三は、皆前に説くが如し。及び上界の一は即ち修所斷にして無漏は第八なり。皆縁すべきが故なり。

且らく色界繋の見苦斷の法が、自界の三と及び上界の一識の所縁と爲るとは、前に准じて知るべし。下界の三識の所縁と爲るとは、謂はく、欲の見苦見集所斷の上縁の相應の修斷の善の識なり。

五心中、苦法智生ずる時は苦諦の下の諸事は繋縛を斷ずるも、集法智の生ぜざる限り、集諦下の煩惱有り、その中の遍行の隨眠は苦諦を縁じて間接に之を繋縛するなり。

【九三】 修道に於て云へば三界九地各々上品乃至下品九品の煩惱有り、これを上上品より斷じて漸次に下下品に及ぶ。故に上上品を斷ずればその限り斷なれども、上中品以下の煩惱残りて、上々品を縁じ猶繋縛するなり。

【九四】 事とは對境にして、いかなる對境にいかなる隨眠が隨増するかを説く。

【九五】 此の事と惑との關係は極めて複雑にして説くこと容易ならず、これに縁つて、識と所縁の關係を説けばこの問題に答へ易きを以てその方面より説くといふことなり。俱舍論二十・九左には略毘婆沙を作りて説くとなす。

【九六】 此の見地から説けば法と稱せらるるものは多しと雖も、合して十六となる譯なり。即ち三界に各見四修一の五部合せて十六なり。諸法をすべて十六にて攝するなり。

【九七】 欲界の苦・集・修の識と色界の識と無漏識をいふ。

【九八】 自界の三とは

或は唯現も仍是れ假有なりと許し、或は總じて三世皆無と非撥す。此れ等は皆正教と正理に違す。智者應に斥けて迷理の人と爲すべし。然も我れ且らく尊者世友の、作用に約して、三世に殊有ることを立つるに依り、己が堪能に隨つて、諸の過難を排す。是の故に三世實有の義成す。諸の有智の人應に隨つて信じ學ぶべし。

第三節 事の斷と繋の斷との關係

已に隨眠の、是くの如き位に於て、是くの如き事を繋するを辯ぜり。^{八七}復應に思擇すべし。^{八九}諸事未だ斷ぜず、彼れ必ず繋せらるゝや。設ひ、事繋せらるゝも、彼れ必ず未だ斷ぜざるや。若し事未だ斷ぜず、彼れ必ず繋せらるゝ事繋せられて、而も未だ斷ぜざるに非ざる有り。繋して未斷に非ずとは其の相如何ぞ。頌に曰はく、

見若の、已斷なるに於て、

及び前品の已斷に於て、

餘の遍行の隨眠と、
餘の此れを緣するは猶繋す。

論じて曰はく、且らく、^{九〇}見道位の苦智已に生じて、集智未だ生ぜず。見苦所斷の諸事は已に斷ずるも、見集所斷の遍行の隨眠は、若し未だ永斷せざるときは、能く此れを緣すれば、此れに於て猶繋す。及び、^{九一}修道の位に隨つて、何れの道の生ずるも、九品の事の中に於て、前品は已に斷ずるも、餘の未だ斷ぜざる品の所有の隨眠の、能く斷れを緣するもの、此れに於て猶繋す。「及び」の聲は兼ねて、前々已に斷じて、後々未だ斷ぜざれば、皆能く繋する義を明す。

第四節 隨眠の隨増

第一項「法と識との關係

【八六】 衆賢はこれを然らずとし、法救の説は世友の説と略々同じく力勢作用の上に就て云ふものなるが故に數論に同じからずと云ふ也。

【八七】 隨眠の繋事に就いて以上三世實有論を論じ來れり。

【八八】 先きには世に約して繋を論じ、今はそれに引き續いて斷に約して繋を論ずるなり。

【八九】 斷と離繋の關係を問ふものにして、斷とは得を離るるに因り、或る對境が直接に自身を縛する煩惱より脱すること、離繋とは能緣の煩惱の斷ずるに因り、直接に又間接に之を縛する繋縛を離るるをいふ。斷は狭く離繋は廣し。この關係を事未斷なれば必ず繋せらるるやと問ひ、然りと答ひ、事繋せられて未斷なりやと問ひ然らず、繋せられて而も已斷なるありと答へたるなり。

【九〇】 俱舍論二十・九左には「有事已斷而非ニ離繋」とありそれに當る。

【九一】 暫らく、これを見道位の例をとりて明せば、見道十

が如し」と。尊者八二覺天は是くの如き説を作す。「待八三に別有るに由りて、三世に異あり」と。彼れは謂はく、「諸法世に行する時、前後相待して、名を立つるに異有り。體八四に非ず、類に非ず、相八五に殊り有るに非ず。一女人を前に待し、後に待し、其の次第の如く、女と名け、母と名くるが如し。是くの如く諸法の世に行する時、現と未とに待して過去と名け、過と現とに待して未來と名け、過と未とに待して現在と名く」と。

此の四種、説一切有宗に傳説するうち、八六最初は法の轉變を執するが故に、數論の朋中に置在すべし」と。今謂はく、然らず。彼の尊者は有爲法は其の體是れ常にして、三世を歴る時、法隱れ法顯はると説くに非ず。但、諸法の世に行する時、體相同なりと雖も、性類異なることを説くなり。此れと尊者世友と分同なり。何ぞ數論外道に同じと判すべけんや。第二と第四は世を立つる相雜八七(亂)す。故に此の四の中第三最も善し。作用に約するを以て位に差別有り、位の不同に由りて、世を立つること異有り。我が辯する所の如く、實に去來有り、法性に違せず、聽教の許す所なり。若し去來を撥すれば便ち法性に違し、聖教を毀謗し、多くの過失有り。此れに由りて應に知るべし。尊者世友の所立は實に過去未來有り、理に符ひ經に順じ、能く傾動すること無し。謂はく、彼の尊者は是くの如き言を作す。「佛、經中に於て三世有りと説く。此の三世の異は如何が建立するか。作用に約して、三世を立つること異有り。謂はく、一切行の作用未だ有らざるを名けて未來と爲し、作用有る時を名けて現在と爲し、作用已に滅するを名けて過去と爲す。體八八に殊り有るに非ず。此の作用とは名けて何の目くる所と爲すや。有爲法の果を引く功能に目く。即ち餘性の生ずる時、能く因性と爲る義なり。若し能此れに依りて、世に殊り有るを立て、或は能く餘を作せば過無し。辯異の智者應に鑒理の人と名くと許すべし。若し有るが、世の別を立つる理に迷ふに由り、他難を怖るが故に、聖言を棄捨し、或は了義經を撥して不了と爲し、現在有りと許して、去來無しと言ひ、

【七】 姫隣、女部屋。一人の婦人に染するときは、他の女に赴かざれも全然心を離れたるに非ざるが如しとの意なり。

【七五】 世友 (Vasumitra)。同じく四評家の一人にて位の不同に依りて三世を分つ。

【八〇】 位 (Avastha) の不同。

法に過去位、未來位、現在位ありとし、この位に依りて三世を立つとなすものなり。然しこの位とは作用の位にて、已作用、未作用、正作用に依りて立つるものなり。

【八二】 簾は籤なり。今は一本の竹の棒と見て差支なし。宛かも十露盤に於けるが如く、それを一の位に置けば一と云ひ、百の位に置けば百といふが如しといふ意なり。

【八三】 覺天 (Buddhadeva)。同じく四評家の一にて、待の不同に依りて三世の別を立つ。

【八四】 待 (Apekṣa) の不同。三世は相待的に眺め比べて名けたるものなりとの説なり。

【八五】 體や類や相に殊り有るに非ずとの意なり。

【八六】 法救の説は前に云ふが如く、法の狀態の變化に依りて三世を立つるが故に、數論の轉變説に同ずる嫌あるをいふ。俱舍論二十・三左には數論に同ずるものとして示せり。

理に違背するが故に。實有の補特伽羅を遮せんが爲めに、及び總じて所知の法有るを開かんが爲めに、佛は梵志の爲めに是くの如き法を説く。『一切有とは唯十二處なり』と。是の故に去來は決定して實有なり。

第三項 三世の別に關する四論師の異説

是くの如く許す所の一切有宗は、古より師承の差別幾く有りや。誰の所立の世最も善く依るべきや。頌に曰はく、

此の中に四種有り、

類と相と住と待との異なり。

第三は作用に約して、

世を立つる最も善と爲す。

論じて曰はく、尊者七四法救は是くの如き説を作す。類の不同に由りて三世に異有り」と。彼れは謂はく、諸法の世に行ずる時、類に殊り有るに由り、體異有るに非ず。金器を破して餘の物と作す時、形に殊り有りと雖も、而も體に異無きが如し。又乳の變じて酪と成る時、味勢等を捨て、顯色を捨するに非ざるが如し。是くの如く諸法の世に行ずる時、未來より現在に至り、現在より過去に入り、類を捨得すと雖も、體を捨得するに非ず」と。尊者七五妙音は是くの如き説を作す。相に別有るに由りて三世に異有り」と。彼れは謂はく、「諸法の世に行ずる時、過去は正しく過去の相と合す。而も名けて現未の相を離ると爲さず。未來は正しく未來の相と合す。而も名けて過現の相と離ると爲さず。現在に正しく現在の相と合す。而も名けて過未の相と離ると爲さず、人の正しく一の妻室に染する時。餘の七六姫媵に於て、染を離るとは名けざるが如し」と。

尊者七七世友は是くの如き説を作す。位の不同に由りて、三世に異有り」と。彼れは謂はく、「諸法の世に行ずる時、(三世の)位位の中に至りて、(三世の)異々の説を作す。位に別有るに由り、體に異有るに非ず。一籌を運びて、一に置くを一と名け、百に置くを百と名け、千に置くを千と名くる

【七三】以上、一切有に關して論争し來り、三世有を成立し、茲に更めて、この三世の別に就いて右よりの師承四説を擧ぐるなり。婆沙論七七(大正二七・三九六)。俱舍論二十・三右。

【七四】法救(Dharmatrāṭṭh)。所謂婆沙四評家の一にして、類の不同に依りて世を分つ。【七五】類(Bhava)。類の譯語のために意味を取ること困難なるかの如くなれども、狀態、力勢的狀態といふことにて、體に恆有にして、その力勢的狀態に依つて三世を分つといふ説なり。

【七六】妙音(Māgadhā)。同じく四評家の一人にて、この人は相の不同に依りて三世を分つ。【七七】相(Lakṣaṇa)の不同。相は相狀にて、法の相狀が過去のなるとき、未來的なるとき、現在のなるとき、三世有りとなすものなり。光の記がこれを三世相の所立となすは當らざるべし。

て、無を所縁と爲して識も亦起ることを得るを遮するを知る。既に過未を縁じて識亦生ずることを得るが故に、去來の體は是れ實有なることを知る。

又一切の識は必ず境有るが故に。謂はく、有の境を見て、識方に生ずることを得。世尊の言ふが如し。「彼々の境相を各々に了別するを識取蘊と名く」と。所了とは何ぞや。謂はく、色より法に至る、彼の經は有識無境を説くに非ず。此れに由りて、應に知るべし。去來を縁する識は定んで境有るが故に、實に去來有り。

又已謝の業に當果有るが故に。謂はく、先きに造る所の善不善の業は、縁を待つて當の愛非愛の果を招く。業を思擇する處に、已に廣く成立せり。業の無間に異熟果生ずるに非ず。當果の生ずる時に、異熟因の現在若しくは過去の法其の體已に無なるに非ず。(然らざれば)則ち因無くして果の生ずる義有るべし。或は彼の果畢竟不生なるべし。此れに由りて應に知るべし。過去は實有なり。

諸有の處俗と及び出家の人と、前に辯ずる所の如く、三世有り、及び眞實の三種の無爲有りと信じ、方に自ら説一切有部と稱すべし。唯是くの如き法有りと説くを以ての故に、彼れは是れ説一切有宗と許す。餘は則ち然らず。増減有るが故に。謂はく、増益論者は、眞實の補特伽羅及び前の諸法有りと説く。分別論者は唯現と及び過去世の未だ與果せざる業有りと説き、刹那論者は唯現の一刹那の中の十二處の體有りと説き、假有論者は現在世の所有の諸法亦唯假有なりと説き、都無論者は一切法は都て自性無く皆空花に似たりと説く。此れ等は皆説一切有に非ず。

經には唯總じて、「一切有とは、謂はく、十二處なり」と説いて、會て別に「唯現在有にして、去來有ること無し」と説かず。處處の經に去來は是れ有なりと説く。故に一切有を説くは三世と無爲に通ず。唯現在の少分の有論を執じて、自ら説一切有と稱すべからず。現在唯假有論、及び都無論を説き、自ら説一切有と稱すべからざるが如く、彼れも亦應に爾るべし。彼れの言ふ所は、聖教と正

【六六】 正理論三三(大正二九、五三〇上)、國譯毘曇部二八、三三八頁。

【六七】 こゝに他部と比較して説一切有部の特殊の立場を示す。

【六八】 犢子部を云ふ。

【六九】 分別論者。この論者の部派名に就ては議論あれども、俱舍論二十・三右にもこの文を出し、光記はこれを飲光部とせり。

【七〇】 刹那論者は經量部及び世親なり。

【七一】 説假部の如きこれなり。

【七二】 恐らく大乘の般若經系のもの指すものなるべし。

【五七】猶補特伽羅等の如くなるが故に。謂はく、處々に補特伽羅有りと言くと雖も、而も説いて實に體有ること無しと爲すべし。又契經等に分明に遮するが故に。此れに由りて補特伽羅有りと説く所有の契經は皆了義に非ず。又經に應に父母を害すべしと説くが如きは、理として亦應に是れ不了義の經なるべし。餘經には是れ無間業にして、無間は必ず捺落迦に墮すと云ふを以ての故に。又經に諸の習欲者は、惡業の而も作す能はざるもの有ること無しと説くが如きは、此れ亦應に是れ不了義の習欲者なるべし。餘經の中に、諸の聖者の故思に由りて、諸の惡業を造ることを遮するを以ての故に。是くの如き等の類、隨つて應に當に此れは分明に決定して去來世有りと説くに非ず。已に復餘處に於て、分明に決定して去來有ることを遮す。以て此れは了義に非ずと准知すべし。

然れども此れは決定して是れ了義の説なり。餘經の不了の相を越ゆるを以ての故に。

「豈、亦去來を遮する經有らずや。」勝義空契經の中に言ふが如し。『眼根の生ずる位に五九從來する所無く、眼根の滅する時六〇、造集する所無し。本無くして今有り、有り已りて六一還去る」と。若し未來世に、先きに眼根有らば、則ち本無くして今有りと言ふべからず。』

【六二】此の意は眼が、火輪従り、或は六三自性より、或は六四自在より來り、眼根滅する時、還彼六五に造集す（と言ふ）を遮し、正義を顯はさんが爲めの故なり。次に復「本無くして今有り、有り已つて還去る」と言ふは、因中無果の故に本無しと説き、或は作用に約するが故に今有りと言ふ。契經に言ふが如し。『眼と色とを縁と爲して眼識を生ず。是くの如く乃至、意と法とを縁と爲して意識を生ず」と。

若し去來世實有に非ざれば、能く彼れを縁する識は應に二縁を闕くべし。既に二縁能く識を生ずと説く。此れは則ち唯實及び假の依を根とし、境と爲して、方に能く識を生ずと説くなり。二は唯彼れを用つて自性と爲すが故に、無が二縁の所攝と爲るべきに非ず。此れに由りて、佛が已に方便し

【五七】以下過去未來の有を否定する例の難なり。

【五八】雜阿含十三・三四(太正二・九二下)、俱舍論二〇・六右引用。

【五九】經文には眼根の生ずる時來る處なく、滅する時に去る處なしとあり。

【六〇】何處に集まり至るといふことなしとの意なり。

【六一】俱舍論の引文には「去」を「無」に作る。

【六二】こゝは外道説の眼根以外に火輪自性等のものあり、その處より眼根來りて又還り去るといふを擧げて、佛教説の眼根が過現未に遷り行くといふを示す。

【六三】數論派の説。

【六四】大自在天外道の説。

【六五】三世實有を證明する文證の一なり。俱舍論二十・六左に出してこれを破す。今その反駁なり。

在り、清淨所造の色の體相同にして、而も其の中に於て有性の類別なるが如し。見聞等の功能別なるを以ての故に。此の中の功能に於て異有るに非ず。有性等の功能差別すべし。然も見等の功能は即ち眼等に有り。功能の別に由るが故に有性必んで別なり。故に知んぬ、諸法は同一時に有り體相差無きも、有性の類別なり。既に現見するに法有り、體同時にして體相差無きも、有性の類別なり。故に知んぬ。諸法三世を歴る時、體相差無きも、有性の類別なり。故に過去の有と現の有と異なる。

第二項 頌文に就て宗趣を顯はす

寧ぞ三世皆實有なる容きを知るや。頌に曰はく、

三世の有は説に由る。

二と境と果と有するが故なり。

三世有りと説くが故に、

説一切有と許す。

論じて曰はく、實に過去未來現在有り。了教と正理と俱に極成するが故に。現在の諸法の實有は極成す。何の教と理とにて、去來の實有を證するや。且らく經中に世尊の説くに由るが故に。謂はく、世尊は説く「過去未來の色は尙無常なり。何ぞ況んや現在をや。若し能く是くの如く、色の無常を觀すれば、則ち諸の多聞の聖弟子衆、過去の色に於て、勤めて厭捨を修し、未來の色に於て勤めて欣求を斷す。現在の色の中に勤めて厭うて離滅す」と。若し過去の色有に非ざれば、多聞の聖弟子衆、過去の色に於て、厭捨を勤修すべからず。過去の色は是れ有なるを以ての故に、應に多聞の聖弟子衆、過去の色に於て厭捨を勤修すべし。若し未來の色有に非ざれば、多聞の聖弟子衆、未來の色に於て欣求を勤斷すべからず。未來の色は是れ有なるを以ての故に、多聞の聖弟子衆、未來の色に於て、欣求を勤斷すべし。

又契經に説く、「業過去し盡滅し變壞すと雖も而も猶是有るは何に縁つて知るや」と。此の引く所の契經は去來有ることを説く。定んで是れ了義なり。曾て餘所に決定して遮止すること無し。

るが如く、土ありて瓶あり、これ假有の相にして、然らざるを實有となすとすなり。

【五二】有に關してその有の種々あることを説く

實有——唯一體

有作用——有功能

假有——實に依るもの
假に依るもの

【五三】以上既に三世實有に就て論證し來れるも、以下更にこの義を明かならしむるために世親の頌に就いて説明し行くものなり。

【五四】有のことは前項に説明し終り、このことは知り易きが故に現在有は問題に非ず、去來の有の教理證いかんと問ふべしとなり。

【五五】雜阿含三・二九—三〇（大正二・二〇上）俱舍論二十、二右引用。

【五六】此の一句俱舍論の引用文に缺く。經文の「於現在色厭離」に當る。

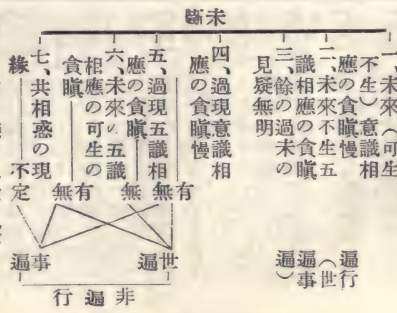
【五七】出據不明。

第二節 三世實有論

第一項 三世實有論の根據

去來有りて、彼れに於て繫を説くと爲んや。應に言ふべし。彼れ有り。有の相は云何ぞ。畢竟無に異なる。及び現在有は實と爲んや、假と爲んや。應に言ふべし。是れ實有なりと。實と假との相は云何が應に知るべきや。境と爲りて覺を生ず是れ總の有相なり。若し^{五〇}所待なくして中に於て覺を生ずるは、是れ實有の相なり。色受等の如し。若し所待有りて中に於て覺を生ずるは、是れ假有の相なり。瓶、軍等の如し。定んで過去未來は唯是れ假有なりと執すべからず。假の依無きが故に、又所待なくして能く覺を生ずるが故に。謂はく、去來現世の三境を緣じ、次の如く、待すること無くして、宿住念、求未來願、了他心智を生ず。過去未來は既に所説有り。實有の相なるが故に決定して實有なり。然も^{五一}實有の法に復二種有り。一には有作用、二には唯有體なり。有作用の法に復二種有り。一には有功能、二には功能闕なり。此れに由つて已に唯有體なるものを釋す。諸の假有の法に亦二種有り。一には實に依るもの、二には假に依るもの。此の二は次の如く、瓶の如く、軍の如し。然も有功能を作用と名けず。所有の作用は亦功能と名く。別の功能に據つて前に有闕を説けり。是くの如き理を以て蘊んで心中に在き、應に固く宗を立を立つべし。去來は定んで有り。因果、染離染の事有り、自性虚に非ざるに由りて、説いて實有と爲す。現在が實有の名を得るが如きに非ず。現見するに、世間に同時の法有り、體相一なりと雖も、而も性の殊^{五二}なる有り。地界等の内外の性異なり、受等の自他樂等の性別なるか如し。此の性と有と理定んで差無し。性既に殊有り。有必ず別有り。是れに由りて地等の體相同なりと雖も、而も説いて内外の性別なりと爲すべし。受等領等の體相同なりと雖も、而も説いて樂等の性別なりと爲すべし。又眼等が一相續に

るものなるが故に、今未斷可生のもの云ふ。
【四八】 共相の惑は過去未來未斷なるは世遍なると共に事遍なり。意識相應法なるが故に三世を緣ずると共に自の所緣の一切に縛するなり。されどその共相の惑の現在世に起るものはその緣する丈の事に繫す。



【四九】 前に惑の三世に繫することを説きたるに依り、こゝに因みに三世實有論を説くなり。
過未實有にして繫すといふか過未假有にして繫すといふかと問ふなり。
【五〇】 所待とは瓶の土に於け

未だ滅せず、未だ永斷を得ず、猶能く繋を爲す。是の故に 本論に此の義の中に於て、未來の愛等の所繋を説くと雖も、而も過去に於て未斷の言を説く。故に未斷の言深く有用を成す。然も過去世の此の品の隨眠が永斷を得る時、未來も亦斷するも、餘品の未來の隨眠能く此の事に繋すること有る容く、未だ永斷を得ず。未來世の 意識相應の貪と瞋と慢の三は遍ねく三世を縁するを以て、此の事に於て、或は生じ(或は)生ぜずと雖も、但未斷の時皆能く繋すと名く。本來の 五識相應の貪と瞋とは、若し未斷可生なるもの、唯未來世を繋す。此れに由りて已に五識相應の可生の隨眠が若し過去に至れば唯過去を繋し、現に至るも亦爾なることを顯はす。義准するに、若し意識と相應する可生の隨眠、若し過現に至るも、未斷は自世に非ざる法を繋すべし。唯意識相應の隨眠、若し未來に在るもの、能く三世を縛するのみに非ず。諸の五識を相應する隨眠、若し定んで不生なるは亦三世を縛す。謂はく、彼の境界或は未來に在り、或は現在に在り、或は過去に在り、彼れ已に畢竟不生を得と雖も、而も未斷の時、性として能く繋縛す。所餘の一切の見と疑と無明と去來未斷なるは遍ねく三世に縛す。此の三種は是れ共相の惑なるに由りて、一切の有情を俱に遍ねく縛するが故なり。若し現在世にて、正しく境を縁する時は、其の所應に隨つて能く此の事を縛す。

何を以て證と爲して、貪等の惑が過去等の三世の境を縁じて生じ、即ち其の中に於て能く繋縛を爲すと知るや。聖教の證に由るが故に。契經に言はく、『欲貪處の法に總じて三種有り、一には過去の欲貪處、二には未來の欲貪處、三には現在の欲貪處の法なり。若し過去の欲貪處の法を縁じて、欲貪を生ずれば、此の欲貪の生は、當に言ふべし。彼の過去の諸法に於て繋す。離繋に非すと。乃至廣説』又契經に言はく、『若し過去未來現在の所見の色の中に於て、愛を起し、恚を起せば、應に知るべし。此れに於て色・眼を繋するに非ず。眼・色を繋するに非ず。此の中、欲貪はれ眞の能繋なり』と。是くの如きの等の聖教は一に非ず。

八九下) 25. 36. 95

【四〇】大母(Māhūyānīka)。

【四一】 冀童子、摩訶羅勇等と譯せり。

【四二】 希求見、希求法の動詞變化にて、「見るかも知れぬ」。

【四三】 尼延底。雜阿含一三・九(大正二・九〇上)には念と譯せり。Māgandī 深入、執取とも譯す。

【四四】 第六識相應の貪瞋慢は、過去及び現在に生じたるものは時間の上よりは三世の事に繋縛すれども對境は制限あり、自相惑なるの故に一切に就て起ること能はざるが故なり。

【四五】 過現の二世の貪瞋慢は三世に互りに繋する力あれども、事に制限あり、これを今遍起するに非ずといふ。茲に遍行に世遍と事遍とあり、世遍はあれども事遍はなしとなり。

【四六】 發智論四(大正二・九三六以下)。

【四七】 意識相應の貪瞋慢は五識相應の貪瞋と異なり、三世を繋すと共に自所縁の一切に繋するの力あり、即ち世遍と共に事遍あり。

【四八】 五識相應のものには慢なし。故に除く。五識は必ず境と俱なるを以て一時に三世を繋せず、故に只自世を繋す。但し、それが畢竟不生法なれば可能性として三世を繋しう

三世に就て辯ず。何等の有情、何の隨眠有りて能く何の事に繫するか。頌に曰はく、
若し此の事の中に於て、

過現に、若しくは、已に起るなり。 未來の意は遍行なり。

五の可生は自世なり、 不生も亦遍行なり

論じて曰はく、若し有情類の、此の事の中に於て、隨眠の隨増するを、此の事に繫すと名く。夫れ能繫を爲すに必ず未だ斷ぜざるが故なり。初めの未斷(の字)は、應の如く遍流す。且らく諸の隨眠に總じて二種有り、一には、自相、謂はく、貪と瞋と慢なり。二には、共相、謂はく、見と疑と癡となり、貪の瞋と慢との三、是れ自相惑なること、諸の聖教中、處々に分明の文證有り。且らく、經に言ふが如し、『衣袋母に告ぐ、汝眼、色に於て若し見ざる時、彼の色を縁と爲して欲食を起すや、不や。爾らず。大徳、乃至廣説。』又、契經に説く、『佛、大母に告ぐ、汝の意に〔於て〕云何ぞ。諸の所有の色、汝の眼の見に非ず、汝の曾見に非ず、汝の當見に非ず、希求見に非ずして、汝は此れに因つて、欲を起し、貪を起し、親を起し、愛を起し、阿頼耶を起し、尼延底を起し、耽著を起すと爲すや、不や、爾らず、大徳、乃至廣説。』故に、此の事の中、貪と瞋と慢と有り、過去世に於て、已に生じて未だ斷ぜざると、現在已に生ずるとは、能く此の事に繫す。貪と瞋と慢とは、是れ自相惑なるを以て、諸の有情、定んで遍起するに非ざるが故に。『豈、已斷は繫の義便ち無からずや。既に繫の言を説く、已に未斷を顯はず。何に縁つて、此れが未斷に繫せらるゝを説くや。復過去已生未斷と説く。此の未斷の言應に無用を成すべし。』無用の過なし。此の未斷の言は、品別の漸次の斷有ることを顯はずが故に。即ち此の論の次下の文の中に於て、亦未來の意遍行等を説く。謂はく、彼の貪等の九品の不同あり。修道斷の時、九品別斷にて、此の事を縁する有り。上品の隨眠已に起り、已に滅し已に永斷を得るも、彼れ此の事に於て尙未來の餘品の隨眠有り、未だ起らず、

て云ふ。このこと次にも出づ。即ち前者は所緣繫、後者は相應繫なり。

【三】事は一に非ずとは、事

一、自體事

二、所緣事

三、繫事

四、因事

五、攝受事

あり、婆沙論五六(大正二七・二八八上)に説明あり。この五事の中は第三の繫事ありとなり。

【三】第一段の三世に就て繫を論ずるものなり。即ち三世に於て、種々の煩惱がいかに繫するかを明にするなり。

【四】婆沙論五八(大正二八・二二九)。

【五】自相 (Sva-laksya-kāraṇa)。自相に迷ふ惑の意味にて貪が可意の境に對し、瞋が不可意の境に對するやうにその境の一定したるものを云ふ。

【六】共相 (Sāmanvaya-laksyaṇa-kāraṇa)。境の一定せざるものにて、共受樂受可意不可意何れにも起る惑をいふ。

【七】この經不明、雜一三六(大正二・八八下)の 63 63 に非ざるか。

【八】衣袋母。不明 *Alagajñā* 鹿紐に非ざるか。

【九】雜阿含一三・九(大正二・

者は死し已つて當に生ずべし。煩惱無き者は死し已つて生ぜず。若し是の問を作す。人は勝と爲んや劣と(爲ん)やと。應に反詰して記すべし。何れに方ぶる所と爲んか。諸天に方ぶと爲んか。惡趣に方ぶと爲んか。若し天に方ぶと言はゞ、應に人は劣ると記すべし。若し惡(趣)に方ぶと言はゞ、應に人は勝ると記すべし。若し是の問を作す。蘊は有情と一と爲んや異と爲んやと。應に捨置して記すべし。有情は實なきが故に、一異の性成ぜず、馬角等の利鈍の性の如し。

第三章 根本隨眠餘論

第一節 隨眠の繫

已に隨眠の不善と無記とを辯ぜり。

因みに隨眠の不善と無記を辯する傍論已に了る。今應に思擇すべし。何等の隨眠は何の事に於て繫するや。何をか名けて事と爲す。事は一に非ずと雖も、而も此の中に於て、所繫の事を辯するに、此れ復二有り。謂はく、依縁と及び部類に就て辯す。依縁に就てとは、謂はく、眼識と俱なる所有の隨眠は、唯色處に於て所緣繫と爲り、自の相應の諸の心心所意處法處に於て、相應繫と爲る。是くの如く乃至、若しは身識と俱なる所有の隨眠は、唯觸處に於て所緣繫と爲り、自の相應の諸の心心所意處法處に於て相應繫と爲る。若し意識と俱なる所有の隨眠は、十二處に於て所緣繫と爲り、自の相應の諸の心心所意處法處に於て、相應繫と爲る。部類に就てとは、謂はく、見苦斷遍行の隨眠は五部の法に於て所緣繫と爲り、自の相應の諸の心心所に於て相應繫と爲る。見苦所斷非遍(行)の隨眠は唯自部に於て所緣繫と爲り、自の相應の諸の心心所に於て相應繫と爲る。是くの如く一切應に隨つて當に説くべし。

如來死後無か十一、如來死後亦有亦無か十二、如來死後非有非無か十三、命と身は一か十四、命と身は異か。

【一〇】 應一向記。

【一一】 應分別記。

【一二】 應反語記。

【一三】 應捨置記。

【一四】 有情は死するか、これは一向記の問にして、然り有情は死すと答ふべきもの。

【一五】 有情は生ずるか、これは分別して生ずるものもあり生ぜざるものもありと答ふべきもの。

【一六】 勝とは有情に勝なりやとの問にて、これは何に比して云ふや反詰して答ふべきもの。

【一七】 我の一異等に關する問題は我の實有を否定する立場に於て捨置せざるべきもの。

【一八】 偈文には我とあり、我の異名なり。

【一九】 俱舍論十九・十八右は、「如石女兒白墨等性」と爲す。無なるものゝ白墨利鈍は問題に非ざるをいふ。

【二〇】 以下隨眠の繫縛の相を明かにせんとするものなり。

第一に三世に約し、第二に斷惑に約してこれを明す。

【二一】 事とは惑に繫縛する對境のことなれども、又煩惱に繫縛せらるゝ心心所法をさし

土の下に隠るゝが故に名けて根と爲す。是れは體下に垂れて上に苗を生ずる義なり。此の三は彼れの如きが故に亦根と名く。餘は隨眠に非ず、或は勝用無きが故に、彼れを立てゝ無記根と爲さず。

外方の諸師は此れに四有り^一と立つ。謂はく、諸の無記の愛と見と慢と癡となり。無記の名の中善惡を遮するが故に。何に緣りて此の四に無記根を立つるや。諸の愚夫の上定を修する者、愛と見と慢との三に依託するに過ぎず、此の三は皆無明の力に依つて轉ずるを以ての故に、此の四を立てゝ無記根と爲す。彼れは是の言を作さく、「無覆無記の慧力は劣るが故に無記根に非ず。根の義は必ず堅牢に依つて立つが故に。慢の力に由るが故に、諸の瑜伽師は百千の殊勝の功徳を退失す。故に慢の力勝るゝを無記根と立つ。此の四能く無記の染法を生ずるなり」と。

第六節 傍論、世尊の無記

諸の契經の中に、十四の諸の無記の事有るを説く。或れは此れに同じく、善不善に非ざるを無記と名くと爲んや。爾らず。云何ぞ。捨置すべきが故に。謂はく、問記論に總じて四種有り。其の四とは何ぞ。頌に曰はく、

應一向と、分別と、反詰と、

捨置との記なり。

死と生と殊勝と、

我と蘊とは一か異か等との如し。

論じて曰はく、等の言は、異門に約して且らく問ふこと有ることを攝せんが爲めなり。四とは一に應一向記、二に應分別記、三に應反詰記、四に應捨置記なり。此の四は次の如く、問者有り、死と生と勝と、我の一か異か等を問ふが如し。記に四有りとは、謂はく、四問に答ふ。若し是の問を作す。一切の生者は皆當に死すべきか。應に一向に記すべし。一切の生者は皆定んで當に死すべし。若し是の問を作す。一切の死者は皆生すべきか。應に分別して記すべし。煩惱有る

【八】上段に無記根を明したるが故について三性中の無記に非ずして、問答分別に關する無記を因みに説き、つづいて問答する場合の四種の答を擧ぐるなり。

【九】十四無記。十四置答とも云ふ、雜阿含三十一、一(大正二・二六上)等處々に出づ。左の十四は記答する要なしとある。

一、世は常か二、世は無常か三、世は亦常亦無常か四、世は非常非無常か五、世は有邊か六、世は無邊か七、世は亦有邊亦無邊か八、世は非有邊非無邊か九、如來死後有るか十、

三 此の不善の諸の隨眠の中に於て、幾くか能く不善根の體と爲るもの有りや。頌に曰はく、不善根は欲界の、貪と瞋と不善の癡となり。

論じて曰はく、唯欲界繫の一切の貪と瞋と及び不善の癡は不善根の攝なり。其の次第の如し。世尊は説いて貪瞋癡の三の不善根と爲せばなり。體は唯不善の煩惱なり。不善の法の根を爲すを不善根と名く。宗義是くの如し。「豈、一切は已に惡法を生じ、皆後の因と爲る。唯三種に非ざるにあらずや。」三を越ゆる理なし。不善根は善根に翻對して建立するを以ての故に。何に緣りて不慢等の善根を建立せざるや。五識身の中、惡慢等の翻對すべきもの無きが故に。又五義を具して不善根を立つ。謂はく、五部に通ず。遍ねく六識に依る。是れ隨眠性なり。惡の身語を發す。斷善根の時勝加行と爲る。慢等は爾らざるなり。

第二項 無記根

一四 不善法に不善根有るが如く、無記の法中是の根有りや不や。亦有り。云何ぞ。頌に曰はく、

無記の根に三有り、

一五 無記の愛と、癡と慧となり。

餘に非ず、二と高との故なり。

外方には四種を立つ。

中の愛と見と慢と癡となり。

三は定なり、皆癡なるが故なり。

論じて曰はく、迦濕彌羅國の諸の毘婆沙師は、無記の根も亦三種有りと説く。謂はく、諸の無記の愛と癡と慧の三なり。一切は應に知るべし。無記根に攝せらる。慧根は通じて有覆無覆を攝す。根は是れ因の義なり。無覆無記の慧も亦能く因と爲るが故に、無記根に攝す。此の三力有りて諸の無記を生ず。何に緣つて疑と慢とは無記の根に非ざるや。疑は二趣に轉じ、慢は高く轉するが故に。謂はく、疑と猶豫は二趣に動轉するが故に根と立てず。根は堅住の故に。慢は高擧の相にして上に向つて轉するが故に根と立てず。根は下に趣くが故に。世間の共に見る根の相は是くの如し。

【三】 九十八隨眠の諸門分別の中、第五の根非根を分別するなり。

【三】 本文二に作る。三の誤植なり。

【四】 根に善と不善とあるが如く無記根もあることを示す。

【五】 無記の愛とは無記の貪愛、色無色の五部の貪愛、無記の癡とは有覆無記の無明、欲界の身邊二身と相應する無明、及び上界五部の無明、無記の慧とは有覆無記の慧と無覆無記の慧に分れ、前者は欲界の身邊二見及び上二界の五部の染汚の慧、後者は威儀路、工巧處、異熟生、變化心等と俱生する慧なり。

【六】 二趣とは二股になること無か有かと疑ふこと。

【七】 心の高擧すること。

彼れと俱なる癡とは無記なり。

此の餘は皆不善なり。

論じて曰はく、色と無色界の一切の隨眠は、四支五支の定んで伏する所なるが故に、勢力の異熟果を招くもの有ること無きが故に、彼れは皆是れ無記性の攝なり。若し彼れは能く異熟果を招くと謂はば、應に上二界に非愛の果有るべし。染の愛受を招く理成ぜざるが故に。然も、聖道は無記と成る失なし。唯有漏法に異熟有るが故なり。此の種類の、異熟無き者を、方に説いて無記性と爲すべきが故に。

身と邊との二見と及び相應の癡との欲界繫なるも亦無記性なり。「顛倒に轉するが故に寧ぞ不善に非ざるや」。且らく有身見は善行に順するが故に、斷善に違するが故に定んで不善に非ず。

愛と慢とは順修の福行有りと雖も、而も見の力が彼れを引いて起らしむるに由り、又斷善の時、強因と爲るが故に、善友に背くが故に、欲と俱に不善なり。

邊執見の中、斷を執する邊は、生の斷を計するが故に、涅槃に違せず、厭離門に順するが故に、不善に非ず。世尊の説くが如し。「若し此の見、「我れ一切に於て皆忍受せず」との見)を起せば、當に知るべし。此の見は貪欲に順はず、無貪に隨順す。乃至廣説。』又世尊は説く、「諸の外道の諸の見趣の中に於て、此の見は最勝なり。謂はく、我は有らず、我所も亦有らず、我は當に有らざるべし。我所も當に有らざるべし」と。

常を執する邊見は我見に順うて生ず。是れ無記なる理、我見の如く説くべし。餘の欲界繫の一切の隨眠の、上と相違するは皆是れ不善なり。

第五節 根 非 根

第一項 不 善 根

【六】初禪以上の離生喜樂等の諸の支分をいふ。初禪に尋・喜・樂・心一境性の五支。二禪は內淨等・喜・樂・心一境性の五支。

三禪は捨・念・慧・樂・心一境性の五支。

四禪は行捨清淨、念清淨、非苦樂受、心一境性の四支。

【七】苦の異熟を招くは不善にして上二界にはかくの如き勢力のものなきが故に。

【八】聖道は苦の異熟を招かざるも無記に非ず。無漏の善法なり。異熟有るは唯有漏法に限る。

【九】雜阿含三十四・三十一(大正二・二四九中)。

【一〇】中阿含一〇〇阿梨吒經(大正一・七六四下)六見處を明す中の第一。

【一一】見趣 (D. s. gati, ditthi-gati)。この趣は品類の義なり。

見と愛の爲めに攝せられて己^{おのれ}が有と爲さるゝに非ざるが故に。彼れを緣する下の惑は所緣隨増に非ず。隨縛せられて昏滯を増さざるを以ての故なり。若し下地の生が上地等を求むるは、是れ善法の欲にして染汚と謂ふに非ず。離染を求めて此に生れんと欲するが爲めの故に。聖道と涅槃と及び上地の法とは能く彼れを緣する下の惑と相違するが故に、彼の二は所緣隨増の理無し。炎石に於て足が隨つて住せざるが如し。火焰の中の鵝が増長せざるが如し。此の隨眠の起るは親しく所依に由る。然も正しく起る時、兼ねて彼の境に託す。是くの如く己に所緣隨増を辯ぜり。隨つて何れの隨眠も、相應の法に於て、相應に由るが故に彼れに於て隨増す。説く所の隨増は謂はく、未斷に至るが故に、初めの頌の首に未斷の言を標せり。此れに由りて應に知るべし。諸の無漏を緣する他界地の煩惱は唯相應隨増なり。諸の有漏を緣する自界地の漏は具に所緣と相應との隨増を有す。

古來の隨眠に隨増有りや不や。應に言ふべし。定んで有りと。能く發得するが故に。若し此れに異ならば、諸の異生の類は無染心の位に隨眠を離るべし。然るに世尊は幼稚の童子嬰孩眠病は染欲無しと雖も、而も欲貪隨眠の隨増有りと言ふ。故に隨増乃至未斷と説く。若し彼れ己に斷すれば、即ち所緣と相應と隨増する隨眠なし。寧ぞ彼れ猶隨眠の相を失はざる有らんや。故に對治に由りて其の勢力を壞するが故に隨増せずと謂ふ。然れども彼の隨眠の體相失はざるが故に猶有りと言ふ。或は會と當に此の用有るに據るが故に、今用無しと雖も亦隨眠と號く。國を失へる王が猶王の號を存し、工匠が作を停むるも其の名尙存するが如し。

第四節 性 分 別

五
九十八の隨眠の中、幾くか不善にして、幾くか無記なるや。頌に曰はく、
上二界の隨眠と、
及び欲の身邊見と

にして有漏緣なるもの、所緣相應の二隨増共にあり通行の他界地にして無漏緣なるもの、所緣相應の二隨増共になし。

【三】非通行の無漏緣なるものは、攝受なり又相違す。身見と愛とが攝して己が有とすることなく又無漏と煩惱と相違するが故に。

【四】通行中の他界緣なるものは、攝受なく又相違す。身見と愛とが攝して己が有とすることなく、又上地の境はその能緣の惑と相違するが故に。

【五】九十八隨眠の諸門分別の第四に不善無記の二性分別をなす。

卷の第二十六

〔辯隨眠品第六の二〕

第三節 二種隨増

九十八の隨眠中、幾くか所縁に依るが故に隨増し幾くか相應に由るが故に隨増するや。頌に曰は

未斷の遍隨眠は、

非遍は自部に於て、

無漏と上縁とに非ず、

隨つて相應の法に於ては、

自他の一切に於いて

所縁の故に隨増す。

攝して有とすることなく違するが故に。

相應の故に隨増す。

論じて曰はく、^一遍行の隨眠の差別に二有り。謂はく、自界地他界地に於ける遍行なり。不遍の隨眠の差別に亦二有り。謂はく、有漏(縁)と無漏縁となり。且らく遍行の中の自界地なるは、普ねく五部の自界地の法に於て所縁隨増す。不遍行中の有漏縁なるは、唯自部自界地の法に於て所縁隨増す。不遍行中の無漏縁なる者と、及び遍行中の他界縁なる者とは、所縁の境に於て隨増の義なし。所以は何ぞ。彼の所縁の境は攝受する所に非ず。及び^二相違するが故に。謂はく、若し法の、此の地の中の身見と及び愛の爲めに攝せられて、己が有とせらるゝこと有らば、此の身見と愛との地の中の所有の隨眠の爲めに、所縁隨増せらるゝ理有るべし。隨増と言ふは謂はく、諸の隨眠が此の法の中に於て隨つて住し増長するなり。即ち是れ隨縛して昏滯を増す義なり。衣に潤有れば塵が隨つて中に住するが如し。潤有る田に種子が増長するが如し。諸の無漏と及び上地の法は、諸の下の身

【一】九十八隨眠の諸門分別の中、第三に二種の隨増を明す。隨増に二種あり、

一、所縁隨増 *Arahanttonu Sante*

二、相應隨増 *Samparyogatanu Sante*

所縁隨増とは所縁の境と能縁の惑とか互に相緣りてその煩惱の力を増すこと、相應隨増とは、その煩惱とそれと相應する心々所が互に相緣りてその煩惱力を増すことなり。

【二】遍行不遍行の隨眠は各二種を分つ遍行の自界地なるもの、五部の自界地の法に於て所縁隨増あり相應隨増あり遍行の他界地なるもの、所縁隨増なし、相應隨増あり、不遍行の有漏縁なるもの、自部自界地の法に於て所縁隨増す、相應隨増あり不遍行の無漏縁なるもの、所縁隨増なし、相應隨増あり、猶この外に次下に記すが如く、遍行の自界地

「若し涅槃有り」と知る正見に於て起す所の瞋恚は、何を見ての所斷なりや」。此れは責むべからず。見所斷の瞋は理として必ず善法を縁すべきこと無きが故に。此の正見を縁する（瞋）は、定んで修所斷なり。然も已に諦を見る者は此れは復行ぜず。滅を誇る見を縁する貪は已に永く斷するが故に。「寧ぞ無漏を縁する瞋有ることを信ぜざるや。豈、此の瞋は世に現に有ることを知らずや。謂はく、有る外道は言はく、「涅槃中、永く諸根を滅す。是れは大衰損なるが故に。我れは此れに於て定んで欣求せず」と。此れは本、瞋に非ず。乃ち是れ邪見なるが故に。本論に説かく、「樂に於て苦と計するは、是れは見滅斷の邪見の所攝なり」と。理として必ず然るべし。一切の苦は極樂處に至つて方に永滅を得るを以てなり。極樂處とは唯眞の涅槃なり。此の極樂の言は勝義の樂を顯はす。彼れは此の樂相を了すること能はざるが故に。又生死の過々知ること能はざるが故に。諸有に耽著して出離を樂はず。故に邪見を起して涅槃を非撥す。寧ぞ此れを執して滅を縁する瞋恚と爲さんや。

【二三】上と反對に涅槃を肯定する正見を見て起す瞋は見所斷に非ざるべし。何故なれば涅槃を肯定して、肯定せざる邪見を見て瞋を起すもの故に肯定しても斷せざるが故にとなり。

【二三】本文「般」に作る。今他本に依り撥に改む。

を知る。怨害の事を縁じて方に瞋を生ずることを得。無漏の事中怨害の相を離る。故に無漏を縁ずる瞋は必ず生ぜず。又瞋隨眠は其の相應惡にして、諸の無漏法は最も極めて微妙なるが故に、瞋は彼れに於て行ずることを得容きこと無し。諸の慢隨眠は高擧の相なるが故に、性寂靜ならず。諸の無漏法は極めて寂靜なるが故に高擧を生ぜず。又慢を生ずる者は是の念言を作す。我れ此の法を得と。無漏法の力は能く縁と爲りて、是くの如き慢を起すに非ず。無漏法は能く慢を治するを以ての故に。二取若し能く無漏を縁ぜば、是れ即ち正見と相が同じかるべし。無漏は是れ眞淨勝の性なるが故に、二取既に倒無し。應に見所斷に非ざるべし。是の故に二取は無漏縁に非ず。

若し爾らば涅槃を誘する者の邪見等の上に於て、瞋隨眠を起すもの有り。既に所縁に稱うて、過有ること無かるべし。有過の法に於て憎背の心を起すは正に其の儀に合す。應に遠離すべきが故に。則ち瞋恚は見滅斷に非ざるべし。是くの如き失無し。滅の相に愚なる者は、能誘者に於て方に瞋を起すが故に。謂はく、餘處に於て解脱を執じ已りて、眞の解脱を誘するに於て、方に不忍の心を起す。是の故に要す眞の滅の相に愚かなる者は、方に滅を誘する邪見等の上に於て、極めて憎背を起すなり。滅を見て瞋を斷するなり。諸有の眞の滅相に愚ならざる者は、能く滅を誘する邪見等の上に於て、若し厭背を生ずるも瞋隨眠に非ず。乃ち是れ無貪の善根の所攝なり。又腹の内に多病を積む者の如し。活命の爲めに美食を食すと雖も、病に難らるゝが故に皆衰損と成る。腹に病無き者は凡そ食する所有れば、一切身に於て益有りて損無し。是くの如く若し非滅の中に於て妄りに是れは滅と謂ひ、貪愛を生ずる者あれば相續穢なるが故に、邪見等に於て起す所の憎嫌は、皆説いて名けて、見滅斷を縁する邪見等の法の起す所の瞋恚と爲す。若し如理に眞滅の中に於て、是れ眞滅と知り、貪愛無き者有れば、相續淨なるが故に、能く滅を誘する邪見等の中に於て生ずる所の厭背は皆過失無し。

【二七】瞋の無漏縁なきことを明す。

【二八】慢の無漏縁なきことを明す。

【二九】見取と戒禁取が無漏縁に非ざるを明す。

【三〇】他の邪見を起すを見て瞋を起すは所縁の境が邪なるが故に過なきかの問なり。過なければ瞋は見滅斷に非ざるべしとなり。

【三一】聖者が他の邪見を起すを以て厭背するは瞋に非ずして無貪善根の延長なりとなり。

二 是くの如き過の網は理實に皆無し。法類相望むに種類別なるが故に。法類智品の治の類同じきが故に。互に相因るが故に。互に相縁するが故に。謂はく、法智品道は同じく是れ欲界の中の道諦を縁する惑の對治の種類なり。此の同類の道は互に相因り、互に相縁するに由るが故に、設ひ對治に非ざるも亦欲の道を縁する煩惱の所縁なり。類智品道は法智品と互に相因ると雖も、對治門の種類別なるに由るが故に、相縁せざるが故に、欲の道を縁する煩惱の所縁に非ず。此れに准じて、已に色無色界の道を縁する煩惱が、亦應に能く色と無色を治する法智品を縁する過を遮す。謂はく、此の中に於て少分の法智品道有り、能く上界の少分の煩惱を治し、亦互に相因ると雖も、而も治門の種類別なるに由るが故に、類智品と相縁らざるが故に、上の道を縁する煩惱の所縁に非ず。九地の中の類智品道に於て、一類にして展轉して相因るに由り、更に互に相縁り、治類同じきが故に、對治に非ずと雖も、而も總じて上の八地の中の道を縁する惑の境と爲るべし。是の故に頌の説く所の如き理成す。

何が故に貪と瞋と慢と及び、二取の見は、無漏斷にして無漏を縁せざるや。諸の眞の解脱を欣求する者は貪煩惱に於て定んで捨離すべし。若し無漏を縁すれば、善法欲が涅槃と及び聖道とを希求するが如きの故に、解脱を求むる者(この)貪を離るべからず、又滅道諦は是れ所斷なるべし。佛は離貪の境を説いて斷と名くるが故に。契經に説くが如し。『汝色中に於て、若し能く貪を斷すれば色も亦斷と名く』と。又貪の境に於て過失を見るが故に方に離貪を得。若し貪の無漏を縁する者有りと許せば、應に滅道に於て過失を見る時、貪方に離るゝことを得べし。此の見は淨に非ず。豈に能く惑を盡さんや。又貪の境に於て功德を見るが故に、貪方に生ずることを得。若し貪が無漏を縁すること有りと許せば、滅淨等の行が無漏を觀する時、貪應に増長すべし。如何が此れに因りて能く諸惑を盡さん。既に俱に惑を盡さず。生死應に無窮なるべし。是の故に貪は無漏を縁せざること

【二三】 次上の問難に對する答なり。法智類智は種類も別、治も別にして法智は法智同志、類智は類智同志和因り相縁るが故に頌の如く六と九の地を縁す。

【二四】 見取と戒禁取の二取なり。

【二四】 無漏斷とは滅道の無漏を見て斷ぜらるるを云ふ。滅道諦の下の邪見疑無明は無漏斷にて無漏緣なり。滅道諦下の貪瞋慢見取、道諦下の戒禁取の五は無漏斷なるが無漏緣に非ず。その理由を見るなり。

【二五】 眞の解脱を欣求するものは貪を捨離すべく、貪か無漏を縁するといふことはなくあれはそれは善法欲 (Saddhāraṇa, cōhanda) にして貪に非ざるが故にとなり。

【二六】 この善法欲なる貪の意味。法善欲なるが故に捨離すべからずとなり。

るのみなり。

然も諸の善智は境を悟る。理として通じて頓に多地の行の滅を縁すること有る容し。諸の邪見の起るは、境に於て迷謬す。固執に隔てられて、總じて縁すること能はざるなり。

何に縁りて邪見は苦集滅を縁するに、通なると唯別なると有りて、道を縁するに然らざるや。治に殊有り、互に相因るに由るが故なり。謂はく、所縁の道は諸地別なりと雖も、而も展轉して相屬し、互に因果と爲るが故に。此れに由りて邪見は六と九と總じて縁す。滅は相因らず。唯自地を縁するのみなり。

「豈^{一〇六}法類二智の品道も亦互に相因る。下上の邪見應に俱に能く法類品道を縁すること。苦集を縁するが如く、諸地遮すること無かるべからずや」。此の責は然らず。對治に非ざるが故に。「若し爾らば六地の法智品道は應に欲界の邪見が總じて縁するに非ざるべし。上の^{一〇七}五地の中の法智品道は欲界の法に於て對治に非ざるが故に。未至地も亦全に非ず。上地に屬する者は欲の治に非ざるが故なり。欲を治する者も亦全に非ず。邪見は唯是れ忍の治する所なるが故なり。色と無色界との道を誘する邪見は、應に亦能く法智品道を縁すべし。法智品道の色無色を治する有るが故なり。若し「法智は全く彼れを治するに非ず。苦集の法智品は彼れの對治に非ざるが故に、亦全く能く色と無色とを治するに非ず。彼の見所斷を治すること能はず、此の所治に非ざるが故に、法智品は彼の所縁に非ず」と謂はば、是れは則ち應に色と無色との邪見は總じて九地の類智品を縁すること能はずと許すべし。類智品は總じて能く上の二界の中の諸の煩惱を對治するに非ざるが故に。謂はく、第二靜慮地等の類智品道も亦能く初靜慮地等の煩惱の爲めの對治に非ず。初靜慮等も亦全に非ず。兩節にて推徴するに前に説くが如し。又道諦を縁する三界の隨眠は、苦集滅の忍の所對治に非ざるが故に。道を誘する(邪)見は理として應に能く下上總じて六と九の地の道を縁すること無かるべし」。

【一〇六】邪見が苦集を換ずるは、^{一〇六}自上に通し、滅を縁するはその自地なるのみ下上の同類に縁する場合のみ上下の同類に相通するやとの問なり。俱舍論十九、十四右、は唯緣滅のみを出し、何故緣滅自地非餘緣道便通六九同類となす。

【一〇七】法智は欲界を治し類智は上界を治すといふも、互に相似相因る。然らば法智相互類智相互の如く類同じきが故に下上の邪見は互に能く法智類智兩品道を縁せずやと問ふなり。而して「對治に非ざるが故に」との答を受けて次下の兩頭論法を以て問難するなり。

【一〇八】六地の中間四根本の法智品道は欲界を治せず。

【一〇九】法智を指す。法智は欲を治するも、法智忍が邪見を治し、法智は然らざるが故に全に非ずといふ。

【一一〇】法智は普通欲界を治するもなるも滅法智、道法智が色無色の修惑を斷することあり。

【一一一】法智の中滅法智道法智は色無色の修惑を斷するも見所斷の惑を斷することは絕對になし。

論じて曰はく、唯見滅道所斷の邪見と疑と彼の相應と不共の無明との各三は六を成じ、能く無漏を緣す。謂はく、見滅道斷の二邪見と二疑と、相應の無明は即ち彼の不共を攝屬して二有るが故に合して六を成す。是くの如き六種は諸の界地の中、能く滅道を緣す。無漏を緣すと名く。餘の有漏を緣することは説かざるも自ら成す。

此の無漏緣は一一の地に於て、各幾くの地の滅道を緣じて境と爲すや。諸の滅を緣するは自地の滅を緣す。謂はく、欲界繫の滅を緣する隨眠は唯欲界の諸行の擇滅を緣す。乃至、有頂の滅を緣する隨眠は、唯有頂の諸行の擇滅を緣す。諸の道を緣するは六と、九地を緣す。謂はく、欲界繫の道を緣する隨眠は唯六地の法智品の道を緣す。若しは欲界を治し、若しは能く餘を治する諸法智品を皆能く緣するが故に。色、無色界の八地の所有の道を緣する隨眠は一一唯能く通じて九地の類智品の道を緣す。若しは自地を治し、若しは能く餘を治する諸類智品を皆能く緣するが故に。

何に緣りて苦を謗し集を謗する邪見の欲界繫なるは能く九地を緣じ、初靜慮なるは能く八地を緣じ、乃至、有頂なるは唯彼の地を緣じ、滅を謗する邪見は九地の中に於て、一一唯能く自地の滅を緣するのみなるや。此れは所以有り。所以は何ぞ。謂はく、若し法有りて、此の地の愛の潤ぼす所なれば、此の地の身見は執して我我所と爲す。彼の諸法の滅も還此の地の見滅所斷の邪見の所緣と爲す。

此の説の意の言はく、若し諸行有り、此の地の我愛我見の所緣なるが故に、此の地の行に耽著するに由るが故に、若し此の地の行の滅有るを説くを聞けば、便ち此の地の邪見を起して撥無す。上行の中下の耽著有るに非ず。寧ろ下の邪見彼の滅を撥無せんや。界地相望むるに因果隔絶すと雖も、而も九地の苦集展轉して相牽き、又生の依立の因更互に因と爲るが故に、一地の邪見多の滅を緣すること有る容し。相牽くと及び相因るとの理無きが故に滅を謗する邪見は。唯自地の滅を緣す

【九五】 上の六無漏緣の惑を除きたる五部の惑をいふ。

【一〇〇】 俱舍論十九・十四右。

【一〇一】 有漏法を斷じて得る擇滅。

【一〇二】 欲界繫の道を緣する隨眠は未至、中間、四根本の六地の法智品道を緣す。未至の法智品道は欲界を治し、中間四根本の法智品道は上地の修惑を治す。そこに欲を觀じて起す智として類同じきが故なり。

【一〇三】 八地は四禪四無色なり、この八地の三隨眠は、中間四根本三無色八地の、上界の四諦を觀じて起す道類智品道を緣す。同じく類智といふその類同じきに依るなり。

【一〇四】 邪見はたゞ自地の滅を緣するを明す。

【一〇五】 問答を以て、一地の邪見の多の滅を緣せざることを相牽く(各地の苦集の如く)ことなく、相因る(生の相因るが如く)ことなしとの二由に依つて明す。

欲界の中に生じ、若しは大梵を縁じて有情と常との見を起すに、何の見に攝すと爲んや、理實に應に言ふべし。此の二は見に非ず。是れは身と邊との見の引く所の邪智なり。現見する蘊の中に我常と執するのみ、不現見に於ては比して斯くの如しと謂ふのみなるが故なり。欲界に生じて是の執を作さず。我れは是れ大梵なりと。亦梵は是れ我所なりと執して言はざるが故に、身見に非ず。身見無きが故に邊見も亦無し。邊見は必ず身見に隨つて起るが故に。餘見有りて此の行相を爲すに非ざるが故に、是れは身見の引く所の邪智なり。

第四項 遍行と隨行

^{九六} 遍行の體は唯是れ隨眠なりと爲んや。斷爾らず。云何ぞ。並びに隨行の法なり。謂はく、上に説く所の遍行隨眠と並びに彼の隨行の受等生等は皆遍行の攝なり。同一果なるが故なり。然るに隨行中唯 ^{九七} 諸得を除く。得と所得と一果に非ざるが故に。是れに由りて遍行因と隨眠と相對して具さに四句の差別を成す。

第二節 有漏縁無漏縁

^{九八} 九十八の隨眠の中、幾らか有漏を縁じ、幾らか無漏を縁するや。頌に曰はく、見滅道所斷の、邪見と疑と相應と、及び不共との無明との六は、能く無漏を縁す、中に於て滅を縁する者は、唯自地の滅を縁す、道を縁するは六九地なり。別治と相因とに由る。

貪と瞋と慢と二取とは、並びに無漏縁に非ず。應に離すべきと、境の怨に非ざると、靜と淨と勝との性なるが故なり。

【九六】 遍行には隨眠のみならず隨行の法をも含むことを明す。

【九七】 四相等は隨眠と離れざるが故に同一果になるも、得は種々の得ある上に、隨眠とその得とは同一果に非ざるが故に遍行に非ず。婆沙論十八(大正二七・九二上)

【九八】 この節は隨眠の有漏縁無漏縁を明す。見滅道所斷の二邪見二疑二無明は無漏を縁するが故にこれを六無漏縁の惑と云ひ又これを親迷の惑といふ。

んや。彼れに簡ぶが故に自界地と言ふ。亦他界他地の遍行有り、謂はく、十一の中、身と邊との見を除いて、所餘の九種は亦能く上縁す。上の言は正しくは上界上地を明し、兼ねて下を縁する隨眠有ること無きを顯はす。^{九四}下を縁すれば則ち應に遍知の界壞すべし。上境は勝るが故に縁するも此の失無し。且らく、欲の見苦所斷の邪見は、色無色を苦果を誇りて無と爲す。見取は中に於て執じて最勝と爲す。戒取は彼れに於て因に非ざるを因と計し疑うて猶豫を懷く。無明は見集所斷を了せず。應の如く當に色は無色を縁すと説くべし。此れを倒にするは應に知るべし。界に准じて應に地に約する分別を思ふべし。然るに諸の界地を決定して異なるは、欲界乃至第四靜慮は上界上地を縁する遍行有り。三無色中には上界を縁するを缺く。有頂の一地は二種俱に無し。

隨眠は通じて自上を縁する有りと雖も、然も理として自上を頓に縁すること有ること無し。自地の中の諸の境界の事は、是れ所縁の境にして亦所隨眠なり、若し上地の中の諸の境界の事は、是れ所縁の境なるも、所隨眠に非ざるを以て、一念の煩惱、境を縁じて隨眠する所有り、隨眠せざるところ有るべからず。相應に於ても亦爾ること有る勿きが故に。上界地に於て必ず頓に縁するや。必ず頓に縁するに非ず、或は別或は總なり。

^{九五}身と邊との見は何に縁つて上界地を縁せざるや。他の界地を縁じて我我所と執じ、及び斷常を計する理成ぜざるが故に。謂はく、此の界此の地の中に於て生じ、他の界地の蘊中に、計して我と爲す有り、二我有りと執する理成ぜざるが故に。我を執すること成ぜざるが故に、我所を執することも成ぜず。所執は必ず我執に依つて起るが故なり。邊見は有身見に隨從して生ずるが故に、亦他の界地を縁す容きこと無し。此れに由りて唯九が上を縁する理成ず。有餘師の言はく、身と邊との二見は愛の力にて起るが故に、有執受を取りて己の有と爲すが故に、現見の法を以て境界と爲すが故に必ず上縁せず」と。

【四】 婆沙論十八(大正二七・九三中)には、下を縁せざるに就いて三理由を出す中の第三の理由、「若隨增界、雜亂」に當る。

【九五】 婆沙論十八(大正二七・九三上)にこの説明出づ。

有りて所縁行解等等しからざるが故に。謂はく、三界見苦所斷の諸蘊の無我乃至修斷の諸蘊の無我の如き其の相亦然なり。故に見苦の時我見起ること無く、所見の苦を縁じて我見皆除のぞこる。勝を計するは然らず。有るは少法に於て餘の少法を觀じ、計して勝と爲すが故に。此れに由りて身見隨行の見取は、見滅道所斷の法を縁じて生ずと雖も、龜なるが故に、身見の如く見苦斷なり。修道所斷の法を縁じて生ずるが如く、滅道を誘ふ見に隨行する見取は、亦彼の所斷の法を縁じて生ずと雖も、而も彼れを前に望むるに極めて微細なるが故に、樂淨の行解に攝せざる所なるが故に、親しく滅道を欲せざる無明の引く所の邪見を執して最勝と爲すが故に、見苦の位に所縁を遍知すと雖も、而も要す所縁永く斷じて方に斷ず。是の故に見取は身見の如く、唯見苦の時即ち全く永く斷ずるに非ず。故に説く所の斷の差別の理成ず。或は見滅見道の所斷を縁する見取ハニ各三なり。謂はく、見苦集と見滅道の隨一の斷なるが故に。若し見滅見道の所斷に於て、果分の勝るを執すれば是れ見苦斷なり。因分の勝るを執すれば是れ見集斷なり。若し唯彼れを執して眞實覺と爲し、不遍に彼の因分果分を執すれば、何を縁じて生ずるに隨つても彼れと俱に斷ず。故に見取の斷は身見の如きに非ず。

第二項 五部を縁すといふことの意義

若し九〇一有身見と戒取と見取と頓に五部を縁するを名けて遍行と爲せば、是れ則ち遍行は唯九一爾所に非ず。是の處に於て、我見有りて行すれば、是の處に必ず應に我愛と慢とを起すべきを以てなり。若し此の處に於て淨と勝との見の行するときは、是の處に必ず應に九二希求し高擧すべし。是れ則ち愛と慢と亦遍行なるべし。此の難は爾らず。見の力にて起ると雖も、而も此の二種は分限縁の故に。此れに由りて遍行は唯此の十一なり。

第三項 九上縁の惑

九三前に十一は諸の界地の中に於て、各能く自界地の五部を遍行すと説けり。他界他地の遍行有りと爲

【九一】 見取各三とは

一、果分の勝るを執する。こ

二、因分の勝るを執する。こ

三、不遍に因分果分を執する。

これは二斷に通ず。

【九〇】 この段は俱舍論十九・

十二左にては五部を縁する意

味が頓縁か漸縁かを明かにす

るものなるも、正理、顯宗

それを略せり。漸縁とすれば

一切皆漸縁の義あるべく、故

に漸縁に非ず、頓縁なるも自

界地の一切を頓に縁する意味

に非ず、頓に五部の少分を縁

する義なりとなす。

【九二】 遍行は只これらの見の

みに非ず。我愛も慢も遍行なるべしとの難なり。俱舍論十九・十二左、光師はこれを經部の難とす。

【九三】 愛は希求し、慢は高擧す、この愛と慢は自相惑にして各法個別の分限縁なるが故に遍行の惑と異なる。

【九四】 遍行とは自界自地の五部を遍行することなれども、

この遍行の十一の惑の中九は上界上地を縁することを明す。

缺くなり。此の俱有法は一の遍の義を具す。謂はく、但因たと爲りて遍ねく染法を生ずるなり。

若し遍行の惑、能く五部を縁じ、薩伽耶見の見滅道所斷の法を縁じて生ずるは、何を見て斷すと爲んや。若し見苦斷ならば貪等も亦五部を縁すべきが故に、唯見苦斷なり。又見取は見滅道所斷を縁じ、能く無漏の境を縁すれば、彼の親迷は滅道に迷ふを以ての故に、亦是れ見滅見道の所斷なるが如く、是くの如く身見も亦是れ親迷にして滅道に迷ふが故に、彼れを見て斷すべし。或は此の差別の因縁を辯すべし。又見滅見道斷の見取が、必ず境の所縁を遍知するに由るが故に斷するが如く。是くの如く身見も例すること亦應に然るべし。復身見が所縁を遍知して斷するが如く、是くの如く見取も例すること亦然るべし。是くの如き二途は宗皆許さず。是の故に所立は理に於て然らず。理は必ず應に然るべし。義に別有るが故に。且らく、初めに例する所の「貪等も亦五部を縁すべきが故に唯見苦斷のみ、或は且らく、此れを擧げて反つて身見を例し、理として亦五部の攝に通すべし」とは、此の例の理に非ず。「貪等も亦一念に頓に五部の法を縁すべきが故に。有身見は一刹那の中、頓に五部を縁じ、受乃至識を我我所と爲す」と謂ふは、理として言ふべからず。一念の身見の體五部に分る。貪等は皆是れ自相惑なるが故に、尙一念に頓に二部を縁すること無し。況んや能く五を縁ぜんや。故に例は成ぜず。

後に例とする所の言の「見滅道所斷の見取の如く、身見も亦然なり。俱に是れ親迷にして滅道に迷ふが故に亦見滅見道斷なるべし」とは、亦理に應ぜず。薄伽耶見は、彼れを誘ふところの見を稱譽すること能はざるが故に、又所縁の境に分限無きが故に。有身見は要す先づ滅道を誘ふ見を稱譽して、方に計して我と爲すに非ず。亦境に於て分限の縁を作すに非ず。見取は必ず能く滅道を誘ふ邪見を稱譽して方に第一と計し、所縁の境に於て分限縁を作す。義に既に殊有り、例と爲すべからず。然るに「有身見は見苦諦の時、所縁を遍知して即ち全く永く斷す。見取に非ず」とは、此れは別因

【七】一、遍行の惑の中、薩伽耶見が見苦斷なれば、貪等も見苦斷なるべしとの難。
二、見取見が見滅見道所斷なるが如く薩伽耶見も然るべしとの難。以上の二難を出して、これに答ふ。

【八】彼れとは滅道をいふ。
有身見は滅道を誘ふ見を稱譽して第一と計するものに非ず。

及び不共との無明とは、

中に於て二見を除きて、

得を除きて餘の隨行も、

自の界地に遍行す。

餘の九は能く上縁す。

亦是れ遍行の攝なり。

論じて曰はく、唯見苦集所斷の隨眠の力は能く遍行す。然れども一切に非ず。謂はく、唯諸の見

と疑と彼の相應と不共との無明なり。餘の貪等に非ず。見に七見有り、疑に二疑有り、相應の無

明は即ち彼の、不共を攝屬して二有り。故に十一と成る。是くの如く十一は、諸の界地の中に於

て、各能く自の界地の五部に遍行す。謂はく、自の界地の五部の法中、遍ねく縁じて隨眠し、因と

爲りて染を生ず。是の故に唯此れに遍行の名を立つ。且らく界に約して説けば、三十三是れ遍と言

ふ。

何の義に依りて此の不共の名を立つるや。如是説は相雜はるを共と名け、共に非ざるを以ての故

に不共の名を立つ。即ち是れ餘に望めて各別なるを義と爲す。契經に『不共佛僧』と説くが如し。

此れは佛僧二寶の各別なるを顯はすなり。不共行を以つの故に不共の無明と名く。餘の隨眠の相雜

して行するに非ざるが故なり。或は普を共と名く。即ち是れ遍の義なり。共に非ざるが故に不共の

名を立つ。諸の隨眠と相應せざるが故なり。

何が故に唯見苦集斷の諸の隨眠の内に於て遍行有るや。唯此れは普ねく諸の有漏法を縁する意樂

にして別の勢力無く、堅牢なるが故に、能く因と爲りて遍く五部を生ず。見滅見道の所斷の隨眠は

唯能く有漏の一分の所縁を縁する有り、別の勢有りて堅牢ならず、因と爲りて遍ねく五部を生ずる

こと能はざるが故に。唯前の二部に遍行隨眠有り。

此の遍隨眠は、三遍の義を具す。謂はく、五部に於て遍縁すると、隨眠すると、及び能く因と爲

りて遍ねく染法を生ずるとなり。此の相應の法は二の遍の義を具す。謂はく、三義に於て唯隨眠を

【七九】 四諦修道の五部の煩惱の内、五部を縁する力あるものは唯苦集二諦下の煩惱、即ち見苦集所斷の煩惱のみなり。この煩惱は現實の迷界の煩惱なるが故に力強きが故なり、然れどもすべての見苦集所斷の煩惱に非ず、苦諦の下の五見と疑と無明の七と、集諦下の見取見、邪見の二と疑と無明の合せて十一なり。

【八〇】 相應の無明 (Sampanna-avijjā) 見疑と相應する無明なり。

【八一】 不共の無明 (Avēkiyā vidhā) 獨立して起る無明にてこれを獨頭の無明とも云ふ。

【八二】 三界九地の各々に於ての義なり。

【八三】 三界なるが故に十一の三倍にて三十三となる。

【八四】 以下不共の義を明す。

一、不相雜の義。

二、不共有の義。

三、不關涉の義 (有餘師説)。

【八五】 見苦集所斷のみ、何が故に遍行の惑あるかを明す。

【八六】 順正理四七の遍行惑の名義釋の下に、遍行とは遍縁即ち周遍して縁する義とし、又次の三義を出す。

一、遍縁
二、隨眠
三、爲因遍生染法

等の例も亦應に然るべし。無有愛中亦見斷有り。經に隨つて説くが故に、唯修斷なりと言ふ。契經に言ふが如し。「一類は苦逼りて是くの如き念を作す。願くは我れ死後斷壞して無病の樂も有ること無からんかな」と。此の愛は但衆同分を緣じて起る。

第二項 未斷の聖者に慢の起らざる理由

何に緣つて聖者には、諸の慢類の我慢等の法有りて、而も現起せざるや。頌に曰はく、

慢類等と我慢と、

惡作の中の不善とは、

聖には有りて而も起らず、

見と疑との所増なるが故なり。

論じて曰はく、等の言は殺等の諸纏と無有愛の全と有愛の一分とを顯はさんが爲めなり。諸の聖者は善く空を修するを以ての故に、業果相屬の理を知るが故に、此の慢類等と我慢と惡の悔とは、聖は未斷なりと雖も、而も定んで行ぜず。又此れは見と疑と親しく増する所なるが故に、見と疑と既に斷するが故に復行ぜず。謂はく、慢類の我慢は有身見の所増なり。殺生等の纏は邪見の所増なり。諸の無有愛は斷見の所増なり。有愛の一分は常見の所増なり。不善の惡作は是れ疑の所増なるが故に、聖の身中未だ斷ぜざる有りと雖も、而も背折に由りて皆定んで行ぜざるなり。

第二章 九十八隨眠の諸門分別

第一節 遍行非遍行

第一項 九十八隨眠の分類

九十八隨眠の中幾くか是れ遍行にして、幾くか非遍行なるや。頌に曰はく、

見苦集所斷の、

諸見と疑と相應と、

なり。

【七二】 滿羅筏拳大龍王(Chetivāra, Eṭṭavāra)伊羅婆那等とも寫す。帝釋天の乗用の大象なり。象と龍との原語が同じきが故に茲に大龍王とせり。

【七三】 阿素洛(Asura)阿修羅のこと。

【七四】 北俱盧州(Uttara-Kuru)四洲の一なり。

【七五】 無想天(Asañña Sattvadevī)色界三禪の最上にありとせらるる天にて外道の無想定を修して生れ、五百劫の間無想無心なり。

【七六】 この慢類等は下に説明するが如く見と疑とに依つて發けられて起るものなるが故に見と疑とを斷ずれば起らず。

【七七】 その發けて起らしむるものを斷ぜられたるが故に起り得ざることを云ふ。

【七八】 この章に於て九十八隨眠の諸門分別をなす。諸門分別とは左の如し。

第一、遍行非遍行。

第二、漏無漏縛。

第三、二種の隨増。

第四、二性分別。

第五、根非根。

第六、六惑の能繫。

第七、惑の隨増。

第八、惑の起る次第。

今は第一にその遍行非遍行を明す。

然るに^{六八}本論に慢の類に九有りと言く。類は是れ品類の義なり。即ち慢の差別なり。九類とは何ぞ。一に我勝慢の類、二に我等慢の類、三に我劣慢の類、四に有勝我慢の類、五に有等我慢の類、六に有劣我慢の類、七に無勝我慢の類、八に無等我慢の類、九に無劣我慢の類なり。此の九は皆有身見に依りて起る。我勝とは是れ過慢の類なり。我等とは是れ慢の類なり。我劣とは是れ卑慢の類なり。是の故に此の九は三慢より出づ。謂はく、慢と過慢と卑慢となり。三の行次に殊有りて三三の類と成る。無劣我慢の類の高學は如何にして成ずるや。謂はく、斯くの如きもの有り。自の樂ぶ所の勝有情の聚に於て、己身は極めて下劣なるを知ると雖も、而も自ら尊重して瑞を呈するが如き者あり。或は旃陀羅は彼れは自ら世の共に惡む所なるを知ると雖も、而も瑞を呈して所作を執る時、自身を尊重するが故に高學を成す。

是くの如き七慢は何の所斷なるや。有餘師の言はく、「我慢邪慢は唯見所斷なり。餘は見修に通ず。理として實に七皆二に通ずと言ふべし。故に能く^{六九}安穩は是くの如き言を作す。我れは色等の中、我を隨執せず。然も是くの如き五取蘊の中に於て、我慢と愛隨眠の未だ斷ぜざるあり」と。諸の修所斷は聖未だ斷ぜざる時、定んで決定すべきや。此れは決定せず。謂はく、已斷にして而も現行すべき有り。已離欲貪の信苦と眠眼等の如し。未斷なりと雖も、而も定んで行ぜざる有り。未離欲貪の聖者の殺纏等の如し。教纏と言ふは、謂はく、此の纏に由りて故思を發起し、衆生の命を斷つなり。等とは盜・姪・誑の纏と^{七〇}、無有愛の全と、^{七一}有愛の一分を等取す。無有とは何の法に名くるや。謂はく、三界の無常なり。此れに於て貪求するを無有愛と名く。此れに由りて已に無漏非常を簡ぶ。彼れは定んで貪の安息處に非ざるが故に。有愛の一分とは、謂はく、願くは當に^{七二}、瞞羅筏拏大龍王等と爲るべしと。等とは^{七三}阿素洛王、^{七四}北俱盧洲、^{七五}無想天等を顯はさんが爲めなり。此の殺纏等は修所斷なりと雖も、而も諸の聖者は定んで現行せず。此の不(現)行の因は後に當に釋すべし。有我慢

【六八】發智論二十(大正二六・一〇二八中)

一、我勝慢類 (Śreyān ahaṅkāra)

二、我等慢類 (Sadāśo Sadāsmi mānavāḥa)

三、我劣慢類 (Hino smiti mānavāḥa)

四、有勝我慢類 (Asi me śreyaṅgān iti mānavāḥa)

五、有等我慢類 (Asi me saṃdāśāsi mānavāḥa)

六、有劣我慢類 (Asi me hiṃna iti mānavāḥa)

七、無勝我慢類 (Nāsti me śreyān iti mānavāḥa)

八、無等我慢類 (Nāsti me dāśāsi iti mānavāḥa)

九、無劣我慢類 (Nāsti me hiṃna iti mānavāḥa)

【六九】安穩 (Kasmaku, Kheṃka) 安穩經。雜阿含五・一(大正二・二九下—三〇〇)

【七〇】無有愛 (Vibhavaḥa tṛṣṇā vibhavaḥa taḥā) 偏無を欲するを欲せんと欲するが如きを云ふ。

【七一】有愛 (Bhavaḥa tṛṣṇā, Bhavaḥa taḥā) 生存を欲する欲あり。生存の中も惡趣の生存を欲せざるが故に一分といふ

す。

第三項 十二顛倒に關する有部の見所斷論

六三 是くの如き諸倒は唯見苦斷なり。常顛倒等は唯苦に於て轉ずるが故に。無常等を了する覺は唯苦を緣じて生ずるが故に。後に集滅道を見る時、方に常樂我淨の見を捨すべからざるが故にと。

第九節 特に慢につきて

第一項 慢の種類

六四 見隨眠の差別の相を辯じ已る。餘も亦差別の相有りと爲んや。亦有り。云何ぞ。頌に曰はく。慢に七あり、九は三に従ふ。

聖には殺纏等の如く、

修斷にして行ぜざる有り。

論じて曰はく、有る愚癡者は先きに有事非有事の中に於て、自他を校量し心に高擧を生ずるを、説いて名けて慢と爲す。行の轉ずること異なるに由りて分つて七種と爲す。一に^{六五}慢、二に過慢、三に慢過慢、四に我慢、五に増上慢、六に卑慢、七に邪慢なり。他の^{六六}劣と等との族朋等の中に於て、己を勝と等と謂ひて高擧するを慢と名く。

六七 他の等と勝との族朋等の中、己を勝る、等しと謂ふを名けて過慢と爲す。他の殊勝の族朋等の中、己れを彼れに勝ると謂ふを慢過慢と爲す。五取蘊に於て我々所を執し心便ち高擧するを名けて我慢と爲す。未だ地・道・斷等の殊勝の得を證得せざる中、己に證得すと謂ふを増上慢と名く。諸有の在家或は出家者が、他の工巧、尸羅等の徳の多分に勝る中に於て、己れを少劣と謂つて、心に高擧を生ずるを名けて卑慢と爲す。無徳の中に於て己れを有徳と謂ふを名けて邪慢と爲す。無徳と言ふは、謂はく、諸の惡行が功徳に違するが故に無徳の名を立つ。猶し不善の如し。

【六三】 諸顛倒の何の所斷なるかを説く。

【六四】 以下慢の種類、慢の斷等を明す。慢の種類を明す。

【六五】 一、慢(Māna)
二、過慢(Ahīkāra)
三、慢過慢(Mānātimāna)
四、我慢(Asmānā)
五、増上慢(Abhīmanā)
六、卑慢(Unanāna)
七、邪慢(Mithyāmanā, Micchāmāna)

【六六】 劣れり人を見て自己を勝れりと思ひ、等しき人を見て自己を等しと思ふこと、これは事實その通りなることなれども慢する心に於て過あるをいふ。

【六七】 他の等に對し勝と思ふ、過慢他の勝に對し等と思ひ、過慢他の勝に對し勝と思ふ、慢過

諸の計我論者は即ち五七我は彼れに於て自在力有り、是れ我所見なりと執す。此れ即ち我見は二門に由りて轉ずるなり。

第二項 顛倒の條件と廢立

「豈五八、諸の煩惱は顛倒して轉ずるが故に皆是れ倒なるべく、唯四種に非ざるにあらずや」。爾らず。倒相を建立すること異なるが故に。何をか倒相と謂ふや。一向に倒なるが故に。推度の性なるが故に。妄に増益するが故にとなり。増の聲は亦體の増勝を顯はすが故に。餘の煩惱は此の三因を具するに非ず。謂はく、戒禁取は一向倒の計する所に非ず。能く欲染等を離るゝもの有る容きが故に。少分五九、暫時清淨を得るが故なり。斷見と邪見とは妄りに増益するに非ず。壞事門に於て此の二轉するが故に。餘部の見取は増勝に非ざるが故に。所餘の煩惱は推度するに非ざるが故に。此れに由りて顛倒は唯四にして餘に非ず。豈、經中諸の顛倒は總して十二有りと説かずや。契經に言ふが如し。『非常に於て常と計するに、想と心と見との倒有り。苦と不淨と非我に於ても亦然なり』と。爾らず。想と心とは推度するに非ざるが故に、見の倒の力に隨つて亦倒の名を立つるなり。見と相應し行相同じきが故に。然るに受等も亦、想と心との如く倒の名を立つべきに非ず。別因有るが故に。謂はく、無常等に於て、常等の見を起す時、必ず境の中に常等の相を取るに由る。能く想を取るは、是れ想にして餘に非ず。故に倒の名を立つるに受等に非ず。又倒を治する慧も亦想の名を立つ。謂はく、非常等の行中、説いて非常等の想と爲す。慧と想と近く相資するに由るが故に相従つて名を立つ。受等は爾らず。所依の力に倒推増有るに由りて、取境の相成するが故に心を倒と名く。契經に説くが如し、『心に世間を引き、惑の瀑流に於て處々に漂溺す』と。毘婆沙は説く、「唯想と心とに倒の名を立つべし。世極成するが故に」と。謂はく、心と想との倒は世間に極成す。受等は非らず。故に經に説かざるなり。此れに由りて心と想とは見の倒の力に隨つて顛倒の名を立つ。受等には非

【七〇】我所見とは「我」が衣服等の物に纏じられるものにて矢張り我見に攝せらる。故に我見は我そのものと衣服等の我所とに轉起との意なり。

【五一】この下は特に四を顛倒とする左の三由を出す。

一、一向倒。一向に顛倒。

二、推度性。惟度思量に依りて生ず。

三、妄増益。ものの上になきに主觀的に増益す。

【五九】順正理論四十七（大正二九・六〇七下）に少分別時とあり。

【六〇】ものを常なり樂なりと増益するに非ずして反對に否定し破壞するをいふ。

【六一】大集法門經（大正一・二二九下）、七處三觀經（大正二・八七六下）。

(A. IV. 49 Vipullāsa)

【六二】婆沙論一〇四（大正二七・五三六下）。

苦所斷は手戒等を縁するが故に、但鹿果を計して彼の因と爲すが故に。二俱に見苦所斷にして、見道所斷は便ち畢竟して無しと許すに非ず。非道を道と計するに二類有るが故に。一には戒禁等を縁すると、二には親迷道を縁するとなり。戒禁等を縁するは悟の道と信に違する力、親迷道を縁する者に如かず。戒禁等を縁するは行相極鹿なるが故に、遠く隨逐せざるが故に、意樂堅からざるが故に。少しく劬勞を設けて即便ち斷滅す。親迷道を縁するは、此れと相違す。此れに由りて、應に知るべし。非道を道と計する諸の戒禁取に二類別有り。一には見苦斷、二には見道斷なり。

第八節 四顛倒

第一項 四顛倒の體

^{五〇}前に説く所の如く、(戒禁取は)常と我との倒より生ず。但斯の二種の顛倒有りと爲んや。爾らず。顛倒に總じて四種有り、一には無常に於て、常と執する顛倒、二には諸の苦に於て樂と執する顛倒、三には不淨に於て淨と執する顛倒、四には無我に於て我と執する顛倒なり。是くの如き四倒は其の體如何ぞ。頌に曰はく、

四顛倒の自體は、

謂はく、三見に従ふ。

唯倒と推と増との故なり。

想と心とは見の力に隨ふ。

論じて曰はく、^{五一}三見に従つて四倒の體を立つ。謂はく、^{五二}邊見の中には唯常見を取り、以て常倒と爲し、^{五三}諸の見取の中には、樂と淨とを計するを取りて樂淨倒と爲し、^{五四}有身見の中には唯我見を取りて以て我倒と爲す。是くの如き所説は是れ一師の宗なり。然るに^{五五}毘婆沙の決定の義は、部の分別に約して^{五六}十二見中、唯二見半是れ顛倒の體なり。謂はく、有身身と苦見とは全を取る。邊執見の中にて常を計する分を取る。斷常の二見は行相互に違ふが故に説いて二體各別なりと言ふべし。

【五〇】前に戒禁取は常と我の二顛倒より起ると説きしに次いで、四顛倒を説く。

四顛倒は

常顛倒 (Nitya-viparyāna)

樂顛倒 (Sukha-viparyāna)

我顛倒 (Ātma-viparyāna)

淨顛倒 (Śuci-viparyāna)

【五一】此の説は婆沙論百〇四(大正二七・五三七上)に有説として出す。

【五二】邊見には斷常の二方面ある中、今常を取りて常倒とする。

【五三】見取見は劣を勝と執するものなるか、今その中、苦を樂と執し、不淨を淨と執するを取りて二倒を立つ。

【五四】有身見には我見と我所見とある中、今は我見を取りて我顛倒を立つ。

【五五】此の説は婆沙論百〇四(大正二七・五三七上)に出づ。

【五六】有身見と見取見の全と邊執見の半とす。今は苦見の全となす點異なる。

【五七】五見を開いて十二とするものなるべし。

必定して解脱有りとなすべし。諸の解脱は決定して有りと許すものは、必ず應に彼の體は是れ常寂なりとなすべし。若し爾りと許さざれば、爾らば希求すべからず。正法の中、涅槃の體に於て、實と謂ひ、非實と謂ひ、異有りと雖も、而も同じく彼れは是れ常、是れ寂となすが如きが故に。俱を非撥する見に於て過を爲すことも是くの如し。

若し有るが餘の解脱を心中に蘊在するを以て、彼れ必ず總じて涅槃の常寂を許す。此れに由りて解脱を誘する見を如理解となすと執せず。故に見滅所斷の戒禁取は定んで無し。

又、天授の如し。總じて常寂の涅槃有りと許すと雖も、而も八支を離れて別に四九五法を解脱道となすと計す。外道の計する所の理も亦應に然るべし。是の故に八支聖道に於て能く誘する邪見を如理覺と謂ふもの有り。滅を誘するに於て如理解と謂ふもの無し。戒禁等の自體の行相は聖道と殊なり、涅槃の常寂の體相に差別有りと謂ふ者無きを以てなり。是の故に滅と道と同じき義無し。

今應に非道を道と計するを思擇すべし。謂はく、戒禁を解脱の因となすと執じ、或は我見能く解脱を證すと執す。此れを見苦斷となんや、見道斷となんや、若し二俱に見苦斷と執せば、則ち見道斷は畢竟無かるべし。或は應に別因を説くべし。等しく非道を道と計す。何に縁つて此の二は見苦斷にして、所餘は乃ち是れ見道斷なるや。若し二俱に見道斷と執せば應に説くべし。何が故に見道斷なるや。見道の時、能く彼の境を了し、或は彼の自體を了し、或は彼の所縁を斷するに非ず。或は應に遍知の建立の理壞すべし。謂はく、若し見道所斷の隨眠、能く見苦所斷を縁じて境となせば、誰か遍知の建立の壞の失を遮せんや。現觀の位に苦智已に生じて、集智未だ生ぜず、見苦所斷猶見集所斷の爲めに縁縛せらる、已に永く斷ずと雖も未だ遍知を立てず。是くの如く乃至、滅智已に生じて道智未だ生ぜず、見苦所斷猶見道所斷の爲めに縁縛せらる。亦應に斷ずと雖も、未だ遍知を立てざるべし。然も許す所に非ず。應に理趣を辯すべし。我が宗は二俱に見苦斷なりと説く。唯見

【四六】俱とは涅槃と解脱道の二をいふ。

【四七】天授、提婆達多のこと。
【四八】八支。八支聖道、八正道のことなり。

【四九】五法。提婆達多が主張したるもの。

一、生涯森住。

二、生涯行乞不受招待。

三、生涯着糞掃衣。

四、生涯住樹下。

五、生涯不食魚肉。

(猶この五法には種々の異説あり)

し、二は道に非ざるを道と計す。若し有るが彼の集を誘する邪見、能く清淨を得すと計すれば、豈、此の見は集を斷する四一。用なく、則ち生すべからざるにあらずや。都て心に因有りと信すること無きを以ての故に。又苦と集と別物無きが故に。自在等の蘊も亦撥せらるべし。若し或るが彼の滅を誘る邪見能く清淨を得と計すれば、豈、此の見は滅を證する用無く、則ち生すべからざるにあらずや。如何が滅諦を撥無する見が、後に滅の方便は唐捐ならざるに非すと計せんや。是くの如く戒禁取の體を成ぜずして而も言のみ有るべきが故に。四二「彼れは難に非ず」。如何が難に非ざるや。見道所斷の戒禁取の體も亦成ぜざるべし。道諦を撥無する見に於て、後に即ち道有りと計することは成ぜざるべきを以ての故に。謂はく、四三道諦を緣する邪見と及び疑との、若しは撥し、若しは解脱道無しと疑ふを。如何が即ち此れを能く永く清淨を得すと執せんや。四四此の戒禁取の體は成ぜざるに非ず。有るが、道を誘る邪見に於て執じて能く永く清淨を證する道と爲すと許すを以てなり。彼れの計して如理の解と爲すに由るが故に。謂はく、彼れは先に餘の解脱道を以て心中に蘊在し後に執じて眞道を誘る邪見を如理覺と爲すに非ず。如理と言ふは、彼れは眞の解脱道を撥し疑ひ、四五是れは顛倒ならず、如理なるを以ての故に執して淨因と爲すを謂ふ。此れに由りて戒禁取の體を成ずることを得るなり。「彼れの心に蘊む所の餘の解脱道に見道所斷の戒禁取の所緣に非ず。彼れは唯自部の法を緣するを以ての故に」。道に多類有り、理に於て失無し。

「若し爾らば見滅(諦)の所斷の戒(禁)取の體も亦應に成すべし。道と同じきが故に。謂はく、有るが先に餘の解脱處を以て心中に蘊在し、後に執じ、眞の解脱を誘する邪見を如理覺と爲し、如理を以ての故に執じて淨因と爲す。前の如く戒禁取の體を成すべし」。是くの如き理なし、總じて解脱は是れ常是れ寂なりと計し、彼れを誘する心を清淨の因と爲すと執することは理成せざるが故に。涅槃の體に實にして實に非すと計するが如し。謂はく、若し解脱の方便を希求すれば、彼れは應に

【四一】 本文「因」に作る。然し順正理論四七(大正二九・六〇六下)には用と作す。今用に改む。

【四二】 見集滅所斷の戒禁取が體を成ぜずとの非難は當らず、然らば見道所斷の戒禁取も同様に體を成せざるべしとの難なり。

【四三】 俱舍論十九・八右の世親論主の難を引く。

【四四】 上の難に對し、此の道を誘する戒禁取の體の成ずることを説く。

【四五】 自分の抱いてゐるものを不顛倒如理として、眞解脱道を撥し疑ふとなり。

即ち彼の相續の法の上に於て邊執見を起して計度して常と爲す。此れに由りて應に知るべし。自在等の法に於ての常我の二執は唯見苦所斷なり。非常等の諸の無漏の行を以て苦諦を見る時二見既に滅す。自在等の因に非ざるに於て因と計し、隨つて二見生じ又俱時に滅す。故に^{三九}因を計する執は唯見苦所斷なりと説く。然るに非道に於て計して道と爲す中、若し思に違して道強ければ則ち見道所斷なり。

「豈、自在等を計して因と爲し、苦を執して因と爲すは、唯見苦斷にして見集斷に非ずと許すが如く、是くの如く亦非道に於て道を計し、苦を執して道と爲すも、唯見苦斷にして見道斷に非ずと許すべからずや」。

此の難は然らず。苦諦に於て見て非常等と爲すは彼れの對治に非ざるを以ての故に。謂はく、若し有るが自在等を執して因と爲せば、必ず先づ計して無始無終等と爲すが故に。此の因の執は唯見苦斷なり。非常等の想は常等の想を治するを以ての故に。苦諦の非常等を見る時、能く非道を計して道と爲す執を治するに非ず。故に彼の道の執は見苦斷に非ず。此れに由りて亦見集所斷を遮す。因等を見るは彼れの治に非ざるが故に。謂はく、集に於て因等を見る時、能く非道を計して道と爲す執を治するに非ず。要らず苦諦に於て道を見る時、方に能く彼の非道の道の執を治するが故に。彼の道の執は應に見道斷なるべし。

「若し爾らば是くの如き非道の道の執は、理として必ず應に見集滅斷に通ずべし。謂はく、邪見にして眞の道を撥無しして後、此れは能く清淨を得すと許す。此の戒禁取に見道斷と許すが如く、是くの如く邪見にして集滅を撥無し、後に亦計して能く清淨を得すと爲す。彼の二の戒禁取は應に見集滅斷なるべし」。

此の難は然らず。體成ぜざるが故に。謂はく、戒禁取はその體二有り。一は因に非ざるを因と計

略せり。今その所以を説き、見集所斷に非ざるを明す。

【三八】畢竟苦諦、即ち現實の事實に迷ふものなるが故に、現實の事實即ち苦諦を知れば滅すとして見苦所斷となすなり。

【三九】戒禁取は見苦所斷なると共に見道所斷なることを明す。俱舍論十九・八右の「復有何相別戒禁取可説彼爲見道所斷」の論主の難に對す。

【四〇】以下上の會通に對し、「非道に於て道と計するも、見苦所斷なるべし」との難を擧げてこれを會通す。

法を取るが故なり。

因と道とに非ざるに於て因道と謂ふ見を、一切總じて説いて戒禁取と名く。謂はく、自在と時性と或は餘の實に苦の因に非ざるに妄に因の執を起す。道に二種有り。一に増上生道、二に決定勝道なり。水火等に投ずる種々の邪行の生天の因に非ざるを妄りに執じて因と爲すを、第一道と名く。唯戒禁を受持すると、性と士夫との智等の解脱の因に非ざるを妄に執じて因と爲すを第二道と名く。前の如く等を除く。或は戒禁勝る。是の故に但、戒禁取の名を立つ。應に知るべし。五見の自體は是くの如し。

第七節 特に戒禁取見に就て(其の見集斷に非ざる所以)

若し自在等の非因に於て因を計さば、是くの如き戒禁取は因の義に迷ふなり。此の見は何が故に見集斷に非ざるや。頌に曰はく

自在等に於て、

常と我との倒より生ず、

非因を妄に因と執するは、
故に唯見苦斷なり。

論じて曰はく、自在等の非因に於て因と計するは、彼れは必ず深理を觀察すること能はず。但在等の諸蘊の鹿果の義に於て、妄りに是れ常なり、一なり、我なり、作者なりと謂ひ、此れを上首と爲し、方に執じて因と爲す。是の故に此の執は見苦所斷なり、謂はく、我を執するは是れ有身見なり。苦果の義に於て妄に執して我と爲すが故に、苦を現觀すれば我執即ち除くる。非我の智の生ずるは後の位に於てに非ず。若し有身見が見集等の斷なれば、相續の中に於て我見隨ふが故に、則ち非我の智生ずることを得ざるべし。唯法を見る時我見則ち滅するを以ての故に。非我の智起りて我見已に除くる。然るに有身見は自在等の相續の法の中に於て、一なり我なりと計し已つて、次に

一に非ずとなり。
【七】次に邊執見を釋す。
【八】次に邪見を釋す。
【九】臭蘇、蘇は紫蘇にて、その中の臭氣の甚しきを臭蘇といふ。

【一〇】惡執惡。執惡は旃羅羅(Candaria)の譯にて印度の最下層の人々のこと、その旃羅羅中の惡人を惡執惡といふ。
【一一】見取見を釋す。上の身見邊見邪見等の劣れるを勝れると取り、又他の有漏法の劣れるを勝れりとなすをいふ。

【一二】戒禁取を釋す。
【一三】宇宙生成の創造王として自在在天(Mahesvari)と主理として時性を考へたるすること。
【一四】水に入りて苦行し火に依りて苦行し、生天の因となさんとする邪執なり。

【一五】狗禁戒鷄禁戒を持つが如きことと、性(自性)と士夫(補特伽羅)を立つる數論の智とを解脱の因となすは誤なりとの意なり。
【一六】委しくは戒禁等取と等の字を入れるべきをこれを略すとの意なり。等とは喩へは見等なり。

【一七】前に見集所斷のところにては欲界七上二界六として有身見、邊執見、戒禁取見を

餘は見修斷に通ず。

智所害は唯修なり。

論じて曰はく、忍所害の諸の隨眠の中に於て、有項地の攝は唯見所斷なり。唯三〇類智方に能く斷するが故なり。餘の三一八地の攝は見修斷に通ず。謂はく、聖者の斷は唯見にして修に非ず。三二法と類との智の忍が應の如く斷するが故なり。若し異生の斷するは唯修にして見に非ず。數世俗智を習うて斷する所なるが故なり。

智所害の諸の隨眠は、一切地の攝唯修所斷なり。諸の聖者及び諸の異生は、其の所應の如く、皆數無漏と世俗との智を習うて斷する所なるを以ての故なり。

第六節 五 見

三三前に辯ずる所の如く、六隨眠の中、行の殊ること有るに由りて、見を分ちて五と爲す。名は先に已に列す。自體は如何ぞ。頌に曰はく、

我々所と、斷と、常と、

撥無と、劣を勝と謂ふと、

因と道とに非ざるを妄に謂ふと、

是れ五見の自體なり。

論じて曰はく、因と教との力に依りて、諸の愚夫有り、五取蘊の中に我我所を執す。此の見を名けて薩伽耶見と爲す。三五有の故に薩と名く、聚を迦耶と名く。此れは所縁有にして一に非ざるを顯はす。即ち三六所執の我我所の事に於て、斷を執じ常を執するを邊執見と名く。妄に斷常の邊を執取るを以ての故なり。實に三七體ある苦等の諦の中に於て、見を起して撥無するを名けて邪見と爲す。五種の妄見は皆顛倒に轉ず。並びに應に邪と名くべし。而も但撥無するを邪見と名くるは過甚しきを以ての故なり。三八臭蘇、惡執惡等と説くが如し。此れは唯損減し餘は増益するが故なり。三九劣に於て勝と謂ふを名けて見取と爲す。或は見勝るが故に但見の名を擧ぐ。見を初めとなして餘

【二七】有頂 三界二十五有の最頂非想非非想天のこと。
【二八】四類智忍、即ち苦類智忍から道類智忍の斷する所なり。

【二九】無所有より以下欲界に至る八地。

【三〇】法智忍にて欲界の惑を斷じ類智忍にて色界無色界の惑を斷ず。

【三一】十隨眠の中五見を別説す。

【三二】我見と我所見とを起すに至るが如き種種の因あり、又教あり、それに依つてこの見を起す。

【三三】薩(Sat)有の義。迦耶(Kaya)聚の義。五取蘊は一に非ず、和合積集の有なり、この有の境に我を計するを薩迦耶見となすとの意なり。

【三四】迦耶は實有のものなれども五蘊なるが故に聚にして

此の中若し見が苦を緣じて境と爲すを名けて見苦と爲す。即ち是れ苦法苦類智忍なり。此の二の所斷を總じて説いて名けて見苦所斷と爲す、乃至、見道所斷も亦然なり。數習を修と名く。謂はく、見迹とは上を得する義と爲す。苦等に於て智數々熏習するを説いて名けて修と爲す。此の道の除く所を修所斷と名く。

色無色界の五部に各瞋を除く。餘は欲と同じ。故に各三十一なり。是れに由つて一切の正理論師は六隨眠を行と部と界との門の差別に約するを以ての故に^{二六}九十八と立つ。

第五節 隨眠と見修斷

此の辯ずる所の九十八の中に於て、八十八は見所斷なり。忍の害する所なるが故に。十隨眠は修所斷なり。智の害する所なるが故に。

^{二七}界に約し地に非ず、隨眠を建立す。界の貪を離るゝに由りて遍知を立つるが故に。謂はく、四靜慮の諸の煩惱の法性少しく相似し、四地有りと雖も而も合して一と説く。四無色に於て合して説くも亦然なり。經には但、色貪無色貪等と説くが故に。

何に緣りて上界には瞋隨眠無きや。彼には瞋隨眠の事有に非ざるが故に。謂はく、苦受に於て瞋の隨増有り、苦受は彼に無きが故に、瞋は有に非ず。又彼の相續に定に由りて潤ふが故に。又彼は瞋の異熟因に非ざるが故に。有るが説かく、^{二八}彼には惱害の事無きが故に。慈等の善根の所居の處なるが故に。諸の攝受する所を皆遠離するが故に」と。

(前に) ^{二八}八十八は見所斷等と言へり。此の見修斷は定んで爾りと爲んや。爾らず。云何ぞ。頌に曰はく、

忍所害の隨眠も、

有項は唯見斷なり。

【二六】 欲界見苦所斷……十
見集所斷……七(有身、邊戒取を除く)

見微所斷……七(同上)

見道所斷……八(有身見、邊見を除く)

修所斷……四(五見と疑を除く)

計 三十六

色界無色界見苦所斷……九
(瞋を除く)

見集所斷……六(有身、邊戒取、疑を除く)

見滅所斷……七(有身見、邊見、瞋を除く)

修所斷……三(五見と疑と瞋を除く)

各 三十一

合計 九十八

【二七】 界の不同に就て九十八隨眠を立つる理由は、界の貪を離れて上界に入る、この差別あると、斷通知に就いて、斷通知は九地に約して説かず、三界に約して説くが故に、沙門果も同様に大きく三界と約して説くが故に、斷隨眠といふ點より三界の不同の約して説くと説明なり

【二八】 以下は正しく隨眠のいかなる修養に依つて斷滅せらるるかを明す。

六は行と部と界と異なるが故に、

欲の見苦等の斷に、

謂はく、次の如く具すると、

色無色には瞋を除く。

九十八と成る。

十と七と七と八と四とあり。

三と二との見と見と疑とを離するとなり。

餘は等し。欲に説くが如し。

論じて曰はく、六種の隨眠は、行と^九部と^二界の門の差別に由るが故に九十八と成る。謂はく、六の中に於て、見の行の異に由つて建立して十と爲す。前に已に辯ぜしが如し。即ち此に辯ずる所の十種の隨眠が、部と界と不同にして九十八と成るなり。部とは謂はく、見四諦と修の所斷の五部なり。界とは、謂はく、欲・色・無色三界なり。

且らく欲界五部の不同に於て、十隨眠に乗じて三十六と成る。謂はく、見苦諦より修所斷に至り、次の如く十と七と七と八と四とあり。即ち上の五部が十隨眠に於て、^一と^二と^一と^一と、其の次第の如く具すると、^三見と^二見と見と疑とを離するとなり。謂はく、見苦諦の所斷は十を具す。一切は皆見苦諦に違するが故に。見集滅諦所斷は各七なり。有身見と邊見と戒取とを離す。見道諦所斷は八なり。前の七に戒取を増すなり。修所斷は四なり。見と及び疑を離る。是くの如く合して三十六種となる。前の三十二を見所斷と名く。纔に諦を見る時彼れ則ち斷するが故に。最後に四有り。修所斷と名く。四諦を見已りて、後々時中、數々習道して、彼れ方に斷するが故に。此れに由りて已に十隨眠中、薩伽耶見は唯一部に在ることを顯はす。謂はく、見苦所斷なり。邊執見も亦爾なり。戒禁取は通じて二部に在り。謂はく、見苦と見道との所斷なり。邪見は四部に通ず。謂はく、見苦集滅道所斷なり。見取と疑も亦爾なり。餘の貪等の四は各五部に通ず。謂はく、見四諦と及び修所斷なり。是くの如く總じて説いて、見を十二に分つ。疑を分つて四と爲す。^{一五}餘の四は各五なり。故に欲界の中に三十六有り。

【九】 行は前の【六】の行に同じ。

【一〇】 部 (Pāṭha) 見修二道五部の別に依つて類を増す。

【一一】 界 (Dhātu) 欲界色界無色界の別に依つて更に類を増して九十八となる。

【一二】 一とは見苦所斷にて十を具す。

二とは見集所斷と見滅所斷のことにて有身見邊見戒取見の三を除いて他の七を具す。

一とは見道所斷にて有身と邊の二見を除いて他の八を具す。一とは修所斷にて五見と疑を除いて他の四を具す。

【一三】 前の【一二】中の説明す。

【一四】 見は五見、疑と合せて六を除く。

【一五】 貪瞋癡慢の四は見修二道斷の五に通ず。

第二節 七 隨 眠

若し諸の隨眠の數唯六有るのみならば、何に緣りて經に七隨眠有りと説くや。頌に曰はく、

六は貪の異に由りて七なり。

有貪の上二界なり。

内門に於て轉ずるが故なり。

解脫の想を遮せんが爲めなり。

論じて曰はく、即ち前に説く所の六隨眠の中、貪を分つて二と爲すが故に經に七と説く。欲貪と有貪の相差別するが故に。色無色愛を佛は有貪と説く。彼の貪は多く内門に託して轉ずるが故に。又上二界の有に於て解脫の想を起す。彼の執を遮せんが爲めの故に有の名を立つ。此の有の言は生身に目くる義なるを以ての故なり。既に有貪は上二界に在りと説く。義准するに欲界の貪を欲貪と名く。故に頌の中に別に顯示せず。多く五欲を緣じて外門に轉ずるが故に。

第三節 十 隨 眠

前に説く所の如き六種隨眠を復異門に約して建立して十と爲す。頌に曰はく、

六は見の異なるに由りて十なり。

異とは謂はく有身見と、

邊執見と邪見と見取と、

戒禁取となり。

論じて曰はく、六隨眠の中、見の行の異を五と爲す。餘は見に非ざる五なり。數を積んで總じて十と成るが故に。

第四節 九十八隨眠

即ち前の六種は復異門に約して建立して便ち九十八種と成る。其の相は云何ぞ。頌に曰はく、

【三】前に六隨眠と説くも經に七隨眠と説くを會通するなり、經とは雜阿含十八・(一)大正二・一二七上)七使。增一阿含三十四・七日品四十三(大正二・七三下)七使。長阿含一〇上十經(大正一・五四中)七使。長阿含一・增一經(大正一・五八中)七使。

【四】上説の六隨眠を更に分つて十隨眠となす説あるに就て辯ず。

【五】異門 (Paryāya) 他の理義の上から別説するをいふ。

【六】行 (Arahan) 行の異とは相貌の異、行相の差別なり。

【七】餘は見に非ざる貪瞋癡慢疑の五なり。

【八】次にこの六種隨眠を他の義門より九十八に分つ。

發智論五(大正二・六・九四四)婆沙論四六(大正二・七・二三六中)以下

同 五〇(大正二・七・二五九中)

卷の第二十五

〔辯隨眠品第六の一〕

第一章 隨 眠

第一節 隨眠の性能と根本隨眠

已に諸業を辯ぜり。契經に處々に業の有を感ずることを説く。然るに世間を見るに、已に離染者有りて、善業を造ると雖も、而も功能の後有の果を招くものなし。故に有を感ずるに於て、業は因に非ざるべし。業を獨り因と爲すは我が許す所に非ず。要す隨眠の功ありて方に能く有を感ず。故に緣起の教は初めに隨眠を説く。此れ復何の因ぞ。隨眠に幾く有りや。頌に曰はく、

隨眠は諸有の本なり。

此れが差別に六有り。

謂はく、貪と瞋と亦慢と、

無明と見と及び疑なり。

論じて曰はく、諸の隨眠は是れ諸有の本なるを以て、方に有を感ずる能有り。此の中有の名は三有の果に名く。故に離染者は善業を造ると雖も、而も勢力の後有の果を招くこと無し。

是くの如き隨眠に略して六種有り。謂はく、貪と瞋と慢と無明と見と疑となり。頌に「亦」の言を説くは同類の義を顯はすなり。謂はく、瞋は貪の如く多類有りと雖も、而も總じて説いて一隨眠と爲すべし。慢等も亦然なり。故に復「亦」と言ふ。或は此れは貪と瞋と行相同じからず、故に別に建立するが如く、是くの如く慢等は行相同じと雖も、餘義の異有るが故に亦別立す。「及」の言は釋據の相違を顯はさんが爲めなり。或は隨眠の類を總攝し盡すことを顯はすなり。

【二】六隨眠。

貪 (Egga)

瞋 (Dveṣṭi, Doṣa)

慢 (Māna)

無明 (Avijjā, Avijjā)

見 (Diggā, Diggā)

疑 (Vicikicchā, Vicikicchā)

【一】既に業を論じ終り、次にこの業を助けて生長せしめ、果を感ぜしむる隨眠を明さんとすなり。

善の有爲は應習

解脫を無上と名く。

論じて曰はく、善の無漏法を亦名けて¹⁰¹妙と爲す。染と無記と及び有漏法とに勝るが故に、唯此の法獨り妙の名を受く。諸の染汚の法を亦名けて¹⁰²有罪と名く。是れは諸の智者の訶厭する所なるが故に¹⁰³亦有覆と名く。能く解脫道を覆障するが故に。亦名けて劣と爲す。極めて鄙穢なるが故に。應に棄捨すべきが故に。此の妙と¹⁰⁴劣とに准じて餘の中は已に成するが故に頌には辯ぜず。即ち有漏善と無覆無記を總じて名けて中と爲す。諸の有爲の善を¹⁰⁵亦應習と名く。餘の應習に非ざる義は准じて已に成す。解脫涅槃は亦¹⁰⁶無上と名く。一法も能く涅槃に勝るもの無く、是れ善是れ常にして、衆法に超ゆるを以ての故に。涅槃は是れ善とは、極めて安穩の故に。餘の法の有上の義は准じて已に成す。即ち一切の有爲と虚空と非擇滅なり。具さに前に善常の相を説かざるが故に。

【101】 妙 (Pramita, Punita)

【102】 有罪 (Sivadya, Sivajia)

【103】 有覆 (Nivrti, Nibhuta)

【104】 劣 (Hina)

【105】 應習 (Savya)

【106】 無上 (Amutara)

なり。順解脫分の善とは、謂はく、解脫の善の阿世耶を安立して傾動なからしめ、此れに由つて決定して當に般涅槃すべし。此の善根の自性地を辯ずるは、應に知るべし。賢聖を辯ずる處に説くが如し。順決擇分の善とは、謂はく、煥等の四なり。此れも亦後に賢聖を辯ずる處に説くが如し。

第八章 業品餘論

第一節 書印算文數の自體

^{九六}世間に説く所の書印算文數の如き、此の五の自體は云何が應に知るべきや。頌に曰はく、

諸の如理に起す所の、

次の如く、書と印と、

三業と並びに能發とを

算と文と數との自體と爲す。

論じて曰はく、如理に起すとは正加行の生なり。三業とは應に知るべし。即ち身語意なり。能發とは即ち是れ能く此の三を起すなり。其の所應の如く愛想等の法なり。此の中書と印とは前の身業と及び彼の能發の五蘊を體と爲す。諸の字像を即ち名けて書と爲し、雕る所の印文を即ち名けて印と爲すに非ず。然るに業に由つて字像印文を造るを、應に知るべし、名けて此の中の書印と爲す。次に算及び文は前の語業と及び彼の能發の五蘊を體と爲す。後の類は應に知るべし。前の意業と及び彼の能發の四蘊を體と爲す。但意思のみ能く法を數ふるに由るが故なり。

第二節 諸法の異名

^{一〇}應に聖教の諸法相の中の少分の異名を辯じて、迷謬せざらしむべし。頌に曰はく、
善の無漏を妙と名け
染を有罪・覆・劣といひ、

【九六】 以上種種に業を論じ來りて最後に、世間は常生活の上の仕事の體を明さんとするなり。

【九七】 如理に起す。正しく書を書き、印を雕る加行を起すこと。

【一〇〇】 書印の界の名を以て因に名く。

【一〇一】 業論の最後に、諸法の異名を擧ぐ。無漏と染と善の有爲と解脫の異名なり。

を顯示するが故に。

是くの如き所説の十二分教を略説すれば、應に知るべし。三藏の所攝なり。三藏九六と言ふは、一に素怛羅藏、二に毘奈耶藏、三に阿毘達磨藏なり。是くの如き三藏の差別は如何ぞ。未だ善根を植えず、未だ勝義を欣ばざるものに、植ゑしめ欣ばしめんが故に、爲めに契經を説く。已に植ゑ已に欣ぶものに、熟して相續し、所作を作さしめんが故に、爲めに調伏を説く。已に熟し已に作すものに悟りて解脱せしむる更方便の故に、爲めに對法を説く、或は廣略清沙の文詞を以て、雜染と清淨の法を續緝し解了し易からしむるを名けて契經と爲し、修行と尸羅と軌則と淨命の方便を宣説するを名けて調伏と爲し、善く能く諸の契經の中の深き義趣の言を顯示するを名けて對法と爲す。或は増上の心と戒と慧との學の興す所の論道を、其の次第の如く、名けて契經・調伏・對治と爲す。或は素怛纒藏は是れ力の等流なり。諸經の中に説く所の義理は畢竟能く屈伏するもの有ること無きが故に。毘奈耶藏は是れ大悲の等流なり。尸羅の惡趣を濟ふを辯説するが故に。阿毘達磨は是れ無畏の等流なり。眞の法相中能く善く安立し、問答決擇して畏るゝ所無きが故に。是くの如き等の類の三藏同じからず。毘婆沙中已に廣く分別せり。

第十五節 順三分の善

前に九七 已に別して三の福業事を辯ぜり。今經中の順三分の善を釋すべし。頌に曰はく、

順福と順解脫と、

愛果と涅槃と聖道とを、

順決分との三なり。

感ずる善なり。次の如し。

論じて曰はく、順福分の善とは、謂はく、世間人天等の愛果を感ずる善なり。此の力に依るが故に、能く世間の高族大宗大富妙色、輪王帝釋魔王梵王、是くの如き等の類の諸の可愛の果を感ずる

【六】三藏 (Tripiṭaka, Tripiṭaka) 素怛羅藏、經藏なり。毘奈耶藏、律藏なり。阿毘達磨藏、論藏なり。

【九七】三福業事を明し終りて今次の順三分の善を説く。

順福分の善 (Puṇya bhāgīnī Kusalanī)

順解脫分の善 (Mokṣa bhāgīyān Kusalanī)

順決庫分の善 (Nirvedha bhāgīyān Kusalanī)

謂はく、勝妙の緝句言詞を以て、前を隨述するに非ずして、讚詠を爲すなり。或は二・三・四・五・六句等なり。自説と言ふは、謂はく、請に因らず、世尊正法をして久住せしめんと欲して、希奇の事を觀、悅意して自説する妙辯の等流なり。「此の那伽は彼の那伽に由る」等と説くが如し。緣起と言ふは、謂はく、一切の記説の所由を説くなり。多くは是れ調伏相應論道なり。彼れは緣起の所顯に由るが故に。譬喩と言ふは、謂はく、所説の義宗を曉悟せしめんが爲めに、廣く多聞を引いて比例開示す。長喩等の契經の説く所の如し。有るが説かく、「此れは是れ諸の菩薩を除き、餘の本行の能く所證有るを説き、所化の言を示すなり」と。本事と言ふは、謂はく、昔より展轉傳來せるを説き、説人を顯はさず、所説の事を談るなり。本生と言ふは、謂はく、菩薩の本行する所の行を説くなり。或は過去の事に依つて諸の言論を起し、即ち過去の事に由つて言論究竟するを是れを本事と名く。曼駄多經の如し。若し現在の事に依つて諸の言論を起し、要らず過去の事に由つて言論究竟するを是れを本生と名く。邏刹利經の如し。方廣と言ふは、謂はく、正理を以て廣く諸法を辯ずるなり。一切の法の性相は衆多なるを以て、廣き言詞に非ざれば辯ずること能はざるが故に。亦廣破と名く。此の廣言に由つて廣く極堅・無智の闇を破するが故に。或は無比と名く。此の廣言に由つて、理趣幽博にして餘に比無きが故に。有るが説かく、「此れは廣く大菩提の資糧を辯ず」と。希法と言ふは、謂はく、此の中に於て唯希奇の出世間の法を説く。此れに由つて能く正しく三乘の希有を顯はすが故に。有餘師は説かく、「三寶を辯ずる言は世の罕に聞く所なるが故に希法と名く」と。

論議と言ふは、謂はく、上に説く諸の分義の中に於て、無倒に顯示し、難を釋し決擇するなり。有るが説かく、「經の所説の深義に於て已に眞を見る者、或は餘の智人の理に隨つて辯釋するを亦論議と名く」と。即ち此れを名けて 摩怛理迦と曰ふ。餘の經の義を釋する時、此れを本母と爲すが故に。此れを又名けて 阿毘達磨と爲す。能く諸の法相に現對するを以ての故に。無倒に諸の法相

【八五】 自説 (Udāna)

【八六】 緣起 (Nidāna)

【八七】 調伏相應論道。戒律に關したることなりとの意。

【八八】 譬喩 (Avyādāna, Apodāna)

【八九】 本事 (Uttarakāra, Itivuttaka)

【九〇】 本生 (Jātaka)

【九一】 方廣 (Vaipulya, Vopulha)

【九二】 希法 (Atbhuta-dhamma, Abbhuta-dhamma)

【九三】 論議 (Uppadesa, Upanesa)

【九四】 摩怛理迦 (Mātrika, Matika)

【九五】 阿毘達磨 (Abhihamma, Abhihamma)

じきに由るが故なり。餘部に於て有る伽陀に言ふを以てなり。

信正見有る人の

便ち梵福を生ずと爲す。

十勝行を修する者は、
劫の天樂を感ずるが故なり。

已離欲者は、四無量を修し、上界の天に生れて、劫壽の樂を受く。若し未離欲(者)は窄堵波を建て、寺を造り、僧を和し、能く勤めて慈等の加行を修習し、彼れも亦(四)無量の根本を修むるが如く、劫の天樂を感ず。有餘師の説かく、「此れは辯ずる所の妙相業の中の説く所の福量の如し」と。

第十四節 法 施

契經に説く、「施に略して二種有り、一には財施、二には法施」と。財施は已に辯ぜり。法施は云何ぞ。頌に曰はく、

法施は、謂はく、實の如く、

無染に經等を辯するなり。

論じて曰はく、若し能く如實に諸の有情の爲めに、無染心を以て契經等を辯じ、正解を生ぜしむるを名けて法施と爲す。「如實」の言を説くは、法施の主が契經等に於て、解に顛倒無きことを顯はす。「無染」の言を説くは、法施の主が利養恭敬名譽を希はざるを顯はす。爾らずば便ち自他俱損と爲る。「契經等」とは餘の十一を等す。即ち契經乃至論議を顯はす。契經と言ふは、謂はく、能く世俗と勝義との堅實の理言を總攝し容納し隨順するなり。是くの如き契經は是れ佛の所説にして、或は佛弟子が佛の許すが故に説くところなり。應頌と言ふは、謂はく、勝妙の緝句言詞を以て、前の契經の所説を隨つて述讚するなり。有るが説く、「亦是れ不了義經なり」と。記別と言ふは、謂はく、餘の間に隨つて酬答し辯析するなり。波羅衍拏等の中に辯ずるが如し。或は諸の所有の會當現の眞實義を辯ずる言を皆記別と名く。有るが説く、「是れは佛説にして了義經なり」と。諷頌と言ふは、

【六】 上の四梵福に父・母・如来を救はんがために身を捨つ(三)正法の中に自ら出家し他を出家せしむ(二)無教の地に初めて法輪を轉ず(一)の六を加ふ。
【七】 慈無量心、悲無量心。喜無量心、捨無量心。

【七六】 上に財施を説くが故に今法施を説く。

【七九】 以下所謂十二部經を略説す。
【八〇】 契經 (Sūtra)
【八一】 應頌 (Geyya)
【八二】 記別 (Vyākaraṇa)
【八三】 本文「佛諸了義經」とあり、順正理四四の異本には諸を説に作る。今これに改む。或は是れ佛の諸の了義經の義か。

【八四】 諷頌 (Gāthā)

れを修と名く。極めて心に熏するが故に。修とは是れ熏の義なり。花の麻に熏するが如し。謂はく、諸の定の善は心相續に於て、極めて能く熏習し徳類を成ぜしむ。不定の善に非ざるが故に獨り修と名く。

第十二節 戒修二福業事の果

前に^{七二}施の福は能く大富を招くと辯ぜり。戒修の二類の感ずる所は云何ぞ。頌に曰はく、

戒修は勝れて次の如く、

生天と解脱とを感ず。

論じて曰はく、戒は生天を感ず。修は解脱を感ず。勝の言は勝に就て言を爲すことを顯はさんが爲めなり。謂はく、施も亦能く生天の果を感ずるも、勝に就て戒を説く。持戒も亦能く離繫果を感ずるも勝に就て修を説く。是くの如く戒修も亦大富を感ずるも勝に就て施を説く。例に准じて應に知るべし。

第十三節 梵 福

經に四人能く梵福を生ずと説く。一には如來の^{七三}馱都を供養せんが爲めに、^{七四}窣堵波を未だ曾て(有らざる)處に建つ。二には四方の僧伽を供養せんがために、寺を造り園を施し^{七五}四事供給す。三には佛弟子の破せるを已に能く和せしむ。四には有情に於て普ねく慈等を修む。是くの如き梵福は其の量云何ぞ。頌に曰はく、

劫の生天を感ずる等を、

一の梵福の量と爲す。

論じて曰はく、有餘師の説かく、「福の能く一劫の生天を感じ、諸の快樂を受くるに隨ひ、是れに齊りて、名けて一梵福の量と爲す。彼れの感ずる所の快樂を受くる時の、梵輔天の一劫の壽に同

【七二】此の段は先に施の福を説きたるを以て、今は戒と修の福を説く。

【七三】この段は經に説く梵福を明す。經とは增一阿含二十一・苦樂品廿九・三(大正二・六五六中)なり。

【七四】馱都 遺身即ち舍利のことなり。

【七五】窣堵波。舍利を奉安する塔。

【七六】四事。飲食、衣服、座臥具、湯藥なり。

六二 已に施類を辯ぜり。戒類を當に辯ずべし。頌に曰はく、

犯戒と及び遮とを離るゝを、
戒と名け各二有り。

犯戒と因とに壞せらるゝに非ざると
治の滅とに依るとにて淨なる等なり。

論じて曰はく、犯戒と言ふは、謂はく、諸の不善の色なり。即ち殺生より、乃至雜穢語に至るな

り。此の中性罪に犯戒の名を立つ。遮は謂はく、佛の遮する所にて、即ち非時食等なり。性罪に非

ずと雖も而も佛が正法と有情を護らんが爲めに、別意にて遮止せるものなり。受戒せる者の犯せる

も亦犯戒と名くるも、性罪を簡はんが爲めの故に但遮の名を立つ。性及び遮を離るゝを俱に説いて

戒と名く。此れに各二有り。謂はく、表と無表となり。身語業を自性と爲すを以ての故なり。

戒は四徳を具して清淨の名を得。滅する所有るに隨つて清淨と名けず。四徳と言ふは、一には犯

戒の壞する所と爲らず。犯戒と言ふは、謂はく、審思犯なり。二には彼の因の爲めに壞せられず。

彼の因とは、謂はく、貪等の煩惱隨煩惱なり。三には治に依る。謂はく、念住等に依るなり。此れ

は能く犯戒と及び因とを對治するが故に。四には滅に依る。謂はく、涅槃に依る。涅槃に廻向して

有財に非ざるが故に。等の言は復異説有ることを顯はさんが爲めなり。有るが説かく、「戒淨は五

種の因に由る。一には根本淨、二には眷族淨、三には非尋害、四には念攝受、五には寂に廻向す」と。

第十一節 修類の福業事

六八 已に戒類を辯ぜり。修類を當に辯ずべし。頌に曰はく、

等引の善を修と名く。
極めて能く心に熏するが故なり。

論じて曰はく、等引の善とは、謂はく、定中に於ける等持の自性と及び彼の俱有なり。即ち此

【六二】 以下三福業事中、戒を論ず。

【六三】 身三口四のそれ自身不善なる色、即ちそれ自身罪惡なるもの、性罪を今犯戒と名く。

【六四】 不用意にて犯すに非ず思慮に定して犯すをいふ。俱舍論十八・十六左には、犯戒謂

前諸不善色とあり。

【六五】 念住等、四念住四正斷等の修行の法を云ふ。

【六六】 涅槃を目的とし涅槃を得るために持戒するをいふ。財利を得んがために持戒するに非ず。俱舍論十八・十七右

には「廻向涅槃非勝生故」とせり。

【六七】 根本淨。惡の根本業道を離る。その根本業道の方便を離る。

非尋害。惡覺を離る。念攝受。三寶の憶念をなすこと。

廻向寂。涅槃を目的とし、涅槃にさしむけること。

【六八】 次に修の福事を明す。

【六九】 等引(Anāhita) 等持の自性、三昧の自性、即ち心一境性と及びそれと俱の心心所法なり。

物便ち壞失す。是くの如く施主の物應に唐捐にして、施の福生ぜざるべし。當果無きが故に。「彼れ既に未だ用ひず、福何に由つて生ぜん」。用の福無しと雖も而も受の福有り。「制多は受なし。福何に由つて生ぜんや」。復何に由つて福の生ずるは要す受に由ると證知するや。「受けされば彼れに於て攝益無きが故に」。此れは定證に非ず。所以は何ぞ。慈等を修めて福亦生ずるが如きが故に。謂はく、慈定を修め、諸の有情に於て、平等に與樂の意樂を發起す。受者なく亦攝益なしと雖も、而も勝解力にて多福有りて生ず。悲等の定を修めて福を得るも亦爾なり。制多に施す福類も亦應に然るべし。有徳の田に於て追つて勝解を生じ極尊敬を起し、制多に奉施す。受者なく亦攝益なしと雖も、自の心力に由りて多福有りて生ず。然も唐捐に施と敬の業を起さず。要す業を起すに因つて方に勝思を起す。勝思方に能く勝福を生ずるが故に。

第九節 施業の果は心に依存す

^{五九} 有るが難を設けて言はく、「善の田所に於て施業の種を殖ゆるときは、既に愛果生ず。殖ゆること惡田に在らば果は應に非愛なるべし」と。此の難は理に非ず。所以は何ぞ。頌に曰はく、

惡田にも愛果有り。

種果無倒なるが故なり。

論じて曰はく、現見するに、田の中の種と果とは無倒なり。^{六〇}未度迦の種よりは苦果終に生ぜず。賃婆の種の中には甘果を生ぜず。田の力に由りて種果倒有るに非ず。然るに田の過に由つて、殖ゆる所の種をして、或は生ずる果を少、或は果を全無ならしむ。是くの如く惡田に於て施を植ゆと雖も、而も施主の利樂他の心に由つて、唯愛果生じて非愛を招かず。

第十節 戒類の福業事

【五九】 相手が惡田にても施には必ず善果あることを明す。

【六〇】 未度迦 (Mṛtyika, Mṛ-dhukar?)
 【六一】 賃婆 (Nimba, Azadir-necta Indico)

審思と圓滿と、

惡作と對治と無く、

伴と異熟と有るが故に、

此の業を増長と名く。

論じて曰はく、審思に由るが故にとは、謂はく、審思して作し、率爾の思にて作すに非ず。亦全く思はざるに非ず。圓滿に由るが故にとは、謂はく、此の量の業に齊つて應に惡趣に墮すべし。此の業の圓滿を名けて増長と爲す。餘は唯造作なり。

惡作と對治の無きに由るが故にとは、謂はく、追悔なく、對治の業無きなり。伴有るに由るが故にとは、謂はく、不善の業を作し不善を助伴と爲す。異熟に由るが故にとは、謂はく、時は設ひ不定なるも、定んで異熟を與ふ。善は上と相違す。此れと異なるを應に知るべし、唯造作と名く。

第八節 制多に施す福

^{五七} 上に説く所の如く、未だ欲を離れざる等のものが、制多に奉施するは、唯自益のためなり。既に受用者なし。施福は如何が成するや。頌に曰はく、

制多は捨類の福なり。

慈等の受無きが如し。

論じて曰はく、我れは唯捨する所の財物を許すのみに非ず。受者の施を受用する福も方に成すべし。許す所とは何ぞ。謂はく、諸の施の福に略して二類あり、一には捨、二には受なり。捨類の福とは、謂はく、善心に由りて但資財を捨するに施の福便ち起るなり。受類の福とは、謂はく、所施の田が、施物を受用して施の福方に起るなり。制多に於て奉施する所の供具は、受類なしと雖も、捨類の福有り。然るに捨類の福は初めて資財を捨し、此の福即ち對治貪を成するが故に。無貪と俱なる思の等起する所なるが故に。資財を捨し已つて、所施の田の受用するに隨ふ。或は^{五八}受用せざるも福は失ふなし。若し爾らずば僧伽に施了有り。或は別人等の諸の資生具、或は彼れ未だ用ひず、

【五七】 再び施論に戻りて未離欲者が制多に施するは自益なりと前に出てたるを承けて論ずるなり。

【五八】 本文「不施福不失」に作ると作す。他本は「不受用物福不失」と作す。今「不受用福不失」と讀む。

父と母と病と法師と、

設ひ證聖の者に非ざれども、

最後生の菩薩とは、
施の果亦無量なり。

論じて曰はく、是くの如き五種は設ひ是れ異生に施す者なりとも、亦能く無量の果を招く。最後有に住するを最後生と名く。

^{五四}法師は四田の中、是れ恩田の所攝なり。

第七節 業の輕重

第一項 業の動機に基きての輕重

^{五五}一切の能く無量の果を感ずる業は上下の品類皆平等なるや。爾らず。云何ぞ。六因に由るが故に一切の業をして輕重の品を成ぜしむ。其の六とは何ぞ。頌に曰はく、

後起と因と根本と、

加行と思と意樂と

此れに下上あるに由るが故に、

業は下上の品を成す。

論じて曰はく、後起とは、謂はく、此の業を作し已つて、或は頌に或は數、前に隨つて作すなり。田とは、謂はく、彼れに於て善を造り惡を造るなり。根本とは、謂はく、根本の業道なり。加行とは彼れを引く身語なり。思とは、謂はく、彼れに由つて業道の究竟するなり。意樂とは、謂はく、所有る意趣なり。我れ應に如是を造るべしと。若し六因有れば皆是れ上品、此の業最も重し。此れに翻するもの最も輕し。此れを除いての中間は最輕重に非ず。

第二項 因としての完全不完全に基づく輕重

^{五六}契經に言ふが如し。『審思して業を作すを名けて造作と爲し、亦増長と名く』と。何に因りて業を説いて増長と名くるや。五種の因に由る。何等をか五と爲す。頌に曰はく、

【五四】法師、即ち説法師
(Dhammakathisa)

【五五】この段は施を論ずる中、一度もとへ戻りて、一般に業の輕重に關し六因あることを示す。この六因は業を起さるる源から、なし終らるる最後までも逆は顯はしたるものなり。

【五六】業の輕重に關し、次に果報を得る因の完全不完全に就いて述ぶるなり。因の完全なるを増長業と云ひ、因の不完全なるを造作業といふ。

る所の福德は量を取るべからず」と。今此の中に於て、縁の差別に由るが故に、苦に異有り。受者の差別の苦を除くに由るが故に差別有り。恩の別に由るとは、父・母・師及び餘の有恩のもの、如し。熊鹿等の本生經に諸の有恩の類を説くが如し。有恩の所に於て、諸の惡業を起せば果の現すること知るべし。此れに由りて報恩の善を行すれば其の果必定なることを比知す。徳の別に由るとは、契經に言ふが如し。「持戒の人に施さば果は百千倍なり。乃至佛に施さは果最も無量なり」と。皆無量なりと雖も亦少多有り。殑伽河と大海水滴の如し。財施に望むるに法施を尊しと爲すが如し。

第五節 最上の施福

財施の中に就て何を最勝と爲すや。頌に曰はく、

脱の脱に於てすると、菩薩と、

第八の施は最勝なり。

論じて曰はく、若し已解脱の者、已解脱の田に施さば、財施の中に於て、此れを最も勝と爲す。若し諸の菩薩が勝れたる意樂を以て、等しく一切の有情を利益せんと欲し、大菩提の爲めにして惠施を行す。解脱が解脱の田に施すに非すと雖も、而も施福中此れを最も勝と爲す。此れを除いて八種の施有る中、第八の施福亦最も勝と爲す。

八施とは何ぞ。一に 隨至施、二に 怖畏施、三に 報恩施、四に 求報施、五に 習先施、六に 希天施、七に 要名施、八に 心を莊嚴せんが爲め、心を資助せんが爲め、瑜伽を資けんが爲め、上義を得んが爲めに而も惠施を行するなり。

第六節 非聖福田と果の量

世尊の説くが如し。「聖に施す果は無量なり」と。頗し非聖に施して果亦無量なるや。頌に曰はく、

【四二】布施の第七段に布施の最上のものを示す。

【四三】隨至施、誰れ彼れを問はず近づき来るものに施す。

【四四】怖畏施、危難を加へられんことを恐れて或は財物の亡ぶることを恐れて施す。

【四五】報恩施、嘗て施されたことを思ひ起し、謝恩のために施す。

【四六】求報施、施せば施さるる報酬を求めて施す。

【四七】習先施、父祖以來の習慣に従つて施す。

【四八】希天施、天界に生れることを願ひて施す。

【四九】要名施、名譽を求めて施す。

【五〇】心を莊嚴せんがため、即ち信等の七聖財を發し神通を得んがため。

【五一】心を資助せんがため、即ち慳吝の垢を除かんがため。

【五二】瑜伽を資けんがため、即ち禪定を修むる資助のため。

【五三】上義を得んがため、即ち涅槃を得んがため。

【五四】中阿含一八〇經瞿曇彌經(大正一・七二二)

施を受くる田が聖者に非ざるも無量の果あることを説く。

應じ餘時に非ざるが故に。若し他を損すること無き施は便ち資財を感じ、王火等の侵壞する所と爲らず。

第二項 財に由る別

^{三〇} 施す所の財に由つて差別なりとは、頌に曰はく、

財の異は色等に由り、

妙色と好色と

衆愛と柔軟身と

隨時に樂觸有ることを得。

論じて曰はく、施す所の財が、或は色香味觸を缺き、或は具ふるに由つて、次の如く便ち妙色等を或は缺き、或は具ふる果を得。施す所の財が色具足の故に便ち妙色を感じ、香具足の故に便ち好名を感じず。香の芬馥たるが如く諸方に遍ねきが故に。味具足の故に便ち衆愛を感じず。味の美妙なるが如く衆の所愛なるが故に。觸具足の故に柔軟身を感じ、及び隨時に樂受を生ずる觸有り。若し缺くる所有れば、隨つて果減すべし。是くの如く亦色香等を具するに由るが故に、財の異と名く。財の異に由るが故に、施の體及び果皆差別有り。

第三項 田に由る別

^{三一} 所施の田に由つて差別有りとは、頌に曰はく、

田の異は趣と苦と

恩と徳との差別有るに由る。

論じて曰はく、所施の田に趣と苦と恩と徳と、各差別有るに由るが故に、田異と名く。由の異に由るが故に施果に殊有り。趣の別に由るとは、世尊の説くが如し『若し傍生に施さば百倍の果を受く。犯戒の人に施さば千倍の果を受く』と。苦の別に依るとは、七の有依の福業事の中の如し。先に説く『應に客と行と病と侍と園林と常食と及び寒、風等の隨時の食樂を施すべし』と。復説く、『若し淨信を具足する男子女人にして、此に説く所の七種の有依の福業事を成ずること有らば、獲

【三〇】布施に就て第五段は施物の別を示す。

【三一】布施に就て第六段に受者の別を示す。

【三二】趣 (ārambha) 五趣のこと。

【四〇】中阿含七經世間福經 (大正一・四二八上)

憊者は制多に奉施して、順現受を除いて二益を爲さず。

第四節 施果の別なる因

^{三三}前に已に總じて施の大富を招くことを明せり。今次に當に施の果の別の因を辯ずべし。頌に曰はく。

主と財と田との異に由る。

故に施の果に差別あり。

論じて曰はく、施に差別有り。三種の因に由る。謂はく、主と財と田とに差別有るが故に。施の差別の故に果に差別有り。主と財と田に差別有りと言ふは、謂はく、是くの如き類の施主と財と田の餘の主と財と田とに異なるなり。

第一項 施主の別

且らく^{三五}施主に由りて差別有りと、頌に曰はく、

主の異は信等あるに由る

敬重等の施を行すれば、

尊重と廣愛と

應時と難奪の果を得。

論じて曰はく、或は施主有り、因果の中に於て決定の信を得。或は施主有り、因果の中に於て心に猶豫を懷く。或は施主有り、率爾に欲に隨ふ。或は施主有り、淨尸羅を具ふ。或は少しく虧違す。或は全く無戒なり。或は施主有り、佛の教法に於て多聞を具足す。或は少聞有り、或は無聞等なり。而して惠施を行す。施主の信戒聞等を具する差別の功德に由るが故に、主の異と名く。主の異に由るが故に施の差別を成す。施の差別に由つて果に異なることを得。諸有の施主是くの如き徳を具へ、能く如法に^{三六}敬重等の四施を行すれば、次の如く便ち尊重等の四果を得。若し自ら手にて施せば便能く廣大の財に於て愛樂受用することを感得す。若し應時の施は應時の財を感じ、須ゆる所時に

【三三】布施に就て第三段に布施の果報に種種あることを明す。

【三四】主は施者、財は施物、田は受者なり。

【三五】布施に就て第四段に施主の別を示す。

【三六】敬重施 (Saktiṅga-dāra)
自手施 (Svābhūta-dāra)
應時施 (Kāla-dāra)
無損施 (Paramapāhaya-dāra)

と並びに此の俱行とを總じて施の體と名く。有る頌に言ふが如し。

若し人淨心を以て、

己を輟めて施を行するとき

此の利那の善蘊に

總じて立つるに施の名を以てす。

應に知るべし。是くの如き施類の福業・事は解脱に廻向して亦離繫果を得。而も且らく、近き決定に就て言を爲して、但能く大財富の果を招くと説く。何に依つて此の大財富の名を立つるや。財妙廣にして奪ふべからざるを以ての故に。

第三節 布施の目的

何の所益の爲めに而も施を行するや。頌に曰はく、

自と他と俱を益せんが爲めに

二が爲めにせずして施を行するなり。

論じて曰はく、施主施す時、二益を觀す。一には自ら果を感じる善根を益せんが爲め、二には他の諸根の大種を益せんが爲めなり。施主に二有り。一には有煩惱、二には無煩惱なり。有煩惱者に復二種有り。一には未離欲貪、二には已離欲貪なり。此の二の中に於て各二種有り。一には諸の聖者、二には諸の異生なり。此の中未離欲貪の聖者と及び已離欲貪の異生は、制多に奉施して、唯自益の爲めなり。謂はく、自ら二種の善根を増長す。一には能く大富を招いて果と爲す。二には上義の資糧を得と爲す。諸の有已離欲貪の聖者は制多に奉施して、順現受を除いて大富を招かず、彼れは已に能く畢竟して彼の異熟地を超越るに由るが故に。而も上義の資糧を得すと爲す容し。是の故に亦名けて唯自益と爲す。此れは能く他根の大種を益するに非ざるが故に、他を益せず。無煩惱者は他の有情に施して唯他を益すと爲す。謂はく、能く他の諸根の大種を益して、自ら二種の善根を増長するに非ざるが故に、自ら益するに非ず。有煩惱者は他の有情に施して二俱に益を爲す。無煩

【三〇】布施に就て第二段に施の目的を示す。

【三一】未離欲貪。欲界の貪欲を未だ離れ得ざるもの。

已離欲貪。欲界の貪欲を已に離れ得たるもの。

【三二】此の中聖者ならば未離欲貪の人、異生ならば未離欲貪者、已離欲貪者兩方、この三人は猶欲界に生れ來るが故に制多に施すれば自益あり。

は既に唯身語業の性なるが故に皆具さに福、業、事の名を受く。修類の中にて、慈は唯福、事と名く。業の事なるが故に。慈と相應する思は慈を以て門と爲して造作するが故なり。慈と俱なる思と戒とは唯福業と名く。餘の俱有の法は唯福の名を受く。悲等此れに准じて皆應に思擇すべし。有るが説かく、「福・業は福を作す義を顯はす。謂はく、福の加行なり。事は所以を顯はす。謂はく、施・戒・修は是れ福業の事なり。彼の三を成ぜんが爲めに福の加行を起すが故なり」と。有るが説かく、「唯思は是れ眞の福業なり。福業の事とは、謂はく、施・戒・修なり。三を以て門と爲して福業轉するが故なり」と。

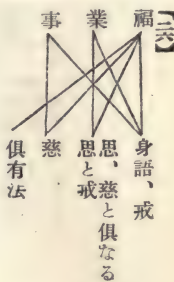
第二節 布施及び其の果

何の法を施と名くるや。施は何の果を招くや。頌に曰はく、

此れに由りて捨するを施と名く、
謂はく、供の爲め益の爲めなり。

身と語と及び能發となり。
此れは大富果を招く。

論じて曰はく、捨する所の物と及び能く捨する具を皆施と名くべしと雖も、而も此の中に於て立つる所の施の名は但捨の具に依る。謂はく、此の具に依つて捨事成ずることを得るが故に。捨の由る所は眞の施の體なり。所度の境は量の名を得ず。所立の量の名は能度の具に依るが如し。或は角勝、貯藏、稱譽、傳習の爲めに、他の親愛親附するに隨ひ、是くの如き等に由つて捨事亦成ず。然も此の中の正意の説く所に非ず。彼れに簡ばんが爲めの故に。供の爲め益の爲めの言を説く。已に涅槃せるに於て唯供養の爲め、餘に於ては亦益の爲めなり。彼れに大種の諸根有り。施を行する時、但彼れを益する爲めなり。具の名は何の謂ぞ。謂はく、身語業と及び此の能發なり。能發とは何を謂ふぞ。謂はく、無貪と俱にして能く此（の身語業を起ち聚なり。即ち身語業と及び能起の心



【七】 以下上の三類中、先づ布施を明し、今先づ一般的に布施を釋す。

【八】 捨する所の物も施と名くべしと雖も、施は捨を行ずる根本の無貪心及びその身語なりとの意なり。
【九】 本文「思」に作る。今他本に依り「由」に改む。

若し時に菩薩身勇猛精進^{一九}、底沙を讚嘆し便ち九劫を超ゆ。此れに齊つて 精進波羅蜜多の修習圓滿す。

若し時に菩薩 金剛座に處し、將に無上正等菩提に登らんとして、次で無上覺の前に金剛喻定に住す。此れに齊つて 定と慧との波羅蜜多修習圓滿す。理として應に此の位の無間に方に圓かに 盡智を得する時、此れ方に滿するが故に、別々に能く圓滿の彼岸に到るが故に、此の六を 波羅蜜多と名く。

第七章 三の福業事

第一節 福業事の體

契經に説かく、『三の福業事あり。一には施類福業事、二には戒類福業事、三には修類福業事なり』と。此れは云何が福業事の名を立つるや。頌に曰はく、

施、戒、修の三類は、

神、業、事の名を受く。

各其所應に隨ひて、
差別は業道の如し。

論じて曰はく、三類皆 福なり。或は業なり。或は事なり。其の所應に隨つて業道の如く説くべし。謂はく、十業道を分別する中、業にして亦道なる有り、道にして業に非ざるもの有るが如く、此の中福にして亦業亦事なるもの有り。福業にして事に非ざるもの有り、福事にして業に非ざるものあり。唯是れ福にして業に非ず、事に非ざるもの有り。且らく 施類の中、身語の二業は福業、事の三種の義名を具ふ。善の故に是れ福、作の故に亦業、是れは能く身語業の思を等起し、所依門に轉するが故に亦事と名く。彼の等起の思は唯福業と名く。思と俱有の法は唯福の名を受く。戒類

【一八】底沙 (Tisra, Tisasa) 如來の名なり。

【一九】精進波羅蜜 (Virya-pāramitā, Viriyya-pāramitā)

【二〇】金剛座 (Vajrasana) 金剛の如く堅固なる座の意。

【二一】定波羅蜜 (Samādhi-pāramitā) 慧波羅蜜 (Pr-jñā-pāramitā, Paññā-pāramitā)

【二二】盡智 (Kṣaya-jñāna, Kluṣya-jñāna) 一切の煩惱の最後のものを斷盡して起すところの智にして、我れ已に苦を知り、我れ已に集を斷ぜり等との行相ある智なり。

【二三】波羅蜜多 (Pāramitā) 到彼岸と譯す。又波羅蜜は最上最高の意味、多は合成せるもの、衆を顯はすものと云はる。

【二四】既に六度を説き終りたるを以て以下その中の施と戒と定とに就て特にこれを一纏めとして業品の問題として論ず。經(雜阿含一〇・九大正二・六八上)等にこれら三福業事と呼べばなり。此は三種業報、云何爲三、一者布施、二者調伏、三者修道。

【二五】福 (Puṇya, Puñña) 業 (Kriya, Kiriya) 事 (Vashu, Vattthu)

然燈と寶髻佛とに逢ふ。

初めは釋迦牟尼なり。

論じて曰はく、「逆次」と言ふは後より前に向ふことなり。謂はく、第三の無數劫滿つるに於て、逢事する所の佛を名けて、^二勝觀と爲す。第二劫の滿に逢事する所の佛を名けて、^三然燈と曰ふ。第一劫の滿に逢事する所の佛を名けて、^四寶髻と爲す。初めの無數劫の首に釋迦牟尼に逢ふ。謂はく、我が世尊の初發心の位に、一薄伽梵の釋迦牟尼と號するに逢ふ。彼の佛出づる時、正しく末劫に居す。滅後正法唯住する事千年なり。時に我が世尊、陶師の子と爲り、彼の佛の所に於て殷淨の心を起し、塗るに香油を以てし、浴するに香水を以てし、供養を設け已つて弘誓願を發す。「願くは我れ當に作佛し、一に今の世尊の如くならん」と。故に今の如來一一彼れに同じ。

第五項 釋迦如來の六度修習

我が釋迦菩薩何の位の中に於て、何の波羅蜜多の修習圓滿せるや。頌に曰はく、

但悲に由り普く施すと、

底沙佛を讚歎すると、

六波羅蜜多は、

一と二と又一と二と、

身を析かれて忿ること無きと、

次に無上菩提となり。

是くの如き四位に於て、

次の如く修して圓滿す。

論じて曰はく、菩薩願を發して初めて施を修むる時、未だ遍ねく一切の含識に於て、一切の物を施すこと能はず。唯悲心を運ぶ。彼れ後の時に於て慣習の力の故に、悲心轉た盛んにして、能く遍ねく一切の有情に施與す。一切の物に非ず。若し時に菩薩普ねく一切に於て能く一切を捨するは但悲心に由る。自ら^{一五}勝生の差別を希求するに非ず。此れに齊つて^{一六}布施波羅蜜の修習圓滿す。

若し時に菩薩身支を析かれ、欲貪を離れずと雖も、而も心に少忿なし。此れに齊つて^{一七}戒忍波羅蜜多の修習圓滿す。

【二】勝觀 (Vipassīya, Vipassī) 毘婆尸佛。

【三】然燈 (Dīpaṅkara) 寶髻 (Ratnasikhin)。

【四】寶髻 (Ratnasikhin)。

【二四】六波羅蜜修習を擧ぐ。

【五】但慈悲の故に施すものにして、施して勝れたる果報を得んとするに非ず。

【六一】布施波羅蜜 (Dāna-pāramitā)。

【七一】戒波羅蜜 (Śīla-pāramitā) 忍波羅蜜 (Kṣanti-pāramitā) 檀波羅蜜 (Dāna-pāramitā) 禪波羅蜜 (Dhyāna-pāramitā) 般若波羅蜜 (Prajñā-pāramitā)。

向ふが故に、乃至カ正見の各五亦然なり。

有餘師の言はく、「十業道に依つて各下等の五品の善思を起す。前後各然なり。靜慮に熏するが如し」と。有餘師の説く、「十業道に依つて各五思を起す。一に加行淨、二に根本淨、三に後起淨、四に非尋害、五に念攝受なり」と。復有師の言はく、「一一の相の業は各佛を緣するが爲めに、未曾習の思、具に百現前して嚴飾を爲す」と。

百福の一一の其の量は云何ぞ。有るが説かく、「三無數劫の増長の功德に依つて、集成する所の身の發起、斯くの如くなるを以て無對無數、殊勝の福德の量は唯佛のみ知る」と。有るが説かく、「若し業の増長力に依り、輪王の位を感じ、四大洲に王となり、自在にして轉ず。是れ一福の量なり」と。有るが説かく、「近佛の菩薩を除きて、所餘の一切の有情の修むる所の富樂の果の業、是れ一福の量なり」と。有餘師の言はく、「此の量は太はなだ少なし。世界の將に成せんと欲する時の、一切の有情の大千の土を感ずる業の増上力、是れ一福の量なり」と。

第三項 釋迦如來の供養佛

今薄伽梵、昔菩薩たりし時、三無數劫中、各幾くの佛を供養するや。頌に曰はく、

三無數劫に於て、

各七萬を供養し。

又次の如く、

五と六と七との千の佛を供養す。

論じて曰はく、初めの無數劫中、七萬五千佛を供養し、次の無數劫の中、七萬六千佛を供養し、後の無數劫の中七萬七千佛を供養す。

第四項 釋迦如來の所逢の諸佛

三無數劫の一一滿つる時と、及び初發心のときとは各何れの佛に逢ひしや。頌に曰はく、
三無數劫の滿つるときは、
逆次に勝觀と、

【九】 本文邪見に作る。但し今離殺等の十善業道の各五思を言ふ所の故に正見なるべし。

【一〇】 此の項と次の項は供養諸佛を示す。この項はその佛の數を示す。

る所と爲す。或は爾の時に於て 趣と等覺と定まる。先には唯等覺決定して餘には非ず。

第二項 菩薩修相の業

何の相か應に妙相の業を修すと知るべきや。頌に曰はく、

瞻部なり。男なり。佛に對す。

佛の思は思所成なり。

餘は百劫に方に修す。

各百福もて嚴飾す。

論じて曰はく、菩薩は要す瞻部洲の中に在りて、方に能く妙相を引く業を修む。此の洲は覺慧最も明利なるが故に。唯是れ男子にして女等の身に非ず。爾の時既に女等の位を超越るが故に。此れは前頌の中に於て説くべからず。恒に男身を受くる義已に顯はるゝが故に。

此の業を造る時唯 現に佛に對す。謂はく、親しく佛の不共の色身相好の端嚴にして種々奇特なるを見、此の類を感じる思を引起せんと欲するあり。如來に對せずして起る容きこと無きが故に。此の妙相業は唯佛を緣する思なり。佛は是れ欣び順ふべき徳の境なるが故に。妙相を感じる業は唯

思所成にして修所成に非ず。定界に不ざるが故に。感ずる所の異熟は此の所繋なるが故に。聞所成に非ず。彼れは羸劣なるが故に。亦生得に非ず。加行の起なるが故に。謂はく、彼れは唯三無數劫に於て、施等の波羅蜜を修行し圓滿して、身中に方に得べきが故に。唯是れ加行にして生得の善に非ず。唯餘の百劫に造修して多に非ず。

一一の妙相は百福の莊嚴するところなり。此の中百思を名けて百福と爲す。謂はく、將に一一の妙相業を造らんとする時、先づ五十思を起して身器を淨治す。其の次に方に一相を引く業を起す。

後に於て復五十の善思を起して、引業を莊嚴して圓滿を得せしむ。五十思は十業道に依る。一一の業道各五思を起す。且らく最初の離殺の業道に依つて五思有りとは、一には離殺の思、二には勸導の思、三には讚美の思、四には隨喜の思、五には迴向の思なり。謂はく、修むる所を廻して解脱に

【四】 婆沙論一七四(大正二七・八八七上)「要至修習妙相業時乃於菩提決定、趣亦決定是故齊之方名菩薩。」

【五】 菩薩論の第二として修相の業を明す。

【六】 常に佛に對し、佛を見てもその如き妙相を得んと修す

【七】 この佛を思念して妙相を修するは散位を思念にして聞所成に非ず、修所成に非ず。

【八】 三十二相の一一、各百福にて莊嚴成就するところなり。

卷の第二十四

〔辯業品第五の七〕

第八節 菩薩論

第一項 菩薩の相

上に言ふ所の如き住定の菩薩は、何の位より住定の名を得と爲んや。彼れは復何に於て説いて名けて定と爲すや。頌に曰はく、

妙相の業を修するより、

菩薩は定の名を得、

善趣と貴家とに生ずると、

具と男と念と堅固となり。

論じて曰はく、能く三十二大士夫の相の異熟果を感じる業を修するより、菩薩は方に住定の名を立つることを得。此の時より乃し成佛に至るまで、常に善趣及び貴家等に生ずるを以てなり。善趣に生ずるとは、謂はく、人天に生ずるなり。此の趣の中、多く善を行するに由るが故に。妙にして稱すべきが故に善趣の名を立つ。善趣の内には常に貴家に生ず。謂はく、婆羅門と或は刹帝利と巨富の長者との^三大婆羅門の家なり。貴家の中に於て根に具缺有り。然るに彼の菩薩は恆に勝根を具す。恒に男身を受けて尙女と爲らず。何ぞ況んや扇搆等の身を受くること有らんや。生常常に宿命を憶念し、作す所の善事常に退屈無し。謂はく、一切の有情を利樂するに於て、一切時の中、一切の方便、心に厭倦無きを無退屈と名く。無退屈に由るが故に、説いて堅と爲す。「豈、妙相の業を修せざる位も菩提心退せざれば、應に住定の名を立つべきに不ずや。何が故に要す妙相の業を修する位に、菩薩は方に住定の名を受くるや」。爾の時人天方に共に知るが故に。先の時は但諸天の知

【一】 前前節に云ふ所の住定の菩薩に就いて、茲に菩薩論をなし、第一に住定の菩薩の位を明し、第二にその修相の業を明し、第三に供養諸佛を明し、第四に六度の修習を述べ、今はその第一段なり。
【二】 菩薩既に三阿僧祇僧劫の修行を経て、次に百劫の間三十二相を修得する時を住定の菩薩といふ。

【三】 本文に大婆羅門家とあるは大婆羅門家の誤りなり。(Mahā Śāstrya) 大勢力ある名門の意なり。

忍は彼の異熟地を超ゆるを以ての故なり。人の將に本の所居の國を離れんとするや、一切の債主皆極めて障を爲す。若し將に不還果を得んとすること有る時は、欲界繫の業皆極めて障を爲す。若し將に無學果を得んとすること有る時は、色無色の業皆極めて障を爲す。此の後の二位の喩説は前の如し。然るに此の中に於ては順現受と及び順不定受の異熟と不定業と並びに異熟定中の異處に熟するに非ざる者とを除く。

【七〇】 不還果を得れば欲界に還ることなきが故に、この果を得んとする時欲界繫の業障礙をなす。

【七一】 無學果を得れば色無色一切の有爲界を離るゝが故にこの果を得んとする時、この二界繫の業障礙を爲す。

【七二】 後の二位には同じく前の一切の債主の集り來る例を與ふべしとなり。

【七三】 俱舍論十八・六左は「唯順現受業を除く」となす。

爲無爲の四阿羅漢果を得ず。諸の無漏無間道の思は皆異熟を除いて、餘の四果を得すと雖も、然も此の所得最も殊勝と爲す。諸結永く斷ずるを此の果と爲すが故に。此れを簡ばんが爲めの故に、世の善の言を説く。

第六節 無間の同類

^{六四}唯無間罪のみ定んで地獄に生ずと爲んや。諸の無間の同類も亦定んで彼に生ずと爲んや。定んで無間に生ずるに非ず。無間業に非ざるが故に。無間の同類は其の相云何ぞ。頌に曰はく、

母なる無學の尼を汚すと、

住定の菩薩及び、

有學の聖者を殺すと、

僧の和合の縁を奪ふと、

窣堵婆を破壊するとは、

是れ無間の同類なり。

論じて曰はく、同類と言ふは是れ相似の義なり。若し母の阿羅漢に於て、非梵行を行するを極めたる汚辱と爲す。是れを第一同類業の相と爲す。若し^{六五}住定の菩薩を殺害するもの有れば、是れ害父の同類業の相と爲す。若し有學の聖者を殺害するもの有れば、是れ第三の同類業の相と名く。若し僧の^{六六}和合縁を侵奪すれば、是れを破壊僧の同類業の相と名く。若し佛の^{六七}窣堵婆を破壊するもの有れば、是れを第五の同類業の相と名く。

第七節 三時の障

^{六八}異熟業には三時の中に於て、極めて能く障を爲すあり。三時と言ふは、頌に曰はく、
將に忍と不還と、
無學とを得んとするに業、障を爲す。

論じて曰はく、若し^{六九}頂位より將に忍を得んとする時には、惡趣を感じる業は皆極めて障を爲す。

【六四】此の段は無間罪の同類の罪を擧ぐ。

【六五】住定の菩薩のことは、次下の第八節の菩薩論の下に出づ。

【六六】僧伽の伽藍、香具等を云ふ。それであるに依つて僧伽は離散を免かるゝが故なり。

【六七】窣堵婆(Sūpa, Thūpa)塔のことなり。

【六八】異熟業が修道に障礙をなす三時の別あるを示す。

【六九】四善根の修道位に於ては忍位に至れば再び惡趣は生ずることなきが故に、これに至る頂位の時、惡趣を感じる異熟業が障礙をなす。

造逆の定まれる加行には、

離染と得果と無し。

論じて曰はく、無間の加行若し必定して成せば中間に決して離染、得果無し。餘の惡業道の加行は中間に若し聖道の生ずるときは業道は起らず。轉じて得したる相續は定んで彼れに違するが故に、已に見諦せる者は業道の罪に觸れらるゝに非ず。然るに我が宗とする所は、無間の加行に總じて二有りと説く。一には近、二には遠なり。中に於て近は轉すべからず。遠は轉の義有り。

第五節 罪重と大果

諸の惡行の無間業の中に於て、何の罪か最も重きや。諸の妙行の世の善業の中に於て、何か最大さの果あるや。頌に曰はく、

破僧の虚誑語は、

罪の中に於て最大なり。

第一有を感ずる思は、

世の善の中にて大果あり。

論じて曰はく、破僧の爲めの故に虚誑語を發すは、諸の惡行の中、此の罪最も大なり。如何が此の罪を虚誑語に收むるや。發す所の言、異想に依るに由るが故に、謂はく、彼れは法に於て法の想あり、非法に於て非法の想有り、大師に於て大師の想有り、己身に於て一切智に非ざる想有り、然も深固なる惡阿世耶に由りて此の想を隱覆し、別異の説を作す。設ひ異想を以ても破僧せざれば、則ち劫壽の重罪を生ずる能はざるもの有り。何に縁つて此れは罪惡行中の最たるや。此れは佛の法身を毀傷するに由るが故に。世の生天と解脱の道を障ゆるが故なり。

第一有の異熟果を感ずる思を、世の善の中に於て最大の果有りと爲す。能く最も極靜の異熟を感ずる故なり。異熟果に約するが故に是の説を作す。其の通じて五果に就いて説くが如くんば、是れ則ち應に金剛喻定と相應する思能く大果を得と説くべし。謂はく、此れは能く異熟果の外の諸の有

【六二】最惡の果あるものと最善の果あるものとを示す。

【六三】第一有とは非想非々想處なり。この處は八萬大却の間、極寂靜の果ありと云はるゝが故なり。

し。諸の所作に皆應に諍つて決すべしと雖も、而も害すれば、但無間の同類を成す。故に唯人趣の結生の勝縁を害して、害母の逆を成じ、唯持養者に非ざるなり。

若し父母に於て殺の加行を起し、誤つて餘人を殺すときは無間罪なし。父母に非ざるものに於て、殺の加行を起し、誤つて父母を殺すも亦逆を成ぜず。若し一の加行にて母と及び餘を害すれば、二の無表生じ、表のみ唯逆罪なり。無間の業の勢力強きを以ての故なり。嗚尊者は言はく、亦二表あり。表は是れ極微を積集して成ずるが故なり」と。今彼れの意を觀するに、表に多微有りて、逆罪の收有り、餘罪の攝有り(とするなり)。有るは阿羅漢に於て阿羅漢の想無く、亦決定して此れは阿羅漢と解すること無く。簡別五九無きが故に逆罪を成す。父母に於ては全く此れと同じきに非ず。識知し易く、而も識らざれば殺害を行はずと雖も棄恩の心無し。阿羅漢と人と別の標相無し。既に是れと識り難し。亦非と知り難し。故に漫心に殺すも亦無間を成す。若し父を害すること有らんに、父は是れ阿羅漢なるも、一の逆罪を得ず。依止一なるを以ての故なり。然も一の逆が二縁に由りて成ずることを顯はし、或は二門を以て彼の罪を訶責するが故に、始欠持六〇に告ぐ、『汝已に二逆を造る。所謂、害父と殺阿羅漢なり』と。

若し佛所に於て惡心にて出血すれば、一切皆無間罪を得するや。要す殺心を以て方に逆罪を成す。打心にて出血するも無間則ち無し。決定の心の福田を壞すること無きが故なり。若し殺の加行の位に、彼れ未だ無學を成ぜず、將に死せんとして阿羅漢果を得したりとせば、能く彼れを殺す者逆罪有るや。無し。無學の身に於て加行無きが故なり。

第四節 加行不可轉

若し無間を造る加行は轉すべからず。離染及び聖果を得すること有りと爲んや。頌に曰はく、

【五八】 嗚、妙音とも譯す。この說婆沙一九(大正二七・六一九下)に出づ。俱舍論十三・八左。

【五九】 阿羅漢ならば殺さじとの意思なきが故に、阿羅漢と知らざるも逆罪を成す。

【六〇】 始欠持(Sikṣantī, Sikṣāntī, Kṛtsāntī)國の(Rudra = Yama)王の王子なり。父を殺し羅漢を殺し墮獄す。(D. v. pp. 541-55)有部毘奈耶四六(大正二三・八七三下)、婆沙一九(大正二七・六一九下)、始棄持。

【六一】 無間業の加行は不可轉なるを示す。然しその加行に遠加行と近加行とあり。これは近加行に就いて云ふ。

第三節 逆罪の縁

且らく傍論を止めて、應に逆の縁を辯ずべし。頌に曰はく、

恩と徳との田を棄壞するなり。

形を轉ずるも亦逆を成す。

母は、謂はく、彼れの血に因る。

誤等は無し。或は有り。

打心もて佛の血を出すと、

後の無學を害するとは無し。

論じて曰はく、何に緣りて母を害する等は、無間を成じて餘に非ざるや。恩田を棄て徳田を壞するに由るが故なり。謂はく、父母を害するは是れ恩田を棄つるなり。如何が恩有りや。身の生ずる本なるが故なり。如何が彼れを棄つるや。謂はく、彼の恩を捨つるなり。徳田とは、謂はく、餘の阿羅漢等なり。諸の勝徳を具し、及び能く生ずるが故なり。徳の所依を壞するが故に逆罪を成す。若し父母有りて、子始めて生ずる時、殺の爲めに豺狼の路等に棄て、或は胎の中に於て方便して殺さんと欲し、定業の力に由つて、子命終せず、彼れ何の恩有りて之を棄て、逆を成するや。彼れは定んで不活等の畏有るに由つて、子の事に於て急に殺さんと欲する心を起し、然も棄等の時必ず悲愍を懷き、數々子に緣りて愛戀心に纏はる。若し此の恩を棄つれば下の逆罪に觸る。逆罪に下中上有ることを顯はさんが爲めの故に、恩を棄つるは皆逆罪を成すと説く。或は母等の田の器の法に由り、然も設ひ、彼れに恩無きも但其の命を害すれば、必ず應に無間に地獄の中に生ずべし。諸の聰慧の人咸是の説を作す。世尊法に於て根源に了達し、是くの如き言を作す。但應に深く信ずべし。

「父母の形轉ぜるを殺すも逆を成するや」。逆罪亦成す。依止一なるが故なり。

設し女人有りて羯刺藍墮するとき、餘の女收め取りて産門の中に置いて子を生む。何を殺して害母の逆因を成するや。彼れの血は生者なり。識託して方に増するが故に。第二の女人は但養母の如

【五】 五逆罪の縁を示す。

に於てするに非ず。佛無きを以ての故に。要す佛有る處に異師を立つべし。要す八苾芻を分つて二衆と爲し、以て所破となし、能破は第九なり。故に衆は極少なるも猶九人なるべし。等の語は此れを過ぎて限り無きことを明さんが爲めなり。唯破羯磨のみは通じて三洲に在り。極少なるは八人なるも多は亦限りなし。三洲に通ずとは、聖教有り、及び出家の弟子衆有るを以ての故に。要す一界中僧分れて二部となり、別に羯磨を作すが故に八人を須ゆ。此れを過ぎて遮すること無きが故に亦等と言ふ。

第五項 破法輪僧の無き時

^{五三} 何れの時分に於て、破僧と破羯磨僧と有る容きや。結果より後、今亦法の未だ滅せざるに至り、破法輪僧の有る迄なり、六時分を除く。何等をか六と爲すや。頌に曰はく、

初と後と咆と雙の前と、

佛滅と未結果と、

是くの如き六位に於ては、

破法輪僧無し。

論じて曰はく、初とは、謂はく、世尊の成佛して未だ久しからざるときなり。有情に善の阿世耶あるが故に。惡阿世耶未だ起らざるが故なり。後とは、謂はく、善逝の將に般涅槃せんとするるときなり。聖教増廣して善く安住するが故なり。必ず僧和合して佛方に涅槃す。有餘師の言はく、「法性を證すること定まるが故に、衆威憂感するが故なり」と。初に非ず、後に非ず、戒見の^{五四}二咆若し未だ起らざる位も亦破僧無し。要す見の咆生じて方に敢て破(戒)す。^{五五}(雙とは)、未だ止觀の第一雙を立てざる時なり。法爾として彼れに由りて速かに還合するが故なり。佛滅後の時には他信受せず。眞佛に敵對をなすもの有ること無きが故なり。未結果の時には、一界の中、僧分れて二部となり、僧破と名くべき無し。此の六位に於ては破法輪なし。是くの如き破僧は諸佛に皆有ること爾らず。^{五六}宿に他を破する業有るを要す。此の賢劫の迦葉波佛の時、釋迦牟尼曾て他の衆を破するが故なり。

【五三】 教團の決して破壊せられざる時を示す。

【五四】 咆とは着なり。故に戒見の咆とは破戒と破見なり。

【五五】 止(禪定)第一の目連、觀(智慧)第一の舍利弗の一雙を定めざる以前は破戒なし。何故なれば破僧の再和合の縁なきが故に破僧なし。この一雙定まりて破僧あるも、この一雙の人行いて説得し再和合せしむるなり。

【五六】 宿世に前生に破僧の業ある時、その佛の世に破僧あり。

論じて曰はく、能く僧を破る者は、要す大苾芻にして、必ず在家と苾芻尼等には非ず。彼れの依止に威徳なきを以ての故に、唯見行の人にして愛行の人に非ず。黒の意樂極めて堅深なるを以ての故に。染淨品に於て俱に躁動するが故に。要す淨行に住して方に能く破僧す。犯戒の人は威徳なきを以ての故に。即ち此れに由つて、餘の逆を造りて後破僧すること能はざるを證す。餘の逆を造り、及び彼の果を受くれば、處に定なきを以ての故に。斯に於て且らく淨行を擧げて初類と爲し、端嚴語具圓等を顯はす。醜陋訥等は破の能無きが故に。要す異處に破して、大師に對するに非ず。諸の如來は輕迫すべからず、言詞威肅にして對すれば必ず能無きを以てなり。唯異生を破して聖者を破するに非ず。他は證淨を得するを引くこと能はざるが故に。有るが説く、「得忍も亦破すべからず」と。決定の忍は佛の説く所なるに由るが故に。二義を含むが爲めに愚夫の言を説く。要す所破の僧が(その)師の佛に異なるを忍じ、佛説に異なりて餘に聖道有りと忍す。應に僧破は是くの如き時に在りと説くべし。此の夜必ず和し、宿を経て住せず、是くの如きを名けて、破法輪僧と曰ふ。能く佛の法輪を障へ、僧の和合を壞するが故なり。謂はく、僧の壞するに由つて、邪道轉する時、聖道遮せられて暫時轉ぜず。邪道と言ふは、提婆達多が妄に五事を説いて出離道と爲す。一には乳等を受用すべからず。二には肉を斷ず。三には鹽を斷ず。四には截らざる衣服を被るべし。五には聚落の邊の寺に居すべし。衆若し彼れの説く所を忍許する時破法輪と名け、亦僧破と名く。

第四項 破僧の最少限と其の洲

何れの洲の人の幾くか法輪僧を破り、羯磨僧を破るは何の洲の人にして幾くか。頌に曰はく、
 一、 瞻部洲なり。九等なり。
 二、 方に法輪僧を破す。

唯羯磨僧を破するは、

三洲に通ず、八等なり。

論じて曰はく、唯瞻部洲の人は少なくとも九に至り、或は復此れを過ぎて能く法輪を破る。餘の洲

【四四】 能破者の資格は大比丘にして、見行及び淨行の人なり。
 【四五】 異處とは佛の在ます處といふ義なり。これ破僧の處なり。

【四六】 破僧の相手は異生なり。

【四七】 俱舍論十八・二右、以諸聖者證法性故」とあり、證淨とは四證淨なり。豫流の聖者の資格なり。

【四八】 破僧のことありたる夜、再び和合し、一宿を経すとの意なり。

【四九】 二種の破僧ある中の一種にして、佛在世の佛に敵對し、この破僧あり。

【五〇】 (Gulīya-vyagga VIII. 3) 五分二十五(大正二三・二五七上)、十誦三六(大正二三・二五九上)、有部破僧事一〇(大正二四・一四九中)、五事の内容は各異なれり。

【五一】 此の段は破僧の僧の最少の類を示し、及び二種の破僧が何れの洲にあるかを示す。二種の破僧とは、一は破法輪僧にして先に註す。二は破羯磨僧にして佛に敵對するに非ず。たゞ羯磨結界布薩を別に分裂すること、大乘部上座部の分裂の如きこれなり。

【五二】 餘の洲には佛なきが故に破法輪僧なし。

能破の者、此の僧破を成するに非ず。但、所破の僧衆の成する所なり。

第二項 能破の成就と時及び處

此の能破の人は何をか成就する所ぞ。破僧の異熟は何の處にして、幾くの時ぞ。頌に曰はく、

能破者は唯此の、

虚誑語の罪を成す。

無間なり、一劫熟なり。

罪の増すに隨ひ苦増す。

論じて曰はく、能破僧の人は破僧罪を成す。此の破僧罪は誑語を性と爲す。即ち僧破と俱に生ずる語の表無表なり。此れは必ず無間の大地獄の中に、一中劫を経て極重の苦を受く。餘の逆は必ずしも無間に生ぜず。然るに此れが一大劫を経ざるは、欲界には此の壽量有ること無きが故なり。一中劫の時も亦満足せず。經に『天授は人壽四萬歳の時、人中に來生して獨覺の菩提を證す』と説くが故に。然も壽一劫の言に違背せず。一劫の少分の中に一劫の名を立つるが故に。現に一分にも亦全の名を立つること有り。『此の日、我れに障有り』等と言ふが如し。

「若し多逆を造れば初めの一、已に無間の獄生を招く、餘は應に果無かるべし」。果無き失無し。多逆を造る人、唯一、能く引いて餘は助滿するが故に。彼の罪の増すに隨つて若還増して劇し、謂はく、多逆に由つて地獄の中の大柔軟身と、多猛の苦具とを感じ、二三四五倍の重苦を受く。或は中天無く、苦を受くこと多時なり。如何が餘は果無かるべしと言ふべけんや。

第三項 破僧の緣

誰か、何れの處に於て能く誰を破するや。破することは何れの時に在るや。幾くの時を経て破するや。頌に曰はく、

苾芻なり、見なり。淨行なり

破は異處なり。愚夫なり。

師道と異りと忍する時を

破と名け宿を経す。

【四二】僧破の原因たる能破者の業道異熟、處時等を明す。

【四三】天授 (Devanāṣṭha) 提婆達多 (Mihinda, P. iv, 1, 32) に後に (Aphissara) と云ふ辟支佛となるべしとの記事あり。有部破僧事一〇(大正二四・一五〇中下) 同記事あり。

【四三】次に能破者の資格、破僧の處、破僧の相手、破僧の時等を明す。

第六章 特に業障に就きて

第一節 五無間業の體

^{三七}前に辯ずる所の三重障の中に於て、五無間業を業障の體と爲すと説けり。五無間業とはその體是れ何ぞ。頌に曰はく、

此の五無間の中、

四は身、一は語業なり。

三は殺、一は誑語、

一は殺生の加行なり。

論じて曰はく、五無間の中、四は是れ身業、一は是れ語業、三は是れ殺生、一は虚誑語の根本業道、一は是れ殺生の業道の加行なり。如來の身は害すべからざるを以ての故なり。破僧の無間は是れ虚誑語なり。既に是れ虚誑語なれば何に縁つて破僧と名くるや。^{三八}因が果の名を受くるなり。或は能破の故なり。

第二節 傍論破僧

第一項 破僧の體

^{三九}若し爾らば破僧は其の體はれ何ぞ。能所破の人の誰か成就する所ぞ。頌に曰はく、

破僧は不和合にして、

心不相應行なり。

無覆無記の性なり。

^{四〇}所破の僧の成ずる所なり。

論じて曰はく、破僧の體は是れ不和合の性なり。無覆無記にして、心不相應行蘊に攝する所なり。豈無間を成ぜんや。是くの如き破僧は誑語に因つて生ずるが故に、破僧は是れ無間の果なりと説く。

【三七】 此れより以下六段に分ち特に業障を説明す

【三八】 體は是れ虚誑語なれども、それを因として破僧の果あるが故に、果の名を因に名け、又能破は虚誑語、所破は僧伽なるが故に、能破の故に破和合僧の名を説く。

【三九】 傍論として特に破僧に就いて明す。

【四〇】 和合僧の破壊は和合の缺くこと、即ち和合の非得なるが故に、それ自身は無覆無記の心不相應行蘊の所攝なり。故に破僧の體は無間に非ず。破僧は無間業たる虚誑語の果なり。

思ふべし。此の三障中煩惱最も重し。能く業を發し、業は果を感ずるを以ての故に。有餘師は言はく、「煩惱と業と二障皆最も重し、此れ有る者は第二生の中も、亦治すべからざるを以ての故なり」と。

無間とは何の義ぞ。此の無間業は無間の生に於て必ず果を受くるが故に。餘の生の果と業と能く隔つること無きが故に。有るが説く、「造逆の補特伽羅、此れより命終して定んで地獄の中に墮し、間隔無きが故に、無間と名く」と。

第二項 三障と界趣

^{三五}三障は何の趣の中に有りと知るべきや。頌に曰はく、

三洲には無間有り、

餘の扇搆等には非ず。

恩少なく羞耻少なければなり。

餘の障は五趣に通ず。

論じて曰はく、一切の障は諸趣に皆有るに非ず。且らく無間業は唯人の三洲に(在りて)、北俱盧と餘の趣と餘の界とに非ず。三洲の内に於ても、唯女と及び男とのみ、扇搆等の惡戒なきが如きに非ず。有るが説く、「父母は彼れに於て恩少なく、彼れは父母に於て羞耻少なきが故に」と。謂はく、彼れは父母不具の身を生んで愛念又微なるが故に恩少なしと言ひ、彼れ父母に於て慚愧亦微なり。要す、重き慚愧を壞して方に無間罪に觸るゝなり。若し人有りて ^{三六}非人の父母を害するも亦逆罪を成ぜず。恩と羞耻と少なきが故に。謂はく、彼れは子に於て人の恩の如きもの無く、子は彼れに於て人の慚愧の如きものなし。

已に業障は唯人の三洲のみなることを辯ぜり。餘の(二)障は應に知るべし。五趣に皆有り、然れども煩惱障は一切處に遍し、若し異熟障ならば全の三惡趣と、人は唯北洲と、天は唯無想(處)のみなり。

【三五】此の段は三障が何の界趣にあるかを示す。

【三六】人間が鶏又は獅子等より生れたる場合をいふ。

するに非ざるを以ての故に。諸の餘の不善と善の有漏法は皆二に通ず容し。謂はく、引と及び滿となり。

第三節 三障

第一項 三障の體相

三三經の中に説く、『重障に三有り。業障、煩惱障、異熟障なり。是くの如き三障は其の體是れ何ぞ。頌に曰はく、

三障とは無間業と、

及び數行そくぎやうの煩惱と、

並びに一切の惡趣と、

北洲の無想天となり。

論じて曰はく、業障の體とは、謂はく、五無間なり。一には母を害し、二には父を害し、三には阿羅漢を害し、四には和合僧を破り、五には惡心にて佛身の血を出すなり。煩惱障の體とは、謂はく、數行の煩惱なり。下品の煩惱も若し數行有れば、伏除せんと欲すと雖も、其の便を得難し。彼れに由つて展轉して上品をして生ぜしめ、伏除すべきこと難きが故に、亦障と名く。上品の煩惱も若し數行せざれば、對治道の生ずること其の便を得易し。極めて猛利なりと雖も、而も障の攝に非ず。欲界に住する具縛の有情は、平等に皆一切の煩惱を成た就たすと雖も、而も現行して別に障と爲ることは同じからず。故に煩惱の中、品の上下に隨ひ、但數行するものを煩惱障と名く。

異熟障の體とは、謂はく、三惡趣の全と及び善趣の一分、即ち北洲と無想となり。何故に障と名くるや。能く聖道と及び道の資糧と並びに離染を障ゆるが故なり。餘の業の能く見道を障ゆるもの有りと雖も、而も轉すべきが故に、五逆の如きに非ず。毘婆沙は説く、此の五因縁の見易く知り易きを説いて業障と爲す。謂はく、處、趣、生、果、及び補特伽羅なり。餘障の廢立は理の如く應に

【三】。三障のことは發智論十一(大正二六・九七三上)に出づ。

【四】。業障(Karma-avarana)煩惱障(Klesha-avarana)異熟障(Vipaka-avarana)

作す。彼れは一業に由つて、一生の中の大貴多財及び宿生智を感じ、斯れに乗じて更に餘生を感じる福を造り、是くの如く展轉して、最後身に至り、富貴の家に生じて究竟果を得。^{二九}一迦栗沙鉢拏に緣りて、方便して息利を勤求し、千倍を成ずるもの有り、我れ本、一迦栗沙鉢拏に由つて、遂に今時に至つて大富貴を成ずと言ふが如し。是の故に一業は唯一生を引く。一生は一業に由つて引くと言ふと雖も、而も圓滿は多業に由つて成ずと許す。譬へば畫師の先づ一色を以て其の形狀を圖し、後に衆彩を填むるが如し」と。「今此の中に於て一色の喩ふる所は一類の業と爲んや。一刹那と爲んや。若し一類に喩ふれば此の宗理に違す。一業が一生を引くの言は一類に約すべきに非ず。類は必ず多なるを以ての故に。多が一生を引くは理に應ぜざるが故に。若し一色は一刹那に喩ふと言はば、一刹那能く形狀を圖するに非ず。即ち立つる所の喩は證に於て能なし」。今此の中の一類の業を喩ふるを見るに、如何が引業は類に約して成ずるを得んや。一趣を引く業は衆多有るが故に。此の言の意は一類の業の中、唯一刹那が衆同分を引く。同類異類の多刹那の業は能く圓滿の爲めの故に、説いて多と爲すが故に、一色先に形狀を圖し、後衆彩を填するが如し。此の語は理に應ず。是の故に同じく人身を稟くること有りと雖も、而も其の中に於て支體、諸根、形量、色力の莊嚴を具するも有り、或は前(の諸のもの)に於て、缺減多き者も有るなり。

唯業に由つて能く生を引滿すと爲んや。爾らず。^{三〇}一切の業と果を一にする法は勢力強きが故に、亦生を引滿す。此れと相違するは能く滿すも引には非ず。

第二項 二類の體

^{三一}是くの如き二類は其の體是れ何ぞ。頌に曰はく、

^{三二}二無心定と得とは、

引く能はず、餘は通ず。

論じて曰はく、二無心定は異熟有りと雖も、而も勢力の衆同分を引くものなし。諸業と果を一に

【二九】迦栗沙鉢拏 (Kṛāṣṭipāṇa, Kāṣṭhāpana) 普通最低の金額を示す。一錢。

【三〇】業と俱有の法、則ち此の業と相應する心心所及び生等は生を引滿す。俱有ならざるものは滿たすも引かず。

【三一】先きの節に云ふ所の業以外の引滿する所のものから出す。

【三二】無想定滅盡定の二定は共に異熟ある法なれども業と俱有に非ざるが故に引する能はず、得も亦然り、他の不善と善の有漏法は引滿す。

まで、中間に死及び生無きが故に。何に縁つて定んで一の趣處の中に限つて、異業の果有りて生ずれば便ち生死有り、異業の果有りて起りて而も死生なきや。一業の果終りて餘業の果起れば、理として定んで死有り生有りと立つべし。又一生は定んで多種の造作増長の業の所引と爲すと許すが故に、則ち決定して中天者無かるべし。或は果を受けずして、而も永く彼の業を棄つべし。然るに先に已に説く。先に説くとは何ぞ。謂はく、理として必ず時分定の業の所感の異熟轉じて、餘時に受くること無し。又理として必ず時分定の業の造作増長に非ずして、必ず異熟を受くること無きが故に。若し「有る生は定不定の多種の業の引に由り、或は復有る生は唯多種の定業の所引と爲すが故に、中天有り、及び盡壽有り」と謂はゞ、此れも亦然らず。時分の果の業は決定して受くべく、嬰孩童子少年の果の業は不定受ならば、彼れ復如何ぞ。理として必ず前を離れて後有るべし。或は前位の所有の果の業は必ず是れ定受なるべし。定んで果を受くるが故に。然るに此の中に於て決定の理なし。前位の業をして決定して果を受けしめ、後位の業をして果を受くること不定ならしむ。故に一生は多業の所引なることなし。

後にも亦失有り。一業多生を引く。時分の定業應に雜亂を成すべきが故に。此れは雜亂なし。先に已に辯するが如し。故に一業の能く多生を引くことなし。若し爾らば何に縁つて尊者ニヒ無滅ニヒは自ら言ふや。我れ憶ふニヒ昔、一時に於て、殊勝の福田に於て、一たび食を施せる異熟として、茲従り七返三十三天に生じ、七度び人中に生れて、轉輪聖帝となり、最後に生れて大釋迦家に在り、珍寶を豐足して多く快樂を受く」と。毘婆沙は已に此の言を釋す。「一たび食を施すを依となして、多くの勝思願を起し能く位別の多くの異熟生を引くが故に、是くの如きの言を作す。「一たび食を施す異熟」と。異熟能く復生を感ずべからず。但タ一たび食を施す境に依つて、多くの思願を起し、招く所の異熟の分位の差別を顯はさんが爲めの故に是の言を作す。或は初めの基を顯はすが故に是の説を

【一七】 無滅 (Ainceddu, Aniruddha) 阿那律、阿尼婁駄等と普譯せらる。佛の十大弟子の一人にして天眼第一と稱せらる。

【一八】 中阿含六六經說本經大正一・五〇八下

記の語業の形と言と時と及び作者等を壊し、但、世俗の禮儀に合はざる有るを、皆説いて名けて軌を壊する語業と爲す。等しく前の二を起す思を軌を壊する意業と名く。此れと及び染業を不應作と名く。應作業は此れと相翻す。俱に前の二に違するは是れ第三の業なり。若し世俗に依れば後も亦然るべし。若し勝義に就けば前説を善と爲す。謂はく、唯善業を名けて應作と爲す。唯諸の染業を不應作と名く。無覆無記の身語意業は非應作非不應作と名く。然るに一切の不應作の業は皆惡行の攝に非ず。唯不善有りて是れ惡性なるが故に、惡行の名を得。愛果を招くを以て名けて妙行と爲す。非愛の果を招くを名けて惡行と爲す。有覆無記は是れ不應作なりと雖も、而も惡行の攝に非ず。此の所行に由つて、決定して愛非愛の果を招くこと能はざるが故に。

第二節 引業と滿業

第一項 二業の相

今此の中に於て復應に思擇すべし。一業に由つて但一生を引くと爲んや。多生を引くと爲んや。又一生は但一業の引くところと爲んや、多業の引くところと爲んや。頌に曰はく、

一業は一生を引く、

多業は能く圓滿す。

論じて曰はく、若し正理に依らば、應に決定して説くべし、但、一業に依つて唯一生を引くと。此の一生の語は衆同分を顯はす。同分を得るを方に説いて生と名くるを以てなり。

「若し一生は多業に由つて引くと説き、或は一業は能く多生を引くと説かば、是の二の言は理に於て何の失ぞ」。且らく、初めに失有り、謂はく、一生の中、前業の果終りて後業の果起る。業果別なるが故に、死生有るべし。或は多生に死生なかるべし。理として業果の終起は一生の如きが故に。二俱に過有り。一の本有の中、衆多の死(有)生有るべきが故に。或は應に乃し、無餘涅槃に至る

【三】業と生との關係に於て論じ引業と滿業の差別を立つ。

論じて曰はく、見所斷等の三業は次の如く、一に因と爲りて各三法を以て果と爲す。別とは初めの見所斷の業は、見所斷の法を以て三果と爲す。異熟と及び離繫とを除く。修所斷の法を以て四果と爲す。離繫を除く。非所斷の法を以て一果と爲す。謂はく、増上なり。中の修所斷の業は見所斷の法を以て二果と爲す。謂はく、士用と及び増上なり。修所斷の法を以て四果と爲す。離繫を除く。非所斷の法を以て三果と爲す。異熟と及び等流を除く。後の非所斷の業は見所斷の法を以て一果と爲す。謂はく、増上なり。修所斷の法を以て二果と爲す。謂はく、士用と及び増上なり。非所斷の法を以て四果と爲す。異熟を除く。皆「次の如し」とは、其の所應に隨つて、上の諸門に漏ず。略法應に爾るべし。

第五章 論所説の諸業

第一節 應所作の三業

諸業を辯するに因みて、復問うて言ふべし。^{二四} 本論の中に説く所の三業、謂はく、^{二五} 應作業、不應作業、及び非應作非不應作業の如き、其の相云何ぞ。頌に曰はく、

染の業は不應作なり。

有るが説く、亦軌を壞するなりと。

應作の業は此れに翻す。

俱に相違するは第三なり。

論じて曰はく、有るが説く、「染汚の身語意業は不應作と名く。非理の作意より生ずるを以ての故に」と。有餘師は言はく、「諸の軌則を壞する身語意業に設ひ、是れ不染なるも亦作すべからず。彼れは世の軌則と合せざるに由るが故に。謂はく、諸の無覆無記の身業の若しは住、若しは行、若しは飲食等、諸有の世俗の禮儀と合せざるは、皆説いて名けて軌を壞する身業と爲す。諸有の無覆無

【二四】發智論十一(大正二六・九七四上)如理所引、非理所引。
【二五】應作業 (Yoga-vihita Kammas) 不應作業 (Ayoḡav-vihita Kammas) 非應作非不應作業 (Nayoga-nayoga-vihita Kammas)

若し是れ有漏なれば、異地の法を以て二果と爲す。謂はく、土用と及び増上なり。若し是れ無漏なれば、異地の法を以て三果と爲す。異熟と及び離繫を除く、界に墮せざるが故に等流を遮せず。

第五節 三學業と三學法との因果關係

已に諸地を辯ぜり。當に學等を辯すべし。頌に曰はく、

學は三に於て各三なり。

無學は一と三と二となり。

非學非無學は

二と二と五との果なり。

論じて曰はく、學等の三業は一に因と爲りて、其の次第の如く、各三法を以て果と爲す。別とは、謂はく、學の業は學の法を以て三果と爲す。異熟と及び離繫とを除く。無學の法を以て三と爲すことも亦爾り。非二(の法)を以て三果と爲す。異熟と及び等流を除く。無學の法は學の法を以て一果と爲す。謂はく、増上なり。理として二と言ふべし。謂はく、等流を加ふ。無學(の法)を以て三果と爲す。異熟と及び離繫とを除く。非二(の法)を以て二果と爲す。謂はく、土用と及び増上なり。非二の業は學の法を以て二果と爲す。謂はく、土用と及び増上なり。無學の法を以て二と爲すこと亦爾り。非二(の法)を以て五果と爲す。

第六節 三斷業と三斷法との因果關係

已に^三學等を辯ぜり。當に見所斷等を辯すべし。頌に曰はく、

見所斷の業等は、

一一各三に於てするに、

初めは三、四、一有り、

中は二、四、三果有り、

後は一、二、四有り、

皆次の如く應に知るべし。

【三〇】 無漏法は界に墮せず、縛せられざるが故に、異地の無漏法と同類因等流果の關係にあり。

【三一】 第四に有學、無學、非學、非無學の三學の業が三學の法に對して持の關係を示す。

【三二】 非二の法とは非學非無學の法の謂にして一切有爲法と三無爲なり。

【三三】 第五に見所斷、斷修所、非二斷の三斷の業と三斷法との關係を述ぶ。

善を以て三果と爲す。異熟と及び離繫を除く。無記を以て四果と爲す。離繫を除く。等流果とは、謂はく、見苦所斷の一切の不善業と及び見集所斷の遍行の不善業は、欲界の中の身(見)と邊見との品の諸の無記法を以て等流と爲すが故に。後の無記の業は善法を以て二果と爲す。謂はく、士用と及び増上なり。不善を以て三果と爲す。異熟と及び離繫を除く。等流果とは、謂はく、身(見)と邊見との品の諸の無記の業は、五部の不善を以て等流と爲すが故なり。無記(法)を以て三果と爲す。不善の如し。

第三節 三世の業と三世の法との因果關係

一八 已に三性を辯ぜり。當に三世を辯すべし。頌に曰はく、

過は三に於て各四なり、
現は未に於て亦爾なり。

現の現に於けるは二果なり、
未は未に於て果三なり。

論じて曰はく、過去・現在・未來の三業が、一一に因と爲りて、其の所應の如く、過去等を以て果と爲す。別とは、謂はく、過去の業は三世の法を以て各四果と爲す。離繫を除く。現在世の業は未來を以て四果と爲す。前に説くが如し。現在を以て二果と爲す。謂はく、士用と及び増上なり。未來世の業は未來を以て三果と爲す。等流と及び離繫を除く。後の業に前の果ありと説かざるは、前の法は定んで後の業の果に非ざるが故なり。

第四節 諸地の業と諸地の法との因果關係

一九 已に三世を辯ぜり。當に諸地を辯すべし。頌に曰はく、

同地には四果あり、
異地には二、或は三なり。

論じて曰はく、諸地の中に於て、隨ひて何の地の業も、同地の法を以て四果と爲す。離繫を除く。

【一八】 第二に三世門にて三世の業を三世に當て、三の因果關係を示す。

【一九】 第三に業の因果を地の關係に於て見るもの。

愛の異熟なり。離繫果は、謂はく、此の道の力が惑を斷じて證する所の擇滅無爲なり。士用果は、謂はく、道の牽く所の俱有と解脱と所修と及び斷となり。俱有と言ふは、謂はく、俱生の法なり。解脱と言ふは、謂はく、無間の生、即ち解脱道なり。所修と言ふは、謂はく、未來修なり。斷は、謂はく、擇滅なり。道力に由るが故に彼の得方に起る。増上果は、有るは是くの如く説く、謂はく、自性を離れて餘の有爲法なり。唯前生を除く」と。有るが是の言を作さく、「斷も亦應に是れ道の増上果なるべし。道の増上力能く彼れを證するが故に」と。即ち斷道の中、無漏道の業は唯四果有り。謂はく、異熟を除く。^{二三}餘の有漏善及び不善業も亦四果有り。謂はく、離繫を除く。前の斷道に異なるが故に、説いて餘と爲す。次後の餘の言は此れに例して釋すべし。謂はく、餘の無漏と及び無記の業とは唯三果有り。前の除く所を除く。謂はく、前の除く所の異熟と及び離繫とを除く。

第二節 三性業と三性法との因果關係

^{二五}已に總じて諸業に果有ることを分別せり。次に ^{二六}異門の業に果相有ることを辯ぜん。中に於て先づ善業の三業を辯ぜん。頌に曰はく、

善等を善等に於てするに、

中は二と三と四と有り、

初めは四と二と三と有り。

後は二と三と三との果あり。

論じて曰はく、最後に説く所の「次の如く」の言は所應に隨つて、前門に遍する義を顯はず。且らく善・不善・無記の三業を一一に因と爲して、其の次第の如く、善・不善・無記に對して、果の數あることを辯ぜん。後は例して應に知るべし。謂はく、初めの善業は善法を以て四果と爲す。異熟を除くなり。不善を以て二果と爲す。謂はく、士用と及び増上なり。無記を以て三果と爲す。等流と及び離繫とを除く。中の不善業は善法を以て二果と爲す。謂はく、士用と及び増上なり。不

【二】無漏道には輪廻に關する報果なきが故に異熟なしと言ふ。

【三】餘の有漏善及び不善業に斷道に非ざるが故に離繫果なし。

【四】餘の無漏と無記業は斷道に非ざるが故に離繫果なく、又共に異熟因たること能はざるが故に異熟果なし。

【五】此の段以下前に業を有漏無漏分別を以て見たるを以て、次に三性三世諸地、三學三斷等の他の五の方面より見たるものなり。今はその第一、三性門なり。

【六】異門 (Barthar) 種々の方面よりの意味なり。

【七】「次の如く」、下の三斷門の下の偈中にある言葉にて、この語が全體にかゝるといふ意味なり。

ての故に。諸の出家者は邪命除き難し。所有の命縁皆他に屬するが故に。正命に於て殷重に修めしめんが爲めの故に、佛は前に離れて、別に説いて一と爲す。有餘師は執す、「命の資具を緣じて、食欲の生ずる所の身語の二業を方に邪命と名く。餘の食より生ずるものに非ず。所以は何ぞ。自らの戲樂の爲めに歌舞等を作すは、命を資くるに非ざるが故に」と。此れは定に違するが故に、理定んで然るに非ず。戒蘊の經の中に、象の鬪ふを觀る等も、世尊は立て、亦邪命の中に在けり。邪まに外塵を受け、虚しく命を延ぶるが故なり。正語、(正)業、(正)命は此れに翻じて知るべし。諸の業道の中、龜細に隨つて、身を先にし、語を後にす。故に契經の中に、「尋伺し已つて發語す」と説けり。

第四章 業 と 果

第一節 有漏無漏の業と五果

前に説く所の如く、果に五種有り、何等の業に幾くの果有りや。頌に曰はく、

斷道の有漏業は、

無漏業に四有り、

餘の有漏の善惡も、

餘の無漏と無記とは三なり、

論じて曰はく、道の能く斷を證し。及び能く惑を斷するに斷道の名を得。即ち無間道なり。此の

道に二種有り、謂はく、有漏と無漏となり。有漏道の業には具さに五果有り。等流果は、謂はく、

自地の中の後の等、若しは増の諸の相似法なり。異熟果は、謂はく、自地の中の斷道の招く所の可

具足して五果有り。

謂はく、唯異熟を除く。

亦四なり。離繫を除く。

前に除く所を除く。

【八】長阿含二十一經梵動經 (大正一・八九中)
Digba Nikaya I. Brahmajala 5.

【九】此の段は有漏無漏の業と五果の關係を述ぶ。
【一〇】斷道の名義を釋するものにて、惡を斷する役目の道なるが故に斷道といふ。又これを無間道とも云ふ。
【一一】有漏道の業にはすべて五果ともあり。無漏道の業には異熟果を除いて他の四果あり。餘の有漏善及び不善業には離繫果を除いて餘の四果あり。又餘の無漏及び無記は離繫と異熟を除いて他の三果あり。

殺業は先に異熟を受け、次に近の増上、後に遠の増上の故に三果有り」と。理實に殺す時能く所殺をして苦を受け、命斷ち、威光を壞失せしむ。他をして苦しましむるが故に地獄に生ず。他の命を斷するが故に人中に壽短かし。先は是れ加行の果、後は是れ根本の果なり。根本と近分と俱に殺生と名く。威光を壞するに由つて、惡の外具を感ず。是の故に殺の業は三種の果を得ず。餘の惡業道に理の如く思ふべし。

此れに由りて應に准じて、善業道の三果を知るべし。且らく離殺に於て、若しは習、若しは修、若しは多所作、此の力に由るが故に、天中に生じて異熟果を受く。彼より没し已つて、人中に來生し、極長の壽の近の増上果を受く。即ち復此れに由つて諸の外具を感ず。大威光の遠の増上果有り。餘の善の三果は惡に翻じて應に説くべし。

第十二節 附論、邪命

又五契經に説く、六「八邪支の中にて、色業を分つて三と爲す。謂はく、邪語と七(邪)業と邪命なり」と。邪語、(邪)業を離れて、邪命とは是れ何ぞ。彼れを離れては無しと雖も、而も別に説くは、頌に曰はく、

貪より生ずる身語は、

命の資貪より生ずと執するは、

邪命なり。除き難きが故に。
經に違するが故に非理なり。

論じて曰はく、瞋と癡より生ずる所の語と身との二業を、次の如く唯邪語、邪業と名く。貪より生ずる所の身と語の二業を邪語、邪業と名け、亦説いて邪命と名く。除き難きを以ての故に、二に異にして別に立つ。貪は細にして能く諸の有情の心を奪ふ。極めて聰慧の人猶禁護し難し。故に此れを二に對して極めて除き難しと爲す。諸の在家の人は邪見斷じ難し。多く吉祥等を妄執するを以

【五】 雜阿含二十八・三七(大正二・二〇三上)この段は因みに經の八邪命を示す。

【六】 八正道の反對の八邪道なり。

【七】 八正道の中の外部は發動する身口の業のこと。

卷の第二十三

〔辯業品第五の六〕

第十一節 業道と果

善と惡との得する果は云何ぞ。頌に曰はく、

皆能く異熟と等流と、

此れは他をして苦を受け、

増上との果を招く。

貪を斷ち威を壞せしむるが故なり。

論じて曰はく、且らく先づ十惡業道の各三果を招くことを分別せん。其の三とは何ぞ。異熟と等流と増上と別なるが故なり。謂はく、十種に於て、若しは^一習、若しは^二修、若しは^三多所作、此の力に由るが故に捺落迦に生ず。是れは異熟果なり。彼より出で已つて、此の間に來生し、人の同分中に等流果を受く。謂はく、殺生者は壽量短促なり。不與取者は資財乏匱なり。欲邪行者は妻貞良ならず。虚誑語者は多く誹謗に遭ふ。離間語者は親友乖謬す。龜惡語者は恆に惡聲を聞く。雜穢語者は言威肅ならず。貪者は貪盛んなり。瞋者は瞋増し、邪見者は癡増上す。近き増上果も亦等流と名く。此の十の招く所の増上果とは、謂はく、外の所有の諸の資生の具は、殺生に由るが故に、光澤尠少なり。不與取の故に多く霜雹に遭うて、稼穡微薄果實希少なり。欲邪行の故に諸の塵埃多し。虚誑語の故に諸の臭穢多し。雜間語の故に所居險曲なり。龜惡語の故に諸の惡觸多く、田は荆棘に豊かにして磽确鹹鹵なり。雜穢語の故に時候變改なり。貪の故に果少なく、瞋の故に果^四辣し。邪見に由るが故に果少なく或は無し。是れを業道の増上果の別と名く。

一の殺業、地獄を感じ已りて、復短壽と外の惡果をも感ずと爲んや。有餘師は言はく、「即ち一の

第三章 特に十業道に就きて

四四六

【一】 十善惡業道の果を示す。

【二】 習 (Abovith) 加行の位。

【三】 修 (Bhavith) 根本の位。

【四】 多所作 (Bahulikya) 後起の位。

已に不善を説けり。善の業道の中には、無貪等の三は、三界五趣に於て、皆二種に通ず。謂はく、成就と現行となり。身語の七支は無色(界)と無想(天)とには、但成就す容きも、必ず現行せず。謂はく、聖の有情の無色界に生ぜるくのは、過未の無漏律儀を成就す。無想の有情は必ず過未の第四靜慮の靜慮律儀を成す。然も聖は隨つて、何の靜慮の地に依つて、無漏の尸羅を會起し會滅するも、無色(界)に生ずる時は彼の過未を成す。若し未來世ならば、六地皆成す。二處皆現起の義なしとは、無色(界)は唯四蘊の性有るが故に。無想(天)の有情は定心無きが故に。律儀の必ず託する大種と定心の二處互に無きが故に現起せず。餘の界と趣と處には、地獄と北洲とを除きて、七善(業道)、皆現行及び成就に通ず。然れども差別有り。謂はく、鬼と傍生とは律儀を離れたる處中の業道のみ有り。若し色界に於ては唯律儀のみ有り。三洲と欲の天とは皆二種を具す。

一俱轉し五俱轉も八俱轉もあるなり。

【六】 惡無記心の現在前する時、即ち貪瞋邪見を離れずして、たゞ一支を遠離する場合なり。律儀にはたゞ一支を遠離するといふことはなけれど、處中の善としてはあり得るなり。

【六七】 この段は十善十惡業道を界趣に配して見るなり。

【七八】 成就は可能性として有すること、現行は實際に實行すること。

【八九】 慳戾。相和せず、調はざること。

【九〇】 無色には色なきが故に、無想には無心なるが故に、有色の七善業道の現起なし。

【九一】 聖者の無色界に生ずる場合は、過去に於て七善業道を成就したる人にて、未來に欲色に生ずる場合も同じく七善業道を成就すべきなり。無想天に生れたる聖者もこれに入る前に第四靜慮の靜慮律儀を成就し、又無想天より出づる場合も第四禪の靜慮律儀を成就するなり。

【九二】 前の無色界に生るゝ聖の場合を詳説したるものなり。

【九三】 欲と五禪。俱舍論十七、七左「若未來世依五地身」となす。五地とは欲と四禪となり。

貪と邪見とは成就す。

雜語は現と成とに通ず。

善は一切の處に於て

無色と無想天との、

餘の處には成と現とに通ず。

北洲には後の三を成じ、

餘の欲の十は二に通ず。

後の三は現と成とに通ず。

前の七は唯成就す。

地獄と北洲とを除く。

論じて曰はく、且らく、不善の十業道の中に於て、那落迦の中は二種に通ず。謂はく、龜惡語と

雜穢語と瞋との三種は皆、現行と成就とに通ず。苦逼り相罵るが故に龜惡語有り。怨歎悲叫するが

故に雜穢語有り。身心龜強にして、慳戾にして調はず、互に相憎むに由るが故に瞋恚有り。貪と及

び邪見とは成じて行せず。可愛の境無きが故なり。現に業果を見るが故なり。相害する法無きが故

に殺生なし。謂はく、彼れは但業の盡くるに由るが故に死す。財と女とを攝すること無きが故に盜

姪無し。用無きを以ての故に虚誑語なし。或は虚誑語は他の想をして倒まならしむ。彼の想常に倒

なるが故に誑語無し。彼れは常に離るゝが故に、或は無用の故は離間語なし。

北俱盧洲は貪瞋邪見皆定んで成就し、而も現行せず。我所を攝せざるが故に、身心柔軟なるが故

に、惱害の事無きが故に、惡の意樂なきが故に。唯雜穢語は彼には現(行)と成(就)とに通ず。彼れ

は時有りて、染心にて歌詠するに由る。壽量定まるが故に、殺生あることなし。財物及び女人を攝

すること無きが故に、不與取と及び欲邪行と無し。誑心無きが故に虚誑語無し。或は無用の故に。

常に和穆するが故に離間語無し。言清美なるが故に龜惡語なし。

前の地獄と北俱盧洲とを除いて、餘の欲界の中の十は皆二に通ず。謂はく、欲界の天と鬼と傍生

と及び人の三洲は、十惡業道皆成(就)と現(行)とに通ず。然れども差別有り。謂はく、天と鬼と傍

生には、前の七業道の唯處中に攝するもののみ有りて不律儀なし。人の三洲の中には二種俱に有り。

なく無漏の無貪無瞋の二俱轉す。散善の七なしと身三口四なしとなり。

【七九】 三俱轉・無貪無瞋と共に正見の起る場合なり。別解脱戒を受けず定にも非ず、身三口四の七の色善なき場合。

【八〇】 四俱轉、近事等の律儀を受けて惡無記心の起る時には、意三なくしてたい身三語一(離處誑語)の四律儀俱轉す。

【八一】 六俱轉。前の場合俱轉して善の五識起る時、正見を除いて無貪無瞋これに加はる故なり。

【八二】 七俱轉。一、散善の意識起り、從つて無貪無瞋正見の三が上の身三語一の律儀と俱轉する場合。二、惡無記心にて意の三なく、身三口四のみ俱轉する場合。

【八三】 九俱轉。正見の一を除いて他の九善業道俱轉する場合。

【八四】 十俱轉。一、善の意識が正見と相應して無貪無瞋正見の三を成就し、身三口四の律儀を得する時。二、定道戒に依りて定戒の七隨轉の色を得し、正見を起し、意の善三を具する時。

【八五】 顯相、即ち律儀に依つて云はく、一と五と八となけれども、隱相、即ち律儀に非ずして處中の善に就て云へば

色に依る盡と無生との智現在前する時、散善の七無し。此れと相應する慧は見性に非ざるが故に。無色定には俱に律儀無きが故に。

^{七九} 三俱轉とは、謂はく、正見と相應する意識現在前する時には、七の色善なきなり。

^{八〇} 四俱轉とは、謂はく、惡無記心の現在前する位に、近住・近事・勤策律儀を得するなり。

^{八一} 六俱轉とは、謂はく、善の五識現在前する時には、上の三戒を得するなり。

^{八二} 七俱轉とは、謂はく、善の意識の隨轉の色無く、正見と相應して現在前する時、上の三戒を得するなり。

^{八三} 九俱轉とは、謂はく、善の五識と及び無色に依る盡と無生との智現在前する時、苾芻戒を得するなり。

^{八四} 十俱轉とは、謂はく、善の意識、隨轉の色無くして正見と相應して現在前する時、苾芻戒を得するなり。

^{八五} 諸は亦加行の善心を用つて散の律儀を受くることを許し、是の通説を作す。或は餘の一切の隨轉の色有りて、正見と相應の心正しく起る位なり。別して顯相に據らば、遮する所是くの如し。

^{八六} 通して隱顯に據らば、則ち遮する所なし。謂はく、律儀を離るゝに一・八・五有り。一俱轉は、謂はく、惡無記心の現在前する時、一支の遠離を得するなり。五俱轉とは、謂はく、善の意識の隨轉の色無く、正見と相應して現在前する時、二支を得する等なり。八俱轉とは、謂はく、此の意識の現在前する時、五支を得する等なり。

^{八七} 第十節 業道の界趣處に於ける成就と現行

善惡の業道は何の界と趣と處とに於て、幾くか唯成就し、幾くか亦現行に通ずるや。頌に曰はく、不善は地獄の中に、

鹿語と雜と瞋とは二に通ず。

と俱起する場合。二、二使を遣はし、各一業道をなさしめ自ら姪等をなす場合。

三、貪瞋邪見の一の起る時。三業道の究竟する場合。

【七七】 身語七支の色業中、使を遣はして、殺盜と語四の六業をなし、自ら食を起して邪欲を行ふ時八俱轉なり。

【七八】 後の三とは貪瞋邪見をいふ。この三は各々性質を異にするが故に同時に起ることなし。

【七七】 善業道の場合は一俱轉、五俱轉なしとなり。一俱轉なき所以は善の思は必ず無貪無瞋と相應する故なり。

五俱轉なき所以は有色の律儀所攝の業道は最少にして離殺離盜離非梵行、離不妄語の四を具す。善思起るときにはこれに無貪無瞋を加ふるが故に六にして五に非ざるなり。八俱轉なき所以は、苾芻律儀は七支を具し惡無記心の場合七俱轉し、善心の場合は無貪無瞋を加へて九俱轉するが故なり。

【七八】 二俱轉。一、善の五識起る時、五識なるが故に正見なく、無貪無瞋の二俱轉す。二、無色定に依りて起す盡智無生智の位には同じく正見

善は總じて開かば十に至り、別して一・八・五を遮す。

論じて曰はく、諸の業道の思と俱に轉する中に於て、且らく不善と思とは一より唯八に至る。^{七〇}一俱轉とは、謂はく、所餘を離れて貪等の三の中の隨一現起するなり。若しくは先きの加行に造る所の惡業、貪等の餘の染と及び不染心現在前する時、隨つて一究竟するなり。

二俱轉とは、謂はく、邪行を行じ、若しくは自ら殺・盜・雜穢語を行じ、或は他を遣はして爲し、隨つて一の成ずる位に、貪瞋邪見の隨一現前すると、若しくは先きに加行の造る所の惡業が貪等の餘の染及び不染心の現在前する時、隨つて二究竟するなり。

三俱轉とは、謂はく、先きの加行に造る所の惡業が、貪等の起る時、隨つて二究竟するなり。若しくは一使を遣はして、殺等の一を作し、自ら姪等を行じ、俱時に究竟するなり。若しくは自ら二を作すなり。理の如く思ふべし。若しくは先きの加行に造る所の惡業が、貪等の餘の染と及び不染心の現在前する時、隨つて三究竟するなり。若しくは貪等の餘の染心を起す時、自ら離間・虚誑を攝する語業等を成じ、一等をなさしむるなり。理の如く思ふべし。

四俱轉とは、謂はく、他を壞せんと欲して、虚誑言或は龜惡語を説くときの、意業道の一と語業道の三となり。若しくは二使を遣はして自ら姪等を行するなり。若しくは先きの加行に造る所の惡業が、貪等の起る時に隨つて三究竟するなり。是くの如き等の類、例に准じて思ふべし。五・六・七の俱は理の如く思ふべし。

八俱轉とは、謂はく、先きの加行に六惡業を作し、自ら邪欲を行じ、俱時に究竟するなり。餘は例して思ふべし。後の三は俱ならざるが故に。九と十となし。

是くの如く既に不善の業道と思と俱轉するに數の不同有ることを説けり。善業道と思と總じて開かば十に至る容し。別して顯相に據れば一・八・五を遮す。二俱轉とは、謂はく、善の五識と及び無

の心所と一俱轉なり。
【七〇】二俱轉。二業道が思の心所と俱轉する場合にしてこれに

一、邪行を行する場合。
二、自ら殺・盜・雜穢語を行ずる場合。

三、使を遣はして殺盜雜穢語を行じその隨一の成ずる時貪瞋邪見の一が生ずる場合。

四、先の加行にて造る所の惡業が二究竟して、その時貪瞋邪見の一も生ぜざる場合の四の種類あり。

【七一】三俱轉は、
一、先に加行に於て惡業をなし、その惡業の二が貪瞋邪見の一の起る時に究竟する場合。

二、使をして殺等の一をなさしめ、自ら姪等をなす場合。
三、若しくは自ら二をなす場合。

四、貪瞋邪見の一も起らざる時に三業道の究竟する場合。
五、貪瞋邪見の一を起さず、離間、虚誑の語業をなし、他の一をなさしむる場合。

【七二】本文「自成一業攝離間虚誑語業等」とあり、順正理四二(大二二九・五八二上)には「自成一業攝離間虚誑語業等」とあり、今順正理に隨ふ。

【七三】四俱轉。
一、意業道の一と語業道の三

有るは因果に於て歎ち正見を生ず。定んで後世有り。先の執は是れ邪なりと。爾の時善根の成就得還起し、不成就得滅するを續善根と名く。九品の善根頓に續き、漸やく起る。頓に病を除き、氣力漸やく増すが如し。

現身の中に於て善く善を續するや不や。亦能く續する有り。造逆の人を除く。有餘師は言はく、「斷見増す者は亦現世に能く善根を續くに非ず。彼の二人に依つて、經には是の説を作す。『彼れは定んで現法に於て續善根すること能はず。彼の人は定んで地獄より將に没せんとし、或は即ち彼れに於て將に受生せんとする時、能く善根な續ぎ、餘位に非ざるが故に』と。將生の位と言ふは、謂はく、中有の中なり。將没の時の言は、謂はく、彼れの將に死せんとするを謂ふ。若し因力に由りて、彼れ善根を斷ぜば、將に死せんとする時に續き、若し緣力に由りて、彼れ善根を斷ぜば、將に生ぜんとする時に續ぐ。自他の力に由るときも應に知るべし亦爾なり」と。

又意樂は壞し、加行は壞したるに非ざる斷善根者は、現世に能く續ぐ。若し二俱に壞したる斷善根者は、要らず身壞して後方に善根を續ぐ。見と戒と相對するも應に知るべし、亦爾なり。劫將に壞せんとし、及び劫初めて成する時、斷善根有るに非ず。相續潤ふが故に。

斷善ハナと 邪定には四句の差別あり。斷善と邪見と破僧と妄語と、當に知るべし。定んで無間の異熟を招く。

第九節 業道と思の心所との交渉

已に義便に乗じて、斷善根を辯ぜり。今應に復本業道の義を明すべし。六九説く所の善惡の二業道の中、幾くか並生して、思と共に轉すること有りや。頌に曰はく、

業道の思と俱に轉するは、

不善は一より八に至る。

【六】 本文邪見に作れども他本の邪定正し。順正理四十二にも邪定とあり。

【七】 この段は十業道の轉する時思の心所と俱轉する他の心所の有無を示すものなり。

【八】 俱轉とは業道と思の心所とのみ轉するをいひ。これに二あり。一は貪・瞋・邪見の六九一が現起する時、その一と思とのみ俱轉するが故に一俱轉と云ひ。二は先の加行に惡業を造りてその業道の究竟する時、貪・瞋・邪見の起らざる場合、即ち使を遣はしてなさしむる如き場合、この惡業と思

故に善根滅し不善根増す。後に因を撥し果を撥する邪見を起し、一切の善根をして皆悉く隠没せしむ。此の相續に由りて善を離れて住し、此の因、此の位に諸の善根を斷するなり。

邪見に二有り。謂はく、^{六四}自界縁と及び他界縁なり。或は有漏縁と及び無漏縁なり。誰が善く善を斷するや。應に一切能く善根を斷すと云ふべし。九品の善根は頓に斷すべく、見道の見所斷を斷するが如しと爲んや。爾らず。云何ぞ。謂はく、漸次に九品の邪見を斷するなり。九品の善根は順逆相望め、漸次に斷するが故に。修道の修所斷の惑を斷するが如し。既に修道の修所斷の惑を斷するが如し。理として中間に於て起と不起とに通ず。諸の律儀の果は加行従りするものあり、生得の善心より生ずる所のものあり。彼の因を捨するに隨つて、即便ち彼れを捨するなり。

何れの處に在りて、能く善根を斷すと爲んや。人趣の三洲にして、惡趣に在るに非ず。染不染の慧に堅牢ならざるが故に。亦天趣に非ず。善惡の諸の業果を現見するが故に。三洲と言ふは北俱盧を除く。彼には極惡の阿世耶無きが故に。是くの如き斷善は何の類の身に依るか。唯男女の身なり。志意定まるが故に。

何の行者か能く善根を斷すと爲んや。唯見行の人にして愛行者に非ず。諸の見行者は惡の阿世耶極めて堅深なるが故に。諸の愛行者は惡の阿世耶極めて躁動なるが故に、斯の理趣に由りて、扇搦等を遮す。^{六六}又此の類の人は惡趣の如くなるが故なり。

此の善根の斷はその體是れ何ぞ。善斷は應に知るべし。非得を體と爲す。重き邪見現在前する時、能く善根の成就得を滅せしめ、不成就得相續して生ずるを以ての故に。斷善の體は即ち是れ非得なり。前に已に非得の實有を成立せり。

善根斷じ已つて何に由つて復續くや。^{六七}疑有と見とに由る。謂はく、續善の位は或は因力に由り、或は善友に依り、有るは因果に於て、欸ち復疑を生ず。招く所の後世は有と爲んや、無と爲んやと。

【六四】 自界のみを緣じて起る邪見、即ち欲界の煩惱ならば欲界を緣するが如きを自界縁、他界のことを緣じて起る邪見を他界縁といふ。

【六五】 九品の善根を斷するに連續的ならずして中止することはいふ。俱舍論十七・三右如是說者通出不出とあり。

【六六】 惡趣の衆生の如く染と非染との慧堅固ならざるをいふ。

【六七】 今迄因果なしと否定してのたるものが、有るかも知れぬと思ふが疑有にて、有ると信ずるに至るが見なり。

又根本に減増有るに由るが故に、内外の物をして減有り増有らしむ。二分は然らざるが故に業道に非ず。

第八節 斷善根と業道

一切の惡業道は皆現の善と相違す。諸の善根を斷ずるは何の業道に由るや。斷と續との善根の差別は云何ぞ。頌に曰はく、

唯邪見のみ善を斷ず。

因果を撥す。一切なり。

人の三洲なり。男女なり。

斷善は疑有と見となり。

所斷の欲の生得なり。

漸に斷ず。二俱に捨す。

見行なり。斷は非得なり。

頓なり、現なり。逆者を除く。

論じて曰はく、惡業道の中、唯上品の圓滿の邪見のみ有りて能く善根を斷ず。若し然らば何に緣りて本論の中に「云何が上品の諸の不善根なる。謂はく、諸の不善根にして能く善根を斷ずる者なり。或は離欲の位の最初に除く所なり」と説くや。不善根は善く邪見を引くに由るが故に、邪見の事を推して彼の根に在らしむ。火、村を燒けども、火の賊に由りて起るが故に、世間は賊に村を燒かざると説くが如し。

何等の善根が此れが爲めに斷ぜらるゝや。謂はく、唯欲界生得の善根なり。色無色の善は先きに成ぜざるが故に。施設足論に「唯三界の善根を斷ず」と説くは、(上界)の善根の得の更に遠くなるに依りて説く。此の相續をして彼の器に非ざらしむるが故に。何に緣りて唯生得の善根をのみ斷ずるや。加行の善根は先きに已に退するが故なり。此の斷善根は何の因、何の位なりや。謂はく、一類の先きに暴惡の意樂の隨眠を成するあり。後に惡友の緣力の資くる所に逢ひ、轉た復増盛するが

【五七】 十業道の中、貪瞋癡の三はたゞ業のための道にして業に非ず。他の七は業にして同時に業のための道なることを述ぶ。

【五八】 加行と後起を業道と名けざるに三義あり。一は加行と後起は根本業道の爲に又根本業道に依つて轉ずるものにして根本業道の付屬なるが故に。二には十業道は主要なるもののみを攝し、微細なるものを攝せず。加行と後起は微細なるが故に。三にはその業道の増減に依りて内外の好惡事をして増減あらしむるを業道となす。加行と後起は然らざるが故に。

【五九】 十不善業道を述べたる序でに斷善根が何の業道に依るか。その斷善根の相は云何。續善根の相は云何と三つの問題を出したるなり。

【六〇】 極上の惡邪見のみ獨り斷善根をなす。

【六一】 發智論第二(大正二六、五二五上)「如何増上不善根云々」。

善惡等を撥する見を、

邪見業道と名く。

論じて曰はく、他の財物に於て、非理に耽求して己れに屬せしめんと欲し、或は力、或は竊、是の如き惡欲を貪の業道と名く。有情の類に於て、憎恚の心を起し、逼迫を爲さんと欲するを瞋の業道と名く。善惡等に於て、惡見をもて撥無する、此の見を名けて邪見の業道と爲す。初めを擧げて後を攝するが故に等の言を説く。具足は應に五九契經に説く所の如し。因を誘ると果を誘るとの二にて、世尊は總じて十一類の邪見の不同を等(取)す。謂はく、施與なし、乃至廣説。

第七節 業道の名義

是くの如く已に十業道の相を辯ぜり。五九何の義に依つて諸の業道の名を釋するや。頌に曰はく、

此の中、三は唯道、

七は業にして亦道なるが故なり。

論じて曰はく、十業道の中、後の三は唯道なり。業の道なるが故に業道の名を立つ。彼れに相應する思を説いて、名けて業と爲す。彼れ轉ずるが故に轉じ、彼れ行するが故に行す。彼れの勢力の如くにして造作するが故なり。前の七は是れ業なり。身語業なるが故なり。亦業の道なり。思の遊ぶ所なるが故なり。能等起の身語業の思が身語業に托し、(之を)境と爲して轉ずるに由るが故に。業にして業の道なれば業道の名を立つ。故に此の中に於て業道と言ふは、具さに業道と業業道との義を顯はす。同類ならずと雖も、而も一を餘(の名)と爲すは、世記論の中に俱に極成するが故に。或は業の道なるが故に業道と名く。亦業亦道の故に業道と名く。具足して應に業道業道と言ふべし。一を以て餘(の名)と爲し、但業道と言ふなり。善の業道の義は此れに類して知るべし。加行と後起とは應に業道と名くべし。思も亦彼れを緣じて境と爲して轉ずるが故に。理として亦説くべくして説かざるは、六〇本の爲めに、本に依つて彼れ方に轉ずるが故に。先に鹿品を業道と爲すと説くが故に。

【五】 鹿惡語の業道成就の條件。

一、染汚の心。

二、非愛語。

三、解義。

四、不誤。

【五】 雜穢語は一切の染心の所發の心。

【五】 偈頌に「諸染雜穢語」とあり、この染は前の「語」の字を入れて「諸染語雜穢語」の義ありといふなり。

【五】 雜穢語のみに異説あるを示す。

【五】 已上にて身三口四を明し終れるを以て、次に意三の貪瞋癡の業道成就を明す。

【五】 雜阿含三七・十九(大正二・二七一下)

一、無施。二、無報。三、無福。四、無善惡行。五、無善惡業果報。六、無此世。七、無他世。八、無父母。九、無衆生。一〇、無世阿羅漢等を擧ぐ。

中阿含十五經思經(大正一・四三七下)四三八上)には

一、無施。二、無齋。三、無有呪説。四、無善惡業。五、無善惡業報。六、無此世彼世。七、無父。八、無母。九、世無眞人往至善處去。善同此世彼世自知自覺自作證成就故等を擧ぐ、六師外道中の阿耨多翅舍欽婆羅の説なり。

第五項 その他の語の業道

已に^{五二}虚誑語を辯ぜり。當に餘の三語を辯すべし。頌に曰はく、

染心をもつて他を壞する語を

非愛は麁惡語なり。

餘の説くは異なる染にして

倭と歌と邪論と才なり。

論じて曰はく、若し^{五三}染汚の心にて、他を壞する語を發するときは、若し他に壞するとも壞せずとも俱に離間語を成す。解義と不誤とは流れて此の中に至る。若し^{五三}染心を以て、非愛の語を發し、他を毀咎するときは、麁惡語と名く。前の染心の語は此の中に流至するが故に、解義も不誤も亦前に同じ^{五四}。一切の染心の發す所の諸語を雜穢語と名く。皆雜穢なるが故に^{五五}。唯前の語の字、此の中に流至す。

有るが説かく、「前の三に異なる餘の染心の發す所の倭と歌と邪論等を方に雜穢語に收む。倭と謂ふは、苾芻が邪まに名利を求め、諂愛の語を發すなり。歌とは謂はく、倡伎の染心をもて他を悦ばして諸の詞曲を作るなり。及び染心の者が諷吟相調するなり。邪論とは謂はく、勝・數・明等の惡見を述ぶる言なり。等とは謂はく、染心の發す所の悲歎及び戲論の語なり。輪王現はるゝ時の歌詠等の語は、出離に隨順して、染と相違するが故に、彼れは皆雜穢語の攝に非ず」と。有るが説かく、「(その時)嫁娶等の言有れば雜穢語に收め、業道の攝に非ず。薄塵の類なるが故に無表を引かず。無表無ければ業道に攝むべきに非ず」と。

第六項 貪瞋癡の業道

已に三語を辯ぜり。當に意の三を辯すべし。頌に曰はく、

他の財を惡欲するは貪なり。

有情を憎むは瞋恚なり。

見一見 不見一不見
聞一聞 不聞一不聞
覺一覺 不覺一不覺
知一知 不知一不知
語

【四四】此の偈は前の虚誑語の下の解云々より付論として見開覺知を明すなり。

【四五】雜阿含十三(大正二・八九下—九〇中、S. 35. 35)

【四六】大母、雜阿合には摩羅迦舅とあり。Mānukya-putta

【四七】阿賴耶 (Ālaya) 執藏と翻す。愛着すること。

【四八】尼延衣 (Nīlā) 執取と翻す。執着すること。

【四九】此の經にては、眼に就いて現見、曾見等といひ、耳に就ては聞、法に就ては知といふ。故に他の三について覺を云はざるべからずとなり。

【五〇】香味觸の三は所見所聞所知に非ず。その香味觸の三に於て覺を云はざれば、その三境に於ては言説なきこととなる。

【五一】以下離間語、麁惡語、雜穢の三の業道成就の條件を説く。

【五二】離間語の業道成就の條件。

一、他を壞する語を發す。

二、染心。

三、相手がその義を解す。

四、誤らず(壞せんとする對象を誤らざること)。

べし。是の故に^{四三}理として應に義言を善くする者の耳識に住する位に業道即ち成すべし。能誑は表と無表とを具足するが故に。有るが言はく、所誑の解と不解とに隨ひ、但異想に業道即ち成すと説く。爾らずは此れば離間語の、忍と不忍とに隨ひ、要らず解方に成する同するが故に。

^{四三}經に諸の言を説くに略して十六有り。謂はく、不見不聞不覺不知の事の中に於て、實に見る等と言ひ、所見等の中に不見等と言ふ。是くの如き八種を非聖の言と名く。不見等の中に不見等と言ひ、所見等の中に實に見る等と言ふ。是くの如き八種を名けて聖言と爲す。

^{四四}何等を名けて所見等の相と爲すか。頌に曰はく、

眼と耳と意識と並びに

次第の如く名けて

餘の三の所證に由りて
所見・聞・知・覺と爲す。

論じて曰はく、若し境が眼と耳と意と餘識の所證なれば、次の如く所見等と名く。鼻舌身根は至境を取るが故に、總じて名けて覺と爲す。餘の經に定んで三根の取る所を所覺と爲すと説くが故に。

^{四五}經に曰はく、「大母よ、汝の意に於て云何ぞ。諸の所有の色は汝の眼見に非ず。汝の曾見に非ず。汝の當見に非ず。見んと希求する所に非ず。汝は此れに因りて欲を起し、貪を起し、親を起し、愛を起し、阿頼耶を起し、尼延底を起し、耽著を起すとせんや不や。」爾らず、大徳よ。諸の所有の聲は汝の耳聞に非ず。廣説乃至。諸の所有の法は汝の意知に非ず。廣説乃至。「爾らず、大徳よ。」(佛)

復大母に告ぐ、汝此の中に於て應に知るべし、所見に唯所見あり、應に知るべし、所聞・所覺・所知に、唯所聞・所覺・所知あり」と。

^{四六}此の經に既に色聲法の境に於て、説いて所見所聞所知と爲す。此れに准するに、餘に於て定んで所覺を立つ。若し爾りと許さずば所覺とは是れ何ぞ。又^{四七}香等の三は所見等の外にあり。彼の三境に於て言を起さざるべし。

場合は雜緣語 (Sambhināyā raktina) なり。

【三九】 虛誑語の業道成就について(一)最後に生ずる表無表が業道を成就するといふ説と、(二)所誑者がその虚誑語の意義を解して誑かれたる位の表無表業を業道成就となす説と二説を出す。

【四〇】 所誑者の解するといふに就いて語を聞きつゝあるを能解と云ひ、聞き已りて正しく義を解するを正解となし、その二者の何れに於て業道成就となすやといふなり。

【四一】 本文に正解義意識知とあるは順正理に同じ。若し前に説く正解に依れば業道を無表のみ成ずることとなり、能解に依れば未だ完全に解せざるを解と名くすることとなる。

【四二】 故に言葉の義理を了解し得る能力ある人に對して發言し、その聞く人の耳識が働いてある位に業道の成就を語るべし。

【四三】 長阿含九經衆集經(大一、五〇中)、四不聖語、四聖語を出す。これに依りて茲に八種の虚誑語を擧ぐ。

見	不見	見
聞	不聞	聞
覺	不覺	覺
知	不知	知

八虚誑語

一は非境に於てなり。謂はく、他の護る所、或は母、或は父、或は父母の親、乃至、或は夫三三の守護する所の境なり。二は非道に於てなり。謂はく、設し己が妻の口及び餘道なり。三は非處三四に於てなり。謂はく、制多三五、寺中三六、適處三七に於いてするなり。四には非時に於てなり。謂はく、懐胎の時、兒に乳を飲ましむる時、齋戒を受くる時なり。有るが説かく、「若し夫が齋戒を受くることを許して犯す所有れば、方に非時と謂ふ」と。既に不誤の言は亦流れて此に至る。若し他婦に於て是れ己が妻なりと謂ひ、或は己が妻に於て、謂ふて他の婦なりと爲し、道と非道等と但三九、誤心有るときは、所行有りと雖も而も業道に非ず。若し此の他の婦に於て、餘の他の婦の想を作し、非梵行を行するときは、有るは亦成すと説く。加行受用の時、並に他の境に於てするが故に。有るは「殺業道の成ぜざるが如し」と説く。加行と究竟の時の前の境各別なるが故に。苾芻尼等は有戒の妻の如く、若し侵越有らば亦業道を成す。

第四項 虚誑語の業道

已に欲邪行を辯ぜり。當に虚誑語を辯すべし。頌に曰はく、

染をもて異想し發言して、

義を解するは虚誑語なり。

論じて曰はく、説と聽との力の故に虚誑語を成す。謂はく、所説に於て、異想し發言し、及び所誑者は所説の義を解して、染心誤らざれば方に業道を成す。三九 所誑未だ解せざれば雜穢語に收む。

四〇 語は多字より成る。要らず最後念の表無表業方に業道を成す。或は所誑の義を解するに隨つて即ち成す。前の字と俱行するは皆此の加行なり。此の中義を解すとは、所誑者の能解に據つて解と名

け、正しく義を解することに非ず。何に齊つて名けて能解・正解と爲すや。前は、謂はく、解者が耳識に住する時なり。後は、謂はく、正しく能く其の義を分別するなり。若し正しく義を解する

ことは、義は意識の知なり。語表は耳識と俱時に滅するが故なり。應に此の業道は唯無表のみ成す

【三三】 本文「失所護境」とならずも他本の夫正し。俱舍論十六・十三左には王所護境に作る。

【三四】 非處。不相應なる處。

【三五】 制多 (Chyva) 雲塔處なり。

【三六】 適處 (Abhyavakasa) 修道者の住處の如き閑靜なる處。

【三七】 虚誑語は左の四縁に依りて成す。

一、説く者がその事柄に關して意識して詐を思ひ、言に出し。

二、聞く者がそれを了得し。

三、その詐り言ふに付いて染心であり。

四、詐りあざむく目的を誤らずなし遂げる。

【三八】 誑かるゝものが、その誑く者の言ふことを解せざる

彼と爲んか、彼れに非ずと爲んか。困つて決志を起して、若しは是れとするも、若しは非ずとするも、我れ定んで殺すべし。心に顧みるところ無きに由り、若し有情を殺さば亦業道を成ず。是くの如く業道は若しは定、若しは疑、但、殺の縁を具すれば皆成する理有り。

「刹那滅に於て殺罪を行じ、如何が成じ、如何が成ぜざるや。」惡心を起して殺の加行を起し、所殺者の現の命をして滅せしむる時、因と爲りて同類の命を引く能はず、生すべき命を障へて、永く生ぜざらしむるを以ての故に殺生と名く。斯れに由りて罪を獲。

第二項 偷盜の業道

已に殺生を分別せり。當に不與取を辯すべし。頌に曰はく、
與へられざるに他物を取るは、
力と竊とにて取りて已れに屬せしむることなり。

論じて曰はく、前の不誤等の言は、應の如く流れて後に至る。謂はく、要らず先づ盜まんと欲する故思を發し、他物の中に於て他物の想を起し、或は力にて、或は竊に盜の加行を起し、誤らずして取つて己が身に屬せしむ。此れに齊つて名けて不與取の罪と爲す。若し、窶堵波の物を盜み取ると有らば、佛に於て罪を得。佛將に涅槃せんとして、總じて世間の施す所の物を受くるが故に。亡僧の物を盜めば、已に羯磨を作す時、界内の僧に於て、偷盜の罪を得、羯磨未だ了せざれば、一切僧に於てす。若し他人及び象馬等を盜めば、所住の處に於て業道方に成す。

第三項 欲邪行の業道

已に不與取を辯ぜり。業に欲邪行を辯すべし。頌に曰はく、

欲邪行に四種あり。

欲邪行に四種有り。

行すべからざる所の行を行す。

行すべからざる所の行を行す。

論じて曰はく、總じて四種の行すべからざるを行する有り。皆名けて欲邪行の罪と爲すことを得。

【九】有部はものゝ刹那滅を主張す。依つて若し刹那滅ならば殺生の業道は成ずること無きに非ずやとの難なり。俱舍論十六・十二右左、この間に對して二の答を擧ぐ。
一、息風あるを生と名く、若しこれを斷ずると。
二、命根あるを生と名く、若しこれを斷ずることを殺生と名くと。
正理、顯宗はこの第二の答を出すなり。
【一〇】偷盜の場合も大體上の殺生の場合に同じ。
【一一】窶堵波 (Ghūṭṭa)。
【一二】亡くなつた比丘の物 (俱舍論十六・十三左、廻轉物 (Pariyāyaka となす) を盜むときは、羯磨 (式作法) をなし終りて所有者が極れば、その所有者の結果内の僧に罪を得、未羯磨の場合は四方僧伽に罪を得。

依止の身已に斷滅し、別類の身同分有りて生ずと雖も、罪の依止に非ず。此れは曾て未だ殺生の加行を起さず。殺の業道を成ずる理然るべからず。

第二項 主體の團體なる場合

若し多人有り、集つて軍衆を爲し怨敵を殺さんと欲し、或は獸を獵する等は、中に於て隨つて一りの殺生すること有らん時、何んか殺生の業道を成ずることを得るや。頌に曰はく、

軍等の若し事を同じくするは

皆成すること作者の如し。

論じて曰はく、軍等の中に於て、若し隨つて一り殺生事を作す有らば、自ら作す者の如く、一切皆殺生の業道を成ず。彼れ(等)は同じく許して一事を爲すに由るが故なり。一事を爲すに、展轉して相教ゆるが如し。故に一り殺生するときは、餘皆罪を得。若し他の力の逼りて、此の中に入るにと有らんときも、因りて即ち同心せば亦殺罪を成ず。唯若し誓を立て、要期して自の命終を救ひ、亦殺を行ぜざるもの有るを除く。殺心なきが故に殺罪を得ず。

第六節 業道を成ずる相

第一項 殺生業道

今應に業道を成ずる相を思擇すべし。謂はく、何の量に齊つて、名けて殺生と爲すや。乃至何に齊つて名けて邪見と爲すや。且らく先づ殺生の相を分別すれば、頌に曰はく、

殺生は故思と他と、

想と不誤殺に由る。

論じて曰はく、要らず先づ殺さんと欲する故思を發し、他の有情に於て、他の有情の想ありて、殺の加行を作し、誤らずして殺すに由る。謂はく、唯彼れを殺して漫りに餘を殺さず。此れに齊つて名けて殺生の業道と爲す。猶豫を懷く有りて、杌と爲んか、人と爲んか。設し復是れ人ならば、

【七】以下一一の惡業道を成ずる場合を述ぶる中、先づ殺生業道が五緣に依つて成ずることを明す。

一、故思。殺さんとする意志を有すること。

二、他。他の有情に對してその殺の加行をなすこと。

三、想。明かに他の有情といふ意識があること。

四、殺の加行をなすこと。

五、人違ひ等なく、その有情を殺すこと。

【八】第三の想に對する一つの場合を擧ぐ。他の有情といふことに疑ある場合も、兎も角殺さんと決意して誤らず殺さば業道成ずとなす。

すや。何が故に但、名色處に起ると言ふや。此れは別の名色を縁じて亦生するに由り、但、有情の所依の名色を撥す。能依を撥すれば、假は説かざるも自ら成す。又聖教中有情を無すること有り。理として必ず名色も無なること有情に同じとなすこと無し。實を撥して無と爲すこと重きが故に業道を成す。假法を撥無するは輕きが故に業道に非ず。是の故に有情處に起ると言はす。

虚誑語等の三は名身等の處に起る。語の體は必ず名等に依つて起るが故に。語は亦有情等に托して生ずと雖も、而も正しく親しく名身等に依つて起る。又雜穢語は有情を待たず、名身等に託せざる者有ること無し。或は不共處に依つて業道を立つることは失無し。龜語は名身等に依つて起ると雖も、唯外に依つて此の業道亦成すと謂はんを恐るゝが故に、唯有情處に依つて起ると説く。又龜語を發するは飾詞を假らず。故に名身等に依つて起ると説かず。

第五節 業道の主體と客體との關係

第一項 能殺者、所殺者の同時に死せる場合

何に由つて殺の業道の成【就】を建立するや。謂はく、加行に由り、及び果滿に由る。此の二分に於て、隨つて一を缺く時、殺生の根本の罪に觸れると爲さず。頗し、殺者、殺の加行を起し、及び果をして滿たさしめて、而も彼れ殺罪に觸るゝことを爲さざること有りや。曰はく、有り。云何ぞ。頌に曰はく、

俱に死すると及び前に死するとは、

根無し。依の別なるが故なり。

論じて曰はく、若し能殺者が殺の加行を起し、定んで他を殺さんと欲して、所殺生と俱時に捨命し、或は前に在つて死すれば、彼の能殺者の業道は成ぜず。所以は何ぞ。所殺者の其の命未だ斷ぜざるを以ての故に。能殺者の其の命已に終り、^三別の依生するを以ての故に。謂はく、殺の加行の所

【三】こゝに別の依とは中有身のことなり。前の殺生の加行をなしたる依身と異なるが故に別の依といふ。

盜と邪行と及び食とは

皆貪に由りて究竟す。

邪見は癡にて究竟す

所餘は三に由ると許す。

論じて曰はく、惡業道の中、殺生と麁語と瞋恚との業道に瞋に由りて究竟す。要らず、顧みる所無き極麁惡の心の二四現在前する時、此の三成するが故なり。諸の不與取と欲邪行と食と、此の三の業道に貪に由りて究竟す。要らず顧みる所有る極染汚の心の現在前する時、此の三成するが故に。邪見は究竟して要らず愚癡に由る。上品の癡の現前するに由りて成ずるが故なり。虛誑と離間と雜穢語の三は一一、三に由りて究竟す容しと許す。貪瞋等の現在前する時、一一能く此の三を成ぜしむるが故に。

第四節 惡業道の處

諸の惡業道は何れの處に起るか。頌に曰はく、

有情と具と名色と

名身等との處に起る。

論じて曰はく、前に説く所の如き、二五四品の業道は三と三と、一と三と、其の次第に隨ひて、有情等の四處に於て生ず。謂はく、殺等の三は有情處に起る。要らず有情を待つて此の業道生ずるが故に。唯外物を待つて此の業道生ずるに非ず。「豈此の三は亦名色處に起るにあらずや。」一蘊一念亦名色の名を得。此の三は要らず諸蘊の總に托して生ずるが故に。偷盜等の三は衆具處に起る。他の有情の受用する所の物に於て、己れに攝屬せしめんと欲して業道方に成ず。有情を待つと雖も、而も衆具勝るが故に、三種は衆具に托して成ずと説く。唯邪見は一名色處に起る。此れに由つて名色の法を撥無するが故に。此れは亦涅槃を撥して無と爲すと雖も、而も名色の門撥無すれば永く滅す。尙苦無しと謂ふ。況んや苦の涅槃をや。是故に但た、名色處に起ると言ふ。「豈、邪見も亦有情を撥せ

【三】 瞋は烈しく思慮を雜へざるが故に、「顧みる所無き」といふ。貪の場合の顧みる所有るに對す。

【四】 剎那等起にて現在前する時なり。

【二五】 一品、殺生、麁語、瞋恚は有情の上に起る。二品、偷盜、邪淫、貪欲は他の有情の受用する資具（婦女をも含む）の上に起る。三品、邪見は五蘊の名と色の上に起る。四品、虛誑語、離間語、雜穢語は名匂文身の上に起る。

羊鹿水牛及び餘の禽獸は本、供養に擬するが故に、殺すも罪無し」と言ひ、又邪見に因つて、衆生を殺害す。此れ等の加行は皆癡より起る。

餘の六の加行も三根より生ずること、順正理に廣く其の相を辯ずるが如し。

貪等の加行は如何が三よりするや。三根より無間に生ずるを以ての故なり。謂はく、貪等の三不善根より、無間に各三業道を生ずべし。此れに由りて、已に貪瞋癡より無間に相應して、三加行を生ずることを顯はす。無間の義に依りて亦業道を生ず。

第二項 三善根と三位

已に不善が三根より生ずるを説けり。善は復云何ぞ。頌に曰はく、
二 善は三位の中に於て 皆三善根より起る。

論じて曰はく、諸の善業道の所有る加行、根本、後起は皆、無貪、無瞋、無癡の善根より起る所なり。善の三位は皆是れ、善心の等起する所なるを以ての故なり。善心は必ず三種の善根と共に相應するが故なり。此の善の三位の其の相は云何ぞ。謂はく、前の不善の三位を遠離する所有る三位は應に知るべし。是れ善なり。且らく、勤策の具戒を受くる時の如し。來つて戒壇に入り、苾芻衆を禮し、至誠に發語して、親教師を請じて、乃至、一白二羯磨する等を、皆名けて善の業道の加行と爲す。第三羯磨の竟る一刹那の中の表無表業を根本業道と名く。此れより以後、四依を説くに至り、及び餘の前の相續に依りて隨轉する表無表業を皆後起と名く。

第三項 業道の究竟と三不善根

先に説く所の如き諸の業道は、究竟の位に於て、皆三根に由るに非ず。應に説くべし。何の根に由りて何の業道を究竟するや。頌に曰はく、

殺と麤語と瞋恚との

究竟するは皆瞋に由る。

【二〇】順正理論四十一卷（大正二九・五七七）。

【二一】善は皆三善根より起り、三善根は無貪、無瞋、無癡なるが故に、その加行は惡の加行を遠離すること、善の根本は惡の根本を遠離すること、善の後起は惡の後起を遠離することなり。

【二二】勤策即ち沙彌が比丘となることの授具戒に就て、善の加行根本後起の三位を説明す。

異ならば便ち無し。

此の義の中に於て、業道の加行と根本と後起の異相を建立すること、^{一六}順正理論に廣く辯ずるが如し。應に知るべし。

第二節 業道の三位と三根

第一項 三不善根と加行

又 ^{一七}契經に説く、苾芻當に知るべし。殺に三種有り、一は貪より生じ、二は瞋より生じ、三は癡より生ず。乃至邪見に三有ることも亦爾なり。豈、諸の業道は究竟する時に於て、皆三根に由らんや。佛は是の説を作す。諸の業道は究竟する時に於て皆三根に由るに非ず。加行には異あり。云何が異なるや。頌に曰はく、

加行は三根より起る。

彼れの無間に生ずるが故なり。

貪根三根より生ず。

論じて曰はく、不善の業道の加行の生ずる時は、一一、三不善根に由りて起る。先 ^{一八}等起に由るが故に是の説を作す。殺生の加行が貪に由りて起るとは、有るが彼の齒鬚の身分を貪ほり、或は財を得んが爲めに、或は戲樂の爲めに、或は親友と自身を拔濟せんが爲めに、貪より殺生の加行を引起するが如し。瞋より起るとは、怨を除かんが爲めに、憤恚の心を起し、殺の加行を起すが如し。

癡より起るとは、^{一九}波刺斯の如き、是くの如き説を作す。父母老病、若し命を終らしむれば、便ち勝福を生ず。現在の衆苦を解脱せしめ、新たに勝れたる身と明利の根を得せしむるを以ての故に」と。又是れ法なりと謂ふて祠中に殺生す。又諸王等は世の法律に依り、怨敵を誅戮し、兇徒を除剪し、大福を成すと謂ふて、殺の加行を起す。又外道は「蛇蠍蜂等は人に毒害を爲す。殺せば便ち福を獲、

【一六】順正理論四十一（大正二九・五七五上以下）。

【一七】雜阿含三七・二七（大正二・二七四中）。

【一八】等起 (Samutthapaka)。

【一九】波刺斯 (Parasika)。ルシヤのことなるべし。

十業道の中、前の七業道は皆定んで表無表有りとなんや。爾らず。云何ぞ。頌に曰はく、
惡の六は定んで無表あり、
彼の自作と姪とは二なり。

善の七の受より生ずるに七あり。

定より生ずるは唯無表のみなり。

論じて曰はく、七の惡業道の中、六は定んで無表なり。謂はく、殺生等なり。欲邪行を除く。是
くの如き六は、若し他を遣はして爲さば、根本に至る時、表有りて生ずるに非ざるが故に。若し自
ら彼の六業道を作すこと有らば、則ち六は皆表無表の二有り。謂はく、表を起す時、彼れ便ち死す
る等なり。後に方に死する等は遣使と同じく、根本の成する時、唯無表のみなるが故なり。唯欲邪
行は必ず二種を具す。要す是れ自身の究竟する所なるが故なり。他を遣はして作し、自ら喜を生ず
るが如きに非ざればなり。

七善業道にして、若し〔誓〕受に従ひて生ずるときは、必ず皆二を具す。謂はく、表と無表となり。
〔誓〕受より生ずる尸羅は必ず表に依るが故なり。靜慮と無漏とに攝する所の律儀を名けて、定より
生ずと爲す。此れは唯無表のみなり。但、心力に依りて生ずることを得るが故なり。

第二項 加行及び後起と表無表

加行と後起とは根本の如くなりや。爾らず。如何ぞ。頌に曰はく、

加行は定んで表有るも

無表は或は有無なり。

後起はこれと相違す。

論じて曰はく、業道の加行には必ず定んで表有るも、此の位の無表は或は有り或は無し、若し猛
利の纏と淳淨の心との起るとは、則ち無表有るも、此れに異ならば則ち無し。後起は前と翻じて定
んで無表あり。此の位の表業は或は有り或は無し。第二利那の無表を始めと爲し、名けて後起と爲
すが故に、此れは定んで有り。若し爾の時に於て、前に隨ふ業を起す時は、則ち亦表有り、此れに

【四】殺生、偷盜、邪淫、妄語、
惡口、綺語、兩舌の七惡業道の
中、邪淫を除き、六惡業道は
他を遣はしてなし遂げうるを
以て、他を遣はしてなし遂げ
たる時は表無く無表を得ず。
又自らこの六をなすと及び邪
姪とは表と無表と二つながら
具す。

【五】前の業道成就の時の業
に隨ふ業、即ち殺生ならば殺
して後に打つ、蹴る等の所作
をなすを云ふ。

第十一節 善惡の十業道

又^二經の中に十業道有り。或は善、或は惡なりと言ふ。其の相は云何ぞ。頌に曰はく、

説く所の十業道は

惡妙行の中の

鹿品を攝して其の性と爲し

應の如く善惡を成す。

論じて曰はく、前の所説の惡と妙との行の中に於て、若し鹿顯にして知り易きを攝して、十業道と爲す。應の如く若し善ならば前の妙行に攝し、不善業道は前の惡行に攝す。何等の惡と妙の行を攝せざるや。加行と後起等は、彼れは鹿顯に非ざるが故に。且らく不善の十業道の中に於て、若し身惡行の他の有情をして、命を失ひ、財を失ひ、妻妾を失はしむる等を説いて業道と爲す。遠離せしめんが〔爲めの〕故なり。若し語惡行は過失尤も重きを説いて業道と爲す。遠離せしめんが〔爲めの〕故なり。若し意惡行は重き貪瞋等を説いて業道と爲す。遠離せしめんが〔爲めの〕故なり。加行と後起と及び餘の過輕きと、並びに不善の思は皆業道に非ず。善の業道中、身の善業道は身妙行に於て一分を攝せず。謂はく、加行と後起と及び餘の善の身業なり。即ち離飲酒と^一斷莫施等なり。語の善業道は語妙行に於て一分を攝せず。謂はく、愛語等なり。意の善業道は意妙行に於て一分を攝せず。謂はく、諸の善思なり。

第三章 特に十業道に就きて

第一節 十業道と表無表

第一項 根本業道と表無表

【一】次に經所説の十業道
Dassā Kaṃma pāṭha を説く。
惡の十業道は左の如し。

一、殺生 Paṇātipātā, Paṇātipāṭha

二、偷盜 Adattadhana, Adinna=
ṭṭhāna

三、邪淫 Kāmaṃvithyāṭṭhāna,
Kāmesunivohācāra

四、兩舌 Paṭisaṃvāya, Piṭṭhāna=
vācā

五、妄語 Mṛṣā-vāda, Mṛṣā=
vāda

六、惡口 Paruṣya, Pharusā=
vācā

七、綺語 Sambhinnapralāpa,
Samphappalāpa

八、食欲 Abhidhya, Abhiṃji=
hā

九、瞋恚 Vyapāda

十、邪見 Mithyādiṣṭi, Mico=
hadidhi

善の十善道は一々上の十業道
を離るること。

【二】特に根本に於て業道を
立つるは、その惡から遠離せ
しめ度いためなるをいふ。

【三】俱舍論十六・五右には
施供養とあり、今の論は斷
草施とあり、順正理論に依り
斷莫施となす。

等無間縁と作る。是れ即ち清淨と名くべからず」と謂はゞ、此れ亦理に非ず。善心起る時、染心の爲めに加行を起すに非ざるが故に。染心の無間には無漏生ぜず。有漏の善心は能く無漏を引くが故に有漏善に清淨の名を得。無漏に順する心が穢を除くが故に。此の二を説くは、有情の邪牟尼邪清淨を計するを息めんが爲めの故なり。

第十節 三惡行と三妙行

又經の中に三惡行有りと説く。又經の中に三妙行有りと言ふ。俱に身語意なり。相は各々云何ぞ。頌に曰はく、

惡の身語意業を

説きて三惡行と名く。

及び貪瞋邪見なり。

三妙行は此れに翻す。

論じて曰はく、一切不善の身語の二業、前後の近分と及び根本と、並びに不善の思を次の如く、身語意惡行と名く。然るに意惡行に復三種有り。謂はく、意業に非ざる貪瞋邪見なり。^九豈、契經に亦「貪等を名けて意業と爲す」と説かずや。如何が今貪瞋邪見は意業に非ずと説くや。是れは業の資糧の故に亦業と名く。漏の資糧を亦漏と名くる等の如し。是れ法の聖賢の訶厭する所なるが故に。又能く非愛の果を感得するが故なり。

此の行即ち惡なるが故に惡行と名く。三妙行とは此れに翻して知るべし。謂はく、一切の善の身語の二業の加行と後起と、及び根本と、並びに諸の善思を、次の如く、身語意妙行と名く。然るに意妙行に復三種あり。業に非ざる無貪と無瞋と正見なり。智の讚する所なるが故に。愛果を感ずるが故に。此の行即ち妙なるが故に妙行と名く。正見と邪見とは、他を益損するに非ずと雖も、而も彼れの本と爲るが故に亦善惡を成するなり。

【七】邪牟尼(Mithyananna)。外道の無言の行などをいふ。牟尼は寂黙の義なるが故なり。邪清淨 Mithya Sanceya 外道の戒手戒などの邪まなる禁戒のことをいふ。

【八】又次に經の中の三惡行と三妙行を出す。經とは長阿含九經集經(大正一・五〇右)に三惡行と三善行を明すをいふ。

惡行 Dusauria
妙行 Sauria

【九】經部師の難にて、何故に自派の主張するが如く、貪瞋邪見は意業ならずやと問ふなり。俱舍論十六・四右。
【一〇】中阿含五經思經(大正一・四三七)。

卷の第二十二

〔辯業品第五の五〕

第九節 三牟尼業と三清淨業

又、經の中に三牟尼有りと言ふ。又經の中に三清淨有りと言ふ。俱に身語意なり。相各如何ぞ。頌に曰はく、

無學の身語業と、

即ち意とは三牟尼なり。

三清淨は應に知るべし、

即ち諸の三妙行なり。

論じて曰はく、無學の身業を^二身牟尼と名く。無學の語業を^三語牟尼と名く。即ち無學の意を^四意牟尼と名く。意牟尼は意業を體と爲すに非ず。何に縁つて色と識蘊の中に、是の牟尼有りて、餘蘊に非ずと説くや。有餘師は説かく、「後と及び初類を擧げて、中間にも亦此の義有るを顯はすなり」と。如實義は勝義の牟尼は唯心を體と爲す。故に契經に説く、「心寂靜の故に有情寂靜なり。此の心牟尼なり」と。身語業に衆惡を離るゝに由るが故に、以て比知すべし。意業は中に於て能く比する用無し。唯能く比合する所に牟尼を立つ。何が故に牟尼は唯無學に在るや。阿羅漢は是れ實の牟尼にして、諸の煩惱の言の永く寂靜なるを以ての故なり。

諸の身語意の三種の妙行^五を、身語意の三種の^六清淨と名くべし。無漏の妙行は、永く惡行煩惱の垢を離るゝが故に清淨と名くべし。有漏の妙行は猶惡行煩惱の垢汚と名く。如何が清淨なるや。此れ亦暫時に、能く惡行煩惱の垢を離るゝが故に、清淨の名を得。或は此の力は、能く無漏の勝義の清淨を引起するが故に淨の名を立つ。若し「此れは亦能く煩惱の垢を引くが故に。謂はく、煩惱の

【一】この段は經所説の三牟尼業三清淨業を説く。經とは中阿含二十一經等心經（大正一・四四九下）、身口意業寂靜。

【二】身牟尼 (Kāyamaṇṇa)。

【三】語牟尼 (Vāṇamaṇṇa)。

【四】意牟尼 (Manomaṇṇa)。

【五】妙行 (Smarāṇa)。

【六】清淨 (Samoṇṇa, Soṇṇya)。

方に説きて名けて彼の善法を斷ずと爲すに由るなり。爾の時善法、離繫を得するが故に。此れに由りて、乃至、彼れを緣する煩惱の餘り一品だにも、在んには、斷の義は成ぜず。善法は爾の時には猶縛せらるゝが故なり。

第三項 黑等四業に關する異説

頌に曰はく、

一五 有るが説く、地獄の受と、

有るは説く、欲の見滅と、

餘の欲の業は黑と雜となりと。

餘の欲の業とは黑と俱なりと。

論じて曰はく、第一と第三と皆異説有り。有餘師の説かく、「順地獄受と及び欲界中の餘受に順ずるとの業を、次の如く、名けて純黑と雜の業と爲す。謂はく、地獄の異熟は唯不善業のみの感ずるものなるが故に、彼れの受到に順ずるを順黒業と名く、唯地獄を除いて、餘の欲界中の異熟は皆善惡業の感に通ずるが故に、彼の受到に順ずるを黑白業と名く」と。是くの如き所説は前に已に遮遣せり。謂はく、善は能く不善に雜ること無きが故に。

有餘師の説かく、「欲の見所斷及び欲界中の所有る餘業を次の如く、名けて純黑と俱との業と爲す。謂はく、見所斷は善の雜ること無きが故に、純黒業と名く。欲の修所斷は善と不善と有るが故に俱業と名く」と。此れも亦理に非ず。二の所斷中、俱有の業は異熟果を感ずること能はざるが故に。若し「此の中に説く所の三業は、異熟有るに據つて説く、異熟無き者に非ず」と謂はゞ、簡んで欲見所の滅と言ふべからず。又強力の業は、理として必ず力劣る者の歎雜する所と爲るべからず。是の故に修所斷の諸の不善業も亦雜の名を得と説くべからず。亦欲界に善有り、力、不善に勝り、惡業を歎伏すと言ふべからず、許す所に非ざるが故に。所以は何ぞ。欲界の善は數行するに非ざるを以ての故に。能く一劫の果を感ずるもの有ること無きが故に。

斷盡す。

【二三】欲界の不善業を斷ずる十二、及び色界の四を加へて十七なり。

【二四】欲界の不善を斷ずるは四法智忍と八無間道にして、欲界の善と色界の善とは何故に第九の無間道のみ斷ずるやといふ問なり。これに答へて黒業は自性斷、即ちそれ自らの性質として斷ぜらるるものなれども、善法は自性斷に非ず。それを緣する煩惱を斷ぜざるべからざるもの故に、即ち緣縛斷なるが故に、煩惱のある間に斷盡せられず。その地その地の煩惱が全てなくなつて斷盡せらるるもの故に、第九無間道に至りて斷盡せらるるものなり。

【二五】黒業白業等と黑白と名くるに就ての異説を述ぶるなり。

諸の無漏業の能く永く前の三業を斷盡する者を第四業と名く。此の無漏の業は染汚に非ざるが故に非黒の名を得。愛に順するに非ざるが故に。又白の異熟を感ずること能はざるが故に、説いて非白と爲す。然るに大空經の中に「無學の法は是れ純白なり」と説くは、無學の法は、諸の染身を超越る中に於て得べきこと、學法の諸の染身を超越る中に於て得べきに非ざるが如きに非ず。

第二項 無漏業と黒等三業との關係

諸の無漏の業は皆能く、前の三業を盡すと爲んや、不や。爾らず。云何ぞ。頌に曰はく、

四法忍と欲を離るゝ、
前の八無間と俱なる、

十二の無漏の思は、
唯純黒業を盡す。

欲と四靜慮とを離るゝ、
第九の無間の思は、

一は雜と純黒とを盡し、
四は純白をして盡さしむ。

論じて曰はく、見道の中に於ては、四の法智忍と及び修道に於ては、欲の染を離るゝ位の前の八無間と、俱に行するに、十二の思あり。唯純黒を盡す。欲界の染を離るゝ第九の無間の聖道と俱行する一の無漏の思は、雙べて黑白及び純黒を盡さしむ、此の時總じて欲界の善を斷ずるが故に。亦第九の不善業を斷ずるが故なり。四靜慮の一一の地の染を離るゝ第九の無間道と俱行する無漏の思は、此の四は唯純白業をして盡さしむ。所餘の諸業は異熟無きが故に。所明に非ざるが故に、此に論ぜず。故に此の中に於ては唯十七を説く。無間道と俱行する聖思は、能く永く前の三有漏業を盡す。諸業を盡すは是れ聖慧の能なりと雖も、然も此の中に於ては近對治を説く。身語業も亦三を近治すと雖も、慧相應に非ざるが故に、此に説かず。

何に緣つて諸地の有漏の善業は唯最後道のみ能く斷じて餘には非ざるや。諸の善法は自性斷に非ざるを以て、已に斷するも、現在前す容きこと有るが故に、然るに彼れを緣する煩惱の盡くる時を、

【二〇八】中阿含一九一經大空經（大正一・七三八）、但しこの引文見當らざるが如し。

【二〇九】上述せし無漏業の斷業を細説す。

【二一〇】見道の中、苦法智忍、集法智忍、滅法智忍、道法智忍の四と、修道の九無間道の中、第九を除いて前の八無間道、合せて十二思は欲界の不善を斷ず。

【二一一】第九の無間道は總じて欲界の繫縛を斷ずるが故に、欲の善業即ち黑白業をも斷ず。故に黑白と及び純黒を盡すと云ふ。

【二一二】色界の善業即ち純白業を斷盡するは色界四地の一一の第九無間道と俱行する無漏思、即ちこの四思は純白業を

す極穢の義に依るが故に。薩伽耶見の起す所の諸業は、能く無我真實の淨見を障ゆ。淨を障ゆる義に依るが故に濁の名を立つ。

第八節 黑等の四業

第一項 黑白の四業

一〇四 又經の中に説く「業に四種有り。謂はく、或は業の黒にして、黒の異熟なる有り。或は業の白にして、白の異熟なる有り。或は復業の黑白にして、黑白の異熟なる有り。或は復業の非黒非白にして、異熟無く、業の能く諸業を盡す有り」と。經に略して示すと雖も、而も廣く釋せず、今應に彼れを釋すべし。其の相云何ぞ。頌に曰はく、

黒黒等の殊に依りて、

惡と色と欲界の善と、

應に知るべし、次第の如く、

論じて曰はく、佛は業と果との^{一〇五}性類の不同なると、所治と能治との殊^{一〇六}に依りて、黒黒等の四を説く。諸の不善業を一向に黒と名く。染汚の黒、不可意の黒を具するを以ての故に。異熟も亦黒なり。不可意なるが故なり。色界の善業を一向に白と名く。一切の不善の煩惱と及び不善の業の麤雜する所と爲らざるが故なり。異熟も亦白なり。是れ可意なるが故なり。無色に非ざるは多く闕減するが故に。

欲界の善業を名けて黑白と爲す。惡の雜る所なるが故に。異熟も亦黑白なり。非愛の果雜るが故に。此の黑白の名は相續に依つて立つ。自體に據るに非ず。互に相違するが故に。欲界の惡は強く、善の麤雜するに非ざるが故に。惡業の果は純黒の名を得。

説く所の四種の業は、

能く彼れを盡す無漏となり。

黒・白・俱・非と名く。

【一〇四】中阿含一一經樹蓮經（大正一・六〇〇上）、中阿含一一二經阿奴波經（大正一・六〇〇一六〇二）にも散説す。

一、黒業有黒報。欲界の惡業。
二、白業有白報。色界の善業。
三、黑白業有黑白報。欲界の善業。

四、不黒不白業無報、無漏の業。

【一〇五】性類の不同は前三業に就て云ふ。所治能治の殊は第四業に就て云ふ。

【一〇六】無色を擧げざるは「無色界の中には、可意の白有るも明了の白ありて施設すべき白無きが故に白の名を立てず」云云の意。順正理論四一（大正二・九・五七三中）。

【一〇七】この欲界の善業を黑白と名くることは、善の業と果を黑白といふに非ずして、一相續の身に或る時には善、或る時には惡の業果の顯はれるに就ていふ。

第七節 曲穢濁三業

又經の中に説く、『業に三種有り。謂はく、曲穢濁なり』と。其の相は云何ぞ。頌に曰はく、
 1011 曲と穢と濁との業は、

1012 詔と瞋と貪とに依つて生ずと説く。

論じて曰はく、身語意の三に各三種有り。謂はく、曲と穢と濁にして、其の次第の如く、應に知るべし、詔と瞋と貪とに依りて生ずる所なり。謂はく、詔に依りて生ずる身語意業を名けて曲業と爲す。詔は曲の類の故に。實の曲は、謂はく、見なり。故に契經に言はく、『實の曲とは何ぞ。謂はく諸の悪見なり』と。詔は是れ彼の類なるが故に、曲の名を得。詔より生ずる所の身語意業は、曲を因と爲すが故に、果は因の名を得。是の故に世尊、彼れを説いて曲と爲す。若し瞋に依つて生ずる身語意業を名けて穢業と爲す。瞋は穢の類なるが故に。瞋を穢者と名く。謂はく、瞋現前するとき、熱鐵丸の如し。投ぜらるゝ處に隨つて、便ち能く自他の身心を燒害す。諸の煩惱の中、過最も重しと爲す。故に薄伽梵は重くして、穢の名を立つ。是れ諸穢の中の極穢なるが故なり。瞋より生ずる所の身語意業は穢を因と爲すが故に、果は因の名を受く。是の故に世尊彼れを説いて穢と爲す。若し貪より生ずる身語意業を名けて濁業と爲す。貪は濁の類なるが故に、貪を濁者と名く。謂はく、貪現前する時、染著の所縁は是れ染の性なるが故に。彼れ従り生ずる等、前に准じて應に釋すべし。

又眞直の道とは、謂はく、八聖道なり。能く彼れの生を障ゆる三業を曲と名く。眞實無病は、謂はく、永涅槃なり。彼れを證する因を障ゆる三業を穢と名く。外道の見に依りて、佛教の中に於て淨信心を障ゆる不信を濁と名く。能く淨信心を擾濁するを以ての故に。彼れより起る所の三業を濁と名く。又斷常に墮し、處中の行に違す。彼れより起る所の身語意業は直道の義に違するが故に曲の名を立つ。損減の見に由つて起る所の諸業は能く淨法を穢すが故に、穢の名を立つ。穢の名は必

【1011】 曲 Kamñhya 穢 Doga

濁 Kosāya

【1012】 詔 Sañhaya 瞋 Dyoga 貪

Rāga

此の業因に由つて、當來の世に於て、異類の大種の異熟を感得し、彼の勢力に由つて心をして發狂せしむ。此の心狂の體は異熟に非ず、善惡の心等皆狂すべきに由るが故に。斯れに由つて但、業の異熟の生と説く。謂はく、惡業の因、不平等の異熟の大種を感じ、此の大種に依つて、心便ち失念すべきが故に説いて狂と爲す。

是くの如き心狂を心亂に對し、應に四句を作るべし。謂はく、心狂にして心亂に非ざるあり。乃至廣説。狂にして亂に非ずとは、謂はく、諸の狂者の不染汚心なり。亂にして狂に非ずとは、謂はく、不狂者の諸の染汚心なり。狂にして亦亂なりとは、謂はく、諸の狂者の諸の染汚心なり。狂亂に非ずとは、謂はく、不狂者の不染汚心なり。有情の心狂は但、此れに由ると爲んや。

更に四種に由る。其の四とは何ぞ。一には驚怖に由る。謂はく、非人等怖るべき形を現はして來つて相逼迫す。有情見已りて遂に心狂を致す。二には傷害に由る、謂はく、事業にて非人等を惱すに由りて、彼れの瞋に由るが故に、其の支節を傷つけ、遂に心狂を致す。有情の身中別の支節あり。若し打觸せらるれば、心即ち狂を發す。三には乖違に由る。謂はく、身内の風熱痰の界互に相違反し、大種乖適するに由るが故に心狂を致す。四には愁憂に由る。謂はく、親愛を喪失する等の事に因つて愁毒纏懷し、心遂に狂を發す。婆私等の如し。

何の有情類に此の心狂有るや、北俱盧を除き、所餘の欲界の諸の有情類に心狂有るべし。謂はく、欲天にして心猶狂する者有り。況んや、人と惡趣と心狂を離るゝを得んや。地獄は常に狂す。衆苦逼るが故なり。

欲界の諸聖は、唯諸佛を除きて、大種乖適するとき心狂有る容し。一切の如來の心には狂亂無し。漸に捨命すること無く、音聲を破すること無し。亦髮白面皺等の事なし。極めて淳淨の妙業の所生なるを以てなり。

【100】心亂 (Citta-vikṣipā.)。

【101】婆私 (Vasīṣṭhi, Vasīṣṭhi)。六子を失うて狂す。Theerig. 133—8偈註。婆沙論八三 (大正二七・四二九中)。

頌に曰はく、

諸の善の無尋の業は、

悪は唯身受を感ず。

唯心受を感ずと許す。

是れ受を感ずる業の異なり。

論じて曰はく、善の無尋の業とは、謂はく、中定より乃至有頂までの所有の善業なり。中に於て能く、受の異熟を招くは、應に知るべし。但、心受をのみ感じて身(受)に非ず。彼の地に於ては身受なきが故に。身受は必定して尋と相應す。無尋の業は有尋の果を感ずるに非ず。

諸の不善の業の能く受を感ずるものは、應に知るべし。但、身受をのみ感じて心(受)に非ず。不善の因は苦受を果と爲すも、意地の苦受を憂と名け、憂受は必ず異熟果の攝に非ざるを以ての故に、不善業は唯身受をのみ感ず。

第六節 心狂業

若し、憂根は定んで異熟に非ずと執すれば、諸の有情の類の發すところの心狂は、何の識の中に在りて、何の因の感ずる所ぞ。何の處に依つて非異熟を起すや。頌に曰はく、

心狂は唯意識なり。

業の異熟に由つて生ず。

及び怖と害と違と憂とに由る。

北洲を除きて欲に在り。

論じて曰はく、有情の心狂は唯意識に在り。若し五識に在りては心狂なし。五識身は分別無きを以ての故に。何の因て由るが故に、有情は心狂するや。諸の有情の業の異熟に由つて起る。何等の業の異熟に由つて起るや。謂はく、彼れ藥物呪術を用ひて、他の心を狂せしめ、或は復、他をして欲するに非ざる若しは毒若しは酒を飲ましめ、或は威嚴を現じて禽獸等を怖れしめ、或は猛火を放つて山澤を焚燒し、或は坑穿を作つて衆生を陷墜し、或は餘の事業にて、他をして失念せしむ。

【九四】 中間定より有頂までの善の無尋業は唯心受をのみ感じ、その他の不善業は唯身受のみを感ず。

【九五】 心と俱なる苦受の意味なり。憂(Daṁṭṭamāsaṅga, Do=manassa)。

【九六】 憂は異熟に非ず。順正理論九(毘曇部二十七・二一三) 俱舍論三

【九七】 心狂(Īttakappa, Citta=Ihe, a)。

【九八】 以下心狂の五因を出す。

一、業の異熟より起る、
二、非人等の驚怖より起る、
三、非人等の傷害に依りて起る、
四、四大の乖違に依りて起る、
五、慾愛に依りて起る、

【九九】 業の異熟に由りて起る、
Kammavipakāya

の相續を抜き、一切の有情を緣じて境と爲し、起す所の無邊の増上の意樂、無諍の功德積集して身に熏する有り。此れより出づる時、彼の心の相續、一切世間の定心と及び不定心の勝伏する所と爲らず。是れ福非福の近果の勝田なり。

三には、慈定まじより出でたるもの。謂はく、此の定の中には、無量の有情を緣じて境となし、利益安樂の増上の意樂積集して身に熏する有り。此定を出づる時、有爲の無量の最勝の功德に熏習せらるゝ身相續して轉じ、能く勝業を生ず。

四には見道より出でたるもの。謂はく、此の道の中には、能く一分の無始流轉の超ゆる能はざる所の三界の輪廻の生死の根本を超ゆ。此の道より出でて、勝淨の身の相續有りて生じ、能く勝業を生ず。

五には修道より出でたるもの、謂はく、此の道の中には、能く一分の生死の根本を超ゆ。餘は前に説くが如し。是くの如き五より、初めて出づる位の中には、前に修むる所の勝功德の勢に乗じて、心猶反つて顧みて、専ら念じて捨てず。諸根寂靜にして特に常と異なる。世と出世間との不定の福の、能く勝伏して彼れを映奪する者なし。故に此の五を説いて功德田と名く。若し中に於て損益の業を爲ること有らば、此の業は必定して能く即果を招く。若し餘定餘果より出づる時は、前に修する所、定んで殊勝に非ずして、修所斷の惑は未だ畢竟して盡きざるに由るが故に、彼の相續は勝福田に非ず。

第五節 心受業と身受業

九一 異熟果の中には、受を最も勝と爲す。今應に思擇すべし。諸の業の中に於て、頗しや唯九二、心受の異熟をのみ招くもの、或は九三、身受をのみ招きて、心受到非ざるもの有るか。亦有り。云何ぞ。

【九二】 慈定 (Maitri-Samapatti)。一切の衆生に對し、慈悲の心に住する定なり。

【九一】 異熟果にはいろいろのものあれども、その中最も重要なものは受なるが故に、その果の心受と身受とに就いて述ぶ。

【九二】 心受 (Oalaskhi Vedana)。
【九三】 身受 (Kayidi Vedana)。

るとは、^{八七}黃門有り、諸の牛の黃門の事を救脱せるが故に、彼れ須臾の頃、轉じて丈夫と作れりと聞く。此れ等の傳聞の事も亦一に非ず。或は餘業有りて亦現果を得。謂はく、此の地に生じて、永く此の地の染を離るゝとき、此の地の中の諸の善不善業を必ず應に現に受くべし。重ねて生ぜざるが故に。阿羅漢と及び不還果の如し。未だ染を離れざる時、已に彼の業を造る。今染を離るゝが故に、現法受と成る。彼れは是れ何の業ぞ。謂はく、異熟定なり。應に知るべし。此の中、説く所の業とは、是れ異熟は定まりて、時は定まるに非ざる業なり。若し餘位の順定受業有らば、彼れは必定して永く染を離るゝ義なし。必ず餘位に於て異熟果を受く。若し異熟に於て亦不定あらば永く染を離るゝが故に、異熟を受けず。諸の不還果と及び阿羅漢は、欲と三界とに於て、設ひ退して染を起すも、必ず下に生ぜず。定んで涅槃するが故なり。異熟定の業は皆現受を成ず。餘は所應に隨つて、此れに類して當に説くべし。

第七項 現生に造りて現生にを果を報する業

^{八八}何の田に起す業が、定んで即ち受くるや。頌に曰はく、

佛を上首とする僧と、

及び滅定と無諍と、

慈と見と修との道より出づるものとに於て、 損益する業は即ち受く。

論じて曰はく、是くの如き類の功德田の中に於て、善惡の業を爲るときは、定んで即ち果を受く。功德田とは、謂はく、佛を上首とする僧なり。補特伽羅に約せば、差別に五有り。一には滅定より出でたるもの、謂はく、此の定中には、心の寂靜を得。此の定は寂靜なること、涅槃に似たるが故に。若し定より初めて心を起す時は、涅槃に入りて還復出づる者の如し。勝れたる靜の功德、其の身を莊嚴し、懇淨の心の生長する依處と爲る。

二には、^{八九}無諍より出でたるもの、謂はく、此の定の中には、已に能く永く、一切の煩惱の災患

【六七】黃門 (Kāṅḍaka)。とは去勢されたものことなるが、或る黃門が五百牛の去勢されんとするを憐れみ、財を以て救ひ、その功德業にて男身に復す。婆沙論百十四(大正二七・五九三上)。

【八八】この段は佛を上首とする僧伽。更にこれを人に、就いて云へば

一、滅盡定より出でし比丘。
二、無諍定より出でし比丘。
三、慈定より出でし比丘。
四、見道より出でし比丘。
五、修道より出でし比丘。
以上の五に對し損益する業は即時に果あることを述ぶ。

【八九】無諍 (Araṇa-samipatti)。一切の諍を離れたる境地の意味なり。須菩提 (Subhūti) は無諍第一と呼はる。

此れに由りて、別に順中有受業を説かず。即ち順生等の業の所引なるが故なり。類同分とは、謂はく、人等の類にして、趣に非ず、生に非ず、趣生に約すれば中有と生有と、同分異なるを以ての故に。

第五項 定受業の相

^{八五} 諸の定受業は其の相如何ぞ。頌に曰はく、

重惑と淨心とに由るものと、

及び是れ恒に造る所なると、

功德因に於て起すと、

父母を害するとの業は定なり。

論じて曰はく、若し所造の業にして、重煩惱、或は淳淨の心に由るもの、或は常に作る所のもの、或は増上の功德田に於て起すもの（は定業）なり。功德田とは、謂はく、佛・法・僧、或は増上の補特伽羅なり。謂はく、世出世の勝徳を證りたるものなり。此の田所に於ては、重惑及び淳淨の心無く、亦常に行するに非ずと雖も、若しは善、不善、起す所の諸業（は定業）なり。或は父母に於て、説し、下纏を起し、損害の事を行ふ。是くの如き一切は皆定業の攝なり。有餘師は説く、「若し猛利の意業を以て造る所、或は有るは、造り已りて歡喜の心を起し、或は一切の時、數々申習し、或は勝願の力、事の力にて起す所の業は皆決定なり」と。

第六項 順現報受の業

^{八六} 現報果の業は其の相云何ぞ。頌に曰はく、

田と意樂の勝れるに由ると、

及び定んで異熟を招きて、

永離を得する地の業とは、

定んで現法の果を招く。

論じて曰はく、田の勝れたるに由るとは、苾芻有り、僧衆の中に於て、女人の語を作し、彼れ須臾の頃、轉じて女人と作れりと聞く。此れ等は傳聞するに、その類に非ず。意樂の勝れたるに由

【八五】此の段は定業の相を明す。偏に、

一、重煩惱又は淳淨心に依りてなす業。

二、常に習慣的になす業。

三、勝境の功德因になす業。

四、父母を害する業。

以上の業は定業即ち異熟の定なる業となすと説くなり。

【八六】この段は順現報受業の相を述ぶ。

一、殊勝の田になす業。

二、意樂の勝れたる業。

三、異熟定まりて時の不定なりしものが、その業の所繋の地の惑を斷じて再びその地に生ずることなきとき、

この三つの場合に現在の果報を受く。

不退の性を堅と名く。彼れは離染地に於て、若し異生の類ならば、順生受を除いて、餘の三を造るべく、聖者ならば雙べて、順生と後受とを除いて餘の二を造るべし。異生の不退は、若し彼の染を離るれば、彼の無間に於て受生すべきことなし。故に彼れは應に順生受業を除くべし。上界に於て没して必ず還下に生ずるが故に、彼の順後受業を造る容し。聖者の不退は、若し彼の染を離るれば、必ず彼に於て生を更ふること有るべきことなし。故に彼れは雙べて順生と順後とを除く。所生の地に隨つて順現受を造る容し。不定業を造ることは一切處に遮することなし。

然るに 諸の聖者の、若し欲界と及び有頂處に於て、已に離染を得したるものは、退墮有りと雖も而も亦順生と(順)後業を造らず。彼れより退する者は、必ず果を退するが故に、諸の退果し已れる者は、必ず命終せず、還本果を得ればなり。

第四項 特に中有の造業に就て

中有に住する位にも亦業を造るや。亦造る。云何ぞ。頌に曰はく、

欲の中有にては、

能く二十二種の業を造る。

皆順現受に攝す、

類の同分一なるが故に。

論じて曰はく、欲界の中に於て、中有の位に住するものは、能く二十二の業を造るもの有る容し。謂はく、中有の位と、及び處胎の中と出胎以後各々五位あり。胎中の五位とは、一に 羯刺藍、二に 頰部曇、三に 閉尸、四に 鍵南、五に 鉢羅奢佉なり。胎外の五とは、一に 嬰孩、二に 童子、三に 少年、四に 中年、五に 老年なり。此の十一位は一生の攝する所なり。中有の位に住しては能く中有の定不定業を造り、乃至、老時の(定不定の)二業を造る、應に知るべし、亦爾なり。當に知るべし。是くの如く中有の造る所の十一種の定業は皆順現受の攝なり。類同分に差別なきに由るが故なり。謂はく、此の中有の位と、自類の十位と一の衆同分にして、一業の引くところなるが故なり。

【六】 不退性 (Aparitighāthi-
arua) の者を堅 (Sthira) と名
く。この種類の者が阿羅漢と
なれば不退性の阿羅漢となる。

【七】 欲界の染を離れたる不
還果の聖者と有頂の染を離れ
たる阿羅漢とは退墮しても命
終せざる中に必ず回復するが
故に順生と順後次業を造らず。

【七六】 この段は中有に於て業
を造るか否かに就いて述ぶ。

【七五】 羯刺藍 (Kamhi)。

【八〇】 頰部曇 (Arbuda)。

【八一】 閉尸 (Pisī)。

【八二】 鍵南 (Channa)。

【八三】 鉢羅奢佉 (Prasakta)。

【八四】 類同分 (Ekantikāya sa-
bhāva)。一類の衆同分の義な
り。

此に説く所の業の差別の中に於て、頌に曰はく、

四は善なり。俱に作る容し。

諸處に四種を作る。

堅は離染地に於てす。

聖は生と後とを造らず。

同分を引くは唯三なり。

地獄の善は現を除く。

異生は生を造らず。

並に欲と有頂との退なり。

論じて曰はく、此の中、唯順樂等の業は現等に於て、時に定と不定とあることを顯はす。經に説く所の順現受等の四業を釋する相殊なるが故に、定業中分つて三種と爲し、並びに不定業を合せて四と爲す。是の説を善と爲す。理として必ず、異熟の不定にして、時分の定まれる業有ること無し。時定は唯是れ異熟の定まれる中の位の差別なるが故なり。異熟を離れて別の時體有るに非ず。如何んが時定まりて異熟(定まる)に非ざるや。此の中但、異熟の定まれる業の果を得る位の差別に依つて、順現等を別立するが故に。

頗し七三 四業は俱時に作ること有りや、有る容し。如何ぞ七四。三使を遣はし已つて、自ら邪欲を行するときは俱時に究竟す。

順現受等四種の業の中、幾くの業か能く衆同分を引くこと有りや。唯三能く引く。順現業を除く。順現業は必ず先きの業の引く所の同分に依つて、起ることを得るが故に。即ち現生に於て必ず與果するが故に。

第三項 三界五趣の造業

何れの界、何れの趣は、能く幾くの業を造るや。諸界諸趣には、或は善、或は惡、其の所應に隨つて皆四を造るべし。總じて開せば是くの如し。若し別に就いて遮せば、榛落迦中、善に順現を除く。愛果なきが故に。餘は皆造ることを得。

八種の業となる。

順現受業 一、時定異熟不定 二、時定異熟定

順生受業 三、時定異熟不定 四、時定異熟定

順後次受業 五、時定異熟不定 六、時定異熟定

順不定業 七、時不定異熟定 八、時不定異熟不定

【七二】以上説くが如く、業の種類に就いて種種の說有る中、四業説を取ることを明し、その四業の作り方を述ぶ。

【七三】俱舍 十五、十六右、

【七四】殺生、偷盜、妄語の三を犯すために使を遣はし。それらを犯さしめて、自ら邪愆を行ずる場合は、その一は順現受業、その二は順生受業等と四業を同一時に造る。

【七五】この四業と三界五道との關係を述ぶ。

名く。順苦と非二と、理亦應に然るべし。

第四節 三時業

第一項 四業、五業、八業

是く^{六六}の如き三業に定と不定とあり。其の相は如何ぞ。頌に曰はく、

此に定と不定とあり。

定は三、順現等なり。

或は業に五有りと説く。

餘師は四句を説く。

論じて曰はく、此の上に説く所の順樂受等は、應に知るべし。各々定と不定との異あり。定受に非ざるが故に不定の名を立つ。謂はく、順樂受は必定に熟するに非ず。若し熟すれば、必ず應に樂の異熟を受くべし。順餘二業説くこと亦是くの如し。

定に^{六七}復三有り。一には順現法受、二には順次生受、三には順後次受なり。此の三の定業は定んで異熟を感ず。並びに前の不定と、總じて四種と成る。或は有るは不定受業をして復二種あらしめんと欲す。謂はく、異熟に於て定と不定と有り。並びに定業の三と合して五種と成る。

^{六八}譬喩者は説く、「業に四句有り、一には業有り、時分に於て定まるも、異熟定らず。謂はく、順現等の三の定んで異熟を得するに非ず。二には^{七〇}業有り、異熟に於て定なるも時分不定なり。謂はく、不定業の定んで異熟を得するものなり。三には業有り、二に於て俱に定まる。謂はく、順現等の定んで異熟を得するものなり。四には業有り、二に於て俱に不定なり。謂はく、不定業の定んで異熟を得するに非ざるものなり」と。彼れは諸業は總じて八種を成すと説く。謂はく、順現受に定と不定と有り、乃至、不定にも亦二種有り。

第二項 四業の差別

【六三】 中阿含一五經思經(大正一・四三七中)。

【六四】 現前順受(Samankhī bhava-Vedanīyaka)。その時

現前してゐる受、他の受はこの時このために働き得ず。

【六五】 中阿含九七經大因經(大正一・五八一上)。

【六六】 この段は業の異熟を感ずる時に約して種類を分つ。

【六七】 中阿含一一經鹽喩經(大正一・四三三中)、苦果現報之報と地獄之報を分つ。

A. II. p. I III. p. 99 には: Di-
tīhadhammikavajja 順現受

罪と
Sannaparyāyikavajja 順生受罪とを分つ。

【六八】 俱舍論十五・十五左に出づ。

【六九】 順現、順生、順次生の時は定まるも、如何なる異熟果を受くるかは不定にて、他の縁を待つて始めて定まるもの。

【七〇】 上と反對の場合なり。

【七一】 上の四句分別に依りて

に示すべからず。而も總じて言ふべし。諸の善業の中に於て、或は一類の能く樂受と及び受の資糧を感ずる有り。或は一類の能く非二を感ずる有り。應に知るべし。此の業の能く樂受を益するを順樂受と名く。順馬處五三の如し。或は復此の業の能く樂を受くるを順樂受と名く。順浴散五四の如し。順餘受の業も應に知るべし。亦然なり。

此の業は唯、受の異熟を感ずるのみに非ず。如何が總じて順樂受業の名を得するや。諸業を因と爲し、感ずる所の異熟は皆受に似、受の名を得するが故なり。所以者何ぞ。彼れは皆受の如く、身の益と損と平等と爲るが故に。水火等の樹枝等に於て益と爲り損と爲り、(平)等と爲る義成するが如し。

又五五順受は多し。略して説くに五有り。一には五五自性順受、謂はく、諸の受の體なり五七契經に説くが如し。『樂受を受くる時、如實に樂受を受くと了知す。乃至廣説』と。二には五八相應順受。謂はく、一切の觸なり五九契經に言ふが如し。『順樂受の觸、乃至廣説』三には六〇所緣順受。謂はく、一切の境なり六一契經に言ふが如し。『眼、色を見已りて、唯色を受け色貪を受けず、乃至廣説』と。色等は是れ受の所緣なるに由るが故なり。四に六二異熟順受。謂はく、異熟を感ずる業なり六三契經に説くが如し。『順樂受業、乃至廣説』と。五に六四現前順受。謂はく、現行の受なり六五契經に説くが如し。『樂受を受くる時、二受便ち滅す。乃至廣説』と。此の樂受の現在前する時、餘の受有りて、能く此の樂受を受くるに非ず。但、樂受の自體の現前するに據つて、即ち説いて名けて樂受を受くと爲す。所順受多種あるに由るが故に、業の異熟は皆是れ受に非ずと雖も、而も總じて順樂受業の名を立つべし。謂はく、諸の善業を因と爲して感ずる所の色と不相應とは、能く所緣と爲つて、樂受を生ずるが故に。是れ諸の樂受の領納する所なるが故に。可愛の異熟は順樂受の故に、亦樂受と名く。此の善業に由りて、招く所の諸果は樂受に非ずと雖も、順樂受の故に、彼れを招く業を順樂受業と

【五三】順馬處 (Kavyasthana)。馬の爲めになる場處の意味なるべし、その業が樂受のためになる故に順樂受と名くるに喩ふ。

【五四】順浴散 (Shāyita-Kaśāya)。沐浴の時の洗粉なり。此の洗粉の能く浴に順ふが故に順浴散と名くるが如く能く樂を受くる業を順樂受と名く。

【五一】順受 (Vedanīyaka)。

【五六】自性順受 (Svabhāva-Vedanīyaka)。其れ自身感受せらるべきもの意なり。

【五七】雜阿含十二・八(大正二・八二上)。

【五八】相應順受 (Samprayukta-Vedanīyaka)。受到相應するが故に感受せらるるものにて觸のことなり。

【五九】雜阿含十二・八(大正二・八二上)。

【六〇】所緣順受 (Ālambana-Vedanīyaka)。所緣なるが故に、感受せらるるもの、即ち所緣の境なり。

【六一】雜阿含十三・一〇(大正二・九〇下)。

【六二】異熟順受 (Vipāka-Verdanīyaka)。異熟を感ずる業を

又經の中に、業に三種有りと言く。順樂受等なり。其の相は云何ぞ。頌に曰はく、
 順樂と苦と非二となり。

諸の不善は順苦なり。

餘の説かく、下にも亦有り。

又此の三業は非前後に、

順受に總じて五有り、

及び所縁と異熟と、

現前と差別するが故なり。

論じて曰はく、諸の善業の中、始め欲界より、第三靜慮に至るまでを順樂受業と名く。諸の樂受は唯四七此に至るのみなるを以ての故なり。諸の不善業を順苦受業と名く。第四靜慮及び無色の善業を説いて名けて順不苦不樂受と爲す。此の上都て苦樂の受無きが故に。此の諸の業は唯受の果のみ感ずるに非ず。應に知るべし。亦彼の受の資糧をも感ず。受及び資糧を、此の中には受と名く。所化の欲に隨つて總じて受の名を立つるなり。

下の諸地の中、亦四八順非二業有りと許すと爲んや。決定して無と爲んや。有餘師の言はく、「下地にも亦順非二業有り、定の中間に既に苦樂なし。應に業無かるべきを以ての故に」と。

又「更に證有り。謂はく、本論に説く、「頗四九し三業の非前非後にして、異熟を受くるもの有りや。

曰はく、有り。謂はく、順樂受業の色と順苦受業の心心所法と、順不苦不樂受業の心不相應行と、乃至廣説」と。此れに由りて、下地にも亦順非二の業有ることを證知す。欲界を離れて、此の三業の俱時に熟すること有るに非ざるが故に」と。此れも俱に定證に非ず。然も下地の中に於て、理として定んで順非二業有るべし。五〇順正理に廣く辯するが如し。應に知るべし。

五一此の業は善と爲んや、不善と爲んや。有るが是の語を作さく、「是れは善にして、劣五二なり」と。又別

【四七】 順樂受業 Suddha-Vedānīya-Kamma
 順苦受業 Dukkha-vedānīya-Kamma
 順不苦不樂受業 Adhukh. suk=In-Vedānīya-Kamma

【四七】 此の第三靜慮を指す。

【四八】 順非二業と順不苦不樂受業のことなり。

【四九】 發智論十一(大正二六・九七四下)。

【五〇】 順正理論四〇(大正二九・五六八中下)。

【五一】 第二定以下の捨受業の性を明す。

【五二】 第三定以下に於ては勝善業は樂受を感ず。故に捨受を感ずる善業は勝に非ず。

名く。

「豈^{四二}、世尊は下の三定皆有動なりと説かずや」。聖は此の中、尋伺喜樂の受有るを動と説くが故に。下の三定は尋伺等有りて、災患未だ息まざるに由るが故に動の名を立つ。^{四三}不動經の中には、能く不動の異熟を感得するに據りて、説いて不動と名く。

如何にして有動の定が無動の異熟を招くや。^{四四}此の定の中には災患の動有りと雖も、而も業を果に對するに、欲界の動轉有るが如きに非ざるが故に、不動の名を立つ。謂はく、欲界の中には、餘の趣、處の滿業も、別縁の力に由りて、異なれる趣・處に受くべし。或は業有りて能く、外内の財位・形量・色力・樂等を感じるもの、天等の中に於て、此の業應に熟すべきに、別縁の力に引轉せらるゝに由るが故に、人等の中に於て、此の業便ち熟するを以てなり。色無色界には、餘の地處の業の轉じて異の地處に受けしむべきことなし。業果の處所、改動無きが故に、等しく地の攝を引き、散動無きが故に、是くの如き義に依つて不動の名を立つ。應に知るべし。此の中、因果の相屬に於て、愚なるに由るが故に非福業を造る。非福業は純ら染汚なるを以ての故に、要す、龜重の相續の無明に依る。此の無明の現在前する位に、因果の相續を解信すること能はざるに由つて、是の故に諸の非福行を發起す。眞實の義に愚なるに由るが故に、福及び不動行を造る。眞實の義とは、謂はく、四聖諦なり。若し彼れに於て愚なる諸の異生類は、善心の位に於て亦間起することを得。此の勢力に由つて、三界に於て、如實に其の性皆苦なりと知らず、福と不動行を起して、後有の因と爲さしむ。若し既に諦を見れば則ち是の事無し。先きの行の力に乗じて、漸やく染を離るゝ時、次の如く、欲と色と無色とに生ずることを得。

第三節 順樂受等の三業

【四二】 中阿含一九二經迦樓陀夷經（大正一・七四三中）、第三禪までを移動 *saṅgāha* と説く。

【四三】 中阿含七五經淨不動經（大正一・五四二中）。

【四四】 欲界の業を趣處を定むる引業と、その處にて種々の境界を受ける滿業と大體定まり居るも、散地の故に強き善心惡心起れば、その力にて趣處も改變し易きも、上界にてはこのことなきが故に不動業といふ。

【四五】 或る趣處（これは引業の引くところ）にて受くる滿業を他の趣處にて受くることとなる。

とを得るも、無色を以ての故に、必ず現起せず。無漏の上生は下を成ずることを得るが故なり。

第二章 經所説の諸業

第一節 三性の業

^{三六} 已に諸業の性相の不同を辯ぜり。當に經中標する所の諸業を釋すべし。且らく、^{三七} 經の中に業に三種有り三九と説く。善・惡・無記なり。其の相云何ぞ。頌に曰はく。

安と不安と非との業を、

善と惡と無記と名く。

論じて曰はく、諸の ^{三九} 安穩の業を説いて名けて善と爲す。能く ^{四〇} 可愛の異熟と涅槃とを得し、暫と永との二時に衆苦を濟ふが故に。不安穩の業を名けて不善と爲す。此れに由りて能く非愛の異熟を招き、極めて能く涅槃に越くを遮止するが故に。前の二業に非ざるに無記の名を立つ。記して善不善と爲すべからざるが故に。是れ安隱不安隱に非ざる義なり。

第二節 福等の三業

又 ^{四一} 經中に業に三種有りと説く。福非福等なり。その相は如何ぞ。頌に曰はく。

福と非福と不動となり。

欲の善業を福と名け、

不善を非福と名く、

上界の善は不同なり。

自地の處所に約するに、

果業動無きが故なり。

論じて曰はく、欲界の善業を説いて名けて福と爲す。非福と相違し、愛果を招くが故に。諸の不善の業を説いて非福と名く。非愛の果を招き、福業と違するが故に。上の二界の善を説いて不動と

【三六】この段以下經典中に説く所の業の種種相を出す。

【三七】雜阿含十八・(大正二・一二六以下)善惡無記業。

【三八】善業 Kusala-Kamma, Kusala-Kamma

惡業 Akusala-Kamma, Akusala-Kamma

無記業 Avyakata-Kamma, Avyakata-Kamma

【三九】安隱(Kesma, Khema)° yākaṇa-kamma

【四〇】可愛の異熟 (Iṣṭa-Vipāka, Iṣṭa-Vipāka.)

【四一】中阿含一一一經達梵行經(大正一・六〇〇上)、有福處、無福處、不動處を出す。

中阿含一三八經福經(大正一・六四五下)、福と非福とを出す。

福行 Puṇyābhisaṅkāra, Puṇyābhisaṅkāra

非福行 Apuṇyābhisaṅkāra, Apuṇyābhisaṅkāra

不動行 Anāṅgabhisaṅkāra, Anāṅgabhisaṅkāra

不動行 Anāṅgabhisaṅkāra, Anāṅgabhisaṅkāra

欲の非色の善を捨するは、
對治道の生ずるに由りて、

根斷と上生とに由る。
諸の非色の染を捨す。

論じて曰はく、欲界の一切の非色の善法の捨は二縁に由る。一には善根を斷ず、二には上界に生ず。應に言ふべし。少分は亦染を離れて捨す。憂根等の非色の善法の如し。三界の一切の非色の染法の捨は一縁に由る。謂はく、治道を起す。若し此の品類の能斷の道生ずれば、此の品中の惑と及び同伴とを捨す。

第十九節 三界五趣の有情と善惡律儀の成就

何の有情に善惡の律儀有るや、頌に曰はく、

惡戒は人なり。北と、

二の黃門と二形とを除く。

律儀は亦天にあり、

唯人にのみ三種を具す。

欲の天と色界とに生じては、

靜慮律儀有り。

無漏には無色を并す。

中定と無想とを除く。

論じて曰はく、唯人趣に於てのみ不律儀有り。然も北洲を除き、唯三方に有り。三方の内に於ても、復、扇搗三四と半擇迦三五と、二形を具する者とを除く。律儀も亦然なり。謂はく、人中に於て、前に除ける所を除く。並に天にも亦有り。故に二趣に於て律儀有るべし。然も唯人中のみ具さに三種有り。謂はく、別解脱と靜慮と無漏となり。若し欲の天に生ずると、及び色界に生ずるとは、皆靜慮律儀有ることを得容し。然も無想天は但成就たす容し。無色界に生ずるは、彼れは俱に有に非ず。無漏の律儀は亦無色にも有り。謂はく、若し生れて欲界天の中に在ると、及び色界の中に生ずるとは、中定と無想とを除きて、皆無漏の律儀有ることを得容し。無色の中に生じては、唯成就するこ

【三三】この段は三界五趣の有情の中、誰が善惡の律儀を得するかを明す。

【三四】扇搗 (Sundhāḥ)。生來不男。

【三五】半擇迦 (Paṇḍikāḥ)。黃門。

中を捨するは受と勢と、

作と事と壽と根との斷するに由る。

論じて曰はく、處中の無表は捨すること六緣に由る。一には受心の斷壞するに由るが故に捨す。謂はく、先に「恒に某時に於て、制多（Mūḍha）を敬禮し及び讚頌す等」と誓受す。今是の念を作す、「後更に爲さず」と。彼の阿世耶茲れより便ち息む。彼れの本の意樂を棄捨するに由るが故に。或は復別に作す勢用増強にして、先の現行と相違す。事業の本の意樂息み、無表便ち斷す。二には、^三勢力の斷壞するに由るが故に捨す。謂はく、淨信と煩惱の勢力に由りて引かるゝ無表は、彼の二の限勢の、若し斷壞する時は無表便ち捨す。放つ所の箭及び陶家輪の如し。故に軌範師は是くの如き説を作す。「等起の力の引發する所に由るが故に、加行と及び阿世耶を捨すと雖も、無表は或は盡壽隨轉し、乃至極めて猛利なる纏を發起し容し。禽獸を捶撃するも、應に知るべし亦爾なり。或は先に限を立て、爾所（そこ）の時を限つて、今限勢過ぎて、無表便ち斷す」と。三には作業の斷壞するに由るが故に捨す。謂はく、根本の受心を捨せずと雖も、然も更に所受の作業を爲さず。唯妄念にして作さざるものを除く。此の無表は加行を期して生ずるを以て、加行を絶する時、無表便ち捨す。四には事物の斷壞するに由るが故に捨す。謂はく、捨施する所の制多園林、及び施爲する所の置網（シヤモウ）等の事なり。本、彼の事に由つて無表を引いて生ず。彼の事壞する時、無表便ち捨す。五には壽命の斷壞するに由るが故に捨す。謂はく、所依止に轉易あるが故に。六には依の根の斷壞するに由るが故に捨す。謂はく、加行を起して善惡を斷する時、各々彼の根の引く所の無表を捨す。善を斷じ、靜慮を得する時に至つて方に捨するに非ず。處中の善惡の無表は羸劣なるを以ての故に、加行を起す時便ち處中の善惡の無表を捨す。言ふ所の根とは善惡根に通ず。説く所の斷とは是れ加行を斷するなり。

第五項 非色の捨

欲の非色の善、及び餘の一切の非色の染法は捨すること復云何ぞ。頌に曰はく、

【二〇】 制多（Cātva, Cātva）。
支提とも音寫す。羸弱なり。

【三】 淨信と煩惱との勢力なり。即ち重行に依りて得したる無表はその勢力止むと共に失す。

【三】 この段は非色の善と染、即ち無表色に非ざる欲界の生得善と聞思慧の加行善と三界の見修所斷の煩惱等の染行法の捨の場合を明す。

捨す。煖等及び退分定を此に攝せんが爲めの故に復等の言を説く。色の善を捨するは、地を易ふる
と退と、及び離染に由るが如く、^{三三}三無色も亦爾なり。無漏の善を捨するは二種の縁に由る。一には
^{三五}得果に由り。總じて前の道を捨す。二には、^{三六}退失に由りて諸の勝道を捨す。此れは或は是れ果、
或は勝果の攝なり。我れは此の中に於て應に少しく分別すべし。若し見道及び道類智を捨するは、
當に知るべし、但、得果に由りて退に非ず。道類智果の攝なり。亦必ず退無きが故に。所練の根を
退するは亦退の義有り、若し不動法無學と俱なる無所餘の無漏は二種を具すべし。

第三項 不律儀の捨

^{三七}是くの如くに已に諸の律儀を捨するを説きつ。不律儀は云何が捨するや。頌に曰はく、
惡戒を捨することは死と、
得戒と二形生とに由る。

論じて曰はく、諸の不律儀は三縁に由りて捨す。一には死に由りて所依を捨するが故に、衆同分
の力律儀を得するが故に。二には得戒に由る。謂はく、若し別解律儀を受得し、或は靜慮律儀を獲
得するに由りて、惡戒便ち捨す。對治の力勝つて不律儀を捨す。三には、^{三八}相續に二形俱起するに由
る。爾の時に於て所依變するを以ての故に。

不律儀の者、近住戒を受けて、夜盡の位に至り、律儀を捨する時、不律儀を得すと爲んや。處中
の者と名くと爲んや。有餘師は説く、「不律儀を得ず。惡阿世耶永く捨するに非ざるが故に。熱鐵を
停むるに。赤滅して青生するが如し」と。有餘師は言はく、若し更に作さざれば、彼れをして不律
儀を得せしむる緣無し。不律儀は表に依つて得するを以ての故に」と。前説理に應ず。先に戒を受
くる時、惡阿世耶永く捨するに非ざるが故に。前の表業に依つて惡戒還起るなり。

第四項 處中の無表の捨

^{三九}處中の無表は捨すること復云何ぞ。頌に曰はく、

- 【三】 無色界の善を捨するも、
上の靜慮を退する場合と同じ
く、易地と退と離染に依る。
【四】 無漏の善、即ち無漏の
律儀を捨するも得果と練根と
退失の三因に依る。但し正理
は得果と練根と同一つものと
見て、今二因となすなり。
【五】 第二果を得する時には、
第二果の向道及び第一果の道
共戒を捨す。
【六】 聖果を退失すれば、そ
の退失したる聖果の道共戒を
捨す。
【七】 次に不律儀を捨する場
合を擧ぐ。
【八】 一身に男女の二根同時
に生ずる場合を云ふ。
【九】 この段は非律儀非不律
儀を捨する場合を擧ぐ、これ
に六の場合あり。
一、受、誓受の心の止むとき。
二、勢、重行、即ち特別の意
志にて行じ、無表を得たる
ものは、そのことの止むと
共に捨す。
三、作、先に誓受せし通り行
はぬに依りて捨す。
四、事、施捨したる事の壞し
たる時失す。
五、壽、捨壽の時失す。
六、根、善根不善根の斷ずる
時に失す。

に由る。謂はく、身變する時、心隨つて變するが故に。又二形は増上に非ざるが故に。四には因る所の善根を斷滅するに由る。謂はく、表無表業等起の心斷するが故に。是れは此の律儀の因緣斷ずる義なり。盡壽戒を捨するは上の四緣に由る。近住の律儀は亦夜盡に由る。謂はく、近住戒は上の四緣と及び夜盡に由りて捨す。期限を過ぐるが故に。夜盡とは、謂はく、明相の出づる時なり。諸の軌範師は多分に、是くの如き五種の律儀を捨する緣を共許す。

有餘部の師は執す。「隨つて一の墮を感ずる重罪を犯すときに出家の戒を捨す」と。有餘部は執す。「正法の滅する時、別解律儀皆捨せざるは無し。諸の學處・結果・羯磨、所有の聖教皆息滅するが故に」と。對法の諸師は是くの如きの説を作す。爾の時、未だ得せざる律儀を得すること無しと雖も、而も先に得せる律儀は捨する等有ること無しと。

迦濕彌羅國の毘婆沙師は、理教を心に蘊み、是くの如きの説を作す。「隨一の根本罪を犯す時、一切の律儀皆捨の義有るに非ず。然も重を犯す者に二種の名有り。一を具尸羅と名け、二を犯戒者と名く。若し犯す所に於て、悔除すべきを發露悔除すれば、唯具戒と名く。有財者の他に債を負ふ時、名けて富人及び負債者と爲し、若し債を還し已れば但富人と名くるが如し。此れも亦應に然るべきが故に捨戒に非ず。

第二項 定道二律儀の捨

靜慮と無漏の二律儀等は云何が當に捨すべきか。頌に曰はく、

定生の善法を捨するは、

易地と退等に由る。

聖を捨するは得果と、

練根と及び退失とに由る。

論じて曰はく、諸の靜慮地所繫の善法は二緣に由りて捨す。一は地を易ふるに由る。謂はく、上下の生なり。二は退失に由る。謂はく、勝定を退するなり。衆同分を捨すると、及び離染の時も亦

【一】 斷善根捨。

【二】 夜盡捨。

【三】 經部の説。四波羅夷罪の一を犯すときに一切の比丘、比丘尼の戒を捨すとなり。

【四】 法密部 (Dharmagupta) の説なり。正法の滅する時、別解脫戒を捨す。

【五】 結果 (Sambandha) の僧伽の伽藍の範圍を定むること。

【六】 羯磨 (Kamma, Karma) 僧伽の作法のことなり。これに種種の別あり。

【七】 以下經部の説を破す。

【八】 具尸羅 (Sīlappanna) の犯戒者 (Dussīla, Dussīla)。

【九】 以上別解脫律儀を捨する場合を明せし故、今は定生道共二律儀を捨する場合を明す。

【一〇】 上より下に生じ、下より上に生ずる時をいふ。

【一一】 煖、頂、忍、世第一法の四善根の位に於て、上忍と世第一法を除き、煖、頂、下忍、中忍の位にて命終する時に定生律儀を捨するをいふ。

〔阿毘達磨藏顯宗論〕 卷の第二十一

〔辯業品第五の四〕

第十八節 律儀不律儀の捨

第一項 別解脱律儀の捨

是くの如く已に、律儀を得する等を説けり。律儀を捨する等を今次に當に説くべし。且らく云何が別解脱律儀を捨するや。頌に曰はく、

別解の調伏を捨するは、

及び二形俱生と、

有るが説く、重を犯すに由ると、

迦濕彌羅は説く、

論じて曰はく、調伏の聲は律儀の異名を顯はす此れに由りて能く根をして調伏せしむるが故に。

五縁に由りて別解脱律儀を捨す。一には、故捨に由る。謂はく、律儀に於て、阿世耶に由り、欣慕

を懷かず、學處を捨せんが爲めに、有解の人に對し、相違の表業の差別を發起するなり。但、學處

を捨する心を起すに由るに非ず。律儀を得する心の能無きが如きの故に。又夢中に在りては捨は成

ぜざるが故に。但、表業の差別を起すに由るに非ず。忿癡狂等の捨は成ぜざるが故に。但、二に由

るに非ず。傍生等に對し、心を起し表を發すも捨は成ぜざるが故に。

二は命終に由る。謂はく、衆同分の増上の勢力律儀を得するが故に。三には依止の二形俱生する

故捨と命終と

斷善根と夜盡とに由る。

餘は法の滅するに由ると説く。

犯に二有り、負と財との如し。

【一】この卷の初め先づ律儀不律儀を捨する場合を明す。この中先きに律儀の捨を述べ。【二】調伏(Ṭinaya)。毘奈耶と音寫す。單に律とも云ふ。諸根を調御制伏する意味なり。【三】靈壽戒の比丘・比丘尼・勤策女・沙彌・沙彌尼・近事・近事女の七種の律儀は四縁に依り、近住戒は四縁と及び夜盡の五縁に依りて捨す。【四】故捨、意樂捨。【五】阿世耶(Asīya)意樂と譯す。【六】有解の人。こちらの心持を解し得る人。【七】但。一、學處を捨する心を起すのみに非ず、二、但、表業の差別を起すに由るに非ず。又、但、この二のみに由るに非ず、その上有解の人に對してなすといふ條件を要するをいふ。【八】命壽捨。生命の盡きる時に捨するなり。【九】衆同分たるこの身に依りて律儀が相續するものなるが故に、死に依りて身を捨すれば律儀も隨つて捨す。【一〇】二形捨。所依の身に男女の二根を有するやうになれば心も從つて變ずるが故に律儀を捨す。

〔辯定品第九の三〕

第二章 諸禪定の實際的功用

第一節 四無量

第二節 八解脫

第三節 八勝處

第四節 十遍處

第五節 解脫の方法及び順序

第六節 起定の因縁

第三章 辯定品結語

第一節 正法の住世

第二節 造論の主旨

索

引

卷末

四三

四三

四三

四二

四四

四五

四七

四六

四九

四九

四〇

第三節 八等至……………三〇

第一項 總 說……………三〇

第二項 靜慮の意義……………三一

(イ) 靜 慮 支……………三一

(ロ) 支の體性……………三二

(ハ) 染靜慮と支との關係……………三九

(ニ) 不動の意義……………三九

(ホ) 生受の意義……………三九

(ヘ) 上三靜慮……………三九

卷の第三十九……………〔七七—八五〕……………三九

〔辯定品第九の二〕……………三九

第三項 三等至の意義……………三九

(イ) 初得等至……………三九

(ロ) 等至の種類及び順序……………三九

(ハ) 順四分定……………三九

(ニ) 起 等 至……………三九

(ホ) 等至の依身……………三九

(ヘ) 等至の對境……………三九

(ト) 等至の惑を斷ずる作用……………四〇

(チ) 近分の種類……………四〇

(リ) 中間靜慮と近分との不同……………四〇

第四節 諸 等 至……………四〇

第一項 等持の種類(一)……………四〇

第二項 等持の種類(二)……………四〇

第三項 重 等 持……………四〇

第四項 四修等持……………四〇

卷の第四十……………〔八六—八四〕……………四三

第四節 三念住……………三〇八

第五節 大悲……………三〇九

第六節 諸佛の同異並びに佛の三徳に就いて……………三一〇

卷の第三十七……………〔七五六—七七〕……………三一一

〔辯智品第八の三〕……………三一二

第六章 他の凡聖と共通する功德……………三二三

第一節 總説……………三二三

第二節 衆聖と共通するもの……………三二三

第一項 無諍行……………三二三

第二項 願智……………三二三

第三項 無疑解(四辯)……………三二三

第四項 無諍等と邊際定……………三二三

第三節 異生とも共通する徳……………三二三

第一項 八通……………三二三

第二項 三明……………三二三

第三項 三行道……………三二三

第四項 特に神境に就いて……………三二三

第五項 能化所化……………三二三

第六項 特に天眼通と天耳通に就いて……………三二三

第七項 五通の種類……………三二三

卷の第三十八……………〔七六—七九六〕……………三二三

〔辯定品第九の一〕……………三二三

第一章 諸禪定の内容及び過程……………三二三

第一節 四靜慮……………三二三

第二節 四無色……………三二三

第一節	行相の差別	三六
第二節	無漏智と十六行相	三八
第三節	十六行相の實體、能所等に就いて(十六行相の説明)	三九
第四章	十智に關する諸門分別	三四
第一節	性と依地と依身	三四
第二節	十智と四念住との相攝	三五
第三節	十智相互の認識關係	三五
第四節	十智の境に就いて	三六
第一項	十智の緣境	三六
第二項	特に俗智の緣境に就いて	三七
第五節	十智と修行相の成就	三七

卷の第三十六……………〔七三二—七五五〕……………三九

〔辯智品第八の二〕……………三九

第一項	見道位	三九
第二項	修道位	三九
第三項	無學位	三九
第四項	餘位	四〇
第五項	依地	四〇
第六項	四修	四〇
第五章	十八不共法	四〇
第一節	十八不共法とは何ぞや	四〇
第二節	十力	四〇
第一項	佛の心力	四一
第二項	佛の身力	四一
第三節	四無畏	四一

第二項	菩提分法の體……………	三二
第三項	特に念住・正斷・神足に就いて並びに五根五力の區別……………	三三
第四項	諸位と主なる覺分……………	三四
第五項	覺支の有漏無漏分別……………	三六
第六項	覺支と依地……………	三七
第四節	四種の證淨……………	三四
第五節	正智正解脫に就いて……………	三九
第一項	正智正解脫と無學位……………	三九
第二項	正解脫の時……………	四八
第三項	斷障の時……………	四〇
第四項	斷・離・滅の三界……………	四一
第五項	厭と離との關係……………	四二
卷の第三十五	……………	四五
	〔七〇八—七三〕……………	四五

〔辯智品第八の一〕…………… 三五

本論第七分別智品…………… 三五

第一章 忍と智と見との關係…………… 三五

第二章 十智の相に就きて…………… 三六

第一節 十智の開展…………… 三七

第一項 二智三智…………… 三七

第二項 三智を開いて九智とす…………… 三八

第三項 九智より十智に(特に他心智に就いて)…………… 三九

第二節 特に盡智無生智に就いて並びに十智の相攝…………… 三九

第三節 十智建立の理由…………… 四〇

第四節 法智類智の對治に就いて…………… 四一

第三章 十智の行相に就いて…………… 四二

第三項	一來不還の二果に就きて	二五三
第四項	沙門の性の異名	二五四
第五項	沙門果の依身	二五八

卷の第三十二……………〔六六二—六六四〕……………二五九

〔辯賢聖品第七の五〕……………二五九

第五節 阿羅漢の六種性……………二五九

第一項	六阿羅漢	二五九
第二項	六種性と先後天性	二六一
第三項	性果の過失に就いて並びに有退論に關する諍ひ	二六一
第四項	學位と凡位の六種性	二六二
第五項	三種の道	二六四
第六項	羅漢は果退するも更生せず	二六六
第七項	練根の不同	二六九
第八項	九無學	二七三

第七章 學無學位に涉る諸問題……………二七三

第一節	七聖人	二七三
第二節	俱解脫と慧解脫	二七四
第三節	學無學の滿たる條件	二七六
第八章	諸道論	二七八
第一節	四道	二七八
第二節	四通行	二七九

卷の第三十四……………〔六八五—七〇七〕……………二八二

〔辯賢聖品第七の六〕……………二八二

第三節	三十七菩提分法	二八三
第一項	名數	二八三

第二項 第十六心(修道)と聖者の別……………三九

第五章 修道(有學道)……………三一

第一節 修惑と治道の數……………三一

第二節 預流果……………三三

第三節 一來果……………三四

第四節 不還果……………三六

第一項 不還果一般……………三六

第二項 七種不還……………三七

第三項 九種不還……………三九

第四項 七善士趣……………三九

第五項 經生の聖者……………四〇

第六項 靜慮の雜修について……………四一

第七項 五淨居天……………四二

第八項 身證……………四七

第九項 不還の種類に關する結辭……………四八

卷の第三十二……………〔西〕—六六—……………三九

〔辯賢聖品第七の四〕……………三九

第六章 無學道……………三九

第一節 無學果總說……………三九

第二節 治道種々相……………四〇

第一項 道と地染離繫……………四〇

第三項 道と離染との依地の關係……………四〇

第四項 近分と離染……………四一

第五項 道の所縁と行相……………四一

第三節 盡智の後智……………四八

第四節 道果……………四九

第一項 沙門の性果……………四九

第二項 四果とする理由……………五〇

第三章 加行論(三賢四善根).....二六

第一節 緒言.....二六

第二節 身器清淨.....二六

第三節 五停心.....二六

第一項 總說.....二六

第二項 不淨觀.....二六

第三項 持息念.....二六

卷の第三十.....〔五九六—六〇〕.....二五

〔辯賢聖品第七の二〕.....二五

第四節 別相念住.....二五

第五節 總相念住.....二五

第六節 四善根.....二五

第七節 行修得修の行相.....二五

第八節 四善根と諸門分別.....二五

第九節 四善根の功能.....二五

第十節 三乗の轉根.....二五

第十一節 四善根とその修行の期間.....二五

第四章 聖諦現觀(見道位).....二五

第一節 十六心並びにその依地.....二五

第二節 忍智の次第.....二五

第三節 十六心と見修.....二五

卷の第三十一.....〔六一—六四〕.....二六

〔辯賢聖品第七の三〕.....二六

第四節 聖諦現觀と聖者の區別.....二六

第一項 見道位と聖者.....二六

第二項 三性門	四四
第三項 界繫門	四五
第四項 六識相應門	四六
第五項 受相應門	四六

卷の第二十八……………〔五五二—五七七〕……………四九

〔辯隨眠品第六の四〕……………四九

第五節 五蓋……………一五〇

第五章 煩惱の斷滅……………一五三

第一節 煩惱の滅と斷惑の四因……………一五三

第二節 四種の對治……………一五六

第三節 斷惑の處……………一五六

第四節 遠性の四種……………一五八

第五節 惑の再斷と離繫の重得……………一五九

第六節 九遍知……………一六二

第七節 六對果……………一六三

第八節 遍知の建立……………一六五

第九節 機根と遍知の成就……………一六六

第十節 遍知の得捨……………一六八

卷の第二十九……………〔五七三—五九七〕……………一七〇

〔辯賢聖品第七の一〕……………一七〇

本論第六賢聖品……………一七〇

第一章 道の體性……………一七〇

第二章 聖諦論……………一七〇

第二節 特に苦諦に就いて……………一七一

第三節 二諦觀……………一七一

卷の第二十七

〔辯隨眠品第六の三〕

〔五二—五五〕

第一項	三世實有論の根據……………	二六
第二項	頌文に就いて宗趣を顯はす……………	二七
第三項	三世の別に關する四論師の異說……………	三〇
第三節	事の斷と繋の斷との關係……………	三三
第四節	隨眠の隨増……………	三三
第一項	法と識との關係……………	三三
第五節	有隨眠心……………	三五
第六節	十隨眠生起の次第……………	三八
第七節	煩惱生起の因緣……………	三九
第八節	隨眠の異名……………	四〇
第一項	漏瀑流軌取等……………	四〇
第二項	漏等の體……………	四〇
第九節	隨眠等の名義……………	四三
第十節	結等の五種……………	四四
第十一節	結……………	四五
第十二節	五下分結……………	三七
第十三節	五上分結……………	三九
第十四節	縛の分類……………	四〇
第十五節	隨眠の分類……………	四一
第四章	隨煩惱……………	四一
第一節	總說……………	四一
第二節	纏……………	四二
第三節	煩惱の垢……………	四三
第四節	隨煩惱の諸門分別……………	四四
第一項	三斷門……………	四五

第六節 五 見…………… 八六

第七節 特に戒禁取見に就いて其の見集斷に非ざる所以…………… 八九

第八節 四顛倒…………… 九三

第一項 四顛倒の體…………… 九三

第二項 顛倒の條件と廢立…………… 九四

第三項 十二顛倒に關する有部の見所斷論…………… 九五

第九節 特に慢につきて…………… 九五

第一項 慢の種類…………… 九五

第二項 未斷の聖者に慢の起らざる理由…………… 九七

第二章 九十八隨眠の諸門分別…………… 九七

第一節 遍行非遍行…………… 九七

第一項 九十八隨眠の分類…………… 九七

第二項 五部を緣すといふことの意義…………… 九九

第三項 九上縁の惑…………… 一〇〇

第四項 遍行と隨行…………… 一〇一

第二節 有漏縁無漏縁…………… 一〇一

卷の第二十六……………〔五二—五三〇〕…………… 一〇八

〔辯隨眠品第六の二〕…………… 一〇八

第三節 二種隨増…………… 一〇八

第四節 性分別…………… 一〇九

第五節 根非根…………… 一〇九

第一項 不善根…………… 一一〇

第二項 無記根…………… 一一一

第六節 傍論、世尊の無記…………… 一一一

第三章 根本隨眠餘論…………… 一一三

第一節 隨眠の繋…………… 一一三

第二節 三世實有論…………… 一二八

第二項	財に由る別	三七
第三項	田に由る別	三七
第五節	最上の施福	三七
第六節	非聖福田と果の量	三七
第七節	業の輕重	三七
第一項	業の動機に基きての輕重	三七
第二項	因としての完全不完全に基く輕重	三七
第八節	制多に施す福	三七
第九節	施業の果は心に依存す	三七
第十節	戒類の福業事	三七
第十一節	修類の福業事	三七
第十二節	戒修二福業事の果	三七
第十三節	梵 福	三七
第十四節	法 施	三七
第十五節	順三分の善	三七
第八章	業品餘論	三八
第一節	書印算文數の自體	三八
第二節	諸法の異名	三八
卷の第二十五	〔四八七—五二〇〕	三八
〔辯隨眠品第六の一〕		三八
第一章	隨 眠	三八
第一節	隨眠の性能と根本隨眠	三八
第二節	七 隨 眠	三八
第三節	十 隨 眠	三八
第四節	九十八隨眠	三八
第五節	隨眠と見修斷	三八

卷の第二十二

〔辯業品第五の六〕

〔四六—四六六〕

第四項 虚誑語の業道……………三四

第五項 その他の語の業道……………三四

第六項 貪瞋癡の業道……………三五

第七項 業道の名義……………三五

第八項 斷善根と業道……………三六

第九項 業道と思の心所との交渉……………三六

第十項 業道の界趣處に於ける成就と現行……………四〇

〔辯業品第五の六〕……………四三

第十一節 業道と果……………四三

第十二節 附論、邪命……………四四

第四章 業と果……………四五

第一節 有漏無漏の業と五果……………四五

第二節 三性業と三性法との因果關係……………四六

第三節 三世の業と三世の法との因果關係……………四七

第四節 諸地の業と諸地の法との因果關係……………四七

第五節 三學業と三學法との因果關係……………四八

第六節 三斷業と三斷法との因果關係……………四八

第五章 論所説の諸業……………四九

第一節 應所作の三業……………四九

第二節 引業と滿業……………五〇

第一項 二業の相……………五〇

第二項 二類の體……………五一

第三節 三障……………五一

第一項 三障の體相……………五二

第二項 三障と界趣……………五四

目次

阿毘達磨藏顯宗論(四十卷中自卷第二十一至卷第四十)

(本) 四〇四—八三四 (通頁)

卷の第二十一 [四〇四—四二四] 一

〔辯業品第五の四〕 一

第十八節 律儀不律儀の捨 一

第一項 別解脱律儀の捨 一

第二項 定道二律儀の捨 二

第三項 不律儀の捨 三

第四項 處中の無表の捨 三

第五項 非色の捨 四

第十九節 三界五趣の有情と善惡律儀の成就 五

第二章 經所説の諸業 六

第一節 三性の業 六

第二節 福等の三業 六

第三節 順樂受等の三業 七

第四節 三時業 七

第一項 三業、五業、八業 八

第二項 四業の差別 一〇

第三項 三界五趣の造業 一〇

第四項 特に中有の造業に就いて 一一

第五項 定受業の相 一三

第六項 順現報受の業 一三

第七項 現生に造りて現生に果を報ずる業 一四

第五節 心受業と身受業 一五

毗
曇
部

二十四

林
五
邦
譯



CHENG YU TUNG
EAST ASIAN LIBRARY
UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY
130 St. George Street
8th FLOOR
TORONTO, CANADA M5S 1A5

國譯一切經

大東出版社藏版

